

世界恐慌とジャワ農村社会

植村 泰夫

[凡例]

- 1、本稿でのオランダ語、インドネシア語、ジャワ語のローマ字表記については、全て当時のものをそのまま採用した。
- 2、本稿の中に現れる主な単位相互の換算は、次の基準で行った。
1ハウ=0.71ha
1ピコル=61kg
- 3、当時のジャワの行政区画については、provincieを省、residentieを理事州、regentschapを県、districtを郡、desaはデサと日本語で表示した。地名については、県以上をカタカナ、郡以下はアルファベットで表示した。
- 4、本稿で利用した文献・史料は全て略号で表示し、本文と註においては基本的に[]内に示した。略号一覧は、巻末の引用文献・史料を参照されたい。

目次

序章	本稿の課題と方法	
第1節	インドネシア近代社会経済史の中における1930年代	1
1、	オランダの植民地支配	1
2、	世界市場向け商品作物生産の展開と植民地間分業	3
(1)	強制裁培制度下の輸出向け作物栽培の発展	3
(2)	「自由主義」、「倫理政策」下の輸出向け作物栽培の発展	3
(3)	植民地間分業体制とインドネシア	5
第2節	ジャワ社会経済史研究における1930年代	6
1、	ジャワ社会経済史研究の展開	6
2、	恐慌期ジャワの社会経済研究	8
第3節	スラバヤとブスキ	14
1、	地域史研究の必要性	14
2、	スラバヤとブスキ	15
序章	註	17
第1章	世界恐慌下のジャワ	
第1節	世界恐慌とジャワ糖業	24
1、	世界の砂糖生産とジャワ糖価格	24
2、	チャドボーン協定とジャワ糖業	26
(1)	チャドボーン協定の受入れ	26
(2)	VISPの解散とNIVASの成立	27
3、	糖業の恐慌対策と農村社会	28
(1)	諸経費の削減	28
(2)	栽培の縮小	30
第2節	1930年代のジャワ住民農業	32
1、	1930年代ジャワ住民農業の特徴	32
(1)	土地利用の集約化の進展	32
(2)	食糧生産の拡大	33
2、	水田稲作の発展	33
(1)	水稲作発展の構造	33
(2)	籾米価格の動向と政庁の米政策	36
(a)	籾米価格の暴落	36
(b)	米輸入条例とその影響	37
(3)	ジャワ米の流通構造とその変化	39

(a)流通の構造	39
(b)流通の変化	41
3、大豆栽培の拡大	43
(1)ジャワの大豆栽培の特徴	43
(2)大豆栽培拡大の背景	44
4、トウモロコシとカッサバ	46
第3節 農民経済の変化	49
1、「現金不足」の深刻化	49
2、「現金不足」の中味	50
3、「現金不足」に対する農民の対応	51
第1章 註	53
第2章 世界恐慌とスラバヤ糖業	
第1節 スラバヤにおける糖業の分布状況	64
第2節 スラバヤ糖業の栽培の特色	65
1、糖業の栽培方式	65
2、栽培用地の確保の仕方	66
第3節 スラバヤ糖業の恐慌対策	69
1、スラバヤ糖業の経費節減策	69
2、借地料の引下げ	71
3、栽培縮小	73
(1)1931/32年栽培の縮小	73
(2)1932/33年栽培以降の本格的縮小	74
第4節 糖業の栽培縮小に対する住民の抵抗：シドアルジョ県	81
1、初期の運動	81
(1)1932年前半Balongbendo副郡における32/33年栽培縮小交渉	81
(2)ニティレジョ(Nitiredjo)事件	83
(3)前半期の運動の特徴	84
2、ルクンタニの介入と運動の激化：1932年後半期～33年前半期	84
(1)P.B.I.公開集会	85
(2)糖業に対する要求	86
(3)地稅問題	88
(4)デサ役人、デサ首長の協力	88
(5)運動と地域の秩序	90
(6)後半期の運動の特徴	92
(7)弾圧と運動の終息	92

3、運動の構造と意味	94
おわりに	96
第2章 註	98
第3章 世界恐慌とスラバヤ住民農業	
第1節 スラバヤ住民農業の特質	111
1、住民農業をめぐる環境	111
(1)耕地の状況	111
(2)雨季と乾季	111
2、栽培状況	112
(1)主要作物と土地利用頻度	112
(2)水田作と乾地作	112
3、水田農業の特徴	115
(1)灌漑整備状況	115
(2)灌漑規則と糖業	116
(3)水田米作の特徴	120
(4)籾米の流通	122
(5)水田裏作	124
第2節 世界恐慌下におけるスラバヤ住民農業の変化	127
1、糖業の栽培縮小と農業条件の変化	127
(1)利用可能水田面積の増加	127
(2)灌漑制度の変化	128
2、作付面積と作付率の変化	131
3、主要作物の栽培動向	135
(1)水田における栽培動向	136
(2)乾地における栽培動向	142
4、30年代住民農業変化の構造と意味	143
第3章 註	145
第4章 世界恐慌とスラバヤ農民経済	
第1節 スラバヤにおける農民経済の特徴	156
1、農民の収入・支出状況	156
2、農民負債と土地貸出し	161
第2節 恐慌期の農村経済の変化	165
1、地稅納入状況の変化	165
(1)地稅納入状況	165
(2)地稅納入促進策	167

(3)糖業の栽培縮小と地稅納入の困難	168
2、庶民金融と農民經濟の變化	169
(1)貸付引締め策の推進	169
(2)滞納の増加	170
3、現金不足の深刻化	172
第3節 農民負債の激化と高利貸の土地支配の拡大	173
1、30年代における高利貸の活動	173
2、貸付条件	175
3、高利貸による土地集積の進展	177
4、農民經濟の悪化とデサ内諸階層	183
(1)デサ内の階層構造	183
(2)恐慌とデサ内階層	185
おわりに	187
第4章 註	188
第5章 世界恐慌とブスキ糖業	
第1節 ブスキにおける糖業の分布状況	190
第2節 ブスキ糖業の栽培の特色	192
1、借地方法の特徴	192
2、栽培方法の特徴 — Wringinanom糖業の1936/37年栽培の事例	192
3、労働力不足問題	196
第3節 ブスキ糖業の恐慌対策	199
1、経費節減策	199
2、栽培縮小	203
(1)栽培縮小の方法	203
(2)栽培縮小交渉の経過	205
(3)土地貸出者の抵抗	208
第4節 土地貸出者の抵抗の構造：Wringinanom糖業の事例から	210
1、不使用協定締結交渉と貸出者の抵抗	210
2、契約変更交渉と貸出者の抵抗	212
3、抵抗の構造	215
おわりに	216
第5章 註	218
第6章 世界恐慌とブスキ煙草栽培	
第1節 ブスキにおける煙草栽培の構造	224
1、理事州内の煙草栽培分布状況	224

2、農園煙草栽培の特色	226
3、住民煙草栽培の特色	229
第2節 世界市場の動向とブスキ煙草	231
1、ブスキ煙草の輸出構造	231
2、ブスキ煙草農園の恐慌対策	231
3、30年代ブスキ住民煙草の動向	234
おわりに	238
第6章 註	240
第7章 世界恐慌とブスキ住民農業	
第1節 ブスキ住民農業の特質	247
1、耕地の状況	247
2、栽培状況	247
3、生産性の高さとその要因	248
(1)水稲の単位面積当たり収量の高さ	248
(2)高収量の要因	249
4、米の輸出と流通	250
(1)農産物輸出と商品化	250
(2)米の流通	250
5、理事州内各県の農業上の差異	252
6、牛の飼育と流通	258
第2節 世界恐慌下における住民農業の変化	260
1、30年代における水田の拡大	260
2、作付面積と作付率の推移	262
3、主要作物の栽培動向	266
(1)水田における栽培動向	267
(2)乾地における栽培動向	273
(3)ココヤシ栽培の動向	274
(4)牛飼育の後退	274
4、住民農業変化の構造と意味	275
第7章 註	276
第8章 世界恐慌とブスキ農民経済	
第1節 ブスキにおける農民経済の特色	281
1、農民の収支の特徴	281
2、高利貸支配	286
第2節 恐慌期ブスキ農村経済の変化	288

1、経済変化の概観	288
2、恐慌期農民経済の変化の中味	290
(1)地稅納入状況から見た農民経済の変化	290
(2)庶民金融から見た農民経済の変化	292
3、経済変化に対する農民の対応	294
第3節 恐慌期の社会構造変化	295
1、土地所有と地主制	295
(1)不在地主制の展開	295
(2)地主経営の特徴	297
2、大土地占有者と恐慌	299
3、農民負債の激化と大土地占有者の土地支配の拡大	300
(1)農民負債の激化	300
(2)大土地占有者の土地支配の拡大	301
4、恐慌とブスキにおける農民層分解	308
おわりに	309
第8章 註	310
終章 世界恐慌とジャワ農村社会	
1、ジャワの農民にとっての恐慌	314
2、世界恐慌と地域の特徴	316
(1)糖業地帯と煙草地帯	316
(2)共同占有と個人占有	317
おわりに	318
終章 註	320
引用文献・史料	321
図・表	別冊

序章 本稿の課題と方法

本稿の課題は、1930年代世界恐慌期にジャワの農村社会経済の構造がどのように変化したかという点を、スラバヤとブスキという二つの地域を対象に検討することである。以下、ここでは、この課題の持つ意味を明らかにするために、インドネシア近代の社会経済史の中で1930年代のジャワが如何なる位置にあるかを探り、次にこれまでの研究状況の中でのこのテーマの持つ意義を明らかにし、併せて本稿の方法を提示することにしたい。

第1節 インドネシア近代社会経済史の中における1930年代

1、オランダの植民地支配

インドネシア近代の社会経済史を考える時、オランダ植民地支配を契機とした近代的資本主義世界市場への包摂と、その下での現地社会の抵抗と変容という問題が重要であることはいうまでもない。オランダ人が現在のインドネシア地域に初めて到来したのは1596年のことであり、¹⁾その後、1602年には連合東インド会社が設立され、1619年に建設されたバタヴィア(現ジャカルタ)を根拠地として、以降、18世紀末までオランダのアジア交易及びインドネシア植民地支配を担うことになった。²⁾当初、オランダの目的は香料貿易の独占にあったので、インドネシア地域での活動はもっぱら海上交易ルートの支配に向けられた。しかし17世紀後半になると貿易品中に占める香料の比率は次第に低下し、³⁾オランダはこれに代わる交易品を求めなければならなくなった。こうしてオランダは、ちょうどこの頃から、ジャワでマタラム王国の内乱に乗じて拡大した会社領に、コーヒーを中心とする熱帯特産物の栽培を強制供出制度によって開始することになった。⁴⁾しかし、これを中心としたオランダのジャワ支配は基本的には在地有力者を通しての間接的なものであり、また特産物の栽培自体も大規模なものではなかったため、この時期の支配はジャワ社会にそれほど大きな影響を及ぼすものではなかった。また、外領(ジャワ以外の地域)では、交易の展開に伴って獲得された若干の支配地も香料交易の衰退とともに事実上放棄され、ほとんどの地域では実質的支配が展開されることはなかった。

ところが18世紀末に東インド会社が解散し、それ以降の支配を引き継いだオランダ植民地政府の統治期に入ると様相が一変する。外領では、1840年代以降

になると各地でオランダ支配の拡大が本格的に進められ、オランダ植民地権力は現地勢力の抵抗を退け、1910年代には現在のインドネシア共和国の範囲に相当する領域を支配下に収めた。他方、ジャワにおいては、オランダは現地勢力の最大の抵抗運動であったジャワ戦争(1825-30年)を鎮圧して確固とした支配を確立することに成功し、1830年、強制栽培制度を導入し、熱帯特産物生産地として本格的なジャワ開発に乗り出すことになった。そして、これに伴ってオランダ支配は社会の基底部にあるデサ(村落共同体)にまで浸透することになり、ジャワ社会は大きな変容を迫られることになった。⁵⁾

強制栽培制度は、コーヒー、砂糖黍、藍、タバコなどの栽培を植民地政庁が組織して生産物を独占的に買い上げるシステムであり、⁶⁾ これらの産物はオランダ商事会社(Nederlandsch Handel Maatschappij)の手でヨーロッパに運ばれ販売された。⁷⁾ このように、強制栽培制度はいわば国家による独占的経営のプランテーションであり、この限りでは東インド会社時代の強制供出制度と変わるところはなかった。したがって、当時、次第に力を伸ばしてきたオランダ本国の新興ブルジョアジーの参画の場は極めて限定されており、ブルジョアジーの側からのこの制度に対する批判が高まることになった。それは先ずオランダ本国における1848年の憲法改正から具体化し、これによって議会=ブルジョアジーが植民地経営に参画する機会が開かれた。そして、この方向は1854年の植民地憲章(Regeerings Reglement)の制定により、植民地経営の基本原則として確定された。そしてまた、おりしも1840年代頃からジャワの各地で飢饉が続発することになり、強制栽培制度は人道主義的な立場からも批判を受けることになった。⁸⁾

こうして、ジャワでは強制栽培制度は次第に廃止され、民間資本によるプランテーション経営を中心にした植民地開発へと移っていく。いわゆる「自由主義政策」の開始であり、1870年に施行された農地法(Agrarisch Wet, Stbl.1870 no:55)はその画期をなすものであった。そして、これを契機にジャワでは、後述するように、砂糖黍を中心とする輸出向け作物の栽培は更に大きく拡大することになる。こうしてジャワの社会経済は世界市場とのつながりをますます深めたが、この結果、早くも1880年代には世界的な砂糖、コーヒー価格暴落の影響を受けて深刻な経済の悪化を被ることになった。このため、20世紀初頭から、住民福祉の向上を掲げる「倫理政策」が導入されたが、その下で進められた灌漑などのインフラ整備によってプランテーションはますます発展し、1920年代に最盛期を迎えることになった。また、外領でも19世紀末以降になると、西スマトラのコーヒー栽培、東スマトラの煙草、ゴム農園開発、カリマンタンにおける石油開発など、各地で民間資本による開発が急速に進行することにな

った。

以下では、そうした開発の結果としての世界市場向け商品作物栽培の発展をいまいし詳しく追ひ、その意味を考えてみることにしよう。

2、世界市場向け商品作物生産の展開と植民地間分業

(1) 強制裁培制度下の輸出向け作物栽培の発展

インドネシア、とりわけジャワで輸出向け作物の栽培が本格化したのは、1830年に導入された強制裁培制度以降のことであった。強制裁培制度の基本的な考え方は次のようであった。すなわちジャワでは伝統的に主権者はその臣下の土地に対して支配権を行使することができ、その土地から生産物の一般に1/5、時には1/3を現物地代として徴収する権利を持つとの想定の下に、オランダはこの権利を引き継いだものとして、直轄支配地域において輸出向け作物を農民の土地の1/5-1/3に栽培させようとしたのである。⁹⁾

この制度の導入によってジャワの商品作物栽培は大きく発展した。J-1表はその状況を示したものであるが、中心となったのはコーヒーと砂糖黍であった。コーヒーは従来から強制供出制度下でも広範に作られてきており、それほど新しい技術を導入する必要がなかったことにより、すぐにこの制度における中心的作物となり、政庁は1833年、この輸出の独占制度を導入した。他方、砂糖黍は30年代には利益が上がりなかつたが、40年代以降、栽培・加工技術の改善によって着実に拡大した。しかし、最も住民に苦難を与えた藍栽培は伝統的な方法による栽培に向かず、40年代末には対象から外れていく。その他、茶、煙草などにもこの制度が適用されたが、それほど良好な結果をもたらさなかつた [c. E. I. vol. 1:20]。

(2) 「自由主義政策」、「倫理政策」下の輸出向け作物栽培の発展

先述のように強制裁培制度は多くの批判を受けて徐々に廃止され、¹⁰⁾ 1870年以降の植民地開発の担い手は民間資本の手に移った。ジャワでは1870年農地法施行以降、プランテーションが本格的に展開することになる。

まず砂糖は、1870年に公布された砂糖法 (Suikerwet, Stbl. no. 117) で、1879年から栽培を毎年1/13づつ、農民から栽培用地を借地することによって実施する自由栽培へ移行することが決められ、¹¹⁾ 1891年の栽培から強制裁培は完全になくなったが、これを契機にして生産は急速に拡大した。また、農地法の施行細則として同年7月20日に制定された農地令 (Agrarisch Besluit, Stbl. no. 118) によって農園農業のために荒蕪地を長期間(75年)借地することが可能にな

ったために、コーヒーのプランテーションが発展し、また、90年代には茶、キナの栽培も発展した。

J-2表、J-3表は、この時期のインドネシア全体の輸出向け作物栽培と輸出の展開を概観したものである。これらの表から明らかになることの第1は、輸出額の伸びの著しさであり、最盛期の1920年代には強制裁培制度期の20倍近くにまで達している。「自由主義政策」、「倫理政策」が、輸出向け商品生産の拡大に如何に貢献したかがよくわかる。そしてそれは、30年代、世界恐慌の影響によって急減することになる。

第2に、輸出統計の中で農産物が全輸出額に占める比率が、91.3%→91.9%→88.4%→81.6%→74.0%→79.7%→71.5%と、1890年代から低下傾向を示すことである。これは、外領部の開発により、石油、錫などの鉱産資源が重要性を増してきたことによる。こうして20世紀に入ると、外領の経済的比重は大きくなる。

第3は、1910年代からゴム、パーム油などの新しい生産物が統計に登場することであるが、これらは主として外領で生産されたものであり、ここからもその地位の高まりが窺えよう。

第4は、農産物輸出の中で、「その他の作物」の占める比率が次第に上昇していることである。その原因の一部は、農民による商品生産が拡大し、その多くが輸出に向けられるようになったことにある。従来、農民生産による輸出品の大半はコブラであったが、19世紀末頃からそれは多角化したといわれる。輸出額における「小農生産によるもの」の大きな伸びは、こうした農民的商品生産の発展を反映するものである[ibid.:21]。

第5に、本稿のテーマと最も関係深い問題として、生産面における砂糖の圧倒的な伸びを上げなければならない。砂糖はほぼジャワのみで生産され、この時期以降、ジャワの農村経済を大きく規定するものとなる。ただし、1870年代には順調であった砂糖生産の伸びも、80年代には一時的に停滞する。この時期には、先述のように世界市場価格が低落したことに加えて、ジャワではセレー病と呼ばれる病害が蔓延したことによっても、大きな打撃を被ったのであった。しかし、ジャワの糖業はこの危機を生産の合理化と、資本の集中、すなわち農業金融機関によるプランテーション支配の強化によって乗り切ることができた。こうして、砂糖生産は1920年代に頂点を迎えることになる。しかし、同時に30年代の減少が最も激しいのも砂糖である。このことは、ジャワの糖業が恐慌によって壊滅的な打撃を被り、それによってジャワの農村経済が深刻な影響を受けたことを示唆するものである。

以上に見てきたように、強制裁培制度の導入から本格化したインドネシアの輸出向け生産は「自由主義政策」への移行によって著しい拡大を見せ、1920年

代に頂点に達した。インドネシアは世界市場向け輸出作物生産地へと経済構造を変質させられてきたのであり、農民経済は世界市場の動向にますます従属を深めていったのである。そしてそれゆえにまた、世界恐慌の影響は深刻なものにならざるを得なかったのであった。

(3) 植民地間分業体制とインドネシア

さて、以上に述べてきた輸出向け作物生産の拡大は、もう一面では住民の食糧生産を阻害するものでもあった。農地の多くが世界市場向け作物栽培に充てられ、多数の労働力が輸出向け産業に従事したからである。そして、これにJ-4表に示されるような急速な人口増などの要因も重なって、この時期、インドネシアでは食糧不足が恒常化することになった。そのことは、先に見た1840年代ジャワ各地での飢饉頻発からも窺えるように、既に強制栽培制度の初期において最も深刻な形をとって現れたのであった。

こうしてインドネシアは、不足する米を補うため、その供給を外国に依存する度合いを次第に高めていかざるを得なくなる。¹²⁾ そのことは、J-5表の米輸入量の推移から明らかになる。表示のように、「自由主義政策」が開始された1870年代からジャワ・マドゥラの輸入量は急増しており、それ以降は先に見た輸出向け生産の動向とほぼ同様の動きを見せている。このことは、輸出向け生産の拡大とともに、食糧不足が拡大したことを意味している。

それでは、これらの米はどこからもたらされたのであろうか。J-6表は1860年代以降の主要輸入元を示したものである。ここから明らかなように、大半の米は東南アジア大陸部、それもビルマ、タイ、ベトナムから輸入されている。周知のように、19世紀後半には大陸部のイラワジ、チャオプラヤー、メコンといった大河川の下部デルタの開発が進められ、それまでほとんど無住の地であったこれらの地域は一大米田地帯に生まれ変わったのであるが、そのことがインドネシアの食糧不足を補ったのであった。このことは、インドネシア経済の輸出向け生産への特化が、東南アジア大陸部における米田開発を前提にして初めて可能であったことを意味している。それは、この時期に成立した東南アジア植民地分業体制の一環をなすものであった。¹³⁾

こうして見るならば、インドネシア経済は、輸出向け生産物の世界市場の動向によってだけではなく、世界の食糧市場の動向によっても大きく左右される構造を持ったことになる。そして、こうした構造に内在する矛盾が最も鮮明な形で現れたのが、1930年代世界恐慌期であった。したがって、世界恐慌期のジャワ農村社会経済の変化を検討する場合、この両面とのかかわり、前者では特に糖業の動向とのかかわりが重視されなければならない。

第2節 ジャワ社会経済史研究における1930年代

1、ジャワ社会経済史研究の展開

それでは従来、1930年代のジャワの農村社会経済構造の変化はどのように論じられてきたのであろうか。

ジャワ社会の構造をめぐる研究は、既に植民地期から、主としてオランダの植民地官僚、植民史家の手で盛んに進められてきた。それはとりわけ、19世紀以降にオランダの植民地支配が直接にジャワ社会の基底部まで及んだことにより、ジャワ社会の構造の理解が円滑な支配の遂行にとって不可欠になったことと無関係ではない。すなわち、19世紀初め以降に導入された地稅制度、強制栽培制度、1870年以降に本格化した民間資本によるプランテーション開発などは、いずれもデサ(村落)を単位として展開され、この結果、当時の植民地官僚の報告書や著作の中では、そのレベルでのジャワ社会の記述が多数含まれるようになったのであった。¹⁴⁾

その後、これらの研究はインドネシア独立によって中断したが、1960年代末頃からアメリカ、オーストラリア、オランダ、インドネシアそして日本などで、再びジャワ農村社会経済の構造に関する研究が盛んに行われるようになった。いま、それらをここでいちいち取り上げて整理する余裕はないが、¹⁵⁾ その特徴としては(a)対象とする時期が19世紀と1970年代以降の「緑の革命」期に集中していること、(b)歴史研究では未刊行の文書を駆使した、地域レベルの分析が増えつつあることの2つが上げられよう。このことは、本稿の課題設定と方法にかかわる問題を含んでいるので、以下、その事情について簡単に見ておきたい。

第1は、戦後の研究では、ジャワ村落をどのようにとらえるかという点が再び焦点としてクローズアップされてきたことである。このきっかけをなしたのは、インドネシア地域研究の中で提起されたギアツ(C.Geertz)の「農業のインボリューション」説とそれをめぐる議論の展開であった。ギアツは、1963年に初版が出された *Agricultural Involvement, the process of Ecological Change in Indonesia*[Geertz 1963]において、生態学的な特徴からインドネシアを「内インドネシア」(ジャワの大半とバリ、ロンボク=水田が主流)と「外インドネシア」(それ以外の地域=焼畑が主流)に分け、人口増加に対するそれぞれの適応の仕方から、前者では耕作の集約化、特に単位面積当たり労働投入量の増大によって人口収容力を拡大する傾向を持つとする。そして、内インドネシアでは古くから集約的土地利用と高人口密度が見られたが、オランダの植民地支配によっ

て導入された砂糖黍栽培が稲作との輪作で展開されたために、この労働の集約化による稲作の精緻化という適応パターンが一層不可逆的に進行したとし、この現象を「農業のインボルーション」と呼んだ。ギアツによれば、このインボルーションの過程は1830年の強制裁培制度導入に始まり、1870年代以降の民間資本による糖業プランテーションの発展によって満開期を迎えたという。そして、このインボルーション的な適応が、現代のジャワ農村を特徴づける4つの現象、すなわち社会構造における「伝統社会以後的」性格、土地所有における共同体的所有の相対的強化、農業生産における乾季作物の増大、労働機会と所得分配における「貧困の共有」を生んだとする。

このうち、村落の性格づけをめぐる議論との関わりで特に重要なのは、最後の点である。ギアツによると、ジャワ社会は増加する人口圧力と限られた資源の下で、他の「低開発」諸国のように大地主と農村プロレタリアートへと両極分解したのではなく、経済的なパイを絶え間なく微細な断片に分割し続けていくことによって、比較的高度な社会経済的一体性を維持したのであり、農村の階層差は持てる者と持たざる者という違いではなく、「どうやら十分」な人々と「とても十分とは言えない」人々との差にすぎない[ibid.:97]。こうした土地保有や富のほぼ均等な細分化の過程は中東部ジャワで生じ、この結果、農民は概して宗教的、政治的、社会的、経済的な同等性を保ち続けることができたが、他方、等しく生活水準が低下することも余儀なくされた。このように、経済的パイをますます小さな断片に分割することで経済状況の悪化に対応するパターンを、ギアツは「貧困の共有」と呼ぶのである[Geertz 1956:141]。

ギアツのこのテーゼは、発表された当時は、ジャワ社会の特徴を巧みにとらえた議論として高く評価された。しかし、1960年代後半から導入されたインドネシア版「緑の革命」の進展の中で、その農村社会への影響に関する調査が進められた結果、このテーゼでは説明できない現象が次々と明らかにされ、多くの批判にさらされることになった。すなわちそれは先ず、現地調査に従事した経済学者からジャワ社会の現状認識の問題として提出されたのであった。次いでギアツ説の検討は、歴史的視点からのものへと移行して行った。近年のジャワ社会経済史研究はいずれも多分にギアツ説に対する批判を意識しており、研究対象がギアツがインボルーションの展開期とした19世紀に集中していることの一つの理由はこのことによると考えられる。¹⁶⁾

第2に上げられるのは、文書館所蔵の未刊文書利用の進展であろう。こうした文書を本格的に利用してジャワを扱った研究の先駆けをなしたのは、1975年に出されたファッスール(C.Fasseur)の強制裁培制度研究(Fasseur 1975)であった。本書は、それまで主としてVan Deventerが編纂した史料集(*Bijdragen tot*

de kennis van het landelijk stelsel op Java, 3vols, 1865-66)に依拠して行われてきたこの制度の研究に、初めて本格的に未刊行史料を大量に導入したものであった。この結果、同書では従来比較的等閑視されてきた1850年代以降についても詳細な分析を行うことが可能となったが、同時にファッスールは「私は、東南アジアに関する近年の歴史研究の方向は若干の例外を除いて、アジアに視座をおいたものが主流であると確信している。現在支配的になっている考え方に従えば、インドネシアの歴史は、したがってまた強制栽培制度の歴史も、内側から記述されるべきであり、この場合、インドネシア社会が見せた発展が中心に据えられるべきである。しかし、このようなインドネシアに視座をおいた強制栽培制度の把握が、現在なお欠けている地方的、地域的な研究が先行することなしに満足できるだけの結果をもたらすかどうかは問題である。・・・」[Fasseur 1975:xv]と、地域史研究の必要性を強調する。ファッスールによれば、強制栽培制度という1つの統一されたシステムがあったわけでは決してなく、地域毎、砂糖黍栽培の場合には製糖工場毎にさえ大きく異なるという[Fasseur 1977:261-293]。こうした研究は、豊富な史料を駆使して初めて可能になるものであり、ファッスールの研究はその可能性を初めて実際に明らかにした点でも高く評価されよう。かくしてこれ以降、未刊文書を利用した地方史研究が始まることになった。

こうした中で、19世紀と1970年代以降を分析対象にした戦後の諸研究は多くの成果を上げてきた。しかし、その反面、その間の時期を対象にした研究は極めて手薄であり、その結果、19世紀初頭の植民地化の深化から現在に至るまでのジャワ近現代の社会経済構造の変化を一貫してとらえるという点では、残された課題はなお大きいといわざるを得ない。まして、1930年代はオランダ植民地期の最後に位置し、この時期の変化が戦後の社会経済にかなり大きな影響を及ぼしていると推定されるだけに、その研究の意義は大きい。

2、恐慌期ジャワの社会経済研究

さて、それでは以上のような研究状況の中で、これまでのインドネシア社会経済史研究は1930年代世界恐慌期の社会経済変化をどのように論じてきたのであろうか。まず、戦前期の研究は概略的なものに限定されるが、それらの中でこの時期を比較的詳しく扱ったものとしては(a)Vandenbosch 1933(邦訳 大江 1943)、(b)Gonggrijp 1938(邦訳 岩隈 1943)が上げられよう。(a)は、住民の福祉が非常に低下し、この結果、貨幣経済から「農村の局限された経済」へと戻ったと述べ、自給経済への回帰を指摘する。さらに、「ある地方では、住民

はほとんど餓死に瀕した生活をした。結核罹病率は驚くほど上昇した。現実の飢餓を防ぐために、政府は困窮の特に激しい地方に米を配給しなければならなかった。」と、地方的飢餓状態の発生を述べる[大江 1943:324]。また、(b)は、戦前期の著作としては最もよく恐慌期の問題を扱ったものであり、やはり「生産物経済への逆行」を指摘するが、住民は各種の目的のために日常的に貨幣を必要としていたためにそれはごく狭い範囲でしか起こりえず、しかもそうした「生産物経済慣習への部分的逆行」は非常な貧困化の招来を防ぐことができなかったとする。さらに、住民が市場で販売する農産物の価格が大きく下がったのに対して、ジャワの農民が購入しなければならなかった商品の価格の低下はその強度もテンポも弱く、このことが農民経済に大きな苦しみを与えたと指摘する[岩隈 1943:286,288]。両者に共通しているのは住民経済の貧困化の強調であるが、自然経済への回帰については意見が異なっている。ただし、両者ともこの点については十分な論点を提示しているわけではない。

これに対して戦後の著作である(c)Wertheim 1969:105-115は、ジャワの農民が以前の閉鎖的自給的経済に復帰できたであろうかと設問し、たしかにしばらくの間、オランダの新聞や政府報告は、これがかなりうまくいき、ジャワの人々は「驚くべきやり方で経済危機に対応した」と報じたが、それを一般化するのは誤りであり、それは悲惨と貧困への道にすぎなかったとする。すなわち、輸出農産物価格の低下の方が輸入工業製品価格の低下よりも大きかったことが、農民にとって大きな負担となった、東インドは大輸出国であるにもかかわらず、ほとんど全ての国が平価の切下げを実施した時にも通貨の交換レートを維持し、1936年9月に至りようやく切下げに踏み切ったが、この負担は農民に対しても地税と負債の形で影響を及ぼした。この税と負債が、人々が現物経済へと回帰することに対する主要な障害であり、納入時期の遅れなしに地税を払うためにはますます負債を重ねなければならず、また、家計や生存のためのより質の悪い食糧購入のために以前よりも多くの米を売らねばならなくなった。このように、ウェルトハイムは農民経済の貧困化を強調する。同時に彼は、この時期には多数の農民が、小規模工業、商業、ランボン移民などの形で農外産業に従事したことを指摘し、それは古い伝統からの解放、全社会構造の弛緩を意味するものであるとし、さらにインドネシア人中間層が繊維工業などの分野で活動、高い独立性を保ったとし、こうした動きを「恐慌期の困難に対する新たなダイナミックな適応の要素」と評価している。そして、社会階層分化の拡大とインドネシア人中間層の形成をこの中に見ようとしている。

ウェルトハイムもまた、貧困化を強調する点では先の二作品と共通しているが、自然経済への回帰については否定的である。また、本書の目新しい論点は

農外産業と中間層形成の意義を高く評価することであるが、十分な論証はなされていない。

以上の諸見解がいずれもジャワ、あるいはインドネシアを一般的に論じているのに対して、先に述べた地方史研究の進展を踏まえて分析対象地域を絞って問題を細かく論じたものとして上げることができるのが、(d)ジョクジャカルタを対象にして論じたオマリーの学位論文(O'Malley 1977)及び(e)パスルアンに関するエルソンの著作(Elson 1984)の Chapter 8(233-253)である。

オマリーのジョクジャカルタ社会の変化に関する議論は、大要以下の通りである。ジョクジャカルタの経済は、完全にヨーロッパ人資本のプランテーション(この地域では、タバコ栽培、砂糖黍栽培が中心であったが、特に後者は圧倒的に重要であった)に依存していたわけではないし、また、全面的に農業に依存していたのでもなかった。バティック産業、銀細工、商業、竹細工、マット製造、バスケット製造などの産業があり、こうした産業の多様性は、恐慌の到来によってプランテーションが没落し農産物価格が暴落した際に、恐慌の衝撃を緩和する役割を果たした。最大の農企業である糖業は、生産調整とコスト削減で恐慌に対応したが、結局、大幅な栽培縮小を実施することで恐慌期を生き延びることができた。こうした状況は、先ず、糖業に土地を貸し付けているスルトン家、バクアラム家にとっては大幅な収入減を意味し、この結果、教師養成、農業振興、融資、道路、水路などのインフラ整備、治安維持などの点で滞りが発生した。他方、農民にとっては、例えば、1924年の報告では中部ジョクジャカルタの農民の現金収入の98%以上がプランテーションからの収入であったという状況の下で、糖業の栽培縮小と賃金カットは、恐慌前のf830万から1933年のf230万へと、現金収入の激減をもたらした。このことは同時に食糧作物生産の大拡大をももたらしたが、食糧価格の暴落のために農民の現金不足はほとんど解決されなかった。この結果、農民は現物支払いで労働力を交換したりすることになった。政府は、税の引下げを実施したが、それは農産物価格の低下やプランテーションからの収入減を埋めるにはほど遠く、この結果、税の滞納が広がり、また農民負債が増加した。こうして、ジョクジャカルタの農民は「なお、家、着物、食物は持っているが、自給と物々交換にもとづいた経済へと引き戻されざるを得ないという、複雑でわけのわからない地位」に立たされたのである。一方、農外産業については、銀細工は政府の援助もあって30年代後半期には拡大した、バティック産業は原料の高騰と製品市場の購買力後退により大きな打撃を被った、織物、金属細工、なめし皮産業も大きく後退したとする。しかし、こうした比較的規模の大きな産業の後退とは裏腹に、農村家内工業としての織物業、竹細工などは恐慌期を生き抜き生産を伸ばしたし、タバコ巻き産

業や石鹼製造業などの新分野が登場した。結局、このようにしてジョクジャカルタでは貨幣経済における工業部門の占める役割が大きくなったのであるが、それは、農業部門の現金収入源としての役割が低下したため、それを埋め合わせるものとしての役割を担って登場したことによるものであって、その背景には特に女性労働者の努力と自己犠牲があったのである。

以上要するに、オマリーは農民経済の変化の問題として、現金不足、現物経済への回帰、負債の深刻化、製造業部門の役割の増大という点を指摘するのである。このように産業構造の変化を指摘した点は評価されるべきであろうが、社会経済構造、特にデサ社会の構造そのものの変化にまでは検討が及んでいないといえず、この点では従来の水準からあまり進んだものではない。

これに対して、エルソンの研究は、糖業の集中する地域の一つであるパスルアン理事州を分析対象にして、恐慌下の農村社会経済構造の変化を初めて正面から論じたものであり、それまでの研究水準を大きく越えたものであるといえる。以下、やや詳しく紹介することにしよう。

エルソンは、先ず、糖価の暴落によって生じた砂糖黍栽培面積と操業糖業の激減を指摘し、こうした中で糖業が借地契約を破棄しようとしたことに対して、多くの土地貸出者農民はそれに応じたが、それは彼らの大半が、失うものは借地料の将来の分割払いの約束以外にはなかったからであり、結局、彼らは補償支払いを受け取って自分の土地を取り戻したとする。こうした農民の従順な対応の背景には、住民が従来から糖業への依存が大きかったこと、村落首長や上級官吏がこうした交渉に動員され、糖業側に立って動いたという事情もあった。しかし、一部の農民、特に富裕で教育のある農民はしばしば抵抗し、また、インドネシア民族同盟(P.B.I.)などの民族主義団体が農民の要求を支援して活動することもあった。

いずれにせよ、こうした形で実施された糖業の栽培縮小は、パスルアン農村社会に極めて大きな影響を及ぼしたのであるが、それは巨額の現金収入源の突然の消滅を意味し、農民は手持ち現金の不足をきたし、この結果、税の滞納、現物や労働での支払いの増加、小商業、小工業などの困難、スラメタンの回数の減少などといった現象が発生した。しかし、その一方では税と食糧品価格が低下したことによって、実質収入が落ち込んだ人々でさえ、餓死の危険はなかった。糖業の没落で最も大きな打撃を受けたのは、農村社会から完全に切り離された熟練常雇労働者、特に管理職と技術者であり、非熟練労働者の場合、特に季節労働者の場合は、糖業が返還した水田で展開された住民農業に吸収され、そこで雇用機会を見つけることができたとする。

そして、エルソンによれば「上述の全ての展開は、糖業地帯における根本的

な再編のための要素をなした」のであるが、その再編とは、「多くの点において1830年代の強制砂糖黍栽培の導入に伴って現れたパターンの逆転をなすもの」であり、具体的には次のような農村社会経済構造の変化が生じたとする。

すなわち彼は、農民を富農(the prosperous)、貧農(the poor)、中農(the middle peasant)に分け、それぞれの階層の変化を検討する。先ず、富農とは退職村長や退職官吏でその権威を利用して富裕化した人達、農民の経済的弱さを抜け目なく利用した企業家たちからなる大土地所有者であるが、この階層は恐慌によって壊滅的な打撃を被り没落せざるを得なかった。彼らは、土地の多くを糖業に貸し付けたり、あるいは小作に出していたが、糖業の借地面積が縮小したことや現金不足のために小作人が小作料を支払えなくなったことが原因である。次に貧農は、富農ほどドラスチックな没落を経験しなかった。彼らは一般的には、住民農業の中に生存の必要を満たすだけの収入を得られる仕事を見つけたことができた。ただし、本来彼らの生活は限界ぎりぎりであったので、天災や凶作といった事態が発生すると、その影響は破滅的であった。第3に中農は、「この困難な時期を最もうまく生き抜いたと思われるのは、自分と家族の生計を支えるのに十分な土地だけを持つ農民であった」と評価される。彼らは富農や貧農よりも柔軟性があり、その現金支出を本当に必要なものだけに限定すれば「少なくとも生きるために十分な食料を確保できた。」例えば、取引を現金でなく物々交換で行ない、スラムタンの回数を減らし規模を縮小し、塩や肉の消費を減らし、米をより安い食物に変え、バチックの衣類をプリント製のものに変え、銅製の鍋ではなく錫製のものを使ったと考えられる。もちろん彼らにとっても恐慌の影響は大きく、特に現金不足と農産物価格の低下にもかかわらず借金の返済や諸負担の遂行をしなければならなかった初期の時期には事態が深刻であったが、これらの解決の鍵は「疑いもなく中農が自分自身の小区画を経営し管理していたという事実の中にあった。彼らはその費用よりも多くを生産し得るだけの利用可能な資産を持っていた。この小土地所有者が行なったと思われることは、彼の土地をその収益性を高める試みの中でますます非情に経営したことであった。これが、国内生産物の価格の低下を十分には考慮に入れなかった諸義務(地税、金貸しからの借金など)を果たすのに十分な金を掻き集めることのできる唯一のやり方であった。」具体的にはそれは、(1)糖業の返還地で米作を展開したこと、及び、それにもまして重要なこととして、(2)従来よりもずっと集約的な、かつてないほどに土地を効率的に利用するという農業の在り方、すなわち作物サイクルを短縮し、農業技術を改善して、時間と土地を最大限にまで活用するという形をとって現われた。このことは生産を高めたのみならず、土地なし農や糖業からの失業者の労働機会をも増やし、単位

面積当たりの投入労働量を増やし、安い労働力であるクーリーや小作人が更に集約的でさまざまなパターンをとる収穫に余分に労働力を提供することとなった。そして、こうした中、おそらく多数の中農が富農が安く手放さざるを得なかった土地のいくらかを手に入れたであろうとする。

18,
以上のようにエルソンは農業経営のあり方に着目して、大土地所有者の困難と中農＝自作農の相対的安定を指摘した。すなわち、農民層の中農平準化説ともいべき見解であり、スベンソン(Thommy Svensson)は、以上のようなエルソンの議論を「彼の結論は全くシンプルである。すなわち、恐慌がパスルアンにおけるインボリューションの過程をスタートさせたのである。土地保有エリートは、現金流通が消滅した時に没落した。土地なしは激しく損害を被った。ただ、家族の生存の必要を満たすだけの土地を持つ『中農』だけが、比較的無傷で逃れた。」と要約し、高く評価した[Svensson 1985:35-37]。

エルソンの見解は、農民層分解論の立場から恐慌期のジャワ農村社会経済構造の変化を初めて本格的に論じたものであり、しかも農業経営のあり方を視野に入れた点で従来の研究水準を大きく越えるものであると思う。しかし、いくつかの点でエルソン説には問題がある。先ず全体的な印象として、エルソンの説は必ずしも十分な史料的裏付けを持っているようではない。いくつかの例を上げると、大土地所有者の没落の原因としている小作料の未払いということは、実証されていない。中農が生活を合理化したという部分は、彼が用いた史料(Lette 1933, dl.2:64)を見ると、恐慌期の農民一般の対応を示すものであって、中農の特性を述べたものではない、農業技術の改善云々は具体的な中身が示されているわけではない、等等。こうしてみると、エルソンのように経営の集約化を中農の相対的安定の最大の根拠と考えられるか、仮にそうであったとしても果たしてこれが中農一般の属性であったのかはなお検討の余地があり、また、そういう傾向が論理的に存在したとしても、それがどの程度にまで現実に進行したのかは改めて検討することが必要であろう。第2に、エルソン説からは、農民が経済の悪化に一貫して経営の集約化で対応したというイメージが描かれるのであるが、それほど単純なものであったのだろうか。恐慌の影響は30年代前半に著しかったが、30年代後半には経済の回復期に入る。本稿ではこうした農民を取り巻く状況の変化にも目配りしながら、この問題を考えることにする。第3に、エルソンが富農をいう場合、視野に入っているのは地主経営の側面だけであり、彼らが如何にして土地を集積したかという視点が全く欠落していることは大きな問題であろう。後章で詳述するように、農民の階層問題を考える場合には、富農層の高利貸としての側面、さらにデサの範囲を越えて展開した高利貸支配の問題をも見なければ、トータルに論じることは不可能なの

であり、本稿ではこれらの点を検討した結果、エルソンとは異なる階層変化のイメージを提出することになる。

以上の研究状況を踏まえて、本稿では1930年代の世界恐慌の下で世界市場向け輸出作物栽培と住民農業がどのような影響を被り、その結果、農民経済がどのように変化したのか、そしてそのことにより農村社会経済構造がどう変化したのかを、農民階層の変動に焦点をおいて検討することにしたい。

第3節 スラバヤとブスキ

1、地域史研究の必要性

ところで本稿では、以上の検討をするに当たって分析対象地域をスラバヤとブスキという2つの地域に限定するのであるが、ここではそのことの原因を述べておきたい。

筆者は、ジャワの社会経済構造の変化を論じる場合、現在の研究状況ではファッスールが指摘したように、なお地域史研究を積み重ねる必要があると考えている。それは何よりも、ジャワ社会が極めて多様な地域差を含んでいるからに他ならない。

第1に、ジャワの全域で同じように世界市場向け商品作物生産が行われていたのではない。例えば最大の輸出作物である砂糖黍の栽培は中ジャワから東ジャワにかけて集中しており、西ジャワではチルボンを除けば栽培はない。また、煙草栽培は王侯領、ケドゥー、ジャバラ・レンバン、ブスキ、パニユマスといった諸理事州で盛んであるが、後述のように30年代のその価格の動きは砂糖黍などとはかなり異なっている。さらにこうした輸出向け商品作物栽培がほとんど行われていない地域もある。恐慌の問題を考える場合には、こうした差は、農村社会へのその波及の仕方に違いを生むと考えられる。

第2に、住民農業を見ても、水田と乾地の比率、灌漑の整備状況の差などにより生産性にはかなりの地域差がある。栽培される作物が米に特化しているのか、それとも他の作物の比率が高いのかといったことも、その地域の経済のあり方に大きく影響するものである。

第3に、農村社会構造に大きく影響する水田所有のあり方を見ると、歴史的には共同占有と個人占有に大別されてきた。前者は、売却することができない、割替を実施するなど水田に対してデサの様々な規制が強く働き、水田に対する耕作者の個人権が希薄であるような所有形態のことであり、19世紀の時期には

中ジャワから東ジャワにかけて主要な形態であった。これに対して個人占有とは、デサの規制が相対的に弱く、世襲や売却が可能であり(ただし、他デサ住民への売却は禁止されるなどの規制があり、この点では排他性を特徴とする近代的所有権とは異なる)、西ジャワと東ジャワの東の端(東端地方)において主流であった所有形態である。この結果、土地集積のあり方には、両形態で極めて大きな差が生まれることになる。すなわち、前者では地主的土地所有が十分には展開しなかったのに対して、後者では数十ハリの規模を有する大地主が出現することになる。加えて、こうした水田所有形態の違いは村落の社会構造の差や村落首長の地位にも影響を与えてきたのであった。¹⁷⁾

2、スラバヤとブスキ

それでは、本稿で対象とするスラバヤとブスキは、ジャワの中ではどのような地域であろうか。図1に示されるように両地域は東ジャワに位置するが、先ず典型的な糖業地帯であるという点では共通している。1930年の数字でいえば、ジャワ全体の糖業数は179であるが、スラバヤにはこのうち35、ブスキには12が立地し、同年の収穫面積が全体に占める比率はそれぞれ14.7%、7.7%に達する[1.0.1931II:tabel 199]。このように一般的にいえば両地域は世界市場との結びつきが極めて強い地域である。ただし、後に詳述されるように、スラバヤの場合にはほぼ砂糖黍栽培に特化しているのに対して、ブスキの場合には州内をさらに細かく見るとむしろ煙草栽培の方が重要な地域、ヨーロッパ資本の農園がほとんど意義を持たない地域も存在するという違いがある。

第2に、両地域は土地所有形態では全く対照的である。すなわち、水田所有形態を見るとスラバヤでは毎年の定期割替を伴う共同占有が一般的であるのに対して、ブスキでは世襲的個人占有が圧倒的に優勢である。このことは、恐慌の影響の現れ方に土地所有形態の違いによってどのような差が出るかを検討する上で、好都合であると考えられる。

第3に、両理事州は人口や耕地状況などの点でも対照的である。J-7表、J-8表から、それぞれの特徴を検討しておきたい。まず、人口密度を見るとスラバヤ理事州の1km²当たり539.98人という数字はジャワ・マドゥラの1930年当時の18理事州中で最も高い。ちなみにジャワ・マドゥラ全体の平均値は316.11人である。この地域は人口過密地帯なのである。これに対してブスキの205.52人という数値はバンテン、バイテンゾルフに次いで下から3番目であり、ここは最も人口の希薄な地域の1つである。いま、1920年から30年までの時期の各県毎の人口増加率を計算すると、スラバヤ理事州では大都市スラバヤを擁するスラ

バヤ県のみ33.3%と高いが、残る3県はジョンパン9.4%、モジョケルト7.5%、シドアルジョ3.4%と、ジャワ・マドゥラ平均の18.8%を大きく下回っている(両理事州内の行政区画については図2を参照)。これに対して、ブスキ理事州ではパニユワンギが74.3%、ジュンブル37.6%と20年代の人口増は極めて著しく、残る2県もポンドウォソ22.3%、パナルカン20.7%と平均を上回っている。このことは、既に20年初めにおいてスラバヤ理事州では人口増加の余地がないほどに開発が進んでいたこと、これに対してブスキ理事州の場合には、20年代にも開発が大きく進んだが、なおその余地が残っていることを示唆している。¹⁸⁾

この点を耕地の状況からも見ておこう。いま、耕地が総面積に占める割合を見ると、スラバヤでは67.4%とジャワ・マドゥラの平均値57.9%を大きく上回り、耕地開発がほぼ限界に来ていることを示しているが、ブスキの場合はわずか38.1%にすぎず、なお未墾地が広大であることがわかる。そしてこの違いは、後述するように両地域における30年代住民農業の発展のあり方の差となって表れる。次に耕地のありようを見ると、スラバヤでは水田が全耕地の63.6%を占めるのに対して、ブスキでは39.6%にすぎず、後者では乾地における農業も重要な役割を占めていることが推定される。

以上、2つの地域の特徴を見てきた。両地域ともにプランテーション地帯であり、恐慌の影響を直接的に被らざるを得ない地域であるという共通性を持つが、土地所有形態は対照的であり、また、スラバヤは開発がほぼ限界に達した地域であるのに対して、ブスキはなお一種のフロンティアの性格を持っているという違いがあると要約できよう。

本稿ではこれらのことを踏まえつつ、以下、第1章では恐慌期のジャワ全体を概観する。次いで第2章ではスラバヤにおける恐慌下の糖業の問題、第3章ではスラバヤ住民農業、第4章ではスラバヤにおける農民経済の変化の問題を検討し、第5章はブスキにおける糖業、第6章はブスキの煙草栽培、第7章はブスキの住民農業、第8章はブスキ住民経済の検討に当てることにする。そして、終章ではこれらを総括することにした。

序章 註

- 1) 当時のヨーロッパでは東インド産香料に対する需要が高まり、各国が争って東インドへの航海を試みたのであるが、オランダの最初の航海は、遠国 (van Verre) 会社が派遣したハウトマン (Cornelis de Houtman) の率いる船隊によるものであり、1595年4月にオランダを出航し、14ヶ月後の96年6月23日に西ジャワのバンテンに入港した。同船隊はそこからジャワ北岸沿いに東航してバリ島に至って、ジャワ南岸を回って帰国の途につき、97年8月にオランダへ戻った。この航海は持ち帰った荷は少なく利益も僅かであったが、自力で初めて東インドに到達しことによって、その後の航海の先鞭を付けたものであった。これ以降、様々な会社(いわゆる先駆諸会社)が次々に設立され、争って東インドへ向かうことになった。しかし、こうした会社の乱立は東インド商品の価格低下を招き、結局、1602年、各社が合併する形で「連合東インド会社」(Vereenigde Oost Indische Compagnie)が設立されることになった。この第1回の航海の様様については、ハウトマン、ファン・ネック 1981 を参照。
- 2) 東インド会社は特許独占会社であり、希望峰から東マゼラン海峡に至る地域での貿易独占権を付与された他、外国君主及び国家と条約を締結し、軍艦を置き、要塞を築き、貨幣を鑄造し、地方官を任命する権利を有した。東インド会社設立の事情については、大塚 1969 第3章を参照。
- 3) グラマン(K.Glamann)によると、東インド会社の交易は17世紀を通して着実に拡大しているのであるが、その輸入品の中に占める香料(スパイスとコショウ)の比率は1619~21年の74.0%から、1648~50年には68.2%、1668~70年には42.6%、1698~1700年には22.9%と17世紀を通して確実に低下し、最後の時期には金額も減少している。これに代わって最重要品になったのは織物であるが、世紀末になると新たに茶とコーヒーも重要な貿易品として登場する。なお、アムステルダムにおける会社の販売品目の比率を見ても、17世紀後半から18世紀後半にかけて香料の比率は確実に低下しており、織物、そして18世紀中頃からは茶・コーヒーの比率が急上昇している[Glamann 1958:13~14]。
- 4) 強制供出制度については、田中 1960, 1961、大橋 1987a, 1987b, 1989, 1992などを参照。
- 5) ジャワにおけるオランダ支配の浸透の時期区分については Burger 1939: 257 を参照。
- 6) 強制裁培制度については、Fasseur 1975 などを参照。
- 7) オランダ商事会社については Mansvelt 1925~26 を参照。

- 8) こうした状況下でオランダ社会に特に衝撃を与えたのは1860年に出版された小説 *Multatuli, Max Havelaar of de koffieveilingen der Nederlandsche Handelmaatschappij* であった。作者の Multatuli は本名をダウエス・デッケル (Douwes Dekker, 1820-1887) といい、植民地官僚として1846年から1857年までマナド、アンボン、ジャワ島各地に勤務した。この作品は、自らの西ジャワにおける体験をベースに、作者の分身であるマックス・ハーフェールが西ジャワのルバック県の副理事官として、強制裁培制度下で不当な中間利益を得ている原住民官吏を告発し行政改革を図るが、その献策が受け入れられず、ついにバタヴィアの総督に直訴した後辞職するという内容である。強制裁培制度下のジャワの農民の悲惨な状況を描き出して、当時のオランダ文学の中に新しいリアリズムの文体を確立したものであるといわれるとともに、その内容はオランダの改革主義者とインドネシアの民族主義者に大きな影響を与えた。その後、この小説は多くの版を重ね、現在でもオランダ文学の古典的地位を占めている。
- 9) ただし、近年の研究では、実際には地域差が大きく、強制裁培制度を統一した1つの制度として見ることはできないとする見解が有力である。また、西ジャワのプリアンゲル地方は、コーヒーによる現物納入を内容とする別の制度＝プリアンゲル制度が存在しており、強制裁培制度の導入対象から外され、またいわゆる私領地 (*particuliere landrijen*) も対象外におかれた。なお、この制度の実施に伴って、1810年代のイギリス中間統治時代に導入された地税 (*Landrente*) は、理論上は廃止されるはずであったが、現実には徴収が続けられた。強制裁培制度下の地税については Niel 1992の1章を参照。
- 10) 主要作物の強制裁培廃止年代は、1862年コショウ、63年チョウジ、ニクズク、65年藍、茶、肉桂樹、66年煙草である。こうした中で、コーヒーの強制裁培のみはアチェ戦争による政庁財政悪化のために継続されたが、1880年代初めをピークとしてそれ以降は急激に生産が減少し、1918-19年に廃止された。
- 11) こうした自由栽培の土地確保のためには借地の仕方を法的に規定することが必要であったが、それは1871年の借地令 (*Grondhuur Ordonnantie, Stbl. no.163*) で初めて具体化された。その後、借地令は1879年 (*Stbl. no.209*)、1895年 (*Stbl. no.247*)、1900年 (*Bijblad no.5520*)、1918年 (*Stbl. no.88*) によって数回の改正を受けたが、これによりプランテーションの借地条件は次第に緩和されていき、本稿が扱う時期に有効な1918年借地令では、最長21年半までの借地が可能になった。
- 12) もともとインドネシア、特にジャワは古くから米の輸出地として知られて

おり、例えば、インドネシア海域における香料貿易の中で、モルッカ諸島の香料に対する対貨としてジャワの米は重要な位置を占めてきた。また、トメ・ピレスは、スンダ(西ジャワ)には米が毎年ジャンク10隻分も売ることができるほどあり、ジャオア(中ジャワ-東ジャワ)には4-5種類の莫大な量の米があり、主要な商品であると述べている[ピレス 1966:299,313-314]。

- 13) 東南アジア植民地間分業体制に関する最近の論稿としては、加納 1991: 52-67 を参照。
- 14) 植民地期の研究の中でとりわけ大きな影響力を持ったのは、ライデン大学を中心に展開された慣習法研究であろう。中でもフォーレンホフェン(Van Vollenhoven)は最も体系的に議論を展開しており、*Het Adatrecht van Nederlandsch-Indie*, 3 vols, 1906-1918, *De Ontdekking van het Adatrecht*, 1928 など多数の著作を残した。フォーレンホフェンはインドネシア地域を19の慣習法圏に分けて、それぞれの社会構造の違いを解明した。彼の議論の概要については、さしあたり馬淵 1969 を参照。また、*Het Adatrecht van Nederlandsch-Indie* の一部は、英訳され解説付きで出版されている(J.F. Holleman, ed., *Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law. Selections from Het Adatrecht van Nederlandsch Indie*, 1981)。また、こうした研究の進展に伴って収集されたインドネシア社会に関する膨大なデータは、*Adatrechtbundels*, 45 vols, 1911-1955 として集大成されたが、その地域区分はフォーレンホフェンの慣習法圏をそのまま踏襲している。これらの慣習法に関する研究は、インドネシアを構成する各地域の社会構造理解のための、基礎的なデータを提供するものである。

戦前期からの研究で、インドネシア社会の構造についての代表的な議論を展開したものをいま一つ上げるとするならば、ブーケ(J.H.Boeke)の「二重経済論」であろう。彼の議論を一口で言えば、インドネシア社会には西洋企業に代表される「資本主義的セクター」と自給的な「原住民セクター」が並存し、両者が互いに影響を及ぼすことがほとんどなかったということになる。この議論は1953年に出版された *Economics and economic policy of dual societies as exemplified by Indonesia* に集約されている。「二重経済論」に対しては、戦後、様々な批判が寄せられたが、その大半は両セクター間の相互影響に対してブーケの評価は過小であるという点に向けられている。なお本書は、永易浩一訳『二重経済論』(1979年、秋葉書房)で翻訳されており、その解説にはこの議論をめぐる批判、論争が整理されている。

- 15) 近年のこれらの研究動向については、さしあたり宮本 1986, 1992, 1993, O'Malley 1990 などを参照。なお、このうち、宮本 1993 はわが国で初めて

19世紀のジャワを中心としたインドネシア経済史の展開を論じた著作であるが、これに対する筆者の見解については『アジア経済』36巻3号(1995年3月)所載の書評を参照されたい。

さて、近年のジャワ社会経済史研究の具体的な論点は多岐にわたるが、その中でも中心的な位置を占めるのが、デサの性格をどうとらえるかということである。それはまた、植民地期以来の重要な問題でもあった。

デサをヨーロッパ人が認識し始めたのはそれほど古いことではなく、19世紀の初めの植民地支配の深化以降であり、主として植民地行政に携わった植民地官吏の手で研究が進められた。ところで、こうした19世紀の植民地官僚のデサ社会の理解の仕方には、ヒュスケン(Frans Huesken)の整理に従うならば、共通点があったという。すなわち、彼らはジャワのデサを「階層未分化の、小農民の共同体であり、閉鎖的自給的で生存水準を満たすに十分な生産を上げ、市場向け生産は極めて限定されたものにすぎない」、すなわち、ジャワのデサは経済構造としては自給自足的であり、社会構造としては平等な社会であると見たのであった。こうした伝統的なデサ観はその後の研究の主流となってきたが、ヒュスケンによればさらに独立後のインドネシアの指導者のデサ観にまで受け継がれてきたという。すなわち、スカルノはインドネシアの政治の基礎に「マルハエニズム」(=一種の大衆主義)を提起したが、その基礎にはインドネシア社会の大多数は「自分の労働力を売ることもせず、他人の労働を搾取することもしない人々によって占められている」という現状認識があった。

こうした伝統的デサ観は、近年の19世紀を中心としたジャワ農村社会研究の進展の中で批判にさらされるようになってきた。近年の研究の進展が明らかにしたのは、次のような諸点であった。ジャワの農村では既にかかなり古くから住民による商品作物栽培がかかなり広範に展開されていたこと、19世紀におけるこうした栽培の担い手はデサ首長を中心とした村内有力層であった、こうした状況を反映して土地所有にもとづく農民層の分解は既に18世紀末に見い出される。そこでは、しばしば広大な職田をもち、住民から不払い労働を徴発することのできる上層のデサ役人層、村落の水田に対する権利を持つが同時に労役負担義務をも持つ自立的農民層(中核村民、sikep, gogol)、そうした農民層とパトロン＝クライアント関係で結びついている水田無所有グループや「従属層」の3階層が存在したという[Huesken 1989:13-35]。

以上、ヒュスケンの整理に従って近年のデサに関する研究の成果を見てきたが、こうした共通の認識の下にいくつかの点では重大な意見の対立がみられる。その中で最も重要なものの1つは、デサを共同体と見るか否かという

ことであろう。伝統的デサ論では、ニュアンスの違いはあるが、デサ＝共同体とする考え方が一般的であり、そうした立場は近年のデサ論でも継承されてきた。これに対して真っ向から反対の見解を述べたのがブレマン(J.C. Breman)であった。彼は「植民地的構築物」としての「村落団体」というテーゼを提出した。すなわち彼は、主にプリアンガン、チルボンなど西ジャワの事例に依拠して、19世紀初めまではジャワでは「中間首長」(tusschenhoofden＝上級権力と村落首長の間に位置し、数ヶ村を司る首長)の役割が極めて重要で、彼らによって「村落住民は縦の線によって分割支配」されており、かつて慣習法学者が主張したような「地域性にもとづく(村落)統合」は弱かった、つまり、当時のジャワ農村社会において最も基本的な社会関係は村落ではなく、「農民世帯と彼らのパトロンの間の関係」であったとする。ここから、ブレマンは「共同体(gemeenschap)としてのジャワのデサは、ヨーロッパ製品にすぎず、しかもそれはいつか昔に発見されたものではなく、後から構築されたもの」とするのである[Breman 1981:187-215]。

しかし、ブレマンのテーゼにはいくつかの難点があるように思う。第1に、彼がこの考え方の根拠にした西ジャワ地方は、ジャワの中では例外的に共同体的結合の弱いところであり(例えば、土地所有の面では共同体規制の弱い世襲的個人占有が支配的であり、村落の地理的な構造も中部ジャワのような集村ではなく、散村である)、これをもってジャワ全体を論じるという方法には大きな問題がある。第2に、村民と支配者との従属関係があるからといって、それと農民間に取り結ばれる共同体的関係を直ちに両立不能のものとして、後者の存在が否定できるであろうか。このような点を中心にして、ブレマン説にはその後、多くの批判が提出されている。

この問題の背景には、具体的にはジャワの土地権、特に中・東部ジャワに広範に見られた水田の共同占有の起源をどこに求めるかと言う、19世紀以来の問題が横たわっているように思う。従来、水田の共同占有は1830年に導入された強制裁培制度による負担増に対する農民側の対応(負担と収入の平等化を図る、労役負担者を増やすことが容易なシステムである)としての側面と、強制裁培の円滑な遂行を図るため(特に砂糖黍栽培が水田での住民水稻栽培との輪作を行い、また、まとまった栽培区画を必要とするので、その確保を容易にするために所有権が希薄であることが必要)植民地権力の手で導入された側面が強調されてきた。実際、19世紀の史料にはこうした記述が多く見られる。しかし、19世紀初頭のイギリス統治時代ジャワのラッフルズの調査報告の段階でも既に中・東部ジャワでは共同占有が支配的であり、筆者は強制裁培制度起源説には賛成できない。かつて筆者は、共同占有はそれよ

り前の時代においても税負担等に対する農民側の対応の1つの方法ではないかという展望を書いたことがあるが[植村 1982:124-127]、近年、ボームハールト(Peter Boomgaard)は、未刊文書を駆使してこの問題に取り組み、強制栽培制度以前における共同占有の展開を実証的に明らかにした[Boomgaard 1989]。こうしてみると、ブレマンのように単純に「共同体＝オランダ植民地支配の構築物」ととらえることはできないように思える。

これに関して、ヒュスケンは次のように述べている。18世紀末―19世紀初のジャワの村落には土地の個人占有権も存在したが、土地の完全に自由な使用を制限する村落の処分権(＝共同体規制)も存在した。水田割替制度の導入は東インド会社支配期末であるが、「このことは村落処分権が純粹に植民地支配の創造物であるとか、前植民地期のジャワに共同体的村落がなかったということではない。『個人』権と『共同』権とは変動する諸関係の中で出てくるものであって、政治的中心が実効的権力を持ち、土地と労働力に対する権利を実効的に行使し得る程度にかかっている。おそらく、王とジャワ北海岸地方のレヘントとの間の権力バランスの変化の下で、そして北海岸地方における貨幣経済の成長と商業資本主義の発展の始まりの結果、16、17世紀に個人占有は強化されたであろう。したがって、19世紀の土地権の変化は、『再共有化』といったほうがよりよい。」[Huesken 1989:76] ヒュスケン説には十分な根拠が示されているわけではないが、筆者も見通しとしては基本的に賛成である。また、宮本も同様に「共同占有」を従来の土地制度の「擬制」であるとし[宮本 1993:105-126]、エルソン(R.E.Elson)も「19世紀末に植民地官吏達が村落を『一定数の国家の徴税可能な臣民たちの住む場所の単なる地名』から『それ自身の政府と土地を備えた団体(corporate body)』へと改革・転換させた業績を宣言したとき、彼らの主張は彼ら自身にとっても政府にとっても余りにも行き過ぎたものであった。彼らはたしかに村落の改造を、おそらく、その以前の形態からは見分けがつかないほどにまで成し遂げたのであるが、彼らはその一体性と結合性を無から創造したのでもなければ、彼らの政策が1830年代初における強制栽培制度の確立に至るまでの時期に多大の影響力を持ち始めたわけでもなかった。ダンデルス統治時代からの植民地統治が、村落の支配権の獲得とその植民地開発の目的にとって最も便利な形への再編を主たる関心事にしたにせよ、とりわけその世紀の初期にはこうした政策が、少なくとも成功を納めたのと同じほどにしばしば失敗をしたことを示す十分な証拠がある。当時の村落は、たとえそれを結合させる絆がルーズでしばしば変化し、その構成員がしばしば自分自身の利害や国家の利害を、全体としての共同体を損ねるほどに追い求めたとしても、なお共同体であっ

た。」[Elson 1986:71]と、デサ＝共同体説を主張している。

筆者もジャワのデサは基本的には共同体であると考えており、それが植民地支配の深化の中でどのように変化していったかの検討が、ジャワ社会経済史研究の重要な課題の1つであると考えている。

- 16) ギアツ批判の状況についてはさしあたり、加納 1979, 1983、宮本 1986, 1992, 1993(第1章)、White 1983などを参照。
- 17) ジャワの土地所有に関しては多数の研究があるが、さしあたり、加納 1976、植村 1980を参照。また、土地所有形態とデサの構造の関連については植村 1988aを参照。
- 18) ブスキにおける20年代の人口激増の主要な原因は、移民の流入である。東ジャワで移民が集中する地域としてバニユワンギ、ジュンブル、ルマジヤン、マラン(マラン理事州)、ブリタル(クディリ理事州)が上げられるが、総人口に占める移民の比率はバニユワンギ県で47.2%、ジュンブル県では37.5%と高い[Volkstelling 1930 III:12]。これらの移民は大半が対岸のマドゥラ島からやってくるマドゥラ人であり、したがってブスキ理事州では彼らの総人口に占める比率は極めて高い。この地域に住むのは、本来この原住民であったウシン人とマドゥラ人およびジャワ人であるが、ウシン人はバニユワンギ県、特にRogodjampi、Banjoewangi両郡に集中している。これに対してジャワ人とマドゥラ人の分布状況を見ると、バニユワンギではウシン人とジャワ人が多数でありマドゥラ人は17.6%にすぎないが、それ以外の県ではマドゥラ人の方が多く、特にパナルカン、ボンドウオソ県はほぼ100%がマドゥラ人である[*ibid.*:17,22]。これに対してスラバヤの場合には大半がジャワ人である。なお、ジャワの各理事州の人口密度などについては、*ibid.* I:tabel 8, *ibid.* II:tabel 9, *ibid.* III:tabel 8を参照。

第 1 章 世界恐慌下のジャワ

前章で述べたように、ジャワの農村経済の動向は、世界市場における商業作物と食糧作物の双方の動きに強く規定されるものであった。そして、1930年代世界恐慌期には、これらの市場が急激に悪化したことによってジャワの農村経済は極めて深刻な影響を被ることになった。本章では、先ず、そうしたつながりがどのような形でジャワにおいて現れたのかを、最大の輸出向け産業であった糖業および住民農業について概観する。そして、それを踏まえて、この時期の農民経済の特徴として、これまで共通していわれてきた現金不足ということの中味を検討してみようと思う。

第 1 節 世界恐慌とジャワ糖業

1、世界の砂糖生産とジャワ糖価格

19世紀後半期以来、先に見たような商品作物生産は世界的にも大きく発展した。しかし、この結果、その多くは過剰生産となり、世界市場における価格低下を招いた。砂糖の場合には、次のようであった。

世界の砂糖生産は、ジャワ、キューバなど熱帯地方を中心とした甘蔗糖と、ヨーロッパ、北米などの北半球で生産される甜菜糖に大別される。後者は19世紀後半期から急速に発展し、甘蔗糖との競争を強めた結果、早くも1880年代には世界市場における砂糖価格が暴落することになったが、1902年、産糖国間でブルッセル協定が締結されることによって危機を乗り越え、それ以降は両者とも比較的順調に発展してきた。しかし、第一次世界大戦によりヨーロッパの甜菜糖業は大打撃を受け、この結果、甜菜糖は1-1表に示されるように生産を減らすことになる。逆に甘蔗糖はこの時期にも生産を伸ばしたが、20年代に入ると甜菜糖業は戦争の痛手から回復し、いわゆる戦後ブームの中で両者とも著しい生産拡大が見られた。この結果、世界の糖業は消費能力を越える過剰生産となり、1-2表に示されるように1923/24年には初めて145,000トンの過剰糖を出すに至り、これ以降、滞貨の量は急速に増加していった。

こうして20年代後半になると、砂糖価格の下落が始まることになる。1-3表は、そうした世界的な動向に規定されたジャワ糖(最上級糖、100kg当たりの大規模取引価格)の推移を示したものである。全体として低落傾向が見て取れるが、それでもまだ1927/28年ごろまでは、消費もほぼ同じペースで拡大したため糖価の下落はまだそれほど深刻なものではなかったと評価される[Koningsberger 194

8:393-394]。ところが、29年になると砂糖市場の状況は次の報告の如く急速に悪化した。「報告年度末における砂糖の統計上の位置は、1年前の既に約50万トの過剰生産のため市況に抑制効果がもたらされた時よりも更に悪化した。専門家の計算を平均してみると1929年の世界生産は約2,725万トであり、世界消費は約2,600万トであるにすぎないので、滞貨はほぼ125万トにまで増加したことになる。こうした状況下で価格水準を維持できないのは驚くべきことではない。市場が特殊な事情により安定状況を示した若干の時期を除いて、価格は継続的に下落した。そして、ついに大半のジャワの生産者がほとんど利益を上げられぬ程の低水準に至った。事態の改善のためにあらゆる対策がとられたが、効果はなかった。……唯一、この(消費拡大を図る=引用者)方向で実施されたことは、オランダとベルギーでの砂糖消費税の若干の引下げであった。他の諸国では反対に関税が引き上げられ、それによりジャワを含む非保護生産地の競争は更に困難となり、それらの企業は保護を受けずにかかなりの損失を伴いながら生産を行ない、一時的には生産量を更に増すことになった。」[*Ver slag Handel* 1929:185]

このようにして29年から深刻化した砂糖市場の悪化は、翌30年には「砂糖の世界市場における統計上の位置は既に29年末に不良であったが、更に一層悪化した。たしかに1930/31年の生産は減少したが(主としてキューバの生産制限による)、消費も後に掲げるミクス(G.Mikusch)博士から引用した統計に示されるように後退した。¹⁾以前に今後の価格変動に関する楽観的な予測の根拠にされた年3-4%の消費の伸びに代わり、このような後退が生じていることが明らかになったのである。世界の滞貨は1930年、150万トにも達し、過去7年間の総計は475万トである。こうした状況の下で価格が未曾有の低水準に下落し、非保護砂糖生産者がもはや利潤を上げられないのは何ら驚くべきことではない。」[*ibid.* 1930:193]と報告されるように更に進行した。そのメカニズムについてコーニングスベルヘル(Koningsberger)は次のように述べている。

「重要産糖国であるジャワを唯一の例外として、すべての国々で糖業はしばしばきわめて手厚い保護を受けたのでその目標を達成し、人為的な高値によってそれらの国々での砂糖消費は低下した。……1929年、輸出産糖国キューバとジャワにおいて売れ残った砂糖が滞貨となり、その量は急速に大きく増加した。そのため、いわゆる『見えるストック(zichtbare voorraad)』は1931年末、350万トに達した。自由世界市場における砂糖価格は暴落した。1931年初、それは1927年平均のほぼ半分であった。輸出量は全輸出国において、すなわちキューバ、ジャワ、チェコで大きく落ち込み、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、ベルギーでもこれよりはましであったがやはり大きく落ち込んだ。要するに、

1931年には、砂糖をすべてもしくは一部自由世界市場へ向けて生産しているすべての国の糖業にきわめて深刻な状態が発生したのだ。」[Koningsberger 1948:395]

このようにして、1930年代初めには砂糖価格は世界的に暴落することになる。こうした状況を打開するため産糖国間での国際的な対策が必要となり、1931年5月9日、ブリュッセルにおいてキューバ、ジャワ、ドイツ、チェコ、ポーランド、ハンガリー、ベルギーの糖業の代表が集まり1つの協定を締結した。いわゆるチャドボーン(Chadbourne)協定である。その主要内容は、1931年以降の5ヶ年間の年毎の輸出量を国別に割り当てて制限し、協定終了の1935年の在庫糖量を協定してその減少を図り、このために必要ならば生産制限をも実施することによって、世界市場における糖価の回復を目指したものであった。²⁾

2、チャドボーン協定とジャワ糖業

(1)チャドボーン協定の受入れ

さて、ジャワ糖業がチャドボーン協定を受け入れた場合、輸出割当予定量は1931年が230万トン、32年240万トン、33年250万トン、34年260万トン、35年270万トンとなり、これを実現し滞貨を一掃するためには各年の作付を31年15.3%、32年11.9%、33年8.6%、34年には5.1% 縮小することが必要であった。しかし、こうした計画はすんなりと受け入れられたのではなく、当初はジャワ糖業関係者の中で意見が割れていた。³⁾

こうした中、賛成派は輸出を制限するために輸出を許可制にするように政庁に請願した。これを受けて政庁は、31年2月25日に砂糖輸出条令案をフォルクスラートに提出した。従来、植民地政庁の経済政策は、法案に付された説明書(Memorie van Toelichting)に「政庁の介入は従来 of 伝統的経済政策とは合わず、その必要性が極めて高い場合にのみ限定されるべきである」[A.S.1931 I:199]とあるように、伝統的に私企業に対しては介入しないことを原則としてきた。この時、敢えてその変更を踏み切ったのは、フォルクスラートの求めに応じて再度提出した法案説明書に「販売価格は生産コスト以下に下がり、それゆえ砂糖の販売は赤字によってのみ実現される。そしてそれにもかかわらず、多くが売れ残る。」[ibid.:296]、「この赤字は、近い将来更に大きくなる見通しである。」[ibid.:321]と述べられるように、20年代末、糖価下落に増産で対応してきたが滞貨が増え、赤字を出しつつ輸出せざるを得ないという、それまで植民地開発の中軸を担ってきた糖業の危機を重大視したからに他ならない。

こうして砂糖輸出条令 Suikeruitvoer-ordonnantie(Stbl.1931 no.114)及びその施行規則 Suikeruitvoer-verordening 1931(Stbl.1931 no.175)が制定され、砂糖輸出は条令発効日である1931年4月1日より最低5年間は許可制になり、各糖業は輸出量を割り当てられることになった。⁴⁾

それにもかかわらず、1931、32年の砂糖輸出をめぐる状況は好転しなかった。いま、1931年4月から32年3月の間の輸出を見ると1,543,000トンにすぎず(チャドボーン協定によるジャワ糖の輸出割当は230万トン)、この結果、滞貨は30年4月1日の15万トンが31年4月1日には713,000トン、32年4月1日には1,634,000トン、同年末には2,947,000トンと急激に増加し、糖価も1932年1月のキタル当りf6.75が12月にはf5.90へと落ち込んだ。このような大量の滞貨の発生は、1930/31年の砂糖キビ栽培が無制限であったことと、31/32年の栽培の制限が小規模であったことによるという[ノ.〃.1933 I :158-159]。

(2)VISPの解散とNIVASの成立

そして、こうした状況は、それまでジャワ糖の販売の90%を支配していたVISP(Vereenigde Java Suiker Producenten)⁵⁾の販売政策に対する批判を引き起こした。従来、各糖業は生産予定砂糖量と引渡し期日をVISPに報告し、それにもとづいてVISPは販売量を決め各糖業に割当を行なっていた。こうした形の販売により、恐慌前には砂糖季の収穫される前にほとんどが売却済になったのであるが、20年代末に至って販売は次第に困難となった。この結果、VISPの販売は次第に投機的性格を帯びるようになり、1929年には高値を待って20万トンの砂糖の売控えを行なったのであるが、世界市場における糖価の暴落によってうまく売ることができず、結局、1930年4月に30年産糖の収穫が始まった時、4万トンの売残りを出し、安値で輸出業者の手に渡ることになった。こうした状況はその後も続き、31年1月1日には31年産糖に対する予約が全くないにもかかわらず旧収穫糖が100万トンも売れ残っていた。他方、VISPに加盟していない糖業は砂糖を完売できたので、VISP加盟糖業の不満が高まり、1931年末には8糖業が脱退するなどVISPは組織が弱まり、解散の方向が次第に強まってきたのである[ゲープハルト 1938:195]。

しかし、VISPを解散させるとなると、そのままでは約300万トンの滞貨が無原則に市場へ出て市場が更に混乱することは明らかであったので、政庁は販売に何らかの形で介入することを必要と考えた。このため、VISPに代わる組織を作ることが検討され、4つの案が出され議論されたが、最終的には砂糖の独占的販売組織を結成する方向に決まり、1932年12月30日の Verbandsuiker-ordonnantie(Stbl.no.643)と31日の Verbandsuiker-verordening(Stbl.no.644)の2つの法令によって、同年12月31日、バタヴィアにおいて NIVAS(Nederlandsch-Indi

sche Vereeniging voor de Afzet van Suiker)が結成され、1933年1月1日-36年4月1日の砂糖輸出を独占的に管理することになった。⁶⁾ NIVASは1933年度には生産量を20万ト以上回る160万3000トを販売するなど比較的順調な働きを見せた。この結果、ジャワの滞貨は1-4表に示されるように1935年から大きく減少した。また、輸出価格の下落も止まり、36年からは上昇に転じた。

このように、ようやく30年代後半期に入るとジャワ糖業は一応の安定を取り戻すことになるのである。しかし、表から明らかなように、在庫糖減少の最大の理由は栽培縮小=減産に求められよう。

それでは、栽培縮小に至る経過はどのようなものであり、またその方法はどのようなものであろうか。以下、糖業の生産面における恐慌対策を検討し、それが農村社会に持った意味を考えてみることにしよう。

3、糖業の恐慌対策と農村社会

(1) 諸経費の削減

ジャワ糖業の恐慌対策は、諸経費=生産コストの削減と、生産規模の縮小に大別して考えることができる。両者はどのような関連にあったのか、先ずこの点から検討しよう。

1-5表は、糖業がジャワの住民に支払った賃金、資材購入費、借地料を一覧したものである。ここから明らかなことは、賃金、資材購入費、借地料の減少の時期にずれがあるということである。最も早くから減少するのは資材購入費であり、20年代後半期から一貫して減っている。これに対し賃金は29年から、借地料は栽培面積の縮小が始まった32年から減少が見られ、ha当たり借地料額は36年に至って初めて大きく下がっている。⁷⁾ このことは、20年代後半期の世界市場における糖価の下落に生産拡大で対応したジャワ糖業は、その経営内部において先ず資材購入の節約、ついで賃金の引下げ及び労働者数の削減という形での合理化を進め、それで対応しきれなくなった段階で栽培の大幅な縮小に踏み切ったことを示唆している。

こうした経費削減について、レーヴェルト(Ph. Levert)は1930年以前からかなり広範に導入されており、その内容は(a)工場施設などの補修回数を減らす、(b)栽培面における労働の粗放化、(c)職員数の削減、(d)賃金等の引下げ、(e)栽培縮小からなるという。以下ではこの分類に従ってその中身をいまま少し詳しく検討してみよう。

先ず(a)については、補修回数が最低限に限定され、施設の更新や新設は押さ

えられた。この結果、建設資材などの住民からの購入が落ち込み、また臨時工場クーリーが犠牲となったという[Levert 1934:277-281]。こうしたことは、フレデー(A.G.Vreede)によれば、ほぼどこでも資材が十分であったので困難なく実施できたという[Vreede 1931:267]。資材購入費の削減が先行したのはこのような事情によるものであった。

次に(b)-(d)を概観するために、フレデーの報告から、ある糖業におけるインドネシア人労働者の部門別賃金一覧を1-6表に転載しよう。ここから明らかになるのは、労賃に関して節減の大きいのは栽培労働(作付と作物の維持管理、30年11%、31年17.8%減)と施設維持作業(30年12%、31年24.3%減)の2つである。このうち後者は、先述の資材購入節減が反映されたものである。他方、前者では、作付用溝掘り作業の一部、除草、垣作り、中耕、水路の維持管理、圃場内道路の補修などの作業が簡略化された。⁸⁾

この点を更に労働者数の変化からも確認しておこう。レーヴェルトは、巻末付録に1922-1932年の糖業労働者数の一覧表を掲げているが、このうち労働者数がピークに達した1929年以降の数字を掲載したのが1-7表である。この表の各職種の29年と32年の人数を比較してみると、削減率にかなりのバラツキがあることがわかる。先ず常雇の部門毎の削減率を見ると管理要員28%、耕作要員の中の化学27%、技術28%であるのに対して、作付運搬は55%と際立って高く、またその他も43%に達する。季節労働者でも、工場労働者の削減率が15%に過ぎないのに、作付・収穫・輸送は32%に及んでいる。個々の職種で削減率が大きいのは、常雇の首席農園係頭領(58%)、農園係頭領(58%)、農場警備員(58%)、季節労働者の農園頭領助手(65%)、苗係頭領(50%)、農園警備員(51%)等で、栽培部門に集中している。このように、労働者の削減は栽培部門を中心に進められたのであった。⁹⁾

ただし、この数字には臨時雇(日雇)の栽培労働者や収穫労働者を含んでいない。レーヴェルトはこの部分を含めた労働者数の推移を、1931年の1,247,356人が、大幅栽培縮小の始まった32年には853,575人、33年317,212人、34年87,445人へと減少し、失業した者はほぼ100万人に及んだと推定している[Levert 1934:279]。¹⁰⁾

次に賃金の推移について、東インド報告所載の平均賃金額のデータを1-8表に転載しておこう。ここから見ると労働者の賃金は30年まではあまり変わらず、31年から季節労働者の中で若干下がり始め、大幅な下降が始まるのは32年以降である。この点は、糖業連合会年報の記述からも確認される。いま、賃金の前年比に関するその記述を一覧すれば1-9表のようになる。またレーヴェルトによれば、常雇労働者の平均日当は1921年には103セントであったものが20年代前半に下降し25年には88セントになったが、その後は下がっておらず、31年には90.6セント

であり、また、収穫期の臨時労働者平均日当も21年が60セント、25年には49セント、31年は49セントと同様の推移を示しており、20年代後半から31年までは平均賃金はほとんど変化していない[Levert 1934:bijl.Q]。こうして見ると、賃金総額の減少は、31年までは主として労働者数削減によって生じたことがわかる。32年以降の賃下げについては、レーヴェルトによると、常雇は先ずボーナス、割増金、定期昇給などを廃止され、次いで32年1月に給料の10%カット、閑散期の週給は4-5日分の日当と決められ、10月には更に繁忙期の週給は3日分の日当と決められたという。また出来高払い賃金も30年に引き下げられ、栽培、収穫、輸送部門の労働者に影響が出たが、32年に更に大きく引き下げられたという[ibid.:277-279]。

以上のように見てくると、糖業の恐慌対策で住民経済に最大の影響を及ぼしたものは栽培の縮小であり、そのことを契機に職員数の削減、賃下げが一層大規模に進んだといえよう。それでは、その縮小はどのように進められたのであろうか。

(2)栽培の縮小

先ず、各州毎の30年代の糖業の収穫面積を一覧しよう。1-10表は東インド報告所収の数字をもとに作成したものである。表示のように、栽培縮小は1931年作付の17%縮小から始まり、32、33年作付は更に大きく縮小し、30年代半ばの栽培面積は最盛期の1/5以下になった。恐慌の影響が薄らいだ30年代後半期以降には徐々に回復するが、それでもなお30年代末に至っても栽培面積は最盛期の半分にも満たなかった。ジャワ糖業は恐慌によって受けた壊滅的な打撃から十分に立ち直ったということはできず、もはやかつてのようにジャワの農村社会に規定的な影響を及ぼす存在ではなくなつたと考えられるのである。

さて、栽培縮小の具体的な方式は次のようであった。当時の糖業の借地の方式を規定していたのは、1918年の借地令(Stbl. no.88)である。この借地令では最長21年半までの長期借地が可能とされたが、当時の糖業にはこれにもとづく長期借地を実施していたものとともに、単年契約を結んでいたものもあった。糖業連合会年報によると、栽培の縮小は、それぞれの場合、次のように契約を変更することで行なわれた。

[単年契約の場合]

糖業側は、当初、困難は一時的な性格のものであると考えたため、既に農民と結んでいるの借地契約を次の栽培年へ延期することを認めるよう政庁に求めた。これに対して政庁内務部(Binnenlandsch Bestuur)長官は初め難色を示したが、結局32年の栽培のために結ばれた契約を33年栽培へ延期することを認めた。この場合、33年栽培の借地料は支払済みの32年分の借地料で相殺することにな

り、糖業は新たに33年分の借地料を払う必要はない。ただし、政庁はこの契約を再延期することや、33年の栽培のための契約を同じようにして延期することは糖業側の要求にもかかわらず認めなかった。その代わり、糖業が先払いした借地料を放棄するならば既存の借地契約を破棄することができ、同時に新しい契約をより安い借地料で結ぶことができるという案を示した。この提案は32年10月の糖業連合会常任委員会で論議された結果、採用されるに至った[*Ver slag Syndicaat 1931/32:15*]。

[長期契約の場合]

糖業側は、糖業による土地使用の一方的破棄を政庁が認めるように要求した。すなわち、これを可能とする条項を借地契約中に含めることを求めたのであるが、糖業側との意見の交換を経て内務長官は、破棄の前に十分な期間を取ること、それが不可能な場合は貸出農民に対し十分な補償を支払うことという条件を付けてこれを許可した。なお、1935年になると内務部はこの規定の適用期間を1941/42栽培年迄とすると決定したといわれ、結局この方式が恐慌期を通じて可能であった[*ibid.* 1931/32:15; 1933/35:21]。

なお、長期契約の場合には借地料の引下げも問題であった。従来、糖業の払う借地料の最低基準は1918年の借地令8条の規定により、少なくとも5年毎に米価にもとづいて決められることになっていた。¹¹⁾したがって、恐慌期に米価が大きく下落したことにより5年前と額面が変わらない最低借地料の実質額は逆に上昇し、それをそのまま払うことは糖業にとって不利であった。かくして糖業連合会は内務部長官に対し、農民との合意で定められた借地料を新借地料基準にあわせて引き下げることができるという条項を借地契約に盛り込むことを認めるように要求した。この要求は幾度かの論議と協議を経て内務部の認めるところとなり、1932年12月24日付けの回状により西ジャワ、中ジャワ、東ジャワ各省知事に示された[*ibid.*1931/32:16]。こうして33年後半期から多くの長期借地契約には、「借地令8条にいう最低額の改正によって、この額が契約承認時に有効であった最低額を下回った場合には、次の使用時期の開始を以て借地料額として新しい最低額に元々の借地額とこの契約承認時に有効であった最低借地額との差額に等しい額を加えたものが、これについて両者の新たな交渉を必要とせず有効である。」という条項が含められることになった。¹²⁾

こうした糖業の栽培縮小に土地貸出農民がどのように対応したのかは、スラバヤとブスキについて後から詳論することになるが、一般的にいて「制限された土地は住民に返されたが、それはたいてい土地使用時期を1年間後へずらすという条件によるものであった。そのかわり、土地占有者に補償が支払われた。その額は地方の状況によって異なるが、多くの場合、地稅額とほぼ同額で

あった。糖業はこの返還に際して、一般に住民側の異議申立てを経験しなかった。」[1.0.1933 I :75]とあるように、一部の例外を除き、住民側は糖業の提案を比較的スムーズに受け入れたと評価されてきた。また先に見たように、エルソンも同様の評価を下している。ともかくも、こうした形で、1932年以降、糖業の借地は大きく縮小し、また、それに伴って大量の解雇、賃下げといった事態が進行したのであった。

この結果、従来から糖業は糖業地帯では農民にとって最大の現金収入源であったため、糖業地帯の農村社会には極めて深刻な影響が及んだ。我々は先に1-5表でha当たりの賃金、資材購入費、借地料の変化を見たが、いまそれらの合計が最大である1928年のf134,144（賃金f106,268、資材購入費f5,008、借地料f22,868）を100とすれば各年の指数は1929年97、30年94、31年83、32年63、33年25、34年12、35年8、36年9となる。つまり、30年代半ばになると糖業からのha当たり収入は最盛期の1/10にまで落ち込んだのである。こうして、「様々なデータから1932年にはおよそ f6,000万(借地料、補償、労賃、資材購入費)が糖業から住民に支払われたと計算できるが、これは恐慌直前に住民の利益となった額の50%を下回る。したがって糖業の制限は現金不足を極めて激化させた。それは特に季節労働者を輩出している糖業地帯の農業上の周辺地においておそらく感じられよう。」[ibid.:76]と述べられる如く、それは糖業地帯でいわゆる「現金不足」を深刻化させることになったのである。

第2節 1930年代のジャワ住民農業

1、1930年代ジャワ住民農業の特徴

(1)土地利用の集約化の進展

従来、ジャワの住民農業の発展は、増加する人口に対する適応過程という点から論じられてきた。すなわち、J-4表で見たような19世紀以来の爆発的な人口増加にジャワ住民農業は基本的には耕地拡大によって対応してきたのであるが、今世紀に入るとその余地が次第に少なくなり、それ以降は作付回数の増加を軸とした耕地利用の集約化によってのみ、増産が可能であった時期として位置づけられてきた。¹³⁾

事実、1-11表に示されるように1920年代になると耕地面積の拡大は停滞し、30年代にはそれはますます困難になった。もちろん、30年代にも1-12表に示されるように、かなりの耕地拡大があった地域もあるが、ジャワ・マドゥラ全体

としては微増にとどまっているのである。¹⁴⁾

それでは、土地利用の集約化は進んだのであろうか。1-13表は1930年代の主要一年生作物栽培状況を一覧したものであるが、その「全作物収穫面積」欄を見ると、収穫面積は増加傾向にあること、その伸びは30年代半ばと末に大きいことがわかる。また、土地利用頻度を近似的に表すと考えられる「対全耕地面積比」の数値も基本的に上昇傾向にある。このように、一般的にはこの時期、土地利用の集約化が進んだと見てよい。¹⁵⁾

(2)食糧生産の拡大

次に、この時期にジャワの農民がどの作物を重視したのかを1-13表から見ておこう。ここからさしあたり明らかになることは、次のことである。まず、住民農業の中で最も広く栽培されるものは、水稲(約40%)、トウモロコシ(21.7%~26.5%)、カッサバ(8.4%~11.4%)といった食糧作物であること。次に各作物の栽培動向を見ると、最大の比率を占めてきた水稲は30年代を通じて栽培面積が更に拡大している。これに対してトウモロコシは年毎の増減が激しいが、全体としてはあまり変化がない。第3に、イモ類の拡大が著しいこと、特にその大半を占めるカッサバは30年代半ばから後半にかけて拡大が著しい。第4に豆類の拡大もかなり上るが、中でも大豆の伸びは著しく、40年には30年の2倍以上になり、4番目に広く栽培される作物に成長していることが注目される。第5に、輸出向け作物である煙草の収穫面積は減少している。

このように、この時期のジャワ住民農業は、一般的には食糧作物の栽培を拡大させて発展したのである。そして、このことによって1930年代の食糧事情¹⁶⁾は、経済悪化にもかかわらず、一般的には比較的良好であった。特に最も重要な主食である米の供給は、1-14表によれば全ジャワ的に大凶作であった34年¹⁷⁾と37年の落込みを除けば安定していたということが出来る。また、トウモロコシは増減が激しいが、30年代後半期にはカッサバやサツマイモの供給量が増加し、これらも食糧事情の安定化を支えたのであった。¹⁸⁾

それでは、以上のような発展にはどのような背景があったのであろうか。以下、先ずこの時期の水稲作の展開を検討することにしよう。

2、水田稲作の発展

(1)水稲作発展の構造

1-15表は、各理事州毎の水稲栽培面積とそれが水田面積に占める比率の推移を一覧したものである。また、1-16表はそれにもとづいて各年の栽培面積増減

と水田面積の増減の關係を見たものである。

両表から明らかなように水稲栽培面積は全体として上昇しているが、時期毎に分けてみると、1931-32年、32-33年、33-34年に大きく伸び、35-36年には停滞し、37年以降、再び拡大している。この内、1931-34年の拡大は342,883haであり、糖業の栽培縮小を1-10表に見ると31年の収穫面積200,831haが35年には27,587haへと173,244ha減少しており、したがってこの時期の水稲栽培面積拡大のかなりの部分は砂糖黍栽培縮小によるものと推定される。1-16表で理事州毎の「a-b」の数値(二期作の増加と糖業からの返還地の合計面積とほぼ一致すると考えられる)を見ても、その数値の大きいのはほぼ糖業地帯であることがわかる。

この水稲栽培面積の拡大と糖業の栽培縮小との関連については、東インド報告も次のように記述している。(下線は引用者)

[1931年]

プカロンガン、バニユマス、ケドゥーでは、東モンスーン期に雨が多かったことと、砂糖黍栽培制限の結果、籾の収量は多かった。

[1. 11. 1932 I : 67]

[1932年]

過去10年平均から見ての水稲の拡大は、主に年の後半期に比較的大きかった。この"gadoo"(東モンスーン期籾)の大きな拡大を進めたのは、2つの事情による。すなわち、砂糖黍栽培の制限と、6月に雨が多かったからである。

[1. 11. 1933 I : 65]

[1933年]

過去10年平均から見ての水稲の拡大は、主に年の後半期に比較的大きかった。この"gadoo"(東モンスーン期籾)の大きな拡大を進めたのは、2つの事情による。すなわち、砂糖黍栽培の制限と、特に東ジャワで雨が多かったことである。

[1. 11. 1934 I : 57]

[1934年]

過去10年平均から見ての水稲の拡大は、主に年の後半期に比較的大きかった。この"gadoo"(東モンスーン期籾)の大きな拡大は、砂糖黍栽培の制限と、特に東ジャワにおける十分な降雨、そして、西モンスーン期作の収穫が不良であったことによる。

[1. 11. 1935 I : 47]

これらの記事では、水稲の拡大の大きな部分が糖業の栽培縮小によって生じた乾季作の拡大によるものとされるのであるが、その結果、例えば1933年第2四半期における水稲作付面積(したがって乾季作)の大増加の大半は、砂糖黍栽培制限(1932/33年西モンスーン期には前年比で116,000bouwの減)の影響が顕著で

あった中、東ジャワにおいてであったと指摘される [L.E.V. 2e kwrt.1933(Bijvoegsel E.W., 8 September 1933):6] ように、乾季作稲の栽培増加は糖業の多い中、東ジャワに集中することになる。34年に至るまでの時期の水稲栽培の拡大の最大の原因は、糖業の栽培縮小による乾季作の拡大にあったのである。

したがって、糖業の栽培が拡大傾向に転じる35-36年になると「前年までと比較した水稲栽培の拡大は、主に西モンスーン栽培に求めなければならない。旱魃と灌漑用水の不足のため、及びヨーロッパ人企業の水田使用が拡大したことの結果、報告年(=1936年)には1935年、34年と比較して東モンスーン稲の栽培は縮小した。」[I.L.1936(E.W.1937):1944]、「しかし、1935年と比べると、旱魃と灌漑用水の不足の結果、そして更にヨーロッパ人企業の土地占有が拡大した結果、多くの地域で東モンスーン作の収穫は減少した」[I.L.1937 I:65]とあるように、乾季作は減少する。そしてまた、1-16表で地域毎に見ると、栽培の減少地域の多くは糖業地帯であることがわかる。この時期には全体として水田面積自体の拡大はかなり上るが、糖業地帯では農民が利用できる面積は減少し、そのことが水稲栽培面積増加の停滞を招いたのである。

37年以降の伸びの原因については、砂糖黍栽培面積はあまり変化がないことから、糖業とは無関係の要因を考える必要があるだろう。拡大の著しい地域はバンテン、バタヴィア、バイテンゾルフ、プリアングル、バニユマス、ケドゥー、ボジョネゴロ、マラン、ブスキなどの諸理事州であるが、これらの多くは周辺部にあることが特徴的である。そして、それらの多くは水田面積自体の拡大も大きいですが、それを上回って水稲栽培面積が拡大している。以上から、この時期の伸びは、灌漑整備の前進による水田の増加と二期作化の進展によるものと考えられる。事実、1-16表の「合計」欄で水田面積の推移を見ると、35年以降、ジャワ・マドゥラ全体で73,043haの拡大を見せており、それは30年代の水田拡大の約8割強に当たる。そしてこれは、基本的には灌漑整備の進展がもたらしたものであると考えてよい。1-17表は、オランダ直轄支配地における灌漑整備状況を示したものであるが、35年頃から雨季にも乾季にも安定した給水が可能な技術灌漑¹⁹⁾を備えた水田面積が急増し、その水田面積全体に占める比率も高まっている。この結果、水田面積の増加もこの時期に集中することになり、また、二期作が可能な水田が増加したものと考えられるのである。

いずれにしても、30年代を通してジャワの米生産は1-13表に示されるように31年の64,826百トンから凶作であった34年を例外にして順調に増加し、40年には84,770百トンと30%増しになった。それでは、こうした動きは世界市場とどうかかわっており、インドネシアにとってどのような意味を持っていたのであろうか。以下では、この点を籾米価格の動向と政庁の米政策の検討を通じて考察したい。

(2) 籾米価格の動向と政庁の米政策

(a) 籾米価格の暴落

先ず、米価の動向を見ておこう。1-18表は1928-39年の時期のジャワ・マドゥラの籾米の平均市場価格を表したものである。また、1-19表は、その内のPadi boeloeの月毎の価格変遷を示している。1-18表の年平均価格を見ると直ちに明らかかなことは、籾米価格は30年には低下が始まり31年から暴落し、34年頃から(安値ではあるが)安定し、37年からは若干上昇することである。さて、1-19表によれば、20年代末の価格は規則的な季節変動を示している。すなわち、一般に雨季作米の収穫期に当たる4-6月頃に最も安い、その後には上昇し、いわゆる端境期である10-3月頃に最も高くなる。ところが、30年10-12月期には通常季節的上昇が見られない。30年末には、通常季節的上昇を生じさせないほどに籾米価格が低下したといえよう。

こうした30年代初めの籾米価格の暴落は、国際的な籾米市場の動きと深く連動していた。それは、先に述べたようにジャワ・マドゥラが大量の米を輸入していたからに他ならない。その歴史的な推移については既に序章、J-5表、J-6表で見た通りであるが、ここで改めてこの時期の米の貿易状況に関するデータを1-20表に掲げておく。表示のように、ジャワ・マドゥラは30年代初めまでは大量の外国米を輸入していたのである。以下、そのことを踏まえて、このような籾米価格動向の背景を見ることにしよう。

ジャワの外国米市場は1929年に恐慌が勃発した時にはなお安定しており、米価は他の食糧品と比べて相対的に高く滞貨もなかった。1930年の最初の数ヶ月もこの状態は継続したが、年後半期に入って激しい価格暴落が始まった。²⁰⁾ この結果、バタヴィアにおけるサイゴン米の大取引平均価格の1922-29年平均に対する比率を見ると、30年には90%であったのが31年には50%、32年には45%にまで低下したのであった。そして、ジャワの内地市場価格はこれと連動して約2ヶ月遅れでほぼ同様の動きを見せ、籾米では30年は22-29年平均の85%であったものが31年には50%、32年には約40%に、米価ではそれぞれ95%、65%、50%へと落ち込むことになった[invoerverbod rijst 1932:2090]。

特に31年前半期には、サイゴン米、ラングーン米が滞貨を一掃するために安値で輸出する必要があったこと、日本米が安値で市場に参入してきたことによって、外国米価格は一段と大きく下落した[L.E.V. 2e kwrt. 1931:11]。加えて、この年のジャワでは食糧事情が良好であったにもかかわらず、第2四半期にはその低価格のゆえに大量の外国産米の輸入が行われ、このことが内地市場を強く圧迫し、カッサバ、トウモロコシなど他の食糧作物の価格をも押し下げることになった[ibid.:16]。こうした状況は年の後半になると、インドと中国で洪水

の被害が出たこと、日本における作柄見通しが30年比で13%減と悪化し、日本米の輸出がストップしたことなどにより、やや回復の兆しを見せたのであった[i bid.:18]。

ところが32年に入ると状況は再び悪化し、ずっと深刻なものとなった。その原因は、米輸出国側の事情とジャワ内の事情に大別される。先ず前者では、この年の前半、仏領インドシナは米輸出関税を引き下げ、またタイは米輸出促進のために金本位制を廃止したが、このことは前年9月のビルマの通貨切下げともあいまって米価の引下げをもたらした。加えて、32年末にはインドとタイにおける豊作見通しが伝わり、また、インドシナでは31/32年産米のストックが大量に残っていたため、そのことも価格を押し下げる要因となった。こうして、この年には世界の米価は穀物市場一般の低落を上回るペースで暴落することになった。他方、ジャワ内の事情では、先述したように糖業の栽培縮小によって米作が拡大し、1932年には既に127,000トンの増産になったことが上げられる[invoerverbod rijst 1932:2091]。この結果、「1931年前半には、米市場はなお全般的な穀物事情によって若干支えられていたが、後半期になるとこの支えもなくなり、激しい価格低下が発生した。」[ノ.ウ.1933 I :161]とあるように、特に年後半の暴落が顕著になったのであった。

(b)米輸入条例とその影響

以上のような事情によって、33年初めのジャワの米価をめぐる状況は極めて深刻な段階に達した。こうして、何らかの対策が必要になり、それは先ず、3月22日の暫定的米輸入制限令(Stbl.no.116)施行によって、米輸入を農工商部長の許可制にすることから始まった。この規制は4ヶ月の時限立法であったが、7月22日には米輸入条例(Stbl.no.299)が制定され、輸入規制は引き続いて実施されることになった。この結果、直ちにタバヌリ、スマトラ西海岸、ベンクレン、ランボン、バリ・ロンボク、チモールと周辺地域が輸入禁止措置の対象にされ、そのすぐ後にジャワ・マドゥラも輸入禁止地域に含められた。更に8月初旬にはボルネオ南部及び東部地域、モルッカが対象に入れられ、また、マナドでは輸入禁止を漸進的に実施することになった。こうして1933年末には外米輸入が無制限に行える地域はスマトラ東海岸、リアウと周辺地域だけになり、これ以外の地域ではジャンビ、パンカと周辺地域、ボルネオ西部地域が一部輸入を認められるのみになった。これに加えて、政庁は同年12月16日の命令(Stbl.no.499)で、なお輸入が許可されている地域を経由して外国米が輸入禁止地域に輸入されることを禁止した[ノ.ウ.1934 I :53]。以上の輸入禁止措置は、その後、各地域の食糧生産状況や経済事情に応じて撤回されたり再施行されたりしたが、~~い~~ずれにせよこの条例によって植民地政庁は外国米の供給を完全にコントロールす

ることが可能になったのであった。そして、この結果、1-20表で見たように、この年を境にしてジャワ・マドゥラの米輸入は大きく減少することになったのである。

この条例が目的としたことは内地産米の価格引上げではなく、その価格を外米価格から切り離すことによって安定させることであつた。内地産米が望ましい価格水準を下回る場合には外米輸入禁止によってそれを阻止し、また、望ましくない価格上昇は安価な外米輸入によって防止できるとするのである[Voedselproblemen 1940:673-674]。²¹⁾ そしてまた、米価の安定によってトウモロコシやカッサバにもその影響が及ぶことが期待されたのであつた[Memorie Toelichting 1934]。

この措置の結果は2つの点で重要であつた。第1は籾米価格の動きである。ジャワ内地市場価格は、34年3月22日の暫定米輸入条例公布以降、3月末には投機によって一時的に急騰したが、輸入許可証発行によって鎮静化した。その後は政庁の許可政策にもとづく取引が信頼されず、またこの年の雨季作が豊作であつたことにもよって米価は大きく値下りし、3月22日水準を下回る時期が続いたが、5月から安定化傾向に入り[L.E.V.2e kwrt.1933(Bijvoegsel E.W. 8 September 1933):7]、7月以降には特に2級品を中心にかなり安定し[I.L.1933(E.W.1934):1333]、33年末の価格水準は輸入米の25-40%高に落ち着いた[I.U.1934 I :42]。こうしたことは、33年の後半期、外国米価格が大きく低下した²²⁾にもかかわらず実現できたものであり、米輸入禁止令の意図通りに「ジャワ市場は完全に外国市場から切り離され、実質上、地方の収穫の結果が価格を完全に左右するようになった」[L.E.V.3e kwrt.1933(Bijvoegsel E.W. 8 December 1933):7]のであつた。こうした状態は基本的にはこれ以降も継続し、例えば34年には、4月には新米が市場に登場したことによって価格は低下傾向に入ったが、5-8月期の価格は前年を上回った[rijstprijzen 1934:1609]と報告されるように、価格の回復も始まるに至つた。1-21表はこの年の後半期の主要穀物の市場価格を33年同期と比較したものであるが、籾米価の上昇を明確に示している。また、35年前半期の状況に関して経済部長官は「1933、34年にはなおしばしば見られたデサにおける不合理な低価格は、減多に発生しなくなった。」[Economische Zaken 1935:429]と述べており、価格安定が更に進んだことが窺われる。こうして、先に見た1-18表に示されるように、ジャワ・マドゥラにおける籾米の市場価格は米輸入規制によって次第に安定していったのである。

第2は、上に述べたこととも関連して、インドネシア内の米の島嶼間交易が活発化したことである。1-20表右の数字はそのことを示しているが、特にジャワ・マドゥラから外領への輸出の増加が目立つ。それは、ジャワの米市場は外

国市場からの独立によって需給関係に規定されるようになったが、33年乾季の糖業の縮小による食糧作物の大増産の結果生じた新たなストックの激増が市場を悪化させる危険があり、これを防ぐためにジャワその他の米剩り地域の米を外領へ輸出することが政策的に進められたことによる[Directeur L.N.H. 1933:402]。すなわち、34年には外領の特定地域にジャワ米輸入を義務付け、一定の距離を越える米輸送には輸送割増金が輸送会社に交付されることになった[opk oopprijzen padi 1934:472]。ただし、ジャワが外国米輸入を停止したことによって先述したようにジャワ米の価格は外米より高くなり、そのことは特に両者の価格差の大きかった東スマトラなどでは不利であったので、政庁は2月25日から、外米輸入禁止地域でも状況次第では外国米輸入を許可し、その場合には両者の差額に応じた額の許可料を徴収することにした(Stbl.1934 no.85)[Voedse lproblemen 1940:674]。²³⁾

1-22表は、こうしたことによって促進された34年の島嶼間交易の状況を一覽したものである。表示のように南セレベスとバリ・ロンボクなども余剰米を出すジャワからの輸出が最大であり、外領のほぼ全域への輸出が行われている。このようにして、ジャワでは米の増産によって自らの需要を基本的に満たすことができるようになっただけでなく、かなりの量を外領へ輸出するまでになったのであった。この結果、インドネシア全体の外国米輸入は30年代後半期には大きく減少することになった。このことは、国際的には19世紀後半期以来の東南アジア植民地間の分業体制が解体の方向に向かいつつあったことを意味していよう。

(3) ジャワ米の流通構造とその変化

(a) 流通の構造

それでは以上に述べたような30年代米市場をめぐる変化は、ジャワの農民経済にとってどのような意味を持つものであつただろうか。この点を考えるためには、当時、農民の生産する米がどのように流通していたかを見なければならぬ。

1-23表は、1930-32年の各理事州毎の米の過不足状況を見たものであるが、クラワン、インドラマユ、ジュンブルなどの地域が多量の米を輸出しているのに対して、バタヴィア、プリアンガン、スマラン、スラバヤなどは需要を満たすだけの生産が上がらず、大量の輸入が必要である。このように、米はジャワ内でも地域間でかなりの量が移動していたのであった。したがって、米は最重要の主食であるとともに商品でもあり、農民にとっては貴重な現金収入をもたらすものであった。生産される米の内、どの程度が販売されるかについては確定することが難しいが、1933年に書かれた報告によると40%程度が地方市場で販売

される[invoerverbod rijst1933:2090]とも、40~50%が商業流通に入り、残りは栽培者が直接に消費するか近隣で現物支払いなどに利用される[rijstjaar 1933:2112]ともいわれ、かなりの部分が商品化されていたことになる。

さて、粳米の流通市場は大きく2つに分けられる。第1は、最終的には精米所に行き着くコースであるが、農民が直接に精米所と取引をすることは滅多になく、西ジャワではtengkoelak、中ジャワではbakoel、東ジャワではwladjoと呼ばれる中間商人が介在するのが普通である。彼らは以前には精米所から前貸金を受け取って農民から粳を買い付けて精米所に納入していたが、恐慌期に入るとこの前貸金はほとんどのところで交付されなくなり、庶民銀行やデサ銀行からの借入れによる自己資金で活動を行うようになった。また、以前には精米所は彼らに対して粳1ヒコル当たり5~10セントの割増金を払っていたが、これも恐慌期にはほぼなくなったという。また精米所の中にはデサ内においた専属の代理人に買付けを任せるところもあるが、この場合には、買付価格は中間商人よりも高いといわれる[opkooprijzen padi 1934:467~469]。

それではこうした経路で流通するのは、米の生産のどの程度を占めるのであろうか。1-24表は1928~39年の時期における精米所加工米が粳の生産高に占める割合などを示したものである。ここからわかることは、精米所の活動は西ジャワ、東ジャワ、中ジャワの順に活発であること、34年から比率が急激に上昇していること、そして最大でも精米所に流れる粳はせいぜい20%程度であるということである。先に34年の段階での米の商品化率が40~50%であることを述べたが、この表の同年の精米所加工米比率12%と比べると、精米所へ行き着くルートは米流通の中では小部分であるにすぎない。それは、精米所で機械搗きされる米の価格はデサ内の価格水準と比較すると一般に高すぎるためそこに還流することが困難であり、定期的に消費するのが主としてヨーロッパ人、印欧混血人、東洋外国人、インドネシア人上層及び都市住民に限定されており、これ以外では消費者の3%程度が米価が安い時だけこの米を消費するにすぎないからである[Economische Zaken 1940:511,519]。しかし、精米所による粳の買上げは、「米価は地域的には、損失を出したためにストックを抱えることに対して極めて慎重になった買上商人と精米所の活動の減少によって大きく影響された。」[I.L. 1931:3]、「物価水準全般を規定するものとして決定的な意味を持ち、これによってトウモロコシ、サツマイモなど他の住民作物の内地価格も間接的に影響を受ける。」[I.L.1938 I:185]といわれるように、その農民経済に及ぼす影響は大きかった。

米流通の第2のルートは、米商人(bakoel beras)によって農民から買い上げられた粳が、彼らの手で米として売られるケースである[opkooprijzen padi

1934:467]。これらの商人は買い付けた粉を数百〜数千ピコルの小量に分けて貯蔵し、端境期になるとそれを高値で売るのであるが、この場合、粉は前貸制で契約された米搗き女(toekang noetoe)により手搗きで精米され、いわゆるカンボン米としてデサに還流する[rijstjaar 1933:2112]。すなわち、これらの消費者は一般の農民であり、それは住民の80%以上を占めるといわれる[Nota fabriek rijst 1940:519]。

さて、農民が以上のような形で稲を販売するのは主として雨季作の収穫期であり、また、価格が年間で最も安いのでこの時期には米商人や精米所は買付けに大きな関心を示すことになる。逆に、1〜3月の端境期には販売はほとんど行われず、この時期には農民はなおストックが残っておれば自家消費に充て、また、精米所も雨季作稲のストックを十分に持っている[opkooprijzen padi 1934:472]。そして、農民にとってのこの販売の性格は、ブルヘルが「古典的な、米を保存し徐々に自家消費するというジャワ農民像は大きく変化している。また、以前には農民の販売するのは余剰部分のみであったが、現在はしばしば大半を販売し、このため、たいてい自家消費に十分な量は残さない。20年代、ドウ・フリース(De Vries)のパスルアン調査から既に農民のストックの少なさが明らかにされており、農民は副収入を求めて後に商人から米を買い戻すのである。・・・多くのジャワ農民は避けることのできない現金支出を埋めるためという、差し迫った必要から米を販売したのであって、恐慌の結果生じた困難は、これによって極めて深刻なものとなった。米の代わりに、彼らはカッサバのような価値の低い食糧で満足しなければならなかった。」[Burger 1975, vol.2:45]と述べ、また32年の収穫期の報告が「稲の豊作の結果、現在に至るまで食糧事情には何ら問題はない。しかし、農民が現金支払い義務(地税、銀行への支払い、肥料代など)を遂行できるためには、収穫の異常に多くの部分を販売しなければならない可能性がある。」[L.E.V.2e kwrt.1934(bijvoegsel E.W. 2 September 1934):11]と指摘するように、一般的には必要部分にまで食い込んだ形での窮迫的性格の強いものであった。したがって、こうした販売ではいわゆる青田買い(idjon)が盛行することにもなる。²⁴⁾

(b)流通の変化

さて、30年代初めの米価の暴落によって、籾米の流通は一時的に停滞した。例えば31年の農業報告を見ると、「全般的な状況を見て第1に指摘できることは、本年は農産物のストックが大きい状態で始まったことであり、これは1930年最終四半期の極めて激しい価格低落によって促進された。借金の返済や税支払いのために売らなければならない者だけが売却した。富農や商人は投機目的で売控えた。」[I.L.1931:3]とあり、経済的に余裕のある農民は低価格を嫌

って販売を一時控えることになった。また、逆に精米所の側も、32年第2四半期には「米の新収穫の到来によって多くの地域で人々は米を売ろうとしていることが観察されるが、精米所からの需要は少ない。例えばクラワンの精米所は3月末現在26ヶ所が操業していたが、この数は6月末には51にまで上昇した。したがって、現在なお17が操業停止状態にあることになる。この報告四半期の最終月に至るまでにこれらの精米所が買い付けた粳は1,200,000^トであるが、通常の精米能力は20,000,000^ト~25,000,000^トである。状態のよくない地方では、粳はほとんど売れなかった。」[L.E.V.2e kwrt.1932(Bijvoegsel E.W. 2 September 1932):11]とあるように、利益の減少のために買付けを減らし、操業を停止するものが増加した。そして同年12月の報告に「精米所は、極めて低価格ではあるが、少なくとも・・・通常の量を買入れるようである。しかし、粳米その他の食糧作物の取引は精米所においてもその外側においても、現在、全く不活発である。多くの大規模農民は通常よりもずっと多くの(粳の)ストックを抱えている。」[afdeeling landbouw 1932:390]と述べられる如く、粳米を初めとする農作物の取引は全般的に低迷した。こうした状態は33年第2四半期の報告に「デサ内に平常時を上回る粳のストックがあるといわれるが、特にそれは富裕層の手で保持されている。」[L.E.V.2e kwrt.1933(Bijvoegsel E.W. 8 September 1933):7]とあるように、翌年前半期まで続いた。すなわち、米の低価格、それによる精米所の不振などの影響で、比較的生活に余裕がある富農層を中心にした粳米の売控えが発生したのであった。

ところが、米輸入規制が施行された後の12月の状況を見ると、「(ジャワ米の外領輸出によって)年末になると市場を圧迫していた滞貨は目に見えて減り始め」、「国内市場はかなりの販売量を示し好調であった。旧ストックは次第に動き始めた。」[ibid.4e kwrt.1933(E.W.1934):361,362]とあるように、粳取引は再び活況を呈し始めたのであった。

それは、米輸入制限によって、外領の米需要を満たすものが、従来の外国米からジャワの精米所米に代わり、その結果、精米所の経営が安定したこと[Aanteekeningen voedselsituatie 1936]、加えて、この時期には装置の近代化により精米所の生産能力自体も上昇したこと[Voedselproblemen 1940:677~678]によって、精米所の営業が拡大したことによる。1-24表で見た通り、34年からその生産高は急増しており、精米所がジャワの粳米流通に占める比重は拡大した。この意味では、米輸入規制を契機とした米市場の変化は精米所に利益をもたらしたといえることができる。²⁵⁾

しかし、このことは農民にとっては必ずしも利益とはならなかった。この時期には輸入禁止措置の結果、粳価が米価よりも相対的には有利になり、農民の

粳販売が促進されたというが、「他の現金収入源がなくなり、しかも税負担や負債の増加の結果、農民は従来にもまして大量の粳を販売せざるを得なくなった」[Aanteekeningen voedselsituatie 1936]と指摘される如く、その窮迫販売的性格は変わらなかったのである。加えて、精米所への粳販売の増加と米価の上昇は、後述するように米の増産にもかかわらず農民の食糧事情をむしろ悪化させ、主食がカッサバなど他の栄養価の低い安価な作物へ移行する傾向が強まった。そして外国産米を輸入してこれを補うことも、1936年のギルダー一切下げにより外米価格はジャワ米価格とほぼ同様の水準に至ったので、住民の購入可能な価格で提供するには政庁の補助が不可欠であり、困難であったのである[Voedselproblemen 1940:682]。

こうしてみると、34年以降の米市場の回復は必ずしも農民経済にストレートに安定化をもたらすものではなかったといえるのである。

3、大豆栽培の拡大

次に、30年代に栽培拡大が最も著しかった大豆について、その事情を検討しておこう。

(1)ジャワの大豆栽培の特徴

大豆はジャワでは最も重要な蛋白源の1つであるが、豆のままでは間食あるいは副食として消費されるのは少量に過ぎず、大半は加工される。普通、大豆は豆の色によって白大豆と黒大豆に分けられるが、前者からは豆腐、後者からはケチャップや醤油などが製造される。したがって、大豆は基本的には内地消費ではあるが、一般に生産農家からこれらの製造業者に販売されることになる商品作物である[Koens 1948a:268,270]。ブルヘルによれば、ほぼ2/3程度が販売されるという[Burger 1976 vol.2:44]。

インドネシアでの栽培は外領ではほとんど行われておらず、ほぼジャワのみに集中している。その栽培は水田作と乾地作に分けられるが、1-25表に示されるように水田作が中心であり、しかも次第にその比率が上昇している。ドゥ・フリースによると、水田での雨季稲作の後作として大豆栽培(kedelee oengaran)はジャワのほぼ全域で行われるが、周年灌漑田で稲収穫直後の5-6月に播種し、8-9月に収穫する栽培が最も多いという。この後、可能などころでは更に2回目の大豆栽培を実施したり、あるいはトウモロコシ、落花生などを作る場合もある。栽培は大豆単作の場合もあるが、トンガック豆やトウモロコシと混作されることもある。他方、乾地作の場合は雨季入り直後(laboehan)に播種し、

更に2回目の雨季作として雨が少なくなった時期(marengan)にも播種する。ただし、水田作に比べると手間がかかり、それほど多くなかったという[Vries 1932:599,600,611,627-628,632-633]。

ジャワにおける生産の中心は1-26表から明らかなように中、東ジャワである。中でもジャバラ・レンバン理事州とブスキ理事州は毎年、定期的に他地域へ輸出するだけの余剰を出し、ボジョネゴロ理事州も生産量は少なかったが輸出を行ってきた。またマディウン、クディリ、マラン理事州はほぼ自給可能なだけを生産し、スラバヤとプカロンガンも30年代に入って自給可能になった。これに対して、スマラン、ケドゥー、ジョクジャカルタ、パニユマスなどは大消費地であり、輸入地域であった[spoorvervoer kedelee 1935:219]。1-27表は1933年におけるそうした状況を示したものである。

さて、ジャワの大豆は1920年代にも1-25表に示されるように栽培は徐々に拡大してきたのであったが、それだけではジャワ内の需要を満たすことができず1-28表に示されるように大量に輸入してきた。輸入大豆は全ていわゆる「大連大豆」、すなわち旧満州産大豆であり、三井物産を初めとする輸入業者の手でスマラン、スラバヤ、タンジュンプリオクなどへ運ばれ、ここから華人ブローカーの手に渡って流通した[Blokhuis 1931:586-591]。ところが1-25表、1-26表で見たように1932年頃からジャワ内の生産が急増することになり、33年には東ジャワで約30,000トンの過剰生産を出すに至ったと報告される[Nota 4de Afdeling 1934]。そしてこれとともに輸入量は減少し、36年からはジャワ内需要を満たすだけでなく1-29表に見るように一部を輸出するようになった。

(2)大豆増産の背景

それではこうした増産の背景は何であろうか。先の表から明らかなように、この時期には栽面積の拡大と単位面積当たり収量の上昇がともに見られる。先ず前者は、糖業の栽培縮小との関連が強い。すなわち「ちょうどいくつかの重要な糖業地帯において住民により多くの大豆が栽培されていることから、解放された土地はこの栽培の拡大に大規模に利用されたといえる。・・・1930-34年の時期には解放された蔗園の一部にしか大豆が栽培されず、残りにはおそらく主としてトウモロコシと他のいわゆる『裏作物』が栽培されたと考えられる。1934年以降には、これらの作物はますます大豆に代えられていった。」[situatie Kedelee 1938:644]とあるように、農民は糖業からの返還田の一部に大豆を栽培し、それが次第に他の作物を圧倒していったのである。こうして「砂糖黍栽培の縮小は、結果として既に拡大しつつあった大豆栽培を極めて強く刺激した」[Memorie Toelichting 1933]のであった。したがって後者の単位面積当たり収量の増加も、これと関連が深い。すなわち、収穫面積の大拡大は主と

して糖業地帯の灌漑水田においてであり、もともとha当たりで高収量を実現してきた地域で発生したからである。ただ、同時にこの時期には、政庁農業指導局の仲介によってno.29(白大豆)、no.27(黒大豆)、no16(黒大豆)といった新しい高収量品種が広まったこともこの原因の1つであった[situatie Kedelee 1938:666-667]。

しかし、それでは農民はなぜ他の作物ではなく、大豆を選択したのであるか。この問題を考えるには、価格の推移を検討しなければならない。

1-30表は1927-37年の白大豆、黒大豆それぞれの月毎の内地市場価格の動きを示したものである。ここから見ると、価格低下が目立ち始めるのは30年後半からであり、以降も白大豆は36年まで、黒大豆は34年まで下降が続く。そして、白大豆の場合は37年から価格が上昇し、黒大豆では35年から始まった上昇が36年には再度下降し、37年には上昇に転じる。このように30年代前半から中ごろまで大豆価格は下降傾向にあるが、その下がり方のペースは34年以降にはずっと緩やかになり、この時期以降、大豆価格は比較的安定する。

そして、価格低下が激しい時期についても、1930-32年には他の作物と比べると価格低下は相対的に小さかったと指摘される。つまり、この時期には大豆価格は相対的に高かったのであり、それが33年までの栽培拡大の背景の一つであった。ところが、33年中ごろになると満州大豆の価格が暴落し、また、33年の大增産の結果、ジャワ内価格も大きく下がることになった[situatie Kedelee 1938:644; Bruyn 1941:35]。加えてこの年の後半期には約70,000haの砂糖黍栽培制限地が農民に返還され、34年には大豆栽培が更に拡大して状況が一層悪化することが見通された[Memorie Toelichting 1933]。

こうした状況の下で、植民地政庁はジャワの大豆栽培保護のために、34年2月24日、先に述べた米輸入条例を改正し、第1条の「米」という表現を「米、大豆、醤油、味噌」に代えることによって大豆と大豆製品も輸入許可制の下におき、通常の輸入関税の他に輸入許可証交付手数料として100kg当たりf0.75の特別支払いを求めることにし[Stbl.1934 no.85]、事実上の輸入制限に踏み切ることになった。この手数料は3月31日には更にf1.25に引き上げられたが、この効果はすぐに現れ、1月にf3.85/100kgであった大連大豆のスマランでの価格は3月末にはf5にまで上昇した[L.E.V.1e kwrt.1934(E.W.1934):902]。こうして先に見たように大豆輸入は35年から激減し、また、味噌、醤油輸入も大きく減ることになったのであった。また、鉄道も、1-31表に示されるように2月20日から大豆輸送運賃を20%引き下げて、ジャワ産大豆の輸送条件を改善した[L.E.V.1e kwrt.1934(E.W.1934):902]。こうして、34年以降、ジャワ産大豆の価格は相対的に安定し、36年までは大連大豆を上回ることになる[situatie Kedelee 1938:647]。

これに加えて、ジャワ産大豆は売行きも好調であった。例えば、1935年第2四半期の状況を見ると、「多くの方面から大豆買付けに対しての高い関心があることが明らかになった。通常の間商人が関心を示したのにとどまらず、何人かの華人大商人やある重要なヨーロッパ商社も大規模な買付け準備をしている。こうした状況であったので、大豆価格は多くの地方での大豊作にもかかわらず、1934年価格からそれほど下がらないであろうと予測される。白大豆の価格は、多分前年を上回るであろう。」[L.E.V.2e kwrt.1935(*E.M.*1935):1397-1398]と報告され、続く第3四半期にも「取引では新収穫大豆買付けに十分な関心があることがすぐに明らかになった」[*ibid.*3e kwrt.(*E.M.*1935):1938]と述べられる。更にこの時期には増産によって供給がジャワの需要を上回り価格が暴落することが心配されたが、これを防ぐために6月には外領の一部について外国産大豆の輸入を禁止し、ジャワ産大豆の販路を広げる措置がとられた[*ibid.*]。

以上のように、大豆栽培の拡大は前半期にはその価格が相対的に高かったことによるものであり、また後半期には輸入禁止令が後半期の価格安定を導き、販路が十分に見いだせたからに他ならなかった。²⁶⁾大豆は、一貫して有利な商品作物としての地位を保っていたのである。

4、トウモロコシとカッサバ

米と大豆の価格動向が輸入を通じて世界市場の動きに直接的に左右され、それゆえに輸入規制が実施されねばならなかったのに対して、トウモロコシとカッサバの場合は事情が異なっていた。

ジャワのトウモロコシは水稲と並ぶ主要な食糧であり、その栽培は水田作と乾地作に大別されるが、1-32表から明らかなように乾地作が全体の3/4を占める。そして、例えば1931年の乾地作収穫面積は乾地全体の33.4%を占めることから示されるように、乾地では最も重要な作物であった。乾地作は栽培時期から一般に第1回作と第2回作に区分することができ、前者は2-3月頃、後者では7-8月頃が収穫の最盛期となる[I.L.1931(*bijlage E.M.*9 Sept.1932):6]。また、中、東ジャワでは水田の主要な裏作であり、各地で西モンスーン前作(*voor-westmoesson aanplant=laboehan mais*、作付は10月から11月初め)、西モンスーン後作(*na-westmoesson aanplant*、作付は稲収穫後、すなわち乾季作)の年2回の栽培が行われるが、西ジャワでは乾地作だけである[Bruyn 1941:29]。

さて、ジャワのトウモロコシの主産地は乾地作ではマドゥラ、マラン、ブスキ、ボジョネゴロ、ケドゥー、スラカルタ、ジャバラ・レンバン、バニユマス、

水田作ではボジョネゴロ、ジャパラ・レンバン、マラン、プカロンガン、ブスキ、クディリ、スマランであるが[I.L.1933(E.W.1934):1335]、これらの地域を中心とした生産は内地消費量を上回り、1-33表に示されるように一部はオランダを初めとするヨーロッパ諸国や日本に向けて輸出されてきた。ところが、表示のように29年に半減したヨーロッパ向け輸出は30年にはほぼゼロになり、代わって日本及び中国向け輸出量が増加したものの、全体としては輸出が大きく減少した。しかし、1-34表で1925-40年の時期の生産量に輸出量が占める比率を見るとごく僅かにすぎない。大半は内地消費向けなのである。

したがって、トウモロコシの内地価格は世界市場と直接に連動するものではなく、基本的にはジャワ内地の需給関係に規定されると考えられる。しかし、同時に、米と並ぶ主食であるがゆえに米価の影響を受けることになり、それを通して間接的に世界の穀物価格の影響が現れることになる。1-35表に示される内地価格の動きがほぼ米と同様であるのは、そのためであると考えられる。²⁷⁾ さて、その栽培動向は、価格動向と必ずしも相関関係にはない。それは、トウモロコシが重要な主食であること、更に水田では米や大豆、乾地ではカッサバその他と競合関係にあることなどによるものである。ただし、こうした諸関係には地域的な差が大きく、一概には論じられないので、後にスラバヤとブスキに関して具体的に検討することにしたい。

次に、カッサバが30年代後半期に大拡大した背景を考えておこう。

カッサバは1-36表に示されるようにほとんどが乾地で栽培される。作付は最も少雨の8-9月を除けば、年中可能である。その後、10ヶ月程度を経て収穫期を迎えるが、これを過ぎるとイモが木化して食用にならなくなる。また、たいいてい場合は主作物として栽培されるが、陸稲や落花生の間に間作されることもあり[Koens 1948b:178,186]、31年にはその拡大が見られた[L.E.V.2e kwrt.1931(mr1432/31):17]。栽培の中心地はスラカルタ、マドウラ、マディウン、クディリ、ボジョネゴロ、スマランなどである[I.L.1933(E.W.1934):1336]。

さて、カッサバも主食として利用され、1938年の数字では1人当たりの年間消費量は180kgといわれるが、これらはスライスしたものをゆでて食べたり、干しイモであるガプレク(gaplek)を粉にして蒸したり、あるいはご飯に混ぜて蒸したりして食べる[Koens 1948b:189,195]。自家消費して余る部分は農民自らの手で、あるいはカッサバ企業に販売されて、ガプレクやタピオカデンプン(tapioca-meel)などに加工されが、その生産量は米、トウモロコシの収穫如何に大きくかかっている。カッサバは基本的に米、トウモロコシの補助食糧であり、これらの収穫が不良の場合にはカッサバの自家消費が増加するからである[Brun 1941:32]。

ところで、この加工品は欧米などではアルコール製造原料や家畜飼料としても需要があり、主として西ジャワ産のものが輸出されてきた。その状況は1-37表に示されるが、20年代末から激減し、37年にはかなり回復している。こうした動きの基本的な原因は製品価格の推移に求められる。いま、カッサバ加工品の主力であるガプレク粉(gaplek-meel)の輸出価格の推移を見ると、30年に100kg当たりf6.30からf2.20へと低下し、34年にf0.60と底値を記録し、その後、上昇傾向に入り、37-38年にはf3近くにまで回復、39年9月の第二次大戦勃発後には大きく上昇して40年1月にはf4.20にまで達したという[Bruyn 1941:33-34]。この結果、例えば価格が低下した時期には、「タピオカ製品の価格が極めて悪かった結果、近年の輸出は大きく後退した。特に30年末、価格が大幅に低下したので生産した作物を輸出のために加工することは原住民にほとんど利益をもたらさなくなり、この結果、自家消費分として必要な分だけ掘り出して後は芋を土に埋めたままにしておくことになった。」[*Verslag Handel* 1930:223]と報告されるように、農民は加工品作りや企業への販売に向かわなくなるのである。したがってまた、37年の輸出増加の背景には価格回復があったと見られるのである。

しかし、1-34表から明らかなように輸出量が生産量に占める比率は決して高いものではない。カッサバもトウモロコシと同様に、大半は内地消費に向けられているのである。したがって、価格に対する世界市場の規定性もやはり間接的であると見られる。実際、ジャワ内地価格は必ずしも輸出価格の動向と同じように推移するのではない。1-38表、1-39表に示されるカッサバとガプレクの内地市場価格は、最も低いのはガプレク粉輸出価格と同様に33年末から34年初にかけての時期であるが、34年後半期から回復した価格は36年には再び低下するなど、動きはより複雑である。

さて、30年代後半期の栽培拡大の背景の1つは、表示のように内地価格が前半期に比べて相対的に上昇安定したことにあると考えられるが、それに加えて次のような事情が影響しているように思われる。

1936年の植民省宛のある報告書によれば、「この現象(食糧不足のこと=引用者)は、主要には、大なり小なり現金収入に依存してきた住民の一部が、年間のある期間、あるいは時に年中通してよりよい食糧を購入できないほどに貧困化したという状況の結果として見なければならぬ。このグループの規模は、近年、疑いなしに拡大したので、質の劣る食糧への需要は増大し、増産にもかかわらずそれを完全に満たすことはできなくなった。しばしば、そして特に端境期にその食糧事情が問題となり政庁の対策をとらせたのは、これらの人々である。その屋敷地や耕地がある期間、ほとんどあるいは全く何も生産しないので、

収穫や借入れからの収入が新収穫の前に底をついてしまうのは、特に非土地占有者であるが、小土地占有者の場合もこれは珍しくないようだ。」[Aanteekeningen voedselsituatie 1936]とあり、現金収入減少の結果、下層農民を中心にして主食が米からより質の悪いものへと変化したことが指摘される。

こうした傾向は、1930年に「経済状態の悪化のため、原住民は1930年にはそれまでに増してトウモロコシとガブレクを多く消費するようになった。」[Ver slag Handel 1930:223]と報告されるように、既に30年代初めの段階から始まっていたが、顕著になったのは34年頃からであったと考えられる。そして、それはおそらく、先に述べたように米輸入規制によってジャワの籾米価格が安定し、農民の精米所への籾販売が増加したことと関連があろう。すなわち、米価が相対的に上昇したことが、主食の中味を変化させたのである。この結果、政庁経済部長官の40年2月の書簡によれば、米の増産にもかかわらずジャワの住民1人当たりの米消費量は1925-28年平均の87.8kgから36-39年平均では82.2kgに低下することになった[Economische Zaken 1940b]。逆に、1936年のある覚書に「カッサバとサツマイモの35年栽培の大きな伸びは、1つには34年凶作に対する正常な反応であるが、いま1つは安い食糧への需要シフトの結果である。」[Aanteekeningen voedselsituatie 1936]とあるように、カッサバなどの主食としての利用が増え、そのことによってこれらの作物の栽培が拡大したのであった。先に見たカッサバの30年代半ばからの著しい増産は、こうした事情の反映でもあったといえよう。

第3節 農民経済の変化

1、「現金不足」の深刻化

さて、これまでの恐慌期の経済に関する研究では、前章で紹介したように「現金不足」の深刻化という点が共通して強調されてきた。すなわち、恐慌による農企業の不振、農産物価格の暴落によって農民の貧困化が進行したという点では認識は共通している。しかし、その結果、住民経済が自給化したか否かという点では、見解の相違が見られた。以下では、そのことをも含めて「現金不足」といわれてきたことの中味を、今少し検討してみることにしたい。

先ず、この時期の農民の経済状況の推移を概観するために、主要な税である地税の納入状況を1-40表から見ておきたい。この時期には、経済状況の悪化に

伴っていわゆる「恐慌減額」という形で1932年以来減額措置がとられ(その数値は減免額の「その他の理由」欄に表される)、²⁸⁾ この結果、「c, 実際の徴収予定額」はかなり減少するのであるが、それにもかかわらず滞納が急増している。そしてそれは33年にピークとなり、その後、徐々に減り始めるが30年の水準に戻ったのは38年のことであった。こうした滞納増加の原因として東インド報告は「現金不足」[1. 11. 1932 I : 88; 1933 I : 27; 1934 I : 29]、あるいは恐慌減額が不十分であったこと[1. 11. 1935 I : 25]を上げているが、それは農民の経済状況をほぼそのまま反映していると考えられよう。すなわち、ジャワの農民経済は一般に31年頃から恐慌の影響を強く受けるようになり、30年代中ごろに最も深刻な状態に至り、後半期に入って徐々に回復に向かったのである。

2、「現金不足」の中味

それでは、30年代半ばに最も深刻化した「現金不足」とは農民経済にとってどのような中味を持つのであろうか。この点を、1932-33年にケドゥー理事州クブメン県のクトウィナンゲン(Koetowinangoeng)郡で実施された15家族を抽出した家計調査から見ておこう。1-41表は同調査による1家族当りの平均収支を示したものである。まず、収入支出とも1933年は32年の半分以下に落ち込んでいることが目につく。特に支出の減少は大きく、経常支出は1/3に縮小しているが、このことは生活の切詰めを意味するものである。特別支出は更に大きく削減されているが、このことは農民が借地や土地購入などで積極的に経営を拡大するといったことを止めたことを意味していよう。次に収支に占める現金の比率を見ると、いずれの項目についてもかなり高く、しかも33年にもあまり変化していないことが注目される。

この点について、ブーケは、農民が現金収入を充当する必要があるのは、地税や銀行負債のような高額な債務のためだけではなく、「日常の生活維持(塩、石油、煙草、唐辛子及び現在では米への出費も含む)と衣料、交通費をも外部世界に依存してきた」からであると述べ[Boeke 1940, dl.1:68]、ドゥ・フリースも、あらゆるカテゴリーの人々に現金の使用は普遍的に見られ、農民は日常的に生活必需品の購入のために小額の現金が必要であり、デサ内の貧困層もどれほど少なくとも現金収入を欠かすことは不可能であったという[Vries 1937:43 2]。すなわち、この時期にも現金は農民生活にとって不可欠のものであった。

それゆえ、現金不足とは、ジョヨハディクスモ(Djojohadikoesoemo)が「インドネシアの家計にとってもっとも重要なことは、大きく低下した現金収入との関連で現金支出がどれほどの額になるかということである。中央統計局の資料

によると、残念ながら現金支出の低下は現金収入の低下とは比べものにならなかった。農産物収入と賃金はそれぞれ70%、60%以上、また借地料収入もかなりの程度低下したのに対して、現金支出の様々な構成部分はその下がり方がずっと弱く、テンポも遅かった。地税の低減は33%に過ぎず、石油や消費財は50%以下しか下がらなかった。学費や電車賃、バス代は一定していた。このような支出に比べての収入の大幅な減少、状況に完全に対応できないということが、住民の中に現金不足を発生させたのである」[Djojohadikusumo 1952:23]と指摘する通り、収支バランスの悪化に他ならなかった。

3、「現金不足」に対する農民の対応

それでは、こうした状況に対してジャワの農民はどのように対応したであろうか。第1にそれは、東ジャワ省知事が「彼らは驚嘆すべき適応能力を持っていることを示している。彼らはこのショックを可能な限り生産物経済に切り換えることによって吸収する。」[MvO Oost-Java 1933:37-39]と述べるように、現金支出を最低限まで切り詰める形をとった。それは先ず生活の切詰めとなって現われる。例えば、収穫後のスラメタンの簡略化(牛の代わりに鶏を料理に用いるなど)、普通はこの時期に購入する新しい着物を買わないで済ませる、主食を米から自作のトウモロコシやカッサバに変える、あるいは自作の米を売ってより安いトウモロコシを購入する、バティックの代わりに安いプリントのシャツで我慢する、銅製の鍋などをブリキ製のものに変えるといったことが行なわれた。次に、現金による取引は次第に後退し物々交換、たとえばヤシの実と鶏、粉と石油の交換といったことが盛んになった[Bijvoegsel E.W., 2 Sep.1932:11-12; E.W., 16 Dec.1932:983; Lette 1933:31-32, 41-42, 64]。加えて、「収入が常に減り続け、また労働力の供給が増大したことによって、土地貸出しを含む土地耕起、原住民作物の植付け、維持管理のコスト、デサ内の賃金は大きく低下した。現金収入の不足が深まるにつれて、これらのコストはますます現金に代わり現物で払われるようになり、各地で相互扶助が強められた。」[Lette 1933:31]、「予想し得た通り、相互の土地貸借は特にここ数年来大きく減少した」[Bijvoegsel E.W., 1932:13]とあるように、住民農業においても現金を伴う諸関係が後退し、現物支払いや相互扶助に切り換えられていった。

これらのことは、いわば消極的・防衛的な対応であり、従来、「自然経済への回帰」として指摘されてきたのであるが、先に述べたことから明らかなように農民経済にとって貨幣は不可欠であり、これには大きな限界があった。それゆえにまた、農民は以下のように積極的に現金収入を増やすことによって現金不

足を乗り切ろうと努めた。

先ず住民農業では前述のようにこの時期、大豆栽培が拡大したが、それは、米価の下落という事態の中で、農民は比較的有利な形で現金収入をもたらす作物として大豆を選択したことを意味している。全体として作付頻度が上昇したことも、こうした対応の1つとして位置づけることができよう。

次に、この時期のジャワでは農外産業の拡大が見られるのが特徴であるが、それは「確実に進行する労働機会の減少のために、住民は以前にもまして工業や商業から副収入を得ようとした。かくして住民繊維産業やストローチェ、²⁹⁾ 煙草産業は恐慌の影響下に規模を拡大し、同様のプロセスは金属加工業のような他の小産業でも見られた。」[I. U. 1932 I : 52]と述べられるように、やはり恐慌を積極的に乗り切ろうとする人々の活動の表れであった。更にまた、1936年のジャバラ・レンバン理事の覚書によれば、「本来のワルン業(=屋台)は、ほとんど原住民だけが行う。ワルンの数は増加したが、稼ぎはごく僅かであり、新たに作られたものはすぐに消えてしまった。」[Mv0 Japara-Rembang 1936:101]とあり、人々が僅かな稼ぎを求めてワルンでの商いを行おうとしたことが窺われる。また、32年頃には東ジャワのバンギルからシトゥボンドに至る沿岸地方では漁業に従事する者が大きく増加したが、それを行うのは沿岸住民にとどまらず周辺地域の畑作農民の参入も見られるといわれる[E. W. Extra Nummer(D ecember 1932/Januari 1933):39]。

このように、ジャワの農民は農業の集約化、少しでも有利な作物への切換えといったことに加えて、農業以外でもあらゆる収入源を求めて少しでも現金収入を増加させ、そのことによって恐慌を積極的に切り抜けようとしたのであった。しかしまた、こうした努力にもかかわらず、現金不足の状態はより深刻であり、結果的には高利貸の支配が拡大することにならざるを得なかったことも事実であった。そしてそのことがこの時期、農村社会の構造に大きな影響を及ぼすことになるのであるが、それについては後にスラバヤとブスキの事例で詳論することにした。

第 1 章 註

- 1) この統計によれば、世界の1928/29年、1929/30年の砂糖生産と消費は次の通りである。

	生 産				消 費	
	甜菜糖	甘蔗糖	合計	増減	合計	増減
1928/29年	9,594	19,286	28,880		27,479	
1929/30年	9,332	19,128	28,460	- 420	26,988	- 591

単位：1,000ト

出所：Uerslag Handel 1930:196

なお、減産が大きいといわれるキューバの生産高は、1928/29年が5,240千ト、1929/30年は4,746千トである。

- 2) 詳しくは日本貿易研究所 1944:193~201、Koningsberger 1948:397~398、ゲープハルト 1948などを参照。なお、砂糖以外にも、ゴム、茶、およびデリー(東スマトラ)煙草、さらに世界生産の90%を占めるキナについても生産制限が実施された。この結果、ゴム、茶、キナについては価格の安定を取り戻すことができた。
- 3) 1931年2月の時点では、ジャワ糖の78.2%を生産する糖業が賛成、16.7%を占める糖業が反対、5.1%が保留であった。なお、反対派の主要な理由は、生産制限によって生産コストが上昇するという点にあった[A.S.1931 I:198-199]。
- 4) その仕組みを施行規則に従って31年の例で見ると、次のようである。各糖業の1931年度の輸出割当許可量は、「1931年の各糖業生産量×2200万キントル÷ジャワ糖総生産量」と決められ、滞貨を抱える糖業はこれに別枠の割当を追加することを認められた。なお、輸出許可は、スラバヤに設立された政庁の許可局が交付することになっている。
- 5) VISP について詳しくは E.W., Extra Nummer, Dec.1932/Jan.1933:45-50を参照。
- 6) この組織は、糖業の所有者、経営者をメンバーとし、この中から毎年少なくとも15名を選出し、これと蘭印総督が任命する非会員の議長及びジャワ銀行が執行部を形成する。更にここから常任幹事が選出されて、通常の業務に当たった。NIVASの詳細は、ibid.:52、ゲープハルト 1938:206-207を参照。
- 7) 表示の如くha当たりの借地料は34年まではむしろ上昇しているが、これは糖業の栽培縮小が蔗園の中の収量の悪い部分から始められたことによる。この点については L.E.V.2e kwrt.1933(Bijvoegsel E.W. 8 Sept.1933):9-10

参照。

- 8) 詳しくは Levert 1934:277-281, Vreede 1931:268 など参照。
- 9) 工場内労働者の削減率が相対的に小さいのは、レーヴェルトによれば一定の限度を越えると砂糖の質が劣化するからであるという。
- 10) それではこの100万人の人々は、どこへこれに代わる収入獲得の場を求めたのであろうか。フレデーによると東インドの失業問題は二重の構造をもっているという。すなわち、ヨーロッパで発生するような個人的失業 (individuele werkloosheid)、すなわち諸個人が労働機会を失い賃金収入がなくなって金欠と絶対的貧困に陥ることと、アジア諸国に特有の集合的な貧困の進行、すなわち集団を形成し相互に支えあっている村落住民の中に労働機会の減少や凶作が発生すると、デサ単位で富の減少、食料不足などが発生することである [Vreede 1932:185]。レーヴェルトは、この分類によりつつ、糖業で発生した失業問題はほぼ後者の問題であるとする。そして失業者はほぼ、恐慌の影響によって変化した住民農業のなかに吸収されたと指摘する。すなわち、住民農業は糖業の栽培縮小によって空いた土地の利用、乾地、天水田の利用、商品作物価格の暴落による転作などの結果、大きく食料作物生産を発展させることとなり、栽培面積が拡大し、作付回数も増加した。これらのことは住民農業における労働機会を増やし、それは土地なし農民を吸収するうえで十分なものであったとするのである [Levert 1934:285-287]。

しかし、この点についてレーヴェルトは根拠を示しているわけではなく、検討の余地があるように思われる。レーヴェルトがいうように住民農業が拡大したことは後に見るように事実であり、このことは恐らく労働力需要を増大させたであろうと思われるのであるが、同時に供給も大きく伸びたからである。それは、糖業を初め農企業での失業に加えて、都市失業者とスマトラにおける契約クーリー(スマトラの契約クーリーは、主として東スマトラの煙草、ゴム園で不足する労働者を補うために、ジャワから派遣されたものである)のジャワ農村への還流によっても引き起こされたものであった。都市失業者の多くは、「マディウンの国鉄基地での大規模な職員削減の結果に関する調査からわかったことは、解雇された者は実際には困難な状態にはないということである。彼らは町で別の仕事が見つけられない場合や、そこに住む家族に頼れない場合には、デサへ帰った。」 [E.M.1932:983]、「多くの企業が営業を停止し、都市から田舎へ戻る者が多いので、(農村部の)労働力は供給大である。時には収穫に際して、収穫者があまりに多すぎるので、秩序を回復するためにデサ役人の仲介を求めなければならないことさえあった。」 [Mv0 Batavia 1934:302]と報告されるように、出身デサへ生活のかてを求め

て戻ったのであった。そして、後者の報告に見られるように、稲の収穫にパウオン(当時のジャワでは、稲の収穫には誰でも参加できるという、一種の相互扶助慣行が広範に見られた。収穫参加者は自分で収穫した籾の一定量を報酬として受け取ることができたが、これがパウオンである。)を求めて殺到することになる。また、スマトラからの帰還クーリーの問題は、この時期、常に政庁労働観察局の注目するところであったが、既に1930、31年には帰還者が出かけていく者よりもそれぞれ12,536人、56,250人上回っており、32年には上半期だけでこの数が36,935人に達した[E.W.1932:983]。こうした事情で、この時期には農村部の労働力は恐らく供給過多になっていたと考えられよう。

このような状況の下で、一般的には「調査地域のどこからも、原住民農業は十分な労働機会を提供したと報告される。この場合、調査地以外でも観察されることだが、それが可能な者は、以前は自分自身で行っていたあらゆる労働を今は他人にやらせているという状況があることを指摘しておかなければならない。」[E.W. Extra Nummer, December 1932/Januari 1933:38]とあるように、住民農業は以前にもまして多くの労働者を吸収した。その顕著な具体例として上げられるのは先に触れた稲の収穫への大量の人々の殺到であり、地域によっては婦人のみならず男子の参加も見られた。そして、この場合、パウオンはたいていの場合、下げられることはなかったという[L.E.V. 2e kwrt.1932(Bijvoegsel E.W. 2 September 1932):11]。

以上のような状況はあたかもギアツがいう「貧困の共有」が発生したかの如くであるが、糖業の栽培縮小によって拡大した乾季作の場合にはいささか事情が異なっていた。すなわち、「主として、この仕事は相互扶助を伴いつつ家族労働で行われた。したがって、稲収穫後の原住民農業における賃労働の機会は大きく縮小した。」[ibid.]、「原住民農業における労働は、米の収穫後に極めて縮小した。様々な作物の東モンsoon作はかなり拡大したが、そのために必要な仕事は大抵は家族労働と相互扶助でなされた。・・・報酬を支払うクーリー労働が使用される場合には、これらはほとんど現物で払われた。」[ibid.3e kwrt.1932(Bijvoegsel E.W. 2 December 1932):12]とあるように、乾季作はあまり過剰労働力の吸収には貢献していないのである。

こうして見ると、失業した人々がデサ社会において住民農業に吸収され、「貧困の共有」が発生したと単純にはいえないように思われる。もちろん、住民農業の拡大が過剰労働力の吸収に貢献したことは疑いないのであるが、同時に、副業や農外産業の拡大があつて初めて過剰な農村労働力をともかくも農村が吸収できたと考えらるべきであろう。

- 11) その決定の仕方は次のようである。先ず、西モンスーン期と東モンスーン期を大別し、前者の時期の水田の借地料基準は、1ハウ当たりの乾燥粉粗収量から収穫手間賃(bawon)として1/6を除き、残った額から、粗収量が26ヒール以上の場合は11ヒール、26ヒール未満の場合は残りの半分を控除した量の粉の換金額とする。後者の時期については水田を分益小作に出した場合の小作料に準拠して1ハウ当たりf5-f26の間でf5の倍数になるように定めるが、その水田が東モンスーン期に休閑されるのが普通である場合にはf2.5とする。以上の各々の粗収量の確定には地稅額決定に際して実施されている水田の収量別グループ分けを利用し、同一グループに属する水田は同一の最低借地料基準を持つこと、また、換金の基準額は、これも地稅徴収の際に利用されている粉の平均市場価格に準拠して定められることとされた。こうして各モンスーン期の基準額が決まると、一栽培年18ヶ月分の借地料合計は「西モンスーン期+東モンスーン期x2+水田復旧費」という形で算出された。東モンスーン期の金額が2倍にされるのは、砂糖黍は一栽培期間に乾季を2回使用するからであり、また「水田復旧費」プラスされるのはそれが収穫後の砂糖黍の根を除去し再び畦を作って水田に戻すのがかなりの重労働になるからである。こうして定められた金額は暫定地として少なくとも1ヶ月間は地方行政の役所で公示し、またその旨を官報(Javasche Courant)に掲載して異議申し立てを受け付け、その後初めて5年間有効な最低借地料基準として正式に決定されることになった。この手続きは1918年2月15日付け政庁命令 no.68(Bijblad 9030)で決定され、同年9月28日の政庁命令 no.23(Bijblad 9089)で一部改正された。なお、有効期限の5年については、その間に地稅査定の改訂が行われた場合には、有効期限にかかわりなしに早急に新基準を設定するものとされた。
- 12) この条項は1933年6月19日付けの内務部長官書簡no.A.I.12/5/13に載せられたものである。これについては MvO Midden Java 1933:69 を参照。
- 13) 例えば、ブースは「20世紀の初期の時期までは、栽培面積の拡張がジャワの米生産において生じた成長の主要な理由であったことは、ほとんど疑いないことのようにである。・・・20世紀にはジャワにおいて土地面積を拡張し続けることはより困難になってきたので、米の更なる増産の大部分は既存の土地における収穫の集約化によるものであった。」[Booth 1988:37]、「1920年から1960年に至る40年間は、ジャワの米作の集約化の時期と見ることができ、そこでの集約化とは水田の収穫率の上昇のことであると規定される。」[ibid.:39]と述べる。また、加納啓良も、1920年代については10年代後半から20年代にかけて畑地が大きく拡大し、その拡大を「唯一の拡大要因とする

粗放的な農業の停滞的持続が、この時期のジャワ農民農業の特徴」とするが、30年代は「二期作、多毛作地が若干増加し、耕地利用の集約度が向上し始めた時期」であり、「農民による食糧生産農業は集約化による発展を開始したが、その方向は当面、作付頻度の増加による耕地利用の集約化に向かったのであり、単当収量に見るべき変化は、まだ現れていない」時期であると[加納 1988:115]、ほぼ同様のことを述べている。両者の意見には土地の集約的利用が何時開始されたかについて若干の違いがあるが、いずれも本稿で対象にする1930年代は、基本的には土地利用頻度を高めること、すなわち作付回数増加を軸とした耕地の集約的利用によってのみ増産が可能であった時期であるとする点では共通している。

同様の点は Voedselproblemen 1940 でも指摘される。すなわち、同論文は30年代の食糧生産の伸びを、(a)耕地拡大、(b)耕地利用の拡大、(c)単収の伸びの3つの点から考察し、「1929-38年の全ジャワ・マドゥラの水田収穫面積の増加のうち、約1/5が水田拡張によるものであり、4/5が水田利用の改善のためである。乾地については、収穫面積拡大の1/6が乾地の拡大により、5/6が利用の改善のためである。」と述べて基本的な要因は(b)にあることを指摘し、また(c)の単収の増加は概して見られないとする。その上で、水田については、その面積の拡大が特に重要なのはブスキ理事州であること、利用の拡大はスマラン、マドゥラ、バンテン、ボジョネゴロ理事州を除くほぼ全理事州で見られたが、「この拡大はたいていの場合、東モンスーン作の拡大と砂糖黍栽培の縮小とともに生じた」と指摘する。また、乾地の収穫面積増は、耕地自体の拡大によるものはごく僅かであり(これが重要なのはバンテンとバイテンゾルフのみ)、ほぼすべてが3回目のトウモロコシ栽培(いわゆるrisco-mais)、およびカッサバと大豆の栽培拡大との関連でみられる土地利用の高度化によるものであり、それは東ジャワ(マラン、ブスキ、マドゥラ)とプリアンガンがずば抜けているとする[Voedselproblemen 1940: 656-657]。

なお、同論文は、米の単収がほとんど伸びていないというが、その要因は施肥による土地改良がほとんど進んでいないことにある。例えば、1939年に住民が購入した化学肥料を施した面積は約100,000haであり、ジャワの全耕地の1%を越えるものではないと推定されている。原因は、大半の農民が化学肥料を購入するべき時期に現金を持っていないことにある。また、緑肥は約30,000haに利用されるにすぎないが、これは住民農業の輪作方式の中に緑肥を組み込むのが難しいからであるという。したがって、栽培法の改善、例えば苗代への薄蒔きと施肥、田植えの際の正条植え、除草などの面での改善は

西ジャワを中心に若干見られるものの(西ジャワでは約135,000haに適用され、東ジャワでも導入が始まっているという)[ibid.:667-669]、ジャワの水田農業を規定する基本的な条件は、なお自然条件、特に水のコントロールにあり、水稲ha当たり収量の推移は、凶作率の変化と強い対応関係にあるのである。

単収が本格的に増加するのは、ブース、加納両氏とも60年代後半から実施された「緑の革命」以降のことであるとする。例えば加納は、1970年代を著しい農業生産力向上の時期であり、栽培される作物は以前に比べはるかに水稲に偏っているが、短期間における化学肥料投入の急増によって単収が上昇したと規定している[加納 1988:118]。

- 14) 1930年代の耕地拡大について1-12表から窺えることは、次のようなことである。(a)水田面積の増加は極めて緩慢であること。ただし、バタヴィア(21,200ha, 6.2%増)、プリアンゲル(13,893ha, 6.2%増)、バイテンゾルフ(11,090ha, 6.2%増)、チェリボン(2,417ha, 9.4%増)、ブスキ(22,417ha, 9.4%増)の諸地域では水田拡大が30年代を通じて著しい。(b)乾地面積の拡大は水田の倍近いが、比率からするとそれほど大きくはない。バンテン(51,765ha, 34.2%増)、バイテンゾルフ(51,588ha, 24.6%増)、プリアンゲル(23,110ha, 5.1%増)、ジョクジャカルタ(26,231ha, 14.1%増, 33-40年)などの地域で著しい。(a)(b)から、この段階でもなお、耕地の外縁的拡大によって農業生産の増加を目指した地域が存在したことが窺われるが、それらは基本的には周辺部に集中している。(c)いくつかの地域では耕地面積が減少しているが、これについてはその中味と原因を検討しなければならない。

なお、ブースは1920年代以降の耕地拡大について、それから60年の間に乾地が水田を上回る速度で拡大したこと、1930年から1961年までの時期をとると、西ジャワ、ジャワ北岸地域、東ジャワ、ジョクジャカルタなどで乾地の伸びが大きいこと、逆にブスキなどでは水田面積の拡大が続く一方で乾地は縮小しており、水田の一部は乾地からの転換により形成されたものであるといったことを指摘している[Booth 1988:81-82]。

- 15) これらの数字は収穫面積であり作付面積ではないため、ここから土地利用の集約化に関する議論を行うことは必ずしも適切ではないが、長期的な動向を見る場合にはそれほど大きな誤差は出ないと考えられる。なお、31年、34年に全作物収穫面積がかなり減っているのは、天候条件によるところが大きいと考えられる。
- 16) ジャワ・マドゥラの食糧消費には地域的な差が大きい。西ジャワでは米の消費が多く、トウモロコシはあまり食べない。30年代にはカッサバの消費も伸びている。植物蛋白としては落花生が多く、大豆はこれより少ない。これ

に対して中ジャワと東ジャワはよく似ているが、中ジャワでは米消費が多く、東ジャワではトウモロコシが多い。両地域の落花生と、特に大豆の消費は西ジャワに比べずっと多い。カッサバ消費は極めて多く、なお大きく伸びている[Voedselproblemen 1940:660]。ただし、ここではこうした地域差は捨象して、ジャワ・マドゥラを一般的に扱うことにする。

- 17) 1934年は凶作がジャワ・マドゥラのほぼ全域に及んだことによって、食糧不足が広がった時期であった。この年の気候は5月中旬までは雨季が長引き、特に4月には多くの地方で雨量が平年の2倍を越えたが、それ以降、突然に激しい乾燥期に入った。このため、収穫した稲の乾燥と裏作物の作付が大雨で妨げられ、後には土地が急速に乾燥してしまったために土地耕起が困難になり、また、灌漑状態の悪い地域では乾季稲作に大きな被害が出た[L.E.V. 2e kwrt. 1934(*E.W.*1934):1425]。この結果、34年前半期の水稻凶作面積は、33年同時期が191,000ハ、32年が147,000ハであったのに対して312,000ハにまで拡大した。これに加えて、この年の天候不順は陸稲、トウモロコシにも大きな被害を与え、これらも大面積の凶作が発生した。この結果、これらの作物の生産高は下に掲げる表に示されるように33年と比べると大きく減少し、消費可能穀物量は32、33年と比べそれぞれ50万ト、60万ト少なくなった[Economische Zaken 1934]。

こうしたことの結果、恐慌による現金不足の進行ともあいまって事態は極めて深刻な状態に至った。このため、植民地政庁は同年7月からは地方行政首長に各四半期毎の経済状態報告提出を義務づけるとともに、窮乏地域に対する食糧の供給などの対策をとることになる[Nota 4de afdeeling 1936]。この食糧不足は、この年の乾季作トウモロコシ栽培が前年の698千ハから935千ハへと激増し、乾季稲作も拡大したこと[L.E.V. 4e kwrt.1934(*E.W.*1935):326]、このトウモロコシ栽培とカッサバ栽培が大豊作であったこと、更に34/35年雨季作稲が東ジャワを中心に豊作であったことにより、1935年前半期には一部地域を除いて改善の方向へ向かった[L.E.V. 1e kwrt.1935(*E.W.*1934):893; *Economische Zaken* 1935:426)]。

米、トウモロコシ(脱穀されたもの)の生産高

理事州	1934年	1933年	1934年の 対33年比
バンテン	1,654,606	1,507,470	110
パタウニア	4,022,379	4,455,808	90
バイテンゾルフ	3,276,536	3,805,693	86
プリアンゲル	4,477,312	5,154,861	87
チェリボン	3,515,195	4,048,209	87
西ジャワ	16,946,028	18,972,041	89
プカロンガン	4,599,251	5,270,698	87
スマラン	4,404,825	5,274,343	84
ジャハラ/レンバン	3,733,563	4,542,408	82
パニユマス	4,163,735	5,076,479	82
ケトゥー	4,351,740	4,954,666	88
ジョクジャカルタ	2,045,473	2,117,362	97
スラカルタ	4,474,578	5,186,872	86
中ジャワ	27,773,165	32,422,828	86
スラバヤ	3,274,547	3,622,315	90
ボジョネゴロ	3,359,205	4,890,571	69
マテイウン	3,431,314	3,750,483	91
ケティリ	4,533,063	5,142,261	88
マラン	7,990,823	9,723,949	82
プスキ	6,809,733	8,244,140	83
マドゥラ	3,981,901	4,800,013	83
東ジャワ	33,380,586	40,173,732	83
ジャワ・マドゥラ	78,099,779	91,568,601	85

単位：ピコル

出所：Productie rijst en mais 1934

- 18) ただし、地域毎に見ると食糧事情の差は大きい。特に、ボジョネゴロ、スマラン、チェリボン、バンテン、マドゥラなどではしばしば凶作が発生し、食糧不足が蔓延した。34年の大凶作以降も、例えば35年には「バイテンゾルフ、インドラマユ、チェリボン、テガル、パニユマス、チラチャップ、ボジ

ヨネゴロ、ジョンバン、マディウン、クディリ、マドゥラ各県及び東に位置する諸島において、凶作、糖業の不振、異常に低い現金収入の結果、困難が発生した。」[Indische telegram 1936]と1936年の蘭印総督から植民省宛の電報が述べる如く、食糧不足は各地で発生し、これを受けた植民省も「ジャワの原住民の食糧事情はなお常に不安定である。このことは、食糧不足が飢餓の可能性もある食糧危機に発展する恐れのある地域が存在することを意味している。」[Nota 4de afdeeling 1936]という認識を示している。同覚書はその例として、チェリボン理事州では1935年、凶作の結果、50,000人の食糧不足が「飢餓」にまで発展し、学童は、教師によれば食糧不足のために生気がないと報告されることをあげている。また、比較的凶作面積が少なかった1938年にも、ボジョネゴロ51,949ha(ジャワ・マドゥラ全体の凶作面積123,416haの42.1%)、バタヴィア10,738ha(8.7%)、マドゥラ10,303ha(8.3%)、スラバヤ9,807ha(7.9%)、バンテン9,407ha(7.6%)などの地域では大面積が凶作となった[I.L.1938(E.W.1939):1764]。

- 19) 植民地期の灌漑は、技術灌漑(technisch bevoeiing)と住民灌漑(wilde bevoeiing)に分けられるのが普通である。前者は、植民地政庁の手で施された半永久的な施設を持つ灌漑のことである。他方、後者は住民自身の手で伝統的に行われてきた灌漑のことを指し、この場合、堰などの設備はたいてい雨季の洪水で流失してしまい、毎年作り直さなければならなかった。なお、これらの技術的な問題などについては、田町 1938、田中 1987などを参照。
- 20) 30年後半の米価下落は、前年の水稲作が不作であったため、この年の初期に大量の外米輸入を行ったが、この年の作柄は良好で米剩りとなったことによる[I.L.1931 I :103,106]。
- 21) 植民地政庁はジャワで凶作が発生し穀物不足が生じた場合には、地方的な食糧不足に供給を行うために自らの手でかなりの量の外米輸入を実施している。例えば1935年第1四半期のジャワの外米輸入量106,644トンは前年同期の2,094トンを大きく上回るが、これは34年凶作による不足に対応したものであった[L.E.V.1e kwrt.1935(E.W.1935):893]。また、37年12月には6,500トンを輸入したが、これは凶作によりスラバヤからスマランにかけて安価な消費米の不足が発生したことに対応したものであり、同時に東ジャワで米価が上昇するのを防ぐ意味もあったという[ibid.4e kwrt.1937(E.W.1938):472]。

なお、経済部長官の34年11月の書簡によると、必要と見なされる外米買付けの権限は植民地政庁が独占し、重要輸出港であるサイゴン、バンコク、ラングーンでは一商社とだけ取引することが決められた。すなわち、この時点ではサイゴンではde firma Dunlop & Kolff、バンコクではGijsselman & St

eup が取引相手に指定され、ラングーン市場は価格が相対的に高かったので当面は前者2市場の価格上昇の際に買付けを実施する予備市場とすることになったという [Economisch Zaken 1934b]。

- 22) 33年後半期の外国米市場は、ヨーロッパにおける穀物の過剰生産、日本の米の豊作見通し、中国政府が国内米豊作と大幅安値のために生産者保護の目的で高率輸入関税を実施したことなどによってかつてないほどに悪化し、サイゴン、バンコク両市場では10月には上昇した米価が11月第1週には急落し、ビルマ市場だけが相対的に安定していた。こうした状況は11月中旬にはいったん回復するが、年末には再び値下り傾向に入ったという。詳しくは L.E. V.4e kwrt.1933 (E.W.1934):362 を参照。
- 23) もっとも、この年にはジャワ米が凶作であったために、先の輸入義務付けと割増金制度は7月1日に撤回され、外領の一部は外国米に開放され、またジャワに関しては政庁自らが外国米輸入を行い、それは9月から12月にかけて108,000トンが販売された。また、これに加えてジャワにはスラウェシ米が輸入され、その量は8-12月の5ヶ月間に6,466トンに達した。しかし、この結果、安い外国米価格が内地市場を圧迫することを防ぐために、9月には輸入された外米に対して100kg当たりf0.75を課税することになった (Stbl.1934 no.544) [opkooprijzen padi 1934b:52]。この課税額はその後、34年12月8日には政庁命令no.1 (Stbl. no.668) でf1.10/100kgに引き上げられたが、36年9月26日のギルダ切下げによって輸入米価格が上昇したために、36年10月30日の政庁命令no.10 (Stbl.no.581) で廃止された。しかし、その後も外米価格の高値は続き、39年末になると内地米価格を上回るといふ現象も生じたという [Voedselproblemen 1940:676]。
- 24) 1933年のある調査によれば、青田買いの比率は地方によって大きな差があるが、調査地域では30-40%に達するという [rijstjaar 1933:2112]。
- 25) なお、こうした精米所の活動の活発化は相互間の競争を激化させ、買上価格が上昇した結果、38年に西ジャワ、中ジャワで行われた調査によれば、高い生産性を持つ優良な精米所でもほとんど利益が上がっていないということが明らかになったという [Economische Zaken 1940c]。また、逆に精米所の過剰生産によって、1937年には東ジャワで籾買上げ価格の低下を招くことになった [Voedselproblemen 1940:682]。同様の事態は、39年にも生じた [Nota fabriekrijst 1940]。こうしたことから政庁は1940年、精米所営業規制条例 (Stbl.no.104) により精米所の営業を規制することになった。
- 26) なお、34年に収穫面積が減少しているのは、播種の時期に大雨が長く続き、その後、突然乾季が始まったという、この年の天候不順の影響が大きい。農

民の大豆栽培への意欲は、特に東ジャワではなお高いと報告される [L.E.V. 3e kwrt.1934 (E.W.1934):1927]。

- 27) ただし、34年の価格上昇にはオランダ政府によるインドネシア産トウモロコシ輸入に対する優遇措置の影響も働いている。ジャワのトウモロコシは先に見たように29年から日本向け輸出が増加し、30年代初めには主として日本のみに向けられるようになった。日本は従来、アルゼンチン産トウモロコシを輸入していたのであるが、輸送費の安さのため、それを凌駕することができたのである。しかし、この結果、インドネシア産トウモロコシ輸出は日本人バイヤーに強く依存することになり、価格は低く抑えられることになった [Voedselproblemen 1940:686]。こうした中、ジャワのトウモロコシは33年、栽培拡大と豊作、外国市場の不調によって3,000トンの輸出されない滞貨が発生し、この結果、内地市場は圧迫され、米価に対する価格比が大きく悪化したと報告され [Memorie Toelichting 1934]、34年にはオランダ政府と植民地政庁が協議した結果、オランダはインドネシア産トウモロコシ輸入に際して優遇措置をとることになった。そして、これによって輸出価格全体が上昇したといわれる [Voedselproblemen 1940:686]。
- 28) 植民地政庁がジャワ・マドゥラの農村経済の悪化を認識したのは、既に1930年のことであった。そして31年1月に開催されたこの年の第1回レヘント会議では地税の減額が初めて話題に上り、その後、この点はしばしばこの会議の議題にされたが、特に5月5日にスラバヤで開かれた会議ではそれが強く主張された。こうした状況を受けて、その後、内務部長官と財務部長官、および各省知事が協議を重ねた結果、地税を原則的に引き下げることがこの年に決定された [Overzicht voedselverhouding 1931]。こうして、32年にはジャワ・マドゥラ全体で110郡に10~20%の減額が実施された。
- 29) ストローチェは丁字を加えたジャワ独特の煙草であり、1880年頃から中部ジャワ北岸のクドゥスで製造が始まり、1920年代半ばまではほぼクドゥス市内に限定されてきたが、販売先が拡大し外領にまで広がるとともに次第に中部ジャワ各地や東ジャワでも製造されるようになった。恐慌前、中心地クドゥスではこの産業によってf200万/年の収入がもたらされていたという。恐慌初期には副収入を得ようとして多数の農民がこの製造に参入し、製造所数は著しく増加したが、30年代半ばになるとその多くは閉鎖を余儀なくされた。しかし、家内副業による生産は続き、生き残った企業はそれを買って低価格での製品製造を拡大したといわれる。詳しくは Mv0 Djapara-Rembang 1936:48~49 を参照。

第2章 世界恐慌とスラバヤ糖業

本章の課題は、前章で述べた世界恐慌下のジャワ糖業の動向を、糖業の中心地であったスラバヤに即して具体的に検討し、糖業の恐慌対策に対して土地貸出者である農民がどのように対応したかを明らかにすることである。それに先立って、以下ではこの地域の糖業の状況を概観しておくことにしたい。

第1節 スラバヤにおける糖業の分布状況

この地域における糖業の展開は早く、既に強制栽培制度の初期においてジャワ最大の糖業地帯であった。¹⁾ 2-1表はデータの得られた1866/67年栽培以降の栽培面積を示したものであるが、先ずここから理事州内でもスラバヤ県は当初から一貫して栽培は少なく、この県における糖業の意義はそれほど大きくはないことがわかる。したがって、以下の考察では残り3県に焦点を絞ることにする。さて、この地域の糖業はその後も大きく拡大し、最大時の1930/31年栽培は強制栽培制度下の栽培面積の5倍以上に達しているが、表示の通り、この拡大は1880年代から1900年代にかけて著しく、1910年代に入ると鈍化している。²⁾ このことは、この地域では既に1910年代以前に砂糖黍栽培のための適地はほぼ開発され尽くしたことを示唆するものであろう。³⁾ 逆にいえば、この地域はそれだけ糖業の設立に適していたのである。

以上の歴史的概観を踏まえて、ここでは恐慌期の入口の時期における糖業の分布状況とその住民経済における意味を見ておきたい。

各県毎の立地糖業とその栽培面積は2-1表に示される通りであり、これらの糖業は基本的には製糖工場立地県で栽培を実施しているが、中には他県で栽培を行っているものもあり、⁴⁾ 県毎に水田のどの程度を使用したかということは正確に算出することができない。ただ、糖業が住民経済に占める役割のイメージをつかむために、ここでは各糖業がすべて立地県で栽培を実施しているものとして、1930/31年栽培がそれぞれの県における水田面積に占める比率を算出すると、2-2表右端の数値のようにシドアルジョ30.6%、モジョケルト23.7%、ジョンバン18.9%となる。後述のようにこの地域では栽培は三年輪作法で行われるので借地面積は栽培面積の3倍あり、シドアルジョでは水田の92%近く、モジョケルトでは71%強、ジョンバンでは57%近くが借り入れられていることになる。この数値自体が他県と比較すると高いが、更に全耕地に占める比率を見ると、これら3県の比率はジャワの糖業地帯の中でも群を抜いて高いことがわかる。このように、この地域はジャワの中で最大の糖業地帯であった。

さて、糖業のこの地域の農民にとっての意味は、何よりも巨額の現金収入をもたらすものであった。2-3表は恐慌前の時期における糖業からの支払額を一覧したものであるが、1ハリ当たりf473に達する。そして、この地域には糖業以外のこのような現金収入をもたらすヨーロッパ人経営の農企業はほとんどなく、⁵⁾したがって2-4表に示されるように、民営事業の支払賃金総額の中でも糖業は圧倒的な比率を占めた。糖業は、この地域の農民にとって最大の現金収入源であったのである。

第2節 スラバヤ糖業の栽培の特色

それでは、この地域の糖業の栽培にはどのような特徴があるのであろうか。以下、栽培の方法と栽培用地の確保の仕方に分けて検討してみよう。

1、糖業の栽培方式

ジャワにおける糖業は、住民の水田を借地することによって栽培用地を確保し、その上に一般には住民農業との三年輪作で、すなわち、借入地を三つの部分に分け、図3に示されるようなサイクルで、栽培を展開してきた。今、その栽培過程をこの地域のKrian糖業の例で示せば、およそ以下のようである。

まず、4月初旬頃に砂糖黍の栽培に使用するべき水田の稲の収穫が終了すると、図4に示されるような栽培用地の造成が開始される。この場合、水田上に残っている稲藁、株、雑草などは全て焼却し、造成された植床には基肥として少量の硫酸を施す。この作業は約2ヶ月を要し、その後、それが済んだところから順に苗の作付を実施していく。作付は、いわゆるレイノソ法、すなわち掘られた植溝に植える方式であり、⁶⁾ 1ハリ当たり16,000~24,000株^②密植する。ここまでの作業は、住民農業で使用するのとはほぼ同じ農具を用いてなされ、1ハリにつき毎日5~6名という大量の労働力が投入される。

こうして作付が終わると、その後、補植、2~3回の追肥、中耕除草、灌水、苗の成長に応じての5回の培土などを経て、翌年6~11月に収穫期を迎えることになる。収穫のピークは6~9月であり、刈り取った砂糖黍はその日のうちに牛車または専用軌道によって製糖工場へ搬入して圧搾する。この収穫・工場への搬入作業にも極めて大量の労働力が集中的に投入される[Quintus 1923:87~142]。

このように栽培部門では4~9月が労働力雇用のピークであった。労働者は基本的には日雇であり、農園の領域内にあるデサから募集されるが、労働力が不足

する場合には近隣デサからも輸入される[ibid:139]。すなわち、この地域では労働者は基本的に近隣から供給されたのである。それは、序章で見た通り、この地域が人口過剰地帯であったことと関係が深いと思われる。⁷⁾

2、栽培用地の確保の仕方

この地域の糖業の経営で最も顕著な特色は、その栽培用地確保の仕方であろう。すなわち、1935年のスラバヤ州理事覚書が「(シドアルジョ県では、糖業への)貸付は全くのデサ貸しであり、デサ首長が借地料を受け取って、これをゴゴルに分ける。」[Mv0 Soerabaja 1935]と述べ、またモジョケルト、ジョンバンに関して、1931年当時のモジョケルト州理事の覚書に「砂糖黍栽培のための土地の借入れは様々な方式で行われるが、圧倒的に多いのはデサが貸出者として登場するものである。共同占有でない土地と職田だけがデサの仲介なしで借り入れられる。」[Mv0 Modjokerto 1931]とある如く、デサ単位の集合的な借地が一般に行われてきた。そして、この場合、デサ首長が実質的に貸出しを決めることになる。同覚書は「デサ首長がデサ内で権力を持っていることは先に述べたところから既に明らかなであるが、この点は糖業への土地貸出しからも明らかになる。デサ首長、及び子村ではカミトゥワ(kamitoewa)が貸出しを決定し、ゴゴルは単に形式的にこの取引に賛成するにすぎないと明確にいうことができる。糖業が考慮に入れるのは彼らである。このことによつてまた、共同占有地の借入れは極めて容易であり、借地料は古くから職田や個人占有地(jasan-gronden)と比べて安かった。」[ibid.]と指摘している。ただし、ジョンバン県のみは南部を中心にして個人占有地や固定持分制共同占有地がかなり多く、ここでは個人との契約による借地も見られた。⁸⁾

さて、こうした集合的借地方式がこの地域では古くから行われてきたことはかつて指摘した通りであるが[植村 1978]、それはデサの水田を全て糖業に貸し出す場合に適合的な方式であった。そしてこの場合、毎年の土地割替の際、各持分権保有者は水田持分の1/3をglanggangan(雨季稲作後に糖業に貸し出す水田)、1/3をdongkelan(砂糖黍栽培に使用後の水田)、1/3をsawah patebonanまたはtegal tebon(砂糖黍栽培用水田)として指定され[Mv0 Soerabaja 1935]、それらは別々の場所に割り当てられた。このことによつて、各持分保有者は毎年同じ広さの水田を糖業に貸し出すことができ、糖業はそれによつてまとまった栽培用地を安定的に確保して三年輪作で栽培を実施することができたのである[Soekasno 1938:298]。⁹⁾ またシドアルジョ県では、デサ首長やデサ役人の職田についても同様にして3つの土地グループに位置する、同じ大きさの3つの部分に分

割することが行われた[Mv0 Soerabaja 1935]。

さて、こうした集合契約では、借地料は個々の土地貸出者に支払われるのではなく、デサ毎にまとめてデサ首長に渡されるのが普通である。シドアルジョの例では、それは次のようであった。

彼(=デサ首長)は最後の部分(=砂糖黍栽培が実施されるデサの水田部分)に対して毎年糖業から借地料を受け取るが、糖業はこれからはその土地3/3分の地税を控除し、残り、すなわち「税を超過する分」(kelebihan padjeg)を全部、デサ毎にデサ首長に渡す。デサ首長はこの金を権利を持つゴゴルに、細目表(printjensstaten)の中で等しく分配する。この細目表には、この場合、あらゆる義務負担金(bijdragen)が記入されている。デサ首長に対するパンチェン、デサ学校への出費、見張小屋、橋、デサのスラメタンのための負担、洪水防止のための負担、額の大きい銀行券で払われる糖業の払いの両替コスト、屋敷地の地税、また時には若干の差押さえを受けた者の収入税等だが、これらは各貸出者全員に割り振られる。

更に、当然に細目表では言及されないが、ルラーがゴゴルと小額貸付の契約を結び、これを同じように一人ずつ割り当てるという不正を行う場合を考えると、「税を超過する分」の中からゴゴルの手に入るのが如何に少ないかがイメージできよう。 [Mv0 Soerabaja 1935]

このように、糖業は先ずデサの全水田の地税分を控除し、残りを借地料としてデサ首長に渡し、デサ首長はそこから共同体内で課せられる諸経費などを差し引き、残りを各ゴゴルに分配することになる。¹⁰⁾ いずれにせよ、こうした方式により、糖業の栽培縮小以前には、この地域の農民は個々に地税を支払うことは必要なかった。

さて、以上のように糖業の借地に際しては、デサ首長の役割が極めて重要であり、彼らの協力を如何に取り付けるかということが糖業が安定的に土地と労働力を確保するための鍵となった。このため、この地域の糖業は早くからデサ首長に対して割増金を交付してきたが[植村 1978]、30年代初めにおけるその状況は次の通りであった。

(モジョケルト、ジョンバンでは)古くから様々な割増金制度が行われてきた。デサ首長、子村首長に対する土地貸出割増金(inbrengepremie)はどこでもf5/ハウであるが、借地の際の彼らの仲介を確実にするためのものである。同様にデサ首長、子村首長に与えられる耕作割増金(bewerkingpremie)は、溝堀りのための労働者供給を促進するためのものである。この2つの割増金は近年、1つにまとめられた。

防火割増金(brandpremieあるいはdadoek premie)は、蔗園火事が起こら

なかった場合にデサ住民に与えられることになっている。この割増金は行政側の影響によって20年以上前に設定され、蔗園火事をなくすることに貢献した。¹¹⁾

身元保証料(getuigengeld)の形で、デサ首長は糖業と荷車輸送あるいはトロッコ輸送契約を結んでいる彼のデサ出身の者1人づつについて、更にf1以上の割増金を受け取る。 [Mv0 Modjokerto 1931]

以上のように、糖業はデサ首長に対してかなりの金額を交付することによって彼らの協力を取り付けてきたのであった。¹²⁾

借地契約の期限は、シドアルジョ県では21年半の長期契約が圧倒的に多く全体の約90%を占め、それ以外は主として職田に対する単年契約である [Verslag grondhuurcontracten 1933]。他方、モジョケルト県、ジョンバン県では3年半契約が極めて多いが、21年半契約への移行も見られた [Mv0 Modjokerto 1931]。

さて、この地域の糖業の今1つの特徴は、土地の早期確保のために、貸出前の水田に農民が早稲を栽培することを奨励してきたことである。ジャワ糖業の砂糖黍栽培では、気候条件から作付は遅くとも6月中旬には終了することが望ましかった。この場合、蔗園の造成には約1ヶ月を要し、その後、作付まで約6週間、土地を通気させねばならなかったもので、遅くとも4月初旬には土地を確保する必要があった。しかし、それに先行する住民の米作が様々な原因によって時期が遅れることもしばしばあり、これを防いで早期に土地を確保するために糖業は様々な手段をこうじてきた。¹³⁾ 早稲栽培はその中の1つであり、この地域では古くから用いられてきた。¹⁴⁾ 30年にも、モジョケルト、ジョンバンでは割増金を交付したり、あるいは借地協定の条文中に早稲栽培を明記したり糖業側が種籾を提供するといった方法を通じて、これが奨励された [ibid.]。また、シドアルジョ県では、特にWatoetoelis、Popoh、Kremboong、Toelangaan糖業が割増金交付により奨励してきたが、この場合、同時に早稲の苗も住民に提供し、それは数千ピコルに及んだという [Mv0 Soerabaja 1935]。¹⁵⁾

この結果、早稲は通常種より1ヶ月早く収穫ができるので、この地域の糖業の中には既に3月1日に(時には2月中にさえ)土地の使用を開始することが可能となったものもあり、シドアルジョ県では借地契約中に使用開始時期として4月1日ではなく、3月1日と記入した糖業もあったという [ibid.]。

以上、この地域の糖業の特色を見てきた。次節ではそれを踏まえて、この地域の糖業が恐慌にどのように対応したかを検討することにしたい。

第3節 スラバヤ糖業の恐慌対策

本稿では前章でジャワ糖業の恐慌対策を検討し、一般に経費削減が先行し、それに対応できなくなった段階で大幅な栽培縮小に踏み切ったことを明らかにしたが、スラバヤ糖業の場合も基本的にはこの通りであり、様々な形での経費削減策の実施から着手され、それは恐慌期を通して一貫して続けられた。同時に31/32年栽培を小規模に縮小したが、それだけではとても乗り切ることができなくなり、32/33年栽培から大規模な栽培縮小に踏み切ることになる。また、この過程で、借地料の引下げをも実施することになった。以下では、先ず経費削減策の中味を検討し、ついで借地料引下げの問題に触れ、最後に栽培縮小について検討することにした。

1、スラバヤ糖業の経費削減策

先ず、シドアルジョ県で操業するKremboong糖業を例に、経費削減の様子を具体的に検討しておこう。2-5表は、同糖業の1927/28年栽培から1929/30年栽培、1932/33年栽培から1939/40年栽培までの時期のha当たり栽培経費の推移を一覧したものである。収穫面積の項に示されるように、この糖業は恐慌期を通じてそれほど大規模な栽培縮小を実施してはならず、合計欄に示されるようにもっぱら経費削減でこの時期を乗り切ろうとしたことが窺える。

さて、表示のように、この糖業では1929/30年栽培から経費削減が始まり、この年には前年比で7%減となっている。30/31年栽培についてはデータが得られず不詳であるが、翌31/32年栽培では28/29年栽培比で22%減と更に経費削減が進められ、ジャワ全体の糖業が大幅な栽培制限に入った32/33年以降は急速なテンポでこれが進行している。今、31/32年栽培の経費を項目毎に28/29年栽培と比較してみると、最も節減が大きいのは「耕作費」であり、f109.57、43.0%減となる。次いで「肥料代」(f38.87、30.7%減)、「職員給与」(f20.4、20.5%)、「灌漑費」(f16.9、44.1%)などが続く。しかしこれとは逆に「借地料」、「早稲栽培割増金」といった項目はむしろ増加している(この理由については後述する)。こうした経費削減の意味について、同糖業の取締役は「我々の制限策は主として、最終的により安い砂糖を得るべく、作業の密度をずっと落とすことによるものである」[Directie Kremboong 1933]と述べているが、要するに耕作部門の作業の粗放化が中心的に進められたと見てよい。

これ以降も経費削減は更に進められ、34/35年栽培まではやはり耕作費の削減は著しい。肥料代も33年から34年にかけて大きく減り、また苗にも金をかけな

くなった。このことは、耕作の粗放化、合理化が更に進められたことを意味していよう。ただし、35/36年栽培以降は耕作費は増加した年があるなど、減り方が目に見えて鈍ってくる。おそらく、この時期までに作業の粗放化が限界に達したと考えられよう。他方、借地料(ここには不使用補償も含まれると考えられる)の動きを見ると、34/35年栽培から急激に低下する。このことは、後述する最低借地料基準の改訂及び借地契約の改訂と関係がある。いずれにせよ、全体として栽培経費は30年代前半期には激減し、後半期に入ると減り方が鈍くなるのである。

さて、上の例では「栽培の粗放化」の具体的中味は不詳であるが、それは経営主体が同じToelangaan糖業の1930/31年栽培(721ハウ)の例からかいま見ることが出来る。この糖業では、栽培面積自体は前年(693ハウ)よりもむしろ若干増加しているが、ここでも様々な形で経費の削減が計られた。先ず、栽培コストについてはha当たりでそれまでのf220からf170に引き下げられたが、それは例えば除草量を減らすことでその費用をf16からf7に引下げた、砂糖黍への灌水は従来柄杓を用いて行っていたが、植溝へ直接に水を引き入れる方式に変更してf24からf15に、培土は以前の4回から3回に減らしてf20からf15に経費を節減した、施肥については分量自体は減らさなかったが、これまでの3回から2回実施に改めて労賃をf11からf8にした、など、特定の作業を簡素化あるいは廃止することで実現された。

またこの糖業では、常雇の工場職員、農場職員の人員整理や賃金引下げはこの段階では行われず、非常勤クーリーの日当も据え置かれたが、工場技能工についてはそれまでの週6日労働による6日分の賃金支払いが、週3日は午前中だけの労働に短縮して賃金は4.5日分支給することに改められた。砂糖黍収穫・輸送の分野では、収穫・運搬の単価が5.5セント/ピコルから4.5セント/ピコルへ引き下げられた。更に、土地貸出農民に対する早稲栽培奨励についても、それまでは割増金f40に加えて苗1ピコル(f8に相当)を交付していたが、f40のみに改められた。以上のようにしてこの糖業は栽培経費でf25,000、技能工賃金でf5,000、早稲栽培割増金でf2,800、収穫・輸送でf13,000、合わせて約f46,000の経費を削減することができた[Ass.Resident Sidoardjo 1931]。

同様のことは、モジョケルト県の糖業についても報告されている。この県では、既に1930年に、以前は3回以上実施していた除草、培土、灌水などが2回以下に減らされたので労働機会がずっと減少し、砂糖黍栽培の全期間を通しての労賃が減少した[Regent Modjokerto 1930]、多数の常雇技能工は労働日数を減らされて賃金が減った、以前には残業が多かったので賃金を支払っていた作業を現在は出来高払いに切り換え、賃金水準はジャワ糖業雇用者連合の定めた基

準以下に抑えている、常雇原住民職員のボーナスを廃止した、年金受領資格を得た者から常雇職員を解雇している [Resident Modjokerto 1930] といったことが報告される。¹⁶⁾

また労賃そのものも、恐慌期には大きく引き下げられた。例えば、シドアルジョでは植溝掘りは請負労働で行われるが、恐慌以前には1本につき4⁶セント払われていたのが、30年代半ばには1^{1.5}セントにまで低下したという [Soekasno 1938 :316]。¹⁷⁾

以上、主として栽培縮小前の段階で実施された経費節減策を見てきたが、これらは2-5表で見たKremboong糖業のデータからわかるように、32年以降、一層強化されていったのである。

2、借地料の引下げ

先ず、前章で触れた長期借地の場合の5年毎の最低借地料基準改訂の状況を見よう。シドアルジョ県では35年3月23日の理事命令no.2130/7aで2-6表に掲げたような基準額が設定されている。それ以前の基準額についてはデータが得られなかったが、改訂時期から考えると恐慌の影響が本格化する以前であり、かなり高かったと考えてよい。したがって、この県の糖業はこの基準に従う限り、35年までかなり高額の借地料を払わなければならなかったと思われる。モジョケルト県では31年7月30日の理事命令no.7589/16で暫定値が決められ [Mv0 Modjokerto 1931]、32年4月25日の理事命令no.1277/16で2-7表に示されるように32³⁶年の最低借地料基準が確定された。この金額について1934年初期の報告は「現在の土地の貸出価値の水準とは異なるものである」 [Verslag grondhuurcontracten 1933] と述べ、やはりこの段階では糖業にとって高すぎるものと評価している。また、ジョンバン県では31年2月5日の理事命令no.1322/16によって、31年2月5日から36年2月4日まで有効な基準が2-8表のように定められた。なお、この県については25年決定の基準額データが得られたので表右端に記載したが、31年基準はそれと比べてそれほど大きく下がっていないことがわかる。したがって、やはりここでもそれは高すぎると評価されたが、同時に「長期契約全てを破棄することを防ぐためには、(1934年のための)中間的改訂が重要になるであろう。」が、「将来、十分な毎年の借入れが計算できなくなることを恐れて、いくつかの糖業は直ちにそれを実施することを控えた。それは個人占有地や持分が固定した共同占有地(いわゆる atok)が主要、あるいは多い地域で操業する糖業である。」とも指摘され [ibid.]、36年の正式改訂を待たずに借地料基準の

引下げを実施した糖業が多かったことが窺える。

さて、以上のような基準の改訂の動きの中で、実際の借地料の支払額はどのようであったか見ておきたい。まず、シドアルジョ県では1935年の理事覚書によると、「新しい最低借地料は、シドアルジョでは水田の全等級に関してf100/ハウ、f117/ハウに固定されていた旧借地料よりも、平均してf40低いものであった。」[Mv0 Soerabaja 1935]とあり、また、38年に出たスカスノの調査報告には「現在、この借地料額は土地の質に応じてf50-75/ハウ/栽培年(18ヶ月)であるが、以前は平均してほぼf110であった。」[Soekasno 1938:316]と述べられる。更に後述する1932年のBalongbendo副郡での栽培縮小交渉の中でテマKemangsenは糖業に対して借地料全額f100/ハウを要求しており[Verslag onderhandelinge n]、これまた後述するニティレジョ(Nitiredjo)事件の中でもニティレジョの書簡はPopoh糖業が払ってきた借地料はf100/ハウであることを指摘している[Nitiredjo 1932]。また、後述するようにシドアルジョの糖業の多くは旧長期契約から新契約への切換えの中間の時期に転換契約と呼ばれる単年契約をf75/ハウで締結したと報告される[Verslag grondhuurcontracten 1935]。以上のことからすると、この県では恐慌前の段階ではほぼf100-f120程度であった借地料が、f75を経てf50程度へ引き下げられたものと考えられる。ただし、短期契約の場合には最低借地料基準の規制を受けないことがないので、引下げ幅がもっと大きかった糖業もある。後述するように、シドアルジョでは多くの糖業が旧長期契約を破棄して35/36年栽培には単年契約を結んだが、その借地料を見るとWatoetoelisは1,020ハウの栽培に対して借地料総額はf23,408.73、ハウ当たりではf23、Popohは1065ハウにf23,973.07、f23/ハウ、Porongは588ハウ、f14,796.08、f25/ハウと著しく低い額になっている[ibid.]。

モジョケルトでは、短期借地が多かったので、最低借地料基準はシドアルジョほどには意味を持たなかったと考えられる。この結果、早くも1930年には多くの糖業が借地料引下げの動きを示しており、30年10月の当時のモジョケルト理事の書簡によれば、Sentanenlorはこれに成功し、Tangoenanでは農場職員がデサ首長と交渉を進めているが、その際、引下げを飲まなければ借地を停止するという切り札にしているという[Resident Modjokerto 1930b]。こうしたこともあって、ここでの恐慌期の借地料は一般にシドアルジョより低いものであった。例えばKoning Willen IIの栽培縮小以前に締結していた短期契約では32/33年がf40/ハウ、33/34年がf38/ハウ、34/35年はf37/ハウであった。この金額は、この糖業の同時期の長期契約の借地料がf92/ハウであったことから考えても低いものである[Verslag onderhandelinge n]。また恐慌期に新たに締結されたModjoagoengの35/36年単年契約ではf30またはf36/ハウ[Verslag grondhuurco

ntracten 1934]、37/38年栽培短期契約の借地料では、Kremboongはf35⁻40/ハ^ウ、Eschauzier社傘下のSentanenlor、Bangsal、Brankal、Tangoenan、Ketanen5糖業はf25⁻30/ハ^ウである[ibid. 1937]。

ジョンバン県の場合も短期契約が多く、恐慌以前の借地料は不詳であるが、恐慌期、34/35年にはSomobito(単年契約)f50/ハ^ウ[ibid. 1934]、35/36年にはSomobito f25/ハ^ウ、Tjoekir f30⁻35/ハ^ウ[Verslag grondhuurcontracten 1935]、36/37年Tjeweng f25/ハ^ウ、Tjoekirf30/ハ^ウ、Gempolkrep f20⁻25/ハ^ウ、Modjoag oeng f35/ハ^ウ、Peterongan f25/ハ^ウ[ibid. 1936]などの数字が得られ、やはりここでもモジョケルト同様にかなり低いことがわかる。

以上のように、借地料は長期契約の場合、30年代初めの最低借地料改訂ではそれほど大きく引き下げられたのではなかった。他方、短期契約の場合には借地令8条の適用外にあるため引下げは比較的容易であり、大きく低下することになる。したがって、各糖業にとって30年代前半には相対的に不利な現行長期契約を如何に処理するかが最大の課題となる。そして、それは次に述べる栽培縮小交渉の中で、追求されたのであった。

3、栽培縮小

(1)1931/32年栽培の縮小

さて、こうした中で行われた1931/32年栽培の縮小は、比較的小規模なものにとどまった。今、各糖業の1930/31年栽培面積、31年作付面積、同縮小率を一覧すれば2-9表の通りであるが、Pohdjedjer糖業のようなごく一部を除いて縮小規模は大きくない。そして、この栽培縮小は、モジョケルト州理事によれば「当然、最も利益が上がらない土地で実施され」、「予め糖業との間で持たれた話し合いの結果、既に締結されていた借地契約の破棄に際してはほとんど困難はなく」進められた[Mv0 Modjkerto 1931]、またシドアルジョ県でも30年後半から31/32年栽培を劣等地について中止する交渉が行われた[Resident Soerabaja 1933]とあるように、生産が上がらない劣等地を中心に行われたものであり、それによって栽培全体の効率化を目指すものであったといえよう。したがって、例えばシドアルジョのPradjekan糖業、Tangarang糖業は栽培を中止した部分に関して1年分の税相当額の補償(f10⁻20/ハ^ウ)という、比較的低額の補償金を払うことで、交渉はまとまったのであった[Directie Kremboong 1932]。そしてこの結果、糖業は良質な土地のみを借地することになったわけであり、先に上げたKremboong糖業の例に示されるようにha当たり平均借地料額が上昇したのは当然であった。

しかし、世界市場における糖価の暴落は、こうした対策をほとんど効果のな

いものにするほど激しいものであった。結局、各糖業は翌年の栽培から更に厳しい対応を迫られることにならざるを得ない。以下、1932/33年栽培以降の本格的な栽培縮小を中心にした糖業の動きを検討することにしよう。

(2)1932/33年栽培以降の本格的縮小

この時期以降の各糖業の栽培縮小の方式については、2-10表 a-cに要点を掲載した通りである。以下、各県毎に特徴的な点をいまいし述べてみたい。

[シドアルジョ県]

この県の糖業の対応は3つのタイプに分けられる。第1のタイプは32年中に長期契約を破棄しこれ以降は借地を行わなかったものであり、Boedoeran、Sroeni、Perningが属するが、これらの糖業はいずれも37年には工場を閉鎖している。第2は33/34年栽培までは不使用協定を締結して栽培を中止し、34年に34/35年栽培以降の長期契約全てを破棄し、以降、長期借地を実施しなかったものであり、Porong、Tangoelangin、Tjandie、Waroeがこれに当たる。第3は、やはり33/34年栽培までは不使用協定締結で対応し、34年にそれ以降の時期の長期契約を破棄したが、34/35、35/36年栽培についてはいわゆる転換契約(*conversie contract*)を締結して単年借地を行い、36/37年栽培から新たな長期契約を結んで土地を借り入れたKetegan、Krian、Balongbendo、Watoetoelis、Popoh、Toelangan、Kremboeng糖業である。この新契約には、35年3月に施行された最低借地料基準額引下げにもとづく低額借地料、土地使用を糖業側が一方的に破棄できるなどの、糖業側に有利な条項が含められた。こうしてみると転換契約締結は、最低借地料基準改訂までの時期の繋ぎとしての意味が強いと思われる。

このように、3グループに共通して、いずれも現行長期契約による高額借地料での借地を回避しようとしたのであった。そしてこうした栽培用地の使用中止、契約破棄の際には、いずれも表示のような1ハリ当たり金額の補償金が支払われ、土地は農民に返還された。またこの際、デサ首長に対しては、従来から借地に当たって交付していた手数料が栽培縮小の仲介に対する割増金という名目で継続して払われることになった。なお、こうした契約破棄、新契約締結は、デサ単位の集合契約であるために、デサ集会を開催し、その決定を経て実施された。

さて、交渉の経過を概観すると、32/33年栽培の土地不使用、契約破棄交渉は31年後半期に始まり、翌32年前半にはほぼ終了した。この時期には、本県で操業する糖業は栽培中止の補償としてf35/ハリの統一補償額を提示して交渉に臨んだ[Verslag onderhandelingen]。この金額は、ジャワの多くの地域の糖業が第1章で触れたように地稅相当額の補償しか払わなかったことから見ると、かなり高いといってよい。そしてこの間、2-10a表に示したように、Krian、Balong

bendo、Watoetoelis、Popoh糖業で交渉が難航するという事態も見られたが、シドアルジョ県副理事の報告に従えば、この頃までは交渉はほぼ平穩に推移したと評価される。これに引き続いて、各糖業は33/34年栽培以降の契約問題の交渉に入った。ところが、この年の7,8,9月頃から、住民側と糖業側との合意が未成立のデサを中心に、P.B.I.の手で農民組織ルクンタニ(Roekoen Tani)が次々と設立され、交渉は次第に困難になった[Ass.Resident Sidoardjo 1933]。¹⁸⁾ すなわち、この団体の活動の影響を受けた農民側の抵抗によって、契約破棄交渉は表示のようにPorong、Tjandie、Boedoeran、Sroeni、Waroe、Watoetoelis、Kremboong、Perningなどで32年後半期から翌年前半期にかけて難航し、更に運動は合意未成立デサの外部にも拡大し、いったん合意に達した契約破棄を住民側が取り消そうとするといった事態も生じた。¹⁹⁾ 特に33年5月にはP.B.I.幹部の遊説によりルクンタニは糖業に対する民事訴訟のために副郡長の協力を要求、糖業の栽培縮小の困難は頂点に達する恐れがあったと報告される。しかし、この頃、政庁の弾圧が強まるなどして運動が切り崩されたことで、こうした抵抗はほぼ終息し、これ以降、ほとんど見られなくなった[Resident Soerabaja 1933]。そして、これとともにルクンタニ勢力も大きく後退し、P.B.I.、ルクンタニは運動方針の変更を迫られることになる。²⁰⁾

[モジョケルト県]

この県では先述したように多くの糖業が3年半の短期借地契約を結んでいたが、Perning、Sedati糖業は全てが長期契約、Koning Willem II は短期契約と長期契約の両方で借地していた。なお、表示のようにこの県では他県に立地するKremboong、Modjoagoeng、Somobito糖業も栽培を実施していたが、面積は大きくはない。²¹⁾

さて、短期契約の場合の栽培縮小は、後に栽培を恒久的に停止した糖業を除き、基本的には栽培の翌年への延期という方法によって行われた。ただし、表示のようにその場合の補償額はシドアルジョの長期契約不使用補償と比べるとかなり低い。同時に、この県では不使用地の一部を住民に再貸付したり、分益小作で耕作させることが多いことも特徴的であり、34年初期までの交渉では表示のようにSentanenlorが不使用地の半分、Ketanenも1/4をこれで処理しようとしている他、Brankal、Bangsal、Tangoenanもこの方法を一部適用しているが、34年以降になると元々短期契約であった糖業で借地を行ったものはすべてこれを適用している。²²⁾ 他方、長期契約の場合は契約破棄が一般的な方式であったが、これは先に見たようにこの時期の最低借地料基準が物価動向から見て高かったことからすれば当然であった。ただし、Koning Willem II とModjoagoengでは当初は不使用協定で対応し34年に破棄、前者はその後は契約を結ばなかった

が、後者は1年契約に切り換えた。そして、補償額は、シドアルジョ県と比較するとやはり低額である。また、この県に関する報告書を読むと、いずれの場合でもシドアルジョでは一般的に見られるデサ首長に対する割増金交付には全く触れられていないことも特徴的である。

さて、交渉の経過を見ておこう。この県でもやはり32-34年初の時期にはいくつかの糖業でそれは難航し行政当局の介入が行われたが、それ以降になると糖業側の提案がスムーズに受け入れられるようになった。以下では、初期から再貸付という方式を採用した、Eschauzier社が経営するSentanenlor、Brangkal、Bangsal、Tangoenan、Ketanen糖業における短期契約(ほとんどが3年半の集合契約)に関する交渉の経緯と、Koning WillemIIの長期契約破棄交渉の例を検討しておきたい。

Eschauzier社傘下の5糖業は32/33年栽培を50%(2-1表に従えばほぼ3,100ハウ程度)縮小することを決め、32年初め、貸出者に対して以下のような提案を行った。「本年に栽培を行わない土地は、現行契約を破棄することによって1933/34栽培年へ延期する。他方、このことによって1933/34年栽培に関して発生する借入地の過剰分は、すべて借地料を考慮に入れつつ1934/35年栽培へ延期する。土地貸出者に対しては、1932/33年に栽培しなかった土地の地税相当額の補償を交付する。」

こうした条件で行われた交渉の進捗状況を見ると、同年8月初旬段階でSentanenlor、Brangkalに関しては全ての借入地について合意が成立していた。また、Tangoenanでは1デサ(21ハウ)、Ketanenでは5デサ(52ハウ)が全借地料を要求してまともならなかったが、全体として交渉は順調であった。こうしてこの段階でこれら4糖業の縮小予定地のうち2,735ハウが、この条件で処理済みであった。ただBangsal糖業だけは交渉が難航し、縮小予定地582ハウの内、合意できたのはわずか75ハウ(13%)にすぎなかった。ここでは貸出者は借地料全額を要求したり、あるいは3栽培年分の地税を要求したので、同糖業は7月末まで交渉を一時凍結し、その後、改めて3栽培年分の地税を補償するという条件を提示して交渉を進めているが、以前にこの条件で合意したデサがそれを撤回するという動きも出ており先行きは不明であると報告される。Bangsal糖業でのみ交渉が難航した理由については「現在まで説明がついていない」が、郡長によるとかつてイスラム同盟が持っていた影響力がなお働いており、住民の気質が変わっているのだとされる[Ver slag onderhandelingen]。この事態が、その後どのように展開したかは不詳であるが、2-1表による限りこれらの糖業は32/33年栽培を予定通り50%ほど縮小しており、何らかの形で合意が成立したと見られる。そして、ここでは報告書を見る限り、P.B.I.やルクンタニが介入したということは窺えない。

これらの糖業は33/34年栽培については更に大きな縮小を実施している。この年にも基本的には地稅相当額の低額補償による使用延期で対応したが、この段階で新たに、33/34年栽培を実施せずその後も保持する予定のない土地約493ハウを農民にf8.5-f10.5/ハウで再貸付することを提案した。しかし、多くのケースで農民側はこの金額を糖業側に払うことを拒否し、この結果、33年乾季の間、これらの土地は休閑されたままであった。その後、糖業側はこれらの土地をこれに続く雨季にf5/ハウかf10/ハウの先払い条件で住民に再貸付することを提案したが、住民側は無償で土地が返却されることを強く要求した。結局、この交渉には行政当局が介入し、これらは34年には籾収穫の2/5を小作料とする条件で農民が分益小作することになった[Verslag grondhuurcontracten 1933]。²³⁾

以上のように、ここでは先ず地稅相当分の補償交付による栽培延期というごく一般的な方法が提起されたが、33年初めに至って再貸付という方式が新たに登場することになったのであった。

次にKoning Willem IIの事例を見よう。この糖業は1932/33年栽培用地として長期契約で672ハウ、短期契約で373ハウを借りていたが、この年の栽培を中止するために、長期契約借入地をその地稅額に等しい総額f8,263(借地料f61,652の13.4%)、平均すればf12.3/ハウの補償金で返還することを提案した。しかし、貸出者側の拒否に会い、糖業側は補償額を倍に引き上げたが、この提案も受け入れられなかった。そこで、次のような提案を行った。「本年(1932/33栽培年)に関しては、各デサで借り入れている土地全部(3占有期分)の地稅額に等しい補償を交付する。来年以降において栽培を実施しない場合には、貸出者はそれらの年に糖業が契約によって使用しなければならない土地の地稅を補償として受け取る。」

この提案をいくつかのデサは受け入れたが、大半は拒否の姿勢を崩そうとはしなかった。それゆえ、糖業側は行政の介入を要請し、郡長、副郡長が説得に当たった結果、いくつかのデサが新たにこれを受け入れることになったが、なお大半は補償額引上げ、あるいは1年目は借地料全額、次年以降は地稅何年分かの補償を要求した。結局、この問題は土地の休閑が続くことを恐れた行政当局が再度説得に入り、両者が若干の譲歩をすることで基本的には解決した。しかし、デサ Ngimbanganと、デサ Lemingirの子村 Ngagrok はあくまでも契約遂行を要求し続け、前者は6月にP.B.I.のスウォノ(Soewono)の支援を求め、後者も民事訴訟を提訴することをデサ決定した。この結果、糖業側はこの要求に応じることになり、これらのデサは32/33年栽培の借地料全額を獲得した。その後、33年3月になって、契約は両者の合意により破棄されることになった[Verslag onderhandelingen; Verslag grondhuurcontracten 1933]。²⁴⁾

このように、ここではP.B.I.の支援を得たデサのみは借地料全額支払いという大きな成果を獲得したが、それがなかったところでは結局、行政当局の介入によって運動が封じ込められてしまったのであった。

以上に示されたように、この地域では交渉はシドアルジョに比べれば農民側にとって不利な条件で推移した。それではその理由として何が考えられるのであろうか。

補償額の相対的な低さの1つの要因は、恐らく短期契約が多かったことによって借地料自体が低額だったことに求められよう。しかし、長期契約においてもやはり補償額が少なかったことや、再貸付という方式が取られたこと、デサ首長に対する割増金が交付されなかったことはこれだけでは説明できない。したがって、この地域の土地貸出者の抵抗のあり方とのかかわりをも考える必要がある。これまで見てきたように、たしかにこの地域でも32年から34年初にかけていくつかの糖業で抵抗が見られた。しかし、それは2-10表に示されるように、シドアルジョと比べるならばそれほど広範なものであったという印象は受けない。そして、その大きな原因として、P.B.I.、ルクンタニの活動がシドアルジョと比較して弱かったことが上げられよう。先にKoning Willem IIの例で見たように、この団体の支援を受けたデサでは土地貸出者は所期の成果を獲得したのであったが、それはごく小数にとどまったのであった。この結果、32年の交渉は糖業側から見て比較的スムーズに推移し、このことが翌年になると更に農民側に不利な再貸付という方法が登場することにつながったのである。これに対しては農民側は抵抗したのであるが、結局、行政当局の介入によってそれを飲まざるを得なかった。それは、この段階では既にシドアルジョ県での抵抗もほぼ終息しており、農民を取り巻く情勢は更に不利になっていたということと無関係ではなかろう。こうして、それ以降、再貸付という方法は更に広範に適用されるようになるのであった。

[ジョンバン県]

ジョンバン県の栽培縮小の特徴は、他県に比べて32/33年栽培の縮小が比較的小規模であり、33/34-35/36年にかけて極めて急激に実施されていることであろう。この県に立地する糖業で32/33年栽培を中止したのはModjoagoeng糖業のみであったが、逆に33/34年に栽培したのは2糖業、34/35年は1糖業、35/36年は2糖業にすぎなかった。

さて、これらの糖業の借地契約はモジョケルト県の場合と同様に短期契約が多いが、最も一般的に用いられた方式は補償金を交付してそれを破棄し、借地料がより安く、糖業側に有利な条項を含んだ新契約に切り換えることであった。例えばTjoekir糖業では1933/34年の栽培を中止するために同年の契約を破棄し

f10/ハウの補償で34/35年のための借地契約に切り換えたが、この場合、契約中にはこのf10は「新借地料」と記載されており、栽培実施の場合にはこれを借地料に充当する予定であった。また、34年2月1日までに通告すれば、糖業側が一方的に契約を破棄でき、住民は土地を返還され先のf10を不使用の補償として受け取ることになることが協定された[Verslag grondhuurcontracten 1933]。実際には、この糖業は34/35年栽培は実施せず、住民は土地を返還された。なお、短期契約で借り入れた土地を使用しない場合、農民への再貸付あるいは分益小作させる形で処理することが多かったことは、モジョケルトの場合と同様であった。

他方、長期契約の場合にはそれまで行われてきた契約を破棄することが普通であり、Goedo糖業、Ponen糖業はその後、これに代わる新たな契約は結ばなかったが、Tjoekir、Blimbing、Modjoagoeng、Seloredjo糖業などは有利な新契約の締結を目指した。いま、Seloredjoの例でその方式を見ると次のようである。

この糖業では1932年に長期契約の一部について、糖業が一方的に契約を破棄できること(補償金:f15⁻20/ハウ)、土地を使用しないことが可能であること(補償金:f10/ハウまたはf15/ハウ)、を内容とする追加協定を貸出者との間に結んだ。この際、貸出者にf4/ハウ、デサ首長にはf1/ハウの割増金が交付された。また、34年には現行長期契約の一部を補償なしで、一方的破棄・不使用条項、最低借地料基準が引き下げられた場合にはこの糖業が払う借地料をもそれに連動して引き下げることを可能にする条項を含んだ新21年契約に切り換えたが、最低借地料条項の組込みに当たってはf2.50/ハウの特別割増金が交付された[ibid. 1934]。このような形で長期契約を再編したのは、将来の通常栽培再開に備えて、長期契約の一部は破棄せずに残しておこうとしたからであった。²⁵⁾ こうして同糖業は、34/35年栽培以降、36/37年栽培長期借地629ハウを35年9月に通告してf10の補償金で栽培中止した[ibid. 1935]、36年9月に37/38、40/41、43/44年栽培用地合計610ハウをf15/ハウの補償金で破棄した[ibid. 1936]、翌37年には残る38/39、41/42年栽培用地628ハウを同額の補償金を11月16⁻20日に支払って破棄した[ibid. 1937]など、この条項を発動することで対応することになった。しかし、結局、この糖業は本格的に営業を再開することはできなかった。

さて、以上のような交渉では、やはり特に初期においてシドアルジョ県と同様にかかなりの住民側の抵抗が見られ、34年初期までの時期にはたびたび行政の介入が必要であった[ibid. 1933]。しかし、それはシドアルジョとは対照的に、2-10表cに示されるように特定の個人による場合が多かったのが特徴的である。すなわち、それは県南部に多い、糖業と個人契約を結んでいるヨソ地(jasa-gronden=世襲的個人占有地)の占有者を中心とした抵抗であった。以下、Blimbin

g糖業とGoedo糖業の例でその中味を見ることにしよう。

Blimbing糖業の借地契約は全て長期契約であったが、33/34年から栽培を停止することになったので33年1月から交渉に入り、3月に至るまでの時期に23%についてf12.5/ハウの補償で契約を破棄した。そして3月には、残る契約の大半を破棄して借地料引下げ、一方的破棄・不使用条項を含む新契約への切換え交渉に入ったが、結局、最終的には全契約をf12.5/ハウの補償で破棄することになる。ところが、33/34年栽培の使用中止に関して デラ Banjoerang のヨソ地占有者 Atmoredjoなる者はこの提案を受け入れることを拒否し、ジョンバン地裁へ提訴した。彼はP.B.I.とかかわりがあったとされるが、結局、糖業側は地裁での審理の始まる2日前にこの栽培の借地料全額を支払うことになった。また、この年には他にも数人の世襲的個人占有地占有者が受け入れを拒否し、糖業側はその対応に追われたという[ibid.]。さて、Atmoredjoとの交渉は翌年にも合意に至らず、糖業側は34/35年栽培についてもやはり全借地料を支払った[ibid. 1934]。この問題が解決したのは翌35年のことであり、1回の栽培につきf50/ハウの高額補償によってようやく契約破棄に漕ぎつけることができた。彼は各栽培につき10ハウ、3栽培年分を貸し付けており、これによってf1,500を手にすることができたのだった[ibid. 1935]。

他方、Goedo糖業は33年に短期契約をf5/ハウという低額補償で新契約に切り換えることに成功したが、長期契約についても32年に平均補償額f16/ハウで破棄した。ところが、Perak副郡(Djombang郡)で合計16ハウの土地を持つ数人の貸出者が全借地料支払いを要求し、このうちの1ハウは苗栽培に使用することで折り合いがついたが、残る15ハウについては結局、要求通りに33/34年栽培に関する借地料全額が支払われることになった。34/35年栽培についての交渉でも彼らは強い態度を崩さず、結局、34年に補償額をf30/ハウへ引き上げることで解決することになったという[ibid. 1933, 1934]。この例でも、交渉は糖業と貸出者個人との間でなされており、契約は集合契約でなく、ヨソ地占有者との間で結ばれた個別契約であると思われる。

以上から明らかなように、ここでの抵抗主体はヨソ地占有者であり、しかもBlimbingの例ではかなりの大土地占有者である。そして、シドアルジョ県の場合には抵抗は33年後半期には完全に終息してしまうのであるが、ここでは上の事例の他にも2-10表cにあるTjoekir、Ponen、Modjoagoeng、Seloredjoの例からも窺えるように、それ以降も引き続くことが特徴的である。このように、ここでの土地貸出者の抵抗の構造は、シドアルジョとはかなり異なったものであった。

以上、3県の栽培縮小の方法と経過を見てきたのであるが、²⁶⁾ 一般的にいて31/32年までの縮小は劣等地を中心とした小規模なものであり、本格的に縮小が開始されるのは32/33年栽培以降のことである。その方法は借地の方式により様々であるが、モジョケルト、ジョンバン県は補償額がシドアルジョ県よりもかなり低く、また、不使用地の処理の仕方に関しても、農民が糖業に生産物などを提供する条件での再貸付、分益小作がかなり広範に適用されたことに見られるように、農民側にとって不利であったといえよう。

これに対する土地貸出者側の抵抗は縮小本格化とともに激化し、一般的には初期の時期の交渉に集中的に表れたが、シドアルジョ県では早くから頻発した紛争が34年以降はほとんど見られなくなる。これに対してモジョケルト県では糖業の提案が比較的スムーズに受け入れられた。他方、ジョンバン県での最大の特徴はヨソ地を占有する個人による抵抗が目立つことであり、抵抗は34年以降も継続した。こうした点は後述する個人占有地帯のプスキ理事州における借地の場合に典型的に表れるので、その構造については第5章で詳述することにし、以下では、この地域に特徴的な集合借地の場合の土地貸出者の抵抗のあり方と構造について、それが最も典型的に表れたシドアルジョ県のケースを例に検討したい。²⁷⁾

第4節 糖業の栽培縮小に対する住民の抵抗：シドアルジョ県

先に述べたように、シドアルジョ県での栽培縮小交渉は32年前半期頃まではほぼ平穏に推移したと評価されてきた。しかし、この年の後半期から各地にルクタニが設立され、交渉は次第に困難を増し、33年5月頃にはそれが頂点に達したが、この頃から政庁の弾圧が強まり運動が切り崩されることになり、抵抗はほぼ終息した。それでは、こうした運動は何を要求し、それはどのような意味を持つものであったのか、本節では、交渉が平穏であったとされる時期の2つの事例と、農民の抵抗が激しくなったとされる時期の状況を検討し、この問題を考えてみることにする。

1、初期の運動

(1)1932年前半期Balongbendo副郡における32/33年栽培縮小交渉²⁸⁾

最初に検討するのは、Krian郡 Balongbendo副郡で32/33年栽培中止のために

行われた土地不使用協定締結交渉の問題である。この副郡では Balongbendo、Watoetoelis、Krianの3糖業が合計して703ハウ(499ha)の水田を借り入れていたが、32/33年栽培を334ハウ(237ha)縮小することにし、ほぼf35/ハウの補償による使用中止を32年初めに提案した。ところが、1デサを除く全デサが受入れを拒否した。2月26日、郡長と副郡長が説得に当たったが効果がなく、その後の原因調査、説得も成果が上がらないままに5月初めになり、この時、大半のデサが「借地料が時期通りに支払われなかったので長期契約を破棄する」ことをデサ集会で決定した。糖業側は契約破棄には基本的に賛成であったが、なお、合意を取り付けて住民との友好関係を保持しようとしたと伝えられ、6月初めにシドアルジョ県副知事が仲介に乗り出し、交渉がまとまらない8デサの首長を召集、住民と話し合って先のデサ決定を撤回するよう説得に当たった。この結果、これらのデサは直ちに先のデサ決定を撤回し、補償金要求額を決定した。²⁹⁾

このうち、Djabaranは先の補償額にf5/ハウを上乗せすることでBalongbendo糖業と合意し、また、Seketieは当初、f70/ハウを要求したが、後、このデサに所属する子村Seketie、SonosariとWatoetoelis糖業との間でf40/ハウで合意に至った。しかし、デサ Watessariは同糖業に対して補償額f70/ハウを要求し、これが受け入れられない場合は契約を破棄するとした。注目されることは、このデサでは、貸出者がこの段階に至るまでも土地を休閒のままにしていたことである。結局、契約は破棄されることになる。そして、7月中旬になって初めてP.B.I.幹部の弁護士スウォノが同糖業に対してこのデサに借地料全額を支払うように要求したが、糖業はこれには応じなかった。また、Kemangsenは借地料全額(f100/ハウ)を要求、残る4デサ(Sedoeri、Bankalanwringinpitoe、Soewaloeh、Djeroklegi)のうち、3デサは補償額f80/ハウ、1デサは借地料全額を要求した。

これら未解決地について、Watoetoelis、Krian両糖業は契約破棄で対応することになるが、Balongbendo糖業の場合は、副知事の仲介後も残った113ハウについて、農民側のP.B.I.の支援を求めての全借地料支払要求に対して、本社からの「合意に達しない土地については砂糖黍の栽培を実施せよ」という指示にしたがって、栽培を実施することになる。ここでは、農民側は要求通り借地料全額を獲得したのである。

以上の交渉経過の中では、5月に、なぜ、多くのデサが、「契約破棄」のデサ決定を行ったのかがよくわからない。政庁側はこれについて様々な形で調査したが、さしたる原因を見つけることができなかった。結局、州理事は、栽培縮小の決定が遅く、糖業がその必要を十分に住民に説明できなかったこと、また、行政側の姿勢に積極性が欠けており、このために糖業に対する不信が発生したことが背景にあるようだと推測しているが、十分な説明になっているようには

思えない。

いずれにせよ、このように農民の要求は当初、ストレートには現れず、6月以降になって初めて補償引上げ、借地料全額支払という要求が提出される。そして、Watessariの例に見たように、貸出者が土地を休閒にしていた、つまり糖業への貸出し可能な状態にしていたことを考えると、農民側の意図はあくまでも糖業による借地を実現させるところにあり、契約破棄のデサ決定は、住民がその意味を十分には理解できないままに選択した1つの戦術であった可能性も考えられる。³⁰⁾

(2)ニティレジョ(Nitiredjo)事件³¹⁾

この紛争は、Soeko副郡のデサ Wonokasianを構成する3つの子村の1つ Wono kasianで、1932年、Popoh糖業の32/33年栽培中止に住民が反対して発生したものである。同糖業は栽培用地を1921年から始まる21年半契約で借地していたが、栽培中止をf35/ハウの補償支払いの条件で貸出者に提案した。交渉の結果、他デサは全てこれに同意したが、この子村の一部の貸出者は受入れを拒否、借地料全額の支払いを要求した。³²⁾

この運動のリーダーを務めたのがニティレジョという農民である。彼は、先ずPopoh糖業に書簡を送り、次いで32年4月20日付けで蘭印総督に対してPopoh糖業に契約借地料全額支払命令を出すよう直訴した。その要求の根拠として、ニティレジョは、先ず、借地契約は簡単に破棄されるべきものではないとする。次に、糖業から補償を受け取って土地を返還されたとしても、現在の配水規則では砂糖黍は雨季には受水できないから、この水田では水不足が生じ、デサ内に水の奪い合いによる対立が発生する可能性がある、更に、米価が以前は1ピル当たりf4であったのが現在ではせいぜいf1.5にまで下がっており、米作は経済的に釣り合わない、地税も各自で負担しなければならないがそれは容易ではないと述べている。

この子村では、120名の水田占有者全員が合計45ハウの土地を同糖業に貸し出しており、糖業の提案に対して50名は同意を表明したが、70名は反対であった。そして、32年の7月12日に、原住民自治体条例第6条にのっとり子村の貸出者全員が出席した集会が開かれ、94名の賛成で借地料全額支払いを求めてPopoh糖業に対して民事訴訟を起こすこと、そのための費用をデサ金庫から支出することが決定された。この決定は、慣例通りに上級権力に提出され、「民事訴訟については問題はないが、デサ金庫は他の子村とも共用だから1つの子村の裁判費用の出費は認められない」とする意見が付けられ決定登録簿に記入された。

この後、ニティレジョはスウォノに民事訴訟の支援を要請したが、スウォノは裁判費用等として糖業に対する要求総額のほぼ5%に当たるf250の先払いを求

めた。ニティレジョは、この金額を土地貸出者から徴収できず、結局、93名の貸出者が糖業の提案を受け入れてf35の補償を受け取ることになった。このために、10月17日、改めてこの93名の出席でデサ集会が行われ、先の集会の決定の撤回が決められた。残った27名分の糖業からの補償はデサ金庫に供託されていたが、年末の雨季に入り、この27名も自分の耕地を耕作し始め、補償受取りを求めたので、紛争は解決した。

(3)前半期の運動の特徴

以上に述べてきた2つの事例の特徴点を整理しておきたい。まず、これらの運動が要求したことは、その出方には差があるものの、結局、借地料全額支払いあるいは補償の引上げという点であり、相手は糖業に限定される。次に、運動の進め方では、いずれも正規のデサ決定にもとづいて要求を提出するという合法性が特徴である。したがって、こうした要求にデサ首長、デサ役人がどのように対応したかといえ、ニティレジョ事件の場合は要求主体が子村であるので必ずしもはっきりしない点もあるが、登録されたこの子村の集会決定を見る限り、このデサの首長(loerah)アブドゥルラフマン(H.Abdoelrachman)、子村代表(petinggi)のダヤ(P.Dajah)の署名があり、また、Balongbendo副郡でもデサ決定には当然デサ首長の署名があると考えて良いから、少なくとも、デサ首長などが当初から糖業側に立って積極的に農民の要求を抑えようとした様子は窺われない。しかしまた、逆に、デサ首長が農民側の要求を積極的に実現しようとした様子も、報告書を見る限りでは窺われない。要するに、彼らが運動に特に積極的にかかわったり、反対したということはなかったと考えられる。第3に、P.B.I.の介入は、いずれの場合も運動の後半部分に限定されている。第4に、この2つはほぼ同時期の運動であるが、ニティレジョ事件の場合は民事訴訟方式を採り、Balongbendo副郡のケースでは糖業との交渉に終始し、各デサ間で要求内容がまちまちであることに示されるように、相互の連関性がほとんど感じられないということが特徴的である。政庁側がこの時期の交渉を比較的平穏だったと評価したのは、運動が以上のような質を持っていたからだと思う。

2、ルクンタニの介入と運動の激化：1932年後半期～33年前半期

以上とは対照的に、32年後半期以降の運動はP.B.I.、ルクンタニの全面介入により、極めて激しい、組織的で要求のはっきりしたものになってくる。³³⁾

シドアルジョ農村部各地では集会が組織され、運動への参加が訴えられ、ルクンタニ支部が次々と設立された。まず、そうした集会の模様を見ることにしよ

う。

(1)P.B.I.公開集会

次に掲げるのは、32年7月19日に Balongbendo副郡で開かれたP.B.I.の公開集会に関する報告である。

7月19日、シドアルジョ県 Balongbendo副郡において、糖業のまん前にある家で P.B.I.の公開集会が開かれ、多数が参加した。 . . .

ルスラン・ウォンソクスモ (Roeslan Wongsokoesoemo)の団結、ルクンタニに関する演説は、彼のジャワ語が不十分であったため、あまり理解されなかった。

スンジョト (Soendjoto)の方が、この点では成功を納めた。彼はゴゴは決して程度の低い言葉ではなく社会的状況によってそうなっているのだという感情を、集会が保つように働きかけた。更にまた、デサの住民を "wong tjilik" と称するのも正しくない。例えば原住民官吏はデサ住民の税金によって養われているということを想起する必要があると述べた。³⁴⁾

(中略)

税制度も批判の対象になった。スンジョトに従えば、農民は収入の約25%を地税として納めているが、収入税を課せられている者は5%も払っていない。農民がこの不公平に対して異議を申し立てないのは、アドバイスが欠けているからである。このアドバイスは、人々が団結を望む時に初めて得られるものであり、P.B.I.はいつでもそれを望む者に提供する用意がある。

各デサは、ルクンタニを持たなければならない。 . . .しかし、ルクンタニの執行部を作ることによって、デサ行政が解体すると考えてはならない。デサ行政には、政府によってそれ自身の任務が設定されている。

クスマディ (Koesmadi)も、仮にそれが直接的にルクンタニ結成につながらないとしても、農民の団結の効用は大きいと述べた。その例として、糖業が、住民の貸出地に関する合意締結拒否の際に、借地料全額を支払わなければならないことが上げられた。この演説者も、P.B.I.が農民にアドバイスを提供して援助することを約束した。

[Politiek verslag Juli 1932]

このように、集会にはルスラン・ウォンソクスモ(中央執行委員・スラバヤ支部長)、スンジョト(中央委員会秘書・ルクンタニ責任者)、クスマディ(中央委員会総秘書)らP.B.I.中央幹部が出席して演説を行い、団結の必要、すなわちルクンタニの支部を設立するべきこと、そしてそれが糖業との交渉において借地料全額を獲得する上で大きな効用を持つことが訴えられた。そしてこの場合、デ

サ行政を解体すべき対象とは見ていないこと、また、地稅問題をも重視していることが注目される。

(2)糖業に対する要求

さて、これらの集会では、「全借地料を要求し、既に以前から知られよそではどこでも実行に移されている糖業の提案を原則的に拒否する」という統一方針が訴えられるのが普通であった[Ass. Resident Sidoardjo 1933]。この場合、糖業に対する鬭争の呼びかけは次のような形で行われた。

企業が存在する以前には、政府が砂糖黍を栽培していたのであるが、ついには会社に委ねられ、会社はデサ決定によって直接に土地を21年間の3年半契約で借り入れて多くの利益を上げてきた。糖業が困難を覚えるや否や、諸君らも困難なことを要求されたが、諸君らの利益は会社の利益とは比べものにならないほど少ない。

その契約は法律に等しいものであり、現在、P.B.I.はそのためにオランダからの法律家を準備している。Gedagan副郡のデサ Loewoengでは、人々は契約を破棄したくなかったので、現在、糖業によって契約通り全額が払われている。そのことから拇印を押したことの効用を思い起こし、借地料の支払いがすぐには行われず、それを待つのがいやならば、スラバヤで裁判に訴えなければならない。

[Resident Soerabaja 1933]

ここでは、糖業に借地契約を遵守させることが強調され、もし、糖業がこれを守らない場合、訴訟手段に訴えることが提起されている。それでは、この民事訴訟はどのような方法によって行われようとしたのであろうか。以下の史料はそれを具体的に示すものである。

一つのテーマが、すべてのこうした集会では登場する。

指導者達は手慣れたいつもの作法で、人々は糖業の提案に反対することを望んでおり、借地料全額を要求していると、聴衆に訴えかける。「拍手喝采」によって、賛成の意志が表される。こうして、全員一致で提案が可決され、それは同じ集会において「デサ決定」に決定される。

同様の例をスアラ・ウムム(Soeara Oemoem)紙は、例えば次のように掲載している。

「その夜、集会は直ちに契約破棄に賛成しないという意見の一致からなるデサ決定を行った。賛同の声の多さから判断して、この決定は既に有効なものを見なされた。」

「そしてその夜も、糖業の長期契約破棄の希望には賛成できないとするデサ決定が行われた。」

(中略)

その目的のために必要な数字や日付、名前が記入された後、このいわゆるデサ決定は、公式登録簿に記載されることになり、署名が行われた後、慣例通りの身分順に従って提出されるが、これは、民事訴訟のために必要な県評議会の代表者会議(College van Gecommitteerden)の許可を得るためである。

したがって、これらの「デサ決定」のすべては民事訴訟を起こせるようにすることが目的であり、Gedagan、Poengoel、Sroeni、Bangah、Manjar、Tjemandi、Sidokerto、Sedatieなど、全てのデサにおいて文面は同じである。その際、正確な日時を記入するによって、日時の記録された夜の集会において「全員一致」でこの決定に至ったという証拠にすることを、人々は決して忘れない。

(中略)

・・・このいわゆるデサ決定には、デサ首長の署名さえ行われている。
・・・拒否した場合には、彼らが知っている罪状登録簿は、彼らのデサの全住民の告発に関する「裁判」で確実に免職になることを覚悟しなければならないほど大きいという事実を強く示された後、署名することになるのである。

(中略)

この際、最も早く実る種類の稲を作ることも忘れずに奨励される。その場合、この種の稲を植えることは、実際、「補償(roegi)」を手に入れることになり、人々が田植えを済ませたところでも確かであるということが確認される。この場合、晩稲を作る苗代は上で述べた早稲に代えねばならない。なぜなら、借り手に「提供」するために、契約された(糖業の)使用開始日には土地を無条件で自由にしなければならないからである。この損失は、全借地料を受け取ることで十分に埋合わせがつき、過去の損失は利益に変わるのである。

この際、残りの使用期間について糖業が支払うべき全借地料の額がどれだけであり、これを糖業から引き出さねばならないということが、聴衆に対して忘れずに示される。

[Ass.Resident Sidoardjo 1933]

このように、訴訟はデサ決定によって決定される。この限りでは、運動は合法的な形態を取ろうとしているのである。しかし、この集会はあくまでもルクインタニの集会であり、本来のデサ集会とは別のものである。それにもかかわらず、ここでこのような公式登録簿に記載されるようなデサ決定が行われるとい

うことは、この集會にデサの集會参加有資格者の大半が参加していることを意味し、運動の広がりを実に示すものである。このように、運動はあくまでもデサという法的統一体に依拠する形で、即ち実質的にはデサぐるみで進められようとしたのであった。

(3) 地稅問題

さて、この時期に運動の中で重視されたもう1つの要求である地稅問題³⁵⁾は、どのように扱われたのであろうか。副理事の報告は以下のように述べている。

こうして、P.B.I.の関心はゴゴルの經濟的義務へと向かい、特に1932年の地稅は(夜間集會での)実りの多い論議のテーマであった。實際、この税はあまりにも重すぎた。あからさまではない形で、不払いがアドバイスされた。

P.B.I.は、数年の支払猶予を求めて1つの要求書を作成し提出したが、それはルクンタニの人気を獲得しようとするものでもあった。・・・

こうして、農民同盟が設立されたすべてのデサや子村において、証紙を貼った同様の請願書が集められたが、これには付録として、全ゴゴルの拇印をついた名列表が必ず付けられていた。

ここではデサ役人がリードしたので、これらのゴゴル全員が1932年末、全く地稅を払っていなかったことは驚くべきことではない。

(中略)

事情聴取から明らかになった限りでは、この請願書は、スンジョトの手でタイプされ、少なくともスラバヤの相談局(Advies Bureau)において作成され、一方、拇印をついた付録は、デサ役人、あるいはその仲介によってルクンタニ指導部の手で生み出された。

(中略)

この付録には、デサ役人の名が含まれ、デサ首長の名さえ見られる。弁明のために呼び出されると、このデサ首長はためらうことなく、調査官に対して、デサ首長としてではなく、持分権保有者として拇印を押したのだと表明した。

[Ass. Resident Sidoardjo 1933]

以上のように、地稅闘争では不払いのアドバイスをを行うとともに、支払猶予の請願書が作成されるが、ここでも対糖業要求の場合と同様に、統一的な方針が採られ、また、全ゴゴルの署名という形でのデサぐるみ運動が追求されたのであった。

(4) デサ役人、デサ首長の協力

さて、このような形で運動を展開するためには、デサ役人層、とりわけデサ

首長を味方につけることが不可欠の条件であると考えられるが、33年の契約交渉に関する報告書に、ルクンタニは「しばしばデサ首長達をその隊列に組み入れた」[Verslag grondhuurcontracten 1933]とあるように、それは意識的に追求された。この結果、前引の史料にも見られるように、この時期、多くのデサ役人、デサ首長が運動に協力するという事態が発生していたのであるが、彼らはそれにとどまらず、ルクンタニ設立集会に関する報告に「夜間の集会、これにはほとんどすべての場合、デサ首長やその他のデサ役人が家を提供し、ある場合にはその名を貸すことで、また別の場合では自らが召集を行ったり、あるいは集会の日時、場所を予めアナウスしたりすることでその集会の召集にデサ行政が協力した。・・・この後、設立されるべき『農民同盟』の目的についての賞賛がなされ、この集会において地方執行委員を選出することを決めることによって、実際に設立に移る。この場合にいわねばならないことは、この執行部の列にはいつも何人かのデサ役人が席を占めるということである。」[Ass. Resident Sidoardjo 1933]とあるように、集会の場所を提供したりそれを召集する、更には執行部に加わるという形で、自ら積極的に運動をリードすることさえあった。

こうしたことは、農村部における経済危機がますます深まる中で、とりわけ職田の借地延期という事態に直面した彼らの多くも、ルクンタニの働きかけに応じざるを得なくなったことを意味していよう。³⁶⁾ もちろん、「Balongbendo周辺のデサ首長のほとんどが、1933/34年栽培年に関する合意の取付けに完全な協力をしており」[Politiek verslag Juli 1932]とあるように、多くのデサ首長が政庁側の働きかけによって糖業側に立ち、ルクンタニ設立を妨害したり、あるいは「地稅請願」を支持しないといった形で、運動に反対した[Ass. Resident Sidoardjo 1933]ことも事実である。こうしたことは、彼らが長年、糖業と農民の仲介役を務め、糖業側に立って利益を得てきたこと[植村 1978]、多くの糖業が契約破棄に際して、従来から契約手数料としてデサ首長に交付してきた割増金を存続させたこと[Ass. Resident Sidoardjo 1933]などによるが、更に、「農民組織の設立によって、この組織の執行部はデサ行政に次ぐ権力として登場した。したがって、デサ行政はP.B.I.がデサの問題に介入することを喜ばしく思わないであろう。」[Politiek verslag Juli 1932]と報告されるように、ルクンタニの活動が一般にはデサにおける彼らの権力を掘り崩すものであったことが大きな理由であったと考えられる。こうした反対派のデサ首長に対しては、ルクンタニ側は、先に見たように、当時、広範に見られたデサ首長の地稅横領などの不正行為を告発する構えを見せて、彼らの反対をくじこうとしたのであった。

(5)運動と地域の秩序

こうしたことは、植民地支配体制の安定のために不可欠な地域の秩序を維持することにおいて要の位置にあるデサ首長やデサ役人が、その機能を果たさないことを意味するものであり、政庁にとっては極めて深刻な事態であった。そして、それは更に次のような形でのデサ役人、デサ首長の上級権力に対する反抗というそれまでおよそ考えられなかったところにまで発展することになる。先ず掲げるのは、デサ役人がデサ首長、副郡長に対して反抗し、解任された事件に関する州理事の調査報告である。

デサ Tjemandieにおいて解任されたデサ書記アテモ(Pa Atemo)、計量役ダリップ(Pa Darip)、伝達役ラスマニ(Pa Rasmani)は、解任に対する抗議をするために既に1933年1月14日付けの証紙を帖付した要望書を私宛に提出してきている。彼らは同時に、Tjemandieのルラー・ウォンソレジョ(W ongsoredjo)を告発している。

しかし、私にはこの告発を受理する理由がない。なぜなら、

(a)前書記のアテモはこのデサのルクンタニ会員であるが、1932年11月4日のルクンタニ集会において、原住民自治体条例第6条に定められた村落集会はルクンタニの集会とは別の方法で召集され運営されねばならないことを知りながら、Waroe糖業との間の土地貸出問題に関する出席した村民の決定を村落決定の公式な記録に登録した。また、このアテモはTjemandieのルラーに対するあからさまな憎悪の念を表し、デサ集会に姿を見せなかった。彼の税金の管理もでたらめであった。

(b)ダリップとラスマニは、ともにルクンタニ・チュマンディ支部の執行委員である。このことによって、彼らは明らかに副郡長に対して粗野で挑発的な態度を取ることが許されると考えたようである。実際、1932年12月6日にSedatie副郡長が土地占有者の要望によって集会を行うためにここを訪れたとき、ラスマニはルラーの家へ通じる道の途中に立ちふさがって、副理事に道を譲ろうとしなかった。集会の際には、ラスマニ以外の全村民はあぐらをかいて座った。集会の最中に、彼は副理事から適切でない態度を諷められた。彼にはこの叱責が耐えられなかったようである。なぜなら、彼はダリップとともに、シドアルジョのルクンタニの中央指導者であるイスムティヤル(Ismoetijar)のもとにアドバイスを求めに出かけたからである。

翌朝、ラスマニとダリップは副理事を訪問し、挑むような調子で、なぜ前者が叱責を被ったのか明らかにせよと要求した。

ルラーに対して反抗したこのデサ役人をその職から解任することが、

デサ Tjemandieにおける迅速な安寧の回復のためであることは、詳しく説明する必要もなからう。 [Resident Soerabaja 1934]³⁷⁾

ここでは、デサ役人がデサ首長と副郡長に対して反抗的な態度を取ったこと、しかもそれがルクンタニの影響によるものであったことが報告され、更に先述したようなルクンタニ集会による正規のデサ集会の代行が問題にされている。

このケースではデサ首長は政庁側に立っていると考えられるが、これに対して以下の2例はデサ首長自身が上級権力の命令に従おうとしないという点で、事態は政庁にとって一層深刻であった。

(c)あるデサ首長は数日前、糖業の補償提案に対する不満を調べるため、定められた日に彼の家の玄関先にデサ住民を召集せよと副郡長から命じられた。彼はこれに対して、人々が望んでいないからそんなことをするつもりはないと答えた。しかし、この命令は守られ、副郡長がやってきたが、問題のデサ首長は、集まったデサ住民の述べるところでは「税金を保管しなければならぬ」という理由で欠席した。

[Ass. Resident Sidoardjo 1933]

(d)レヘント代理と書記が参加したデサ住民との別の集会では、デサ首長はいくつかの借地契約の破棄に関して、1年前、自分の家の玄関先で、副知事から糖業の権利がなくなったからその土地を再度、割替せよと命令されたことを認めた。

この土地がどうしてもこの間ずっと休閑されたままで、この命令をなぜ実行しなかったのかという問に対して、彼は、たしかに副知事はそのようにいったが、この土地が裁判中であることを考えたからだと答えた。

この場合、領収書の写しを見ることは悪いことではないが、それによると、このルラーはこのいわゆる裁判のためにスンジョトにf325を先払いしており、この金は、この裁判でデサ首長を助けることになっているスウォノ氏に払われるものである。

領収書には「裁判を行うため」と書かれており、また、更に調査を進めた結果、このf325は以前にスラバヤの民族銀行³⁸⁾から借り入れたものであったことが明らかになった。

このデサ首長はこのために自分の石造りの家と屋敷地を担保にしなければならなかったのであるが、職を失うことになった。

[ibid.]

(c)の例では、デサ首長は一応、副郡長の命令には従っているものの、極めて反抗的である。そして、(d)ではデサ首長は明らかに裁判闘争の先頭に立っており、その立場を上級権力の命令より優先させたため解任されたのである。後述

するようにこのようにして解任されたデサ首長は多かったと思われるが、「解任されたことを全く不当であると考えた1人のデサ首長が、スンジョトとともに飛行機でバタヴィアへ赴き、官僚ヒエラルキーを全く無視して内務部長官の事務所への立入り許可を求めた」[ibid.]という事例に示されるように、それに対しても異議申し立てが行われるという状況であった。

(6)後半期の運動の特徴

以上に述べてきたこの時期の運動の特徴を、前半期の運動と対比的にまとめると次のようになる。まず、要求内容では明確に借地料全額支払要求に一本化したこと、そしてこれとともに地稅問題が併せて登場したことである。要求相手は糖業のみならず、政庁にも及んだのである。次に運動方法では、P.B.I.、ルクンタニが最初から全面介入しリードしたことによって、訴訟という統一戦術が採られ、更に、ルクンタニ集会でデサ集会を代行し、ここで「デサ決定」を成立させたことが特徴的である。運動は形の上では合法的であったが、実質は非合法的なデサぐるみ闘争の形をとったのであった。この場合、デサ首長、デサ役人の協力が不可欠であったが、少なくとも運動の高揚した地域ではルクンタニに積極的に協力するデサ首長が多数現れたのであった。そして事態はもはや単なる糖業と農民間の紛争にとどまらず、地域における秩序自体を否定する方向へ向かい始め、「安寧と秩序(rust en orde)」を脅かすに至った。この意味で、この時期の運動は植民地政庁にとって許容範囲を越えるものであった。

(7)弾圧と運動の終息

かくして、運動に対する政庁側の弾圧が強められることになる。それは1937年の東ジャワ省知事の総督宛書簡に「デサ貸しが行われている地方では、デサの名において契約の履行を敢えて法廷に訴え出たデサ首長を解任することで、全ての抵抗を終息させるのに十分であった。それは、デサの訴訟開始のために必要な、法にのっとって書かれた県評議会代表委員会の承認書が、もちろん交付されなかったことから、なおさら当然の結果であった。」[Gouverneur Oost-Java 1937]とあるように、この時期に農民＝ルクンタニ側が統一的戦術として採用した民事訴訟を阻止することに重点が置かれたが、更に上に述べた事態の展開に対応して、デサ役人、デサ首長のルクンタニへの協力を禁止し両者を切り離すことが重視された。

フォルクスラート議員スロソ(Soeroso)はこの点を問題にし、「シドアルジョのレヘント代理と副理事は、同県の郡長会議(district-conferenties)において、デサ役人がルクンタニ会員になることはスラバヤ州理事によって厳しく禁じられていると述べた。・・・既に様々なデサ役人が、ルクンタニ会員であるために解任された。・・・」とする33年5月23日付けスアラ・ウムムの記事について、

具体例を上げ政庁の見解を質した[Voorzitter Volksraad 1933]が、これについてスラバヤ州理事の調査報告は次のように述べている。

デサ首長、デサ役人がルクンタニ会員に加わることについて、シドアルジョではどの官吏も、フォルクスラート議員R.P.スロソが質問したような禁止はしていない。ただ私は、これら全役職者に対して、この団体の宣伝をすること、その指導部に席を占めること、集会を呼びかけること、寄付金を集めること、住居の公用部分を集会のために提供することを禁じただけである。 [Resident Soerabaja 1934]

これを受けて、政庁側はフォルクスラート議長に対して、次のような内容の回答をすることを指示した。

デサ首長とデサ役人がルクンタニ同盟の会員となることの禁止は、シドアルジョの官吏によっては出されていない。スラバヤ州理事がデサ行政官に禁じたのは、この団体の宣伝をすること、その指導部に席を占めること、ルクンタニの集会を召集すること、寄付を集めること、彼らの家の公用部分を集会のために貸すことである。

政府はこの禁止を合理的であると考え。また、政府はデサ行政の原住民社会で占める地位が利用され、ルクンタニに公的な性格が与えられることに対しても同意できない。この団体の目的が農民の利益を擁護することであったとしても、そのシドアルジョにおける活動方法は批判を免れるものではない。

質問の中で取り上げられているデサ役人の解任は、いずれもルクンタニの会員であることがその理由ではない。この解任は、これらの者が、明らかにルクンタニとの関係によって原住民行政官吏に対して不適切な態度を取ったこと、あるいは村落首長に反対する活動を行ったという事実と関連するものであり、これによってデサにおける安寧と秩序が乱されたからである。 [Procureur-Generaal 1934]

以上の政庁側回答を見る限り、ルクンタニの会員となること自体は禁止されてはいない。しかし、それは、先に見たようなルクンタニ集会におけるデサ首長、デサ役人の協力は全て認めないという見解であり、彼らを運動から実質的に切り離すことでデサぐるみの運動を事実上不可能にするものであった。

こうした政庁側の弾圧に加えて、ルクンタニの側にも弱点があった。33年5月、運動が最高潮に達した時期、主要な抵抗の中心での合意成立の理由は糖業側のルクンタニ指導者買収であった(Gedanganではf500、Poengoelではf800が支払われたという)と、副理事報告は述べている[Ass.Resident Sidoardjo 1933]。加えて、先にも引いた37年の東ジャワ省知事の手紙が、ルクンタニの運動を振り

返って「訴訟にかかる時間の長さや費用の大きさは、契約破棄などに対する抵抗を不可能にするのに決定的な役割を果たした。糖業は、人々が比較的小額の補償で契約を破棄しようとしないう限り、何も払わなかった。農民は、たとえその費用を負担できたと仮定しても、様々な義務を抱えているので裁判の結果を待つことはできなかったであろう。更に加えて、裁判のために巨額の先払いを要求したスウォノの欲のためにルクンタニへの信頼は掘り崩されていった。」[Gouverneur Oost-Java 1937]と指摘するように、民事訴訟という統一方針それ自体や、それにかかわったP.B.I.幹部スウォノの姿勢にも、当時の状況の中では大きな問題があった。

こうして、この時期、高揚した糖業の契約破棄問題に対する運動は、その高揚のゆえに敗北した。P.B.I.自身も34年のマラン大会において「土地に対するアドバイスを強めた結果、人々は専横に容易には屈しなくなった。それゆえ、一方の側(=糖業)から数千ギルダーが農民に支払われた。人民はルクンタニ組織が上げた利益を享受した。それでも、財政状態の結果、人々は追求した目的にはなおほど遠い状態にある。」[Verslag "Landbouw Afdeeling" 1934]と総括し、糖業から譲歩を引き出した成果を誇りつつも、運動の成果の不十分さを認めざるをえないのであった。こうして、「1933年と比較して、本報告年(1934年のこと=引用者)の交渉は静かに進んだ。若干の例外を除いて、貸出者は政治団体の影響を受けなかった。」[Verslag grondhuurcontracten 1934]とあるように、この時期を境に糖業の縮小交渉は、極めてスムーズに進むようになったのである。

3、運動の構造と意味

それでは、以上に述べてきた運動の構造は、当時のこの地域の農村経済、地域の秩序とのかかわりから見るとどのような意味を持っていたのであろうか。

まず、この運動の基本的な性格は、ニティレジョの総督宛書簡に示されるように土地占有農民(gogol no.1)の経済要求に根ざした生活防衛の運動であったといつてよい。したがって、要求内容も土地占有を前提にしており、土地占有者のみが参加するデサ決定方式という運動スタイルがとられている。

次に、この地域の運動が、なぜ、このように激しく展開したかを考えてみたい。その要因として先ず考えられることは、この地域がルクンタニの運動の中心地であったという事情である。2-11表は、P.B.I.の支部や班(kring)が設立したルクンタニ支部の数を一覧したものであるが、33年の数字でいえば合計125のうち、この県に属するものはシドアルジョ9、Balongbendo12と他県に比べて多い。

しかし、問題はなぜ、この地域で特に他地域にもましてルクンタニが、この時期に大きく発展し得たのかである。それは、この県における農民経済の糖業への依存性の高さに求められよう。先にこの県ではほぼ全ての水田が糖業に貸し出されていることを述べたが、同様の地域として他にルマジヤン(Loemadjan g)県、クディリ(Kediri)県も上げられる(2-2表参照)。しかし、これら2県の場合、耕地面積全体に占める水田の比率はそれぞれ27.4%、44.4%とそれほど高くはないのに対して、シドアルジョ県では70.4%と極めて高く、耕地全体から見てもその大半が糖業とかかわりを持っているのである。加えて、シドアルジョではこれら2県と異なりほぼ全ての水田が定期割替を行うために、例えば両県で栽培される煙草のような割替実施の時点で土地に植わっていない商品作物の栽培は不可能である[Vink 1928:23]。要するに、シドアルジョ県では現金収入源としての糖業の役割が、他地域にまして圧倒的に大きかったのである。従来、人々は糖業が払う借地料を地税などの税納入に充てる他、「しばしば、銀行その他からの借金の返済に充ててきた」[Verslag onderhandelinge n]のであり、それがなくなることは死活問題であった。このことが、この地域において糖業の栽培縮小に対する農民の反対運動を特に激しいものにした基本的な要因であった。

第3に、運動が32年後半期から激化し、33年後半期に急速に鎮静化したのはなぜかを考えておきたい。運動激化の一般的な背景としては、第1章で述べたように、32年後半期に籾米価格の下落が急速化して通常の上昇がほとんど生じなかったこと、それゆえに糖業の栽培縮小によって自ら籾米を販売して地税を納入するためなどの現金を作り出すことを余儀なくされた農民にとっては大きな痛手であったという事情が上げられよう。ちなみに後述するブスキ理事州のWringinanom糖業のケースでも、やはり32年後半期から縮小交渉はそれまでの時期よりも一層難航している。そしてこうした背景の中で、この時期にルクンタニが全面的に介入して運動をリードし、農民の経済要求を巧みに組織したこと、とりわけ、地税問題を縮小問題とともに提起したことは、初めて地税を個々に支払わなければならないという事態に直面したこの地域の農民の心をとらえたと考えられる。こうしたことが、この時期に運動が激化したことの原因であった。したがってまた、ルクンタニが弾圧されることによって、運動は急速に鎮静化することにもなるのである。

ただ、ここでは運動のこのように急速な高揚、急速な鎮静化の意味を、地域の秩序との関連からもう少し考えてみたい。この場合、鍵になるのは運動の「デサぐるみ」という形態である。この形の運動には、先述のようにデサ首長を初めとするデサの支配層の協力が不可欠であり、彼らが先頭に立つことによ

つてのみ運動は高揚すると考えられる。だからこそ、先に引いたP.B.I.公開集会の記事に見られるように、P.B.I.側もこの段階ではデサ行政それ自体を克服すべき対象としては位置付けず、それと並行する形でルクンタニ支部を組織しようとしたのである。³⁹⁾そして、こうしたことは、運動が、住民のデサ首長に対する従来の関係、即ち跪拜の構造を温存させたままで展開したことを意味していよう。⁴⁰⁾ルクンタニの集会は、デサ首長が召集し、彼らの家で行われたことによって初めて成功したのであり、運動は彼らが執行部に名を連ねたことによって初めて盛り上がったのである。したがって、運動の場ではデサの支配層を糖業・政庁側とルクンタニ側が奪い合うことになり、デサ首長が弾圧によって前者の側に立つと住民もそれに従うことになり、ここでの運動は簡単に終息せざるを得ないのであった。

結局、運動は地域の秩序否定の方向に向かい始めたものの、その要にあるデサの体制自体を否定するものではなかった。我々は、デサ首長に住民が反抗した運動の例として、19世紀から20世紀初めにかけて頻発した農民反乱や、戦後の40年代後半、いわゆる「社会革命」期の事例を思い浮かべることができる。しかし、前者の場合には往々にして運動のリーダーであるキアイなどが説くイスラム、あるいは伝統的な救世主思想が農民をとらえ、このことによって彼らは世俗的秩序否定の方向に向かったのであるが、⁴¹⁾ P.B.I.、ルクンタニからはそうしたイデオロギーは提起されなかった。また、「社会革命」期には、多数の対日、対オランダ協力派のデサ首長が住民の手で首をすげ替えられるという事態が発生し、植民地期以来の地域の秩序は一時期、解体した。しかし、その時期にこれが可能であったのは、中央における権力の空白状態が続き、地域の秩序を保障する力が働かなかったからである。⁴²⁾これに対して、ここで取り上げた30年代前半期にはオランダ植民地政庁の支配は極めて安定しており、民族主義運動は厳しい統制下に置かれ協調派の運動しか許されないという時代であった。こうした状況下で、運動が地域の秩序そのものを否定しそれに代わるものを作り出すことは極めて困難であった。したがって、デサ結合の極めて強いこの地域では、運動はデサぐるみの形をとらざるを得ず、そのことによって急速に発展するが、また、急速に鎮静化することになったのである。

おわりに あいつ

以上に我々は1930年代世界恐慌下のスラバヤにおける糖業の状況を見てきた。強制裁培制度以来、大きく発展してきたこの地域の糖業はこの時期に壊滅的な打撃を受け、様々な形での経費削減策を実施したが、結局、大規模な栽培縮小

に踏み切らざるを得なくなったのであった。こうして、同地域の糖業は恐慌の影響が最も深刻であった30年代半ばには、栽培を最盛期の1/10近くにまで減少させることになった。そして30年代後半期、恐慌からの回復期には若干の回復を示したとはいうものの、この地域の糖業はもはやかつての繁栄を取り戻すことは不可能であった。

こうした糖業の推移は、それに対して大きく依存して住民経済に深刻な影響を及ぼすことになったと考えられよう。それは先ず、住民収入の激減となって表れた。1935年、スラバヤ理事は、シドアルジョでは通常年の借地料はf150万であったが34年には借地料と補償とを合わせてもわずかf36万9千に減少した、しかしそれよりも重大だったのは賃金収入の減少であり、シドアルジョ県ではf450万、理事州全体ではf1,300万と計算されると指摘している[MvO Soerabaja 1935]。また、2-12表に掲げた政庁経済部のデータによれば、栽培縮小が本格的に実施された33/36年の時期には、年平均でシドアルジョ県f303万(-71.7%)、モジョケルト県ではf599万(-90.0%)、ジョンバン県でf593万1千(-91.8%)、3県合わせるとf1,495万1千(-86.2%)が通常年に比べて減収になったことがわかる。しかも、この地域では先に見たように糖業からの収入は住民の現金収入の中で圧倒的な比率を占めていたのであり、この収入源の消滅は極めて深刻な影響を及ぼすことになる。この結果、33年-34年初期の調査に「現金不足現象は至るところで観察された。モジョケルト県でも状況は大変であった。以前には(糖業から)毎年約500万ギルダ-が住民にもたらされていたのであるが、現在ではほとんどゼロに近い。ここでも現金不足が起こっている。一般に貨幣経済から現物経済への移行の傾向がある。」[Verslag grondhuurcontracten 1933]とあるように、各地で深刻な現金不足状況が発生した。また、同調査は税徴収が極めて困難になっていることをも指摘している。

こうして、この時期、糖業へ依存してきた農民経済の構造は、変化を迫られることになった。もちろん、「(シドアルジョでは)糖業はその大規模な縮小にもかかわらず、収入源としてはなお大きな意味を持つ。」[Soekasno 1938:315]と評価されるように、30年代半ばに至っても糖業が様々な形で支払う現金が住民経済にとって不可欠の部分で合ったことは事実であろう。しかし、それは恐慌以前のように圧倒的な意味を持つものではなかった。したがって、この地域の農民は、これまでとは違ったところで収入を確保しなければならなくなったと考えられる。そして、それは何よりも本来の生産点である自らの農業の問題として表れてこよう。以下、章を改めて、この地域の住民農業がどのような構造を持ち、それが恐慌の影響を受けてどのように変化したのかを検討することにし
たい。

第 2 章 註

1) この地域で糖業が経営を始めたのは、19世紀の強制栽培制度下においてであった。ここでは先ず1833年にTjandi糖業(シドアルジョ県)が設立され、次いで35年には Waroe、Ketegan(シドアルジョ県)、Sentanenlor(モジョケルト県)、Goedo(ジョンバン県)、Ketabang(スラバヤ県)、36年にPorong、Tanggoelangin、Boedoeran(シドアルジョ県)、38年にWatoetoelis(シドアルジョ県)、Djombang(ジョンバン県)、39年にはBalongbendo(シドアルジョ県)の各糖業が営業を開始した。40年代にはシドアルジョ県でSroeni(43年)、Krian(47年)、Kremboong(48年)、モジョケルト県でKoning Willem II (42年)、Gempolkrep(46年)が設立される[宮本 1993:318]。このように、この地域、特にシドアルジョ県の糖業の多くは強制栽培制度下に起源を持つものであり、既に1840年の段階で、スラバヤは東隣のパスルアン、プロボリングととも栽培の中心地であり、これら3理事州からの生産はジャワ全体の65%を占めた[Fasseur 1975:18]。また、1850年代半ばのUmbgrove委員会調査報告によれば、1853年段階では全ジャワの96製糖工場のうちスラバヤには18が集中し、その作付面積8,030ハクはジャワ全体の19.6%、生産高296,779トンは21.8%を占めるが、いずれも理事州中のトップに位置する[宮本 1933:164]。

なお、理事州内でも、シドアルジョ県では16糖業の内、11糖業が強制栽培制度下で操業しており、1870年代後半には新設が終わっているのに対して、モジョケルト県では12糖業中の半数しか強制栽培制度下で操業していない、またジョンバン県ではそれは12糖業中のわずか2糖業にすぎず、70年代に4糖業、80年代に6糖業が新設されているというように、開発の早い遅いが見られる。もっとも、それでも後述するブスキ理事州の場合と比較すれば、糖業開発の歴史は古いといってよい。

2) この伸びの牽引者はもちろん農民からの借地上で展開された自由栽培である。それは砂糖法の規定によって強制栽培から自由栽培への切換えが実施される時期以前から始まり、切換え実施前年の1878/79年栽培の段階で既に強制栽培面積の45%に達しているが、ここでは、もう少し、栽培拡大の特徴を見ておきたい。いま1870年代(1870/71-1879/80年)、80年代(1880/81-1889/90年)、90年代(1890/91-1899/1900年)、1900年代(1900/01-1909/10年)、1910年代(1910/11-1919/20年)、1920年代(1920/21-1929/30年)の各10年毎の栽培面積の平均を取ると、それぞれ9,730ハク、14,396ハク、19,522ハク、34,470ハク、39,171ハクとなり、栽培面積拡張は1880年代から1900年代にかけて大きかったが、1910年代以降は伸びが鈍化したことがわかる。このことは、先に述べたよう

にこの地域での糖業の開発が相対的に早かったことに対応するものであるが、80年代の伸びは主として糖業の新設が要因である。これに対して90年代、1900年代には各糖業の規模の拡大が全体の栽培面積を押し上げた。すなわち3県の各糖業の平均栽培面積を見ると、強制栽培期には平均401ハ、最大でも480ハであったが、自由栽培への移行が完了した1891/92年の数字ではまだそれほど大規模なものではなく、最大は779ハ(Tangoenan糖業)であるが、200ハを下回るようなものもあり、平均すれば493ハとそれほど大きくはない。ところがそれから10年後の1901/02年の平均は925ハと、1.9倍に拡大している。しかし、1911/12年平均は992ハ、1921/22年平均は1,044ハ、1930/31年平均は1,176ハであり、それぞれの前期に対する伸びは1.1倍に過ぎない。

- 3) 事実、1913年7月8日には内務長官命令no.857によってこの地域の水田における砂糖黍栽培の拡大は特別なケースを除いて禁止され、また1925年3月24日には内務長官命令No.A.I.1/4/16でGoedo糖業の栽培拡大申請が却下されるとともに、乾地も含めたプランタス河下流の平地全体で糖業の拡張申請を認めないことが決定されている[Mv0 Modjokerto 1931]。これ以上の拡大は、もはや住民農業を大幅に犠牲にすることなしにはできない段階にまで、糖業の栽培が広がっていたのである。
- 4) 例えば Mv0 Modjokerto 1931 によると、Blimbing糖業とGoedo糖業はそれぞれクディリ理事州で700ハ、290ハを栽培、Perning糖業は約600ハをシドアルジョで栽培、Kremboong糖業はモジョケルトで小面積を栽培していたことがわかる。これ以外にも様々な糖業が他地域で小面積の栽培を実施しており、その状況については Verslag grondhuurcontracten に散見されるが、正確な数値は確定し難い。
- 5) 糖業以外のヨーロッパ人企業については、僅かにモジョケルト、ジョンバンの北部丘陵地帯と南部の火山山麓に永租借地上で展開されるコーヒー、ゴムの農園があるにすぎず、しかも「山地栽培農園は、原住民にとっては極めて地域的な形で若干の意味を持つにすぎない。常雇労働者は永租借地内の農園カンボン(ondernemingskampongs)に住んでいる。」[Mv0 Modjokerto 1931]とあるように、それほど住民経済には大きな意味を占めるものではなかった。
- 6) レイノソ法は、キューバでアルバロ・レイノソ(Alvaro Reynoso)によって創始された耕作法であり、溝植えにより深植えが可能になり、規則正しい灌排水によって収量を高めることができ、また、労働力を大量に投入すればするほど高収量を得られる特性を備えており、大量の安価な労働力が供給されるジャワ糖業にとっては極めて好都合な栽培方式であった。この方式が最初

に導入されたのは強制裁培制度下の1863年のことであつたが、以降、次第に普及し、1920年代にはクディリ、マランなどこの方法が技術的に適さない一部の軽質土地帯を除き、ほぼ全糖業地帯において採用されたという。以上の点については、加納 1981: 80-81を参照。

- 7) ただし、ジャワの遠く離れた部分から労働者を呼ぶこともなかつたわけではない。例えば、モジヨケルトやジョンバンでは「周辺諸県から、長年にわたって砂糖黍園の造成に際してかなり大規模な労働者の一時的流入が見られる」[MvO Modjokerto 1931]といわれる。

なお、こうした労働者がスラバヤでどれほどの人数になるかを正確に示すデータは得られなかつたが、ジャワ全体についての平均データから考えておきたい。

ティヘラール(Tichelaar)によれば、糖業で働く現地人労働者は(a)工場内労働者、(b)輸送・収穫労働者、(c)栽培労働者の三種類に分けられる。(a)は技能工(toekang)、試験場職員(laboranten)、主席クーリー頭領(hoofdkoelie mandoer)、倉庫頭領、工場警備員(fabriekswaker)などの常雇労働者と、繁忙期(campagne)だけ仕事に就く季節労働者から構成され、後者の半数近くは工場クーリーからなるが、他には農園頭領(fabriekploegmandoer)、計量係頭領(weegbrugmandoer)、農園警備員(tuinwaker)、収穫頭領(snijveldmandoe r)、荷車係頭領(karremandoer)、軌条係頭領(railbaanmandoer)、及び主として華人から募集されるボイラー係などの職種がある。1924年段階での1工場当たりの平均は873名であり、このうち284名が常雇、589名が季節労働者である。(b)は、砂糖黍輸送が荷車または牛で牽引する貨車行われる場合には、糖業は輸送労働者と契約を結び、収穫労働者は彼らが確保する。輸送が蒸気機関車牽引の貨車で行われる場合には、収穫労働者確保は工場の頭領たちの仕事となる。こうした雇用形態であるので、正確な人数を割り出すことは困難であるが、1924年には収穫実施179糖業のうちデータの得られた171工場で輸送に荷車28,416台と貨車68,473両が使用されたので、各輸送手段当たりで契約者を含めて2-3名が必要であつたと仮定すれば、全糖業で250,000名を越える収穫・輸送労働者が働いたことになる。(c)については、1925/26年栽培における労働者数調査から、179糖業全部では129万人以上、1糖業当たりでは7,200人以上という数字を掲げている[Tichelaar 1927:166-174]。

以上のデータにもとづいてスラバヤの労働者数を推定すると、この時期の糖業数は36であるから、工場労働者30,000名強、収穫・輸送労働者約50,000名、栽培労働者約260,000名、合計すればほぼ360,000人が糖業で雇用されたことになる。1930年のスラバヤ理事州4県の人口がほぼ190万人であるから、

単純に計算すれば5人に1人、すなわちほぼ一家族に1人は糖業での労働に従事したことになる。もちろん以上の計算は厳密さを欠くものであるが、この点からも糖業がこの地域の住民経済にとって如何に大きな意味を有したかが理解できよう。

- 8) ここでは、1920年代後半のデータによると水田面積全体に個人占有と固定持分制共同占有が占める比率はそれぞれNgoro郡のBareng副郡73.9%、6.5%、Modjowarno副郡29.5%、22.0%、Ngoro副郡44.2%、7.5%、Djombang郡のDiwek副郡で23.6%、5.8%となる。この結果、1926-27年に糖業はこれらの副郡でそれぞれ580ハウ(固定的占有水田面積の19.0%)、339ハウ(11.6%)、384ハウ(18.7%)、303ハウ(24.3%)、合計して1,606ハウと、かなりの面積の個人占有および固定持分制共同占有水田を借地している。もっとも、これらの副郡でも割替水田借地面積はそれぞれ233ハウ(割替水田面積の39.0%)、788ハウ(32.1%)、582ハウ(34.1%)、699ハウ(29.1%)に達し、全体としては割替水田の借地の方が多い[Vink 1927:711-714]。
- 9) なお、土地占有者の中に糖業への土地貸出しを希望しない者がいる場合には、その持分は土地割替の際に別の区画と交換された[R.E.D.:441]。
- 10) なお、この記事でスラバヤ州理事はゴゴルに分配される金額が極めて少ないことを指摘しているが、以前には借地契約はarendscontractenと呼ばれ、糖業はその領域全部の地税額に等しい借地料しか払わなかった。「税を超過する分」が支払われるようになったのは、1918年以降のことであったという[MvO Soerabaja 1935]。
- 11) 蔗園火事は、主として農民の放火によって発生するものであり、糖業地帯の農民の糖業に対する抵抗の一形態であると考えられているが、強制栽培制度とともに現れ、1880年代から激増して事態は糖業にとって深刻なものになり、1911年をピークにしてその後は減少した。地域的にはパスルアン、ブスキ、クディリ、スラバヤといった東ジャワ諸州を中心に多く発生したが、20世紀初頭の激増期には中、西ジャワにも及んだ。農民が放火する理由は、糖業に土地を早く返還させることを狙ったもの、糖業側の労働者に対する不当な取扱い、収穫作業を軽減するため、デサ首長などに対する恨みをはらすためなど様々であるが、いずれにせよ、糖業にとっては作業日程が狂い収量が低下するので深刻な問題であった。このため、例えば農園警察を設置するなど様々な対策が取られたが、ここに述べられるデサに対する割増金交付もその一つであった。なお、蔗園火事については、さしあたり Elson 1979、植村 1988 を参照。
- 12) こうした割増金制度は不正の温床となってきたので、シドアルジョではこ

の時期に廃止されようとした。35年のスラバヤ州理事の覚書は次のように述べている。「糖業地帯の状況の変化を利用して、現在、不正に導くデサ首長のための割増金制度に終止符を打とうとしている。特にpremie lebang、すなわち、決められた時期より以前に糖業の労働者が植溝を掘ることを完了した場合に、デサ首長が受け取るf5/ハウの割増金は、これまた、再々述べてきた政府栽培の名残であり、ここでは現在、労働者はなお（たいていは契約を結んだ）デサ住民であり、デサ首長が彼らを労働に駆り立てることができるのであるが、近代的な労働慣行がある国では根本的な悪と見なされるべきである。ただ、この禁止は地方官吏から出されるべきではなく、政府の措置が必要であろう。」[Mv0 Soerabaja 1935]

- 13) これについては、植村 1989 を参照
- 14) 20世紀初めの時期の状況については、植村 1978 を参照。
- 15) このような早稲栽培のための交渉も、糖業とデサ首長との間で行われた。割増金が交付されたのは、早稲は晩稲と比較すると収量がかかなり落ち質的にも劣るため栽培農民にとって収入減になるからである[植村 1978:66-68]が、1935年のスラバヤ理事の覚書によれば通常種(padi gendjah)よりも収量が1ハウ当たりで5ピコル少なく、価格はf0.50/ピコル低いという。また、鳥による被害を防止するための特別な見張りの費用としてf10-12.50/ハウが必要である。州理事は、これらから早稲栽培はf40/ハウほどの減収になると試算している。この結果、シドアルジョではこの時期、f35-40/ハウの割増金が交付された[Mv0 Soerabaja 1935]。
- 16) なお、この時期にはヨーロッパ人職員の給料も引き下げられた。例えばシドアルジョ県のPorrong糖業では、1931年1月1日から、砂糖価格が1929年水準に戻れば切下げ分を9%の利子をつけて払い戻すという条件で、支配人を除くヨーロッパ人職員の給与を15%カットした[Resident Soerabaja 1931]。
- 17) こうした結果、30年代後半期に入り経済の回復とともに始まった物価の上昇によって労働者の実質収入は大きく低下することになった。植民地政庁も事態を放置できなくなり、36年5月、賃金調査に乗り出し、37年9月には企業労働で最も低賃金な部分を各地方の生活費上昇に合わせて引き上げるように勧告することになった[Economische Zaken 1938a]。こうして、この時期以降、糖業労働者の賃金は若干、引き上げられることになる。植溝掘りと最終培土に関するその推移は次表に示した通りである。

糖業労働者の1日当たりの平均収入

糖業中心地	植溝掘り (男子)				最終培土 (男子)			
	1936年		1938年		1936年		1938年	
	糖業数	収入	糖業数	収入	糖業数	収入	糖業数	収入
Madjalengka	3	15.23	3	19.33	3	10.83	3	17.67
Sindanglaoet	3	20.02	3	23.50	3	13.60	3	20.24
西ジャワ平均	6	17.63	6	21.42	6	12.22	6	18.95
Tjilatjap	-	-	2	13.50	-	-	2	13.50
Brebes	3	14.53	3	17.30	3	11.75	3	16.58
Tegal	4	15.36	4	18.69	4	8.44	4	14.75
Pemalang	4	16.25	4	19.72	4	11.20	4	15.36
Kendal	2	19.75	2	21.05	2	14.75	2	18.38
Tajoe	2	14.96	2	17.12	3	13.51	2	18.27
Sragan	1	8.5	1	11.50	1	7.-	1	11.-
Solo	8	10.05	9	13.25	8	8.77	9	11.65
Djokja	14	12.58	12	14.65	14	10.11	12	13.61
中ジャワ平均	38	13.28	39	15.78	39	10.32	39	14.09
Madioen	6	14.96	6	18.12	6	11.88	6	15.63
Sidoardjo	10	18.80	9	20.57	10	13.38	9	16.44
Djombang	5	14.16	7	19.65	5	11.20	7	16.79
Kalangbret	1	12.50	1	20.-	1	10.-	1	25.-
Kediri	12	16.77	12	18.08	12	14.54	12	17.80
Blitar	1	16.10	1	18.-	1	15.-	1	18.-
Kepandjen	2	17.75	2	20.13	2	16.-	2	18.75
Probolinggo	6	16.33	4	19.88	6	10.96	4	13.25
Poeger	3	19.83	4	21.50	3	15.67	4	24.50
Sitoebondo	5	21.40	5	22.40	5	12.60	5	17.74
東ジャワ平均	51	17.22	51	19.69	51	13.11	51	17.51
全ジャワ平均	95	15.67	96	18.21	96	11.92	96	16.21

単位:セント

出所: standaardbudgetten 1939

- 18) ルクンタニは、民族主義者ストモ (Soetomo) の主催するスラバヤのインドネシア研究会を母体に1930年10月に設立された大衆政党 Persatoean Bangsa Indonesia (インドネシア民族同盟、以下 P.B.I. と省略) が設立した農民組合である。P.B.I. については、さしあたり Blumberger 1931:433-435、*Encyclopaedia* dl.7:912-913、Pluvier 1953:97-100、Ingleson 1979、Poeze 1983、Poeze 1988 などを参照。P.B.I. が糖業の栽培縮小に対して初めて具体的な対応を議論したのは、32年5月14-16日に当時の30支部中の27支部が参加してスラバヤで開催された非公開年次会議のことであり、この会議では、糖業地帯の農民の状況が話題にされ、その利益擁護のために協同組合原則に立脚した農民組織ルクンタニを設立することが決定された。ルクンタニはスラバヤに設けられた相談局 (Adviesbureau Roekoen Tani) により指導され、糖業の借地契約破棄問題、地稅引下げ要求、デサ行政の改革、協同組合原則による米穀倉庫 (Loemboeng Roekoen Tani) 設立などの課題を掲げ東ジャワの糖業地帯を中心に活動した。こうした経緯については Poeze 1988:164-165、"Soeara Oemoem 17,18 Mei 1932" (*IPD* 21-5-1932, no.20:304)、"ibid. 19 Mei 1932" (*IPD* 28-5-1932, no.21:319)、Politieken Inlichtingendienst 1932などを参照。
- 19) 例えば、Politiek verslag Juli 1932 が載せる Watoetoelis 糖業の事例では、デサ Watessari の貸出者との間で長期借地契約破棄の合意が成立しており、このことのデサ決定は登録済みであったが、その後、農民側は新たに全借地料を獲得するために P.B.I. 幹部スウォノ (Soewono) の援助を要請することを決め、スウォノは糖業支配人に対して全借地料支払いを要求した。また、住民側は貸付地を休閒のままにしていたという。
- 20) ルクンタニが最大勢力に達したのは32年から33年前半期のことであり、33年7月の大会時には、111の承認済み支部と47の承認申請中の支部、会員数20,000名を擁するに至った ["Darmokondo 11 Juli 1933" (*IPD* 15-7-33, no. 28:443); Poeze 1988:296]。支部設立はその後も続けられたようであり、34年3月29日-4月2日に開催された P.B.I. マラン大会での「農業部」報告 (Verslag "Landbouw Afdeeling" 1934) によると、設立された支部数は125、他に未承認の支部が約50、会員数は約20,000名、うち12,500名が承認支部、7,500名が未承認支部に属したという。ところが運動の高揚とともに政庁側の激しい弾圧が加わり多数の支部が勢力を後退させ、脱退に追い込まれた会員は全体の35%に及び、正式会員は8,125名に減少した。それが特に激しかったのはシドアルジョ地域であり、P.B.I. Gedagan 班は完全に勢力が衰え、この管轄下にあったルクンタニ14支部の中で残ったのはわずか4支部のみ、

またP.B.I.Gempol班も完全に生命力を失ったといわれる。こうした後退状況はその後も続き、35年4月のP.B.I.第4会大会でのスンジョト(Soendjoto)によるルクンタ二年次報告(Verslag Roekoen Tani 1934)によると、ルクンタニ支部数は97、正式会員数は6,883名となった。こうした勢力後退との関連もあって、P.B.I.の農村部での運動は、これ以降、地稅支払いを容易にすることを目的とした米穀倉庫(Loemboeng Roekoen Tani)設立へと重点が移っていくのであるが、この点については別稿で検討する予定である。

- 21) その借地方式を見るとKremboongは乾地を対象にした12年半契約で借入地は73.57ha(1935/36年栽培用地)、Modjoagoengは長期契約と短期契約双方を締結、借入面積は56.32ha(34/35年栽培用地)、Somobitoは短期契約であり34/35年栽培用借入地は44.63haであった。
- 22) その方法は、Dinojo糖業の1935年の例でいうと次のようであった。ここでは35/36年栽培のために短期契約で74.77ha借り入れていたが、これを住民が糖業に対してf12.03/haの借地料を使用前、35年9月1日、36年5月1日の3回に分割して払うという条件で、住民に再貸付しようとした。そしてこの条件で58.23haは交渉がまとまったが、16.54haは合意が成立しなかった。また、Ketanen糖業の35年の分益小作の方式は次のようである。この年、この糖業は81.5haを借り入れたが、栽培を実施したのは38.68haであり、残りの42.82haは農民に分益小作させ、その収穫からパウオン(収穫報酬)1/5を引いた残りの2/5を小作料として受け取ったという[Verslag grondhuurcontracten 1935]。
- 23) なお、これらの糖業の一部は35/36年から栽培を再開するが、それらの栽培用地に対する短期契約で支払われた借地料は大幅に値下がりし、1937年段階ではf25⁻30/ハ^リであった[Verslag grondhuurcontracten 1937]。
- 24) なお、34年になるとこの糖業は恒久的閉鎖を決定し、長期契約全てを破棄することを決め、そのためにf17.85⁻21.40/haの補償を提案した。しかし、貸出者側は地稅と同額の補償を毎年交付するという32年の提案の継続を要求した。これに対して糖業側は34年4月1日交付予定の補償金の交付停止を通告し、併せてこの件について貸出者が提訴すれば破産請求を行うことを明らかにした。このため、貸出者側は行政当局と相談の上、最終的に提案を受け入れることにし、長期契約は全て破棄されるに至った。こうして、この年、既に製糖工場の全面的撤去が開始されることになった[Verslag grondhuurcontracten 1934]。このように同糖業が強い立場を取り得たのは、34年には既にP.B.I.勢力が衰退していたことと関係が深いと思われる。

同糖業の短期契約の処理についても触れておく。この糖業は契約の破棄を

目指し、先ず、「1932/33栽培年のために既に先払いした借地料は、土地占有者に譲渡する。1933/34年の使用に関しては、貸出者は借入地の地稅額を補償として受け取り、1934/35年については補償しない。」という条件を提示した。ちなみに32/33年栽培の平均借地料はf39.7/ハウ、33/34年栽培予定地の地稅額は平均f7.7/ハウである。しかし住民側はこの提案に同意せず、支配人との話し合いが持たれた後、新たに33/34年については地稅の倍額に補償を引き上げることが提案され、この結果、半数のデサが合意した。しかし、なお残り半分のデサはこれをも拒否し、結局、糖業側は33/34年の補償に1931年分の地稅滞納額を払うといういくつかのデサの要求を受け入れることになった。これらのデサでは31年10月の地稅納入時点で33/34年分の借地料を受け取っていなかったため31年分の地稅納入ができず、また、この滞納額は借り入れ区画の地稅總額をかなり上回るものであったからである。こうして、3デサを除き、合意が成立した。これらのデサの内、1デサは借地料全額、2デサは半額を要求し、最終的には糖業側は要求に応じたので、ようやく短期契約全てが破棄されることになったという[Verslag onderhandelingen; Verslag grondhuurcontracten 1933]。

- 25) 同社の株主宛年次報告書によれば、この点は「現在、ジャワ糖業の半分以上が生産を全面的に停止しなければならないだろうということは確実である。我々は、莫大な砂糖滞貨がはけるや否や、我々の企業も再び生産の一端を担うことができるだろうと確信している。それゆえ、我々は長期契約の核心部分を維持することを決定した。貸出者との合意がとれるならば、我々は土地を使用できない期間においてごく僅かの補償を支払うだけでよい。この合意ができなければ、補償額を引き上げてではあるが契約を破棄することを試みるであろう。」[Verslag Seloredjo 1933:4]と説明されている。
- 26) スラバヤ県でもこの時期にはシドアルジョ県に立地するBalongbendo、Waroe、Ketegan、Perning糖業が栽培を展開していたので、その縮小事情に簡単に触れておきたい。

Balongbendoは572haをf100/haの長期契約で借地していたが、32/33年栽培は全面的に中止し、f43/haの不使用補償を払った。33/34年栽培は187ha実施し、残りはf36/haの補償で栽培を中止した。同時に、33年には契約全ての破棄交渉が進められ、通常の借地料f100/haの1/3を補償することで合意が成立した。これらの交渉は関係するデサの首長が仲介を行い、極めてスムーズに進められた。この糖業は従来からデサ首長に対して借地の際の仲介手数料としてf7/haを払ってきたが、この交渉の仲介に対しても同額を交付した。以降、この糖業はこの地域での借地を行わなかった。

Waroe糖業はGoenoengkendeng郡で77haを33/34年栽培のためにf70/haを越える借地料を先払いして単年借地していたが、この年の栽培を中止し、契約条項にある規定に従ってこれらの土地を貸出者にf7/ha余りの地代で再貸付することを提案した。しかし、この提案を受け入れたのは1デサだけであり、残る2デサはルクンタニの影響を受けて拒否した。結局この土地は糖業の現地人職員に再貸付されることになった。また、Djabokota郡では長期契約で112ha、短期契約で10ha借地していたが、32/33年栽培はf50/ha、33/34年栽培はf43/haの補償で栽培中止した。その後、短期契約は33年に既に支払済みの借地料を放棄することで破棄され、長期契約も34年に地稅額と等しい補償支払いで破棄された。この糖業も、これ以降、契約締結はなかった。

Ketagan糖業は長期契約で48haを借りていたが、32/33、33/34年栽培をそれぞれf50/ha、f43/haの補償で中止し、土地は住民に返還された。34年には契約破棄交渉を実施した。借地のうち、14ハウは合意が成立しなかったので34/35年の使用を総額f436.46の補償で中止したが、残りは地稅額と等しい補償で破棄され、2年連続する単年契約とそれに続く長期契約に変更された。しかし、この土地での34/35年栽培、35/36年栽培はそれぞれf30~35/ハウ、f20~25/ハウの補償及び関係デサ首長への割増金交付によって中止され、また、先の14ハウについても35年には契約を破棄し、新契約への切換えが行われた。36/37年、37/38年には346ha、320haとかなりの面積の栽培を再開するが、このうちの324ha、295haはKarah-Ketintang私領地におけるものであり、住民からの借地上での栽培は小面積にすぎなかった。また、1936年11月には新長期契約の中の38/38年栽培、40/41年栽培合計25haを地稅額の補償で破棄した。

Perning糖業はかつて栽培を行っていたが、1934年以来、契約を結んでいない。

以上については、Verslag grondhuurcontracten 1933~1937を参照。

- 27) なお、先に註7)で見た通り、スラバヤ理事州では約36万人の労働者が糖業で働いており、栽培縮小とともにその大半が職を失ったと考えられる。しかし、これらの労働者がそれに対して抵抗したという記事は、この時期の報告書には全く見られない。このことについて、筆者は現実にほとんど抵抗が行われなかったと考えている。その理由としては、第1に民族主義運動の低迷に規定されて、この時期には常雇労働者も含めて糖業労働者のほとんどが未組織であり、1920年前後の時期のように大規模なストライキを打つ力量を備えていなかったこと、第2に、常雇労働者の場合は一般にデサ社会との関係が疎遠になっていたといわれ、また臨時雇労働者の場合には土地なし農民が多く、彼らはデサ共同体の正式な構成員ではないという事情のために、デサ

- 結合に依拠した運動も不可能であったことが考えられよう。
- 28) この交渉の経緯については *Verslag Onderhandelingen* を参照。
- 29) ただし、この説得の模様を伝える "Soeara Oemoem 11 Juni 1932" (*IPD* 18-6-32, no.24:372-373) の記事「糖業と人民」によれば、事実関係は異なっている。すなわち、この時期に副知事はデサ集会に出席し、糖業が提案した「補償額 f35 を受け取らないのは愚かしいことである。なぜなら、その場合、どうやって地税を納めようとするのか？」と興奮した調子で住民に圧力を加え、住民が10月までに地税を納入しない場合には差押えをする、デサ首長は管轄デサの地税が集まらなければ解任すると述べたが、糖業の提案を受け入れたのは1デサだけであったという。
- 30) 例えば、Krian糖業では32年末に33/34年栽培縮小交渉が実施され、f35/ハリの補償と割増金交付の条件で合意が成立し、それがデサ決定で確定され支払いが行われたが、その後、農民側は最低借地料より低い額で土地を糖業に提供しようとし、それが不可能なことに落胆したと報告されるが["*Verslag grondhuurcontracten 1933*"]、このように契約破棄の意味について必ずしも十分な理解があったとは思えない例も見られる。
- 31) この事件の経過については、*Verslag onderhandelingen* 及び *Gouverneur Oost-Java 1933*、*Resident Soerabaja 1933b*、*Ass.Resident Sidoardjo 1933b*、*Resident Soerabaja 1932*、*Nitiredjo 1932* を参照。
- 32) この借地契約が締結された1921年当時、Wonokasian、Klitih、Kersanはいずれも独立したデサであり、それぞれがデサ単位の集合契約を締結していた。後、デサ統合によりこれらはWonokasianを中心集落とするデサ Wonokasianの子村となった[*Ass.Resident Sidoardjo 1933*]。したがって、デサのまとまりは名目的なものであり、住民の共同の場は各子村である。ここでの運動が子村単位で行われたのは、以上の理由による。
- 33) P.B.I.は既に32年1月にはその機関紙において糖業の契約破棄問題を取り上げているのであるが["*Soeara Oemoem 26 Januari 1932*" (*IPD* 13-2-32, no.6:92)]、実際に契約破棄交渉に介入したのは、同年5月のルクンタニ設立決定直後、クディリ理事州 Kertosono 郡における Lestari 糖業と農民との間の紛争が最初であった。ここでは、P.B.I.リーダーに指導されたと見られる農民130人ほどが、地税を糖業側が負担するという条件で契約を破棄し土地を農民に返還するという糖業側の提案を拒否し、P.B.I.クルトソノ支部に支援を要請した。これに対してP.B.I.中央はスウォノ、クスマディ (Koesmadi)、ルスラン・ウォンソクスモ (Roeslan Wongsokoesoemo) を現地に派遣、6月3日のあるデサ首長宅での土地貸出者との話し合いでこの糖業に対して訴訟を起

こすことが決定され、これにはスウォノが無償で支援をすることになった。糖業側はこうした動きに対して、結局、契約通りの金額を貸出者に支払うことになり、この件は貸出者側の全面勝利で終わった。ここでは、後述するシドアルジョで広く用いられた訴訟という戦術が既に採られている。これについては *Politie-rapport 13 Juni 1932, no.121/s*、"Soeara Oemoem 27 Mei 1932" (*IPD 11-6-32, no.23:356*)、"ibid. 10 Juni 1932" (*IPD 25-6-32, no. 25:382*) を参照。

- 34) ジャワ語には大きく分けて普通体(ソゴコ)と丁寧体(クロモ)の2つのスピーチレベルがあり、前者は対等の者、親しい者どうし、及び目上から目下に対しての会話において、後者は目下から目上に対しての会話に用いられる。こうしたスピーチレベルが生じたのは、歴史的にジャワ社会の身分制と関係があった。ジャワでは、住民は一般に、プリアイすなわち貴族あるいは官吏と、wong tjilik(文字通りには「小さき者」)すなわち一般庶民とに大別され、前者は後者に対してソゴコを用いるのは当然であるが、後者は前者に対してクロモを使わなければならないという慣習があった。こうした中で、1917-23年頃、クロモを廃止してジャワ語をソゴコに統一しようとする、いわゆる「ジョウオ・ディポ運動」が発生した。この運動は、単にジャワ語の簡素化を目指したのではなく、クロモの持つ社会的機能の廃絶を目指すものであった。スンジョトの演説がソゴコや"wong tjilik"について触れている背景には、こうした事情があった。なお、「ジョウオ・ディポ運動」については、深見 1980 を参照。
- 35) 恐慌期、農産物価格の下落によって農民の地税負担は極めて困難に陥り、滞納が増したことは前章で述べた通りであるが、スラバヤにおいては後に第4章で明らかにされるように事態は一層深刻であった。こうした状況下で P.B.I. は地税問題を活動の重点の1つに設定したのであるが、それに着手するのは31年4月29日にスラバヤで開催された中央執行部会議においてであった。この会議は中央執行部と支部とが一堂に会して全般的な運動方針を論議した最初の機会であったが、ここでは、Kertosono支部からの提起を受けて、籾価格が低いこととの関連で地税引下げ要求決議が採択された ["Soeloeh Ra'jat Indonesia 6 Mei 1931" (*IPD 1931 I:438-440*); Poeze 1988:59-60]。その後も引下げ要求は、33年4月の第2回大会(於ソロ) [*ibid.*:274-275]、同年7月のルクンタニ大会 [*ibid.*:295-286; *Verslag Roekoen Tani Congres 1933*] で提出されている。
- 36) *Verslag grondhuurcontracten 1933* によると、シドアルジョではこの時期、地税の滞納が大規模に発生したが、その原因の一つにデサ首長の未払い

があり、その理由として彼らの職田に対する単年契約が最も容易に破棄されたことが上げられている。この場合、彼らはその職務と職田の広大さの故にそれを自ら経営することが困難であり、そのことが地稅納入を不可能にしたのである。同様の事態は他地域でも生じた。例えば、Mv0 Japara-Rembang 1932、ibid. 1936など参照。

- 37) なお、このうちの(b)のケースは、事實關係に若干の差があるが、Ass. Resident Sidoardjo 1933でも報告されている。
- 38) この銀行 Bank Nasional Indonesiaはストモのインドネシア研究会によって1929年に設立され、インドネシア人だけの預入れによって急速に資本を蓄積し、それをもとにP.B.I.傘下の協同組合などへの融資を行った。これについては Pluvier 1953:99、Poeze 1983:xxiv,xxxviiiなどを参照。
- 39) この点で興味深いのは、運動が困難に陥った33年7月に開催されたルクンタニ大会でのスプロト演説「デサの権利」、イスマティアル演説「デサ評議会」で、土地占有者が糖業との間で土地貸出契約を締結したり破棄したりする際にもっと自由に振る舞えるようにデサ首長の権限を縮小し、土地占有者の権利を拡大することが主張され、この方向に沿ってデサ首長を議長とするデサ評議会を作るべきことが初めて打ち出されたことである。イスマティアル演説によると、デサ首長は本来、政府の官吏であるとともに住民の「父」でもあるべきなのに、現実にはデサ住民の意向を窺おうとはせず専横的恣意的であり、行政の道具以外の何者でもない。したがって、デサの内部問題をデサ自らが調整するためには、特定の規則の施行がそのデサにとって望ましいか否かを決め、デサ集会が必要か否かを判断し、新しい規則を導入し、税を賦課し、現金支出に同意を与え、政府と協議してデサ首長の任免を行う権限を備えた、デサ首長を議長とする評議会を設立することが必要であるとする。このことは、この段階に至って、P.B.I.、ルクンタニがそれまでのデサ行政に対するとらえ方を初めて修正したものであると考えられる。デサ評議会構想についての詳細は、Poeze 1988:295-296、Verslag Roekoen Tani Congres 1933を参照。
- 40) 住民のデサ首長に対する跪拜の構造については、植村 1988を参照。
- 41) こうした農民反乱のいくつかの事例については、Sartono 1973を参照。
- 42) 「社会革命」期のこうした状況については、例えば Kahin 1985などを参照。

第3章 世界恐慌とスラバヤ住民農業

本章の課題は、スラバヤ南部3県における恐慌期の住民農業を検討し、それがどのような特徴を持っていたか、恐慌による経済変化が如何なる影響を及ぼしたのかを明らかにすることである。

第1節 スラバヤ住民農業の特質

1、住民農業をめぐる環境

(1)耕地の状況

この地域の耕地状況については、既に序章で耕地開発がほぼ限界に達するまで行われたこと、水田面積が全耕地の63.6%を占めるという水田地帯であることを指摘しておいたが、J-7表から明らかなようにこれらの特徴は3県にほぼ共通したものである。ここではなお2つのことを付け加えておきたい。第1は、乾地の中味についてであり、シドアルジョ県ではその大半が屋敷地であり、畑地はほとんどないといわれる[Soekasno 1938:295]。他方、モジョケルト、ジョンバン両県についてはこのような記述がなく不詳であるが、1人当たりの乾地面積はシドアルジョ県よりかなり広く、畑地も存在したと見られる。¹⁾ 第2には、シドアルジョ県沿岸部のSidoarjo、Taman、Porong郡には3-1表に示されるように広大な養魚池が広がっていることである。J-7表でこれら3郡の耕地比率がKrian郡と比較するとかなり低くなっているのは、この面積が「耕地面積」の中に含まれていないからである。これらの地域では漁業が持つ意義は大きなものがあつたと思われるが、この問題は史料も乏しく本稿の範囲を越えるので、これ以上は扱わない。²⁾

(2)雨季と乾季

次に、住民農業を大きく規定する気候条件、すなわち降雨状況について見ておこう。一般にインドネシアの気候は10月頃から始まり翌年4月頃まで続く雨季と、5月頃から9月頃まで続く乾季に分けられるが、東へ行くほどこの差が明確になるといわれる。3-2表はこの地域における1879-1922年の各月の平均降雨量を示したものであるが、この地域ではシドアルジョでもモジョケルト・ジョンバンでも、11月頃から本格的な雨季が始まり1-2月に最も雨量が多い。逆に8-9月頃が最も少雨である。住民農業はこうした条件により、雨季作(10-4月)、乾季作(5-9月)に大別されることになる。³⁾ ただし、表中の「最高雨量」、「最低雨量」

の項目から明らかなように、年によっては雨季にも雨が少なく、逆に乾季に雨季の平均雨量に等しいような大雨が降ることもある。後述するように、こうした天候不順は住民農業に深刻な影響を及ぼすものであった。

2、栽培状況

(1)主要作物と土地利用頻度

さて、以上のような環境の中で、この地域の住民農業がこの時期に何を栽培していたかを見ておこう。3-3表は1930-40年の時期のスラバヤ理事州の耕地面積、栽培状況などを示したものである。また、この理事州は1930年まではシドアルジョ、スラバヤ両県からなる(旧)スラバヤ理事州と、モジョケルト、ジョンパン両県からなる(旧)モジョケルト理事州に分かれていたので、30年については3-4表に示されるような両地域毎の統計が得られる。先ず、この2つの表から、恐慌の影響がまだそれほど及んではいないと考えられる1930年の栽培状況を見ることにしよう。

主要な作物として先ず上げられるのは、水稲である。3-3表によると全収穫面積の48.5%を占めるが、ジャワ・マドゥラ全体の比率が39.6%である[1-13表]ことからすれば、その意義は特に高い。以下、比率の高い順に上げるとトウモロコシ(22.2%)、大豆(6.9%)、その他の豆類(5.9%)、カッサバ(4.5%)、落花生(3.7%)と続くが、特徴的なことは大豆の重要性が高いこと(ジャワ・マドゥラ平均は2.7%)、更にジャワ・マドゥラ全体では6.2%を占め4番目に多い陸稲は、ここではほとんど意味を持っていないことである。ただ、地域毎に見ると、3-4表に示されるように、(旧)スラバヤ理事州では水稲の比率が高いのに対して、(旧)モジョケルト理事州ではそれほどではなく、トウモロコシやカッサバといった作物の比率が相対的に高いといった、いくぶんかの差が見られる。

次に土地利用頻度を見ると、全作物の収穫面積が耕地全体に占める比率は111.3%であるが、ジャワ・マドゥラ平均の102.0%をかなり上回っている。しかもここでは前章で述べた通り、水田の多くが糖業に貸し出されているから、実際にはこの数字に現れる以上に土地を集約的に利用しているといつてよい。スラバヤは耕地利用の集約度が高い地域なのである。なお、(旧)スラバヤ理事州の比率が低いのは、スラバヤ県に乾地が多かったこと、耕地の農業条件が後述するように悪いことによるものと思われる。

(2)水田作と乾地作

それでは、先に上げた主要な作物は、それぞれ水田と乾地、雨季と乾季に分けた場合ではどのような栽培状況にあったのであろうか。これについては1933年からしかデータが得られず、この時期には既に糖業の大幅栽培縮小が行われ

恐慌の影響が強く働いていると考えられるが、他に適当な数字がないので3-5表に33年の数字を掲げて検討しておこう。

さて、表から明らかになることは、以下のことである。第1に、水田では水稲(全作物作付面積の61.4%)、トウモロコシ(14.3%)、大豆(12.6%)の3作物が多いが、雨季作だけ見ると水稲が圧倒的に多く(88.0%)、トウモロコシ(9.3%)がこれに次ぎ、両者以外の作物はほとんど栽培されないことである。更に細かく見ると、1-4月期には水稲(96.6%)がほとんどを占めトウモロコシ(0.2%)はごく僅かしか作付されない。他方、10-12月期には水稲(63.7%)はそれほど多くはなく、トウモロコシ(35.1%)がかなり上る。水稲雨季作の作付の最盛期は1-4月であり、トウモロコシは10-12月に集中するのである。第2に、水田乾季作で最も多いのは大豆(29.2%)であり、以下、トウモロコシ(21.8%)、米(21.2%)と続き、この3作物で7割以上を占めている。第3に、乾地ではトウモロコシ(36.3%)、カッサバ(21.0%)が群を抜いて多い。第4に作物毎に見ると、米は水稲にほぼ限定されており、陸稲はほとんどない。トウモロコシは乾地作も多いが水田裏作の方が大きい。これに対してカッサバは基本的に乾地作物であることがわかる。また、大豆はほとんど水田作であり、それも乾季に集中している。落花生は水田乾季作が最も多い。そして第5に、このデータから作付率を計算すると水田は158.6%と高いが、乾地は65.9%でしかなく土地利用の集約度は決して高くないという点である。

以下、シドアルジョ県とモジョケルト・ジョンバン県に分けて、こうした特徴が各地域でどのように現れているかを見ておきたい。

まず、水田作では、シドアルジョ県の場合、3-6表に示されるように、理事州全体の平均値と比べると水稲の比率が低く、大豆が平均以上に広範に栽培されている。また、トウモロコシの栽培は少ない。次に3-7表は同県の1936年における水田栽培状況をまとめたものであるが、ここから雨季の状況を見ると、利用可能水田の90.8-96.7%で稲が収穫されており、ここでは水田雨季作はほぼ水稲単作であり、10-12月期のトウモロコシ作付も多くはなかったことが窺える。他方、水田乾季作については、同表から明らかに、最も重要な作物は大豆である。特に内陸部のKrian郡では70%近くを占める。次に多いのが乾季米であり、大豆が比較的少ないTaman郡では半分近くに達する。逆にKrian郡ではこの栽培の意義は小さい。一般にジャワで水田乾季作に多いトウモロコシは、この地域ではdongkellan地(砂糖黍栽培後の返還された水田)を中心に栽培されるのみであり、36年の収穫面積でいえばKrian郡で1,826ハ、乾季利用可能水田の15.9%を占める他は多くない。落花生やサツマイモもdongkellan地に限定され、やはりKrian郡で栽培が多い。これら3作物は5-9月に植え付けられ、収穫は8-11月である

[Soekasno 1938:311]。この県の水田栽培は、米と大豆により重点がおかれていたといえよう。

これに対してモジヨケルト・ジョンバンの水田作では、1931年の理事覚書に「近年ますます増えていることであるが、いわゆる dongkellan 地、すなわち収穫後の蔗園は給水時期が他の水田より後回しになり、この結果、稲作のためにいつも十分な水が得られるとは限らないので、しばしば西モンスーンにも裏作物を作らなければならないということがある・・・」[Mv0 Modjokerto 1931]とあるように、糖業への土地貸出しとの関連で一部では雨季にも米以外の作物が作られていた。水田裏作では、トウモロコシ、カッサバ、ランバットイモ (ketela rambat)、豆類が重要であるが、大豆栽培が拡大しつつあったという。また、南ジョンバンでは煙草が広範囲に栽培されていた [ibid.]。⁴⁾ 他方、乾季米栽培は3-9表に示されるように20年代後半期に大きく減少し、1930年の6,351ハウはこの年の乾季利用可能水田の8.5%程度にすぎない。⁵⁾ ただし、許可面積を大きく上回る面積に栽培されていることが特徴である。以上のように、ここでは米、大豆の占める比重は相対的に軽く、その分トウモロコシなどが重視されていた。

次に乾地栽培について見よう。3-8表はシドアルジョ県の屋敷地における一年生作物の1932年と36年の収穫面積を示したものであるが、最重要なものはカッサバであり、ここでもトウモロコシは重要でない。次に利用頻度を見ると、32年の全収穫面積が乾地面積(ただし30年の数値)に占める比率は34.6%にすぎず、この限りでは集約的な利用とはいえず、先に見た33年段階のスラバヤ理事州全体の乾地利用率の低さに貢献しているといつてよい。モジヨケルト・ジョンバンについては、「乾地と屋敷地における裏作物の栽培は、詳細に考察するだけの材料を提供するものではない」[Mv0 Modjokerto 1931]とあり不明な点が多いが、3-4表と3-5表を突き合わせてみると、乾地栽培トウモロコシのかなりの部分はこの地域の畑地で栽培されていたと推定される。また、利用頻度はシドアルジョよりはかなり高かったと見てよい。

ただ、乾地の中でも屋敷地については、以上の数字には現れない果樹などの栽培の重要であったことを付け加えておかなければならない。シドアルジョでは特にヤシが重要であり、また、バナナ、竹、マンゴー、ナンカといったものも近接するスラバヤ市で容易に販売できるので、これらの栽培は農民の貴重な補助収入源となっていた [Soekasno 1938:311-312]。また、モジヨケルト・ジョンバンでもやはり果樹等の栽培が活発に行われ、住民に貴重な現金収入をもたらしていた。⁶⁾

以上にスラバヤの住民農業を概観してきた。いくぶんかの地域差はあるが、

一般的には水田作を中心に、雨季には水稲、乾季には裏作物を栽培する農業が展開されていたといつてよい。以下では、この水田農業の特徴について更に検討を進めることにしたい。

3、水田農業の特徴

(1) 灌漑整備状況

最初に、水田灌漑状況を見ておこう。スラバヤ理事州はブラントス灌漑区(Irrigatie-afdeeling Brantas)に属し、ブラントス河とその支流から給水されるのであるが、灌漑状況には理事州内でもかなりの地域差がある。先ず、北部に位置する(旧)スラバヤ県の36,937ハウ、(旧)グリッセ県の43,451ハウの水田は大半が天水田である[Mv0 Soerabaja 1935]。これに対して、糖業地帯である南部3県では、灌漑整備が進んでいる。

特にシドアルジョ県では、35年の理事覚書によると44,360ハウの水田は全て技術灌漑田である[ibid.]。この県では、Mlirip付近でLengkong堰を通じて導水されたブラントス河の水が、Porong運河、Mangetan運河及びそこから伸びる第2次、第3次水路から給水され、広範に張り巡らされた水路網のおかげで天水田はなく、ほぼ全ての水田が雨季にも乾季にも水を利用できるのである[Soekasno 1938:299]。⁷⁾

他方、モジョケルト、ジョンバン県では、31年の理事覚書によれば、水田総面積128,737ハウのうち灌漑田は110,490ハウで、これらは様々な規模と給水能力を持つ70を越える給水区に分けられていた。完全な技術灌漑田は59,820ハウ(水田面積の46.5%)であり、特に20年代前半期に大きく増加した。⁸⁾ 住民灌漑田は約50,000ハウである。そして天水田は18,000ハウを越えるが、このかなりの部分はモジョケルト県北部のModjokasri郡とジョンバン県北部のPloso郡の泥灰土地帯に集中している[Mv0 Modjokerto 1931]。また、35年の理事覚書ではモジョケルト、ジョンバン両県にはそれぞれ57,902ハウ、70,835ハウの水田があるが、このうち59,820ハウ(46.5%)が技術灌漑田、約50,000ハウは住民灌漑、約18,000ハウは天水田であるという[Mv0 Soerabaja 1935]。なお、両県では灌漑水路最末端の第3次水路の状況も漏水が多く、水路改修の不十分なことについて、利用者である糖業側と農民側がお互いに非難の応酬を繰り返してきたが、1930年以来、糖業側が栽培1ハウ当たりf1の金額を負担し、農民側が日常の維持管理を行ってこの金額を受け取るというシステムが確立され、これ以降、状態は目に見えて改善されたという[Mv0 Modjokerto 1931]。⁹⁾

以上のように、スラバヤ南部3県の灌漑整備は相対的によく進んでいたが、中でもシドアルジョ県は極めて良好であった。このことは、先に見てきた両地域の栽培状況の違いの原因の1つであったと考えてよい。また、上に述べたことから明らかに、1931年と35年の2つの理事覚書の間には灌漑状況の変化が全くといってよいほどない。このことは、シドアルジョでは既に改善の余地なく灌漑整備が進んでいたこと、モジョケルト、ジョンバンではおそらく財政上の理由からそれが不可能であったことを意味していると考えられよう。

(2) 灌漑規則と糖業

さて、前章で述べた如くこの地域はジャワ最大の糖業集中地帯であったが、そのことはこの地域の灌漑にも極めて大きな影響を及ぼしていた。以下では、その点を灌漑規則の検討から考えることにしたい。

この地域でこの時期に行われていた水利規則は、1921年10月26日付けスラバヤ州理事命令no.213/43で決定されたものである[MvO Soerabaya 1935; K.U.1922:221]。同規定前書によれば、この規定は糖業連合会シドアルジョ、モジョケルト、ジョンバン支部との21年9月28日の協議を経て、10月14日付けのプランタス灌漑区長代理の書簡no.7291/Iなどを参照して決められたものとあり[Javasc he Courant 1921 no.89]、この決められ方からして糖業の利害を反映するものとなっていることが予想される。¹⁰⁾

さて、この地域の水利規定の中味は糖業への給水が問題になる乾季と、住民の水田稲作が展開される雨季とに大別される。すなわち、乾季には昼夜給水法が行われ、雨季にはゴロンガン制度が導入された。

[昼夜給水法]

この方式は既に強制裁培制度期から実施されてきたものであるが、いま、その原理を21年水利規定に見ると次のようである。

第2条

- 1、十分な量の水が利用できる限りにおいて、砂糖黍栽培と住民栽培は同時給水に対する権利を有し、この場合、栽培の面積と必要が計算に入れられる。
- 2、水量が1項に規定された同時給水には不十分な場合、灌漑区長の手で関係給水委員会(bevloeiingscommissie)と協議の上、輪番方式(beurtregeling)を定めることができるが、この場合、水は昼間には砂糖黍栽培に、夜間には住民栽培に利用される。
- 3、溜池(kringwadoek)が造られている地域では、前項の規定は適用されない。
- 4、溜池が造られている地域で同時給水のために十分な水が利用できない

時、あるいは他の理由からそれが必要であると見なされる時には、灌漑区長の手で関係給水委員会 (bevloeiingscommissie) と協議の上、日方式 (et malenregeling) を定めることができる。すなわち、砂糖黍栽培と住民栽培に対して、順番に全ての利用可能用水を供給するものであるが、この場合、給水期間の決定には栽培の規模と内容とが考慮される。

5、日方式では、企業の砂糖黍苗栽培に対して、それ以外の砂糖黍栽培と同じ日に給水する。

第3条

砂糖黍栽培に対する給水は午前6時から、最大限で午後5時まで行われるが、更にこの給水時間は砂糖黍栽培面積及び当該給水地域 (bevloeiingsgebied) の規模との関連で、当該給水委員会と協議の上、灌漑区長により調整される。 [ibid.]

要するに、十分な水が確保できない場合には、砂糖黍には昼間(午前6時~午後5時)、住民栽培には夜間に給水するというシステムであった。このシステムは38年10月29日に制定された東ジャワ省水利規定33条でも引き継がれている [Waterreglement Oost-Java 1938]。先に見たようにこの地域では乾季には極端に雨量が減少するが、この33条の公式解説によると、5~7月はたいてい全作物に必要な水量を同時給水するだけの水が利用可能であるが、8月になるとどこでも水量がかなり減少するので、給水時期を分離する必要があると述べられており [Provinciaal Blad Oost-Java 1938, nummer 11, 8 Augustus 1938:373~374]、この方式は乾季の後半期に実施されたと思われる。

また、モジョケルト、ジョンバンに関しては1931年の理事覚書に「ブラントス省灌漑区長によって、1931年、農業指導官とともに、灌漑委員会の同意を得て、また糖業と原住民行政と協議の上で、若干の給水地区において東モンスーン期に配水の別の方法が試行された。これによると、加工糖と住民作物への同時給水が廃止された。この最初の試行の当面の結果は予想を上回って良好なものであったので、1932年にはこれを更に多くの地区に拡大することが構想されている。将来、この結果が同じように満足いくものであれば、東モンスーン期灌漑における多くの困難は除去され、全ての利害関係者の利益となるであろう。」 [MvO Modjokerto 1931] とあるように、昼夜給水法実施は30年代に入ってからのものであり、それまでの同時給水方式を改めたものであった。

いずれにせよ、こうした形での給水方法は夜間しか受水できない住民農業にとっては極めて不利なものであり、農民の不満の種であった。1921年の糖業調査委員会報告は、それを次のように述べている。

周知のように、この規則によると東モンスーン期の後半においては、灌

漑用水は昼間に全部もしくは大半が砂糖黍に給水され、夜間に住民栽培に給水される。この方式は糖業中心地のほぼ全域で適用されており、特に東モンスーン期に水が十分には利用できない地域において見られる。この方式は、既に以前からのものであり、政府砂糖黍栽培の時期においても昼間には先ず砂糖黍栽培に給水されてきたのであった。

以前、民間糖業の初期においてはこの方式に対する苦情はそれほどではなかった。当時は砂糖黍栽培も住民栽培もなおそれほど大面積を占めてはおらず、砂糖黍栽培は当時かなり粗放的に行われそれほど多くの水を必要とはしなかったからである。後、砂糖黍栽培がより集約的なものとなり、これによってより多くの水を必要とすることになり、砂糖黍栽培と住民の裏作栽培が徐々に拡大し、また多くの地方で山間部の開墾の進展の結果東モンスーン期の水量が減少するに至って、昼夜給水法に対する苦情がますます前面に出てくるようになった。

灌漑委員会によると、灌漑用水の夜間給水に対する住民側からの主要な苦情として上げられるものは、夜間の暗さのために水は正しく配分され流されることができず、したがってきちんと受水できるのは水路に近接した耕地だけであり、そこから遠い水田にはほとんど水が来ないか、全く来ないことがあるというものである。この場合、しばしばデサの権力者が夜間に給水される水の大半を獲得してしまうことがあり、このことは優先権が少ない者にとっては不利である。

ヨーロッパ企業の集約的な砂糖黍栽培にとっては昼間の給水が必要であるが、この点は糖業によっても認められている。

夜間の正しい水管理が不可能であり、そのことが経済的な水使用の妨げとなっているところでは、夜間給水は原住民の栽培にとって同様によくないものである。

[Suiker-Enquete Commissie 1921:183-184]

このように、糖業の栽培拡大と住民農業における乾季作の広がりとともに、住民農業に夜間給水される水の正しい配分が深刻な問題となり、また、住民農業への不利な影響が次第に明らかになってきた。政庁はこれらの問題を解決するため、溜池方式による同時給水を提起し、それは既に1910年代末から実行に移されたのであるが、モジョケルト、ジョンバン両県での30年代の昼夜給水法導入に示されるように、結局、解決には至らなかったと思われる。¹¹⁾

いずれにせよ、こうした状況は乾季には住民農業が十分な水を利用できないことを意味している。この結果、水を大量に使用する作物、特に乾季米の栽培は制限されることになる。1921年水利規定8条は次のように述べている。

1、第2回目の稲、すなわちwalikdamenの栽培は、砂糖黍と他の裏作の後

に、灌漑区長の判断により給水委員会と協議して、初めて裏作物に必要な量以上の水の供給を考慮する。

2、灌漑区長によって給水委員会と協議して、毎年4月末以前に以下のことが決められる。

a, 次の東モンスーンに裏作に必要な量以上の水に対する権利を有する第2回目の稲すなわち walikdamen の面積と位置、及びこの栽培に必要な苗代の面積と位置。

b, 特殊な場合を除き、第2回目の稲作のための苗代造成に対してこれ以降は給水しないと灌漑区長が判断する期日。ただし、ここには第7条に規定する沼田の栽培は含まれない。

3、前項aに当たらない第2回目の稲すなわち walikdamen の栽培は、住民の他の裏作以上の水に対する権利を有しない。これらは、灌漑区長が給水委員会と協議の上で十分な灌漑用水が利用可能であると判断した場合に、初めて裏作に必要な量以上の給水を考慮される。

第2項に上げられる協議にもとづいて、スラバヤ理事州南部では4月15日より以前に乾季米栽培決定のための集会が行われ、ここで認可面積が最終的に決定されることになる [Mv0 Soerabaja 1935]。それ以外の乾季米、すなわち第3項にいう栽培はいわゆる「無許可栽培」である。

このように、乾季における給水原則は糖業を優先したものであり、住民農業の乾季作を大きく制約するものであった。この点については、後に再び触れることにしたい。

[ゴロンガン制度]

昼夜給水法が乾季における糖業と住民農業の間の配水に関する規定であったのに対して、雨季に実施されたゴロンガン制度は、第一義的には雨季における水田米作のための配水規定である。すなわち、水田をいくつかのグループに分けて時期をずらせて給水し、その時期に苗代を作らせるということによって灌漑用水を節約し、雨季の初めにしばしば発生する水不足に対応しようとしたものであり、ゴロンガンとはこのグループのことを意味する。

30年代初めの時期の具体的な実施法をシドアルジョの事例で見ると、次の通りであった。ここではデサを1つの給水単位とし、デサの全水田を glanggan と dongkellan に大別し、前者を更にゴロンガンA、ゴロンガンBに区分していた。すなわち、デサの水田のうち砂糖黍栽培中の1/3を除く残り2/3を3つのゴロンガンに分けて、時期をずらせて給水していたのである [Mv0 Soerabaja 1935]。そして同時に、長年にわたって苗代を水路の近くに1区画にまとめて同じ時期に作り、水の浪費を防いできたという [R.E.D.:466]。

しかし、この制度の導入は、それによって glanggang 水田の田植えを早め、糖業の土地早期確保を容易にするために行われたものであり[植村 1989:103, 117]、やはり糖業と無関係ではなかった。スラバヤでこのシステムがいつから本格的に採用されたかは不詳であるが、20世紀初めには同様のシステムが各県で行われており、¹²⁾ また20年代には、政庁農工商部農業局の1928年の年次報告によると「糖業に貸し出さない(lanjah)水田の田植え時期に関する調査が実施された。(灌漑)分区技師が述べるところでは、lanjah水田の1/9は glanggang ゴロンガンAと、1/9はBと、1/9はCと同じ時期に田植えを行わなければならないということ、既に長年にわたり何度も周知徹底させてきた。しかし、この規則は十分には知られてこなかったようであり、少なくとも決してしっかりと守られてこなかった。lanjah地の田植えは常に認められた時期より遅れて行われ、時には dongkel 地(砂糖黍栽培に使用後の水田)とほとんど同時期のこともあった。」[Verslag Afdeeling Landbouw 1928:271]とあり、一貫してそれが実施されていたことがわかる。そして、ここにも述べられるように、糖業への貸出前の水田の田植えが最も優先され、逆に砂糖黍栽培後の水田への給水が最も後回しになっていたのであった。

以上に述べてきたように、この地域の灌漑は雨季も乾季も糖業を優先したものであり、そのことによって住民農業は様々な制約を受けてきたのであった。以下では、そうした状況の下で展開された水田米作の検討に移りたい。

(3)水田米作の特徴

先ず、水稻の生産性について見ておくことにしたい。3-10表は、1922~27年の各郡毎のhaあたり平均収量を一覽したものである。ジャワ・マドゥラで20キントンを越える郡は423郡中77郡(18.2%)にすぎない¹³⁾から、これを越える収量がある場合には高収量であると考えてよからう。これに従ってこの表を見ると、3県に属する12郡中の7郡(58.3%)は20キントンを越えており、全体としては比較的高収量であるといえる。しかし、県毎に見るとシドアルジョ県は全ての郡で収量が高いが、モジョケルト県では Djaboeng 郡、Modjokasri 郡、ジョンバン県では Pl oso 郡と Ngoro 郡で大きく落ちる。また、スラバヤ県及び35年から編入された旧グリッセ県の3郡の低さが顕著である。

こうしたことは、先に見た灌漑整備状況に規定されるものと考えてよい。そして、このことはまた凶作の発生とも関係が深い。理事州全体の各年の凶作率については3-3表に示される通りであるが、県毎では35年の理事覚書から34年の3県の数字が得られ、それによるとシドアルジョ5.7%、モジョケルト14.4%、ジョンバン17.7%となる。理事覚書は「シドアルジョ、モジョケルト、ジョンバンでは、稲の凶作は普段は決して大規模ではない。しかし、34年にはかなり上

った。」[Mv0 Soerabaja 1935]と述べており、この数字は特別に高いものであるから、普段はシドアルジョではほとんど凶作がない、モジョケルト、ジョンバンも相対的には多いがそれほどではなかったと考えられよう。¹⁴⁾

ただし、例外的にブランタス河北岸の泥灰土からなる天水田地帯ではしばしば凶作が発生した[Mv0 Modjokerto 1931]。特にジョンバン県北部のPloso郡では、31年1-9月には12,450ハウの栽培のうち3,267ハウ(26.2%)、翌年同期にも12,624ハウ中の2,850ハウ(22.6%)が凶作となり[Verslag voedseltoestand September 1932]、34年には多数のデサで状況は更に悪化し、食糧事情は極めて憂慮すべき状況に陥った。¹⁵⁾

以上のように、この地域では水稻の収量は一般的には高く収穫は安定したものであったが、特定の地域では度々凶作が発生したのであった。そしてそれは先に見た灌漑整備状況に規定されるものであった。

さて、この地域の水稲栽培の特徴については、早稲栽培が行われること、平均すれば雨季には水田の90%近く、乾季には20%程度に栽培されるが、地域的に見るとモジョケルト、ジョンバンではいずれもこの比率が低いこと、乾季米栽培は糖業への給水優先のために制限されていたことを既に指摘した。以下では乾季米栽培の性格についていま少し述べておきたい。

3-11表は1932-34年の時期の各県の乾季米栽培面積を「許可されたもの」、「無許可のもの」に分けて示したものである。ここから明らかなことは、(a)スラバヤ県を除いて栽培面積が大きく拡大している、(b)特に、モジョケルト、ジョンバンの栽培拡大は著しく、既に32年の両県の合計9,904ハウは先に見た理事覚書による30年栽培面積6,351ハウの55.9%増しであるが、34年には両県ともシドアルジョ県の栽培面積を上回るに至っていること、(c)許可、無許可の点から見ると、シドアルジョは許可面積の比率が圧倒的に高いのに対して、モジョケルト、ジョンバン両県は無許可の方が多く、栽培面積拡大の大部分が無許可栽培拡大によるものであるということである。これらの特徴のうち、栽培拡大に関するものは次節で検討することにして、ここでは(c)の問題に触れておこう。

このような地域差が生じることの原因は、やはり灌漑整備状況の差に求められる。ところで後者の地域の乾季米栽培について、1931年のモジョケルト州理事覚書は次のように述べている。

東モンスーン期には水量が十分でないので、稲を広範に栽培することはできない。

毎年、乾季米の栽培が可能であると見なされるところではごく限られた面積が指定されるが、これは主としてその地域の水量や湿地の具合にかかっている。この乾季米はいわゆる許可された乾季米(gesanctioneerde ga

doe)であり、この栽培は稲作の必要に見合った量の水の権利を持つものである。

しかし、この他にこれより広く、ただし減少しつつあるいわゆる無許可乾季米が作られているが、これはどこでも誤って"gadoe pelanggaran"（「禁止された乾季米」の意＝植村）と称される。この栽培は禁止されているわけではないが、給水量は裏作物に必要な量で計算されるので危険が大きい。一部を休閑することによって多くの土地の水を合わせて、この乾季米栽培に十分な水を供給することが試みられる。このようにして一般の農民(eenvoudigen tani)を犠牲にして無許可乾季米栽培を始めるのは、デサ内で最も影響力ある人たちである。[MvO Modjokerto 1931]

このように、無許可栽培は栽培それ自体が禁じられているわけではないが、十分な給水を受けることができずリスクが大きいのである。それにもかかわらず、この栽培が許可された栽培を上回って展開されるのは、収穫期の米価が雨季作稲よりも高く、他の作物よりも相対的に有利であるからだと考えてよい。そして、この栽培の担い手がデサ内の有力農民であることを考えると、この栽培は販売目的の商業的性格の強いものと考えられよう。

(4) 粳米の流通

さて、本稿では第1章で農民の生産する粳米のかなりの部分が商品化されていたこと、流通には大きく分けて2つの経路があったことを述べておいたが、この地域ではどのようなようであったらうか。この地域の精米所の30年代の営業状況は3-12表に示した通りであるが、シドアルジョ県については「この地域では米は原住民にとって主食ではあるが、それでも粳は主として商品作物として機能する。粳は、県内の6ヶ所にある精米所に販売されるのを除いて、県外(主としてモジョケルト)の粳買付商人にも売られる。」[Soekasno 1938:314]とあり、またモジョケルト、ジョンバンでも大半が華人経営のかなりの精米能力を持つ精米所があり、また、モジョケルトではこれ以外にやはり華人経営の商社が粳米を初めとする農産物の取引に従事していたと報告され[MvO Modjokerto 1931]、両地域とも粳の大規模な買付けが行われていたと考えられる。これらは、第1章で述べた第1の流通経路に当たるものである。

しかし同時にジョンバン県に関する報告によると、ここでは精米所の買付商人の他に多数のデサでbakoel berasと称される米商人が活動し、彼らは農民から買い上げた粳を精米所へ提供するのではなく、それを自ら精米して米として販売していた。つまり、これらはカンポン米としてデサに還流するのである。そして、ジョンバン県庶民銀行支配人によれば、農民の多くは精米所よりもこの商人に売る方を好んだという[opkooprijzen padi 1934a:470]。これらの米

商人は第1章で述べたように比較的規模の大きな買付けを行ったと考えられるが、ここでは更に次のような形の粉米流通の形も報告されている。

Tは米商人であり、・・・(ジョンバン県庶民金融銀行から)f5を借り、(利子10%の条件で)11ヶ月賦でf0.50ずつ返済することになっていた。既に2回の返済は支払われたが、1回はf0.50滞納した。

借り手自身の言明によれば、この金は米取引に利用したという。稲の買付けはPにある市場で彼自身が行うが、そこでは毎日粉4pentjarをf0.30/pentjar(合計f1.20)で買い付ける。これらは妻とともにしっかりと搗く。搗いた後、茎、穂、粉殻、米(これには2種類があり、すなわち大粒のもの=最上質と、粉に砕けた米=menir=低級品である)の混合物をふるいにかける。そうすると大粒のものはふるいの中に残り、それ以外の細かい米(menir)、完全に粉になった糠の混合物はふるいの目を通して落ちる。これで準備は全て完了である。この作業はだいたい半日(3時間)かかる。生産されるものは次の3種類である。

- 1, 売ることのできる米(las)
- 2, 実際には売れない細かい米(menir)、これは自家消費用に充てられるが、売ることもある。
- 3, 糠(茎、穂、皮)や粉殻、これらは鶏の餌にされ、これらが収入をもたらすことは滅多にない。

第1番目のものの生産量はだいたい40バトック(batok、バトックはヤシ殻の容器)になるが、売れるのは36バトックほどだけである。なぜなら、バトックで計る時には両手一杯分の米をおまけしなければならず、だから実際にはバトックに山盛りになければならないからである。バトック1杯の値段はf0.03かf0.04であり、最近の売上はf1.25程度(しばしばf1.30)である。利益はf0.05と1バトックの米(las)=f0.04の価値、及び1/2バトックの細かい米(menir)=f0.02の価値と、フスマf0.01であり、合計すると約f0.12(多くてもf0.17)。これが、例えば昨日、彼が稼ぎだした利益であった。

一週間の利益は、したがって $7 \times f0.12 = f0.84$ (多くてもf1.10)ということになる。精米した米が毎日売れるからであるが、たいていは華人に売られる。しかし、この収入から借入れを返済するのではない。この金は衣服、食糧、税支払い、油代などに必要だからである。借入れは通常では屋敷地(100ル-)の収穫から返済されるが、そこにはヤシの木が10本、竹5本、多くのバナナ、ジュルック、ジャンプー、カテスの木それぞれ1本がある。例えば今月、彼はヤシをf0.30(15個 \times 2セント)、バナナf0.20、及びその他様々なものをf0.10、合計してこの月にはf0.60売った。したがって、彼は

銀行への返済のために他人から金を借りる必要はない。しかし、彼は先月は病気にかかり米を売ることができなかつたので、屋敷地からの収入を生計費に充てねばならず、このため銀行への支払いができなかつたのである。彼はこれ以外には、庶民銀行からも華人からのアラビア人からも、あるいは原住民金貸しからの借金もない。彼は、この他に水田1ハウを占有し、稲を作っている。この水田は自作であり、貸し出したり雇用労働を用いることはない。

[Onderzoek desabanken 1933:1053-1055]

この史料から窺えることは、第1にTが稲穂を市場で購入していることであり、このことはそれが市場で日常的に流通していることを意味している。おそらくは、生産者農民自身が市場に出していると考えられる。特に糖業の栽培縮小によって地税納入などのために必要な現金を獲得することに迫られた農民は、従来にもまして収穫した稲を売らざるを得なくなり、それによって市場に出される量も増加したと推定される。第2に、この取引の特徴は極めて規模が小さいことである。したがって、Tはこの稼ぎだけで生活しているのではない。彼は水田1ハウを耕作する平均的な規模の土地占有農民であり、他に屋敷地で収穫される果樹などからの収入もある。この米取引はいわば補助的な収入にすぎない。営業は全くの家内営業であり、雇用労働を用いることもない。そうした点でいえば、こうした形での米取引への算入は一般の農民にとって極めて容易であったと考えられる。以上のことを考えると、こうした米商人はかなりの数に上ったと思われる。

こうしてみると、この地域では籾米は様々なレベルで農民の手で販売され、農家の不可欠の現金収入源をなしていたのであり、その流通は極めて盛んであったということができよう。

(5)水田裏作

先に述べたように、この地域の水田裏作で重要な作物は大豆とトウモロコシ、乾季米であった。このうち、乾季米については既に触れたので、ここでは大豆とトウモロコシについて、この地域の栽培の特徴を検討しておくことにする。

[大豆]

大豆は、第1章で述べたようにジャワでは水田作が主流であり、周年灌漑田で最も多く作られた。灌漑整備が相対的に進んでいたスラバヤ南部の糖業地帯は、栽培中心地の1つであり、先に3-5表で見たようにほとんどが水田裏作として栽培されていた。¹⁶⁾ 理事州内では栽培はシドアルジョ、モジョケルト、ジョンバン3県に集中し、スラバヤ県では重要ではない。¹⁷⁾ いま、これら3県の1928-30年における大豆栽培の水田面積に占める比率を一覧すると3-13表のようになる。この時期には特にシドアルジョとジョンバンで栽培が盛んであったが、

モジョケルトでも急速に拡大しつつあったことが読み取れる。

20年代末-30年代初めの時期の栽培法の特徴は次の通りである。まず、種子は、農民自身が収穫の際に最も出来の良い豆を次の栽培用として別に収穫して保存するのが一般的であったが、シドアルジョ県では種子商人から購入する場合もあった。これらの商人は収穫期に特別に良くできた大豆を買い上げるが、この場合、農民は彼らと収穫引渡しの日を決め、その日になると彼らは農家を訪れて翌年の種にする最もよく太った豆を選び出す。これらが翌年、種子として売られることになるのである。播種は、一般に雨季作稲の収穫前に行われることが多く、このために改めて土地を耕起することはない。こうした方法がとられる理由は、大豆は水を必要としない作物として灌漑を受けられないが、稲が植わっている限り給水される権利を持つからとされる。また、ジョンバン県では、この大豆の収穫後にその1/3程度の面積に第2回目の栽培を実施するが、この場合には播種の前に耕起を行う。栽培は単作でなく、他作物と混作されることが多い。¹⁸⁾ 収穫は播種後、約1ヶ月後の除草などを経て、80-100日で可能になる。手でさやをもぎ取り、そこから直ちに豆が取り出される。残ったさやと茎は家畜の餌に利用される[Vries 1932:607,612-613,617,621-622,640-643]。

収穫された大豆は、シドアルジョ、モジョケルトでは華人やジャワ人の買付商人がデサへやってきて買い上げるのが普通であった。現金払いが一般的であったが、シドアルジョでは華人による前貸供与も多かったという。また、ジョンバン県では収穫直後に華人商人に売るが、この場合、規模の小さい農民は自分で大豆を商人のところまで運んで現金払いを受け、規模の大きい農民は先に価格交渉をするという。¹⁹⁾ いずれにせよ、3県とも農民の手で市場に出されることは滅多になかった。このようにして集荷された大豆は、シドアルジョでは大半が他地域へ輸出され、モジョケルト、ジョンバンでは一部が県庁所在地へ運ばれ、一部が他地域へ輸出されることになる[Blokhuis 1932:595-596]。

以上のように、この地域の大豆栽培も農家の現金収入源として大きな意味を持っていたのであった。

[トウモロコシ]

理事州内での栽培の中心はモジョケルト・ジョンバン県であり、シドアルジョ県では多くないことなど若干の特徴は既に先に述べたので、ここでは消費と流通のあり方について触れるにとどめたい。

ジョンバン県副理事は、トウモロコシは一部が食糧として自家消費され、それ以外は販売されると指摘している[Ass.Resident Djombang 1934]が、前者の役割は特にPloso郡などの農業的後進地帯では重要であった。先述のようにこの郡ではしばしば凶作による米不足が発生し、例えば、1931年末-32年初には食糧

事情は極めて悪化したが、「marengan(西モンスーン後作=乾季作)トウモロコシが豊作であり、また、laboean(西モンスーン前作)トウモロコシの作柄が平年並みであったために、状態はそれほど切迫したものではない」[Verslag voedsel verhoudingen December 1931]、「11-12月には食糧事情はあまりよくない状態になったが、この3ヶ月間のトウモロコシの収穫は良好であった。このトウモロコシ収穫のおかげで、十分に安い食糧がある。調査から明らかになったところによると、トウモロコシのストックはその一部が(小作や収穫手間賃などの結果)非土地占有者の手にもある。・・・」[ibid. Januari 1932]と報告されるように、トウモロコシの豊作のおかげで食糧危機を免れることができた。このように、トウモロコシは米の不足を補うものとして、重要な役割を果たしていたのである。

次に販売の問題を見よう。以下の史料は、ジョンバン県におけるトウモロコシ商人に関するものである。

Dはトウモロコシ商人である。彼は(B村落銀行から)f5を借り、これまでに2回返済したが、一度はf0.50の滞納を出した。この借入れは11回返済である。

借り手自身の述べるところによると、彼はこの金をトウモロコシの商いに使った。彼は普通、トウモロコシをまだほとんど客が来ない早朝に市場で買い付ける。この時、彼はトウモロコシを安く仕入れることができ、最近の例では1,000本当たりf1.70であったという。このトウモロコシは小売りされ、売上はf1.80-1.85となる。買い付けた量は常に売り切ることができる。彼は平均すれば1日400本を買い付けるので、これからの利益はほぼf0.08である。この中から市場の小屋の使用料を3セント引かれるから、純益は5セントということになる。旅費はかからない。デサBはM町に接しているからだ。この町には大きな市場があり・・・トウモロコシの買付けは商人から行うが、この商人達は全てデサBから15kmほど離れたNgoroあるいはKandanganからやってくる。トウモロコシは肩に担がれたり、牛車によって運ばれたりする。

[Onderzoek desabanken 1933:1055-1056]

ここからわかるように、Dの仕入れ元の商人達はかなりの量のトウモロコシを約15kmほどの距離を運んでM町の市場に持ち込むのであるが、彼らは生産者農民から買付けを行うものと考えられる。そして、それはDの手で小売りされ、地元の消費者の手に渡ることになる。このようにして、トウモロコシは流通に入るのであった。

しかし、トウモロコシの流通はこの形が全てではない。スラバヤ理事州はト

ウモロコシの輸出地帯であり、1930年前半期29,760トン、31年前半期42,093トン、32年前半期には42,360トンを他地域へ搬出していた[Nota Regentenconferentie 1932]。この量は3-2表に示される理事州の生産量から見ると、それぞれ約52%、84%、85%に相当する。むしろ、生産されるトウモロコシの大半は他地域への輸出向けであった。こうして見ると、トウモロコシは大半が販売に向けられた商品作物であったといえることができるのである。

以上にスラバヤにおける住民農業の特徴を見てきた。それを簡単にまとめるならば、水田農業の重要性が圧倒的に高いこと、糖業の規定性が極めて強いこと、商品生産的性格が強いことの3点になろう。それでは、こうした特徴を持った住民農業が、恐慌期の糖業の後退と農産物価格の暴落という状況の中でどのように変化したのか、以下の節ではその点を検討することにしよう。

第2節 世界恐慌下におけるスラバヤ住民農業の変化

1、糖業の栽培縮小と農業条件の変化

(1)利用可能水田面積の増加

1930年代世界恐慌期に、この地域の住民農業をめぐる条件はどのように変化したのであろうか。先ず耕地面積の変化から検討しよう。先に掲げた3-3表を見ると、30年代には耕地面積はほとんど増えていないことが明きらかである。²⁰⁾

特に生産の主要な場である水田はむしろ減少傾向にあり、灌漑整備が進んで乾地、あるいは荒蕪地が水田化されたことも全くなかったことを物語っている。本章では前節で31年と35年の理事覚書との間で灌漑整備の進展が全くないということに触れたが、おそらく30年代後半期になっても状況は変わらなかったものと考えられよう。

しかし、糖業の栽培縮小によって、この地域の住民農業の条件は大きく変わった。それは先ず、住民農業が利用可能な水田面積を実質的に大きく増加させることになった。いま、各時期の水田面積から砂糖黍栽培利用面積を引いて住民利用可能水田面積を算出すると3-14表のようになる。栽培縮小前の30年と比較すると、最も縮小が大規模であった時期である34年乾季には70,424ハ²(53.9%)、34/35年雨季には35,284ハ²(20.6%)の増加となった。加えてこれらの水田は一般に灌漑がよく整備された良田であり、このことは後述するように30年代住

民農業に大きな影響を及ぼすものであった。

(2) 灌漑制度の変化

糖業の縮小は、利用可能水田面積を増加させただけでなく、それまで糖業優先で行われてきた灌漑方式にも変化をもたらした。前節で述べたように、昼夜給水法は制度としては変更された形跡はないが、糖業の縮小によって適用範囲が狭まったと考えられる。そのことは、3-11表に示されるように糖業地帯では32年から34年までの間に乾季米栽培許可面積が大きく拡大していることから推定できる。しかし、この時期にそれよりも変化が大きかったのは、ゴロンガン制度であった。すなわち、33年から稲作が大規模に拡大したことによって、それまでの3ゴロンガン制から全区画をA-Dの4ゴロンガンに区分する方式へと変更されたのである。ここでは、シドアルジョ県の事例からその中味を検討し、そのことが住民農業にどのような意味を持ったかを考えておきたい。

この県の場合、新方式では、各ゴロンガンへの給水はA(10月5日-19日)、B(10月20日-11月4日)、C(11月5日-19日)、D(11月20日-12月4日)という形で15日間隔で行われ、農民はこの15日間に苗代を作ることになる。1つの第3次区画に属する水田はすべて同じゴロンガンに属し、ある年にゴロンガンAに属した水田区画は翌年にはゴロンガンDになるという形でローテーションによって交替する。この結果、3-15表に示されるように、県内全デサの約1/3はデサの全水田の80%以上が単一のゴロンガンに所属することになった[Soekasno 1938:300]。

こうした変更の意図について、東ジャワ省政府の公式見解は「各ゴロンガンにおいて稲を植え始める時期は、稲の収穫が成功するように選ばれた」のであり、この「ゴロンガン規則では、そこに砂糖黍が栽培されるかどうかとは無関係に、一定のシェーマにもとづいて、第3次区画全部について作付が順番に早まったり遅くなったりするのであるが、この導入によって砂糖黍栽培のための耕地が配水、給水で優先されるという慣行がなくなったのである。ゴロンガン規則は、稲の早期作付の成功を保証するものであるが、それはこの規則によって水不足の際も利用可能な水の全てを栽培されている作物に向けることができるからである。ゴロンガン規則は決して栽培を遅らせるものではなく、水管理を改善することによってほとんど常に最後の栽培をも早めるものですらある。」[Provinciaal Blad Oost-Java 1938, nummer18, 29 October:618]と述べており、この限りでは、従来のglanggangan水田への優先給水原則をなくし、稲作を安定させようとしたものであった。それでは、それはどの程度に実現されたのだろうか。

先ず、糖業への貸出田に対する優先給水原則の廃止については、新制度によって水田の提供時期が平均1ヶ月遅れることになったため、「糖業は稲作を早め

なければならぬようなきわどい水利規則をいつも主張する」[Mv0 Soerabaja 1935]とある如く、糖業側は一貫して土地早期確保のためのゴロンガン制度を要求し、糖業連合会は1938年に「このようなゴロンガン規定に対しては、我々の産業は常に不必要かつ問題の多いものとしてとらえてきた。当時、この規則は、恐慌期において我々の産業のドラスティックな縮小の結果としての西モンズーン稲作の大拡大との関連で試験的に導入された。」(下線は原文)糖業は現在、より安定的な状態に戻ったので、我々はこのゴロンガン規定は再び撤回されるべきであると考え。・・・」という意見を東ジャワ省政府に提出している[Provinciaal Blad Oost-Java 1938, nummer11, 8 Augustus:389]ことから見ると、かなりの程度に実現されたかのようなのである。しかし、3-15表では、同一デサ内に複数以上のゴロンガンが依然として残るものもなお多く、また、政庁側も先の公式見解とは裏腹に貸出田への優先給水を必要視していたようであり、²¹⁾更に後述するスカスノの調査報告から見ても、必ずしも完全に実施されたとは思えない節もある。

しかし、より重要なことは、この新制度によって新たな問題が発生したことである。最大の問題は、後の給水時期に当てられたゴロンガンに属する水田ほど籾の収量が減少し、凶作発生率が高いことである。スカスノの掲げる農業指導局収集の1戸当たり籾収量データ(3-16表)と、Waroe副郡における凶作面積データ(3-17表)は、この点を示している[Soekasno 1938:300-301]。そして、デサの全水田が同じゴロンガンに属する場合には、凶作がデサ全体に及ぶことになった[Mv0 Soerabaja 1935]。

その原因について、スカスノの報告は、「外部調査の際に情報提供者が示したところでは、この地方では後のゴロンガンに属する水田の耕起には最初のゴロンガンの水田に対するほどには注意を払わないことがないわけではないという。これらはデサで利用できる労働力の量といくらかの関係がある。これとの関連で更に注意すべきは、第1、第2ゴロンガンには"glanggangan"水田が位置し、第3、第4ゴロンガンには"dongkelan"水田が位置するということである。確実には言えないにしても、このことが生産性の差と何らかの関係があることは有り得ないことではない。」と、極めて慎重な言い回しで指摘している。更にまた、役畜不足が問題であるとする。すなわち、このシステム導入により水田は30日前後の期間で田植え準備を済ませなければならなくなったが、この結果、耕起作業に必要な牛が絶対的に不足した。こうした状況は県内の363デサのうち182デサに及んだという[Soekasno 1938:302,303]。²³⁾ また、スラバヤ州理事の35年覚書も、労働力と役畜数の関係から、デサ全体の田植えを一度にできるかは疑問であるとし、更に1934年の凶作は第3、第4ゴロンガンに集中した

が、その原因の一部は田植えが遅れ拙速に流れたことにあるという[Mv0 Soer abaja 1935]。

以上からわかることは、第1に、複数のゴロンガンがあるデサでは労働力不足のため、後のゴロンガンほど耕起作業が雑になる傾向のあることであり、この労働力不足は先行ゴロンガンでの田植え作業に労働力を取られることから発生するものと考えられる。第2に、スカスノが第1、第2ゴロンガンにはglangganが位置するといっているのは、従来の給水原則がそのまま継承されていることを示すものである。そして第3、第4ゴロンガンが返還田に集中しているのであれば、一般に砂糖黍栽培からの返還田の収量が落ちることは古くから知られたことであり、そこでの凶作発生の高さは当然のことであった。²³⁾ 第3に、役畜不足の問題は、全水田が同一ゴロンガンに属するデサで集中的に現れたと考えてよいということである。

この問題を軽減するため、1934/35年の西モンスーン期には第3、第4ゴロンガンの給水時期が若干早められた。すなわち、第1ゴロンガン(前年はゴロンガンC)は10月10日、第2ゴロンガン(前年はゴロンガンD)は10月25日は前年より遅くなったが、第3、第4ゴロンガンはまとめて11月10日から給水を開始することが決められ、実際にはこの年は雨量が多かったのでこれよりも5日早く行われた。この結果、シドアルジョでは水田44,596ハウのうち36,678ハウ(82.2%)が34年末までに田植えを済ませることができたという[ibid.]。しかし、これが問題の根本的な解決にならなかったことは、3-17表に示されるように、それ以降の時期にも第3、第4ゴロンガンに凶作が集中していることから明きらかである。

こうしてみると、33年から始まった新しいゴロンガン制度はその実施の不徹底さのゆえに旧来の制度の持つ矛盾を十分には解決できなかったばかりか、実施されたところでは新しい問題を引き起こすことになったのである。

さて、それではこうした状況下で、住民農業の栽培はどのように変化したのであろうか。E.W.所収の"Oost en aanplant"は1932年6月から40年10月までの時期、各理事州毎に毎月の主要作物の作付、収穫統計を掲載している。本稿ではこれらをもとに作成した「水稻収穫・作付面積」表(3-18表)、「トウモロコシ収穫・作付面積」表(3-19表)、「大豆収穫・作付面積」表(3-20表)、「カッサバ収穫・作付面積」表(3-21表)、「全作物作付面積」表(3-22表)及びこれらの数字から作成した「1930-39年主要作物作付面積」表(3-23表)、「水田主要作物雨季乾季別作付面積」表(3-24表)、「水田裏作の推移」表(3-25表)²⁴⁾、「主要作物の対全作物作付面積比」表(3-26表)などから考えてみることにしたい。

2、作付面積と作付率の変化

先ず、3-23表から全作物の作付率の推移を見よう。全耕地についての数字は30年から利用可能であるが、これによると先ず目につくのが30年の非常に高い数値である。翌31年には作付率は大きく低下し、以降、30年代前半期の各年作付率は33年までは低下傾向にあるが、34年に急上昇している。35年の低下は、後述するように3郡合併による影響が大きいと思われる。30年代後半期には37年の低下はあるが、全体としては上昇傾向にあり、38、39年には34年を上回る数値を記録している。耕地別に見ると、先ず水田では最初の数字の得られる33年の作付率もかなり高いが、34年には更に16.3ポイントも上昇し、その後、3郡を合併した35年に急落するが、30年代後半期には37年の大きな下降を除いて、全体の傾向としては上昇している。他方、乾地はこれとは異なり、33年の作付率は65.9%と低く、34年には更に若干低下しているが、やはり後半期には大きく上昇しており、その伸びは水田の場合よりも大きい。

それでは、こうした数字の動きは何を表しているのであろうか。果たして、農民の作付意欲をそのまま示すものであろうか。以下、各時期の作付面積の推移から考えることにしよう。

先ず、30年から31年への作付率の大幅な低下は、30年に351千haを記録した作付面積が31年には利用可能耕地面積の増加にもかかわらず大きく減少したことによるが、注意すべきことは3-3表によると31年の水稲凶作率が前年の0.3%という非常に低い数値から一挙に5.3%に跳ね上がっており、別のデータによれば全作物の凶作面積も30年の2.6千ハウから10.8千ハウに上昇していることである。特に年前半期に9.1千ハウ(収穫面積の4.4%)と大きく(30年同時期は1.4千ハウ、0.5%) [Nota Regentenconferentie 1932: Bijl. 5]、この時期の気候条件が前年同期と比べて悪かったことを示唆しており、このことが、特に年前半に多い水稲、大豆などの作付の障害になったと考えられよう。²⁵⁾ すなわち、31年の作付率下降には気候条件の悪化の影響が大きかったと見られるのである。加えて、1929/30年雨季の水稲作は概して作付時期が遅かったといわれ [L.E.V. 2e kwrt. 1931, nr 1432/31]、30年1-4月期に通常より大面積の作付が行われ、30年の数字はその分大きくなっていると見られることも、両年の差を大きくした。ただし、3-2表による限り、31年の凶作率は30年代に平均的な数値であり、逆にいえば、30年の高い作付率は、極めて良好な気候条件に支えられて作付が順調すぎるほどに進んだことによる、例外的に高い数値であったと考えられる。したがって、これ以降の各年の数値がこれより低いことをもって、農民の作付意欲が30年より小さかったと即断することはできない。

32年、33年は恐慌の影響が本格的に現れた時期であるが、作付率は低下傾向にある。いま、水稻凶作率を見るとそれぞれ4.8%、4.7%と31年とそれほど変わらず、また、32年前半期の全作物凶作面積は9.1千ハウ(4.3%)と前年と同じである[Nota Regentenconferentie 1932:Bijl.5]ので、気候条件の悪化がそのことに影響したとも考えられないから、この両年に農民が土地利用の集約化を進めようとしたはいえない。作付面積自体は32年には6千ha、33年には18.5千haほど増加しているのであるが、それは糖業の栽培縮小による利用可能耕地面積拡大と比較すると32年には約3,800ha下回り、33年には上回るもののそれは2,000ha程度にすぎない。こうしてみると、作付拡大の原因は集約的利用の前進にあるのではなく、糖業からの返還田に水稻や大豆を中心とした作物を栽培したことによるものであり、また農民はこの段階ではなお返還田をそれほど有効には活用できていないといえよう。

これに対して、34年は水田における作付の大拡大が行われた年であった。水稻凶作率14.2%に示されるように気候条件が特に悪かったにもかかわらず、水田作付率は急上昇しており、水田の集約的利用が急速に進んだことが窺える。そして3-24表によると、この年には雨季乾季を通して全ての時期に大規模な拡大と利用可能水田比の上昇が見られるが、その主たる担い手は水稻であった。他方、乾地で見られる作付面積の減少は、気候条件悪化の影響が大きいと考えられよう。

次に3郡合併後の30年代後半期の動向を見よう。この時期はまた、糖業の栽培が再び増加に転じ、利用可能水田面積が減少を始める時期でもある。さて35年には前年比で50,000ha近い作付拡大があるが、この年には耕地面積自体がほぼ同じ程度に拡大しているから、実質的には作付拡大はゼロに等しい。耕地別に見ると、水田では明らかに実質的作付減であるが、糖業の栽培拡大の影響が大きいと思われる。また作付率の大きな低下には、新たに加わった3郡の水田の大半が条件の悪い天水田であったことが影響していると思われる。²⁶⁾ 他方、乾地の場合は作付面積の増加が乾地面積増を大きく上回り、ここでは作付が増加したとってよい。作付率の上昇は、土地利用の集約化が始まったことを示すものと考えてよい。

36年の作付率上昇は、利用可能面積の減少にもかかわらず作付が増加したことによるものであり、土地利用集約化の傾向が引き続いたものと考えられる。水田での作付拡大は小幅であるが、3-24表から時期毎に見ると1-4月期には水稻の激増により著しい作付拡大が見られる反面、10-12月期の拡大は小さく、また乾季作はかなり減っていることである。10-12月期に作付拡大が小幅にとどまったのは、12月後半にようやく西モンスーンが始まり、11月はやや雨が少なかった

ものの10、12月は寡雨であった[L.E.V.4e kwrt.1936(*E.W.*1937):448]というこの年のジャワの気候条件によるところが大きい。この結果、トウモロコシは増加したが、米がそれ以上に減っている。また、乾季作減少の主たる理由は、3-18表から窺えるように雨季稲作付時期が前年と比較すると遅れており3月にも大面積の作付が行われた結果、その収穫時期も後ろへずれ込み、そのことが特に乾季前半の裏作物の作付に影響を及ぼしたことによると考えられる。²⁷⁾ 他方、乾地ではトウモロコシとカッサバの拡大に支えられて作付面積は大きく増加し、作付率も上昇している。

作付率が大きく低下した37年の作付面積減は特に水田において著しく、乾季と10-12月期に集中している。前者の時期の減少理由は不詳であるが、この年の水稻凶作率9.9%が34年に次いで高いことを考えると、気候条件の悪さと関係が深いと推定される。後者の時期の減少理由も、東ジャワでは10月にかなりの雨不足[Oogst en aanplant October 1937(*E.W.*1937):2552]、11月には旱魃[*ibid.* November 1937(*E.W.*1938):6]と報告され、またこの期の前半には雨季入りの遅れによって苗代作りと田植えに影響が出たが、12月の大雨で回復した、トウモロコシも東ジャワ各地で初めは旱魃の長期化により、後には大雨により作付に影響があった[L.E.V.4e kwrt.1937(*E.W.*1938):465]と指摘されることから、やはり気候条件の悪さに求められよう。乾地の作付減はこうした気候条件にもかかわらず比較的小幅にとどまっているが、それはおそらく、最重要作物であるトウモロコシ作付は通常年には最盛期である11月には旱魃の影響で大きく減少しているが、12月には(おそらく天候が回復した結果)それを補う形でかつてない大面積を記録している[3-12表]ことに示されるように、農民の栽培意欲が高かったことの結果であり、前年までの集約的利用の傾向はこの年にも継続していたと見ることができよう。

38年には、水田、乾地ともに作付面積は過去最高となった。この結果、作付率が大きく上昇したのである。水田では糖業の栽培拡大にもかかわらず各時期ともに過去最高値を達成しているが、前年と比べると特に乾季と10-12月期の拡大が著しい。乾季には大豆、10-12月期には水稻作付の大拡大がその主たる要因であるが、後者は、10月は小雨であったが[*ibid.* October 1938(*E.W.*1938):2197]、11月の東ジャワは十分すぎるほどの雨量に恵まれて水稻作付は前年を大きく上回った[*ibid.* November 1938(*E.W.*1938):2341]、12月もスラバヤでは平均的な雨量に恵まれた[*ibid.* December 1938(*E.W.*1939):107]と報告される、前年とはうって変わった良好な気候条件に恵まれたからと考えられる。乾地の作付拡大はそれまで拡大傾向にあったカッサバが更に作付を伸ばしたことに加えて、トウモロコシが過去最高を記録したことが要因である。

39年作付は水田では前年を更に上回っているが、水稲が大きく減少し、トウモロコシが大きく拡大していることが目につく。先ず水稲について3-24表を見ると、乾季作は前年とほとんど変わっていないが、雨季作は1-4月作付が17,109ハウ、9.0%減、10-12月作付が4,847ハウ、9.1%減とともに大きく減っている。1-4月作付減の理由は、1938/39年雨季作では良好な気候条件に支えられて38年12月までに既に多くの作付がなされたことによるものであり[3-18表]、このシーズンの雨季作全体ではむしろ作付は拡大している。他方、10-12月期の減少は12月の約7,000ハウの減少が要因であるが、この月にはジャワ全体でも前年を大きく下回っており、農業指導官の報告によればそれは11月の乾燥のためであり、その状態は12月の第1週にはますますひどくなったが中旬になってようやく十分な降雨に恵まれて人々は田植えを急いでいると指摘される["Oogst en aanplant December 1939(E.W.1940):144]。スラバヤの場合も、ここに原因を求めることができよう。他方、トウモロコシは6-9月期作付が大拡大しているが、それは38/39年雨季稲作の収穫が前年に比べ早く、この栽培に利用できる水田が多かったことと関係があるろう。そのことは、4-6月期に大豆作付が拡大していることから窺えよう。乾地の作付減の要因は、水稲作の場合と同様に年末の少雨のせいであったと見られる。

このように、各年毎に細かく見てくると、作付率の推移は気候条件に左右されることが大きく、必ずしも土地利用の集約化に対する農民の意欲の程度をそのまま表すものではないことがわかる。そこで、上述の内容をもとに改めて土地利用の集約化という点から整理してみると、次のようなことがいえよう。

第1に、30年代を通して見ると基本的には土地利用の集約化が進んだ、すなわち農民は作付回数増加によって増産を計ったということができよう。この結果、水田においても乾地においても、30年代末の時期には高い作付率を実現したのであった。

しかし第2に、その開始時期を見ると、この地域の農民は糖業の栽培縮小が本格化した32年以降、基本的には作付拡大で経済の悪化に対応したといつてよいが、33年までの時期は返還田に作付を拡大するという、いわば「外縁的拡張」ととどまっており、与えられた耕地における作付回数を増やしてそれ自体の利用率を高めることはほとんど行わなかったのである。すなわち、耕地の集約的利用が本格化するのは34年以降であり、農民は恐慌に対して即座にそれに対応したとはいえないのである。

第3に、水田と乾地に分けてみると、前者の作付率の伸びは相対的に小さく、特に集約化の進展が著しかったのは後者においてであった。前者の理由としては、水田では30年の数値に示されるように恐慌前から既に集約度の高い栽培が

展開されており、それを更に高める余地が少なかったからではなかろうか。他方、乾地の場合には33年段階でも65.9%とおおよそ集約的に利用されていなかったもので、それを進める余地が大きかった。また、行政側もこれを奨励した。シドアルジョではそのために、住民は屋敷地の栽培に以前よりしっかりと注意を払うようになったといわれるが[Soekasno 1938:312]、こうしたことの結果は3-8表に示されるように36年の乾地収穫面積が32年の1.8倍に増加したことに現れている。こうしてみると、スラバヤの住民農業は、この時期に乾地の集約的利用という新しい分野へと進出することによって恐慌に対応したということもできよう。

それでは以上のような集約化に貢献したのはどの作物であり、その背景には如何なる事情があったのであろうか。次に、主要な作物の栽培動向を検討し、そのことを考えることにしたい。

3、主要作物の栽培動向

先ず、3-23表及び3-26表から主要作物の作付の年毎の動向を概観しておこう。水稲は30年代前半には大きく拡大したとあってよく、ことに33年、34年のそれは顕著である。しかし、30年代後半期には増減を繰り返しており、特に37年と39年の大きな減、38年の大増加が目立つが、全体としては伸びが停滞している印象がする。作付比率から見ると、34年の上昇と39年の低下が顕著である。次にトウモロコシは30年代前半期には縮小傾向にあるとあってよい。34年水田作の作付比率低下は顕著である。後半期になると増減を繰り返しながらかなりの増加傾向にある。そして、水田作と乾地作ともに、39年を除けばほぼ同様の動向を示している。比率では、水田における39年の急上昇、乾地における37年の下降が目立っている。カッサバは前半期にはほとんど増えていないが、後半期には大きく拡大した。このことは36年からその比率が上昇傾向にあることにも示される。最後に大豆は、前半期に大きく拡大し、後半期に入ってもややそのペースは鈍化するが依然として拡大が続いているといえよう。この結果、水田作大豆の占める比率は30年代後半期には大きく上昇している。またこれらの傾向は、3-3表に示される収穫面積の動向ともほぼ一致するものである。

以上のように、スラバヤでの主要作物の栽培動向は30年代前半期と後半期で、比較的明確に傾向に差が見られる。その理由としてさしあたり思い浮かぶのは、糖業の栽培が前半期には縮小の一途を辿り、後半期にはやや拡大したことであり、更に3郡合併も影響していると思われるが、以下、このことも考慮に入れ

ながら栽培動向を水田と乾地とに分けて更に詳しく検討することにしよう。

(1)水田における栽培動向

[雨季作]

3-24表によると、雨季作は米とトウモロコシの合計作付面積が全体の93.1⁻96.8%を占め、他の作物は大豆を除けば重要性を持たない。ただし大豆が若干の比率を占めるのは、この地域では前節で述べたように雨季稲収穫前に作付がなされるからであり、大豆は基本的に乾季栽培作物といてよいので、乾季作の項に含めて検討することにしたい。このことをも踏まえて考えると、1⁻4月期の作付はほぼ水稲のみであるといつてよい。他方、10⁻12月期にはトウモロコシも最も比率が大きい32年で39.3%、最小の34年でも23.8%と、かなりの面積に作付される。

さて、先ず30年代前半期を見ると、32年までの時期については3-23表と3-24表から作付面積と雨季、乾季に分けたデータは得られないが、農業経済報告によれば30年、31年の乾季米栽培面積はともに16,000^ハウである[L.E.V.3e kwrt. 1934(*E.W.*1934):1925]。したがって、この数字と3-23表に示される両年の栽培面積とを勘案すると31年には水稲雨季作は若干の拡大にとどまったといつてよいことができる。また、32年の乾季米栽培面積は3-11表によると22,362^ハウであり前年より6,000^ハウほど拡大しているが、この年の水稲栽培全体の拡大は3-23表に従えばやはり6,000^ハウ程度であるから、雨季作はほとんど前年と変わっていないことになる。このように、30年から32年までの時期には雨季水稲作付はほとんど拡大していないといつてよい。トウモロコシについては、この時期に関する耕地別、雨季・乾季別データは得られないので不詳である。

水稲雨季作の拡大が始まるのは33年からである。この年の乾季米の拡大は3-11表に従えば6,000^ハウ程度であるから、雨季作はかなり拡大したといつてよい。このことは10⁻12月期の作付が前年より3,306^ハウ増え、比率も前年同期から一挙に11.3ポイント上昇していることから明らかである。そして、34年には水稲作付面積が前年より34,368ha=41,680^ハウ、前年比23.6%増という大きな拡大を見せたが、雨季作は1⁻4月に前年同期の19,393^ハウ、13.5%増し、10⁻12月に15,632^ハウ、46.6%増し、合計するとが17,372^ハウ(前年比119.8%、拡大全体の72.4%)の増加であった。他方、トウモロコシはこの33年10⁻12月期には前年を大きく下回り、全作物に占める比率も大きく低下した。34年には作付自体は若干拡大したが、比率は更に低下している。

この時期の水稲雨季作拡大の背景には、様々な理由が上げられる。先ず、ベースにあるのは、糖業からの返還による利用可能水田面積の拡大である。ただし、なぜ特に水稲だけが大きく増加しトウモロコシは減少あるいは微増にとど

まったかはこのからは説明がつかないし、34年10-12月期の水稻作付拡大はそれを大きく上回っており、それまで水稻を栽培しなかった水田にも農民が作付を広範に行ったことになるが、これも説明できない。第2は、気候条件である。33年10-12月期の時期のそれを見ると、11月の東ジャワは雨が多く[Oogst en a anplant November 1933(*E.W.*1933II):1067]、また12月には「全域(とりわけ東ジャワ)において(トウモロコシの)作付面積は前年を下回ったが、それはおそらく雨が早く降り、西モンスーン稲作シーズンが早まったことによる。」[*ibid.* December 1933(*E.W.*1934):114]と報告され、この時期の拡大は良好な条件に支えられていたことがわかる。また、34年には年初の大雨が水稻作付には幸いし、特に東ジャワでは1月に前年末に引き続いて、1928/31年平均を169千ハウも上回る大面積の作付がなされた[*ibid.* Januari 1934(*E.W.*1934):316-318]。そして10-12月の気候も、10月中旬から良好になり[*ibid.* October 1934(*E.W.*1934):1881]、東ジャワでは11月には雨が多く、ジャワ全体で見ても西モンスーン稲作の作業はあらゆる面で順調であり、ほとんどの技術灌漑地域で第1ゴロンガンの田植えは終了した[*ibid.* November 1934(*E.W.*1934):2035-2036]、12月には雨はやや少なかったが、ほとんどの分野で雨季稲作付は順調であり、技術灌漑地域では稲の大半の田植えが終わり、技術灌漑でない水田や天水田でも既に大面積の田植えが行われている[*ibid.* December 1934(*E.W.*1935):115]とあるように、水稻作付にとって極めて好都合であった。しかし、33年に急上昇した10-12月期の米の比率が、気候条件のよくない30年代後半のいくつかの年にも比較的高いレベルを保っていることは、ここからだけでは説明がつかない。

こうしてみると、この時期には農民が特に水稻を志向したと考えるべきである。その一般的な理由として考えられるのは、米が最も重要な主食であるということであろう。したがって、利用可能水田増加という条件の下で、農民は可能であればトウモロコシを犠牲にしても米を選択したと考えられる。トウモロコシは米に対して従属的な地位しか占めていないのである。加えて、トウモロコシ自体の価格もこの時期には低迷しており[3-32表]、米との比価を見ると33年後半期には前年より更に悪化しており、33年10-12月期の作付は明らかに不利であった。しかし、34年に米への志向がとりわけ高まったことについては、次の理由を上げねばならない。すなわち、第1章で述べた政庁の米輸入禁止による粉米価の安定である。このことは、この地域の米の多くが販売されていたことから、重要なファクターであったと見てよい。しかし同時に、34年の凶作に対する対応の側面も見逃すことはできないように思われる。スラバヤでは3-18表によって収穫状況を見ると、33/34年雨季作の収穫面積が前年を大きく下回っており、また4月には理事州全体で4,140ハウ[*ibid.* April 1934(*E.W.*1934):859]、

5月には14,957ハウ[ibid. Mei 1934 (E. W. 1934):1058]、6月には11,663ハウ[ibid. Juni 1934 (E. W. 1934):1190]という大面積の凶作が発生したと報告される。したがって、もともと米輸入地域であったこの地域では米不足が発生したと考えられ、農民はそれを増産で補う必要に迫られたこと、そしてこうした状況がますます米価を引き上げたと見られるのである。いま東ジャワのカンボン米価格を見ると、3-27表に示されるように34年後半期から上昇傾向を見せ、また、シドアルジョの例でいえば籾価は3-28表の如く34年には回復している。この結果、特に年の後半期に水稻栽培は切実かつ有利なものとなり、それへの意欲が高まったと考えられるのである。他方、トウモロコシの価格も34年には上昇し、米に対する比価も改善された。おそらく、このことがこの年の作付拡大を導いたと思われるが、農民はそれ以上に水稻を重視したのであった。この両年の雨季には明らかに水稻への志向が強まったのに対して、トウモロコシは相対的に重視されなかったといえよう。

30年代後半期の水田雨季水稻作は30年代前半期のような大拡大は見られない。しかし、各雨季シーズンの利用可能面積に対する水稻作付面積の比率を計算してみると、35/36年95.8%、36/37年95.8%、37/38年92.2%、38/39年96.1%、39/40年92.9%となり、37/38年と39/40年のシーズンを除けば水稻作付が拡大した33/34年雨季の95.8%と変わらず、雨季水稻作は安定した形で行われていることが窺える。比率の低い両年については、いずれも先述した如く気候条件が悪かったことによる作付減が理由であると見られる。これに対して10-12月期のトモロコシ作付面積の増減は、基本的には10-12月期の水稻作付の大小によって左右されたと見られる。少なくとも、この時期にも、雨季作トウモロコシの栽培が特に重視されたということは史料からは窺えない。

[乾季作]

先ず、全作物の乾季作付面積の推移を3-24表から見ると、34年には大きく拡大しており、利用可能水田面積に対する比率も前年の73.0%から75.7%へと拡大している。乾季作への農民の意欲は大きく上昇したと見てよい。30年代後半では、35年の拡大は9,553ハウであり利用可能面積の増加にははるかに及ばず、比率も66.3%に落ち込んでいるが、これは農業条件の悪い3郡合併の当然の結果であろう。それ以降の年を見ると、比率は36年68.1%、37年66.1%、38年72.0%、39年83.6%、40年72.5%と基本的には上昇傾向にあり、もちろん気候条件の影響はあるが30年代後半期にも乾季作は拡大を続けたと見てよかろう。そして、いま一つこの表から窺えるのは、「その他」の全作物に占める比率が低下傾向にあることであり、乾季作が次第に米、トウモロコシ、大豆の主要3作物に特化していく様子が読み取れる。

さて、これらの主要作物の動向を、3-25表から大豆は4月作付分をも考慮に入れ、またトウモロコシは6-9月期作付分に焦点を絞って検討すると、先ず、3作物それぞれの作付面積の比率では、表示のように30年代前半期には乾季米が上昇、大豆はほとんど変化がなくトウモロコシは低下が著しい。この段階で最も重視されたのは乾季米であった。ところが30年代後半期には米の比率は低下、大豆は38年までは急上昇しその後急落、トウモロコシは基本的には強い上昇傾向にある。この時期には、大豆とトウモロコシがより重視されたことが窺える。以下では、このことの背景を、栽培動向を更に詳しく検討することを通して考察することにしよう。

(a)30年代前半期の動向とその背景

乾季米は、先に述べたように32年から栽培拡大が始まるが、3-11表によるとその拡大はスラバヤ県ではほとんど見られず、糖業地帯である3県に集中している。レヘント会議の議事録も、スラバヤ理事州では「乾季米は、1931年6月末のわずか800ハウから5,400ハウに拡大した。この5,400ハウの中でもほぼ4,500ハウは制限地に植えられたものである。」[Nota Regentenconferentie 1932]と、32年の拡大の大部分は糖業の縮小による返還地において行われたことを指摘している。この年の砂糖黍縮小面積は約22,600ハウであるから、その約20%に乾季米が作られたことになる。このように、30年代前半期の乾季米栽培の拡大は糖業の縮小と極めて密接な関係を持っていた。

ただし、34年の大拡大については、先に雨季米作拡大の背景として上げた作付意欲の高まりが作用したと考えられる。そのことは、この年の乾季米栽培では、十分には給水を受けられないというリスクが大きいにもかかわらず無許可栽培がとりわけ拡大した[3-11表]ことにも示されよう。

次に大豆についても作付面積データが利用できるのは32年第2回栽培以降であるが、先に見たようにスラバヤの栽培はほぼ全てが水田乾季作でありそれらは基本的に年内に収穫されるから、3-3表の収穫面積の数字はその年の水田乾季作大豆の栽培動向をほぼ反映すると考えてよい。これによると、大豆も32年から栽培が大きく拡大し始める。7月の栽培報告によれば「スラバヤでは大豆栽培の拡大は約50%を記録した」[Oogst en aanplant Juli 1932(E.W.1932):317]とあり、農業経済報告によれば9月末現在の収穫面積と栽培中面積の合計は前年同時期比で7,398ハウ、33%増とされる[L.E.V. 3e kwrt.1932, Bijvoegsel E.W. 2 December 1932:4-5]ように、その拡大は大規模なものであった。そしてその背景には、32年8月の覚書に、同年6月末現在の栽培面積は26,000ハウであるが前年同期より9,000ハウの拡大である、そして糖業の栽培制限地だけでも約11,000ハウの大豆が植えられたと報告される[Nota Regentenconferentie 1932]ように、

乾季米同様に糖業の縮小がこの栽培拡大の要因となっているのである。こうして大豆は急速に増産されたが、この結果、スラバヤ理事州では32年頃には州内の需要を自給できるようになったという[spoorvervoer kedele 1935:219]。

33年の栽培については、3-25表からは第2回作が前年比で2,380ハウ拡大したことしかわからない。しかし、この年の第1回栽培の増減は、次のようにして推定できる。すなわち32年の収穫面積は29,935ハウ(3-2表の数字をハウに換算)であり、通常は1-3月、10-12月の作付は極めて少ないことを考えると、4-9月には少なくとも27,000-28,000ハウ程度が作付されたとの推定が可能であるから、32年の第1回栽培は25,000-26,000ハウ程度となろう。したがって、33年の第1回栽培は前年比で10,000ハウ以上は拡大したということになる。この年の8月には、シドアルジョ県の一部で初めて第2回目の大豆作付が行われたという報告[Oogst en aanplant September 1933(*E.W.*1933II):708]もあり、3-6表によると同県では前年より5,000ハウ以上も収穫面積が増えている。この栽培への志向は強まり、32年に引き続いて栽培拡大は更に大きく進んだのである。おそらく、前年と同様に糖業からの返還地に広範に栽培が展開されたと考えられる。34年の栽培拡大は前年に比べて小さくなったが、シドアルジョで「水田作で第1回の大豆収穫後、なお多くの第2回目の栽培が行われる。」[L.E.V. 3e kwrt.1934(*E.W.*1934):1927]と第2回栽培の拡大が報告されるように、その栽培への関心は依然として高かった。したがって、この県では33年より更に3,000ハウ近い栽培拡大が見られたのであった。

このように大豆への志向性が高かったのは、第1章で述べたようにこの時期の大豆価格の下がり方が相対的に緩やかであったことに求められよう。30年代の大豆価格についてはシドアルジョ県の推移を3-29表、ジャワ・マドウラ白大豆平均価格の推移を3-30表に示したが、いずれからもこの時期の低下が窺える。しかし、白大豆とカンボン米との比価を示した3-31表によれば、特に栽培拡大が著しかった33年には前年を上回っているのである。34年にはこの価格は若干低下したが、それでも大豆輸入規制によって「7月1日以降、ジャワへの大豆輸入がストップした結果、生産中心地の価格は収穫月においてもなお高水準を保ち、西に向かったの船、道路、鉄道での輸送は増加した。」[ibid.]ことが、引き続き拡大を支えたと考えてよい。

これらに対して、トウモロコシは31年には「ジャワ全域で、トウモロコシ、カッサバ、落花生の安値との関連で、乾季米栽培に対する強い志向があることは、農業指導員が等しく述べるところである。」[ibid. 3e kwrt.1931(mr1684/31, Vb 19-12-31-8)]とあり、また33年7月の報告には「シドアルジョ県ではこのシーズン、人々はトウモロコシ価格が低いので、より多くの他の裏作物を植

え付けた。」[Oogst en aanplant Juli 1933(*E.W.*1933II):354]とあるように、この時期には価格が相対的に低かったので重視されなかったのである。ちなみに3-32表で東ジャワ省におけるトウモロコシno.1市場価格の推移を見ると、33年が最も落ち込んでおり、また3-33表に現れるようにカンボン米に対する比価も依然として低い状態が続いている。34年の4月頃からは前年を上回るようになったが、なおそれはトウモロコシへの志向を強めるものにはならなかった。加えてシドアルジョ県の場合には、先に触れたように水田トウモロコシ栽培は糖業からの返還地に限定されていたので、糖業の縮小の結果、3-6表に示される通り、この栽培も減少したのであった。²⁸⁾

いずれにせよ、スラバヤの農民は30年代前半期には、糖業からの返還田に相対的に有利な米と大豆の作付を拡大することによって水田乾季作を発展させ、恐慌による経済悪化に対応したのであった。

(b)30年代後半期の動向とその背景

まず、領域が拡大した35年について考えよう。乾季米はほとんど伸びがなく、比率も低下している。しかし、比率の低下は、3郡合併により乾季に灌漑のできない水田が44,000ハ²近く増加したことからすれば当然である。また、3-18表に立ち戻ってもう少し細かく作付状況を見ると、先行する雨季作の遅れにもかかわらず5-6月はかなり拡大しており、7月の約7,000ハ²の減少が乾季作全体の伸びの停滞の原因であることがわかるが、7月の減少の理由は乾燥が極めてきつかった[ibid. Juli 1935(*E.W.*1935):1353]と報告される気象条件に求められよう。そして、この年の乾季には糖業の使用面積が3,300ハ²あまり増加しており、南部3県では乾季米作付が縮小せざるをえないことをも勘案すると、乾季米栽培への農民の志向が弱まったとの判断は必ずしも適当ではない。

次に最も増加したのはトウモロコシであるが、この増加には3郡合併の影響が大きいと考えてよい。また大豆は4-5月に前年を大きく上回る作付がなされ[3-20表]、この年も引き続き拡大傾向にあり、この栽培への志向は依然として強いように思われる。その要因としては、何よりも価格上昇があろう。3-29表によれば、シドアルジョ県の大豆価格はこの年、初めて上昇に転じており、また、3-30表に示される白大豆価格も34年後半から35年前半にかけて比較的安定している。そして更に、第1章で述べたように、販売も好調であった。大豆は、現金収入源として一層有利になったのである。

36年以降の時期の、先に述べた大豆、トウモロコシの拡大と、乾季米の相対的低下の背景については史料が不足しており十分に明らかにすることは困難であるが、可能な限り探ってみよう。

まず乾季米の減少は、価格を見ると36年には低下するが37年からは上昇して

おり、それとの関連で見ることができないようである。むしろ、糖業の栽培動向との関連が大きいように思われる。米は乾季作の中で最も大量の水を必要とする作物であり、その栽培は周年灌漑田に集中すると見てよいが、砂糖黍栽培拡大によって利用可能な条件のよい水田面積が減少したこと、加えて昼夜給水法が再び厳格に実施される水田がおそらくは増加したことなどが影響したと考えられる。したがって、リスク回避のために相対的に水の少なくとも済む大豆やトウモロコシへのシフトが生じたとしてもそれほど不思議ではない。

これに加えて、この時期の大豆やトウモロコシの価格は比較的安定したものであった。大豆価格は38年までしかわからないが、3-29表によればシドアルジョでは36年には低下するが37年には再び大きく上昇しており、また3-30表に示される白大豆価格は37年半ばから38年にかけて上昇して比較的高値で安定している。他方、トウモロコシ価格も3-32表からわかるように36年には前年より低い、37年からやはり上昇し高値で安定している。そして、トウモロコシの場合には米に対する比価を見ても、この時期には30年代前半期を上回っている。おそらくそれは、第1章で述べた30年代後半期になるとジャワ人の主食がより安いものへと移行する傾向が強まったという状況がこの地域でも見られ、²⁹⁾ それによって主食としてのトウモロコシに対する需要が高まったことによるものであろう。

このように、30年代後半期の乾季作の推移も、糖業の動向や作物価格の動きと密接な関連を持っていたということができよう。

(2) 乾地における栽培動向

乾地については33年以降しかデータがないが、先ず3-26表から窺えることはトウモロコシとカッサバの合計面積が占める比率が水田における主要作物の合計比率ほど高くはないことである。ここでは、水田以上に多様な作物が栽培されていたのである。しかし、同時にこの2作物の合計比率は30年代後半期に上昇傾向にある。先に見たように乾地栽培の集約化は30年代後半期に特に進んだのであるが、それに貢献したのはこの主要作物の栽培拡大であったといえよう。

作物毎に見ると、トウモロコシは最も広範に栽培される作物であり、その比率は35-36年には上昇しているが37年には低下しており、全体としてはあまり変化がない。ただし、30年代後半期の作付面積は36年から一段高いレベルを記録しており、先に述べた価格の安定、トウモロコシに対する需要の増加と関係があると思われる。37年は例外的に作付面積が減少した年であるが、3-19表からわかるように作付最盛期の11月の大きな減少がその要因であり、この月の旱魃の影響によるものと思われる。同表によれば、翌月には大面積の作付が行われており、農民の栽培意欲はこの時期も大きかったといえよう。

これに対して、カッサバは30年代後半期に著しい栽培拡大が見られる。その一般的な背景としては、トウモロコシと同様に、主食がより安いものにシフトする傾向があったことが上げられようが、同時に3-34表でこの作物の価格の動きを見ると、主要作物の中では最も早く上昇が始まり、30年代後半期には高値で安定し、この結果、3-35表によればカンボン米に対する比価も同様に良好であることが注目される。価格上昇はトウモロコシを更に上回るものであり、そのことが農民をして特にこの栽培に向かわせた原因であったと考えられよう。

4、30年代住民農業変化の構造と意味

30年代恐慌期スラバヤ住民農業の変化は、以上に述べた通りであった。ここではその特徴を、前節で見たこの地域の農業の特徴との関連からまとめておきたい。

先ず、第1にいえることは、水田米作を軸にする農業の性格は基本的に変化しなかったということである。このことは、米が最も主たる食糧であるということからすれば当然であろう。したがって、米価の低落にもかかわらず、米は常に水田作の6割ほどの比率を保つことができたのである。

第2には、糖業の動向が極めて大きな影響を持ったことである。30年代前半にはその栽培縮小によって住民利用可能面積が拡大し、水田における作付は大きく拡大した。そのことはまた、水利規定の適用が変化したことによって、特に乾季米栽培の拡大をもたらすことになった。しかし、その栽培が再び拡大傾向に入る30年代後半期には、糖業優先の水利規定の適用が再び強められたことによって、乾季に大量の水を使用する作物の栽培は困難になった。

第3に、この地域の農民は、価格の有利な作物を巧みに選択して栽培を展開したということである。これまで見てきたように、34年の水稲乾季作の大拡大、大豆のほぼ一貫した拡大、後半期のトウモロコシとカッサバの拡大などに、それは示される。このことは、農民が作物選択によって恐慌に対応してきたことを意味するものであろう。しかしまた、次のような意味をも持っている。

これらの動きを見ると、明らかに価格の上昇が栽培拡大の契機となっており、そのことが土地利用の集約化をもたらしたのである。農民は、決して窮乏のゆえに土地利用の集約化を進めたのではなかった。恐慌の影響によって経済の悪化が深刻化し作物価格が暴落した30年代初期に土地利用の集約化がほとんど進まず、農産物価格が上昇し始めた34年以降に急速にそれが進んだことは、この点を物語るものであろう。

このことは、この地域の農業の強い商業的性格に規定されたものであると考えられる。したがって、農作物の販売と栽培状況との間には密接な関係があった。本稿では第1章で、30年代初期には米の流通が一時的に停滞したが、34年の輸入禁止以降になって再び活発化し、特に精米所が流通に占める比重が高まる傾向が見られたということ指摘したが、スラバヤでも同様の傾向がこの時期に現れた。31年9月のある報告によると、旧モジョケルト理事州では、買付商人は籾の買上げを控えており、住民はなおたくさんストックを持っているとあり[regentschapsverslagen voedseltoestand]、また3-12表に示される精米所の動きを見ても34年までは停滞していることがわかる。しかし、同表によれば30年代後半にはいるとその活動は急速に活発化し、原料買付け量も増加することがわかる。このように、精米所の活動状況は米の生産動向とほぼ一致して変化しており、流通の活発化が生産を促したともいえるであろう。³⁰⁾ 30年代のスラバヤ住民農業は、恐慌による経済変化の中でも決して自給的性格を強めたのではなく、その商業的性格は変わらなかったのである。

第 3 章 註

- 1) J-7表から1人当たりの乾地面積を計算すると、シドアルジョ県が0.032haであるのに対してモジョケルト県0.065ha、ジョンバン県は0.047haと、それぞれ約2倍、1.5倍に達する。ただし、ジョンバン県Ngoro郡のModjowarno副郡のように、1925年段階で乾地面積1,679ハウのうち畑地は73ハウにすぎない[Vink 1926:120]ような地域もあった。
- 2) 内陸部に位置するモジョケルト、ジョンバン両県の場合には、当然のことであるが漁業は盛んでなかった。すなわち養魚池はモジョケルト県のTrawas副郡(Djaboeng郡)に小規模なものはいくつかあるにすぎず、しかもそれらは農業用水としても利用されたため水量は少なく、漁業の発展は期待できなかった。また溜池(veldwadoek)を養魚に利用することが試みられたが、これもうまく行かなかつたと報告される[MvO Modjokerto 1931]。
- 3) 雨季作、乾季作の時期については、当時の農業関係統計で一般に用いられる区分に従った。
- 4) 1920年代の中ごろまでの時期の煙草栽培面積は下表に示される通りである

郡	1921年	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年
Ngoro	336	245	249	943	443	570
Djombang	648	245	390	708	741	849
Modjoagoeng	134	349	270	840	407	581
Ploso	564	235	384	1,056	774	679
ジョンバン県	1,682	1,074	1,293	3,547	2,365	2,679

単位：ハウ

出所：Gadroen 1927:1

が、34年の副理事の報告でも「本年は、特に南ジョンバンで多くの煙草が栽培されている。私は、この地域及びやはり煙草栽培が行われているKaboeh副郡(Ploso郡)における異常な旱魃によって収穫が不良になるのを恐れている。」[Ass.Resident Djombang 1934]とあり、この栽培が続いていたことがわかる。

これらの煙草栽培がどのように行われてきたかを、20年代後半期のNgoro郡、Djombang郡に関して見ておこう。これらの地域では煙草栽培に最も適した土地は砂地の水田であり、栽培者は現金払い1年半当たりf65/ハウ、2年間でf110/ハウ、3年間でf135/ハウの借地料で借り入れた。借地は最長10年まで可能であり、3年以上借地の場合、年間の借地料はf35/ハウに下がった。

時には土地は1年間に2回貸し出され、1回は稲、後の1回は煙草を作ることがある。この場合、借地料は稲についてはf30/ハ、煙草についてはf40/ハである。Bongsoredjoでは、現地の協同組合Mardiharsojoが煙草栽培のため以下のような借地料基準(1ハ当たり)を決めている。

借地から 作付まで の期間	借地料	借地から 作付まで の期間	借地料	借地から 作付まで の期間	借地料
18ヶ月	f27.00	12ヶ月	f31.50	6ヶ月	f36.00
17ヶ月	f27.75	11ヶ月	f32.25	5ヶ月	f37.00
16ヶ月	f28.50	10ヶ月	f33.00	4ヶ月	f38.00
15ヶ月	f29.25	9ヶ月	f33.75	3ヶ月	f39.00
14ヶ月	f30.00	8ヶ月	f34.50	2ヶ月	f40.00
13ヶ月	f30.75	7ヶ月	f35.25	1ヶ月	f41.00
				0ヶ月	f42.00

栽培は、7月前半の苗床への播種から始まる。苗床は水路の近くや泉がある土地の肥えたところに作られ、土地の肥沃度が不足する場合には角の削り屑(hoornschrapsel)や鶏小屋から出た肥料を施す。作られる品種は、主として内地市場向けケルフ煙草製造に適したものである。移植は苗が35日ほど経過した8月初めから9月10日頃までである。

収穫された煙草のうち、クロソック製造に適しているものはKlomp & Co., Fraser Eaton, Mirandolle en Voute, Djember Tabakmaatschappijといったヨーロッパ資本の煙草会社によって華人代理人を通して買い付けられる。他方、ケルフ煙草の場合には商人や富裕農民によって前貸しが供与され、収穫が彼らの手に渡ることが多いが、前貸しを受けず、自分で煙草加工に当たるか加工させ、2-3月の自由市場で販売するものも見られた。

なお、これについての詳細は、Gadroen 1927:2-20, 25-34 を参照。

- 5) この計算は次のようにして行った。J-7表によると1930年の両県の水田面積合計は91,371ハクタール=128,692ハであり、ここから2-1表により両県の1929/30、1930/31年の砂糖黍栽培面積合計54,049ハを引いて乾季利用可能水田面積を求めると74,643ハとなる。これで1930年乾季米田植え面積を割ると、8.5%という数字が得られる。
- 6) 例えば1933年のある調査によると、ジョンバン県S村の農民Aはその150ル(=1/4ハ)の屋敷地でヤシ25本、ジャンプー40本、マンゴー10本、ランド

ウー20本、バナナ70本、ジュルック1本の果樹を栽培し、他に竹を10本所有していた。また、同村の農民Sは70ル-の屋敷地でヤシ5本、バナナ30本、竹7本、マンゴー2本、ランドウー7本を栽培し、ここから1日当たり3セントの収入を上げていたという [Onderzoek desabanken:1064-1066]。

- 7) この県は全域がいわゆるブランタスデルタ(シドアルジョデルタ)に位置するが、このデルタは18世紀初めにはほとんどが沼沢池であり、1820年頃にもなお多くの沼沢が残っていたが、1852-57年にシドアルジョ施設(Sidoardjo werken)の工事が行われてこの地域の給排水が急速に改善され、良田地帯に生まれ変わった。1920年代半ばの理事覚書によると、この工事はなお最終的な完成には至っていないとされるものの、県全域の水田約48,000ハウがLengkong堰によって恒常的に給水され、収穫の失敗は実質的にないとされる [Memori Residen Surabaya 1924:58]。県内は、Mangetan運河(給水面積27,330ハウ=19,404ヘクタール)、Porong運河(16,900ハウ=11,999ヘクタール)、Kemlaten水路(960ハウ=682ヘクタール)、Lengkong水路(511ハウ=363ヘクタール)の4給水区(bevloeiing sgebied)に分けられている [Soekasno 1938:299]。なお、給水区とは「1区画の土地であり、その区画の各部分が同一の灌漑用水によって給水できることにより、お互いに直接的な給水関係に立つもの(1938年東ジャワ省水利規定)」 [Waterreglement Oost-Java 1938]を指す。
- 8) 例えば1920年代前半には、10年代初めから開始された干拓工事竣工によって、それまで沼沢地であったWatadoekan地域(14,000ハウ)はこの地域で最も豊かな水田地帯に生まれ変わったといわれる。なお、この工費の一部は周辺で操業する糖業から栽培拡大認可を条件として寄付させることで賄われたといわれ、工事の目的が糖業にあったことが窺われる。詳しくはMemori Residen Surabaya 1924:58を参照。他方、Perak副郡(ジョンバン県Djombang郡)にあるRawa-Paras湿地帯(約1,000ハウ)は雨季にはブランタス河の水が定期的に溢れる地帯であり、ここも乾燥化する計画が立てられたが、ブランタス河の水位調整池としての役割を重視して計画は実行に移されなかった。このため、ここでは栽培は乾季しか可能ではなく、また、しばしば凶作が発生した。この地域内にあるテサ Karangdaganganの例では1931年、343ハウのうち262ハウが凶作となった。この結果、それまでこの耕地は(税制上)水田として見なされてきたが、この年に乾地として扱うことに変更されたという。これについては Ass.Resident Djombang 1934を参照。
- 9) これらの水がデサのレベルではどのように管理されたかにも触れておきたい。水はブランタス河やその支流、運河などから第2次水路を経て最終水路である第3次水路に至るのであるが、ブランタス灌漑区における通常の給水

区のこのレベルの建設・維持管理等については1922年10月12日付けスラバヤ州理事命令no.216/43で規定が作られ、同年11月11日付け命令no.236/43によってシドアルジョデルタへの適用が公布された。

それによると第3次水路の建設と補修の費用負担は契約によって糖業に義務づけられるが、維持・管理は基本的にはデサの仕事である。すなわち、水路の維持管理を毎週特定の日に実施すること、年に1-2回は水路の清掃などを実施しなければならない。ただし、これにもとづいて20年代後半に実際になされたのは、2週間に一度、数名の水田持分権保有者が日常的な維持管理をすること、水田耕起直前の時期になると持分権保有者が1-数日間にわたって召集され水路の清掃を実施することであった。デサの仕事で最も重要なものは、この水路からの配水である。水は水量測定点を経て水田面積に応じた量が各デサへ流され、それを各水田占有者間に分けるのがデサの仕事となる。これに携わったのは一般にデサ首長代理(petinggi)であったが、臨時に任命されるtoewowoと呼ばれる役職の人々に補佐されるのが普通であった。この場合、toewowoはデサ労役を免除されたり、手当として若干の現金あるいは水田を与えられるが、あくまでも臨時的な役職であった[R.E.D.:461-462]。しかし、30年代に入り、この制度は修正され、31年にはいくつかの第3次区画でtoewowoが正式の水利担当役人として試験的に任命され、33年からはシドアルジョ一般で制度化されるに至った。彼らは10日毎に灌溉頭領(mantri-irrigatie)と会議を持ち、様々な水田の耕作状況に関する報告を作成することになった[Mv0 Soerabaja 1935]。他方、このtoewowoはジョンバン県では既に30年代に入るかなり前からデサ役人であり、また、モジョケルト県では1930年から正式なデサ役人になった[Mv0 Modjokerto 1931]。

- 10) なお、35年の理事覚書によれば、これとは別にシドアルジョ県のためにはシドアルジョ契約なるものがあり、糖業はこれによって一定量の水を保証されているとあるが[Mv0 Seorabaja 1935]、詳細は不詳である。また、これにともなって、ブラントス灌溉区の通常の給水区における第3次水路の建設・維持については22年10月12日付け理事命令no.216/43で定められ、同年11月11日付け命令no.235/43でシドアルジョデルタへの適用が公布された。
- 11) ジャワの糖業地帯では既に強制栽培制度期から昼夜給水法が実施されてきたが、この方式は住民農業にとっては不利であり、これに対する住民側の不満は大きかった。この結果、既に1890年代初めにこの方式の問題点についても調査が行われ、その後の数回の同様の調査を経て、1915、16年に至り、当時の政庁水利局技師クラーメル(Ch.G.Cramer)の手で住民側、糖業側と頻繁に会議が持たれ、昼夜給水法を溜池方式による同時給水に代える問題が論議

された。こうして16年には最初の試行がなされ、18年からはこの制度が様々な給水区に組織的に導入されるようになった。この年の末には、溜池の数は240、それによる給水面積は34,600ハウに及んだ。19年にはこれによって昼夜給水法の廃止を進めていく原則が決められ、年末の溜池数は342、給水面積は53,300ハウにまで拡大した。そして20年には暫定予算の中に建設費としてf150万が初めて計上されるに至った[Encyclopaedie dl.5:461-465; Verslag wadoekstelsel:3]。この3年間の建設費の実額は、糖業調査委員会報告によればf930,000に上った。同報告では、毎年、f150万づつかけて建設を続ければ8年後には昼夜給水法は過去のものになり糖業に対する不満は解消されるであろうとの見通しが述べられている[Suiker-Enquet Commissie 1921:187-188]。

この方式は、夜間給水を中止してその水を溜池に貯水し、それを昼間に灌漑水路からの水と合わせて糖業と住民栽培の双方に同時給水するものであり、このために、平均150-200ハウの給水能力を持ついわゆるkringwadoekを各第3次区画毎に1ヶ所づつ建設することが目指された[ibid.:185-186]。

スラバヤ理事州での実施状況を見ると、先ずモジョケルト、ジョンバン両県では、1917-18年に溜池の数がかなり拡大し[Metzelaar 1931:769]、1927年の調査によれば前者では15の溜池からの給水面積は17,606ハウ、後者では11の溜池から17,088ハウに及んでいる[ibid.:832-835]。他方、シドアルジョ県でもf25,000の工費をかけて7ヶ所の溜池が造られたが、給水面積は1,656ハウと小規模であった[ibid.:822]。ところが、溜池の効用に関して行われた調査から明らかになったことは、一般的にいて裏作の拡大に目立った貢献をしてはいないこと[ibid.:801]、配水の改善に役だっていない[ibid.:769]ということであった。しかも1927年に当時のスラバヤ溜池調査農業指導官のヴィンク(Vink)が述べたところでは、この時までにジョンバン県は総工費f210,277.99をかけて建設された溜池の給水面積は13,230ハウであったが、実際の給水可能面積はこれよりもかなり小さい上に、補修費がかなりかかること、さらにこのシステムの導入によって漏水が増加したなどの欠陥が見られたという[ibid.:787-788]。こうしたことが、モジョケルト、ジョンバンでこのシステムから昼夜給水法へ次第に変更されていった原因であったと考えられる。

なお、1917-18年の溜池建設とその使用に関してはVerslag wadoekstelsel:22-23などを参照。

- 12) M. W. I. Soerabaja:315 によると、スラバヤ県では「一般に、砂糖黍栽培のために借り入れられる土地は、それに先立つ西モンスーン期には最初に耕起

される。」、シドアルジョ県では「次の東モンスーン期に糖業が栽培を行わなければならない土地が最初に耕起されるのは、常に習慣となっている。」、モジョケルト県では「glangan水田に与えられた優先権は、以前には糖業はそれを現在のように重視しなかったものの、政府栽培の時代からのものである。」、またジョンバン県については、企業に土地を貸し出さないデサでは最も耕起しやすい土地が最初に耕され、それは利用可能労働力に応じて少しずつおこなわれるのが従来の慣行であったが、糖業への貸出地の早期耕作によってこの慣行がすっかり乱されてしまい、本来ならばその位置から最後に耕すべき水田区画がしばしば早期に耕作されることになったとあり、既に20世紀初めにはこのシステムが一般的に行われていたと考えられる。

- 13) 20キタルを越える郡は理事州毎に西ジャワではバンテン1/15、バタヴィア0/9、バイテンゾルフ1/6、クラウン1/7、チェリボン1/10、インドラマユ4/10、西プリアンガン6/13、中プリアンガン6/15、東プリアンガン0/23、中ジャワではプカロンガン1/28、スマラン1/34、レンバン0/23、バニユマス0/19、ケドゥー1/34、王侯領ではジョクジャカルタ0/7、スラカルタ4/33、東ジャワではマディウン0/21、スラバヤ7/25、マドゥラ0/21、クディリ8/23、パスルアン20/29、ブスキ15/18(20キタルを越える郡の数/郡総数)となり、東端地方に集中している。スラバヤ南部3県だけとると7/12となる。Scheltema 1928:782-787を参照。
- 14) 理事州全体の凶作率をジャワ・マドゥラ全体の30年代の凶作率(30年2.9%、31年5.9%、32年4.5%、33年5.4%、大半の地域で凶作となった34年が7.6%、35年5.8%、36年3.7%、37年4.5%、38年3.5%、39年2.6%、40年の1.5%[*l. v. 1931 II : tabel 191; ibid. 1932 II - 35 II : tabel 193; ibid. 1936 II - 41 II : tabel 192*から算出])と比較すると、30年代前半期は比較的状况がよい。ただし、34年凶作は他地域にまして深刻であった。また30年代後半からは常に平均を上回っているが、これは35年から農業条件のよくないグリッセ県3郡が編入されたことと関係があると思われる。
- 15) 度重なる凶作の結果、この郡では食糧事情に関する特別の調査がいくたびか実施された。そして、32年1月の調査報告によれば、31年10、11月には食糧事情が大きく悪化したという[Verslag voedseltoestand Januari 1932]。また33年1月の報告では、この郡の食糧ストックは2ヶ月分しかない、つまり4月末の雨季作稲の収穫まで持たないことが報告される[*ibid. Januari 1933*]。ただし、この時期までのこの郡の食糧事情は、トウモロコシの収穫が比較的豊作であったことで緩和され[*ibid. Januari 1932*]、深刻な食糧不足が発生するまでには至らなかった。

ところが、全ジャワ的に凶作が広がった34年のケースでは、問題はそれを越えて深刻化した。この年、スラバヤ理事州では、凶作は特にジョンバン県で深刻であった。同年8月27日に同県レヘント、副理事、監督官、郡長、副郡長、一般庶民銀行関係者などを集めて開かれた会議では、副理事が食料事情が特に深刻化しているPloso郡のKaboeh、Plandakan、Ploso副郡およびDjombang郡のTambelang副郡、Modjoagoeng郡のKesamben副郡の状況報告を行っているが、主としてメンテク病のために雨季水稻作が大きく被害を被り、納税のために貯蔵の一部を販売した残りは極めて少なく、農民は次の乾季米や裏作の収穫までの消費分が足りないだけでなく、次の雨季作用の種籾にも不足する状態であったという[Notulen vergadering Djombang 1934]。

これらの状態がどれほど深刻であったかは、既に2月には「籾とトウモロコシのストックが尽きようとしている」[Verslag voedseltoesatand Februari 1934]と報告されることから明らかであろうが、同年9月17日付けの副理事からスラバヤ州理事宛の書簡に示されるいくつかのデサのデータから、さらに一層具体的に見ることができる。例えば、Ploso副郡のデサKedoengdowoでは水田177ハウ、乾地37ハウ中の171ハウが凶作になり、総人口1,040人のうち籾を備蓄しているのはわずか2人にすぎず、その量は合計で3ピールしかなかった。しかも、栽培中の94ハウの裏作(トウモロコシ、胡麻、サツマイモなど)も「早魃のため凶作の可能性あり」と報告され、また、この地域には糖業を初めとする農企業がないので、住民の副収入の機会は炭焼きや枯れ枝集めに限定されていた。この結果、この村では庶民銀行への返済の滞納率は100%、34年の地稅滞納率は97%に及んだ。こうして、この村が位置するPloso郡では、住民は最近の数週間、1日1食しか取ることができず、それも質的に決定的に不十分であると報告される。また、Djombang副郡のデサBandjardowoのケースでは、水田726ハウ、乾地32ハウのうち420ハウが凶作に見舞われ、人口2,489人中で籾の蓄えを持つ者は20名、134ピールであった。裏作としての乾季米、トウモロコシ、豆などは早魃により全部凶作となる可能性があった。このデサの庶民銀行滞納率は68.8%、34年地稅滞納率は90%と前者よりはましであったが、これはこの年の2月にDjombang糖業とNgelom糖業からそれぞれf150、f52.5の栽培中止補償金が交付されたことによる[Ass.Resident Djombang 1934]。

こうした状況を受けて8月27日に会議が持たれたのであり、その後、9月17日にはジョンバン県副理事は総督に対して救済資金の支出を要請し、この結果、10月26日の総督命令で、東ジャワ省知事に「ジョンバン県の数デサにおいて食料飢餓を防止するためのいくつかの対策と関連した経費に充てるた

め、f11,000を使う権限」が与えられた[Uittreksel Besluit]。さらに、11月末にはPloso郡のための救済事業としてMarmojo河の改修工事着工が決められ[Directeur Verkeer en Waterstaat 1934]、12月17日には総督命令によってそれへの費用f35,000の支出が認められている[Besluit Gouverneur-Generaal 1934]。ただし、こうした対策にもかかわらず、「ジョンバン県では天水田での田植えが早魃のため、遅れている(35年1月)」[Oogst en aanplant Januari 1935(E.W.1935):292]、「ジョンバン県Ploso郡では早魃のため、稲の収穫は不良である(36年11月)」[ibid November 1936(E.W.1936):2503]と報告されるように、この地域の農業条件の悪さは基本的に改善されなかった。

- 16) ただし、シドアルジョ、ジョンバンでは砂糖黍栽培直後の返還田にはほとんど栽培されることがないという[Vries 1932:623-624]。
- 17) ただし、モジョケルト県のDjaboeng郡、ジョンバン県のPloso郡、Ngoro郡では大豆栽培はほとんど重要ではない。
- 18) シドアルジョ県及びモジョケルト県のシドアルジョ県に接する諸郡では、一般に大豆はトゥンガック豆(katjang toenggak)と混作され、ジョンバン県では第1回目の栽培は単作であるが、第2回目の栽培では主としてトウモロコシ、胡麻、サツマイモなどと混作される。それはこの栽培が虫害や生育期の過剰な雨の害を受け易く、リスクが大きいからである。
- 19) この県では、以前には東部にジャワ人の独立した商人もいたが、この時期には独立性を失い華人商人への橋渡し役を務めているにすぎないといわれる。
- 20) この時期に唯一開発が進んだのはシドアルジョ県の養魚池である。3-1表から明らかなように、シドアルジョ郡における拡大が顕著であるが、この郡では水田、乾地ともに若干増えていることから、これらの養魚池は沿岸部の荒撫地を切り開いて新たに作られたものであると判断される。
- 21) 先の東ジャワ省政府見解の出される約2ヶ月半前の東ジャワ省水利規定案公式解説に、「農業技術的観点から見ると、とりわけ砂糖黍栽培が集中的に行われている地域では栽培計画が必要である。すなわち、この栽培にとっては加工糖栽培用地が可能な限り早い時期に使用可能になることが重要である。この土地(glanggangans, lemekgronden)に対しては、その必要性が認められ、住民栽培に悪影響を及ぼさないと考えられ、固定したゴロンガンを持つゴロンガン規定が適用不能もしくは適用の必要がない場合には、加工糖栽培に先行する西モンスーン稲作開始時期に対して、残りの土地(dongkellan地とlanjah地)よりも優先権を与えることができる。」[Ontwerp Waterreglement Oost-Java]とあり、新制度導入にもかかわらず、糖業への貸出地については

稲の栽培開始時期を優先的に早めること、すなわち給水時期を早めることが明確に述べられている。

- 22) スカスノが掲げる農業指導局のデータによると、100ハウの水田の耕起には30日間に48頭の牛が必要であり、牛1対当たり4ハウ前後の作業となる。ところが、この地域では例えば テサ Pesawahanでは147ハウの水田に対して牛の数は19頭にすぎない、テサ Kendoengbotoでは牛1対当たりで28ハウの作業をしなければならぬというふうに、耕起作業に必要な牛の数が絶対的に不足していたのである。

この地域の家畜飼育状況についても触れておきたい。この地域は糖業地帯であり、従来から、砂糖黍輸送の牽引力として牛は大きな意味を持ってきた。30年代初め頃になると、砂糖黍輸送の大半が軌道によるものに切り替えられていったため、この点での需要は減少したが、それでもモジョケルト、ジョンバンでは毎年いわゆるパソッカ(n) (pasokkan) 契約が結ばれ、数千頭の牛が砂糖黍輸送に当たっていた。この契約では農民は糖業から前貸しを受けて牛を購入するが、その所有権は前貸金が返済されるまでは糖業側にあり、農民はこの牛を使って砂糖黍輸送に従事することで負債を返済することになるのである [Mv0 Modjokerto 1931]。このように牛は糖業との関連で重要であったが、この作業が終わると、雨季作住民農業の耕牛として利用されることになるが、先に見たように耕牛の数は不足気味であった。

いずれにせよ、以上のような状況であったので、この地域での牛や水牛の飼育は盛んに行われ、その頭数はモジョケルト県で牛56,026頭、水牛9,114頭(1929年)、ジョンバン県では牛44,876頭、水牛14,725頭(1929年) [Mv0 Modjokerto 1931]、シドアルジョ県では牛26,108頭、水牛2,528頭 [Soekasno 1938:304] に及んだ。またモジョケルト、ジョンバン県には、古くから Modjokerto、Modjosari、Poeloeredjo、Djombang、Modjoagoeng、Koedoe に重要な家畜市場があり、他地域からの家畜も運ばれてきて取引され、特に Modjokerto、Djombang 市場ではその数が毎年数千頭に及んだといわれる [Mv0 Modjokerto 1931]。

- 23) 返還田の稲収量が落ちることについては 植村 1978:69 でも触れたが、砂糖黍栽培による地力の低下、砂糖黍の切り株除去等の余分な作業が必要のために水田造成が拙速に流れがちで田植期までに十分な本田準備ができないことなどが考えられる。
- 24) 3-25表で大豆とトウモロコシをそれぞれ第1回栽培、第2回栽培に分けたことに関して少しばかり説明をしておく必要がある。大豆は第1節で述べたように、播種後80~100日で収穫される。したがって、3-20表aで作付状況を

見ると4月から本格化するが、この月に作付けされたものは6月終わりまでには収穫可能である。それゆえ、7月以降の作付はその収穫後に植えられたものと考えことにしてもそれほど大きな誤りはなかろう。同様にトウモロコシもしばしば2回目の作付けがなされたり、あるいは大豆収穫後の水田に作られたりすることが当時の報告に散見する。例えばBruyn 1941:29によると、ジャワのトウモロコシ栽培は特に中、東ジャワの多くの地域において、西モンスーン前作と西モンスーン後作に分けられるが、前者は10月か11月の初めに植えられ、後者では水田裏作として作られるという。以上からここでは栽培期間をも考えて、6-9月までを第1回栽培、10-12月作付けを第2回栽培とすることにす。

- 25) 31年には特に5-6月に雨が続き、東ジャワでは水田トウモロコシ作付は1928/30年平均に対して29,700ハウの減少(ただし、7-9月には26,800ハウ増加して、かなりの部分が回復された)、大豆は4,300ハウ減少(7-9月期にも2,500ハウの減)であった。乾季米のみは5-9月に146,000ハウの作付拡大があったが、全作物では乾季に11,200ハウの減になった[L.E.V.3e kwrt.1931(mr 1684/31, Vb 19-12-31-8)]。
- 26) 1930年当時のグレスック理事の覚書によると、これら3郡を含むこの理事州の水田は地味が悪いことに加えて、それに適した河川がないために灌漑も不十分でその大半が天水田であり、それが毎年大面積にわたって発生する凶作の原因になっているという。詳しくは Memori Residen Gresik 1930:26-27 を参照。
- 27) 3-25表からこの年の水田裏作の栽培状況を見ると、乾季米(前年比-3,724ハウ)、大豆第1回栽培(-6,590ハウ)など乾季の初めに作付すべき作物の減少が大きく、またトウモロコシの第1回栽培も全体としては若干増加しているが6月の作付面積は前年比で9,421ハウの減となっている。
- 28) なお、スカスノに従えば、落花生とサツマイモについてもトウモロコシと同様のことがいえるという。ちなみにシドアルジョにおける落花生の収穫面積は1932年1,096ハウ、33年1,459ハウ、34年1,077ハウ、35年1,237ハウ、36年1,325ハウ、サツマイモは1932年1,507ハウ、33年1,053ハウ、34年683ハウ、35年858ハウ、36年877ハウである[Soekasno 1938:306-307]。
- 29) 36年のある報告は、こうしたことが当てはまる地域としてジョンバン県をも上げている[Aanteekeningen voedselsituatie 1936]。
- 30) もっとも、30年代半ばのシドアルジョ県での調査に、農民は県内6ヶ所の精米所や県外の買付業者に粳を販売するが、「一般に粳の大半を収穫直後に手放してしまうか、あるいは既にそれより以前に様々な前貸関係に入ってお

り、それは収穫後に清算しなければならない」[Soekasno 1938:314,316]とあるように、こうした流通の展開を支えたのは農民の窮迫的販売であり、増産は栽培農民に必ずしもストレートに利益をもたらしたわけではなかったと考えられる。

第4章 世界恐慌とスラバヤ農民経済

本章の課題は、前章までに述べた糖業の栽培縮小と住民農業の変化の下でこの地域の農民経済がどのように変化したか、またそのことによってこの地域の社会経済構造がどのような影響を受けたのかという点を検討することである。このためには、先ず、この地域の農民経済の特徴に触れておく必要がある。

第1節 スラバヤにおける農民経済の特徴

この地域の農民経済の一般的な特徴として先ず指摘すべきは、糖業への依存性の高さであろう。この点は第2章で詳述したのでいちいち繰り返す必要はないが、要するに糖業の提供する借地料と労賃が現金収入の極めて大きな部分を占めてきたと云ってよい。「シドアルジョデルタの水田占有者は、屋敷地分を除く地稅査定額の全額、したがって特定の年に砂糖黍を栽培しない区画のそれも含めた税の支払いを借地料から充てることを、長年の慣行にしてきた。他方、借地料の残りはしばしば銀行その他からの借金の返済に充てられてきた。」[Verdrag Onderhandeligen 1932]とあるように、それは税支払いその他の現金支払い義務の遂行にとっても不可欠のものであった。

第2に上げるべきは、前章で検討した住民農業のあり方から明らかなように、この地域の農民は商品生産者としての性格が極めて強いという点であろう。彼らの生活は深く商品経済に巻き込まれており、現金収入を如何にして確保するかということが生活を再生産する上で不可欠のことであった。

以上に述べたような特徴は、この地域の3県に共通するものであった。いま、地域内の経済状況の差を考えると、Modjokasri郡(モジョケルト県)とPloso郡(ジョンパン県)では通常でも経済状況が悪い[Notulen landrente-conferentie 1932]、シドアルジョ県ではスラバヤ市に近接していることにより同市への移住者が多数である[Soekasno 1938:292]¹⁾といった以外には、特に目立った地域的差異は窺えない。以下では、これを踏まえて、いくつかの事例から、この地域の農民経済について具体的に検討してみたい。

1、農民の収入・支出状況

スカスノは、シドアルジョの農民の収入と支出の特徴について次のように述べている。「通常の場合では、農民の主たる収入は当然のことであるが激しい

季節的変動を経験する。彼らは1年の内の一定の間隔で区切られた時期、すなわち収穫期に一度に収入を手にする。・・・しかし、将来に対する注意が欠けており、収入を季節に分けて使うことができず、この結果、収穫からの収入は短期間でそのほとんどあるいは全てを使いきってしまう。・・・『砂糖』に対するものであれ他に対するものであれ土地貸出しの際に受け取った現金は、再び収入がある時(すなわちたいていは砂糖から解放された土地から得られる最初の収穫の時)まで持たさなければならぬのであるが、土地が自由になりその耕起に比較的大きな金額を費やさなければならぬ時、あるいはそれ以前においてさえ完全になくなってしまっているのは、ごく普通のことである。』[ibid.:331-332]要するに収入の季節的な変動が大きく、農民はそうして得た収入を年間にうまく分散して使うことができないというのである。このことをもう少し考えてみよう。

この地域の農民の主たる収入源は水田農業と糖業にあるが、表作としての稲の収穫は先に見たように4-6月頃に集中している。また、裏作を行う場合、大豆の収穫は8-9月がピークであり、その後、トウモロコシの収穫が1月頃まで続くことになる。糖業に土地を貸し出している場合には、通常、借地料支払いは4月初めである。また糖業での労働機会は4-10月頃までに限定される。こうして見ると、農民が収入の機会に恵まれるのは4月から翌年の1月頃までということになる。したがって、雨季米の田植えが本格化し耕起のための出費が必要である年末頃から翌年の稲の収穫までの約半年間をどのように乗りきるかということが、農民にとって最大の問題であったと考えられる。

以上を踏まえて、1933年に実施されたデサ銀行²⁾の機能に関する調査の報告からジョンパン県の2人の農民の収支状況について具体的に検討して見よう。

(A) 農民P.S.(デサS)

P.S.は1932年1月にf7を借り入れ、32年8月に稲の収穫から返済することになっていた(利子は月1%)。

返済はなお行われていない。借り手の言うところでは、この金は一部(f5)を水田耕作に使い、残り(f2)は食糧費に充てた。借入れ未返済の理由は、1932年の稲作が雨季作(padi rendeng)についても乾季作(padi gadoe)についても全くの不作で、f4の収入しか上げられなかったからである。この金は税支払いに充てられた。ルラーが、税を先ず払わなければならないといったからである。彼の水田占有(共同占有)面積は1.131ハウである。他に彼は70ル-(1ル=1/500ハウ)の屋敷地を占有し、そこにはヤシ5本、バナナ30本、竹4本、マンゴ2本、ランドゥー7本がある。これらからの収入は1日3セント程になる。これらの生産物は時々Pにある市場で売られるが、ヤシ

は病気にかかっていたので売れなかった。借り手は瓦屋根の家を持っている。合計して1.131ハウの水田占有の内、前回の季節(1932/33年)に自分で耕作したのは200ルにすぎず、残りはルラーが作った。これからの収入はすぐに1932年の税支払いに消えた。今年の税はf8.65であるが、なお未納である。自作地200ルからの収穫は実質的にゼロに等しく(tepak病のため)、37°ンチャル(17°ンチャルは0.2ヒ°ルすなわち約12kg)しかない。

ルラーに貸し出した土地はこの間に返還され、2回目の稲作(gadoe)のための新たな播種が終わっている。しかし、このための粃を彼はデサWに住む親戚から借りなければならなかったので、収穫後には87°ンチャルを返済しなければならない。彼は前年にもルラーから食糧用として107°ンチャルの粃を借り入れたが、これもまだ返済しておらず、したがって1933年の税と農民銀行に対する1932年分の返済以外になお乾季米から10+8=187°ンチャルを払わなければならない。1933年の収穫時に彼はルラーの水田で日雇労働者として働き、1日に15セントと食事を得た(彼は牛を1頭連れていった)。糖業の栽培が行われていないので、彼はそこから収入がなく、また短期間の臨時労働者としての仕事を見つけることはごく僅かしかない。だから唯一の副収入は屋敷地からの収入と、ルラーのところでboeroeh menoemboek(稲の脱穀者)としての仕事だけである。彼にはデサ銀行以外からの借入れはない。質入もしたことがなかったが、これはテーブルを1つと椅子2個、ベット1つしか持っておらず今後も難しいであろう。だからまた、これまでに何かを売ったということもない。

家族は6人からなる。最年長の子供が7歳とまだ小さいので妻は働いていない。

[Onderzoek desabanken 1933:1065-1066]

(B)ハジ B.(デサB)

ハジB.はゴゴルであり、妻のワルンのために借入れを行った。借入れはf5で11週返済条件であるが、既に4回の返済を行い、滞納はない。

借り手とその妻の言うところによると、この金はワルンのために使ったものであり、そこでは飯、コーヒー及びレイスターフエル(rijsttafel)のためのあらゆる材料を売っている。

彼はいつも返済は容易である。毎日、返済のためにほぼ7セントづつ蓄えているからである。妻は1日に20セント余りを稼ぐが、これはこのワルンが幹線道路の交差点に位置し、またB糖業にも近いのでよく賑わっており、十分に可能である。

借り手の生活状況はよい。なぜなら、彼は家5軒を持ち、このうちの3

軒を電話局頭領 (telefoonmandoer) に貸して月に f5 の収入があるからである。更に彼は 70ル- の屋敷地、200ル- の個人占有田 (sawah jasan)、600ル- の共同占有水田持分 (sawah gogolan) を持つが、これらを貸し出したり何らかの方法で人に委ねたりはしない。彼には他の借入れはないが、これは重い義務を引き受けるには歳を取りすぎていると感じているからである。彼は 75 歳であり、妻は 69 歳である。水田の地税 (padjeg boemi) は合計 f17.15 であり、屋敷地税 (padjeg pekarangan) は f3 であるが、1932 年分については既に納入した。他方、33 年分の税のうち f2.50 については督促状 (soera t padjeg) にしたがって支払われた。以前に彼は庶民銀行から借り入れていたが、その最後は関係帳簿からわかったところでは 1927 年のことである。水田は彼自身と 2 名の労働者によって耕作され、労働者の 1 名は年季労働者 (boeroeh taheen) であり、もう 1 名は季節労働 (in lossen loondienst) である。

年季労働者は 1 年間に f15 と、服一揃い、かなりの食事を受け取る。季節労働者は 1 日 f0.30 である。田植えは女たちと子供達の手で行われたが、彼女等は (したがって同じ者達は)、来る kemis-kliwon の日³⁾ に収穫を開始して、収穫の 1/5 を賃金 (ハウオン) として受け取ることになっている。借り手には妻が 1 人いるだけで、子供はない。

[ibid.:982-983]

以上の 2 つの事例からわかることは、次の通りである。第 1 に、S も B もゴゴルであり、土地占有規模から判断する限りはほぼ標準的な農民である。ただし、S の生活状況は決してよいとはいえない。もっとも、かれの家は瓦葺きであるから、かつては豊かな時期があったとも考えられる。これに対して B は家 5 軒を持ち富裕である。B の富裕さは彼がハジの称号を持つことにも表現される。第 2 に、両者とも水田では雨季とともに乾季にも稲を作っており、少なくとも両者の水田ともに乾季にも灌漑が可能であったことがわかる。しかし、両者の水田経営は大きく異なっている。通常、この程度の面積の水田は家族労働で耕作可能であるが、B が農業労働者を雇用しているのはおそらく彼の高齢のためであろう。いずれにしても、この史料から知りうる限りでは、彼は水田耕作費用は自前で準備しており、経営は安定していると考えられる。これに対して S の場合は家族構成から考えるとまだ若いと考えられるから、ルラーへの貸出しは自作できないからではなく、現金の必要に迫られてのものであるように思われる。第 3 に、両者ともに副収入が家計にとってかなりの重要性を持っていることが窺われる。S の場合には、屋敷地の果樹の収穫の販売とルラーの水田での収穫労働者としての稼ぎが、明らかに不可欠の収入である。おそらく彼

は、以前には糖業で労働者として働いていたものと思われるが、糖業の栽培停止によってそこからの収入を断たれ家計が窮迫化したと考えられよう。これに対してBの場合には、貸家からの収入と妻の経営するワルンからの収入が大きい。第4に、両者ともにデサ銀行から借金している点である。家計状態が悪いSの場合にはこれ以外にも粃を借り入れており、しかも借入れ時期から考えるとおそらくは水田耕作費に充てるために借り入れたf7のうち、一部は生活費に流用していることから示されるように、借入れは不可欠であった。他方、Bの場合には十分な収入があると考えられるにもかかわらず、やはり借入れしている。時期が不詳であるのではっきりしたことはいえないが、やはり現金が不足する時期があったと見られる。

以上のように見ると、この地域の農民にとっては収入がなくなる半年間を乗り切るために、副収入が極めて重要であり、更にまた土地貸出しや粃、現金の借入れも不可欠であったと考えられる。

ところでこの2人のケースは、まだ比較的恵まれていると考えてよい。彼らの現金借入れは利子の低いデサ銀行、農民銀行からに限定されており、また、Sのルラーからの粃借入れは史料から窺える限りでは無利子と思われるからである。このような形で低利で農民に融資を行う公的機関としては、この他に庶民金融銀行(Volkscredietbank)が各県に1ヶ所づつ、更に粃貸付を行うデサルブンがある。この地域のデサ銀行数は4-1表、デサルブン数は4-2表に示した通りである。デサ銀行は31年のモジョケルト理事覚書では近年大きく拡大したとされるが[Mv0 Modjokerto 1931]、4-1表によるとその後も増加傾向にある。これに対してデサルブンは表示のようにシドアルジョでは全くなく、また31年の理事覚書によると、この段階ではその業務拡大に対する要求はないとされる[Mv0 Modjokerto 1931]。⁴⁾しかし、いずれにしても1931年のデサ数はスラバヤ県が204、シドアルジョ県342、モジョケルト県319、ジョンバン県307であるから[Verslag Volkscredietwezen 1931:74]、各県ともに銀行やルンブンのないデサの方が圧倒的に多い。加えて、こうした公的融資の場合、保証人が必要であるとか、手続きが極めて煩雑であるとか、あるいは貸付条件が柔軟性に欠けるといった多くの欠陥を持ち、住民にとってあまり利用しやすいものではなかったといわれる[Verslag Woeker I:17,24]。したがって、これらは必ずしも住民の必要に十分な形で応じられるものではなく、農民はいきおい民間の高利貸に頼ることになる。以下、そうした形での農民の負債と土地貸出しがどのような状況であったかを見ることにしたい。

2、農民負債と土地貸出し

先ず、籾借入れの事例を見よう。ジョンバン県のTembelang副郡(Djombang郡)に位置する デサ Kedoengboengkil、デサ Balonggemek村は Ngelom糖業の領域内にあり、この糖業は31年まではこれらの村で土地を借り入れて借地料を支払っていた。ところが、これらのデサのゴゴル達は、11月に糖業からの借地料を受け取る3ヶ月前、すなわち8月に高利貸から籾をf5/ヒ°ルで借り入れることがしばしばあったという。これらの借入れは借地料を受け取った後に返済するのであるが、当時の籾の市場価格はf2.40/ヒ°ルであったといわれるから、3ヶ月で倍以上の籾を返済するという非常な高利であった[Ass.Resident Djombang 1934]。そしてこの事例では、雨季作米の収穫からそれほど時を経ない時期に既に籾を借りなければならないということが注目される。既に、恐慌前においても農民経済は逼迫していたのである。

次に掲げるのは、庶民金融監督官ケスレル(A.Kessler)が1929年3月にジョンバン県のあるデサで観察した富裕なゴゴルPによる籾貸付の事例である。

(デサ銀行の)借り手からの回答で明らかになったところによると、このデサではしばしば隣のデサDの一人の富裕なゴゴルによる貸付が行われている。このゴゴルはPak P.という者であるが、たいていは1-2月に食用として籾を貸し付ける。収穫の際に(5-6月頃)、つまり3-4ヶ月後にこれを清算する場合には、籾1ヒ°ルにつきf7.50だけ払えばよいが、借りた時点での価格はf4である。したがって4ヶ月間の利子は90%、年利では270%に達する。別の金貸しがもっと厳しく取立をするので収穫によってこれを返済することが困難になる場合には、10月に糖業の払う借地料の中から籾1ヒ°ルについてf9を払うことも可能であったが、この場合の年利は約166%である。ただし、後者の方法はほとんど利用されることがなかった。なぜなら、Pak P.はそれ以外の方法がない時だけしかこれを適用しないからである。(これは利率から見れば当然である。) 慈善家として描かれてきたPak P.は、実際、昨年はこのような損失を被ったので、今年は借地料からは1ヒ°ル当たりf10を払わせるであろう。

デサDでは、この慈善家に関する詳しい情報が得られた。ここのデサ住民はそれほど積極的には情報を提供しようとしなかったが、そのことからPak P.は言いなりになる子分を抱えていることがわかる。しかし、危険がないことが次第に明らかになるにつれて、人々は口を開き始めた。Pak P.は水田を30ハ°リ程度まで占有している(すなわち借地している)ようであり、それは1つのデサだけではなく、周辺の複数デサにまたがっている。

50ハウや70ハウという数字も上げられたが、これは多分誤りであろう。この地域では実質的に全ての土地が定期割替共同占有で、ゴゴル持分1区画は300-400ル-の広さであり、ここから糖業が1/3を借り入れているということを考えるならば、以上の状況が何を示すものか最もよく理解できよう。このデサでも同じ条件でPak P.に財政的に従属している者が何人かいるが、ここではこの善人はしばしば返済できない貧困者に支払いの代わりに無償で土地を耕させてきた。返済額に達するまで何日間働かなければならないかというのは面倒な問題であるが、全部を取りしきる善良なるPak P.がこれも取り決めた。返済額に達した時には、彼は率直に彼らに対して家に帰ってもよいと告げさせたのである。

なお若干の情報を、ちょうどこの日に息子がデサ銀行書記に任命されたばかりの長老(kamtoewa)から得ようと試みた。Pak P.は善良な男であった。たしかに彼はデサ役人ではなかったが、それでも彼の言葉には重みがあった。ところで、彼は多くの土地を耕作していたのであろうか。いや、デサの台帳によるとせいぜい5ハウであり、5ハウ分の税を払っているにすぎなかった。 . . .

[Kessler 1929:165-166]

この例での籾貸付は端境期の食糧用としてのものであり、そのこと自体は不思議なことではないが、それがデサの範囲を越えて展開していることが注目される。次に、彼は居住デサだけではなく他のデサにおいても広大な土地を事実上支配しているが、それはこのような籾貸付を梃子にして集積したものと見てよい。そして、この場合、籾貸付の返済の代わりに労働力を提供させることで経営を行っており、籾貸付を通じて事実上の地主経営を発展させたといつてよい。しかも彼が地税を5ハウ分しか払っていないことに示されるように、土地の名目上の占有権は元来の占有者の手にあり、こうした集積は統計上には現れないのである。この地域は史料中にあるように定期割替を行う共同占有であったが、それはこのような形での事実上の土地集積を押し止めることはできないのである。

こうした形での土地集積はこの地域では既に広範に行われていたようである。1934年のジョンバン県副理事の報告によると、Modjoagoeng郡では現金不足が深刻であるが、その理由として凶作がしばしば発生することとともに、ゴゴルが土地の大部分を極めて安い値段で富裕なハジに貸し出していることが上げられ、「この社会悪は古くからのものである。旧モジョケルト理事州のスニッツレル(Schnizler)理事の奨励によって、ゴゴルはその持分の1/3を越える部分を貸し出すことをデサ決定で禁止された。しかし、この正しい意図を持った方策は、十分には実施されなかった。」と述べられる[Ass. Resident Djombang 1934]。

また、1931年のモジョケルト理事覚書も「1年間のゴゴル持分の貸出しは極めて多く、現金支払義務遂行のためにデサ首長に貸し出すことは珍しくない。」[Mv0 Modjokerto 1931]という。

次に、この理事覚書にあるような現金の必要を満たす際に、庶民銀行やデサ銀行から借入れできない農民が頼らざるを得なかったと思われる高利貸の状況について見ることにしよう。1920年代末-30年代初めの時期の高利貸は、「ジャワ・マドゥラではほとんど全ての地方で高利貸が存在していることが観察される。アラビア人の高利貸は全域にわたって見られるが、貸付額は概してやや高額である。華人高利貸も同様に各地に分散しているが、西ジャワではおそらく数の上で中ジャワ、東ジャワよりも若干少ない。彼らの貸付はやや高額の場合もあるが、主にはいわゆる『ミンデリンガン業(mindringan bedrijf)』、すなわち少額を短期間貸し付けることに従事している。・・・ヨーロッパ人で高利貸に従事する者はごく僅かである。また、把握されている原住民高利貸の数も比較的小数である。」[Verslag Woeker I:7]といわれるように、一般的には華人とアラビア人が主体であった。

さて、シドアルジョ県では1925年の報告にしたがえば、200人を越える華人金貸と、50人のアラビア人金貸しが活動していた。彼らの貸付条件は次の通りであった。

小額貸付の場合には毎日あるいは5日毎に返済がなされるのが普通であり、この場合たいていは借用証書は作られない。シドアルジョ県では、アラビア人金貸はf10-f100の金額については借用証書を求めるのが普通であるが、これにはルラーとデサ役人1人が証人として署名する。また、f100を越える金額についてはしばしば公証人の証明書が要求される。

極めて多くの場合、高利貸は品物をその価値よりもずっと高い値段で犠牲者に売りつけ、それを分割払いで要求しようとする。

たいていは市場(passar)で行われる小額貸付の場合の利子に関しては、次のようなタイプがある。

- 1、貸付額f2.50、返済は日額f0.10を30日間行う。したがって月利20%。
- 2、貸付額f2.50、返済はf0.50づつ5日毎に6回行う。月利20%。
- 3、貸付額f1、返済は日額f0.06づつ21日間行う。21日についての利子は26%。

日毎払いの場合には、借り手は返済を1日怠っても罰則はないが、5日毎支払いの場合には返済が滞ると1回につきf0.05がsangoe(経費)として加算される。 [Rapport Woeker 1925:147-148]

こうした貸付が如何に大規模に行われていたかについては、例えば20年代半ばにPorong郡に住む1人のアラビア人高利貸の貸付総額がf300,000に達したという報告[ibid.; Verslag Woeker II :bjil.1]からも窺えよう。

モジョケルト、ジョンパンの場合も高利貸の大半は華人とアラビア人であった。31年の理事覚書は次のように述べている。

庶民に対する民間の金貸しはtjina mindringであり、彼らは日々、あるいは市の立つ日に金を貸し付けた者から数セントの金を回収することを通して容易に顧客を確保できている。

tjina mindringの数は多く、恐慌によって既に目立って減少したというものの数百人に上る。この高利貸の集団についてどのように考えようとも、彼らは明らかに必要を満たすものであり、その巧みなやり方のためにどのデサ銀行によってもこれを抑えることはできない。

アラビア人の金貸しもかなりの数であるが、貸付金額はより大きいのが普通であり、しばしば受領証を用いる。彼らの貸付システムにおいては、返済義務を時期通りに果たせなかったことを利用する濫用が大きな役割を果たす。彼らによる犠牲者の中には、特にジャワ人の官吏、役人が多いが、ヨーロッパ人も珍しくはない。

[Mv0 Modjokerto 1931]

ここでは、特に華人高利貸が住民の必要を満たすものであり、デサ銀行の貸付業務によってもそれをなくすことができないとされることが注目される。これは、公的な融資が先述のように手続きが煩瑣であったのに対して、彼らの場合には、例えば借り手がクーリーならば日払いで返済を認める、商人ならば市場の終わった時に返済すればよいといった形で貸付条件が極めて柔軟性に富んでおり、借り手と個人的な接触をしてその状況をよく把握しており、あらゆる機会に貸付を提供する、担保は少しでよい[Verslag Woeker I:17-18; ibid. II :bjil. II, 2-3]、などといわれるように、住民にとっては日常的に容易に金を借りることができる存在であったからである。

それでは、彼らはどのような貸付を行ってきたのか、以下の史料はそれを示している。

(ジョンパン)副郡庁所在地には9人のtjina-mindingが住んでおり、住民にいわゆるrolassansysteemとidjo-an-systeemによって融資することを仕事にしている。rolassan-systeemでは、主に小商人に1回につきf10の金額が貸し付けられる。rolassanという名称はf10の貸付に対してf12を返済しなければならない、つまり1日f0.40を30回払わなければならないということと関連がある。mindingは借用証書の類は使用せず、様々な負債を手帳に漢字で書き付けるだけである。だから返済が滞った場合には

(これは減多にないことであるが)、mindingは彼の借り手に関して全く記録がない。郡法廷(districtsgerechten)はtjina-mindingの請求を「証拠不十分(koerang terang)」として常に退ける。

idjo-an-systeemでは、12-1月に農民に金が貸される。f2、f2.50につき6-7月に粉1ピコルあるいは現金f4.50を返済することになる。このidjo-an-systeemによる貸付の返済が滞った場合にも、金貸しは法廷へ訴えたが、結果は思わしくなかった。 [Vreedenburgh 1926:360-361]

以上の中で、idjo-anは端境期に農民に貸し付けて雨季作稲の収穫後に返済させるものであり、農民の田植え費用やこの時期に尽きてしまう食糧費にとって不可欠の融資となったと考えられる。他方、rolassanは市場での商人への貸付であるが、先に見たように農民にとって副業収入は家計の重要な一部を占め、生産物の多くが市場で販売されていたことを考えるならば、これまた農民にとって必要なものであったと思われる。

いずれにせよ、恐慌前の時期においてもスラバヤ南部の農民経済の中には、粉借入れ、土地貸出し、そして現金借入れという形を通して、経済的富裕者あるいは高利貸の支配が広がっていたといえよう。そして、こうした状況の中で恐慌が到来したのであった。以下、節を改めて、それによる農民経済の変化を検討することにしよう。

第2節 恐慌期の農村経済の変化

恐慌期の経済変化については、第1章で述べたように、一般に現金不足の深刻化ということが指摘されてきた。スラバヤの場合には、特に糖業の栽培縮小の影響が大きいのであるが、以下では、それがいつごろから始まり、どのように推移したかを地税納入状況と庶民銀行融資の2つの点から、具体的に検討してみよう。

1、地税納入状況の変化

(1)地税納入状況

この時期の地税納入状況を考える際には、2つのことに留意しなければならない。第1は農民経済の悪化に伴う納入の困難である。第2は、そうした状況に対して植民地政庁が実施した地税の引下げ、いわゆる恐慌減額である。地税納入率はこの2つの要素によって影響を受けることになる。

さて、この地域でも地税の恐慌減額が実施されることになったのは、1932年からであった。この年の減額率は4-3表に示される通りである。シドアルジョ県とジョンバン県のNgoro郡は他の地域に比べて減額率が低かったが、この率は翌33年には20-25%に引き上げられ、更に34年からは3県ともほぼ同様に平均40%に設定されることになった[Mv0 Soerabaja 1935]。それではこうした減額によって査定額はどのように変化したのであろうか。先ずシドアルジョ県については4-4表に示される通りである。1931年の査定額が7%ほど上昇しているのは、この年に地税査定の改訂が行われた結果である。同様の改訂はモジョケルト県では1930年、ジョンバン県では29年に実施され、この段階ではやはり引上げが行われた。両県の査定額の推移は4-5表に示される。改訂による引上げが特にジョンバン県で大きいのは、この間にWatadoekan水利工事が完成したからであるという[Mv0 Modjokerto 1931]。いずれにせよ、こうした結果、30年代前半、査定額は次第に減少した。

それでは、こうした査定額に対するこの時期の納入状況はどうであったか。4-6表は1931年から34年までの地税受納額を一覧したものである。この表からわかることは、3県の受納額が恐慌減額の比率を上回って減少していることである。恐慌減額にもかかわらず地税は完納されなかった、すなわち恐慌減額が経済状況の悪化に追いついていないのである。次にその減少のペースは33年以降になると3県ともにジャワ・マドゥラ全体、東ジャワ平均を上回っている。このことは、この地域の経済の悪化が平均以上であったことを物語るものといえよう。

さて、この表の数字と先の査定額の数字から見ると、1931年にはシドアルジョでは地税はほぼ完納されたといつてよい。他方、モジョケルト、ジョンバン両県については31年の理事報告に「1931年には厳しい恐慌の結果、(それまでほとんど困難なしに行われてきた地税徴収が)突如として悪い方向に変わった。このことは、地税の大幅な引下げがなぜ必要となったかということの理由である。・・・」[Mv0 Modjokerto 1931]と述べられるように徴収に困難が発生したのであるが、いま、この年の納入率を30年査定額と4-6表の数字を使って計算してみるとそれぞれ97%、92%ほどになり、まだそれほど大規模な滞納は発生していないといえる。ところが32年から33年になると、3県ともに状況が悪化した。シドアルジョ県では32年になると「持分権保有者はすぐに地税支払義務を怠り、滞納が発生した。滞納額はデサ首長の一連の不正、デサ首長の未納入、デサぐるみの不払い(ルクンタニの扇動による)によって一層ふくれあがった。」のであるが、1933年になると「滞納は更に増えて25%に達した。」という。また、モジョケルトでは33年末現在で、32年分地税はなお5%が未納であり、33年分は36

%しか徴収できなかつた。ジョンバン県でも33年11月末現在の地稅納入は48%にすぎなかつた[Verslag grondhuurcontracten 1933]。

こうして毎年の滯納は累積し、34年末には4-7表に示されるように膨大な額に達した。35年の理事覚書は「1934年にはほとんどどこでも前年までの滯納を取り戻すことができず、ジョンバンとモジョケルトでは極めて大きな苦勞と強い圧迫によって1933年の地稅査定額に等しい額を集めることができたが、シドアルジョとスラバヤでは93%しか集められなかつた。」[MvO Soerabaja 1935]と述べている。しかも同覚書によれば、これら徴収した税の大半は糖業が支払った補償から納入されたものであり、モジョケルト、ジョンバン両県の大半の糖業とシドアルジョの4糖業についてはこの年が補償交付の最後の年になるから35年には更に徴収の困難が予想されるとしている。

地稅納入狀況が改善されたのは、30年代後半期になってからであつた。4-8表はその狀況を示したものであるが、36年からいずれの県でも滯納率が大きく低下したことがわかる。このことは、一般的には前章で述べた農産物価格の上昇、土地利用の集約化の進展などによる農民經濟の回復によるものと考えられ、この時期になって恐慌の影響からスラバヤ農民經濟が抜け始めたことを示唆している。ただ、査定額自体も低下傾向にあり、恐慌減額などの対策が更に進められたことをも示している。

(2)地稅納入促進策

しかし、政庁の対策はそれにとどまるものではなかつた。もう一方では、前引の理事覚書によると34年の税徴収額は明らかに同年の査定額を越えていることに示されるように、厳しい取立てを実施したのであつた。特にモジョケルト、ジョンバン両県では、次のような納入促進策が実行に移された。すなわち、農民に稻の一部(收穫の1/5-1/4)を預け入れさせ、価格の上昇を待つてそれを売却してその収入から地稅を納入させるといふものである。

この方式は1934年に先ずジョンバン県のTembelang副郡で試行され、同年の地稅査定額f42,232.04のうち、凶作によってf5,870.62の徴収を免除しなければならなかつたにもかかわらず、査定額の127%に当たる額の地稅を徴収するという成果を上げた。同年のジョンバン県全体の地稅徴収額はこの年の査定額の101%に当たる額であつたとされ、この副郡の徴収率は際立ってよかつた。こうしたことを受けて、この制度は35年からはジョンバン県全体に拡大されることとなつた。この場合、粉の預け入れは「自由意志」とされたが、反対者には本年の税及び前年までの滯納分を直ちに納入することを求める督促状が発行され、強制執行が行われた。こうして35年5月段階では約20,000トンの粉が貯蔵されていたといふ[Ass. Resident Djombang 1935]。また、35年8月13日付けの經濟部

長官から総督宛の書簡によれば、地稅納入の際にジョンバン県で取り立てた粉60,000-70,000ピ°ルが現在数百のデサに分散されて保管されているが、速やかにジョンバンの町の近くに位置する營業停止中のTjeweng糖業に集められる予定であると述べられており[Economische Zaken 1935b]、この年の雨季作收穫期に粉の差押えが着実に進められていることがわかる。36年にもジョンバン県庶民金融銀行支配人が、この年、「稻收穫直後に地稅の厳しい取立てが実施された」と述べており[bedrijf VCW 4e kwrt.1936:169-170]、こうした方法がそれ以降も継続されたと考えられる。

モジョケルト県で実施されたのもほぼ同じ方式であった。同県レヘントの1935年5月7日付け書簡によると、ここでは34年、住民が糖業から受け取る金額は借地料f2,659.04、補償金f35,084.91であるが、この年の地稅査定額f324,015と前年までの滞納額f275,403を徴取するにはこれでは不十分であると判断され、督促状を発行して農民の粉ストックの一部を差し押さえた。この差押えはデサ命令(prentah-desa)によって実施され、粉は徴稅者自身の手でデサ首長宅へ運ばれて貯蔵された。こうして得られた粉は31,645ピ°ルに達し、これの販売からf38,802.79の収入があった。販売の際には納稅者も立ち会い、それが売れると地稅が完納されたものと見なされた。このような方式で稅納入が促進された結果、1933年末にはf275,403あった累積滞納額は34年末にはf261,370に減少したので、35年にはこの徴稅方式を更に集中的に実施する方針であるという[Verslag opstapeling 1934]。

要するにこれらの方式は、地稅を金納から現物納に変更しようとするものであり、それは農民經濟の一方における現金不足の深刻化と、他方における食料生産農業の拡大という状況変化に対応したものであった。そして、取立てに関する限りは、先に見た納入状況に示されるように、比較的うまく機能したといえよう。しかし、いずれにしてもそれは先に引いた35年の理事覺書にあった通り「強い圧迫」を加えることによって初めて可能になったのであり、農民にとっては大きな負担であったと考えられる。

(3)糖業の栽培縮小と地稅納入の困難

ところでこの地域でこの時期に地稅納入が困難になったのは、糖業の栽培縮小と関連が強い。第2章で見たようにこの地域では多くの場合、デサの全水田が貸し出されており、この場合、地稅は糖業が直接に政庁へ納入することが習慣であった。そしてそうでない場合も、「地稅の賦課は經濟の上で大きな意味を占めるが、通常時にはその負担は過重であるとは見なされない。この糖業地帯では、賃労働による現金獲得の機会が極めて多いからである。したがって地稅の徴取はほとんど困難なしに行われ、その際、かなりの部分は受け取った借

地料から支払われてきた。」[Mv0 Modjokerto 1931]というふうに、糖業からの現金収入の多さによって、恐慌前には容易に地税を取めることが可能であった。ところが、糖業の栽培縮小とともに状況は大きく変わることになった。農民はそれまでとは違って個別に地税を払うことになったのである。⁵⁾

そして糖業からの収入が望めなくなった農民は、自らの生産物を販売して納税のための現金を作らねばならない。実際、例えばジョンバン県のデサKの農民Sは、1933年の地税納入に糖業からの補償とともに雨季作稲の後に作る裏作物を販売して得た現金を充てている[Onderzoek desabanken 1933:1036~1037]。しかし、この場合、4-4表に示されるように、主要な作物である籾の価格低下は地税査定額の低下をはるかに上回るペースで進み、十分な現金を獲得することは困難であった。

しかもこの時期、シドアルジョ県ではpadjeg-randjenと呼ばれる分割払い方式が導入された。この方式では、農民は第1四半期に総額の8%、第2四半期に50%、第3四半期に32%、第4四半期に10%を納入することが定められた[Soekasno 1938:318]。農民にとってこの制度は、特に収入がほとんどなくなる第1四半期の納入が困難であったと思われる。スカスノによると「多くの農民は(特に端境期には)労働機会を見つけることができないので、この"radjen"を満たすためにはいわゆる"idjon"融資に頼らざるを得ない。デサ首長自身でさえも(彼自身の分だけではなくデサ住民の分も含めた)地税を正しく上納するために、融資提供者から現金を受け取ることが珍しいことではない。」[ibid.:335~336]とこの事情が述べられる。結局、シドアルジョ県では累積した1932~34年分地税の滞納額合計f116,532.13は36年に至って徴収を諦めることになった[ibid.:341]。

以上のように、この地域では糖業の栽培縮小が地税納入状況悪化の基本的な原因であった。1936年の東ジャワ省知事の手簡が、糖業の栽培が継続されているシドアルジョ県のKremboeng、Toelangaan副郡では1935年以前においても地税が完納されたことからわかるように経済状況は周辺地域よりもずっと良好であり、恐慌減額率を引き下げても住民は糖業からの借地料や労賃収入で十分に税を払うことが可能であろうと述べている[Gouverneur Oost-Java 1936]ことは、このことを逆説的に示しているといえよう。

2、庶民金融と農民経済の変化

(1)貸付引締め策の推進

さて、以上に述べたような農民経済の貧困化の進行の中で、農民に比較的低利で金融を行う庶民金融銀行、デサ銀行(農民銀行)はどのような役割を果たし

たのであろうか。まず、庶民金融銀行の1930-34年の貸付額の推移を4-9表から見ておこう。

ここから窺えることは、第1に各銀行ともに貸付額を減らしていること、すなわち貸付引締め策を進めていることである。しかし、第2にそれには銀行によってかなりの差があることがわかる。すなわちスラバヤ県銀行の引締めが相対的に緩やかであったのに対して、シドアルジョ県銀行は最も早く大幅引締めに踏み切り、貸付額の減少も最も大きい。他方、モジョケルト県銀行は31年にはほとんど引締めを実施していないが、翌32年から急に強化している。ジョンバン県銀行の引締めはシドアルジョとモジョケルトの中間的なものであるといえよう。

デサ銀行の状況は4-10表に示される。ここでも貸付額の減少は明きらかであり、やはり引締め策が強力に進められたことがわかる。ただし、ジョンバン県を例外とすれば貸付件数はそれほど減っておらず、この引締めはもっぱら1件当たり貸付額を小さくすることによって行われていることになる。

(2) 滞納の増加

このようにいずれの銀行も30年代初め、引締めを進めているのであるが、その直接の理由は滞納の増加にあった。4-11表は1930年8月-32年9月、33年各四半期と33年末、34年末における庶民金融銀行の各月滞納状況を示したものであるが、各県ともに滞納率は上昇している。ただし、県毎に見るとスラバヤでは32年9月までは比較的少なく、33年から10%を越えるがそれほど高いものではない。ところがシドアルジョはこれとは対照的に既に30年8月段階で14.54%を記録し、更に31年5月から急増する。こうした滞納の増加は「シドアルジョにおける状況は常により重大であった。ここでは1930年の4月から5月にかけて、滞納はf14,000からf36,000へ、すなわち4.6%から12.93%へ増加し」[Volkscredietinstellingen 1e derde 1931:342]とあるように、表示の時期の少し前から始まったものであった。また、モジョケルトでは31年8月ごろから高くなるがシドアルジョと比べると状態はずっとよく、本格的な上昇は32年7月から始まる。この時期の急騰の原因は、籾の低価格と凶作の発生、およびこの時期の貸付見通しが高すぎたことにあると報告される[ibid. 3e kwrt.1932:684]。ジョンバンでは31年7月から滞納率は大幅に高くなり、32年8月から更に急騰している。表示のように33年第3四半期がもっとも高いが、11月末の時点での滞納率は40%と報告されるから、それ以降、若干の状況改善があったといえる。この比率に関して、当時のある報告書は「この比較的良好な数字は貸付の件数、額ともに厳しく制限したことによって得られたものである。」[Verslag grondhuurcontracten 1933]と述べ、滞納減少のために引締めが強められたことが窺われる。いずれにせ

よ、これら3県はスラバヤ県と比べると滞納率はずっと高くなる。このことは、おそらく糖業の栽培縮小による経済の急速な悪化の反映だと考えられる。また、モジョケルト県の滞納が32年前半期まで少ないことの原因は不詳であるが、1931年の理事覚書によると「モジョケルト銀行はおそらくかつては(貸付が)慎重すぎるほどでさえあり、この結果、他の銀行に比べると営業規模がやや小さかったが、このことは現在の不況下では大きな利点として指摘することができる。」[Mv0 Modjokerto 1931]とあり、この時期までは貸付政策が慎重であったこととの関連があるように思われる。いずれにせよ、4-8表に示された貸付額の減少時期とこうした滞納の増加とは密接な関連が窺われるのである。

村落銀行の場合には庶民銀行ほど両者の関連は明確ではないが、やはりここでも滞納が増加していることが見て取れる。ただし、滞納率は庶民金融銀行よりはるかに小さい。これは、この銀行の取引がデサ内に限定され、借り手の把握が容易であることと関連があるものと思われる。⁶⁾

30年代後半期の滞納状況については庶民銀行のみデータが得られたが、それは4-12表に示される通りである。ここでも、先に見た地稅納入状況と同様に滞納率は次第に低下しており、経済状況の回復が反映しているものと思われる。しかし、4-11表に示される恐慌前(29年12月)の滞納率を下回るに至った時期はスラバヤ県で37年、ジョンバン県では38年と遅く、シドアルジョ、ジョンバン両県では大きく上回ったままである。返済状況は30年代前半期と比べれば改善されたとはいえ、依然として滞納問題は深刻であったといえよう。実際、この時期の報告書を見ると、シドアルジョ県では36年第3四半期にも「デサ貸付の滞納は目立っては減少していない。・・・(農民の経済状況からして)銀行からの負債の清算はほとんど問題にならない。」[bedrijf VCW 3e kwrt.1936:595]と指摘され、37年第1四半期には、農民の収入が不十分であることを理由に「900件を超える申請が却下された」[ibid. 1e kwrt.1937:467]といわれる。また、ジョンバン県でも36年第4四半期報告によれば「季節貸付に向けられる金額は減少したが、それは新たな滞納がかなり増加したことと関係があり、この結果、貸付対象者のより厳しい選定を適用しなければならず、貸付額は引き下げられなければならなかった。加えて、銀行支配人の述べるところでは、多数の分割返済者は稲収穫直後に地稅の厳しい取立てが実施されたので負債清算の余裕はほとんど残らず、もはや敢えて借入れを行おうとはしない。」[ibid. 4e kwrt. 1936:169-170]とあり、37年第3四半期報告では「ジョンバン県では滞納対策が集中的に続けられた結果、先に融資を停止した64デサのうち、10デサに対する融資が再開された。」[ibid. 3e kwrt. 1937:867]と述べられる。この結果、この時期にも、貸付制限が続けられたのであった。

このように見てくると、これらの公的な融資機関はこの時期、農民経済の悪化によって発生した滞納の増加に対して貸付の制限で対応したが、それでもなお滞納は減少せず、この結果、ますます引締めを強化していったということができよう。そのことは、一般的に言えば、農民はこの時期、最も必要とする低利での融資の道を大きく制限されたことを意味している。この時期、政庁の庶民金融は農民の現金不足救済の手段にはなり得なかったのである。

3、現金不足の深刻化

この結果、現金不足はますます深刻化した。これに対して、スラバヤの農民も先ず、第1章で述べたような生活の切詰めによって対応した。4-13表はこの時期の各県毎の塩の販売数を表したものである。生活必需品であるこの販売数が減少していることは、切詰め状況が如何に深刻であったかを示すものといえよう。

次に、現金取引をなるべく縮小しようとした。4-14表はシドアルジョ県の13ヶ所の公設市場が受納した市場税の推移を表しているが、この減少の原因としてスカスノは市場税が引き下げられたことその他に、小取引の後退と、税金逃れのために市場外での取引が増えたことを上げている[Soekasno 1938:312-313]。また、1931年の理事覚書によれば、「この数ヶ月、市場を訪れる人の数も目立って減少した。このことは市場収益にも反映し、また特に市場において固定した商い場所を持つ者の数が極めて減少することになった。」[Mv0 Modjoekrto 1931]と述べられる。こうしたことは、全般的に現金取引が縮小したことの反映であると考えてよい。33年の調査報告によれば、これらの県では至るところで現金不足が観察され、一般に現金経済から現物経済への移行の傾向があると指摘される[Verslag grondhuurcontracten 1933]。

また、積極的な対応としては、前章で見たように農業経営の集約度を高めて生産を増加させようとしたこと、更に各作物作付面積の推移に示されたように価格の動向に敏感に反応し、少しでも利益の上がる作物を栽培しようとしたことなどが上げられよう。この結果、前章で見た通り、食糧作物を中心としてこの地域の農業生産は大きく上昇し、ジョンバン県の一部地域を例外にすればこの地域では深刻な食糧危機は生じなかった。

しかし、これらの増産がそのまま生産者農民の利益の増加につながったとは考えにくい。ジョンバン県の副理事が1934年に述べるところによれば、収穫の半分以上は税納入のためと高利貸への返済のために使用されなければならなかったし[Ass. Resident Djombang 1934]、同県の副監督官によるとKesamben副郡

ではこの年、乾季米の収穫の大部分は既に高利貸であるハジからの借金返済に向けられたといわれるからである[Notulen vergadering Djombang 1934]。

しかも、先にも見た通り、農民は地税や庶民銀行への返済、日常の必需品購入のための現金収入が不可欠であり、これらではこのための収入としては明らかに不十分であった。したがって、公的金融機関が貸付引締めを実施した時、ますます高利貸への依存を強めねばならなくなる。そのことがどのような状況であり、それが如何なる社会的変化をもたらしたか、以下で検討しよう。

第3節 農民負債の激化と高利貸の土地支配の拡大

1、30年代における高利貸の活動

我々は先に恐慌前の時期においても、この地域では高利貸による農民支配が広範に行われていたことを述べた。この点に関して30年代の状況を見ると、シドアルジョ県では「生産物価格の低いことと労働機会が少ないことは、イジョン(稲と大豆)及び土地貸出しが盛行する原因である」[bedrijf VCW 3e kwrt.1936:594-595]、「住民は水田の長期貸出しの結果、継続的な負債に苦しんでいる。・・・加えて作物にはイジョン前貸しが広範に行われている。」[ibid 1e kwrt.1937:467]、モジョケルト県では「銀行支配人の書簡によると、ここでの負債は住民相互間の水田貸出し以外には、主としてイジョン前貸し、及び米やトウモロコシに対して収穫時に利子をつけて現物で返済する形で前貸しが行われることが原因である。」[ibid.]、またジョンバン県でも「乾季米の大部分が既にハジ(デサの高利貸)への借金返済に向けられている(Kesamben副郡)」[Notulen vergadering Djombang 1934]、「(1931年以来)イジョン制度(稲の先売り)や収穫に対する前貸しが、これらの共同体では著しく発展することになった。籾はf0.40またはf0.60/ヒールで先売りされたが、収穫時の価格はf1.30-f1.50に達し、後にはf2にまで上昇した。前貸しを受けた者は、凶作の結果、彼らの義務を果たすことはできず、ましてや次の西モンスーン期稲作の収穫までの間に消費するだけ十分なストックを蓄えることなどできないので(乾季米や裏作の収穫も、全部あるいは一部凶作であった)、新たに借金をしなければならず、ますます高利貸の支配下に深く陥って行った。(Djombang副郡 デサ Bandjardowo、デサ Toenggorono、デサ Denanjar)」[Ass.Resident Djombang 1934]とあるように、相変わらず高利貸の活動は盛んであり、むしろ恐慌期の経済悪化によって農民負債はより深刻な状態に発展していることが窺われる。そして次に掲げるジョ

ンバン県Tembelang副郡 デサ Keodoengboengkil、デサ Balonggemekの例は、そのことをより具体的に示している。

これらのデサにおける経済状態の悪さの原因は大凶作のせいというよりは、むしろ住民に対する融資が少ないことに求められる。

これらのデサはNgelom糖業の領域内に位置している。数年来、土地をこの糖業に貸し出してきたゴゴルは、借地料を受け取る(それは11月に行われるのが慣例であった)約3ヶ月前に高利貸から1ピ°ルあるいはそれ以上の(粉)を1ピ°ル当たりf5の換算で借り入れてきた。

この時の粉の市場価格は、f2.40/ピ°ルであった。

借地料を受け取った後、この借入れは返済された。

現在、Ngelom糖業は1932年以降、デサ Kedoengboengkil及びデサ Balonggemek村ではもう借地料を払っていないので、高利貸から借りた者はその年の10月にはもはや負債を返済することができなかった。

この時、高利貸との間で次のような協定が結ばれた。すなわち、なお貸付け中の額はイジョン前貸しとして見なすこと、この場合、未清算の前貸金1キ°ルにつき、西モンスーン収穫の粉1ピ°ルを6ヶ月以内に供出しなければならないというものであった。

こうした方法で、高利貸は半年で貸し付けた1ピ°ルの粉に対して5ピ°ルの粉の返済を受け取ることになったが、これは年利に換算すると800%になる。

債務者は、1932年10月に(したがって貸付け3ヶ月後にも)負債各f5についてf7.50を返済することもできたが、金がなかったので、負債の返済は粉で行わなければならなかった。この時、粉価格は乾季米の収穫その他の結果、f1.60/ピ°ルまで低下したので、彼らは4.5ピ°ル(f7.50/1.60)以上を負担しなければならなかった。

粉1ピ°ル当たりの利子は、この計算では3.5ピ°ル、すなわち年に14ピ°ル=1400%であった。

デサ Kedoengboengkilとデサ Balonggemekのゴゴルがこの時以来、借金地獄にはまり込み、納税は別にしても、自らをきちっと養えなくなったということは、驚くべきことではない。

したがって一般庶民銀行は、これらのデサに対してもはや貸付けを実施していない。

[ibid.]

この例では、農民は以前から粉を借り、糖業からの借地料収入の現金で返済してきた。ところが糖業が栽培を停止したため、返済は粉で行わなければならなくなり、実質的な利子は更に高いものとなり、返済はますます困難になっていったのである。しかも、こうした状況下で庶民銀行が貸付を停止したことは、

状況を更に悪化させたと考えられる。すなわち、糖業の栽培縮小、農産物価格の低下、庶民銀行の貸付引締めという、恐慌期に特有の現象によって農民負債はますます深刻化するものであった。

こうした状況がどのように展開したかを、以下ではスカスノの調査にもとづいてシドアルジョ県の事例から検討することにしたい。

同調査によると、シドアルジョ県での貸付には(a)粉を貸し付けて粉で返済させる、(b)現金を貸し付けて粉で返済させる、(c)粉を貸し付けて現金で返済させるの3種類があった。このうち(a)は主としてデサ住民相互間でなされるものであり、借り手はそれを種粉や生計維持のために利用するが、返済は収穫後に借入れの倍量というのが慣行である[Soekasno 1938:316]。シドアルジョにデサルンブンがないことがこの形態が広く行われる理由であり、この場合には互酬的な性格が強いと考えてよい。

これに対して(b)は、"idjon"⁷⁾または"tempahan"と呼ばれ、土地耕起時期やそれ以前にも提供されるが、(a)よりも広範に行われる。貸し手はデサ住民だけにとどまらず、よそに住むジャワ人金貸しや華人、アラビア人金貸しも登場する。この場合、華人やアラビア人の金貸しは、「Gempol(パンギル県)のアラブ人のOはPorongに代理人を持つが、その中でデサ Pamotanの Pak Sは約30人に対して tempahan貸付を行っている。デサ Magersari(Sidoardjo郡)では、Wが華人 L.S.Tj.の代理人である。Taman郡では多数の華人が、ルラー(loerah)、チャリック(tjarik)、その他のデサ役人を代理人として熱心に利用している。モジョケルトの華人K.H.はデサ Bakoengtemenggoengan(Krian郡)に10人を越える代理人を持ち、彼らは農民に信用貸しを提供し、その土地を借り入れている。」と報告されるように、普通デサ内の代理人を通してこの貸付を行うが、それは特にルラーを初めとするデサ役人であることが多いといわれる[ibid.:317-318]。また(c)も同様に金貸しの手で行われるものであるが、(b)に比べるとそれほど多くはない。[ibid.:319]。こうして見ると、農民負債の深刻化ということとの関連では、特に(b)が問題になる。以下、この形態に於ける貸付の事例をいくつか上げ、その特徴を見ることにしよう。

2、貸付条件

[事例1]

デサ Penambangan(Krian郡)のBは、1936年11月にDから、収穫(1937年4月)後に粉1ピコルを返済しなければならないという条件でf0.60を借りた。その2ヶ月後(1月)、彼は地税の一部を納めなければならなかったので、同

じ人物から0.5ピョルの粉を返済する条件でf0.35を借りた。翌月、彼はTから更にf2.40を借りたが、収穫後に3ピョルを供出しなければならなかった。この取引における利率を計算すると、次のようになる。粉価格は、1937年4月には約f1.70であった。f0.60の借入れに対しては、だから5ヶ月後に利子としてf1.10払わなければならなかった。これは、年利440%に相当する。f0.35の3ヶ月間の借入れの利子はf0.50であり、年利は570%になる。f2.40で3ピョルの粉(f5.10相当)返済の場合には、利子は2ヶ月でf2.70、すなわち年利675%である。

[事例2]

同じデサのPak Kは、1936年12月に借りたf2.10の借金の返済のために粉3ピョルをNに提供した。この取引での利率は年430%である。

[事例3]

デサ Pamotan(Porong郡)のB.T.は1-2月(端境期)に上述したPak.S(アラブ人の代理人)から、2ピョルの粉を返済する条件でf1.50借りた。年利は500%強に達する。

[事例4]

デサ Gelam(Sidoardjo郡)では、Wは土地耕起(11月)の時にMから、収穫(4月)後に2ピョルの粉を供出しなければならないという条件でf1.40を借りた。年利は約343%になる。

[事例5]

デサ Gedagan(Taman郡)の華人K.L.に関しては、1ピョルの粉毎に除草期(n dadakあるいはmatoen)の貸付ではf0.60、稲が4ヶ月経過した時(mapak)にはf0.80、収穫の約1ヶ月前(mongso koening)にはf1を貸し付けるといわれる。

[ibid.:318-319]

以上の事例に共通していることは、いずれも貸付が端境期に行われていることである。借入金が何に充てられたかについてははっきりと記述されているのは[事例1]の地稅支払用だけであるが、[事例4]は土地耕起費用、[事例5]の貸付は除草費用などであると思われる。それ以外は、借入時期から判断するとこの時期に不足する食糧用であると考えてよい。そして、いずれも利率は(a)の場合よりずっと高い。

こうした条件であるがゆえに、農民が収穫によって返済することはしばしば困難になる。したがって、高利貸は担保として土地を要求することになる。その結果、例えば、デサ Gelangの農民は1937年に借りた粉の返済のために1938/39年にこの高利貸に対して土地を貸し出すことになった[ibid.:332]と報告されるように、土地の移動が発生することになる。以下では、この点を検討するこ

とにしたい。

3、高利貸による土地集積の進展

先に述べたようにこの地域の水田所有権は一般に毎年の割替を伴う共同占有であるために、水田の売却はできない。したがって、水田の移動は一般に(イ)ゴゴル権の譲渡、(ロ)水田借入れの二つの方法を通して発生することになる。先ず、(イ)については次のような事例がある。

共同占有地の持分の譲渡に関しては、あるゴゴルが別の者のために一定額の補償を受け取ってゴゴル身分(gogolschap)を放棄することは珍しいことではないが、これは事実上、協定された金額で(たいていは借金返済のために)そのゴゴル権(gogolan)を他人に譲るという取引である。例えばデサ Mindiのゴゴル Pa Tは(ルラーと相談の上で)信用貸し提供者Nに地位を譲るために引退したが、これはf11.40の補償額で行われ、この内のf8.90は地税支払いに当てられた。この取引の理由として彼が上げたのは、彼の水田は継続して(同じ人物に)貸し出されているので決して自由な使用ができなかったことである。同じ理由でSは彼のゴゴル権をf10の補償でM.D.(上述のNの息子の1人)に譲ったが、この内のf7.70は地税の支払いに当てられた。同様の方式でハジAは7区画を下回らない土地を(家族名義ではあるが)集積できた。 [ibid.:320]

このようにして、NやM.D.、ハジAは事実上、水田を集積できたのであるが、この場合にはゴゴル権に付随する諸義務も当然に新しいゴゴル権保有者へ移動すると考えられるから、高利貸による土地集積では(ロ)が中心的な方法になったと考えて間違いなからう。

さて、土地を借り入れるのは「多数の信用貸し提供者はデサ内では同時に借地者でもある」、「多数のルラーやデサ役人、あるいはその家族が借地者として登場する」[ibid.:321]といわれるように、土地借入れを行うのは高利貸やデサ役人層であり、Taman郡に関しては30年代前半期にデサ首長への貸出しが激増したといわれる[Mv0 Soerabaja 1935]が、それらの内で定期的に10ハウ以上を借り入れるような大規模な借地者はデサ外の間人、特に華人高利貸が多かった[Soe kasno 1938:321]。

それではこうした借地はどの程度に展開していたのであろうか。先ず、デサ Gelangの例を見ることにしよう。

デサ Gelang(Porong郡)では、Toelangan糖業が毎年なお水田の1/3、すなわち約58ハウを借り入れているが、112人、すなわちデサのゴゴル全体(18

9人)のほぼ60%が残りの水田持分、合計して約64ハウを高利貸に貸し出している。このデサの水田総面積176ハウのうち8.5ハウは "tjawisan desa"⁸⁾に使用されるから、持分権保有者が利用できるのは167.5ハウである。比率で表せば、糖業に貸し出す土地を含めて利用可能水田の約73%が貸し出されていることになる。 [ibid.:322]

ここでは、糖業の借地がまだ行われており、借地料収入や労働機会に恵まれている点で経済状態は相対的によいと考えられるにもかかわらず、計算すれば雨季利用可能水田の6割近くが高利貸の事実上の支配下に入っている。

それでは糖業の借地がなくなった場合にはどうなるのであろうか。以下の2つの事例はそれを示している。

[デサ Mindi]

この問題に関するデータから、デサ Mindi (Porong郡)では36人のゴゴルのうち31人、すなわち86%が、合計して26ハウをしばしば名前の上がったNに対して貸し出していることが特記される。ついでながら彼らがいうところでは、このデサではもはや糖業に対して土地貸出しを行っていない。このデサの共同占有地(gogolangronden)は34ハウである。ここから、その収穫がいわゆる "tjawisan desa"、つまり "pantjen loerah" (デサ首長に対する労役買上げ)、 "padjeg gandjaran prentah" (デサ役人の職田の地稅納入用)、 "tambahan gandjaran loerah lan modin" (デサ首長と modin の職田の追加分) からなる部分4.5ハウを引くと、ゴゴルが利用できる水田面積の88%強が借地取引の対象になっていることになる。

[デサ Bakoengtemenggoengan]

デサ Bakoengtemenggoenganでは、糖業への貸出しはもう行われていないが、1936-37年に199人のゴゴルの内、149人、約75%が土地を貸し出した。1937-38年については130人、65%強である。この場合、このデサでは1936年に政府の手でいわゆる「負債帳消し策 (schuldvrijmaking)」との関連で、デサ金庫から合計 f2,089 が試験的に貸し付けられたことを考慮すると、ここでは以前にはもっと大規模な貸出しが行われていたと考えられる。

[ibid.]

いずれの事例も先の デサ Gelang の場合よりも高利貸の借入比率はずっと高い。すなわち、本来ならば糖業に貸し出していた部分までが高利貸への貸付に回っているのである。しかも、Mindiの土地貸出しの原因は地稅支払いのための現金を確保することにあつたといわれ [ibid.:332]、これも糖業が借地を停止したことで発生したのである。こうして見ると、糖業の借地中止は高利貸の土地支配を拡大させるものであつたといつてよい。

しかも、水田持分の1/3を越える貸出しは公には禁止されているので、デサ首長は貸出状況を少なく報告することがあり、高利貸の借地は実際にはもっと大きい可能性があるという。こうして、スカスノによればシドアルジョ県の大半のデサにおいて、水田と屋敷地のほとんどが事実上、特定の高利貸の支配下に入っているという[ibid.:331]。

さて、以上のような高利貸の借地は、しばしばデサ首長の仲介を利用して集会的に行われた。スカスノは次のように報告している。

借り入れる土地が可能な限りまとまった区画に位置した方がよいということは、借り手の利益からすれば当然である。「デサ役人(この場合、ルラー)が全ての借入、交換取引において果たす決定的な役割」との関係上、借り手が取引に当たってルラーの全面的な仲介を確実にして、共同占有地の毎年の割替の際には彼ら(借り手)の利害を考慮に入れてもらうことは、極めて重要である。かくして借り手がルラーの「御機嫌をとる」ために全力を上げること、もっといえば彼をできる限りしっかりと、また速やかに味方に付けようとすることは議論の余地がない。だからあるルラーや他のデサ役人が進行中の債務関係において金貸の側に立ち、彼らの職田をも借入取引の中にも含めることも珍しいことではない。したがってこうした結果、一般にデサ役人とともに住民もまた最終的に信用貸提供者に依存することになり、これによって反対者を厳しく圧迫することができるような条件が設定されることがある。したがって、例えば借入取引は、危険を最小限にとどめるために、持分権保有者と個別に結ぶのではなく集会的になされ、この場合、ゴゴルの土地貸出者が協定を遵守できない時にはそれ以外の貸出者がその義務を共同で行うという規定が作られる。

共同体的な(gemeenschappelijke)借入協定によって、デサ Penambangan の27人の持分権保有者は1936年11月に、H.A.の代理人Sに対して彼らの水田13.5haを1937-38年耕作について集会的に借地料f513、つまりf38/ハウで貸し出したことを宣言した。ここでは契約条項の中に、もちろんまとまった区画を確保するためであるが、持分権保有者が個々に貸し出す権利を持つ水田持分ではなく、借入総面積が記載されている。この目的は、特にその地域の位置と境界がきっちりと書かれていることから示されるが、契約条項の中にも取り上げられる。こうして、ここでは特定の土地区画の貸出しは、それらが貸出者に割り当てられていない時点で行われる。

[ibid.:324-325]

先にこれらの高利貸はデサ首長を初めとするデサ役人層を代理人として利用して貸付を行うことを述べたが、土地借入の際の仲介もその延長線上にあるも

のである。そして、いずれの場合も、デサ内におけるデサ首長の権威が利用されているのである。そしてまた、こうした高利貸による集合的借地も糖業の借地が行われていた時期には決して起こり得ないものである。

さて、それでは高利貸が払う借地料はどれほどの額であったのか。上の例ではf38/ハウであるが、これは後述のように特殊なケースであり、一般にはこれよりずっと低く、「現金払い」での借入("contante" huur)の場合は1年にf15~f20/ハウの間である。しかし、借地料を農民が受け取る時期と土地提供の時期の間がどれほどかによって大きく規定され、(イ)デサ BakoengtemenggoenganのSの水田持分1.001ハウのKに対する1年間の貸出しではf10.50(このデサの地稅額はf13/ハウ)、(ロ)同じデサでの華人K.H.の代理人の1人Pa S.の1「区画」("bagian"=1.001ハウの1/3)分の支払い借地料は、土地の質に応じてf2~f2.80/年、すなわちハウ当たりではf6~f8.40、デサ MindiのTがNから受け取った借地料はf9.75(地稅額はf9.07)、(ハ)デサ Gelangの土地の大半を借り入れているハジBの借地料は現金ではなく1ヒール当たりf3またはf3.5という金額に換算したf15分の量の粉で払われるが、36年の粉価格はf1.38/ヒールであるから実際の借地料はf6.90/ハウに過ぎない(地稅額はf9.71/ハウ)、というふうに、地稅賦課額を下回る場合、あるいはそれとほとんど変わらない場合があった[ibid.:329~330]。⁹⁾

それではこうした土地借入は高利貸にとってどのようなメカニズムで利益をもたらし、また、それは農民にとってはどのような意味を持っていたのであろうか。

高利貸は借入地を經營するのに、収穫物を折半する条件での分益小作(直小作)を採用する場合もあったが、この場合は、借地料はより低くなり、また、こうした經營はそれほど多くはなかった[ibid.:329]。むしろ、基本的には次に掲げるデサ Penambanganの事例のように再貸付を行ったのである。

借り入れた土地の經營に関しては、借り手がその土地を自分で栽培するのではなく様々な志願者に再び貸し付けるならば、彼のリスクは当然に最小になる。このために、最初に考慮に入れられるのは貸出者自身である。かくして上述の借地協定では、貸出者は土地を現金での借地料f60/ハウを払えば一定期間の再借地が認められるということが協定された。(これは一般にそうであるが)彼らにこの支払いができない場合、H.A.はこの土地を第三者に貸し付ける権利を有するが、その場合には、この貸付が先に述べた額よりも低額で行われるならば元々の貸出者はその不足分をすぐに一括して共同で支払う義務を負うという条件が付けられる。かくしてこの協定が借り手にとって実質的に意味するところは、貸し付けたf38について利子f22、すなわち約58%の稼ぎであるということである。もちろん、この

利子を得ることが金貸しの目的であるが、そのことは口頭の約束から明らかになる。それによると貸出者は、毎年、借地協定の延長の場合にはこの「利子」のみ払えばよい。この仕組みは次のようである。元々の貸出者は彼ら自身の土地をf22の支払いで再借入し、この借地協定の1年間の延長はf38/ハリを基礎とする。これによって、貸出者と借り手の間の元の借地契約は解消される。Sが語ったところでは、彼は既に10年間もH.A.と貸出契約を結んでおり、水田持分のうち0.5ハリが、f30を払えば借り戻すことができるという条件で、f19で貸し出されている。この間、彼はこのf30を作ることができなかつたので、この代わりに毎年、f11を支払った。また、残りのf19については新たな契約が結ばれた。以前のよい時期においても、定期的な負担(主として地税)の他になおこの固定した額を水田持分を第三者に再貸付することなしで支払うことは既に不可能であったので、ましてこの恐慌期にはこれを行うことはより不可能であった。なぜなら、家計がよくない経済状況の影響を被つたのみならず、毎年払うべき額の収入に占める比率がどんどん拡大してきたからである。だから彼は1936年、この「利子」を払うために、M.S.(H.A.の息子)と協定を結ばなければならなかつたが、これによって彼は屋敷地をM.S.に対して、1年以内にその屋敷地を買い戻さなければならないという(口頭の)約束でf14(「利子として」支払い義務のある金額よりf3多い金額)で売却した。

この農民が1936年になって初めて高利貸に対してもはや支払いができないという窮状に陥つたのは、行政当局によるとこの年の稲の収穫が不良であったからだという。しかしそれにも劣らず大事なことは、彼は1932/33年には糖業労働者としてなお頭を水面上に出すのに十分なだけの稼ぎを得ていたということである。しかし、この年以降は「砂糖」における労働機会の縮小はかなりのものであり、またこの時期には米価も低かつた(シドアルジョでの底値は1936年に記録した)ので、この農民はほとんど解決不能の財政上の難問の前に置かれることになつたのである。

外部調査が示すところでは、既にデサ Penambanganの全ての土地貸出者が、これと同じ理由、同じ条件で、屋敷地に関する契約を結んでいる。上述の、当然に継続する利子支払いとは別に、現在彼らには屋敷地売却額の返済義務が生じていることになり、(自明のことであるが)その上にまた地税その他の負担が常に重くのしかかっているのである。・・・

[ibid.:326-327]

このデサの水田に対して高利貸が支払った借地料は、先に上げたようにf38/ハリと例外的に高額であつたが、それはこうした経営が行われることを前提にし

てのことであった。そして、農民は結局、利子支払いのために貸出契約を繰り返さざるを得ず、負債はどんどん膨れ上がっていき、屋敷地まで売却することになるのであった。つまり、土地貸出しによってますます負債地獄に深く落ち込んで行くのである。そしてまた、Sの例に示されるように、ここでも糖業の栽培縮小と農産物価格下落というこの時期の経済状態の変化が、農民負債の深刻化に拍車をかけたのであった。

このような農民負債の深刻化を前にして、植民地政庁もようやく対策に乗り出すことになる。すなわち、1935年、一般庶民銀行による各地方毎の農民負債状況調査が始められ(本稿で利用しているスカスノの調査報告もその1つである)、その結果、協同組合局(Dienst voor Cooperatie)及び内務部と共同で負債救済活動に乗り出すことになった。ここでは、オランダ本国から供与されたf2,500万の資金からf60万を基金として農民負債の買い上げのためとこれに関連した端境期のための融資を行うこと、協同組合を組織することなどが方針化され、これにもとづいて1938年の例ではジャワ・マドゥラ全体で内務部との協力分4,161件、f228,000、協同組合局との協力分690件、f298,000の融資が実施された[Djojohadikoesoemo 1952:167-171]。

こうして、シドアルジョでも先に引用した デサ Bakoengtemenggoenganの例にある36年のデサ金庫からのf2,089の試験的貸付に見られるように、この活動が進められた。しかし、こうした活動は以下に掲げる例に示されるように十分な効果を上げるものではなかった。

外部調査によれば、例えば デサ Bakoengtemenggoengan(Krian郡)では、行政当局の手で貸出地の受戻しのために合計金額f2,089が提供されたが、この内の約半分は(デサ首長自身の供述によると)地税に充てるために留保された。このデサのKなる者によると、彼名義の融資額f13.50の中から手にしたのはわずかf3.64に過ぎなかったが、それはf6.86が1936年の地税の月賦のために、f3がハジAに貸し出した水田持分の借地料に対するいわゆる利子として直ちに控除されたからであるという。これによって同時に現行の借地契約が再延長されたことは明白である。また、デサ Djoempoetredjo(Taman郡)のPへの政府融資f8からは、ルラーの手で地税納入分としてf5が差し引かれた。 [Soekasno 1938:337]

この融資は、貸出地の受戻しのためにのみ使用されることが決められたものであったが、この例ではデサ首長が地税支払いと高利貸への利子支払いに一部を充ててしまったのである。この例ではデサ首長がなぜこういった行為に出たのかは必ずしも明確ではないが、次の例はデサ首長が高利貸の代理人であるがゆえに政府融資を妨げようとしたことを示している。

デサ Tj.では、1936-37年の土地耕作のために13人に農民貸付(tanileening)が提供されたのであるが、1937-38年については全く申請が出されなかった。調査によると、先の借り手は銀行からの援助を望んだのであるが、デサ首長はこれに仲介の労を取ろうとはしなかったことが明らかになった。彼は銀行からの融資が提供されることを望まなかったのである。なぜなら、彼自身、ポロン郡で大規模借地者の1人であるハジ I.の代理人であったからである。

[ibid.:336]

ここでは、デサ首長は高利貸の代理人として活動しており、自らそれによって利益を上げていたために、一般庶民銀行の介入を望まなかったのである。

以上のように、植民地政庁による農民負債救済事業は十分な成果を上げることができなかった。それは、高利貸の活動がデサ首長を初めとする村落支配層と深く結びついていたからに他ならない。いずれにしても、このようにしてこの地域のゴゴルは、全体として高利貸による土地支配の進展の中で事実上の土地なし農民に転落していくことになる。しかも、ゴゴル身分に課せられる諸義務だけは依然として残ることになり、その地位は本来の土地なし農民より更に悪いものであった。

4、農民経済の悪化とデサ内諸階層

以上に述べてきたように、恐慌期、スラバヤでは土地占有農民は一般に貧困化し、高利貸の支配がますます深まったのであるが、このことをデサを構成する諸階層との関連でいまいし検討し、その意味を考えてみたい。

(1) デサ内の階層構造

この地域では水田の定期割替制共同占有形態に表現されるように、デサの結合が極めて強いのが特徴である。そしてデサの農民の中には土地占有を軸にして、(a)水田占有者、(b)屋敷地だけの占有者、(c)他人の屋敷地に家のみを持つ者、(d)他人の家に寄寓する者という階層差があった。(a)は単にgogol(シドアルジョ)、あるいはgogol-kentjeng(モジョケルト、ジョンパン)、(b)はanggoeran(シドアルジョ)、setengah-gogol(モジョケルト、ジョンパン)と呼ばれるのが普通であったが、これら2階層は植民地政庁の課する諸義務を負担し、デサ首長の選挙権を有していた。これに対して(c)はシドアルジョではnoempang-karangあるいはkarangkopek、(d)はnoesoepと呼ばれ、一般に選挙権はなかったが、諸義務負担も臨時の労役にかりだされることだけに限定されていた[RED 434; 475-476]。シドアルジョではこれらのうち、(a)-(c)は行政上はgogol no.1-no.3として区分されたが、1930年代半ばの各郡毎の構成比は4-15表に示される通り

である。県全体で農民の約半数が水田占有者ということになるが、¹⁰⁾ この層がデサ内での相対的富裕層であった。

これらの諸階層は基本的に固定していたといつてよい。シドアルジョではgogol no.1が死去あるいは引退した場合、その水田持分継承権は第1に彼の成人した息子あるいは義理の息子にあり、それが不在の場合には兄弟にある。両方ともいない場合には、最も年長の労働可能なanggoeranに与えられるのが普通であった。この場合、水田持分を分割して継承することはなく、また、シドアルジョでは1910年代初め、多数のデサで行政当局の奨励によって水田持分が1ハウに達しないデサでは新たな持分保有者を認めないことが決められた。こうして、この県ではgogol no.1の数が増加し、そのことによって共同占有水田持分が縮小することはなく、平均して1ハウ前後の面積であるという状態が続いてきた[*ibid.*:456-457]。モジョケルト、ジョンバンでも同様に、gogol-kentjengの数を固定することによって持分の細分化を防いできた[Mv0 Modjokerto 1931]。したがって、非水田占有者が水田占有者に上昇する機会は極めて限定されていた。

また水田占有者の中には先に見たいいくつかの例に示されるように何らかの原因で富裕になるものがいたことは事実であるが、水田持分の売却は禁止されていたのでデサ内で大規模な土地集積が生じることは基本的になく、彼らの中に大規模な階層分化が発生することはなかったといつてよい。したがって、デサ内で最も経済的に優位に立つのは、この階層から選ばれるデサ首長を初めとした村落支配層であった。デサ首長は形式的には選挙によって選出されるのであるが、4-16表に示されるシドアルジョ県のデサ首長の勤務年数から明らかなように長期にわたって在職する者も多く、事実上、特定の家系によって占められ、彼らがデサ内の有力層を形成してきた。¹¹⁾ その職務上の収入分布は4-17表に示される通りであるが、この地域ではスラバヤ県を除いて豊かな者が相対的に多いことがわかる。これらの収入の内訳についてはデータの得られたシドアルジョ県の例を4-18表に掲げたが、ここから明らかなように、収入の中では職田収入が最も大きな部分を占める。職田面積の上限は1914年11月7日の理事命令no.60/13aで10ハウと定められたが、県内352デサ中、職田がないのは7デサにすぎず、30年代後半期、デサ役人全体の職田面積を併せると全県で5,088ハウ、水田面積の11%を占めた。これらは一般に良田であり、減多に凶作は起こらなかった[RED:444,460; Soekasno 1938:296]。そして、第2章で述べたようにこれらの職田もほとんどが糖業へ貸し出されていたが、それはその相対的な広大さと地味のよさによってデサ首長に通常の水田持分貸出し以上の収入を保証するものであった。

デサ首長の収入で次に多いのは地税などの徴税手数料であるが、当時、デサ

首長は徴収した税の8%を手数料として受け取ることができた。更に付け加えておくべきことは、この表に掲示される以外の職務収入として糖業への土地貸出しの際の手数料が多いことであり、例えば デサ Simogiran(Krian郡)ではf350、全収入の23.5%、デサ Trosobo(Taman郡)ではf180、全収入の16.2%に達する[RED:444]。この地域では糖業がこうした形を通して、デサ首長の富裕化に貢献してきたのであった。これに加えて、表の「f900未満デサ首長で個人収入により十分富裕な者の比率」という項目に示されるように、デサ首長は職務上の収入以外に様々な収入を得ていた。本章で述べてきたことでいえば、借地による事実上の経営拡大が農業収入を高める確実な手段となる。こうして表の解説によれば、シドアルジョでは90%以上のデサ首長が十分な収入を得ていたという[RED:444]。

以上のように、デサ内ではデサ首長を中心とする村落支配層が経済的には飛び抜けて優位に立ち、デサ住民の半数を占める水田占有者層はそれ以下の層と比べると相対的に収入が多かったが、その内部では比較的均一な階層であったとあってよい。それではこうした構造は、恐慌によってどのように変化したのであろうか。

(2) 恐慌とデサ内階層

先ず、水田占有者層は、本節でこれまで述べてきたところから明らかなように、基本的には層として没落したとあってよい。デサの水田占有者全体が高利貸の支配下に陥ることで土地を事実上喪失し、しかも水田占有に付随する諸義務は残ることによってgogol no.2以下の経済的地位に転落したのである。そして逆に水田を持たない階層が、この時期に上昇したということも窺われない。彼らもまた、糖業の栽培縮小によって労働機会を喪失し、現金収入の道を断たれたのであった。

それでは、デサ首長を初めとする村落支配層の状況はどうであったか。たしかに先に述べたように、30年代にもシドアルジョ県ではデサ首長の土地借入れが見られ、このことは彼らがそれを通して土地集積を事実上進めたことを意味するものと考えられるが、1933年11月の東ジャワ省知事の書簡に「全般的に悪化した経済状況との関連で、近年、デサ首長の収入は大きく低下した。職田の貸出しは現在ではあまり利益をもたらさず、またデサ住民の義務的な支払いの集まり具合も悪い。更に、地稅徴収手数料からの収入も大きく減少したが、これは第1にかなり達する恐慌減額のせいであり、第2には徴収に当たって滞納が大きいからである。」[Gouverneur Oost-Java 1933b]とあり、また、スラバヤ州理事の35年の覚書では「現在、デサ首長とデサ役人にとっても困難な時期である。職田は十分な収入をもたらさず、住民はパンチェンを支払わず、糖

業はもはや借地手数料 (premie siti) と lobang を交付しない。融資の元手は枯渇している。多くのデサ首長は貧窮化している。」 [MvO Soerabaja 1935] と述べられるように、全体的な傾向としてはこの層もこの時期に窮乏化したと考えた方がよいように思う。

先に見たように、デサ首長の最大の収入源は職田であったが、この地域ではそのほとんどが糖業に貸し付けられていた。それゆえに、糖業の縮小がデサ首長に対しても直接的な打撃となったのであった。加えて、糖業の栽培縮小はそれまでデサ首長の収入のかなりの部分を占めた土地貸出手数料にも影響を与えるものであった。このようにデサ首長は一般の土地占有者よりも一層糖業に対する依存性が高かったが故に、その栽培縮小の影響はより深刻であったと考えることができる。加えて、地稅納入状況の悪化は、彼らの2番目に大きかった収入源としての徴収手数料を直撃した。1935年の財務部長官の書簡によれば、ジャワ・マドゥラ全体でデサ首長が受け取ったこの手数料は1929年には約 f270万であったが、32年には f220万、34年 f180万、36年には f170万へと30-45%程減少し、糖業地帯では特に徴税が困難であったという [Departement Financien 1935]。また、先に引いた史料にあるように、デサ内での様々な収入も住民の貧困化のために徴収不能になったのであった。こうして、デサ首長は糖業から返還された職田を自ら経営することを余儀なくされるのであるが、それは「必要に迫られて自作をしたり、分益小作に出しても、その収入はほとんど耕作コストやそこにかかる地稅をカバーできるものではない」 [Gouverneur Oost-Java 1934] 状態であった。

こうして、その収入源の大半を断たれたデサ首長は貧困化する。その結果、第2章で述べたように、多くのデサ首長が糖業に対する運動で先頭に立つことになり、また、税金の横領が頻発し強盗団に加わるものさえ現れたと報告される。¹²⁾ また、彼らの多くが高利貸の支配下に入り、その手先として活動せざるを得なかったのであった。¹³⁾ こうした状況に直面して東ジャワ省知事は34年8月の総督宛書簡で職田の地稅を免除することを提言しており [ibid.]、¹⁴⁾ また植民地政庁は、1936年、西、中、東ジャワ省知事に対して、デサ首長への財政援助のためにそれぞれ f80,000、f80,000、f175,000 を上限として支出する権限を付与しているが [Besluit Gouverneur-Generaal 1936]、これらのことに状況の深刻さが表されているのである。

以上要するに、この地域では恐慌の影響を受けてデサ内の全階層が貧困化し没落したのであった。そしてそれは、糖業の経営に適合的な定期割替制共同占有という土地所有形態が維持されたために、デサ内の階層構造が固定しており土地占有者の占有面積が一定であったこと、しかも基本的には全ての土地が糖

業へ貸し出されていたために、唯一可能であった借地による経営拡大の道も極めて限定されざるを得なかったこと、相対的に広大な土地を経営するデサ首長の場合も同様に糖業への貸出しによって、経営的な優位に立つことができなかったという、この地域のデサの社会経済構造の特質に規定されるものであった。言い換えれば、糖業への依存性が極めて高かったこの地域の農村社会経済が、突然の状況変化に対して、その依存性の高さのゆえに新しいものを生み出せなかったことを意味している。結局、この地域の農村経済は糖業に代わる当面の現金獲得の場として、高利貸を選択する他なかった。この結果、高利貸による事実上の土地集積が進むことになった。ここでは、それまでの社会経済構造がそのままの状態、高利貸支配の下に陥っていくことになったのである。

おわりに

以上に述べてきたことをまとめれば、次のようになろう。スラバヤの農民経済は、糖業への依存が強く、また自らの農業を通して深く世界市場の動向とかわかってきた。こうした構造の結果、恐慌の影響は農民経済を直撃し、農民の中には深刻な現金不足＝貧困化が広がることになり、そのことは既に恐慌前の時期から見られた高利貸による支配をより深化させた。こうしてこの地域の土地占有農民は、定期割替制共同占有という水田所有形態にもかかわらずその土地所有を事実上喪失し、また村落支配層も基本的にはその経済的な地位が低下したのであった。スラバヤの農民層分解は、デサぐるみの下降分解という形をとったのである。

こうした状況は、村落内での土地占有者と非占有者との間の経済的な格差を縮小させたと考えられ、デサ内ではあたかもギアツのいう「貧困の共有」の過程がこの時期に進行したかの如き印象を与える。しかし、視野をデサの外部にまで及ぼすならば、既に見てきたように全体として没落するデサ住民の対極には、農民の現金不足を利用して広大な土地を事実上集積した村外高利貸が存在したのであった。この意味では、世界恐慌は階層分化を押し進めたといってもよいのであって、スラバヤ農村は決してこの時期に「貧困の共有」によって恐慌に対応したのではなかったのである。

第 4 章 註

- 1) スカスノによれば、1930年データではスラバヤ市に住むシドアルジョ県生まれの移住者は13,505人であり、これはバンカラン(Bangkalan)県出身者の20,767人に次ぐものであった[Soekasno 1938:292]。
- 2) デサ銀行(desabank)は庶民金融銀行(volkscredietbank)、粉の貸付を行うデサ・ルンブンとともに、オランダ植民地政庁の手で整備された金融機関である。これらの前身は様々であるが、1904年に政庁によって管理下に置かれるようになって以降、組織の整備が進められた。この内、デサ銀行はデサ住民を対象にして小額貸付を行うことを目的とし、1934年現在の数字ではジャワ・マドゥラで6,284行、外領では457行が営業していた。他方、庶民金融銀行はジャワでは原則として各県(regentschap)に1行設置され、一般的にはデサ銀行より大口の貸付を行った。これらについての詳細は、“Volkscrediet wezen”(Encyclopaedie vol.4):605-608、Cramer 1929などを参照。
- 3) kemis-kliwonは、ジャワ独特の日の数え方である。ジャワには7日を1週間とする普通の曜日とともに、5日で一巡する「市の立つ日(dina pasaran)」と呼ばれる日の数え方がある。両者を組み合わせると35日で一巡するが、ジャワでは年月日の他にこの2つの組み合わせで日を表すことが行われる。kemisは7日1週間の木曜日、kliwonは5日1週の5番目の日である。
- 4) このようなデサ銀行とデサルンブンの対照的な動向は、基本的には貨幣経済の発展に規定されたものであった。こうした点についての詳細は、さしあたりCramer 1929を参照。
- 5) この糖業が地税を払い込む方式は、30年代には政庁によって禁止された[Soekasno 1938:334]。
- 6) デサ銀行の管理運営を担う運営委員会にはデサ首長が加わり、残りの委員は融資を認められた者によって選出されたという。これについて詳しくはCramer 1929:48を参照。
- 7) "idjon"というのは本来、生育中の作物に対する前貸しを意味する言葉であり、ここでのこの用法は正確ではない。
- 8) tjawisan desa とは、文字通りには「デサの用意されたもの」の意味であるが、デサの共通の支出に備えて用意された水田であると考えられる。
- 9) なお、土地が期限通りに提供できない場合には「補償」が要求された。例えば、子村(doekoeh)Betjirokoelonの48人のゴゴルはそれぞれ350ル-をハツAに貸し出したが、この内の10人は土地の提供が8月ではなく10月になったので貸出面積は390ル-に増加した。1ル-を貸し出したPaT は、同じ理由から

- 1ハ^ウ40ル-を提供しなければならなかったが、持分面積は1.001ハ^ウしかなかったので不足分を同じデサの住民から借り入れてこれに充てたという[Soekasno 1938:329]。
- 10) ただし、gogol no.2 には沿岸のデサ以外のところで世襲的個人占有地を持つ者も含まれる[Soekasno 1938:293]が、この県の土地所有形態から考えるとごく僅かであったと考えてよい。
 - 11) 村落首長の選挙に関しては、植村 1990 を参照。
 - 12) 例えば、1933-34年にジョンパン県では合計76名、シドアルジョ県では36名のデサ首長が地税を横領して罷免され、またシドアルジョ県では7名のデサ首長が強盗団に加わりパニユワンギ県での襲撃を組織した、さらに偽金作りを行う者がいたなどと報告される[Mv0 Soerabaja 1935;Gouverneur Oost-Java 1934]。
 - 13) こうしたことの事例は既にいくつか上げたが、他にもシドアルジョ県のデサ Gelangの首長は高利貸の ハジ^B に屋敷地をf300で売却し、月にf20を払って住み続けることを認められており、この結果、毎年の土地割替の際、最上地をこの高利貸に割り当てたという例も報告される[Soekasno 1938:338]。
 - 14) もっともこの提案は西ジャワ省、中ジャワ省知事の反対に遭い、東ジャワ省知事は35年8月25日付け内務部長官宛書簡で撤回した[Gouverneur Oost-Java 1936]。

第5章 世界恐慌とブスキ糖業

本章の課題は、この地域における糖業の経営の特色を明らかにし、それが世界恐慌に対してどのような対策をとったか、そしてそれに対して住民側がどのような反応を示したかを検討することである。以下、先ずこの地域で糖業がどのように展開してきたか、30年代初めにおいて理事州内で糖業はどこに立地しており、地域経済とどのように関わっていたかを検討することから始めたい。

第1節 ブスキにおける糖業の分布状況

ブスキにおける砂糖黍の栽培もスラバヤと同様に強制栽培制度下で開始されたが、糖業地帯としての本格的開発は比較的遅く、「自由主義政策」期以降のことであった。しかし、5-1表に示されるようにその後の拡大は著しく、ピーク時の1920年代末の栽培面積は強制栽培制度期の10倍以上に達した。¹⁾

さて理事州内における糖業の分布状況を見ると、当初からパナルカン県に集中していたが、1930年代にもやはりパナルカン県に6製糖工場と最も集中し、ボンドウオソ県に2工場、ジュンブル県に3工場、バニユワンギ県には1工場存在する。先に第2章で検討したスラバヤの場合と比較すると、全体に糖業数は少なく、また地域的な遍在の度合いも高いといえよう。これらの糖業の栽培は基本的には製糖工場立地県で行われるが、パナルカン県のAsembagoes、Pandji、Oleanは恐慌前のいわゆる通常年においてはボンドウオソ県でそれぞれ79ha、125ha、65ha、ボンドウオソ県のPradjekanはパナルカン県で11haと、若干の糖業は他県でも栽培を展開していた[Rapport grondhuurcontracten 1935]。なおこれ以外に、隣のマラン理事州ルマジヤン県に立地するDjatiroto糖業がジュンブル県で大規模に栽培を行っていた。

さて、栽培縮小前の通常年には、各県毎にどれだけの砂糖黍栽培が行われていたのだろうか。5-1表から窺えるのはバニユワンギ県の817haのみだが、残る3県については1936年2月の政庁経済部(Departement van Economische Zaken)の総督宛報告書に数字が見え、パナルカン県5,786ha、ボンドウオソ県2,467ha、ジュンブル県6,449haである[Economische Zaken 1936]。

こうした糖業の展開が各県の農民経済にどれほどの意味を持っていたかのイメージを掴むために、砂糖黍栽培面積が水田面積、耕地面積に占める比率を計算してみよう。

パナルカン県ではJ-8表によると水田面積は22,641ha、耕地面積は67,489haであるから、糖業の栽培はそれぞれに対して25.6%、8.6%を占める。栽培がすべて

三年輪作法で行われると仮定すれば借地面積は栽培面積の3倍となり、県内の水田の77%近くが糖業に貸し出されていることになる。この県については更に細かく郡毎の数字が得られる。5-2表は各糖業の郡毎の栽培面積を示したものであるが、通常年の1930/31年栽培では、Sitoebondo郡で30%、Panaroekan郡で26%、Besoeeki郡で19%の水田に砂糖黍が栽培されており、したがって各郡の借地面積はそれぞれ水田の90%、78%、57%を占める。本表にデータがないSoemberwaroe郡については県全体の通常栽培面積5,786haから3郡の栽培面積合計4,423haを引くと1,363haという数字が得られ、水田面積の約29%に当たる。ここでは水田の90%近くが糖業に貸し出されていることになる。こうして見ると、この県の農民経済の糖業に対する依存度は、スラバヤほどではないにしろかなり高いといつてよい。

ポンドウオソ県の場合には、水田面積24,639ha、耕地面積75,802haであり、比率はそれぞれ10.0%、3.3%である。この県では水田の30%が糖業に貸し出されていることになる。

ジュンブル県では水田面積68,759ha、耕地面積143,962ha、比率はそれぞれ9.4%、4.5%である。ただし、この県では砂糖黍栽培が実施されるのはTanggoel、Poeger、Woeloehan3郡のみであり、5-3表の「本来の栽培予定面積」欄の数字から計算すると、通常年の栽培面積はTanggoel郡1,534ha、Poeger郡4,758ha、Woeloehan郡1,043haであり、各郡の対水田面積比は12.7%、36.8%、10.9%となる。特にPoeger郡で、砂糖黍栽培が大きな意味を持っていることがわかる。

パニューワング県では水田面積36,940ha、耕地面積99,432ha、比率はそれぞれ2.2%、0.8%と低く、借地は水田の6%程度にすぎない。

次に、5-4表から糖業で働く労働者数を見ると、やはりパナルカン県が最も多く、有職者人口比でみても12%以上がこれに関係し、またこれ以外のヨーロッパ資本の農園はないことがわかる。これに対して、ジュンブル県でも糖業労働者数はかなり多いが有職者人口比は低く、ここでは「糖業以外の非原住民栽培」で働く労働者の方が多い。ポンドウオソ県では、糖業労働者数は多くはないが、比率はジュンブルより高い。ただし、それ以外の「非原住民栽培」労働者とほぼ拮抗している。パニューワング県では労働者数、比率ともに小さい。

以上要するに、ブスキにおける糖業は特にパナルカン県において大きな影響を農民経済に与えてきたといえよう。次章で述べるように、この県ではもう1つの世界市場向け栽培である煙草栽培はほとんど行われておらず、典型的な糖業地帯であるといつてよい。これに対して、ポンドウオソ県の場合には煙草栽培もかなり行われており、両者の混合地域である。ジュンブル県では、糖業は歴史も浅く、特定の郡に集中しており、それ以外の地域では後述のように煙草

栽培が中心である。また、バニユワンギ県では糖業の意義は小さい。

第2節 ブスキ糖業の栽培の特色

1、借地方法の特徴

この地域でも糖業は基本的には住民の水田を借地することで栽培用地を確保してきたが、²⁾ この場合、借地契約の締結は、個々の土地占有者と個別に行われた。この点はデサぐるみの集合一括契約が大半であったスラバヤの場合と対照的である。契約期間に関しては、30年代初めまでの時期には21年半の長期契約が一般的であり、他に追加的に単年契約が結ばれていた。恐慌前の時期の借地料は、長期契約の場合はその時期に有効であった最低借地料基準によって定められ、単年契約の場合は土地の肥沃度によって差があったが、栽培年(18ヶ月)当たりの最大でf100/ハクリであった[Mv0 Bondowoso 1931:33-34]。

借地方式が以上のようなだったので、糖業の土地確保に際してのデサの役割もスラバヤとはかなり異なっていた。この地域でも強制栽培から自由栽培への移行期には一般に仲介者としてデサ首長を動員し仲介手数料を交付してきたのであるが、それに加えてその上位に位置する郡長の権威を利用することもしばしばなされてきた。しかしながら、こうした方式は1895年借地令改訂によって12年契約が締結されるようになると次第に取られなくなり、以降、デサ首長は借地そのものにはほとんどタッチすることがなくなるのである[植村 1983a:29-40]。こうしたスラバヤとの差は、この地域の水田所有形態が世襲的個人占有であり、デサ首長の社会的地位がスラバヤのようには高くないということに原因が求められよう。³⁾

2、栽培方法の特徴 — Wrginanom糖業の1936/37年栽培の事例

このようにして確保した栽培用地上での栽培の仕方を見ると、この地域では20世紀初めまでは三年輪作法の他に二年輪作や四年輪作も行われていたが、30年代初めまでには三年輪作法に統一されたと考えられる。⁴⁾ また、レイノソ法の採用もかなり遅くになってからであったし、⁵⁾ スラバヤでは常に土地貸出農民との間での紛糾の種となってきた貸出前の水田における早稲栽培義務付けもほとんど行われてこなかった[植村 1983a:15-17]。

さて、以下、30年代におけるこの地域での砂糖黍栽培の様子を具体的に見る

ために、パナルカン県に立地するWringinanom糖業の1936/37年栽培を詳しく眺めてみよう。この糖業は、5-5表に示されるように1920年代後半には900-1,000 haの栽培を実施してきたが、31年の栽培から生産制限に入り、32年から34年までは栽培を停止、35年から再開している。借地契約は表示のように20年代後半から21年半長期契約が基本となり、補助的に単年契約を実施している。

[栽培用地の確保]

この年、同糖業は最終的には850haの栽培を実施したが、この栽培面積の決定は糖業を取り巻く状況がなお不安定であったため遅れ、借地契約にもとづく土地貸出者への栽培実施通告期限の1935年末には未定であった。このため、同糖業では栽培面積の下限を暫定的に700haと設定し、これ以上の拡大も想定して栽培用地の確保に努めた。すなわち、この時点での長期借地面積は673.2haにすぎなかったため、不足分を次のような方式の単年借地で補うことにし、10月より実施した。すなわち借地料は1-2等地 f40/ハウ、その他はf35/ハウに設定され、支払いは2回に分け、先ずf7.5を支払い、借入部分の不使用が1月中に貸出者に通告される場合、これは不使用補償として交付される。通告が遅れる場合、補償額はf2.5/月づつ引き上げられる。糖業は土地不使用を一方向的に通告でき、この場合に借地料全額支払義務はない。土地が使用される場合には、先払された補償額は、第2回目の支払いの際に借地料から差し引かれる。このように、同糖業は栽培面積の増減に対応可能な方式をとろうとしたのであった。

この後の単年借地の進展を見ると、ラマダン月明け(Inlandsche Nieuwjaar: この年は12月27日)までに約108.9haの借入れが行われたが、その後は土地所有者側の貸出意欲低下のため交渉は停滞し、36年1月21日付けの本社宛の書簡の段階でも110.7haにすぎなかった。しかも、この書簡によればこの内の63.1haは上に述べたような支払方式によるものではなく、借地料一括払いにより借り入れられたものであった。このことは、土地貸出農民が不利な条件での土地貸出しに抵抗したことを意味している。この書簡で工場側は本社に対して今後は一括払い方式によって借入れを行うということを表明しているが、それはこうした状況を踏まえたものと考えられる。これ以降の単年借地が実際にどのような形で行なわれたかは不祥であるが、3月前半には必要な面積が確保されることになった。⁶⁾

次にこうして借り入れられた土地が実際にはいつ糖業側に引き渡されたかを見よう。5-6表の左端の「栽培用地確保」欄はその進捗状況を示している。これによると最初の用地確保は3月前半期であるが、表註に示したように、この年にはこれ以外に50haを休閒借りしており、⁷⁾ その部分は既に2月に確保されている。この他にも、この年、この糖業は早期の土地提供に対する割増金制度を復活し

て土地の早期確保に努めたのであるが、⁸⁾ 予定した栽培用地の全てが確保されたのは例年よりも遅い6月前半期であった。この結果について年次報告書は期待通りには順調でなかったと述べ[Jaarverslag WA 1936:71]、また栽培報告は土地引渡しに不規則性が目立ち、このため後の造成作業に支障が出たと指摘している[Aanplantrapport no.6, 31 Maart - no.9, 15 Mei]。この遅れの原因については、1936/37年の栽培実施が確定しなかったために、土地貸出者は借地料全額を受け取ることになるのか、それとも不使用補償を受け取ることになるのかわからず、このことが栽培予定地での水田耕作の迅速な進行を妨げるようになったこと、加えて1935年には乾季が長引き、稲作に利用できる灌漑用水が常に不十分であったことが上げられている[Jaarverslag WA 1935:47-48]。

[栽培用地の造成]

こうして確保された土地は、2月後半に先ず休閑借部分から、次いで3月初旬以降は収穫済みの水田部分から、A、B、Cの3区画に分けて砂糖黍栽培用地に造成されていった。造成作業は先ず、灌漑・排水路を張り巡らすことから始まる。水路には蔗園をめぐる環状水路(ring goten)、幹線水路(hoofd goten)、小水路(kleine goten)の別があり、深さは70cm、水路間の間隔は幹線水路が通常の土地で100m、湿気の多い土地で50m、小水路は10.45mであった。湿気の多い土地部分には、植溝(geul)2-3本毎にそれと同方向に追加の小水路を掘り、更に植溝の真ん中を横切る小水路を追加して、乾燥を促進した。この作業に少し遅れて、植溝の造成が始まる。植溝は長さ10m、幅40cm、深さ25cmであるが、湿気の多い部分では先述のように水路により長さを半分にした。この作業は1本当り1.5セントの出来高払いである。掘られた植溝は再度鍬入れをして土を細かく碎き(loswerken)、十分に通気させるため約2週間放置する。この後、通常の土地は植床が地表面から25cm、乾燥の激しい土地では30cm、湿った土地では15cmの深さになるように、また非常に湿った土地に関してはほぼ地表面にまで溝の両側に積み上げた土が埋め戻される。こうして、作付準備は7月下旬には全て終了した[ibid. 1936:71-73]。

[作付]

作付は、造成が最も早く済んだ休閑借部分から3月の下旬に開始され、造成完了部分から順次行なわれ7月後半に終了した。この年には先に述べたような土地提供の不規則さのため作業ペースは最初のうちは1日7ha未満と上がらず、この結果、作付最適月の4-5月の作付面積は約半分にすぎなかったが、後にはより多くの土地が使用可能になり12haを越えた。作業の手順は、前日に植溝に灌水し、雑草を取り除いて苗を植え、直後に少量の灌水を実施する形で進められた。この場合、灌水は水路から人手で水を汲み上げて実施されたが、労働力不

足のため、作付期後半には前日に植溝に水路から直接注水する方法が採用された。この後、枯死した苗を取り除き、新しい苗に代える補植作業を経て作付は8月にすべて終了した[ibid.:73-74]。⁹⁾

[栽培の維持・管理]

この後、砂糖黍の苗は生育期に入るが、この時期の主要な作業は、施肥、培土(苗の生長に応じて植溝の両側に積み上げられていた土を根元に被せる)、灌水、除草などである。施肥は硫酸を主とし、時期をずらせ2回行なう。第1回施肥の直後に少量の土をかぶせ、この後、第2回施肥の数日後に第1回培土が行なわれる。この糖業では一般に生育日数45-50日ごろに第1回培土を、60-65日ごろに第2回、90日ごろに第3回、120日ごろに最終培土を実施し、この年の培土は11月中旬には実質的に終了した。

生育期の砂糖黍への灌漑は、植溝に水路から直接給水して行なう。Panarook an郡での給水原則は昼間は砂糖黍に、夜間は住民農業に給水する昼夜給水法であり、リンギンアノム糖業は通常時には午前7時から午後3時まで給水を受けたが、水田の耕作が始まる11月11日以降の給水時間は11時-4時へと短縮され、12月10日以降はほぼすべての水が住民栽培に回され、糖業は灌漑の必要な苗圃を除き特別の申請をしないと給水を受けられなかった[ibid.:85]。

[収穫に向けての準備]

以上のように栽培作業の重要部分はほぼ11月中旬に終了し、後は成熟を待つて収穫するのみとなる。そのための準備作業として、9月後半から先ず砂糖黍の高さの測定が始められる。この糖業のこの年の栽培品種は2878P.O.J.、2967P.O.J.の2種類であったが、9月30日の栽培報告では両者ともに120cmであった。生育は順調で12月末の栽培報告では323cm、最終の測定結果が報告された3月31日の栽培報告では前者は437cm、後者は429cmに達した。4月初めからは成熟度調査(含糖量などのサンプル測定と葉の色の観察)が開始される。この年、砂糖黍の生育終了の最初の兆候は2月の前半に乾燥が最も進んだ蔗園周縁部で観察され、その後、成熟現象は着実に増加していったが、4-5月に雨が多かったため前年に比べかなり遅れがみられ[ibid.:21]、収穫開始のメドがたったのは5月末であった。こうして、6月19日、例年よりかなり遅れて収穫が開始された。¹⁰⁾

[収穫]

収穫は最も早く作付けられた区画から着手され、次いで乾燥の進んだ周縁部及び失火を減らすため線路沿いの部分が6月中に刈り取られた[Aanplantrappoort 1937, no.12]。収穫に従事したのは、工場周辺に住むf1の前払金で契約された収穫労働者719名と、年来の慣例であったサブディ島からの輸入労働者241名(彼らは旅費25セント、食費10セントを支給される)である。収穫賃金は砂糖黍1キントル当

たり1.5セントの出来高払いであったが、状態の良い砂糖黍が輸送用貨車に38キントル以上積載されている場合には、クーリーに5セント、収穫頭領には2セントの割増金が支払われ、逆に正しく収穫されていない場合、収穫賃金は減額された。これらの賃金は、収穫日の翌朝、収穫監督の手で、その日の収穫割当の指示後に支払われた[Jaarverslag WA 1937:147]。収穫の進捗状況は、各半月毎の1日当たり平均収穫面積を見ると6月後半期から順に5.0、6.4、6.4、6.9、7.1、6.5、6.6、6.4、6.0haであり、6月後半期が際立って悪く、その後、増加して8月後半期にピークとなり、以降再び低下している。これは次のような事情による。6月後半期には労働者の中で病気が広がり、労働力供給が悪化した。7月前半期には病人数が減少し、作業にあたる収穫労働者の数も十分になったため収穫のペースは上昇し、その後、8月中までは収穫、輸送ともに順調に進んだが、9月からは倒れた砂糖黍の収穫が増加し、収穫園も次第に製糖工場から遠く離れたものになり、ペースは低下した[Aanplantrapport 1937, no.12~no.20]。しかし、この年の収穫は諸園火事が大規模に発生して妨げられるようなこともなく、¹¹⁾ 1ha当たり1,565キントルの砂糖黍、157.0キントルの砂糖、含糖率(1ha当たりの砂糖生産量÷1ha当たりの砂糖黍収量×100)10.03という平均値を残して10月29日に終了した[Jaarverslag WA 1937:147]。

[砂糖黍の工場への輸送]

砂糖黍の工場への輸送は、先ず蔗園から常設のトロッコ線路(総延長43km)までは取外し可能な臨時の線路を敷き、貨車を1対当りf5の前払金で契約された合計56対の牛に引かせた。そこから工場までは合計6台の蒸気機関車が牽引し、敷地内では、砂糖黍荷下し施設まで運ぶのに昼間、夜間それぞれ3対の牛が牽引力として利用された。これらの線路は、収穫期を通して、毎日3名の頭領と15名のクーリーの手で点検され、また線路の布設・取外しには12名の頭領と48名のクーリーがあたった。

輸送用貨車は12グループに分けられ、加工速度及び未加工の収穫済み砂糖黍量を勘案して決められた当日収穫量に合わせ、大半が早朝6時に収穫園へ配車され午後1時まで使用された。配車の遅れた貨車には積込みはなされたが、一杯に積むためその日には工場へ牽引せず、翌朝一番に空の貨車を引いてきた機関車で工場へ運ばれた。使用された貨車は累計36,978両、1日当たり307両弱であった[ibid.:148~149]。

3、労働力不足問題

さて、5-6表に示したように、糖業の農園作業では蔗園造成作業に特に大量の

労働力が投入され、Wringinanom糖業の場合、作付作業と合わせるとピークの4月後半-5月後半期には1日当たり2,500名を越えている。こうした労働力は、スラバヤの糖業の場合には先述したように基本的には近隣デサの住民から供給されてきたのであるが、この糖業の場合には既に示されたようにサブディ島から労働者を輸入することが慣例化していることが注目される。また、この糖業は収穫労働者に関しても、毎年、サブディ島から受け入れており、更に1926年糖の収穫からは近隣出身の契約収穫労働者に対して前払金を交付して労働者の交替と減少を可能な限り抑えることによって[ibid.1926:38]、収穫労働力の安定供給に努めている。このようにこの糖業では、労働力を如何に確保するかということは常に深刻な問題であった。この年のその状況について、年次報告書は大要次の通り述べている。

労働者の出は前年よりは改善されたが十分ではなく、常にその確保のために大きな努力が払われたが、その中では労働力輸入が大きな部分を占めた。3-4月は、天候不順、デサ地の再クラス分けのために労働者の出は悪かった。5月に入ると天候が回復し若干の改善が見られたが、その後、労働者の中に多数のインフルエンザ、マラリアの患者が発生、更に稲収穫後、恒例のデサの祝祭、結婚式などにより労働者の出は目に見えて悪化、7月後半以降は概して良好になったが、常に労働者供給に多くの注意が払われた。

[ibid.1936:72]

こうした結果、栽培報告によれば造成作業の遅れ(4月後半、6月前半)[Aanplant rapport 1936, no.8, no.11]、培土の遅れ(A区画、8月前半)[ibid.,no.15]といった状況も現れた。このように、この糖業は労働力輸入を中心にして労働者の確保に努めたにもかかわらず、常にそれは不足気味であり、それが作業の円滑な進行を妨げているのである。そしてこのような状況は、この年に限ったことではない。この糖業の年次報告は毎年「労働力」という項目の記事を載せているが、それによると毎年、労働力供給状況の悪さが作業の遅れの原因となったことが報告されている。¹²⁾

こうして見ると、この糖業における労働力不足は構造的な性格のものであった。そして、このことはこの糖業だけではなくブスキ糖業に共通する問題であった。パナルカン県では、「糖業の労働力は、Besoeeki郡では主に土地の住民から供給される。その他の郡ではかなりの数のサブディからの人々が、4月から6月の間、農園労働に従事する。Pandji糖業支配人ハルテヴェルト(Hartevelt)氏によると、この時期にはクーリーの約1/4-1/3がサブディ出身者である。それ以外に砂糖黍栽培で働くのは、土地占有者、非占有者両方である。」[Onderzoek Panaroekan 1932]、「パナルカン県では十分な労働者がいないので、機械によ

る土地耕作が適用され、農園作業のための労働者をマドゥラから連れてくる。」[Mv0 Bondowoso 1931]とあるように、県外から季節労働者がやってくるのが恒常化していた。ジュンブル県の場合には、「毎年、数千人のマドゥラ人が対岸から、糖業の繁忙期(suikercampagne)やコーヒーの摘果の時期に、本県の農企業に仕事を求めにやってきて、仕事が終了するとすぐに故郷へ帰っていく。」[Mv0 Bondowoso 1931]のであるが、「この地域で操業する糖業は住民の労働機会になっていない。」「工場内作業も農園作業も『輸入民』で満足せざるを得ない。だから、この現金収入源から利益を得るのは、この輸入民だけである。」[Onderzoek Djember 1932]と指摘されるように、労働力の大半を輸入に頼っており、糖業の労働力不足はパナルカン以上に深刻であったといえよう。そしてこのブスキ糖業の労働力不足状況は既に1910年代には見られ[植村 1983a:17-18]、30年代後半期の報告に「ブスキ糖業は、ジュンブルの糖業とコーヒー農園を除いても毎年3,000-4,000人(の栽培・収穫労働力)を(サブディとマドゥラから)輸入している。」[Notulen ASNI 1938]とあるように、一貫して続いたものであった。

このようにこの地域の糖業の労働力不足は構造的な問題であったが、その最も基本的な要因は、序章で見たこの地域の人口の少なさに求められよう。外部からの労働力輸入は、それを補うために不可欠であったといえる。

しかしながら、同時にまた恐慌が状況を更に悪化させた点も見ておく必要があるように思われる。Wringinanom糖業の1935年の年次報告は1936年糖の栽培労働者の不足の原因について、(1)3年間の操業停止と、住民の中の現金不足という状況に鑑みて労働力の供給は大きいと予想したが、住民は現金経済を最小限にとどめており、現金獲得のための労働の緊急性は大きくなかった、(2)糖業の栽培縮小により以前よりも住民栽培が拡大し、多くの労働力が吸収された、(3)稲の収穫は良好であり食料事情がよいので、労働意欲が低下しているという3点を挙げている[Jaarverslag WA 1935:21-22]。

いずれにせよ、この地域では労働力輸入によって初めて作業の円滑な進展が可能であり、また、逆に労働者を輩出するマドゥラやその周辺の地域にとっては、とりわけ乾燥の激しい乾季には格好の出稼ぎ先であったのである。

以上述べてきたように、この地域の糖業の栽培には、借地の方式が個別契約であり、その際のデサ首長の果たす役割が相対的に小さいこと、労働力が不足し輸入労働力に頼らざるを得ないという2つの点において、スラバヤの場合と際立った違いがあった。以下では、この内の特に前者の点をも踏まえながら、この地域の糖業が恐慌に対してどのように対応したかを検討することにしたい。

第3節 ブスキ糖業の恐慌対策

この地域の糖業も恐慌の影響を深刻に被ったが、それは何よりも砂糖の販売停滞という形で現れることになる。5-7表は1930年末から35年8月末までの時期のWringinanom糖業の滞貨状況を一覽したものである。これによれば31年中ごろの滞貨は6,000袋程度だったが、その後、31年産糖の収穫が進むにつれてその数は11万袋あまりに増加した。この砂糖は32年4月前半に約1万袋ほど捌けるが、その後もその数はほとんど変わらず、それが減り始めるのはようやく32年末以降のことであった。しかし、32年5月後半からは32年産糖がこれに加わり、この滞貨は33年末まで変わらず34年に入って徐々に捌け始めることになるが、最終的にゼロになるには1年以上を必要とした。このように、この時期には前年産の砂糖がほとんど捌けない内に新収穫の砂糖が滞貨として増加しており、したがってこの糖業が32/33年-34/35年栽培を実施しなかったことが、滞貨の重圧を減らすのに大きな役割を果たしたと考えられる。以上のような状況は、この地域の糖業に共通するものであったと考えられるが、それではこの地域の糖業はこれにどのように対応したのであろうか。以下、経費節減策と栽培縮小に分けて検討してみよう。

1、経費節減策

この地域の糖業が経費節減の実施を開始したのは既に20年代末からであったが、本格化したのは30年以降であると思われる。いま、ジャワ糖業雇用者連合 (Java Suiker Werkgevend Bond) ボンドウォソ・ジュンブル支部から当時のボンドウォソ州理事に対して行われた報告を見ると、この地域の糖業は1930年、山岳地域における砂糖黍挿し枝栽培 (cultuur van suikerrietsteken) の大規模な縮小を実施した。更に、工場内労働者の給与、日当の引下げはどこでも見られ、いくつかの糖業では職工 (toekang)、書記、実験室職員の給与が10%引き下げられた。また、クーリー賃金を引き下げた糖業もあった。施設の建設や拡張は中止され、多くの糖業では労働時間が半日に短縮され、12月にはほとんどの期間にわたり全く作業を中止した結果、職工は解雇は免れたものの給料が半減した糖業もあった。農園作業でも、多くの糖業は同じ賃金でより多くの作業を負担させること、例えば、請負作業を賃金引上げなしに増加させるなど、実質的な労働強化によって経費節減を図ったという。更に、栽培作業を簡略化させることによって、ha当たり20%ほどの経費節減を達成した糖業もあるという。 [Resident Bondowoso 1931; Department BB 1931]

こうした対策はその後の恐慌の深まりとともにますます強化されていくのであるが、ここでは先ずそれがどの程度に行われたかを、ジュンブル県で操業するGoenoengsari、Semboro、Bedadoeng糖業のデータから見ておこう。5-8表a-cはこれら3糖業が関係する住民に支払った金額の1930/31年栽培から1932/33年栽培までの時期の推移を一覧したものである。ここから借入面積1ha当たり支払額の1930/31年-1931/32年の変化を見ると、Goenoengsariは賃金でf163.8、34.8%の減、資材提供ではf1.2、35.3%の減、総額ではf165.9、27.3%の減であり、Semboroの場合は賃金でf95.8、21.9%の減、資材提供ではf2.3、32.9%の減、総額ではf101.5、17.5%の減、Bedadoengでは賃金でf138.5、31.7%の減、資材提供ではf14.9、93.1%の減、総額ではf97.9、16.6%の減である。各糖業の経費節減の大きさが窺われるが、特に賃金低下の比率の大きさが目につく。中でも、「耕作栽培」の減り方が大きいのは、栽培面積がそれほど変わらないことからすると、賃金単価の引下げとともに、作業過程の簡素化によって雇用労働者数を減らしたことによると推定される。また、「原住民職員」賃金の減り方も極めて激しいが、これは31年段階になると大規模な人員削減が行われたことを推測させる。そして、当然のことであるが、栽培縮小が本格化する32/33年には、表から明らかなように住民に対する支払額は通常栽培時の1/10ほどに落ち込むのである。

次に、経費節減の具体的な中味についてWringinanom糖業の例を検討しておきたい。先ず、1925/26年-1937/38年の栽培部門における経営費の変化を、5-9表により検討しよう。いま、これらを栽培縮小前の通常期(1925/26年-1930/31年)、縮小期(1931/32年)、停止期(1932/33年-1934/35年)、再開期(1935/36年-1937/38年)に分け各期の「合計」の平均を見ると、それぞれf674.96、f567.94、f66.01、f278.46で、縮小期は通常期の84%、停止期は10%、再開期は41%であり、大規模な経費削減の実施が窺われる。また、削減は大半の費目に関して縮小期に入る以前から始まり、縮小期、再開期には一層進んでいる。ここでは、これらのうち、合計すれば栽培費のほぼ半分を占め、また農民経済との関わりが特に深い「借地」と「耕作」に絞って更にその中味を具体的に考えてみたい。¹³⁾

「借地」は借地料、土地早期提供促進のための割増金などからなり、先ず1926/27年の上昇は、この年の栽培地に借地料が長期借地の2倍の単年借地が多いこと、栽培拡張に伴う新規借入地の借地料が高いこと、12年半契約から21年半契約への変更実施が原因である[Jaarverslag WA 1926:34; 1927:9]。1929/30年の高騰は、21年半契約への変更と、異常に早い雨期入りにより栽培用地の早期提供が進み、割増金支払いが増加したためである[ibid.1930:9]。停止期のこの項目は栽培停止補償、後述する新契約への変更費用などからなる[ibid.1933:16; 1934:7; 1935:8]。再開期の出費が小さいのは、新契約によって借地料が低

下したことによる。この時期の数字は生産制限に伴う出費を含み、これを控除した部分は1935/36年の例でいうと74.87にすぎない。この時期の漸減は、生産制限に伴う出費が次第に減少することによる[ibid.1936:25; 1937:110; 1938:33]。このように、再開期の借地料は通常期と比べ大きく引き下げられたのであるが、この過程での様々な問題に関しては後述する。

「耕作」は通常期において耕作費に占める割合が最も高く、その節減は糖業にとり極めて重要であった。節減は1929/30年から始まり、全般的に支出が厳しく管理制限され[ibid.1930:9]、再開期には「様々な仕事の単価を非常に低く設定して」[ibid.1936:25]出費の削減が計られた。例えば、この糖業は栽培再開に備えて1932年9月に1933/34年栽培のための予算を作成し、その中では植溝造成賃金は1本当たり2.5セントに設定されていたが[Confidentieel 1932, no.84]、1936/37年栽培では更に1.5セントにまで引き下げられた。このように、各作業の出来高払い賃金が引き下げられたのである。

さて、「耕作」費節減のいまひとつの内容は、農園作業従事労働者数の削減であったと思われる。5-10表は1925/26年~1937/38年の農園作業従事クーリー数(ha当たり)を概観したものである。このデータでは、栽培年によってどの作業までカウントするかという基準が異なっており、したがって累計を単純に比較することはできないが、基準が同じ年度を比較すれば、1925/26年~1926/27年、1927/28年~1928/29年に増加、1929/30年~1931/32年には減少しており、クーリー数は1928/29年あるいは1929/30年までは増加傾向にあり、その後、減少したと推定できる。さて、再開期のクーリー数は表註にあるように造成クーリーと作付クーリーのみ合計数であるので、これと通常期、縮小期の作付終了までのクーリー数を比較してみよう。いま、作付終了が月末頃であった1925/26年(8月末)、1928/29年(7月末)、1930/31年(7月末)、1931/32年(7月末)を取り上げ、各年のその時期までのクーリー数合計を計算すると、それぞれ419.5、519.4、521.0、494.4という数字が得られる。ここには灌漑、施肥、培土などに従事した労働者も含まれると思われるが、この時期に最大の労働力を要するのは造成、作付作業であり、大半がそのためのクーリーであると見てよい。したがって、ここから見ると、再開期には労働者数が極めて大きく削減されたと判断できよう。

こうした人員削減の背景には、次のような作業内容の変更があった。最も大きく変わったのが栽培用地の造成方法である。1931年の年次報告書によると、近年の通常の植溝は長さ8mであり、1931/32年にも78.5%がこの長さで掘られたが、「経費節減との関連で、次年度から普通の土地での作付のために植溝の長さを10mにしても、困難や損失はない。こうすれば、水路網造成コストがかなり節

減できよう。」と述べられ[Jaarverslag WA 1931:40]、水路数を減らすことによるコスト削減が意図されていることがわかる。こうして、再開期には前節で述べたような長さ10mの植溝に統一されたのであった。これに伴って小水路の中心間隔は従来の8mから10.5mに広がり、幹線水路も83.33mから100m間隔となった[ibid.1936:85]。水路は、1931/32年までは作付の前後2回に分けて掘っていたが[ibid.1931:50]、再開期には最初から目標の深さ全部を掘り、深さ自体も浅くなり[ibid.1936:85]、省力化が計られた。また、乾燥のきつい区画では1931/32年から幅25cmの狭い植溝の造成を行ない、従来と比べて造成費を半分で済ませた[ibid. 1931:40]。この他、栽培の維持・管理においても、1931/32年には「耕作費削減との関連で、栽培の清潔維持は必要最小限に留められた」のである[ibid.:42]。

次に、砂糖黍の収穫・輸送について検討しよう。5-11表は、収穫・輸送費を一覧したものである。ここから直ちにわかるのは、縮小期以降の総額の著しい減少であり、また、コストの高い牛車による輸送は次第により安価な貨車輸送に代えられる傾向にある。5-12表は、これらのうちの主な費目の動向を示している。まず、最も額が大きい収穫賃金は1928/29年の総額を100とすれば、1929/30年以降の年はそれぞれ90、84、40、26、25、29と、特に縮小以降の下がり方が激しい。この原因は、この表の「キタル当たり」に示されるように収穫単価の引下げにある。¹⁴⁾ 収穫に関していま一つ述べておくべきことは労働者数の変化であり、5-13表に示した如く減少の一途を辿っている。いま、収穫砂糖黍重量を収穫労働者数合計と収穫日数(ただし、これについてはデータが得られなかったのでこれとほぼ同じ工場稼働日数で代用した)で割って1人の労働者の1日当たり砂糖黍収穫量を概算してみると、表示のようにその数値は1928/29年から上昇し、再開期には約2倍にまでなる。このことは、収穫労働の強度が、賃金の下降にもかかわらず高まっていることを示している。

次に、収穫割増金を見ると、5-13表にあるように平均積載量は増加しているにもかかわらず、5-12表のキタル当たりの交付額はやはり下降傾向にある。その原因は支払基準が厳しくなったことによる。例えば1928/29年には、積載量33~35キタルは20セント、36~40キタルは30セント、41キタル以上には40セントが交付されていたのであるが[ibid.1930:43]、年々最低積載基準の引上げ、交付額の引下げがなされ、縮小期の1931/32年には38~45キタルが10セント、46キタル以上で15セントを労働者に交付し、37キタル以上の場合に頭領に対して3セント交付することになった[ibid.1932:52]。再開期になると、先に述べたように38キタル以上の場合に労働者に5セント、頭領に2セント渡すことに変更された。

輸送関係の費目も総額の減少は著しいが、これらの各項における賃金等住民

への支払額は不詳である。ただ、「蔗園から常設線への輸送費」については作業に従事した牛の数と契約金の一部がわかる。前者は通常期には増減を繰り返しながらも増加傾向にあり1930/31年には78対に達するが、31/32年には52対と急減し、再開期には35/36年の64対から、36/37年56対、37/38年48対と減少する。契約金は28/29年までの1対当たりf25が、31/32年にはf10、35/36、36/37年f5、37/38年にはf7.5となる。また、「線路仮設・撤去費」では作業要員が31/32、35/36年の頭領15名、クーリー60名から、36/37年以降は12名プラス48名に減っている。31/32年の数字が特に低いのは、この年の常設線路維持費を「乾季2回、雨季1回の除草に限定した」からだという。¹⁵⁾

以上見てきたように経費削減、経営合理化は1920年代末から始まり、栽培縮小を契機に本格化した。そして農民にとってのその意味は、作業単価、すなわち賃金の大幅な引下げと大量の人員整理であり、またそれに伴う労働強化であった。

2、栽培縮小

(1)栽培縮小の方法

ブスキ糖業が栽培縮小を実施したのは1931/32年からである。しかし、この縮小はジュンブル県の栽培縮小調査報告の表現を借りるならば「価値の低い区画の排除」[Onderzoek Djember 1932]という性格のものであり、スラバヤの場合と同様に生産性の低い土地での栽培を中止して生産コストの削減を目指すものであった。この結果、例えば、ポンドウォソ県に立地するのPradjekan、Tangarang糖業の例で見ると、5-14表に示されるように乾地での栽培は前者では1931/32年から、後者では1930/31年から中止され、また水田におけるha当たりの収量もそれぞれ1930/31年、1931/32年から顕著な上昇が見られることになった。¹⁶⁾

以上のようにあったから、この年の栽培縮小それ自体が住民経済に及ぼした影響は、決して大きなものではなかったと考えられる。それは、例えばポンドウォソ、ジュンブル両県の1931/32年栽培の縮小に関する農工商部農業局の報告が「ポンドウォソ・ジュンブルでは、制限は平均以下にとどまった。……Soekowidi、Tangarang、Bedadoeng、Goenoengsari、Djatirotto、Soekodonoについては、住民の稲とタバコの栽培がこのショックを大半吸収できた。Wringinonは砂糖黍栽培が極めて広大な地域に立地するが、ここでは集約的な裏作が期待できる。」[Afdeeling Landbouw 1931]と述べている如くである。したがって、住民側がこれに対して抵抗したという報告も見られない。

ところがこれに対して、32/33年栽培以降の縮小は「本来の意味での制限」

[Onderzoek Djember 1932]であり、極めて大規模なものとなった。その方法は、借地した土地の使用を不使用協定を締結して延期することと、借地契約それ自体を破棄し、糖業側に土地不使用や契約破棄の一方的な通告の権利を認める新契約に変更することに大別されるが、一般に各糖業は先ず前者の方法を実施し、次第に後者に移行していった。いま、その具体的な手続きをWringinanom糖業のケースを例にして眺めてみよう。

この糖業は5-5表で見たように31/32年栽培から縮小を実施するが、この年の当初の借入面積は909.67haであった。このうちの96.23haは1ハウ当たりf30の補償で不使用協定を締結して使用を中止し、また24.7haは翌年の苗を栽培する平地苗圃に転用した。この方式は上級行政官と協議の上で進められ、住民にはスムーズに受け入れられたという[Jaarverslag WA 1931:37]。栽培を停止した1932/33年、1932/33年も同じ方式がとられたが、補償額はf20に引き下げられた[ibid.1932:44; 1933:18]。このような形での不使用協定の締結は、この糖業が位置するパナルカン県で操業していた6糖業が共通して採用した方法であったが、一般に理事や副理事、レヘントから繰り返し指示を受けた郡長が指導し、手数料を交付されたデサ首長が仲介を行なうという形で行政機構を総動員して進められた。この場合、不使用協定は借地契約書の正本に記入されるのではなく暫定協定書が作成される。土地貸出者はそこに、合意に達した証拠と補償の受け取りのために拇印を押し、証人としてデサ首長を含む2名のデサ役人が署名をする。こうして出来上がった暫定協定書は、行政当局の審査を経て承認されるのである[Verslag grondhuurcontracten 1933]。

1934/35年栽培用地からは、旧契約から上述した一方的破棄条項を含んだ新契約への変更という方式が適用された。このための交渉は1932年9月から始められたが[Jaarverslag WA 1933:24]、郡長、あるいは副郡長などの列席のもとに貸出者との間で契約変更のための暫定協定が結ばれ、貸出者は同意の印とこの時支払われる1ハウ当たりf20の割増金受領のために協定書に拇印を押しした。不使用協定の場合と同様に、この書類にも出席している関係デサの首長と書記が証人として署名した。協定の本文はオランダ語で書かれていたが、内容はこの地域の地方語であるマドゥラ語で貸出者に示され、疑問が出た場合には郡長等が説明を行なった。こうして暫定協定が締結されると、貸出者には新しい契約書作成に同意する義務が生じ、契約書が作成されることになる。暫定協定の締結に応じない貸出者に対しては、従来通りの不使用協定の締結が追求された[ibid.:27-28]。¹⁷⁾

さて、この新契約には一方的破棄条項とともにもう1つの重要な内容が含まれていた。すなわち、借地料引下げにかかわる条項である。当時、一般に糖業

の支払う借地料には地稅支払いのためになされた水田の等級分けにもとづくランクがあったが、従来、この糖業では土地の等級にかかわらず最良地の借地料をほとんどすべての借入地に適用してきた。新契約ではこれを改め、等級毎にその時期に有効な最低借地料基準を適用することが定められたのである。そして、これに加えて、1934年3月14日付けのプスキ州理事命令no.197によって、パナルカン県とボンドウオソ県における最低借地料基準が28年8月14日以来、6年7ヶ月おりに改訂された。¹⁸⁾ この際に決められた基準額は5-15表に示される通りであるが、31年当時のボンドウオソ州理事の引継覚書によれば両県の借地料はf105からf34の間であり[Mv0 Bondowoso 1931]、引下げ幅の大きさが窺えよう。これを受けてWringinanom糖業でも5-16表にあるような形での支払いに変更されたが、この結果、旧借地料と比較しての支払額の減少は35%に達し、契約変更のために費やした費用(1934年12月末現在でf9,364.55)を補って余りあるものであった[ibid.1934:22]。¹⁹⁾

(2)栽培縮小交渉の経過

以下では、この方式で行われた各糖業の栽培縮小交渉の実情を、それに関する報告書が作成されている1933-37年の時期について各県毎に見ていくことにしたい。

[パナルカン県]

この県の1932/33年栽培縮小は、5-2表に示したようにPanaroekan郡(Wringinanom糖業が加工糖栽培を停止)とBesoeeki郡(Boedoean糖業が栽培停止)でそれぞれ72%、54%と大きく進められたが、Siteobondo郡ではむしろ1931/32年栽培より若干拡大しており、またAsembagoes糖業が操業するSoemberwaroe郡でも極めて小幅なものであった。この年、大幅縮小を実施した両糖業は、土地使用の延期と契約破棄に対する補償として、前者はf20/ハウ、後者は地稅と等しい金額を払った[Onderzoek Panaroekan 1932]。

33/34年栽培になると、5-1表から明らかなように前年に栽培停止した2糖業に加えて新たにAsembagoes、de Maas糖業が栽培中止に踏み切った。~~この結果、Soemberwaroe郡、Besoeeki郡での砂糖黍栽培はなくなった。~~

さて、この栽培の縮小交渉は33年から34年初めの時期にかけて行われたが、Wringinanom糖業は長期借地についても単年借地についても、前年と同額のf20/ハウの補償額で使用を34/35年栽培まで1年延期することで合意に達した。他方、Boedoean糖業は、この栽培のための借入地を全て長期契約の破棄によってキャンセルしたが、これに対しては一部は補償額f10/ハウが払われ、また一部については非合法に先払いされていた借地料が放棄された。Asembagoesとde Maasはともに不使用協定を締結することで対応し、補償額としてそれぞれf20/ハウ、f10

/ハウを払ったが、de Maasの一部にはf45/ハウの高額補償を交付したと伝えられる[Confidentieel 1933 no.3]。

他方、PandjiとOleanも栽培の主要部分をこの県で行っているが、これらの糖業は結果的にはこの年、栽培縮小を実施しなかった。両糖業は当初は縮小を予定しており、それぞれf20/ハウの補償額で不使用協定を締結したのであるが、後に栽培を実施することになり、土地貸出者に借地料との差額を支払うことになった。また、Pradjekan糖業の栽培地は、地税額と等しい補償額で解約された[Verslag grondhuurcontracten 1933]。

1934/35年栽培縮小交渉では、先述したような糖業側に有利な「恐慌条項」を含んだ新長期契約への切換えが、Wringinanom、Pandji、Asembagoesで本格的に進められた。このうち、この年の栽培を中止したWringinanomとAsembagoesは新契約にもとづいて不使用協定を締結して対応した。ただし、WringinanomとPandjiでは、貸出者側の抵抗によって一部は旧契約で土地を借り入れなければならなかった。他の糖業では、既に前年に長期契約を破棄したBoedoeanは単年借地のみであり、地税と同額の補償で使用を1935/36年栽培へ延期した。他方、Olean、deMaasは制限を実施しなかった。また、Pradjekanはこの年以降、この県では土地借入れを行わなかった[ibid. 1934]。

1935/36年に栽培を実施したのはAsembagoes、Pandji、Olean、Wringinanomの4糖業であり、Boedoean、de Maasは栽培を行わなかった。交渉では、いずれも新契約への切換えが中心におかれた[Rapport grondhuurcontracten 1935]。1936/37年、37/38年栽培でも、栽培を実施したのは前年と同じ4糖業のみであり、Boedoean糖業は36年10月に閉鎖された[ibid.1936; ibid.1937]。

[ボンドウォソ県]

この県において栽培を行うPradjekan、Tangarang糖業は1932/33年栽培を完全に中止したが、土地使用の延期・中止、及び長期契約破棄交渉で対応した。翌年からは縮小された面積で栽培を再開するが、このために行われた33年-34年初期の交渉は長期契約の破棄のみのためのものであり、地税と同額の補償が支払われた。そして、33/34年栽培については単年借地を実施した[Verslag Grondhuurcontracten 1933]。これらの交渉に当たっては、糖業側と土地貸出者が直接交渉し、後から郡長が契約破棄が合意されたことを確認した。34年3月に最低借地料基準が改訂されたことについては前述の通りである[Verslag grondhuurcontracten 1933; Verslag P.T. 1932:8]。なお、Tangarang製糖工場は栽培縮小に伴って操業をストップし、33/34年糖からは加工はPradjekanでのみ行われることになる[Verslag P.T. 1932:6; ibid. 1937:7]。

34年の報告では、この年にも地税額による旧長期契約の破棄交渉を行ってい

ることが見え、交渉が前年だけで片付かなかったことがわかる。また、恐慌条項を含んだ新長期契約にもとづく借地が行われたとあり、既に新契約への切換えが進められていることがわかる[Verslag grondhuurcontracten 1934]。

両糖業は35/36年栽培の制限に際しては、新契約の不使用条項によって交渉を行い、平均f6/haの低額補償を支払った。もっとも、この内の150haは後に栽培を実施することになり、借地料との差額が追加払いされた[Rapport grondhuurcontracten 1935]。これ以降の年も、両糖業は同様の不使用交渉で栽培制限に対応した。補償額は36/37年栽培がf6.85/ha[ibid 1936]、37/38年栽培はf16/haであった[ibid 1937]。

[ジュンブル県]

ジュンブル県で栽培する糖業はいずれもH.V.A.(Handelsvereniging Amsterdam)が経営するものであり、栽培制限に当たっては同一方針で望んだ[Verslag grondhuurcontracten 1933]。大幅縮小に踏み切った32/33年栽培の縮小交渉の状況については5-3表に示される通りであるが、制限目標はSemboro、Djatirotoがほぼ100%、GenoengsariとBedadoengが87.5%、85.3%という大きなものであった。この表の中にある「借地料支払済面積」777ハウ余りは、栽培の再開に備えて苗栽培を実施するためのものである[Rijke 1934:30]。貸出者との交渉は、基本的には地稅額の補償による土地使用の1年延期の線が進められたが、5-3表原註にあるように、これを望まない者に対しては契約破棄交渉を進めた。しかし、33/34年以降の年の栽培については現行契約破棄交渉が進められ、34年末には全契約が破棄されることとなった。この年には新たに契約を結ぶことはなかった[Verslag grondhuurcontracten 1934]。

翌35年の第4四半期になって、1936/37年栽培のための契約締結が行われる。すなわち、Djatirotoが17契約、515.415ハウ、Goenoengsariが192契約、1,078.235ハウを締結して[Rapport grondhuurcontracten 1935]、栽培が再開された。この年以降の契約は1収穫期間毎の単年契約であり、借地料はf40/ハウであった[Mv0 Besoeki 1938]。この契約には、契約破棄と土地使用延期を糖業側が一方的に通告して行うことができる恐慌条項が盛り込まれていた[Rapport grondhuurcontracten 1936]。

[バニユワング県]

県内で唯一操業するSoekowidi糖業は、21年契約ではない長期借地契約で栽培を実施していたが、33年には個々の貸出者と直接に契約破棄、土地使用延期の交渉を行った。補償額はバラバラであったが、平均すればf5/ハウ程度であったという。こうしてこの糖業は1933/34年栽培用地全部のキャンセルに成功したが、1934/35年栽培用地は認可面積全体の1,150ハウを借り入れた。ただし、この年は

栽培を実施しない予定なので、この借地は1935/36栽培年に延期されることになったと報告される[Verslag grondhuurcontracten 1933]。実際には、この糖業はこれ以降は栽培しなかったが、この際の対応については不詳である。

また、この県では1933年9月30日の理事命令no.798/により従来最低借地料基準が撤回されたが、この糖業が新たな長期契約を締結しなかったため、新たな基準が設けられることもなかった[ibid.]。

(3)土地貸出者の抵抗

交渉経過はおおよそ以上に述べた通りであったが、この問題に関する報告書を見る限り、これらはボンドウオソ県、バニユワンギ県では(糖業側から見て)ほとんど問題なしにスムーズに進展した。しかし、パナルカン県のWringinanom、Pandji、De Maas及びジュンブル県では、糖業の提出した条件に対して、住民側の抵抗が見られた。

Wringinanom糖業では1933-34年初の交渉において、Panaroekan副郡のKilen、Wringinanom、Paoewan、Soemberkolak各デサで合意取付けのために集会を持つ必要が生じ、そこでは原住民政官が糖業の縮小方式を説明したが、合意には至らなかった。これは、インドネシア党、P.B.I.、ルクンタニ、ルクンカンボン(Roekoen Kampoeng)などの民族運動組織が介入したためであるとされる[ibid.]。しかし、この合意拒否の姿勢は、34年の報告では「よい方向に変わった」とある。同じ報告では「デサ行政は手数料を受け取って交渉の仲介を行った」とあり、こうした状況に対してデサ行政の権力が動員されたことが窺われる。しかし、この年に本格的に始められた新契約への切換えについては、合計して38ハウの土地を貸し出している数人の農民が暫定不使用協定の締結すら拒否し、結局、これらの土地は旧契約のまま借り入れることになる[ibid. 1934]。この契約切換え問題は、翌年の交渉においても約3%の貸出者が依然として糖業の提案を受け入れようとはしなかった[Rapport grondhuurcontracten 1935]。

Pandji糖業でも、1933年-34年初の交渉ではいくつかのデサで説明のための集会を持つ必要があった。これは、土地の不使用通告が遅れたことに原因があった[Verslag grondhuurcontracten 1933]。いずれにしろ、33年1月初めの段階では交渉の進捗状況はかなり悪く、未解決面積は約500ハウ、借入地の1/5強に上るものであった[Confidentieel 1933 no.2]。34年からは前述のように新契約への変更の交渉が進められるが、かなり難航したようである。暫定協定を結んだにもかかわらず旧契約破棄に同意しなかった者が3名おり、工場側は彼らを告訴するに至った。また、34/35年栽培用地のうち13ハウは旧契約にもとづいて借地されたが、これはそれらの土地占有者が旧契約破棄のための暫定協定調印を拒否したからである[Verslag grondhuurcontracten 1934]。なお、同糖業は1934

/35年栽培に関して、35年にも旧契約から新契約への切換えを行い、この交渉時にf37.84の補償金で244ハウあまりの契約を破棄している[Rapport grondhuurcontracten 1935]。このことは、新契約への切換えが貸出者側の抵抗によってスムーズには進まなかったことを示すものと考えられる。

De Maas糖業の場合には、1933-34年初期の交渉に関する報告に「de Maasの困難も、原因はP.B.I.、ルクンタニの活動に求められる。しかし、内務部の仲介なしに短期間で問題は解決した。これは、一部には補償を増額したことによる。」[Verslag grondhuurcontracten 1933]とあり、ここでも契約変更に際して貸出者側の抵抗があり、糖業側は補償金を拒否者についてはf10から引き上げたことがわかる。この糖業は34/35年栽培については制限を実施しなかったが、それでも34年には「政治的影響を受けた小グループによる困難が発生した。これは工場自身の手で解決された。」[ibid. 1934]という状況が生じた。こうしたことがあったので、この糖業は35年の交渉では内務部の仲介を要請することになる。この年、契約破棄に際して受入れを拒否した者に対しては、一般補償額の倍に当たるf20を交付して合意を取り付けようとした。ところが、内務部は補償額に差がありすぎるとして一般の補償f10をf15に引き上げるように指導し、この結果、追加払いが行われた[Rapport grondhuurcontracten 1935]。翌36年にも内務部の仲介が要請された。それは「法外な旧契約破棄に対する補償要求が全体としては利益にならないことを住民に示すため」であったが、契約破棄拒否者は「当初はf20で満足していたのが、f60以下では契約破棄に同意しなくなり、この金額が払われた。」とあり、行政側の仲介はあまり効果を上げることなく、結局、補償金の大幅引上げが行われた[ibid. 1936]。この問題はこの年で解決したようであり、翌年の報告では行政側の介入は全くなく、旧契約の破棄、補償の分野では困難は発生しなかったと述べられる[ibid. 1937]。

他方、ジュンブル県の糖業の縮小交渉で特徴的なことは、1932/33年栽培の縮小交渉のみに紛争が集中しており、翌年以降の栽培の契約破棄はスムーズに終始していることである。さて、先に掲げた5-3表はその栽培年の縮小交渉の状況を一覽したものであるが、これを郡毎に組み直してみると、最後の項目の「契約が維持された面積」、つまり交渉が合意に至らなかった面積は、Tanggoel郡30.00ハウ、Poeger郡668.554ハウ、Woeloehan郡2.090ハウであり、それぞれの制限目標に対する比率は1.4%、10.9%、0.2%となり、交渉は農民経済の糖業依存が特に高いPoeger郡で特に難航したことがわかる。同郡は土地使用時期の延期に対する拒否面積も763.49ハウ、この交渉が行われた面積全体(6+7)の15.3%と高い。

それでは、こうした貸出者側の抵抗に対して、糖業側はどのように対応したのであろうか。5-3表原註によれば、使用期間の延期について、若干の者には一

般に支払われた地稅額と同額の補償の他に様々な特權が認められたとあり、更に合意しようとはしない者に対して、1年間の使用延期、あるいは契約破棄にf60を上限とする補償を交付することが提案されている。要するに、實質的な補償引上げによって糖業側は事態を打開しようとしたのであった。

しかし、この問題はこれでは解決したわけではなかった。33-34年初期の報告によると、いくつかの契約についてジュンブル地裁に調停要求が提出され、糖業側は民事訴訟になる前に代表と交渉して合意を取り付けたという。また、当局を動員してデサ集会で合意しない者の説得に努めている[Verslag grondhuur contracten 1933]。また、34年にも、長期契約破棄にf200/ハクという高額補償を支払った例があり、また、「その他のケースでは、一般にキャンセルのため、仲介人が利用された。民事訴訟に至ったものはなかった。地裁に貸出者の申請がいくつか提出されたが、直接交渉で解決された。」とあるように、この年まで問題は引き続き、全契約が破棄されたのはこの年の年末に至ってからであった[Rapport grondhuurcontracten 1936]。

以上の土地貸出者側の抵抗で特徴的なことは、第1に運動は当然個人のレベルによるものであるが、焦点は補償引上げにあるということである。すなわち、經濟要求が中心に据えられたのである。第2に、ここでもスラバヤと同様に民族運動組織の介入が見られるが、シドアルジョの例のようには全面的であるという印象はしない。以下、こうした点を踏まえながら、土地貸出者の抵抗がどのような構造を持っていたかをWringinanom糖業の栽培縮小交渉の経過を追いながら具体的に検討してみたい。

第4節 土地貸出者の抵抗の構造：Wringinanom糖業の事例から

1、不使用協定締結交渉と貸出者の抵抗

既に述べたように、この糖業は33/34年栽培までは不使用協定を締結することで栽培縮小を実施したのであるが、31/32年の小規模縮小については交渉はスムーズに経緯した。そして32/33年栽培地に関する交渉も比較的順調に進行し、通常であれば借地料が支払われる32年4月初めには、補償を受け取り不使用に合意した貸出者は98%に達した[Confidentieel 1932, No.31, 5 April]。しかし、合わせて43.8haの土地を持つ17人の貸出者が借地料の全額支払いを要求して補償方式の受入れを最後まで拒否した。結局、これらの土地は翌年の栽培のための平地苗圃として利用されることになった[Jaarversalg W.A. 1933:4]。また、こ

の年には ハジ Moehamat Basir(テサ Semberkolak在住)、ハジ Moehamat Mangsoer(テサ Wringinanom)、ハジ Abdoeldjalil(テサ Semberkolak)、P.Beng Soepi(テサ Wringinanom)、P.Beng Bo Man-an(テサ Wringinanom)、Tawie(テサ Dawoean)の6名の貸出者が、いったん補償を受け取った後、5月17日付けの書簡で総督に対して借地料全額支払いを直訴するという事態が発生した[Confidentieel 1932, no.69, 4 Augustus]。このケースは背後にP.B.I.の活動があると見られていたが、それ以上には進展しなかった。しかし同様の要求をしたテサ KielenのDoel lah(退職警官)、Moehamat Amrin(大土地占有者)、Moekrim(退職官吏)の場合には、Wringinanom糖業に対して借地料全額支払命令を出すようシトゥボンド地裁に提訴した。糖業側は不使用協定の合法性を確信していたのにもかかわらずこのケースを極めて重大視し、弁護士を雇って裁判に臨んだ。それは、この背景として「政治的リーダーの影響のもとで、何人かの土地貸出者がテストケースとして裁判を始めるため闘争資金としていくらかを拠出した模様である」という情報が伝えられたことと無関係ではあるまい。地裁での審理は6月22日から始まり8月初めに結審、3人の要求は却下された。これを不満とした彼らはスラバヤの上級審へ控訴したが、ここでも却下されることで決着がついた[Jaarverslag WA 1933:4; Confidentieel 1933, No.12, 15 Juni; No.18, 23 Juni; No.23, 9 Augustus]。

1933/34年栽培地の暫定協定締結交渉は32年8月下旬からレヘント、理事、副理事と協議し、理事の承認を得た後、9月20日に開始され[Confidentieel 1932, no.72, 16 September]、11月初めには借入予定1,018ハウのうち半数の契約の補償支払いが済んだ[ibid. no.72, 11 October]と報告されるように当初は順調であったが、11月は34ハウしか進まず[ibid.81, 3 December]、33年1月初め、理事、副理事、レヘント、副知事、関係郡長、同じ問題を抱えるPandji、Olean糖業の支配人とともに持たれた対策会議の時点でも350ハウほどが残っていた[ibid.1933, no.2, 13 Januari]。交渉の進展が特に悪かったのはKielen、Wringinanom、Paoewan、Soemberkolakの4デサであった[Verslag grondhuurcontracten 1933]。交渉拒否者は「デサ内で、主だった者として活動している者」と述べられ、1月下旬の交渉相手6名の占有地は合計100パウであると報告されるように、大土地占有者であるデサの有力者が多く、彼らの持つ影響力のゆえに他の住民の場合にも遅れが生じていたのであった[Confidentieel 1933, no.3, 28 Januari]。そして、この背景には、前年度の場合と同様、P.B.I.など民族主義団体からの働きかけが見られた。この団体のこの糖業の周辺地域に於けるリーダーは Marsoeto というパナルカン塩倉庫の職員であり、彼は Mohamat Amrin、Mohamat Djenの2名と協力してデサ内で闘争資金を集め、土地貸出者に借地料全

額を要求するよう説得活動を展開した[ibid. 1932, no.78, 10 November]。この結果、かなりの貸出者が借地料支払期である4月まで交渉を見合わせようとしたのであった[ibid. 1933, no.2, 13 Januari]。

こうした事態に直面した糖業側は不使用補償額f20は据え置くが、交渉拒否の姿勢の強いデサの主だった土地貸出者に対してほぼ借地料全額に当る金額を貸付けることで打開を図った。そこには、この層の拒否の姿勢を崩せば残りの者も交渉に応じるであろうという意図も込められていた[ibid. no.3, 28 Januari; no.5, 4 Februari; no.10, 2 Maart]。こうして、この年の不使用交渉はようやく33年4月初めにほぼ完了したが、約50haは占有者が最後まで借地料全額支払いを要求し不使用協定が結べなかった。結局、これらの部分については、1933/34年には使用しないが1934/35年には平地苗圃として使用することがある、この場合には借地料全額を支払うという内容の暫定協定を結んで、補償支払いなしに決着がつけられた[Jaarverslag WA 1933:18]。

2、契約変更交渉と貸出者の抵抗

さて、34/35年栽培からは新契約への切換えが目指されるが、その経緯はどのようであったのだろうか。暫定協定の締結状況を見ると、当初、約80%の借入を処理するまでは順調であったが、それ以降は期待どおりには進まなかったといわれる[ibid.1933:27]。すなわち、11月末の工場から本社宛の書簡には「我々は暗礁に乗り上げている」とあり、割増金引上げのため当面f3,000を自由に使う許可が求められており[Confidentieel 1933, no.32, 29 November]、この頃には進展がほとんどストップしていたと考えられる。5-17表は交渉開始から3ヶ月余りたった1933年末現在の変更状況を示しているが、ここでも変更済みは約80%であり、12月にも進展がなかったことがわかる。1934年初めには若干の進展があり、3月15日付けの本社宛書簡では未変更は約400haであると報告される[Confidentieel 1934, no.11]。その後の細かい推移は不祥であるが、5-18表に示した通り年末までにはかなりの前進があったことがわかる。しかし、同時に、未変更の契約が、特定のデサに集中して残っていることが注目されるのである。

契約変更の進捗状況は以上のものであったが、この間の経過についていまい少し詳しく検討し、拒否を続けたのは如何なる人々であったのか、糖業側は変更促進のために如何なる方法を用いたのかという点を考えてみたい。

まず、前者の点に関して得られた最も早い時期の記述は1933年の年次報告であり、そこでは「大半がデサ内に取巻きを従えた富裕な貸出者から構成される

グループ」であると述べられる[Jaarverslag W.A. 1933:27-28]。彼らは後述するような糖業側の対策によって次第に切り崩されていくのであるが、最後まで残った者は5-19表に示した通りである。この表から明らかになることは、年次報告が指摘する如く大土地所有者が多いこと、例えば H.Aboedoellahの貸付面積は10ハウを越え、Ridwanは8ハウ、Oesmanは7ハウ、Bengは5ハウを越えている。更に彼らが1人で多数の契約を結んでいることは、その水田がデサ内に分散していることを表している。Ridwanのケースでは複数のデサで土地を貸しており、デサをまたがって水田を持っていることがわかる。こうしたケースの多いことは、34年12月15日付けの本社宛書簡に、変更を拒否している「大半の土地所有者はOleanにおいても土地を持っており、そこでも変更の実現には成功していない」[Confidentieel no.33]とあることから明らかである。要するに、拒否者の中心は経済的には不在地主であり、それゆえにこそ各糖業において契約の変更にも強く抵抗したのであった。

しかも、彼らはデサ内で大きな影響力を持っていた。彼らの動きを見ると、例えば34年2月25日の書簡によれば、1週間前に栽培中止を通告した時点での約20%の契約未変更者は主として何人かの大土地所有者、1グループの退職官吏、取巻きを抱えたプリアイであると指摘されるのであるが、彼らは、4月1日になれば1934/35年の借地料全額が支払われることになるからそれまでは契約変更をしないようにと住民を指導したといわれ[ibid. no.9]、彼らの動きが他の農民にも影響を及ぼしていたことが窺われる。こうしてみると、借地契約の変更を拒否した人々の中心は、補償支払いによる土地不使用を拒否した人々と同様のグループであったといえよう。²⁰⁾

糖業側はこうした動きに様々な方法で対応を図った。先ず上述した拒否者に対する割増金引上げのための費用f3,000については本社の承認を得[ibid.1933, no.29, 5 December]、34年末までにf2,500が支出された。²¹⁾次に、借地料が改訂によりf40未満になる土地については、必要なら、拒否者に対し最低f40は保証するということを暫定協定の起草時に約束して、契約変更を促進することが考えられた。この構想は、借地料改訂の内容がほぼ明らかとなった33年12月20日の書簡[ibid. no.36]で初めて工場から本社に提案され、数回の意見の交換を経て承認されたが[ibid. 1934, no.3, 15 Januari]、結局、実施されなかったようである。

また、この糖業は交渉促進のため行政の仲介を求め、それは次のように実現された。34年3月初めの交渉で、土地占有者たち(プリアイ)は契約変更の条件として割増金のf10上乗せと地稅支払い用としてハウ当たりf10の貸付を要求した[ibid.no.11, 15 Maart]。この際の糖業側の仲介要請に応じて、3月21日の朝、

契約変更拒否者はパナルカン郡役所に召集され、パナルカン県副知事と郡長とが説得にあたった。この結果、集會に来たのは拒否の姿勢の最も強い者ばかりであったので直ちに大きな成果が上がることは期待されなかったが、それでも2名が旧契約破棄に傾き、その後、更に1名が契約変更に同意を表明し、合計12.5haの契約が変更されるという成果を上げたという[ibid.no.12, 21 Maart]。このように、ここでは副知事という高い地位の内務官僚が仲介役を演じているのが注目されるが、それは契約変更拒否者の高い社会的地位に対応したものであった。

更にまた、土地貸出者に対して、前述の割増金交付の他に旧借地料相当額の現金貸付が実施された。1935年4月24日付け本社宛書簡[ibid. 1935, no.7]には、土地貸出者に対する貸付現金未決済額の一覧表が載せられており、それを転載したのが5-20表である。同年5月2日付けで同糖業の支配人からブスキ州理事に送られた書簡によると、この表中の1932年の税支払い用は1930-31年に、使用期間の延期及び契約変更は1933-34年に交付されたという[ibid. no.8]。この表で注目されるのは、5-17表、5-18表と重ねあわせてみると「延期・契約変更」のための貸付が、契約変更状況のよくないデサに集中していることである。このことは、貸付が契約変更促進手段として重要な意味を持ったことを示唆している。更にまた、貸付人数が多くないことは、これが土地貸出者一般を対象にしたものではなく、特定の、おそらくは契約変更に応じようとしないう者に集中的になされたことを意味していると考えられる。

さて、この金額はあくまでも貸付であり、糖業側は後の借地料支払いの際に相殺されるべきものと見なしていた。そして、実際にこれが行なわれたらしいことは表示した1936/37年栽培用地に関する貸付額返済残高の変化、すなわち36年6月現在高の減少から窺うことができる。しかし、その後は表示の通り返済は進まなかった。こうした事態を踏まえ、糖業側も返済の減免を検討し始める。この点については本社との間でしばしば意見が交換されたが、6月23日付け本社宛書簡[ibid. 1936, no.22]では、1-2等地については1/3、3-4等地については1/2という借地料の低下分とほぼ等しい額の減免が提案されている。こうした減免率の根拠は、貸出者はこの貸付を契約変更同意の代償として受け取った新契約の最初の使用期の借地料と見なし、引き下げられた借地料との差額を返済するつもりはないと、糖業側が認識したことにあつた[ibid*. no.37, 25 Juni]。こうした減免が行なわれた理由は、7月29日の書簡に「土地貸出者との良好な関係を維持・増進するため、工場はこの問題に関して寛容な立場をとらねばならない」[ibid. no.23]と述べられるように、借地問題でのこれ以上の混乱を避けることにあつた。

こうしたことによって、リングンアノム糖業は大半の栽培用地を1934年中に新契約に切り換えることに成功したのであった。先に述べた「借地」費の低下の背景には、このような事情があったのである。しかしながら、これに最後まで抵抗した人々は1936年になっても態度を変えず、補償支払いによる不使用をも拒否したことにより、結局、これらの土地は旧契約による借地料f84で借り入れ、1936/37年の栽培に使用せざるをえなかったのであった[Jaarverslag WA 1936: 93]。²²⁾

3、抵抗の構造

以上、Wringinanom糖業の交渉経過を追ってきた。これらを第2章で検討したシドアルジョなどのケースと比較をするならば、次のような特徴を持っているといえよう。

第1に、土地貸出者の抵抗は、ここでも基本的には栽培縮小実施の初期に集中しているが、シドアルジョの場合、運動は32年後半期から急速に高揚して33年半ばには終息したのに対して、ここでは比較的遅い時期まで持続したといえることができる。

第2は、抵抗の形態の問題であり、このことは先の運動の持続性の問題とも関係がある。報告書では、外部の政治勢力の介入の問題がしばしば触れられるが、先にも述べたようにシドアルジョに比べるとそれほど全面的であるという印象はしない。さて、シドアルジョではそうしたP.B.I.などの影響の下で、デサ首長が先頭に立ってデサぐるみの運動が展開され、それは単なる糖業に対する経済要求を越えて地域の秩序事態を否定する方向にまで発展したのであるが、ブスキの場合には、Wringinanom糖業の例に示されるように、デサ首長は基本的には糖業側に立ち続け、リーダーシップを取ったのは大土地占有者であった。この場合、大土地占有者の多くは不在地主であり、それまで大面積の土地を糖業に貸し出していたので、糖業の栽培縮小は借地料収入の大幅な減収を意味する。したがって、彼らは何よりも契約破棄への反対、あるいは補償の引上げということを中心に掲げて運動を展開したのであった。運動は、先に触れたように経済要求に終始することになる。

以上のような差は、糖業の借地方式の違い、すなわちシドアルジョではデサ単位の集合借地であったが、この地域では個々の土地占有者と個別に借地契約を締結したことに求められるであろう。そして、結局、このことは両地域におけるデサの性格の違い、すなわち共同占有であるか、個人占有であるかに起因するものと考えられよう。

おわりに

最後に、以上に述べてきた糖業の栽培縮小が周辺の農民経済にどのような直接的な影響を及ぼしたかについて、現金収入の減少という側面から簡単に触れておきたい。

5-21表には、理事州内3県の糖業の住民への支払額が示される。ここから、栽培縮小が本格的に実施された33/36年の時期には、年平均で通常年と比べてポンドウォソ県ではf134万5千(-84.8%)、パナルカン県ではf226万7千(-60.9%)、ジュンブル県ではf414万3千(-99.8%)の減収になったことがわかる。

この減収額自体は第2章で見たスラバヤの場合と比較すれば多くはないが、このことは一般的にあって農民経済の中に現金不足を発生させたと考えられる。そして、それはとりわけ糖業が最も集中しているパナルカン県において深刻な影響を及ぼした。ただ、この点については第8章で詳述するので、ここではさしあたり1932年の糖業縮小の影響調査に「住民の状況は、現金不足を別にすればそれほど大きな困難はない。」[Onderzoek Panaroekean 1932]と、現金不足が進行していることが述べられていること、スカスノが「砂糖黍栽培の縮小によって質の悪い土地は真っ先に借入れ対象から外され、最上の水田だけが求められた。次に借地料の引下げによって、良田を持つ農民は同じ額の借地料収入を上げるためにより多くの面積を貸し出そうと努めなければならなかった。これは主として土地占有者にかかわることであるが、全住民にとっても様々な賃金や、仕事と資材提供に対する補償の引下げは、少なからざる収入減少を意味した。労働機会の減少は、住民になお負担となった。仕事から閉め出された労働者は、以前にはよそからやってくることもあったのであるが、現在はデサで家族や知人に頼らなければならなくなり、このことは後者の人々にとって負担増を意味した。」[Soekasno 1937a:361-362]と報告しているように、現金不足が全階層に及んだことを指摘するにとどめておきたい。

これに対して、5-21表では減収が金額、比率ともに最も大きかったジュンブル県の場合には、いささか状況が異なっていた。確かにこの県でも糖業の集中する3郡ではパナルカン県と同様の事態が発生したと考えられ、例えばレイケ(Rijke)は「南西ジュンブルでのみ、土地はH.V.A.3糖業とDjatirot糖業に貸し出されている。これらの糖業は、1928-31年の間、合計して10,500ハワ程を借り入れていた。32年初め、再開する場合のための苗栽培に使用しなければならない約500ハワを除いて土地の借入れは中止するという突然の通告があった。この制限によって借地料だけでもf800,000、それよりもずっと多くの工場内外のクーリー賃金が減収になった。」[Rijke 1934:30]と指摘するのであるが、この

地域の場合、糖業での労働に従事するのは先にも述べた通り大半が輸入労働者であり、「この地域で操業する糖業は、住民の労働機会にはなっていない。工場と住民の間の唯一の明確なつながりはさしあたり、企業がその栽培のために土地を必要とすること」[Onderzoek Djember 1932]であるというふうに、糖業の住民経済の中での占める位置はより限定的であった。更に、糖業は県内7郡中の3郡に限定されており、県全体としてはむしろ次章で述べる煙草栽培の方が重要であった。この結果、第8章で明らかにされるように、この県の経済状況の推移はパナルカン県とはかなり異なったものとなった。

以上要するに、この地域でも糖業の栽培縮小は農民の中に現金不足を発生させたのであるが、パナルカン県を除けばそれはスラバヤの場合ほどに全面的な意味を持たなかったといえるのである。

第 5 章 註

- 1) ブスキにおける糖業の設立は強制裁培制度期にまで遡るが、最も早く設立されたWringinanom糖業でも1845年と比較的遅い。その後、48年にde Maas、49年にPandji、52年にBoedoeanとOleanが設立され、強制裁培下ではこれら5糖業(本論文で扱う時期の行政区分に従えばいずれもパナルカン県に立地)が営業を行った。53年のUmgrove委員会調査報告によれば、これら5製糖工場は合計して2,005ハウ(ジャワ全体の5.0%)の土地に栽培される砂糖黍の加工に当たり、76,547ピクル(ジャワ全体の5.6%)の生産を上げていたとされる[宮本 1993:164]。「自由主義政策」への移行とともに、これらの糖業は住民借地を基礎とする栽培に切り換え栽培面積を拡大し、同時に80-90年代には新たな糖業が次々と設立された。すなわち、83年にはPradjekan、Tandjoengsari、84年にはAsembagoes、90年にはKabat、91年Rogodjampi、92年Tangarang、94年Soekowidi、95年Nangkaanと、工場設立のピークを迎える。しかし、その後はこの動きは一段落し、1902年にはNangkaan、04年Tangdjoengsari、12年Rogodjampi、16年Kabat糖業が閉鎖されるなど、むしろ糖業数は減少する。糖業設立の第2のピークは20年代後半であり、理事州内で唯一糖業の存在しなかったジュンブル県にGoenoengsari(26年)、Semboro(27年)、Bedadong(28年)が設立される。こうして、この地域の砂糖黍栽培面積は、強制裁培期の2,000ハウからピーク時の20年代末には20,000ハウ以上と10倍以上に拡大するのである[植村 1983a]。
- 2) ただし、Asembagoes糖業では永租借地でも栽培を行い、また5-2表に示されるようにBoedoean、De Maasはブスキ郡において若干の乾地栽培を実施している。
- 3) これについては、植村 1989 を参照。
- 4) 住民農業との輪作の方式については30年代の史料には特に記述がないことから、ジャワ糖業で一般的であった三年輪作法が適用されていたと考えられる。Mv0 Bondowoso 1931によると、数年前に de Maas糖業が認可面積を100ハウ越えて栽培するという違反を犯したが、この場合、デサの耕地の1/3以上の借入れを防ぐようにしなければならないと報告されており、少なくとも内務部側は三年輪作を基準としていたことが窺われる。
- 5) ブスキにおいてレイノソ法の適用が始められたのは20世紀になってからであり、1910年代初めまではなかなか定着しなかった。その理由としては、この地域では牛の飼育が盛んなので犁を用いて耕す旧式の耕作法に都合がよかったこと、労働の集約度が高いレイノソ法を実施するには労働力が不足して

いたことなどが上げられる。詳しくは 植村 1983a:16-17 を参照。

- 6) 以上の記述は、Jaarverslag WA 1935:45,47、1936:69、Aanplant 1935 no.59, 25 September、1936 no.4, 21 Januariによった。なお、850haの決定は36年3月4日のことであるが[Aanplant* no.14]、この面積は同年に許可された砂糖生産量131,773キナル(最上級精製糖換算)を基礎に、1ha当たり155キナルの生産予定で算出された。もっとも造成作業は900ha分が実施され、最終的に850ha栽培体制になったのは8月前半であった。
- 7) 糖業にとって栽培用地の早期確保は栽培の円滑な進展のためには極めて重要であり、このためジャワの糖業は様々な方法をこうじてきた。休閒借は、糖業が土地の早期確保のために用いた方法の一つであり、補償支払いによって雨季米作を犠牲にすることを借地契約で条件付けたものである。この方法は20世紀初めにはプカロンガン、チルボン理事州などを中心に20世紀初めにはかなり広く利用されたが、糖業にとってはコスト面でありあまり有利ではなく、また雨季米作を損なうために、1910年代末の食糧危機の深刻化に伴い、いわゆる「休閒借条例(Braakhuurordonnantie)」(Stbl.1918 no.791)で制限されるに至った。詳しくは植村 1989:104-105 を参照。
- 8) この制度は栽培中止前に実施していたものであるが、栽培を再開した1935/36年栽培の場合には、栽培実施決定の土地貸出者への通告が36年2月18日と遅かったため割増金設定を行うことができず、このために貸出者側に稲の早期作付の刺激がなく、土地引渡しは例年にまして不規則であり遅れが出たという[Jaarverslag WA 1935:18-20]。それがこの年にこの制度が復活された直接の原因であり、その金額は、2月前半までの土地引渡しにはf10/ハウ、2月後半f7.5/ハウ、3月中引渡しf5/ハウとされた。

なお、土地早期確保のためジャワの糖業がしばしば用いた方法に早稲栽培の義務付けがあり、この糖業でも1920年代後半期にバニユワンギ県から輸入した早稲を住民に栽培させようと試みたが、この地域で従来栽培されていた品種と生育期間がそれほど違わなかったことと、収穫の際粉粒が落ちやすく住民に嫌われたことによって失敗し、30年代初めには栽培されなくなった。これについては *ibid.*1927:23、1928:26、1932:39を参照。

- 9) 借地面積と栽培面積に約55haの差があるのは、栽培を実施しない劣等地、水路沿いの土地、蔗園をめぐる環状道路などの面積が前者に含まれるからである。栽培面積には水路等の面積も含まれている。詳しくは *ibid.*1937:20 を参照。

10) 1920年代後半からの製糖工場稼働期間(収穫期間とほぼ等しい)は次の通り。

1924/25年栽培	6月 1日 - 9月 27日	1929/30年栽培	5月 15日 - 9月 17日
1925/26年栽培	5月 18日 - 9月 21日	1930/31年栽培	5月 24日 - 9月 25日
1926/27年栽培	4月 20日 - 8月 29日	1931/32年栽培	5月 15日 - 8月 20日
1927/28年栽培	5月 5日 - 10月 21日	1935/36年栽培	6月 11日 - 10月 16日
1928/29年栽培	5月 11日 - 9月 23日		

出所:1924/25-1927/28はJaarverslag WA 1928:51、1928/29-1935/36は
ibid.1936:114

11) ジャワの糖業ではかつて収穫期にしばしば放火による蔗園火事が発生し収穫作業の進行を妨げたが、一般には1911年をピークにその後は減少し、20年代以降はほとんど見られなくなった。この点についての詳細は、さしあたり植村 1988b、Elson 1979 を参照。この糖業でもかつては放火によるものと見られる大面積の火事が発生したが、30年代には1930年が4件、40.15ha、31年3件、11.76ha、32年はゼロ、36年は5件、3.61haと極めて少なくなっており、この年の収穫では下表に示されるように3件、焼けた面積の合計は11.66haにすぎず、すべて失火によるものであった。ただ、砂糖黍の盗難は相変わらず多く、特に9月にはA区画に属する2つの蔗園で大量の盗難が発生し、見張の追加が行なわれたという[Aanplantrapport 1937, no.17, no.18]。なお、この年の栽培の見張は、シトゥボンドの農園警察司令部の指揮・協力のもとに14名の警察官と1名の頭領の手によって実施されたが、両者の協力体制はきわめて良好であったと報告されている[Jaarverslag WA 1937:11]。

日時	発生蔗園	面積	損害額	原因等
6月26日	南Paras	4.00ha	f678	収穫労働者の食事準備の際の失火 拘留4ヶ月
7月13日	北Nanggkaan	3.76ha	f769.5	収穫労働者の煙草の投げ捨て、 拘留4ヶ月
8月18日	Boekollan	3.90ha	f366	蒸気機関車からの火の粉による

出所: ibid. 1937:13

12) 例えば、1926年には作付、除草などの作業のために多数の労働者をマドゥラ及びその周辺の諸島、さらには女性労働力を山間部のデサから輸入した、彼らのために工場周辺に新たに5軒のクーリー小屋を建てた(1927年糖)[ib

id. 1926:20]、1929年には土地が早期に利用可能となったので、それを直ちに造成するため労働力輸入に全力を挙げ、稲の収穫がまだ始まっていないクラクサーン、ブスキ周辺、および近隣糖業周辺から2月後半期には800名の労働者を輸入した、3月中旬のラマダン月明けにはいつものように労働力供給は大きく低下した、5-7月はデサの祝祭、マラリアの大流行のため労働者の出が悪かった(1930年糖)[ibid.1929:32; 1930:3]、1930年には稲の収穫が遅れたため近隣糖業の造成開始が遅れ、このために労働力供給が前年よりも悪化した、マラリア、インフルエンザ、赤痢の流行により多数の病人が出た(1931年糖)[ibid.1930:28]、1936年には、労働者の出方が予想を下回り、パイトン、クラクサーン、ブスキといったところから労働者を輸入せざるを得なかったが、結局作業に遅れを生じ、6月中旬終了予定だった36年糖の作付が7月15日までかかった[ibid.1936:18]、というような状況であった。

- 13) これ以外の費目についての節減内容を簡単に述べておく。「欧人職員給与」「原住民職員給与」節減は、人員削減と給与引下げによる。停止期にはほぼ全員が解雇され、一部の者には失業手当が支給された。再開期の職員数は通常期よりも少なく、給与も低く押さえられた。「見張」(栽培警察)は1926/27年から導入され、停止期にはクーリー小屋警備員の給与のみの支出となった。「施肥」減少は、1930/31年より主力肥料である硫酸アンモニウム等の使用量を減らしたこと、同時に単価も低くなったことによるが、再開期には単価はさらに下がっている。「灌漑」は1930/31年から厳しい管理を行なったことが低下の理由である。「苗」は1927/28年に初めてマランからP.O.J.2878種を輸入したことで額が増えたが、後、こうした供給システムは変更され、また単価も下がったことで経費が節減された。「橋・道路」、「雑費」はいずれも厳しい支出管理による。以上の点に関して詳しくは、ibid. 1927:9、1930:37、1931:11-12,55-56、1932:15,48、1933:16,22、1934:7、1935:8,42、1936:25-26,103、1937:110-111,142、1938:33-34を参照。
- 14) 1937/38年の収穫賃金単価の上昇は、政庁の引上げ勧告の結果である。なお、この年には収穫末期の11月後半になって、雨天とラマダン明けの祝祭のため収穫労働者の出が滞り、割増金を交付して労働者の確保に努めたという[ibid. 1938:132]。
- 15) これらについて詳しくは ibid.1926:39、1927:46、1928:48、1929:60、1930:45、1931:64、1932:54、1936:112-113、1937:150、1938:134を参照。
- 16) これらの糖業は経営体と同じ姉妹糖業であり、従来、VISPを通じて砂糖を販売していた。糖価の下落に対して、両糖業は当初、栽培面積拡大で対応した。すなわち、両糖業の加工糖栽培面積の上限は1929年1月9日の内務部長官

の措置によりそれぞれ2,000ハウに引き上げられ[Verslag P.T. 1928:9]、29/30年、30/31年の栽培は5-14表に示されるように拡大された。しかし、31/32年からは制限実施の方針に切り換え、この年の栽培縮小は生産性の低い土地を中心に実施された。この結果、5-14表に示されるように畑地での栽培は中止され、また、単位面積当たりの砂糖収量が上昇した[ibid 1930:8; 1931:9; 1932:6]。このように栽培制限に当たって最良地のみに栽培を実施することは、その後も方針とされた。1933/34年以降の栽培の単位面積当たり収量が高いのはこのためであり、このことは生産コスト節減に大きく貢献することになる。なお、この糖業でも砂糖黍輸送において荷車によるものが次第に軌道による輸送に切り換えられていく傾向にあるが、この理由は前述したように輸送コストの削減を計ったものである。収穫コストの引下げでは、この他にも収穫賃金、輸送賃金単価の引下げも合わせて行われた[ibid 1931:7, 1932:7, 1934:7, 1935:7]。

- 17) こうした方式は、この年からパナルカン県の全糖業において導入された。これについては Verslag Grondhuurcontracten 1934 を参照。なお、工場と本社との間に交わされたこの時期の書簡を見ると、9月の交渉開始以降も結ばれるべき新契約の細部についてはなお詰めが行なわれており、不使用通告期限をいつにするのか、不使用補償額をいくりに設定するのかといった点は未定のままであった。
- 18) 1918年借地令の規定では最低借地料基準は5年毎に改訂されることになっていたが、この地域での改訂作業は遅れ、33年12月19日に開かれた「最低借地料定期改訂のための勧告委員会」に理事が計算表を提出することから開始された。この委員会は、政庁側、糖業代表、土地貸出者代表から構成され、理事提出の計算表を審議するが、理事はこの委員会で出た意見とそれをふまえた自分の意見を付してこの計算表を東ジャワ省知事に提出し、それが承認されることによって新しい最低借地料が決定されることとなる。理事提案ではそれぞれの最低借地料基準は1、2等地がf55、3等地f36.5、4等地f32.75、5、6等地がf26であったが、これに対して貸出者代表は借地料引下げは止むを得ないが税負担が1ハウ当たりf10-f20と高すぎるのでf60以下に引き下げるべきではない、ただし、税額が以前のようにf5-10に引き下げられるのであれば理事提案を受け入れることは可能であると主張した。一方、Wringin anom糖業代表は理事提案がなお高すぎると主張した。もっとも同糖業から本社に宛てた書簡では、理事提案がそのまま基準額となった場合には契約変更拒否の危険を回避するために最低f40を保証し、状況によっては支払に際して若干の上乗せを行なう権限を与えてほしい旨を求めている。これについて

は、Confidentieel 1933, no.36, 20 Decemberを参照。

19) 契約変更費用の内訳は以下のとおりである。

村長等への割増金	f2,000
貸出者への特別割増金	f2,500
欧人職員日当（弁護士費用を含む）	f1,100
原住民書記給与	f 400
副理事役所書記給与	f 100
収入印紙等	f2,500
証明料	f 200
雑費（旅費ほか）	f 600
合計	f9,400
1935年分支出実績	f3,247.63
1936年分支出実績	f3,415.30
1937年分支出実績	f2,701.62
支出実績合計	f9,364.55

出所：Jaarverslag WA 1934:23

- 20) なお、5-19表の P.Beng Soepieは、明らかに先に述べた総督への直訴をした者の1人であると思われる。
- 21) 註19)の「貸出者への特別割増金」がこれに当たる。なお、Jaarverslag WA 1935:8によると、この年に払われた割増金は1,114.481ハウ分、f22,299.24で、ハウ当たりf20となり、35年には追加払いがなかったのがわかる。
- 22) これ以外の年についても契約変更拒否者の土地がどのように処理されたかを見ておくと、1934/35年栽培用地に関しては33年11月29日の本社宛書簡では不使用協定を締結することをめざしていることが報告されていたが[Confidentieel, no.32]、結局、これはうまくいかず、翌年のための平地苗圃に利用することになり旧借地料で借り入れたといわれ[Jaarverslag WA 1935:7]、1935/36年栽培用地はやはり旧借地料で借り入れて栽培に利用したという[ibid.:44]。これらの拒否者はその後も態度を変えず、1938/39年栽培についてもなお、旧契約のままであった[ibid.1938:11]。

第6章 世界恐慌とブスキ煙草栽培

周知のように、植民地期インドネシアにおける煙草栽培の中心は東スマトラ(デリー)とジャワであった。そして、本章で検討するブスキ地方は、6-1表に示されるようにジャワの中でも中心的な生産地の1つであった。

この地域は最も古い煙草産地であるといわれるが、栽培の本格的展開は1860年代以降、すなわち、1859年に監督官ビルニー(G. Birnie)が当時のボンドウオソ県 Djember 郡に着任し、その後、官を辞してこの地域でヨーロッパ市場向け煙草栽培を始めて以降のことである。彼は、マティーセン(C. S. Mathiesen)、ヘンネップ(A. D. van Gennepp)と協同して煙草企業を設立、その後、同社は1875年からビルニー一族の経営となり、Oud Djemberと称された。60年代にはこれに続いて Soekowono、Djelboek、Soekokerto-Adjongの各企業が次々と設立され、70年代から独仏戦争の影響による市場価格の高値に支えられて急激に発展した。栽培面積は、1873年には4,869haであったものが、1915年には52,518haと10倍以上に拡大した[植村 1983b:61-63]。

本章では、こうした位置にあるブスキ煙草栽培がどのような構造的特質を持っていたのか、それが世界恐慌の中でどのように変化したのかを検討したい。

第1節 ブスキにおける煙草栽培の構造

1、理事州内の煙草栽培分布状況

植民地期ジャワの煙草栽培は、農園が住民水田を借地して行う農園栽培と、住民が自由に行う住民栽培に大別される。また、ブスキでは6-2表に示されるように収穫時期は7月から翌年1月までに集中しているが、これらは、2-3月頃から播種を開始して5-10月頃まで、つまり乾季に収穫する前期作と、7月上旬頃から播種して12-1月頃に収穫する後期作に区分されるが普通である。前期作は基本的に住民栽培であり、表からも明らかなように主として乾地に作られ、9月が収穫の最盛期である。他方、後期作は主として水田で行われるが、農園栽培はすべてこれである。ただし、農民の中には農園に水田を貸し出さずに自ら後期作煙草の栽培を行う者も多い[栗林 1941:81; Jaeggi 1949:495]。¹⁾

さて、1930年代のブスキ理事州内の煙草栽培の分布を見ると、南部地域、すなわちジュンブル県とボンドウオソ県に集中している。このうち、農園煙草栽培はジュンブル県を中心にラウン山西麓に集中し[栗林 1941:70]、30年代初め、

ジュンブル県ではOud Djember、B.T.M.(Besoeeki Tabak Maatschappij)、Soekowono、Djelboek、Soekokerto Adjoeng、Soekosari、Manggisan、Fraser Eatonの8社が栽培を展開していた[Onderzoek Djember 1932:bijl.no. 4]。また、ポンドウォソ県には、最大手企業であるLandbouw Maatschappij Oud Djember経営のNangkaan、経営規模が二番目であるB.T.M.(Besoeeki Tabak Maatschappij)が経営するKali-anjar、Tamanan、Pengarang、Boender、両企業の協同経営であるSoembarsari、N.V.Tabak Maatschappij Kontjir経営のKontjir、Fraser Eaton社経営のBondowoso、及びジュンブル県に所在のSoekowono、Djelboekの10農園があった[Memori Residen Bondowoso 1929:175]。²⁾ 他方、住民栽培地帯はこれよりさらに北にも伸びて、ポンドウォソの町を中心とする地方からプラジュカン地方に至っている[栗林 1941:70]。

いま1930-33年の時期の両県の煙草収穫面積を掲げると、6-3表の通りであるが、これにもとづいて両県の栽培縮小前の煙草栽培が耕地に占める比率を見ると、先ずポンドウォソ県では30年8.6%、31年10.8%と、ほぼ耕地の1/10がこれに利用されていることになる。他方、ジュンブル県では30年には26.6%、31年は30.2%と、比率がポンドウォソ県よりもかなり高く、煙草栽培の占める比重が極めて大きいことがわかる。

また、ジュンブル県では、農園栽培の通常年の郡毎の栽培・借地面積がわかるので、それをもとに水田面積に占める比率を計算すると6-4表のようになる。ここから明らかに、県内でもDjember、Majang、KalisatおよびRambipoedji郡は農園煙草地帯であるのに対して、Tangoel、Woeloehanでの栽培は少なく特にPoeger郡ではほとんどゼロに等しい。前章で見たように後者の3郡は糖業地帯であり、特にPoegerでは砂糖黍の栽培が広範に展開されていた。このことが農園煙草の少ない要因である。また、この県ではおよそ60,000人の農民が農園煙草栽培に従事していたといわれるが[L.E.V. 3e kwrt.1932(mr 16/33, Vb 16-2-33-6):11]、J-8表によるとジュンブル県人口は93万人ほどであるから家族数はほぼ18-23万と考えられ、県全体で見ても全家族の1/4-1/3程度がこの栽培から収入を得ていたことになる。農園煙草地帯4郡だけ見ればこの比率は更に高くなる。

住民煙草の県内分布は不詳であるが、乾地作だけ取り上げれば、後に第7章で見るようにWoeloehan郡が最大の中心地であり、またTangoel郡でも栽培が多い[7-16表]というふうに、必ずしも農園煙草の分布と一致するものではない。ただし、この県では住民煙草は水田での栽培の方がはるかに盛んであり、³⁾ 後述のようにその収穫の多くは農園に買い上げられることを考えると、全体としてはやはり農園煙草の分布とそれほど大きく異なっていないと考えられる。

以上のように見ると、ジュンブル県では煙草栽培が農民経済に占める比重は極めて大きい、中でも特に農園煙草地帯4郡では、その栽培動向は住民経済を決定的に左右するものであったと考えられる。

2、農園煙草栽培の特色

さて、それではこのような分布状況にある煙草栽培はどのような特色を持っていたのであろうか。まず、この地域の農園栽培から検討しよう。

ブスキの煙草農園は住民から地租額と等しい低額借地料で水田を借地し、煙草栽培契約を結んで土地貸出農民に栽培させる方式が一般的であった。この場合、農園は各年の中ごろに、借入地の借地料額を直接にデサ首長に払うのが慣例であった[Rijke 1934:31]。借地契約期限は一般に5年であり、この間に地租が改訂された場合には差額を農園側が追加払うことになる。

実際に煙草栽培に利用される水田は、6-5表に示される「通常栽培」面積と「借入面積」の関係からも明らかなように、およそ借地面積の半分程度であり、その時期も7月から12月までに限定される。農民は貸出地の半分には自由に栽培を行うことができ、また、1月1日から7月1日までは貸し出した土地全部を利用できる。⁴⁾したがって、そこでは1月1日以降に雨季稲作が行われ、煙草農園への土地貸出しでは糖業の場合とは異なり米の収穫を犠牲にする必要はない。

さて、7月1日から土地は耕起された状態で約1ヶ月間、通気させるためにそのままにされる。そして栽培実施予定の区画がもう一度鋤で細くならされ、作付準備が行われ、大小の排水路が掘られた後、普通は8月の第1週に作付が始まる。栽培契約を結んだ農民には農園から苗が供給されるのであるが、苗園から苗を引くことができる時期になると、栽培者は施設にきて報告し、栽培台帳(anplantboeken)に登録される。いわゆる栽培者カード(plantersbriefje)を最初の苗を引く時に交付することによって、移植用の苗を農園から無料で供給され、続いてこの栽培を農園の指示に従って管理し、後、登録した施設に摘んだ葉を搬入することの契約、すなわち栽培契約が成立することになる。

作付作業は男の仕事であるが、その後、女性が植えられたばかりの苗に灌水する。この灌水は3日間続けられる。また、後から補植ができるように、畝の間にも苗が植えられる。作付本数は、ケドゥー種は19,200本/ha、交配種(ケドゥー種とデリ種を掛け合わせたもの)は17,600本/haが一般的であった[Jaeggi 1949:498-500,502]。

なおジュンブル県の場合、農園側は煙草の質を保つために、栽培者1人当たり最大1/2haの栽培契約しか結ばなかったという[Onderzoek Djember 1932]。

このため、それ以上の面積の水田を煙草農園に貸し付ける農民の場合には、かつて筆者が述べたように小作を雇うことになったと思われる[植村 1983b]。LETTEが、「煙草賃金の多くの部分は貸出地の占有者自身の手には入らずに、多くの家族構成員や、この目的のために占有者によって区画分けされた土地部分を耕作・管理する隣人達の手に入る。だから、後の葉の供出の際に賃金を受け取るのは彼らである。」[LETTE 1933 I:118]と述べるのは、こうした状況を表しているものと考えられる。

こうして栽培された煙草は契約にもとづいて農園側が買い上げるのであるが、乾燥は住民の手でなされたり、青葉のまま供出されたものを農園の乾燥室で農園側負担で実施するかのいずれかであった。

さて、こうした栽培においては、先に触れたように、毎年、農園側と栽培者農民側との間に栽培契約が取り交わされ、両者の義務等が定められるのが普通である。いま、ジュンブルで1932年にB.T.M.が栽培者と結んだ契約に含まれる諸条件を見ると次のようであった。

まず、一般的規定として、栽培者カード及び栽培台帳の中にある用語の説明がなされるが、そこでは栽培者が煙草を搬入する際に行う選別の基準が細かく述べられる。すなわち、煙草の種別を品質によってブラッド(bladtabak)no.1、no.2、クロソック(krossok)no.1、no.2、カンボンクロソック(kampong-krossok)に分け、それぞれの規格が示される。⁵⁾ 例えば、最上級品であるブラッドno.1は、正しい時期に農園の指示通りに茎の全箇所から収穫された、最も上層の5枚の葉(いわゆるtopbladeren)を除いた葉であって、デリー種の場合には16ダィム(Rijnlandse duimen=2.616cm)以上、交配種の場合には18ダィム以上の長さを持つものと規定される。これに対してクロソック no.1 は、a,農園の指示に従って、最上層の5枚の葉を除いて茎全体から収穫された健康な葉で、デリー種の場合には13ダィム以上、交配種の場合には14ダィム以上の長さを持つもの、b,ブラッド煙草としては認められないが、農園の基準でクロソック no.1 に適すると判断されるもの、c,最上層の5枚の葉で14ダィム以上の長さを持つものである。また、最下級のカンボンクロソックは、農園の指示にしたがって、会社の乾燥小屋以外で乾燥され束ねられた煙草である。

次に、農園側の義務として、十分な収容能力を持つ倉庫を備えること、栽培材料、必要な化学肥料を栽培者に提供すること、栽培者の土地耕作、栽培、収穫等について監督し指示を与えることなどが上げられる。農民が搬入する煙草に対する支払額及び支払方式は、10ボーム(boom; 1boomは、20ダィム以上の長さの竹串を用いて通常の方法で突き刺した17枚の煙草の葉)当たりで、ブラッド no.1は11セント、支払は煙草を選別した直後になされる。ブラッド no.2は7セント、クロ

ソック no.1は4セント、no.2は2セントであり、これらに対する支払は週毎に行われる。カンボンクロソックに対しては0.5kg当たり1セントが搬入時に支払われるが、極めて質の良くないものなどに対しては支払を行わないと規定される。

他方、栽培者の義務としては、他の農園のために栽培をしないこと、農園側の指示に従って栽培等を実施することなどが上げられる。こうした栽培が何らかの原因で不作になった場合の措置については、「栽培者によって維持されている栽培が、洪水(雨による被害を含まない)の結果、栽培者の責任ではなくして、全部あるいは一部が失われた場合には、その損害は B.T.M.等が、専門家からなる委員会の見積りに従って埋め合わせるものとする。この委員会は、原住民首長1名、被害発生デサの古い栽培者1名、企業が指名した煙草栽培を熟知したヨーロッパ人1名の、計3名からなる。」とあり、洪水以外の原因による不作は栽培者の責任とされた [Onderzoek Djember 1932:bijl. No.5]。

以上のように、ブスキでは農園煙草は住民に栽培が委ねられたが、その過程にはかなり厳しい条件が付けられたのであった。それは、これらの煙草が輸出商品であったからに他ならない。

さて、こうした栽培を通して、煙草農園はそれに関係する農民の貴重な現金収入源となる。Jaeggi 1949:496 によると、その中味は次のようであった。

- 1、住民が提供する資材と燃料、これには輸送費、倉庫の建設、修理、維持に当たる場合の労賃を含む。
- 2、苗圃のクーリー賃金、借地料。
- 3、栽培の維持コスト。乾燥と病虫害対策費を含む。
- 4、原住民職員の給与、ボーナス。
- 5、タバコの輸送費。包装の輸送(balentransport)を含む。
- 6、束ね作業、選別作業賃金。
- 7、包装小屋内外でのタバコ加工賃金。
- 8、ブラッド煙草、クロソック、カンボンクロソック、前期作煙草(voorroogst)の場合の栽培賃金。
- 9、借地料。

こうした形での住民に対する支払いは、ジュンブル県副理事によれば、1928、29、30年の約30,000ハワの栽培に関して、借地料、労賃その他、資材購入費等合わせてそれぞれの年にf810万、f720万、f720万という大量の現金をもたらした [Onderzoek Djember 1932]。⁶⁾ ジュンブル県における糖業のもたらす現金収入は5-21表によればf415万であったことからすれば、農園煙草栽培がジュンブル県の農民の現金収入源として持った意義は極めて大きなものであったといえよう。

3、住民煙草栽培の特色

次に、住民煙草(vrijmantabak)について検討しよう。6-2表によって理事州全体の栽培状況を見ると、33-39年の作付面積平均では水田栽培(主として後期作)と乾地栽培(主として前期作)の面積はほぼ拮抗している。ただし、年毎に見ると水田栽培は34年をピークに減少の一途を辿っているが、乾地の場合には増減が見られる。また、乾地栽培の主な場は畑地であるが、屋敷地でもかなり広範に栽培されていたようである。?)

また、住民煙草栽培農民は決して専業煙草農家であったわけでもない。いま、ボンドウォソ県 テサPのDという農民の1939年の栽培例を示すと、次のようである。

彼は1/2ハウの農園煙草(tabak-segelan)用地(借地)、3/4ハウの自由栽培(Vrijman-tabak)、1/2ハウの畑地を持っているが、これらに常に煙草を栽培するわけではなく、他の(食糧)作物を作る年もある。

・・・彼は合計で3/4ハウの栽培に、葉を乾燥させて串(soedjen)に通すまでにf15.5の費用をかけた。粗収入は不詳であるが、それは彼が平均価格で販売したのではなく、選別して様々な質の煙草に分けて売ったからである。去年は、この区画の煙草栽培でf90の価値がある煙草を収穫した。このように高い収入を実現できたのは、収穫にしっかりと注意を払ったこと、天気が乾燥していたからだという。しかし、しっかりした管理を行おうとすれば、3/4ハウを全部自分だけで栽培することは不可能であるという。だから、彼は延べ80人分(mantakken)の雇用労働を使用した。また、3回行った収穫の各回毎に他人の援助を受けたが、これにはf2.50かかった。彼には仕事の手助けが出来る家族はいない。・・・彼は3/4ハウの煙草からf75の純益を上げた。しかし、通常はこれほど多くない。

彼はよそで良い値がつかない場合には質の悪い煙草だけを競りに出すが、競りを利用することは多くない。彼の大半の最上品は、自分で小部分に分けて様々な場所に供給することを試みた。・・・

[krossok-rapport 1939:495-496]

この農民の例では、農園煙草栽培と自由栽培を並行して行っており、また、自由栽培部分の質を保つために雇用労働を用いていることから考えても、生活のかなりの部分を煙草に依存していると見てよいが、おそらく煙草価格が悪い年には食糧作物栽培に切り換えるのであろう。また、1/2ハウの畑地には煙草以外の作物を作っていると考えられる。

さて、こうして栽培される品種は、ジャワ・マドウラの大半の地域では国内

消費向けケルフ煙草加工用のものであるのに対して、ブスキでは農民はしばしば農園煙草栽培者から苗を入手することもあり[Jaeggi 1949:495]、煙草農園の周辺では農園で作られるのと同じケドゥー種、交配種が作られ[Broek 1949:541]、ほとんど全ての葉がクロソック加工に適したものである[Ontwikkeling krosok 1937:2117; Onderzoek achterstand 1935:485]。そして、この場合、農園煙草のように農園側が様々な条件を付けたり、栽培の指導監督を行うことはないの、概して農園煙草よりも品質が落ち、価格はずっと安い。それゆえ、生産される煙草は、通常、クロソック、またはこの地域では特にカンボンクロソックとして扱われるのであるが、中には少量の優良種ブラッドに分類されるものも含まれるという[栗林 1941:14-15]。

生産された住民煙草は青葉のまま煙草農園の乾燥小屋に運ばれて買い上げられることもあったが、基本的には農民の手で乾燥され、⁸⁾ ~~伝統的に~~ボルグ(borg)と呼ばれるジャワ人やマドゥラ人の仲買人を通して、買上企業(opkoop firma)に販売されたり、⁹⁾あるいは栽培者自らの手でかボルグによってカセメック(Kasemek)、ナンカーン(Nangkaan)に設置された煙草市場¹⁰⁾に運ばれて競りにかけられた[植村 1983B:71; Jaeggi 1949:516-517]。

ボルグは買上企業のための煙草集荷を主な仕事としており、たいていはf300ほどの資本を前渡しされて仕事に当たった。ジュンブル県では、1937年、107件のボルグ営業許可が出されていたという。ただし、ボルグは栽培者から直接に煙草を買い付けるのではなく、バンドル(bandol)というエージェントを使った。1人のボルグは平均して30人程度のバンドルを使ったが、煙草栽培中心地では最大100名程度を抱える者も見られたという。バンドルはほとんどがボルグが住んでいるデサか、それに接するデサの人間であり、煙草収穫期にボルグからf10-f15程度の金額を前渡しされ、彼に煙草を提供する。集荷地域は基本的には固定しており、普通は家族構成員や隣人が栽培した煙草を、生産者の家を回って集荷し、それをボルグの買付け場所まで運搬する。集荷の際には、煙草の荒選定を行うのが普通であった。栽培者に前貸を行うことはなかった[krossok-rapport 1939:439-440,443-446,449-450,453,479]。

バンドルへの煙草引渡価格は、当然、買上企業への直接販売より低い。それにもかかわらずこうした方式が広く行われたのは、(1)直接販売の場合、農民はより厳しく葉の選定をしなければ企業側が受け取ってくれず、また輸送費もかかり、リスクが大きい、(2)バンドルへの販売の場合には、収穫を少しずつ行うことができ、このことは農家の乾燥スペースが小さいこととの関係上、都合がよい、(3)バンドルは、荒選定はするが、事実上、全ての煙草を受け取ってくれる、(4)バンドルは顔見知りであり、親切であるという理由からであったという

[ibid.1939:480,488]。

いずれにせよ、こうして買上企業に買い上げられた煙草は加工を経て、農園煙草と共にブスキクロソックとして輸出される。この結果、ブスキで生産される煙草は大半が輸出されることになる。以下、そうしたブスキ煙草の輸出と価格の問題を節を改めて検討することにした。

第2節 世界市場の動向とブスキ煙草

1、ブスキ煙草の輸出構造

ブスキ煙草を含めてジャワ産の煙草は、生産の大半が消費地へ直接に輸出されるのではなく、いったんオランダの集散地に運ばれアムステルダム、ロッテルダム両市場で入札され、そこを經由して最終仕向地に向かう。この場合、農園煙草の主力である後期作の収穫は年末であるから、基本的には前年産の煙草が競りに出されることになる。6-6表は、1926-36年におけるその輸出状況を一覧したものである。同表から明らかなのは、第1にオランダ経由の販売量全体が1931年から急減していること、第2にオランダ経由で輸出される仕向地ではドイツが半分以上を占めること、したがって、第3に販売量はドイツへの輸出如何によって大きく規定されること、第4にこうした販売状況に規定されてオランダへ運ばれるジャワ煙草の量(貯蔵量に表される)は、1933年から激減していることである。

ドイツ向け輸出の1931年からの激減は、この年の1月1日から外国煙草に対するドイツの輸入関税が100kg当たり従来の80マルク(rijksmark)から180マルクへと引き上げられたことが原因であった。このことは、価格がデリー煙草などに比べて相対的に低いジャワ産煙草にとってはとりわけ不利であった。¹¹⁾ この結果、この年の前半期にはなお市場介入によって価格を一定水準に保つことができたが、秋期の競りからジャワ産煙草の価格は暴落する[Ontwikkeling krosok 1937:2169-2171]。6-7表は、そうした価格の動きを一覧したものである。ここから明らかのように、ブスキ煙草の価格は32年に暴落し、以降、低水準に終始し、ようやく36年から回復の兆しが現れ、37年春期の入札ではかなりの高値をつけたが、38年の販売では再びかなりの低下を記録、39年になって回復するのである。

2、ブスキ煙草農園の恐慌対策

以上のようなブスキ煙草をめぐる市場の動きは、この地域で営業する農園の経営を圧迫するものであった。6-8表は、その1つB.T.M.の経営状況の一端を示すものであるが、同社は31年から無配に、さらに32年からは赤字経営に転落している。この結果、この地域の煙草農園はこれへの対応を迫られることになる。それは、どのように実施されたのであろうか。

ブスキ煙草農園は既に1931年には6-3表に示される栽培拡大にもかかわらず様々な経費削減策に入ったが、それはオランダでのこの年の秋期入札における価格暴落後に特に強化され、農民が供出する煙草の品質検査が厳しくされた[*I.U.* 1932 I :74]。このことは、翌年以降もさらに強化され、32年産煙草の供出時には「最も厳しい品質検査」が行われたという[*ibid.* 1933 I :77]。

そして、1932年栽培からは生産制限に入ることになる。ジュンブル県でのこの年の栽培縮小は、当初、30%の予定であった[L.E.V. 1e kwrt. 1932:10]。ところが、この年の第2四半期の見通しではこれが40-50%に引き上げられ[*ibid.* 2e kwrt. 1932:10]、最終的には6-5表に示されるように県全体では57%という大きな縮小を実施し、地域によっては栽培がゼロになるところも出た。この結果、約16,000haの借入地が住民農業の使用に充てられることになった。ただし、この年には借地契約は破棄されず、住民は借地料=地稅分は受け取ることができた[Onderzoek Djember 1932]。また、買上価格も約30%程度引き下げられた[L.E.V. 3e kwrt. 1932 (mr 16/33, Vb 16-2-33-6):11]。他方、ポンドウォソ県の煙草農園も、3月までの時期には未だ何ら対策をとっていなかったが[*ibid.* 1e kwrt. 1932:10]、その後、栽培縮小に踏み切ったと見られ、6-3表に示されるようにこの年の収穫面積は前年比で37.4%減少した。しかし、こうした栽培制限にもかかわらずブスキ煙草農園の財政状況は悪化し、1933年には大半の農園が赤字を出すことになった。それは、制限の結果、かえって生産コストが上昇したからであるという[Ondernemingscultuur 1933:575]。

33年栽培の縮小は、当初、VEBTO(ブスキ歐人煙草企業家連合)によって1932年よりも制限幅を縮めることが決められ、それは新聞報道によると35%であったという[L.E.V. 3e kwrt. 1933:10]。しかし、結局、この年も制限は50%以上にまで拡大される[Mv0 Besoeki 1934; *I.U.* 1934 I :154]。そして、前年と違う点は「制限策によって面積の縮小が行われたところでは、借地契約の破棄と土地の不使用は、全て内務部との協議を経て全ての関係土地貸出者との合意の上で実施された。支払われた補償は公正なものに見なされる。」[Mv0 Besoeki 1934]とあるように、借地契約自体の破棄が行われたことである。

そして、こうした栽培制限にともなってジュンブル県ではBTMのRawatantoe、Djoeboeng工場が閉鎖、Fraser EatonはAmboeloeでの栽培をごくわずかかにとど

め、34年はクロソック買上げのみに限定する予定といわれ、ポンドウォソ県でもN.V. tabaksonderneming KontjirはKontjir農園を一時閉鎖したと報告される[Mv0 Besoeki 1934]ように、いくつかの農園が操業を停止した。

1934年も、VEBTOの当初方針は35%縮小であった[L.E.V. 1e kwrt.1934(E.W.1934):904]。しかし、最終的には31年比で50%縮小が実施され、買上煙草の量も半分に減らされた[1. U.1935 I :58]。そして、この縮小実施に当たって、34年前半期には煙草栽培用地の借地契約が再び破棄されたが、それは1,800haに及んだ[L.E.V. 2e kwrt.1934(E.W.1934):1432]。この年にはN.V. Tabak Cultuur Maatschappij Soembersarieが倒産した[Jaeggi 1949:515]。

栽培制限が緩められたのは1935年からであった。すなわちこの年の栽培縮小は30%にとどめられ[1. U. I 1936:75; L.E.V. 4e kwrt.1935(E.W.1935):443]、この縮小率は翌36年の栽培についても同様であった[1. U.1937 I :77]。37年には「36年比で16%の増加」[*ibid.*1938 I :83]と報告されるように、制限はさらに緩められた。ポンドウォソ県では栽培の拡大さえ行われたという[Mv0 Besoeki 1938:29]。

また1937年には長年試みられてきた煙草栽培地の区画分け(rayoneering)がジュンブル、ポンドウォソ両県で実施され、それまで複数の農園の借地が入り組んでいた1デサでの借地は1農園に限定されることになった[Mv0 Besoeki 1938:30-31]。この区画分けは、いくつかの農園にとっては一層多額の出費を必要としたが、この年、各農園が合計で約50,000haの借入地を敢えて再分割したのは、1935/36、1936/37年の収穫の損失が小さく、いくつかの会社では黒字を計上したという条件があったこと、1932年以来のオランダ煙草市場では、上質の煙草だけはなお高価格をつけ、このために区分けによって、生産物の品質向上のためにあらゆる手段が取れることを狙ったからである[Jaeggi 1949:516]。

この結果、煙草農園はまとまった区画に栽培できるようになり(いわゆるブロックシステム)、この適用後は、従来の「借入面積の半分に煙草を栽培する」ということに代えて、「必要ならば借入地全部に煙草を栽培することができる」という内容の条項を借地協定に組み込む農園もあったという。このことは、実質的に借地料が半減する可能性を持つものであった[Mv0 Besoeki 1938]。

こうした結果、1933年以来、Oud Djemberを除いて毎年、赤字を出してきた煙草農園は、1937年にはその全てが黒字を計上することができ[Mv0 Besoeki 1938]、また、36年にはFraser Eaton社経営のAmboel農園がWoeloehan郡で操業を開始、さらにポンドウォソ県ではKontjir農園が借地を開始する、新たにCeres農園が設立されるという動きも出た[Mv0 Besoeki 1938:32]。

しかし、38年に行われたオランダの競りでの37年産ブスキ煙草の価格は、後

退した。すなわちこの年には142,967箱が競りにかけられたが、平均価格は0.5 kg当たり17.5セントにすぎず、前年の179,659箱、21.75セントを大きく下回るものとなった[*J.V.1939 I:205*]。しかもこの年の農園栽培は大雨のためかなりの部分で凶作が発生し、総生産高は37年産の60%を下回るだろうといわれる状況であった。このため、既に恐慌の影響を切り抜けたかのようであったブスキ煙草農園の経営は再び悪化し、1939年には再び大規模な栽培制限を実施することになるのであった[*ibid.:90; Groote cultures 1939:735*]。

このような推移は、ブスキ煙草のオランダ市場への出荷量に反映している。これについては、6-9表a,bに示される通りである。

3、30年代ブスキ住民煙草の動向

農園煙草がオランダにおける市場価格の影響をまともに受けたのに対して、この時期の住民栽培の展開は6-10表の収穫面積の推移に示されるようにもう少し複雑である。ここでは30年代の住民煙草栽培の展開を年毎に追い、その特徴を考えてみたい。

1930年の住民栽培は、同表に示されるようにジャワ・マドゥラ全体では前年より若干の増加であるが、ブスキでは約10,600ha、60%近くも拡大した。カセメック市場での後期作価格も6-11表に示したようにf15/ピールと高値をつけた。この住民煙草の高価格は翌31年前半期にも続き、ジャワ・マドゥラ全体ではこの年の栽培は畑作、水田作ともに大きく拡大した。ブスキでも、大拡大した30年と比べてさらに3,400haあまり、12%ほど伸びている。しかし、ちょうど、この年の秋季のオランダの競りにおいて先述のように価格が暴落し、このことによって農企業の買付価格は大きく下降、また搬入の際には厳しい品質検査が実施されるようになった。特に、価格の低下が激しかったのはブスキを含めた東端地方であり[*J.V.1932 I:74*]、このことは6-11表に示される同年の価格の低下から窺える。

こうして、32年初めには栽培農民の中に収穫した煙草を販売することが困難であるという声が聞かれるような状況になり、また、同年3月末-4月初にかけてはオランダでの春期競りの価格がさらに低下したことが知られるようになって、ジャワ内地方市場価格はさらに低下した[L.E.V.2e kwrt.1932(bijvoegsel E.W. 1932):10]。こうした状況に対して、ブスキの煙草栽培農民は栽培を大幅に縮小することで対応した。例えば、9月末までの収穫面積(前期作)と栽培中の煙草(後期作)面積の合計を見ると、31年の約27,800ハウに対して、この年は15,300ハウにすぎない[L.E.V.3e kwrt.1932(mr 16/33, Vb 16-2-33-6)]。こうして、この

年の収穫面積は前年と比べほぼ半減したが、この結果、煙草の供給量が減少したため、他地域に比べてブスキでの価格低下は比較的緩やかなものにとどまり、32年後期作のカセメック市場での価格はかえって前年よりも高くなった[*I. U. 1933 I*:77; *Statis. landbouwgewassen December 1932*:1224]。しかも、この競り値は32年12月のf5.47/キタルから年が明けて1月にはf12.93/キタル、2月にはf16.18/キタルとさらに上昇した[*Verslag Ass.-Resident 1e kwrt. 1933*:29]。

このような32年後期作の高値は、33年の住民煙草栽培意欲を高めるものであった。3月の報告によれば、ブスキではケルフ煙草と前期作クロソック栽培への関心が昨年より大きいとされ[*Oogst en aanplant Maart 1933 (E. W. 1933)*:1801]、4月にも「ブスキでは、前期作煙草栽培への特別に活発な取り組みが目立つ」と報告される[*ibid. April 1933 (E. W. 1933)*:1981]。そのことは、6-2表によって33年6月の作付面積を32年と比較しても明きらかであろう。

同年7月には前期作煙草の買上げが始まったが、この価格はますます良好であると報告され[*ibid. Juli 1933 (E. W. 1933 II)*:356]、6-11表に示されるようにカセメック市場では8月にはf13.81/キタル、9月にはf11.30/キタルの平均価格をつけたが、これは比較的高値であった31年前期作を上回るものであった。特筆すべきことは、この時期にジャワ内のシガレット産業が大量の買付けを行ったことであり、カセメック市場ではこの2ヶ月間に83,286kgが取引されたが最大の買い手はFaroka社であったという。こうしたことが、住民煙草市場を支えたのであった[*Volkscredietwezen, 3e kwrt. 1933 (UCW 1933)*:1099-1100; *L.E.V. 3e kwrt. 1933 (Bijvoegsel E. W. 8 Dec. 1933)*:10]。この結果、後期作栽培にも農民は高い意欲を示し[*Oogst en aanplant Juli 1933 (E. W. 1933 II)*:356; *ibid. Augustus 1933 (E. W. 1933 II)*:540]、6-2表からも明らかなようにこの年の後期作作付面積は前年をかなり上回ることになる。

この年、ジャワ・マドゥラ全体では6-10表に示されるように収穫面積が前年よりかなり後退した。このかなりの部分は天候不順が原因で中・東ジャワで発生した大凶作によるものであり、この年のそれは20,000ハウと前年の1,300ハウを大きく上回った[*I. U. 1934 I*:66]。ブスキでも8月に豪雨によって後期作の苗床が大きな被害を受けた[*Oogst en aanplant Augustus 1933 (E. W. 1933 II)*:540]、9月の雨で多数の苗床が被害にあった[*L.E.V. 3e kwrt. 1933 (Bijvoegsel E. W. 8 Dec. 1933)*:10]、11月にも豪雨によって水田後期作のかなりの部分が正常な収穫が出来なくなった[*Oogst en aanplant November 1933 (E. W. 1933 II)*:1073]などと報告されるが、それでも早場後期作煙草収穫の始まった10月以降の収穫面積は作付面積の拡大を反映して前年を大きく上回るようになった。品質は天候不良の影響を受けたためまずまずであったが、価格は予想を越えて良好であっ

年の収穫面積は前年と比べほぼ半減したが、この結果、煙草の供給量が減少したため、他地域に比べてブスキでの価格低下は比較的緩やかなものにとどまり、32年後期作のカセメック市場での価格はかえって前年よりも高くなった[*I. U. 1933 I*:77; *Statis. landbouwgewassen December 1932*:1224]。しかも、この競り値は32年12月のf5.47/キナルから年が明けて1月にはf12.93/キナル、2月にはf16.18/キナルとさらに上昇した[Verslag Ass.-Resident 1e kwrt.1933:29]。

このような32年後期作の高値は、33年の住民煙草栽培意欲を高めるものであった。3月の報告によれば、ブスキではケルフ煙草と前期作クロソック栽培への関心が昨年より大きいとされ[Oogst en aanplant Maart 1933(*E. W.*1933):1801]、4月にも「ブスキでは、前期作煙草栽培への特別に活発な取り組みが目立つ」と報告される[*ibid.* April 1933(*E. W.*1933):1981]。そのことは、6-2表によって33年6月の作付面積を32年と比較しても明きらかであろう。

同年7月には前期作煙草の買上げが始まったが、この価格はますます良好であると報告され[*ibid.* Juli 1933(*E. W.*1933 II):356]、6-11表に示されるようにカセメック市場では8月にはf13.81/キナル、9月にはf11.30/キナルの平均価格をつけたが、これは比較的高値であった31年前期作を上回るものであった。特筆すべきことは、この時期にジャワ内のシガレット産業が大量の買付けを行ったことであり、カセメック市場ではこの2ヶ月間に83,286kgが取引されたが最大の買い手はFaroka社であったという。こうしたことが、住民煙草市場を支えたのであった[Volkscredietwezen, 3e kwrt.1933(*UCW* 1933):1099-1100; L.E.V. 3e kwrt. 1933(Bijvoegsel *E. W.* 8 Dec. 1933):10]。この結果、後期作栽培にも農民は高い意欲を示し[Oogst en aanplant Juli 1933(*E. W.*1933 II):356; *ibid.* Augustus 1933(*E. W.* 1933 II):540]、6-2表からも明らかなようにこの年の後期作作付面積は前年をかなり上回ることになる。

この年、ジャワ・マドゥラ全体では6-10表に示されるように収穫面積が前年よりかなり後退した。このかなりの部分は天候不順が原因で中・東ジャワで発生した大凶作によるものであり、この年のそれは20,000ハウと前年の1,300ハウを大きく上回った[*I. U.*1934 I:66]。ブスキでも8月に豪雨によって後期作の苗床が大きな被害を受けた[Oogst en aanplant Augustus 1933(*E. W.*1933 II):540]、9月の雨で多数の苗床が被害にあった[L.E.V. 3e kwrt.1933(Bijvoegsel *E. W.* 8 Dec.1933):10]、11月にも豪雨によって水田後期作のかなりの部分が正常な収穫が出来なくなった[Oogst en aanplant November 1933(*E. W.*1933 II):1073]などと報告されるが、それでも早場後期作煙草収穫の始まった10月以降の収穫面積は作付面積の拡大を反映して前年を大きく上回るようになった。品質は天候不良の影響を受けたためまずまずであったが、価格は予想を越えて良好であっ

たという [I.L.1933(E.W.1934):1339]。

34年栽培は、33年の価格がよかったことによってジャワ・マドゥラ全体で水田作、畑作ともかなり拡大した。こうして栽培された煙草は、先に述べたように買付業者に売られるのであるが、この年には、買付業者は以前にもまして上質品に関心を向け、これにはかなりの高値をつけた。¹²⁾ 他方、下級品は極めて低価格ではあるが、華人買付業者に売ることができたという [Ondernemingscultuur 1934:582]。

ブスキでも、3月報告によるとこの月に前期作とケルフ煙草の苗床作りが終了したが、前期作への意欲が特に高いといわれ [Oogst en aanplant Maart 1934 (E.W.1934):718]、6月までの作付面積は33年を1,970ハウ上回ったが、生育期の天候不順のために作柄は不良であり収量は悪かった。この結果、9月には煙草の供給過少のために一端開いたカセメック市場をすぐに閉鎖せざるを得ないといった事態も生じたが [ibid. September 1934 (E.W.1934):1690]、品質はかなり良く、Faroka社が1,400キントルほどを平均f12.10で買い付け、またBritish Amerikan Tobacco Companyも市場に参入するなど、この年もシガレット製造業者が大量の買付けを行って市場を支えた [Ondernemingscultuur 1934:582]。

他方、後期作については7月に「ブスキでは、人々は各地で後期作クロソックを大量に植えることを躊躇しているが、これは明らかに、煙草農園の様々な区画が栽培停止され、これにより煙草市場が制限される可能性が大きいことと関連がある。」 [Oogst en aanplant Juli 1934 (E.W.1934):1384] という報告があり、前期作の高値にも関わらず、農民の対応は慎重であったが、結局、前年を大きく上回る煙草が作付された。この栽培は10月までは作物の状態は良好であったが、11月になると豪雨に見舞われ、12月も収穫は思わしくなかった。この煙草の販売状況を見ると、農園、買付業者は主として上級品を買い付け、この際、極めて厳しい選定を実施したので、価格は低かった。これは、この年の後半期のオランダでの競りにおける価格の悪さが基本的な原因であった。¹³⁾ また、多くの下級クロソックは、Paiton(プロボリンゴ県)のある華人買上業者の手にわたった [I.L.1934(E.W.1935):575,1221; Ondernemingscultuur 1934:582-583; L.E.V. 3e kwrt.1934 (E.W.1934):1928]。

1935年栽培は、こうした34年後半期の低価格と厳しい品質選定の結果、縮小する [I.L. 1935 (E.W.1936):1504]。ブスキの前期作は9月には収穫が終わったが、旱魃の被害を受け、作柄は平年以下であった。買付価格は、6-11表に示した通り、前年を下回った。他方、後期作も11月-12月初めにかけての旱魃にあい、作柄は平年並みだったが、これから作られたクロソック価格は予想以上の高値をつけ前年を上回った [Ondernemingscultuur 1935:746]。

36年のブスキ煙草は1月に収穫された35年後期作の最後の部分が品質がよく、両市場での平均価格はf10.57/キナルと前年末を上回った。また、2-3月には、ドイツがロッテルダム市場で34年後期作煙草の残りの部分のかなりの量を買付けた[L.E.V. 1e kwrt.1936(*E.W.*1936):1094]。こうした状況のもと、ブスキではこの年、乾地への前期作作付は引き続いて減少したが、シガレット用に栽培される前期作煙草の水田栽培が前年より拡大した。¹⁴⁾ この栽培期間中には雨が多く、ここから作られる煙草は後期的性質を帯びることになり、シガレット産業からの買付けは少なかったが、売れ行きは好調であったという。他方、後期作も大きく減少したが、生育期に雨に恵まれて品質はよかった。価格は前年よりも低かったが、11月15日-12月末の市場での取引量はカセメック328,619kg(前年は80,882kg)、ナンカーン142,997kg(前年は43,088kg)と大きく伸び、また、市場外でも多くが買付けられた。そして、上質品にはかなりの高値がつけられた[I.L.1936(*E.W.*1937):1952; Ondernemingscultuur 1936:852; L.E.V. 3e kwrt.1936(*E.W.*1936):2356; *ibid.* 4e kwrt.1936(*E.W.*1937):465]。

1937年になると、オランダ市場における価格の上昇の影響で、ジャワ各地では年初から地方取引価格も上昇傾向を示し、ブスキでも1月価格のf16.50-f26.50が3月にはf19.66-f27.50に上昇した[L.E.V. 1e kwrt.1937(*E.W.*1937):1267]。この上昇傾向は年末まで続いたが、こうした中でブスキでは特に畑作が拡大した[I.L.1938I:78; L.E.V. 2e kwrt.1937(*E.W.*1937):1969]。そこで作られた前期作煙草は売行き好調であり、価格も後期作煙草を上回ることが多かった[Oogst en aanplant December 1937(*E.W.*1938):198-199]。また、この年の後期作は雨に恵まれず、前期作煙草の性質を帯びたものが多かったのであるが、しばしば買付業者はこれに本来の後期作煙草よりも高値をつけたという[MvO Besoeki 1938:68]。こうして、この年、ブスキ住民煙草は比較的良好な価格を実現することができた。

このことは、翌38年の前半期の栽培に影響を与えた。6-2表によると、6月までの作付面積は前年比で水田作917ハウ、乾地作1,726ハウ、合わせて2,643ハウと大きく拡大するが、例えば2月の報告には「ブスキ理事州では前期作煙草に対する関心は前年よりずっと大きい」[Oogst en aanplant Februari 1938(*E.W.*1938):929]、5月の報告を見ると「水田前期作苗床が既に作られたが、農民の意欲はここ数年よりも大きい」[*ibid.* Mei 1938(*E.W.*1938):1293]と、価格上昇に対する農民の反応が示される。しかし、この年の後期作は逆に大きく縮小することになった。それは、6-7表で見た通り、オランダ市場における37年産煙草の入札価格が低下したことと関連があると思われる。そして、こうした栽培縮小は翌39年にはさらに大きなものになったのである。

以上に、ブスキにおける住民煙草の栽培状況を見てきたのであるが、その推移は農園煙草とはかなり異なるものであった。それは一言でいえば、栽培面積の増減が買付け価格の推移に極めて敏感に反応して起こるということであろう。すなわち、農民は価格が低下すればすぐに煙草栽培を縮小し、逆に上昇が起これば栽培を拡大するのである。こうしたことが可能であったのは、先に見たボンドウオソ県テサPの農民Dの例に示されるように、場合によっては他の作物の栽培に切り換えることが容易であったからである。そして、おそらくはトウモロコシへの切り替えがなされたと考えられる。¹⁵⁾

そしてその買付価格は、基本的にはオランダ市場における取引状況と価格によって規定されるものであった。住民煙草の多くが、買付業者や農園の手を経てオランダ市場へ輸出されたからである。しかし同時に、この地域の住民煙草栽培は、ジャワ内のシガレット製造業者への販売をも行うことによって、オランダ市場の変動から農園煙草ほどに直接的には影響されたわけではなかったことも事実である。このことによって、例えば農園煙草が50%の栽培制限を持続した33、34年には栽培をむしろ拡大することができたのであった。

このようにして、住民煙草栽培農民は恐慌による状況の変化に極めて柔軟に対応できたといえよう。

おわりに

最後に、以上のような30年代煙草栽培の動向の農民経済にとっての意味を考えておきたい。

先述のように、煙草栽培はジュンブル県を中心に農民経済に巨額の現金収入をもたらしてきた。それでは、農園煙草からの住民収入は恐慌期にどのように減少したのであろうか。レイケによると、ジュンブル県では農園の払う通常年の借地料f650,000も大きく減少したが、農民にとって最大の収入減は栽培した煙草の収入減であったという。これは、32年には買付け価格が100串(soedjen)当たりでf0.50低下したことにもよるが、それよりも農園が適用した厳しい選定の方が不利益であり、「以前には第一級品として納めた煙草が32年には二級品、三級品に査定された。住民栽培煙草の販売では農園がさらに厳しい査定を適用したので、困難は一層大きかった。」という[Rijke 1934:31]。

こうして見ると確かに煙草栽培農家の収入減はかなりのものであったと考えられるが、前章で検討した砂糖黍の場合と比較すると、その意味にはかなりの違いがあるようにも思える。それは第1に煙草農園の払う借地料は地稅分ではなく、糖業への土地貸出農民の場合のようにそれが収入の大きな部分を占め

るというわけではなかったことである。第2に土地貸出期間は半年にすぎず、それも乾季のみであり、加えて1農家の農園煙草の栽培は1/2ハウに限定されていたので常に他作物の栽培を並行して行ってきた。こうした点から見ると、煙草栽培農民の農園への依存度は、糖業への土地貸出農民に比べて相対的に小さかったとってよい。第3に、住民煙草が農園煙草とは異なって32年以降も比較的高価格をつけたことによって、煙草栽培農民の減収は緩和されたことが考えられる。そして第4に、先に見た通り、煙草栽培農家は価格変動に対して柔軟に対応できたことによって、収入減を最小限に食い止めることが可能であったと思われる。

さて、それでは煙草栽培農家の収入はどれほどであったのか。先に見たボンドウオソ県テサPの農民Dは1939年に3/4ハウの自由栽培からf75の純益を上げたが、もう少し例を上げると、同じ県のテサSでは1/2ハウ当たりでf40-80の収入があり、全ての作業は家族労働で行われる[krossok-rapport 1939:492]というから、これはほぼ純益に等しいと見なしても良い。ジュンブル県のテサSのケースでは、ハウ当たりに換算して粗収入でうまく行けばf80-100、雨などの被害に遭った場合にはf65-75程度であるが、ここでも栽培は1/2ハウ程度なので耕作費はほとんどゼロに近いという[ibid.:485,487]。これらの収入は、この時期のパナルカン県での糖業の支払う借地料が、前章で述べたように1年半につき最も高い場合でもf61/ハウであったことを考えれば、かなりの高額であると評価できよう。この時期においても、煙草栽培は凶作にならない限り、相対的にかなり有利な収入をもたらすものであったと考えられるのである。

こうして見ると、前章で検討した糖業地帯と煙草地帯では恐慌の影響はかなり異なった形で現れたといえよう。それが両地域の経済状況をどのように規定したかについては、第8章で具体的に述べることにしたい。

第 6 章 註

- 1) もっとも、Krossok-rapport 1939:435 では、これとはやや違って、前期作を6月から収穫が開始され、8月が最高潮でありこの月に畑作煙草の最良の葉が採れるものである、後期作は11月頃から収穫開始される栽培であるとし、両者の中間に8月から収穫を開始する水田中間作を設定している。ただ、本稿では一般的な二分類に従って記述を進めることにする。
- 2) 6-3表によれば、この県の住民煙草収穫面積は1930年23,268ハウ、31年28,664ハウ、32年14,208ハウであるが、7-16表に示される乾地作の収穫面積はそれぞれ7,157ハウ、6,687ハウ、4,861ハウであるから、水田作収穫面積は16,111ハウ、21,977ハウ、9,347ハウとなる。
- 3) Javatabak:1324 によると、ブスキにおける主要煙草企業の34年頃の煙草生産高は次の通り。(1箱は70kgの煙草葉からなる)

Landbouw Maatschappij Oud Djember B.T.M.	1934年収穫：61,072箱 1934/35年収穫：32,449箱
Landbouw Maatschappij Soekokerto-Adjoeng	1934年収穫：10,048箱
Cultuur Maatschappij Djeboek	1934年収穫：8,989箱
Landbouw Maatschappij Soekowono	1934年収穫：8,293箱
Landbouw Maatschappij Soembersari	1933年収穫：3,853箱
Landbouw Maatschappij Soekosari	1934年収穫：2,407箱

- 4) 使用しない残り半分には、農民は煙草シーズンには食糧作物(したがって煙草ではない)を自由に栽培することができるが、例えば豆、米、砂糖黍といった煙草の栽培に悪影響を与える作物は例外である。契約で禁じられている作物は、農園によって必ずしも同じではない。しかし、この禁止にもかかわらず農民がそこにも煙草を作ることがしばしばあったが、この場合、農園側は、この煙草も関係農園に搬入され競合しない限り、概してこうしたことを見逃すようであったという[Onderzoek achterstand 1935:481]。
- 5) この当時、生産される煙草の種別は次の通りである。

(a)ブラッド

高級品質の葉タバコを総称する名称、ほとんど全てが農園で生産されるが、住民から買い上げるものの中にも極めて少量であるがこの品質に入るものがある。用途は主として葉巻の上巻き用だが、中巻きないし充填用も含まれる。ほとんど全てを輸出する。

(b)クロソック

(イ)ハングクロソック

農園生産葉タバコの中で破損、乾燥の不出来などにより品質が劣り、ブラッドに入れ難いもの。ただし、総体的にみて品質は次項のクロソック、カンボンクロソックよりは優れている。

(ロ)クロソック、カンボンクロソック

住民が栽培、乾燥した葉タバコ、すなわち農園タバコに対する住民葉タバコは全てクロソックである。栽培の時期、地方等により用途は葉巻向け、紙巻きタバコ向け、その他パイプタバコ向けなど様々であるが、概して品質が劣り値段も農園タバコより格段に安い。ただし、農園タバコが全てブラッドであり、住民タバコが全てクロソックであるわけではない。カンボンクロソックのカンボンは「村」の意味であり、住民生産タバコを農園タバコと区別するためにブスキ地方で特に使用される名称である。ジャワの他の地方では単にクロソックと称する。

(c)ケルフ

ケルフはオランダ語の「刻む」である。収穫直後に生葉を刻んでから乾燥したジャワ古来の刻みタバコであり、用途が広く、住民生産の大部分を占める。

[栗林 1941:14-15]

なお、ブスキの農園煙草はブラッドが少なく、クロソックが多いのが特徴である。これについては Javatabak:1322 を参照。

- 6) もっとも Lette 1933, I:108 によると金額はこれよりは少なく、旧ジュンブル理事州全体の煙草農園が、毎年、借地料、苗床、乾燥小屋の建築と維持、資材の提供費、栽培賃金、耕作、品質検査、原住民職員給与の形で住民に支払う金額は、行政当局の見積ではf600万であるという。また、L.E.V. 3e k wrt.1932(mr 16/33, Vb 16-2-33-6)によると、通常年にはほぼf200/haの現金を東モンスーン期に住民にもたらすと述べられ、これを栽培面積の数値と掛けると、ほぼf563万程度になる。
- 7) 例えば、Krossok-rapport 1939:435-436 によると、「報告者は(住民煙草が主として畑地に栽培される以外に)屋敷地での集中的な煙草栽培を観察した。どこでも、煙草が植えられた家の周りや近くの小区画の屋敷地を見ることができる。この理由は極めて明白である。デサ住民がいうところでは、煙草は収穫の成功のために多くの維持管理が必要である。上質の煙草を収穫するためには、植えられた煙草につく虫は一匹づつ手で取り除かなければならないし、除草その他の様々な小さな仕事が必要である。煙草栽培は実際、デサ住民にとって一種の園芸農業(tuinbouw)である。それより更にわかりやす

いのは、こうした園芸小作業は「自分の園」、つまり家の近くで行うことが好まれるということである。竹垣などで囲まれ保護された区画で、煙草はスコールから守られる。さらに家の近くでは、かなり労働の節約になるのである。こうした作業は、ほとんど子供や婦人の手でなされる。だから、煙草は家の近くで栽培される。多くの場合、家の前で遊んでいる子供達はそこから煙草の小さな栽培を監督できるのである。」と述べられる。

- 8) 住民煙草の乾燥は、従来、家の屋根、あるいは壁、土の上で行われたが、家の中へ運び込んだり外で広げたりして煙草の葉を絶えず移動させたので、不必要に損傷したり汚れたりすることが多かった。このため、農業指導局は小規模乾燥小屋の設置と使用を奨励し、その使用は次第に増加したという [Mv0 Bondowoso 1931]。
- 9) 20年代後半、煙草価格の上昇とともに、特にボンドウオソとその周辺では住民煙草を買い上げて加工することを専門とするいくつかの企業が設立され、買付けに当たったが [Memori Residen Bondowoso 1929:175; Mv0 Bondowoso 1931]、それ以外の企業も住民煙草の買上げは盛んに行ったようであり、その品質を高めるために、農業指導局と協同して良質の種を農民栽培者に供給するなどのことを実施した。そのコストは1930年にはf1,100であったが、これは関係農園が負担したという [Mv0 Bondowoso 1931]。なお、1939年の調査報告によると、買付企業に直接に煙草を搬入するのは比較的大面積の煙草栽培を行う者のみであり、この場合、彼らはボンドウオソの買付企業中心地まで自から煙草を携えて出かけ、いくつかの企業に分けて煙草を販売するが、売れ残った部分はバンドルやボルグに引き渡すこともあるという。これらは、販売も含めて3-5日を要する旅行であった [Krossok-rapport 1939:489]。
- 10) 煙草市場は、先ず1916年にカセメック(ボンドウオソ県)に設立された。当初は住民後期作煙草の販売が試験的に行われ、1921年からこの地域に広く栽培される前期作煙草の販売が行われるようになった。1930年初め頃のこの市場の状況について、中央金庫(centrale kas)ボンドウオソ監督官バンク(J. A. Banck)は次のように述べている。

「1月28日、私はカセメックの煙草市場を訪問した。この設立では、小農民を援助することが目的とされた。彼らとその煙草を農園に売らざるを得ない場合には、彼らは質の劣る煙草を抱えたままにいることになる。農園が収めるのは良質のものだけだからである。この場合、彼らはこのあまり質の良くない煙草を捌くことができるのは、極めて安い価格によってだけである。同時に農園は、入場券を持つ者は誰でも買うことができる市場での自由競争のために、良質の煙草の価格をあまり大きく値切ることには出来ない。この入場

券はボンドウオソ県知事が発行する。この利益に預かるのは、自由栽培者(vrijman)のみである。煙草はこの市場では小量ずつ販売されるが、それは農民が持ち込む場合と同様であり、かくしてお互いがあらゆる種類を持ち込むことになる。

この市場の職員は、市場支配人(marktmeester)、競り人(afslager)、帳簿係(boekhouder)、書記各1名、検査役(keurder)3名、警備員(djaga)数名からなる。

ここでは物事は次のように進む。農民はここへ来ると煙草を1ヶ所の大きな小屋に持ち込み、包装を解く。そこでは煙草の選定がなされるが、それは湿り気を帯びたもの、かびの生えたもの、まだ緑の葉を除くだけである。それ以上の選定は行われない。この後、彼らは煙草を再び包装することを認められる。それからそれらは帳簿係の手で計量され、重量カードが交付される。このカードは2つに分けることができ、そこには農民の名前、デサおよび重さが記入される。この後、煙草は競り小屋に運ばれるが、そこでは数名の警備員が包がすり代わらないように目を光らせている。買い手の数が十分な場合には、販売が開始される。計量の際に5%の風袋(tarra)が差し引かれ、他方、農園は通常30%を差し引くが、この場合には農園は若干の高い価格を支払うことをも付け加えて述べておく必要がある。

飛込みの買い手は、購入希望額を予め小額貨幣で預入れする必要がある。

販売の際、買い手は重量カードの半片を受け取り、残り半片は売り手が持っているが、ここには実現された価格が記入される。決済は直ちに行われるが、この際、売り手は販売価格の2%、買い手は3%を納めなければならない。

この課税から、様々な市場経費が賄われるのである。市場では全てが極めて順調に進んでいる。取引も極めて盛んである。随分と遠く離れたところから、農民がこの市場へ煙草を売りにやって来ることさえある。ここでも、前期作煙草と後期作煙草は区別される。

以前には煙草は近くにある農園でも選別され買い上げられていたが、現在ではほとんど行われることはない。・・・市場は煙草価格をいくらかは刺激する方向に機能してもいる。もし農園が良質の煙草に対して高値をつければ、市場では質の劣るもの以外ほとんど見かけることはなくなるので、(市場の)買い手もこの場合には(こうした状況を防ぐためには)買値を引き上げることを余儀なくされるのである。逆の場合には自由煙草はほとんど全てが市場に持ち込まれ、市場では十分な数の買い手がいるので、農園はやはり価格を引き上げなければならない。

1930年1月までこの市場は県評議会管轄下にあり市場監督官(Controleur

van het pasarwezen)が管理していたが、現在では省の直轄になっている。

農民は概してこの市場に大いに満足しているが、そのことは取引量からも窺える。普通、前期作煙草の品質は後期作よりも劣る。前期作煙草の販売はだいたい8月頃から始まり、後期作は11月に始まる。」[Banck 1930:217-218]

このように、この市場は農民煙草が低価格で買ったたかれることを防止する目的で設立され、30年初め頃までは活況を呈し、その目的に沿って農民煙草の流通に大きな役割を果たしていたのであるが、その後の時期になると状況が変化してきた。1934年のブスキ理事の覚書によると、「カセメックの煙草市場は、近年、煙草栽培住民から見るとほとんど重要ではなくなってきた。競りでは、大規模買上商人の関心がますますなくなってきた。買上商人が1人しか出席しないこともしばしばであり、また、本年9月の前期作の競りは2週間公示された後、煙草の供給が全く不十分であったために中止された。このため、経費が収入をかなり上回った。この直接の原因としてはボンドウオソにおける前期作の不作(本年の気候条件はこの栽培にとって例外的に悪かった)が上げられるが、カセメックにおける煙草の競りは既に数年来後退状況が観察されていたことを指摘しなければならない。」と述べられ、この後退要因として、ブスキ理事は煙草栽培・取引が本来持っていた投機的性格が市場変化によって前面に出てきたこと、前期作煙草の買上げ許可が激増したことにより1ヶ所で競りをするのが実情に合わなくなったこと、市場の場所が栽培の中心地から離れているため搬入が容易でないことを指摘している[Mv0 Besoeki 1934]。この記事だけから、市場取引後退理由の詳細を理解することは困難であるが、少なくとも恐慌期に入り、価格が大きく変動した状況の下で市場取引も停滞した様子が窺える。その後、1935年になってジュンブル県のナンカーンに第2の市場が開設された。この市場では特に後期作収穫時に煙草の搬入が多かったが、前期作煙草はカセメック周辺ほどには作られていなかったため、これに対する意義は大きくはなかったという[Memo ri Residen Besoeki 1922:168; Mv0 Bondowoso 1931; Mv0 Besoeki 1938]。なお、ジャエギによれば、実際にこれらの市場にクロソックを持ち込むのはボルグであったという[Jaeggi 1949:516-517]。

- 11) 1936-1938年産のデリー煙草、王侯領煙草、ブスキ煙草のオランダ市場における0.5kg当たり平均取引価格を比較すると、次表のようである。

ブスキ煙草の価格が相対的に低いことの理由は、この地域の煙草栽培方式に求められる。すなわち、この地域ではデリーや王侯領などとは異なり、栽培は基本的に農民に委ねられるために、生産される煙草の中で最上級品のブラッドが少ないことによる。Javatabak:1322によれば、王侯領では6,639ha

の栽培から約11,000トンのブラッド煙草が生産されるのに対して、ブスキでは19,252haから7,000トンしか産出しないという。ブスキの場合、これよりも低級品のクロソックが多かったことが、価格が相対的に低かったことの原因である。

	1936年 収穫	1937年 収穫	1938年 収穫
デリー	f1.38	f1.30	f1.08
王侯領	f0.445	f0.37	f0.425
ブスキ blad	f0.43	f0.36	f0.46
hangkrossok	f0.255	f0.185	f0.295
Kampongkrossok	f0.18	f0.13	f0.15

出所：Groote cultures 1939:730

- 12) こうした状況に直面して、植民地政府も住民煙草の品質改善のために、様々な試みを行っている。例えば、ポンドウォソにおかれた農業指導員は、住民栽培煙草の品質改善のために望ましい品種の良質の種を提供し、小規模乾燥小屋によってよりよい乾燥方式をとることを宣伝し、市場価格が高い高品質のクロソックを作るように指導した[Mv0 Besoeki 1934]、従来、農業指導局はケドゥー種と交配種の種子を住民に供与していたが、1938年には前期作煙草としてシガレット製造に適したカストゥリ(Kastoeri)種、ヴァージニア(Virginia)種、その他のアジア系煙草を試験的に栽培する試みが、拡大されることになった[Mv0 Besoeki 1938:69]、後期作のクロソックの品質改善のため、1933年以来、毎年、煙草コンテストが開催され、例えば1936年にポンドウォソ県で煙草買上げ企業と農業指導局が協同して開いたコンテストでは最も質の良いものに賞を与えた[L. V. 1937 I :87]、37年のコンテストには600名の農民が参加し、また、この年以來、植付と作物管理のコンテストも行われるようになった[Mv0 Besoeki 1938:70]などの例が見える。また1937年のクロソック条例(Stbl.no.604)でクロソック加工と取引の改善を計るための対策を仕事とする中央組織が設立された[Mv0 Besoeki 1938:37]。
- 13) 1934年後半期のオランダ市場では、ドイツ向け輸出がますます困難になり、市場は強く押し下げられ、ジャワクロソックに対する注文は秋季競りではほとんどない状態だった[L.E.V. 4e kwrt.1934(E.W.1935):335]。
- 14) 1938年のブスキ理事の覚書によると、こうした形での住民の前期作煙草裁

培への関心の高まりは近年の特徴であり、水田での栽培が増加しつつあるが、それは畑作前期作は天候不順の影響を被る危険性が大きいからであるという [MvO Besoeki 1938:68-69]。

- 15) 1932年の煙草栽培の縮小に際して、どの作物がその代わりに植えられたかについて、庶民金融関係の調査報告は次のように述べている。

「煙草栽培の制限の結果、どの住民作物が拡大したかを検討してみる。というのは、人々は耕地を休閑するのではなく煙草が植えられていた水田面積に他の作物を植えるのが普通であると、想定されるからである。

さて、やや目立った発見がある。栽培統計によると、水田煙草栽培の縮小は、自由になった水田での他の作物の栽培ではごくわずかしか補われていないのである。

Tamanan郡に関する水田煙草と水田トウモロコシ(これ以外の裏作物はこの地方では非常に小さい意味しかなく、考察外におくことができる)の1931/32年の作付統計は次の通りである。

1931年 煙草 2,321ハウ トウモロコシ 1,241ハウ

1932年 煙草 644ハウ トウモロコシ 1,901 bouw (1933年1月を含む)

住民煙草の栽培が1,677ハウ、農園煙草が約1,250ハウ(制限を平均50%とする)縮小したのに対して、水田作トウモロコシはわずか660ハウしか増えていないのである。だからTamanan郡では2,200ハウを越える水田が休閑されたことになる。これはありえない。

だから栽培統計は、間違っているはずである。そしてこの考え方は、乾地の栽培統計を分析することでよりはっきりする。1931/32年の煙草とトウモロコシの作付統計は以下の通り。

1931年 煙草 410ハウ トウモロコシ 2,482ハウ

1932年 煙草 146ハウ トウモロコシ 4,725ハウ

264ハウの煙草面積縮小に対して、トウモロコシの拡大は2,243ハウに達する。この数字も受け入れることはできない。

ポンドウオソの農業指導官は次のように述べている。『1932年の後期作煙草はほとんどの部分がトウモロコシに代えられたと考える方がよい。』数字を見ると、2,200ハウの水田作の縮小と約2,000ハウの乾地作の『多すぎ』があり、栽培区画のデータには誤りがあり、『畑作トウモロコシ』として登録された2,000ハウのトウモロコシは、正しくは『水田作トウモロコシ』とされねばならないという結論は、誤りではなからう。』[Onderzoek achterstand 1935:483-484]

ここからも、トウモロコシが作られたと考えてほぼまちがいなからう。

第7章 世界恐慌とブスキ住民農業

本章では、ブスキ理事州の住民農業がどのような構造的特質を持ち、1930年代にそれがどのように変化したのかを検討する。以下、先ず、恐慌の影響を受ける以前の時期を主要な対象としてこの地域の住民農業の特質を検討したい。

第1節 ブスキ住民農業の特質

1、耕地の状況

先ず、この地域の耕地の状況から検討しよう。既に序章で指摘した通り、この地域では1930年段階で耕地化率(耕地面積が全領域面積に占める比率)は38.1%にすぎず、なお未墾地が広大に残っていた。また、水田と乾地の割合を見るとほぼ4対6の割合で乾地の方が広いことが特徴的である。このことは、乾地農業も農民経済にとって重要な役割を果たしていたことを示唆するものである。また、後述のように未墾地や乾地から新たに水田を造成する可能性が1930年代になってもなお残っていたことを意味している。

さて、以上のような耕地状況も理事州を構成する各部分毎に見ると、いくらかの地域差が看取される。J-8表に従えば、耕地化率は最も高いポンドウオソ県が48.6%、ジュンブル県は42.9%、パナルカン県40.7%であるのに対して、バニユワンギ県は27.9%とかなりの開きがある。この県は最も開発が遅れているといえよう。しかし、もう少し細かく郡毎の数字を見ていくと、同一県内でも非常に大きな差がある。また、水田と乾地の比率も、ジュンブル県では水田が全耕地の47.8%を占め比較的多いのに対して、その他の県では水田は40%を下回っており、乾地が圧倒的に広い。そして、これについても水田が15.3%と極端に少ないPradjekanのような郡から60%を越えるRambipoedjiのような郡まで、郡毎の差は大きい。これらのことは、理事州内でも地域によって農業条件がかなり異なっており、そこで展開される住民農業にはかなりの地域差があることを示唆するものである。この点については、後に詳しく述べることにしよう。

2、栽培状況

次に1930年代のブスキ理事州の住民農業を概観した7-1表から、恐慌の影響がまだそれほど及んではいない1930年の時期に住民が何を栽培していたかを概観しておこう。全作物収穫面積に対する各作物の収穫面積の比率から見ると、ト

ウモロコシ(38.4%)、水稲(29.6%)が群を抜いて多く、以下、煙草(6.1%)、大豆(4.5%)、陸稲(4.3%)、カッサバ(3.0%)と続く。先に第3章で見たスラバヤと比較すると(a)トウモロコシの方が水稲よりも広く栽培されていること、(b)煙草栽培が多いこと、(c)陸稲がかなり広範に作られることという違いがある。

これらの差のうち、(b)については前章で検討した通りである。(a)(c)については、この地域の乾地面積が極めて広大であるという耕地状況に規定されたものと見られる。また(a)は、トウモロコシがこの地域では通常時にも住民の主食としてより多く利用されている¹⁾ということとも、関係が深いと思われる。ただいずれにせよ、煙草を例外にすれば食糧作物が栽培の中心であった点ではジャワ一般の傾向と変わるものではない。

なお、7-1表は一年生作物のみを対象にしているためにここには示されないが、この地域では果樹栽培も盛んであり、特にバニユワンギ県のココヤシ栽培は同県の農民経済にとって規定的な意味を持った。更に、全域にわたって牛の飼育も非常に盛んに行われており、これまたその経済的意義は大きかった。これらの点については後に触れることにしたい。

さて、こうした住民農業はどの程度に耕地を利用していたのかにも触れておこう。7-1表によれば1930年の全作物収穫面積が全耕地面積に占める比率は120.8%である。この数字は同年のジャワ・マドゥラ全体の平均値102.0%[1-11表]を大きく上回り、スラバヤの111.3%[3-3表]よりも更に高い。乾地面積が広大であるにもかかわらずこの数値が高いことは、この地域の農業条件が一般的には良好であり、土地の集約的利用がかなり進んでいたことを示しているといえよう。

3、生産性の高さとその要因

以上に述べた農業条件の良さは、この地域の農業生産性の高さにも示される。以下、水稲を例にこの点を見ることにしよう。

(1)水稲の単位面積当たり収量の高さ

7-1表によると1930年の水稲のha当たり平均収量は3.36トンであるが、この数字は全ジャワ・マドゥラ平均の2.06トン[1-11表]をはるかに上回り、また灌漑整備が著しく進んでいるスラバヤ理事州の2.77トン[3-3表]をも凌ぐ高い数値である。いま、更に詳しく郡毎に単位面積当たりの籾収量を見ると7-2表の通りである。ジャワ・マドゥラの全423郡中で収量が20キントルを越えるのは77郡(18.2%)であるが、ブスキの場合には18郡中の15郡(83.3%)が20キントルを越えており、Poeger郡の29.95キントルは423郡中で最高の収量である。

したがってまた、この地域では凶作の発生も少ない。ジャワ・マドゥラの19

30年代の水稲凶作率(凶作面積÷栽培面積)は、それが比較的低い40年(1.5%)、39年(2.6%)、30年(2.9%)以外の年は3.5%(38年)~7.5%(34年)に上るが[1-11表]、ブスキの場合は最も高かった35年でも2.5%にすぎない。²⁾

(2)高収量の要因

こうした状況の要因は、第1にこの地域の水田の大半が極めて地味豊かな火山性の土壌からなる[Mv0 Besoeki 1938]という地質学的好条件に求められよう。それでは水利条件はどうであろうか。先ずこの地域の降雨条件を見ると、7-3表に示されるように、先に3-2表で見たスラバヤと比較すれば一般に寡雨であるといつてよく、中でもSoemberwaroe郡は年降雨量が1,000mmに満たず、ジャワの中でも最も寡雨な地域である。それでは灌漑整備状況はどうであろうか。この理事州全体はPekalen-Sampean灌漑区(irrigatie-afdeeling)に属し、各県の灌漑はその下部組織である分区(sectie)によって管理調整されている。³⁾以下、各県毎に水利状況を概観しておこう。

パナルカン県はSampean分区に属し、その灌漑状況は7-4表に示される通り周年灌漑水田がほとんどである。このことはこの地域が糖業の集中地帯であることと関係が深いと見てよい。ただ、同表には含まれないSoemberwaroe郡は、水源であるBanjoepoetih河(1938年の灌漑面積は約4,900ハ^ウ)の水量が少なく雨季も乾季とほとんど変わらないことからしばしば水不足が発生し、雨季水稲作は砂糖黍を作らない水田の70%にしか達しないといわれ[Mv0 Besoeki 1938]、例外的にしばしば凶作が発生した。⁴⁾

ボンドウオソ県もSampean分区に属するが、ここでは水田面積33,357ハ^ウのうち、住民灌漑が約23,000ハ^ウと70%近くを占め、技術灌漑は約4,700ハ^ウ(14%)、半技術灌漑約5,000ハ^ウ(15%)と灌漑の整備は遅れている。しかしこの県は乾季にも水が豊かであり、完全に天水に依存する水田(sawah tadahan)は実質的にない。この結果、水不足による凶作はPradjekan郡を除いてほとんど発生しない[Onderzoek achterstand 1935:475]。

ジュンブル県は東部がSampean分区、西部がBondojoedo分区に属する。ここでは、住民灌漑39,100ハ^ウ(34%)、技術灌漑65,150ハ^ウ(57%)、半技術灌漑10,100ハ^ウ(9%)の数字に示されるように、灌漑整備は比較的進んでいる。これは、特に1925年以来、県南部を中心に大規模な工事が進められたことによるものであり[ibid.]、この時期の糖業の新設と関連が深い。

パニューワンギ県はKalibaroe分区に属し、31年の灌漑水田面積は約40,000haであるが、技術灌漑は約8,000ha(20%)にすぎず、必要な施設が不足して分水が困難であった[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:450]。しかし、乾季にも河川の水量は十分であり[Mv0 Besoeki 1938]、また、利用可能水量との関連で水田を雨

季に受水するブロック (rendeng) と乾季に受水するブロック (ketiga) に分けるといふ、特別な水利規則が施行され、上流での不必要な水使用は厳しくチェックされたので [Mv0 Besoeki 1934]、大規模に水不足が発生することはなかった。

このようにこの地域では灌漑整備状況はスラバヤと比較すれば遅れているが、若干の例外的な地域を除けば水利条件も比較的良好であったといふことができる。このことが土壌条件のよさともあいまって、米の高収量を実現できた理由であった。

4、米の輸出と流通

(1) 農産物輸出と商品化

このような生産性の高さに支えられて、この地域は米、トウモロコシ、大豆などの農産物を他地域に輸出してきた。いま、そのことを米について見ると、パナルカン、ポンドウォソ県の生産は地域内の消費を満たす程度であったが、ジュンブル、バニユワンギ両県は大量の余剰米を出し、それらは鉄道やバニユワンギ県の港を経由して7-5表に示されるように30年代初めには王侯領やジャワ北岸の米不足地域へと輸出されていた。そして後になると、輸出先は外領にまで拡大した [Memori Residen Besuki 1922:166; Mv0 1934; Onderzoek achters tand 1935:480; Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451]。

以上のことは、これらの主要作物の多くの部分が商品化されていたことを意味している。実際、例えばポンドウォソ県の農民は「煙草と稲の栽培、及びトウモロコシその他の裏作物」を主要な現金収入源としており、「8-9月頃の稲の収穫は借金の返済に充てられる。端境期にワルンから買った物の支払い、デサへの支払い(デサ労役の買上げ、衣類の購入など)、質草の受出し、デサ住民からの借金の返済、粉買付業者から受けた前貸金の返済などである。」 [Linden 1932:19] と報告されるように、農民は農産物の多くを販売しており、その収入は日常生活を再生産する上で不可欠のものであった。

それでは、それはどのように流通したのであろうか。以下、米を例に考えてみたい。

(2) 米の流通

この地域の米流通に特徴的なことは、精米所の活動が盛んであることであろう。1931年、理事州内には46の精米所があったが、それは大消費市場を抱えるバイテンゾルフ(115ヶ所)、バタヴィア(90ヶ所)に次ぐ多さであった [I. U. 1932 II: tabel 229]。州内では特にバニユワンギ県に精米所が集中しており、またジュンブル県にも比較的多いが、⁵⁾ このことはこれら両県が大量の米を輸出して

いたことと関係が深いと見てよい。経営者には、華人やアラビア人が多かった [Memori Residen Besuki 1922:167]。

7-6表は30年代のブスキにおける精米所の操業状況を一覧したものである。ここから直ちに、加工原料の量が第3章で見たスラバヤの場合の数倍に達することが見て取れる。この地域の農民は、それだけ大量の稲や粳を精米所に販売していたのである。しかもこれらの精米所は30年代を通じて基本的には営業を拡大する傾向にあり、農民が精米所へ売る稲や粳の量が増加傾向にあることが示される。加えて、31年にはポンドウォソ県にある3つの精米所が大量のジュンブル産米を買い付けた [Onderzoek achterstand 1935:480]と報告されるように、精米所の活動は県境を越えて他県にまで及んだのであった。さてそれでは、精米所と農民との関係はどのようなものであったのだろうか。以下、2つの報告から見ることにしたい。

第1はバニユワンギ県に関する1932年の報告であり、大要以下の通りである。

この県では特に精米所に対する販売が多いので、農民は稲の栽培に当たっては、精米所が好んで買い付ける米の種類、すなわちBali lengkoeng、Djaraman、Gropak、Koentoelan、Oentoep、Srikoening、Ketoembar、Hooingなどを選択する。稲は精米所へ直接に売られることもあるが、仲買人に売る方が一般的である。仲買人には自前の資本で活動する者、精米所から現金を先に受け取って、購入した粳をその価格で精米所に引き渡し、手数料を受け取る者、あるいは特定の精米所専属で給料を貰ってデサを回る者などがある。彼らはデサの入り口や十字路といった適当な場所で買付けを行い、粳を一時的に保管し、まとめてトラックで精米所に搬入する。この場合、農民に対する支払いは現金払いである。しかし、青田買いや、前貸金供与による引渡しの約束取付けも極めてしばしば行われる。これは、農民の現金不足が理由である。

[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451]

第2は Verslag Woeker 所収のジュンブル理事州に関する報告であり、20年代末頃の状況を表したものである。

ジュンブル理事は「精米所の高利貸」に関して嘆いており、「彼らは収穫の数ヶ月前に代理人をデサに送り込み、まだ植わっている稲に対して前貸しを供与する」と述べている。収穫後、前貸しされた 1レクスダール(rijksdaalder)毎に稲1ヒコルを精米所に提供しなければならない。「数年来、精米所はいわゆるボルグという、十分な資産を持った仲介人を利用するようになったが、彼らにはf10,000までの金額の前貸しを信用貸することができる。」

(中略)

理事は、バニユワンギ県における稲の現金払いでの買付けは、特に Banjoewangi、Rogodjampi 郡ではほとんど行われず、栽培中の稲のほぼ全てが既にお買い付けられており、その結果、精米所は貸し付けた金から法外な利益を実現するだけでなく、その工場のために十分な量の稲を確保するのであると書いている。

Rogodjampi 郡長は、郡内にある7ヶ所の精米所は主として「収穫前の買上げシステム」のおかげで存在していると報告した。

[Verslag Woeker II : bij. 2, 37]

これらから共通してわかることは、先ず農民の精米所に対する依存性の高さであろう。次に、仲買人の存在は両者とも指摘しているが、これは20年代中ごろに始まった制度であることが明らかになる。さて精米所の支払い方式を見ると、後者の史料ではバニユワンギ県でも基本的には全て前貸制であるのに対して、前者では現金払いが主流であると報告される。このことから見ると、前貸制は恐慌期に入って次第に減少し、現金払いが増えてきたのではないかと考えられるが、このことの意味については後に論じることにはしたい。いずれにせよ、恐慌前の時期においては、精米所は農民に対する一種の金融機関的役割をも果たしていたのであった。⁶⁾

5、理事州内各県の農業上の差異

さて、先に触れたように理事州内各地には耕地条件や灌漑条件にかなりの地域差があったが、加えてその地域が糖業地帯であるのか、それとも煙草地帯であるのかということも、そこで展開される住民農業に影響を及ぼしていたと考えられる。ここでは、各県毎に住民農業の特徴を検討していくことにしたい。

ところでブスキ理事州は1929年に一時的にポンドウォソ、パナルカン両県からなるポンドウォソ理事州と、ジュンブル、バニユワンギ両県からなるジュンブル理事州に分割されたため、1929年と30年の両年についてはこれらの地域毎の農業統計(7-7表)が得られる。この表によれば、両地域の農業の性格はかなり対照的である。第1に耕地に占める水田の比率は後者の方がかなり高く、また後者の地域では耕地拡大が見られる。第2に陸稲、カッサバ、サツマイモなどのイモ類、落花生や大豆、そして前章で見た住民煙草は前者ではあまり栽培されず、後者が栽培の中心である。逆にトウモロコシ栽培は前者の方が盛んである。第3に、土地利用の集約度を見ると後者の方が若干高い。以下では、このことも踏まえて、各県毎の住民農業の特徴を見ていきたい。

[パナルカン県]

J-8表によると、本県では水田面積は耕地の33.5%であり、乾地の方がかなり広い。郡毎にみるとPanaroekan、Sitoebondoは比較的水田が多いが、Besoeeki、Soemberwaroeは乾地が圧倒的である。

さて、先ず7-8表からSoemberwaroe郡を除く3郡の1928-31年の主要作物栽培状況を概観しておこう。ここから明らかなことは、この地域では水稲とトウモロコシの2作物が圧倒的な比率を占め、それ以外の作物の栽培は極めて少ないことである。また、Besoeeki郡では特にトウモロコシの比率が高いが、これはこの郡の乾地の比率の高さと対応したものであると考えられる。以下、これらの点を水田、乾地に分けて更に詳しく検討することにしよう。

7-9表はこの県の水田における主要な作物の収穫面積を示したものであるが、糖業の栽培縮小が本格化する前の1931年の数字を見ると、この県の水田農業で最も重要なのは水稲、これに次ぐのがトウモロコシであるが、両作物の収穫面積合計は全作物収穫面積の94.8%を占め、これ以外の作物はほとんど重要性を持っていないことがわかる。先に見た通りブスキ理事州全体では大豆栽培が比較的重要であり、30年の数字によれば全収穫面積の4.5%を占めたのであるが、この県ではその31年の収穫面積は824㌥(水田における全収穫面積の1.9%)にすぎない[7-10表]。

それでは、これらはどのように栽培されていたのであろうか。先ず、7-8表に示される水田の全作物収穫面積の水田面積に対する比率を見ると、いずれの郡も100%をかなり越えているが、この地域では糖業が広大な面積を栽培に使用していることを考慮すれば、住民が実際に利用可能な水田面積に対する利用頻度はこの数字を大きく上回ると見られ、水田利用の集約度はかなり高いと判断される。すなわち、裏作もかなり盛んに行われてきたと見てよい。

さて、水稲栽培の特徴を7-11表に示される1935年の月毎の作付・収穫面積から見ておこう。ここから先ず明らかなことは、Soemberwaroe郡のみ栽培パターンが他の3郡とはかなり異なり、年中平均して作付がなされているということである。これはこの地域の農業条件がよいからではなく、先に述べたように雨季乾季の流量にあまり差がないということのためであると考えられる。他の3郡での栽培は比較的明確に雨季作、乾季作に分かれるが、その中でもSitoebondo郡では乾季作がこの年の作付全体の4.1%と少ないのに対して、Besoeeki郡でのそれは1,083㌥、17.8%と比較的広範に作られているという差がある。もっとも、32年の調査報告によると、「乾季米は比較的少ない。東モンスーン期には住民の大半がトウモロコシを栽培する。」[Onderzoek Panaroekan 1932]と指摘され、乾季米の栽培はそれほど盛んではなかったと考えられる。ところで、この

地域は糖業地帯であるので、水田は糖業への貸出との関連で一般に sawah lama k(貸出前の水田)、sawah patok(砂糖黍栽培後の水田)、sawah rama(前後に砂糖黍栽培が行われない水田)に区分される[Soekasno 1937a:329]。しかし、sawah lamakにも晩稲が作られ、他の多くの糖業地帯でのように早稲を作ることはなかった。ただ、田植え時期は他の水田に比べて早くなり、播種は9-10月、収穫は3-4月である。こうしたことが可能であるのは、灌漑規則や栽培規則が良好に実施されているからであるという[ibid.; MvO Bondowoso 1931]。⁷⁾

水田乾季作ではトウモロコシがほとんどを占める。作付は5-11月に行われ、収穫期は8-1月である。収穫されたトウモロコシの大半は、主食用として自家消費のために保存されるという[Soekasno 1937a:335]。なお、大豆は先に見たように恐慌前にはほとんど栽培されなかったが、7-10表に示される通り30年代に入って Sitoebondo 郡を中心に急速に栽培面積が拡大し、35年には水田裏作中の15.7%を占めるに至った[7-12表]。一般に作付は5-7月、収穫は8-11月に行われる。

次に乾地について見ると、先ず7-13表から明らかなように1931年段階ではトウモロコシが全体の76.2%を占め、カッサバはこの段階では2.3%にすぎない。ただし、その後、カッサバの栽培は大きく拡大して1935年には比率も7.8%にまで上昇している。この推進力となったのは Besoeki 郡であり、そこでは31年の収穫面積673ハウが35年には4,259ハウと6倍以上に増加した[Soekasno 1937a:336-337]。また、「その他の作物」が比較的多いことも特徴的である。乾地では比較的多角的な作物選択が行われているといえよう。

乾地の利用頻度については7-8表から窺うことができるが、乾地面積に対する収穫面積の比率は当然に水田ほど高くはない。このことは、この地域の乾地は地味が悪く、雨が正常に降らないとトウモロコシ栽培が凶作になる(1930年には1,424ハウが凶作)[MvO Bondowoso 1931]と報告されるように、農業条件があまりよくないこととも関係があると思われる。しかしそれでも、この数字を先に見たスラバヤ南部の30年代初の数字と比較すれば、かなり高い水準にある。そして表示される3郡の中で Besoeki 郡の数字が飛び抜けて高いことは、この郡の乾地が広大であることに対応したものと考えられる。このことは乾地農業の重要性という先の指摘を裏付けるものであろう。なお、この表には含まれない Soemberwaroe 郡についても、乾地が多いことを考えると、Besoeki 郡と同じように利用頻度が高かったと推定されよう。⁸⁾

乾地の中でも、屋敷地ではカッサバなどの根菜類がよく栽培されるが、果樹、特にマンゴーが重要である[Soekasno 1937a:338-339]。ただし、1938年の理事覚書によると、行政側は屋敷地栽培を強力に奨励し、必要な場合には農業指導

局の手で苗などが提供されたと述べられており[Mv0 Besoeki 1938]、30年代初期の段階ではあまり集約的な利用は行われていなかったといつてよい。他には、扇ヤシやココヤシ、更にはデサの道路沿いに植えられるカボック、幹線道路沿いに街路樹として植えられるタマリンドなども重要な副収入源であった[Onderzoek Panaroekan 1932]。

[ボンドウォソ県]

J-8表で見ると、乾地が圧倒的に多い地域であるが、35年の数字でも耕地面積は104,636ハウ、水田面積は33,357ハウであり、水田比率は31.9%とこの傾向はほとんど変わっていない。この県の主要な栽培作物は水稲、トウモロコシ及び前章で触れた煙草である[Onderzoek achterstand 1935:475-476]。ただし、Pradjekan郡では煙草栽培は行われず、代わりに豆類の栽培が盛んである[Linden 1932:16]。

さて、この県の雨季米作で特徴的なのは、煙草の栽培が9-10月に作付して収穫が11-12月、時には1月初めまでかかるので、水稲の田植え時期は2-3月であり、したがって収穫も8-9月と遅いことである[Linden 1932:19]。米は先に述べたように地域の需要を満たす程度の生産であったが、県内4郡のうちBondowosoとPradjekanでは不足し、32年には相対的に収量が多いWonosari、Tamanan両郡の余剰米を回さなければならなかった[ibid.:479-480]。糖業への貸出前の水田にも晩稲を栽培することはパナルカン県と同様である[Mv0 Bondowoso 1931]。

トウモロコシは、29年の理事覚書によれば、米の収穫後には至るところで水田に栽培され、28年の水田トウモロコシ収穫面積はパナルカン県と合わせて約33,000ハウ、水田の50%であると指摘されるから[Memori Residen Bondowoso 1929:179]、この県でも15,000ハウ程度の栽培が行われていたと推定される。しかし、トウモロコシ栽培は乾地における方がより重要であり、28年の収穫面積はパナルカン県と合計して94,000ハウであるから[ibid.]、この県の収穫は約50,000ハウほどに上り、乾地面積の70%程度を占めていたことになる。35年の調査によれば、この県では後述のジュンブル県とともに、2-6月に作付して7-9月に収穫する(最盛期は8-9月)栽培と、9-11月作付、2-4月収穫(最盛期は2-3月)の栽培との年2回の栽培が行われていたという[Onderzoek achterstand 1935:486-487]。

他には、カッサバ栽培が比較的重要であり、これは補助食糧として利用される他、Tamananの工場でガブレックに加工される[Mv0 Bondowoso 1931]。大豆栽培は従来行われていなかったが[Onderzoek achterstand 1935:475-476]、1934-35年に行政当局が奨励した結果、Pradjekan郡で栽培されるようになった[Mv0 Besoeki 1938]。

屋敷地は集約的な栽培にはほとんど利用されていない [Onderzoek achterstand 1935:488]。この他に住民経営のコーヒー園があり、1931年には398ハ、33年には528ハの栽培を行っていた [ibid.:475-476]。

[ジュンブル県]

J-8表によると、本県は理事州内で最も水田の比率が高い県である。特に Ram bipoedji 郡は60%を越えている。このことが土地の肥沃さ、比較的良好な灌漑整備ともあいまって豊かな米生産をもたらし、理事州内では最も人口密度が高いにもかかわらず米輸出を可能にしたのであった。

さて、先ず、稲作の特徴を7-14表に示される Djember 郡の1925-31年の月毎の稲の収穫面積から検討しよう。ここから明らかなことは、(a)水稲作は雨季作に限られ、乾季作はないこと、(b)雨季作稲の収穫期が比較的遅いこと、(c)陸稲栽培は20年代後半期にはごく僅かであったが、30-31年に急増していることである。これらの特徴のうち、(b)についてはこの郡が農園煙草地帯であることと関連が深い。すなわち、前章で述べたように乾季に作られる農園煙草が12月までかかることによって、それに使用する水田の田植えは年明けに開始されるのである。したがって、この傾向は煙草地帯である他の郡についても共通していると見てよい。

次に(a)も全県に共通する特徴である。Onderzoek Djember 1932:bijl.No.7によると、1930年から32年にかけての県全体の乾季米収穫面積は13ハ、25ハ、356ハにすぎず、Tanggoel、Rambipoedji、Djember 郡では全く行われていない。それでは、雨季作の水稲が収穫された後には主として何が栽培されるのだろうか。LETTEによれば、西モンスーン稲の後にはどこでも水田にはトウモロコシが植えられ、その他にかなりの収入をもたらす物としては大豆が重要であり、特にジュンブル郡では大きな収入源であるという [LETTE 1933 I:108-109]。同郡の大豆栽培の状況は7-15表に示した通りであるが、水田作が中心で畑地ではほとんど栽培されないこと、水田作は収穫時期から見ると5-6月頃に作付されること、20年代後半期にはほとんど増えていないが31年に急増していることがわかる。

他方、乾地の栽培状況は7-16表に示される通りである。最も広く栽培されるのはトウモロコシであるが、表の中でその収穫面積が乾地面積を上回っているケースがあることに示されるように、場所によっては年2回の栽培が行われる。例えばジュンブル郡では、7-17表に示される月別収穫面積から明らかなように、作付は雨季の初めと終わりの2回行われる。そして、畑地作の収穫面積は30年から激増しているが、それは住民がこの時期になって初めてこの栽培により注意を払うようになったからであるという [ibid.]。ただし、7-16表による限り、

Woeloehan郡やDjember郡ではトウモロコシが乾地作物の中で占める意義はそれほど圧倒的ではない。前者では煙草が比較的重要であり、また後者では「その他」が最も多く栽培の多角化が進んでいることが窺える。そして、全郡を通じて「その他」はかなりの比率を占め、この県でも乾地作の場合には様々な作物が作られていることがわかる。またこの県ではパナルカン県などとは異なってこの時期には陸稲の栽培もかなり盛んであるが、郡毎、年毎に偏差が大きい。

乾地の利用頻度は、7-16表から窺われるように概してかなり高いと見てよい。ただし、Poeger郡のように50%前後と極端に低い地域がある反面、Djember郡やTanggoel郡では高いというふうに郡毎の差が大きく、また年によって大きく変化している。こうしてみると、この地域の乾地農業は地域的な気候条件の変化から強く影響を受け、それほど安定したものではなかったと見る事ができよう。

[バニユワンギ県]

J-8表によればこの県でも乾地面積が水田を上回るが、Rogodjampi郡のみは水田の方が多い。さて、この郡の水稲栽培の特徴は7-18表に示されるが、他の県とは大きく異なって、ほぼ年間を通して栽培・収穫される。そしてこの郡の水田面積は12,867haであるから[J-8表]、30年栽培面積22,115ハウ=15,702haからすれば3,000ha近くの水田では二期作が行われていることになる。こうした傾向はほぼ県全体のものであり、稲作はpadi rendeng(純然たる雨季作)、padi walik damen(水に対する権利のある栽培後に行われる、水を使用する権利のない稲作)、padi ketigo(雨季には休閑するので乾季に水使用権を持つ稲作)の3つに分けられる[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:450]。このような形で稲作が展開する自然的条件は、この地域では東モンスーン期にも雨が多く雨季と乾季の差がはっきりしないことであり(このことは7-3表の月別平均降雨量からも窺える)、人為的には先に見たような特殊な水利規則によって水管理が行われたからである[Lette 1933 bijl.Rogodjampi:1]。そして経済的には、精米所が多いので可能な限り大面積に米を作ることが現金収入を上げるのに重要であったことによる[Mv0 Besoeki 1938]。こうした状況であるので、水田作トウモロコシは全く重要ではなく、Rogodjampi郡の1928年の月平均収穫面積は83ハウ、数値の高かった31年でも183ハウに過ぎなかった[Lette 1933 bijl.Rogodjampi:1]。要するにこの地域の水田作は米に特化していたのであるが、その傾向は30年代後半に至っても変わらなかった。⁹⁾

他方、乾地での栽培の中心はトウモロコシである。Rogodjampi郡のケースではこれまた毎月収穫され、30年には月平均収穫面積は430ハウと拡大した[ibid.]。この年間収穫面積は同郡の30年乾地面積の31.8%に当たる。これ以外の一年生作

物ではカッサバが1930年に1,604ハウ収穫されたが[ibid.]、これは乾地面積の9.9%を占める。また、県全体で見ると陸稲もかなり広範に栽培されている。7-7表と7-16表の数字を使って計算すると、この県の30年の収穫面積は12,670ハウに達するが、これは30年乾地面積の14.4%に達する。おそらくは、この収穫も水稲と同様に精米所へ提供されたと推定される。

以上に述べた栽培以外にこの県で極めて重要な意義を持つのが、ココヤシの栽培である。ココヤシは主としてコブラに加工されて輸出されるのであるが、7-19表から窺えるようにこの地域は重要な輸出地帯であった。県内ではBanjoe wangi、Rogodjampi郡が栽培の中心地であり、ここではこの栽培は住民の主要な収入源の1つであったが、Genteng、Blambangan郡ではそれほどではない[Soekasno 1938b:539]。各副郡毎の35年のヤシ園面積は7-20表の通りであるが、実際の栽培はもっと広範に行われていると考えてよい。¹⁰⁾

ココヤシは、1ヶ月半の間隔で収穫するのが正常な方法であり、この場合には木1本当たり4-7個の収穫がある。収穫された実は仲買人によってデサ内やヤシ園で買い付けられ、輸出業者やコブラ製造業者の手に渡り、加工された上で輸出される。したがって、ココヤシ栽培は年間を通して安定した収入をもたらすことになる。スカスノは、栽培中心地の両郡における1935年のここから得られる住民収入をf500,000以上と計算しているが、この額は両郡の地税粗査定額f392,510を上回るものであった[ibid.:540-543]。

6、牛の飼育と流通

ブスキ住民農業のいま1つの特徴は、先に触れたように牛(rundvee)の飼育と流通が極めて盛んなことである。州理事の34年の覚書によると、特に土地耕起の時期には主としてマドゥラ種のあらゆる種類の牛が市場から市場へと輸送されるといわれるが[Mv0 Besoeki 1934]、大きく見るとマドゥラから輸入された牛がポンドウオソからジュンブルを経てバニユワンギに至る流れがあり、その輸入頭数は1931年6,714、32年5,539、33年7,602に上った[Onderzoek achterst and 1935:489]。輸入された牛は農民の手で飼育され増殖されることになるが、数字の得られた3県の飼育頭数は7-21表、7-22表、7-23表の通りである。このように飼育が盛んなのは、この地方に多いマドゥラ人が概して家畜飼育に関心が強く、更にトウモロコシ栽培が広範に行われており、その茎が飼料に利用できるからであるという[Soekasno 1937a:344]。

さて、それではこれらの牛はどのように利用されたのであろうか。ジュンブル県に関する調査報告によると、農民が牛を購入するのは水田耕作開始の直前

が多く、特に新規の開墾、乾地の水田への転換が牛購入の動機となるといわれ [Onderzoek Djember 1932]、またパナルカン県では「農民は土地耕作に際して常に牛を使用する。・・・ 鋤だけでの耕作はほとんどない。」 [Soekasno 1937a :345]といわれるように、先ず、農耕用に利用された。更に、糖業地帯では、牽引力としても利用されたと考えられる。

しかし、より重要なことは、牛が投資の対象として利用されたことである。ポンドウォソ県における調査の報告によれば、牛の頭数と住民収入の間には明確に相関関係があり、1931年に飼育頭数の増加が2,991頭に落ち込んだのは煙草価格が低かったからである、また32年には煙草価格は上昇したものの栽培は縮小されたし、籾その他の穀物価格が暴落したことが飼育頭数停滞の理由であるとした後、「かくして、牛は大なり小なり一時的な投資として見なければならぬ。銀行融資を含めて家計に剩りがある場合には人々は牛を購入し、現金が必要になるや否や再びそれを手放すのである。」と指摘している [Onderzoek a chterstand 1935:491]。¹¹⁾

この場合、飼育にかかる手間や費用を考えるならば、販売する時には購入時よりも高く売ることが必要であり、また、余裕があれば子牛を生ませて販売することが目的となろう。以下の事例はそれを示すものである。

Aは雌牛(een stiertje angon)をf26で購入し、Bとの間でこれを飼育するという協定を結ぶ。この時、購入価格はf30であると決め(したがって実際の価格よりf4大きい)、後にこれを売る場合には、利益は折半すると取り決める。売った時の収入がf50の場合には、Aはそこからf30を取り戻し、残りのf20はAとBとで折半する(ngala adhegan)。Aが若い雌牛(een vaars)を買って、それがかなり経ってから子牛を生んだ時には、子牛(kalf)はBのものである。Aが雌牛(koe)を買ってそれが子牛を生んだ時には、子牛の収入は共同の利益となるか、あるいは雌牛(koe)がすぐに子牛を生んだ時には、最初の子牛はAのものになる。なぜなら、Bは委ねられた雌牛を未だ長く飼育していないからである。2番目の子牛はB、3番目はA、4番目はBのものとなる。この雌牛(母牛)が最初の子牛を生んだ後に売られた場合には、最初の子牛は共有物となる。Bが次の子牛を期待できないからである。所有者と飼育者が順番で子牛を手にするこのシステムは ngalak ghadhoeanといい、雌牛を購入するときに適用される。

[Linden 1932:20]

ここでは、所有者Aが契約を結んでBに飼育させるのだが、その目的は成長した牛を購入価格より高く売る、あるいは子牛を生ませて売り、利益を上げることが目的になっている。また、ここでは経済的に優位にあるAが資本を投下

し、Bに飼育させるといふ、「牛小作」とでもいふべきシステムがとられていることが注目される。このことは、利殖目的の牛への投資が広範に行われていたことを示すものであろう。

以上、恐慌の影響が本格化する以前の時期のブスキ住民農業の特徴を概観してきた。それをまとめれば、次のようになろう。

第1に、この地域では未開地と乾地がなお広大であり、水田拡大の余地が残っている。

第2に、主要な作物を見るとトウモロコシと水稲が圧倒的に多いが、他にも煙草、陸稲、カッサバが比較的広範に栽培され、更にココヤシ栽培と牛の飼育が重要である。しかし、その栽培には地域差が大きかった。すなわち水田雨季作の中心が水稲であることは理事州全体に共通するが、水田乾季作と乾地作の主要作物ではパナルカン県(水田乾季作:トウモロコシ、乾地作:トウモロコシ、その他)、ポンドウオソ県(水田乾季作:トウモロコシ、煙草、乾地作:トウモロコシ、カッサバ)、ジュンプル県(水田乾季作:トウモロコシ、大豆、煙草、乾地作:トウモロコシ、カッサバを含むその他、陸稲、煙草)、バニユワンギ県(水田乾地作:水稲、乾地作:トウモロコシ、陸稲、カッサバ、その他、そしてココヤシ栽培)という差が見られるのであった。スラバヤとは異なって、乾季米がバニユワンギを例外とすればそれほど重視されていないことが特徴的である。

第3には、一般に良好な農業条件に恵まれて、この地域の住民農業は生産性が高く、この結果、米、トウモロコシ、大豆などを他地域へ輸出してきたことが上げられる。

第4には、そのゆえに農業の商業化が進んでおり、特に米流通が盛んであったが、その場合、精米所を経由する流通が特に盛んであったということである。

それではこうした特徴を持つ住民農業に恐慌は如何なる影響を及ぼしたのであろうか。それによって、何が変化し、また何が変化しなかったのか、それは何故なのか、以下、節を改めて検討しよう。

第2節 世界恐慌下における住民農業の変化

1、30年代における水田の拡大

さて、30年代を通じての住民農業の変化を見ると、先ず目につくのが水田面積の拡大であろう。7-1表によって耕地の増減を見ると、30年代を通して耕地面

積は僅かに増加しているが、それは時期的には30年代前半期と36年に集中していること、そしてその中味を見ると、水田面積は一貫して増え、特に35-37年の増加が著しいが、逆に乾地は減少しており、やはり35-37年の時期に最も減少が著しいこと、このことはブースが指摘した通り、かなりの面積の乾地が水田に転換されたことを示唆している[Booth 1988:81]。ただし、36年の数字によると水田増加の60%ほどは荒蕪地から造成された結果である。ちなみに1930年から40年までのジャワ・マドゥラ全体の耕地増加の数字を上げると、水田では113,039ha、3.5%増、乾地では168,924ha、3.9%増、合計して281,963ha、3.7%増[I. U. 1932 II : tabel 192, I. U. 1941 II : tabel 179 より計算]であるから、水田が18.6%拡大し乾地が4.3%縮小したブスキの30年代耕地動向は全体の傾向とは大きく異なるものである。¹²⁾

さて、それでは水田拡大は、理事州内のどの地域で発生したのであろうか。まず、パナルカン県とポンドウォソ県では「多少の意味あるような耕地の拡大は観察されない」[Mv0 Besoeki 1938]とあり、7-12表のパナルカン県の35年の耕地面積をJ-8表の30年の面積と比較してもむしろ減少している。ポンドウォソ県については、Onderzoek achterstand 1935:475 が掲げる耕地面積は水田33,357ハウ、乾地71,278ハウ、合計104,636ハウであるが、30年と比べれば水田では1,346ハウ、乾地は783ハウの減少である。

これに対してジュンブル県では30-32年に耕地が拡大し、また、乾地の水田への転換が進んだと報告され[Onderzoek Djember 1932]、また33-34年の測量時には乾地からの転換による4,000haの水田増加が確認されている。バニユワンギ県でも、この測量では13,000haの水田増加が見られるという。更に、この県では森林が耕地に転換されることも多かった[Mv0 Besoeki 1938]。

このように水田拡大は、ジュンブル、バニユワンギ両県で行われた。そして、この基本的な要因は両地域でこの間に灌漑の整備が進んだことにあった。

いま、34年までの時期の灌漑整備状況を見ると、パナルカン、ポンドウォソ両県では後者のPakisan給水区の工事が1933年に竣工した以外は、既存の施設の改良にとどまっている。これに対してジュンブル県ではBondojoedo分区において進行中の工事が完工されたのに加えて、Tanggoel河下流の堤防工事によって同分区南部の洪水を防止することができた、Besinin河湾曲部の切取りによって県南西部の大湿地帯(Rawa Padomassan)の排水が改善され、水田に適した土地が拡大したなど、大規模工事が実施された。また、バニユワンギ県ではKalibaro e施設の工事が進行中であり、34年にはこの給水地域35,000ハウのうち、6,816ハウの技術灌漑が完成することになると報告される[Mv0 Besoeki 1934]。このように、この時期の灌漑整備はジュンブル、バニユワンギ両県で中心的に進んだの

であった。

しかし、この時期には植民地政庁の経費節減のために、「残念なことに、この南バニユワングの発展にとって極めて重要な(Kalibaroe施設の)工事の進展は・・・現在、大きく遅れている。」「利用できる資金との関連で、この施設が完工するまでにはなお5年ほど必要である。」[ibid.]といわれるように、灌漑整備の進展ははかばかしいものではなかった。これが、本格的に進み始めるのは、経済状態が回復期に入った30年代後半期からであった。

1935-38年の時期の灌漑整備状況を見ると、パナルカン県、ポンドウォソ県、及びジュンブル県東部では新規工事はなく、通常の施設維持の他には給排水改良と配水の改善に限定される。またジュンブル県西部でも、この時期には目立った工事の進捗は見られなかった。これに対してバニユワング県では、この時期、1938年初にKalibaroe施設が竣工する予定であると報告され、この間にこの工事が大きく進捗したことが窺われる。この結果、この県における灌漑水田面積は合計71,395ハ²(50,690ha)、このうち技術灌漑38,617ハ²(27,418ha)、半技術灌漑3,805ハ²(2,702ha)、住民灌漑28,973ハ²(20,571ha)になるといわれるが[Mv0 Besoeki 1938]、先に見た30年代初期の数字と比較すると、灌漑水田面積では約10,000ha、技術灌漑では20,000ha近く増加している。このように、この時期にはバニユワングを中心に灌漑の整備が進んだことが、7-1表で見た水田増加の主要な原因であった。¹³⁾

なお、スラバヤの場合と同様に、この地域でもプランテーションの栽培縮小に伴う住民利用可能面積の増加が見られた。7-24表は水田面積全体から各時期の糖業の栽培使用面積を引いてそれを算出したものであるが、32年乾季から33年乾季にかけてこの影響はかなり大きいと考えられる。そして、この表には含まれないが、前章で述べたように32年から農園煙草が大幅な栽培縮小を実施したことも、ジュンブル県を中心にして7-12月の利用可能水田面積を約15,000ハ²ほど拡大させることになった。

それではこうした条件下で、住民農業がこの時期にどのような展開をしたのであろうか。エルソンがパスルアンに関して展望したように土地利用の集約化は進んだのであろうか。また、農民はどの作物を志向したのであろうか。次にその問題を検討したい。

2、作付面積と作付率の推移

最初に、作付面積が全体としてどのように推移したかを検討しよう。1932年6月-40年10月の期間に関しては、各作物毎に月毎の作付面積等データが得られ

るので、主要な作物について一覧表を作成した。すなわち水稲収穫・作付面積(7-25表)、トウモロコシ収穫・作付面積(7-26表)、大豆収穫・作付面積(7-27表)、カッサバ作付面積(7-28表)、陸稲収穫・作付面積(7-29表)及び全作物作付面積(7-30表)である。これらと前章で見た住民煙草統計(6-2表)、及び作付面積データが得られなかった30-31年については7-1表の収穫面積データなどにもとづいて作成したのが7-31表「ブスキにおける1930-39年主要作物作付面積」である。また7-32表は、水田作付面積の推移を雨季と乾季に分けて一覧したものである。

まず、7-31表から全作物の年毎の作付面積の推移を見よう。直ちに目につくことは、水田作付率はスラバヤより低く、乾地は逆に上回っていることである。前者はより乾燥が激しい気候条件や灌漑の差、後者はこの地域の乾地の持つ意味が相対的に大きかったこと(そのことは、重要な換金作物である煙草や、主要食糧の1つであるトウモロコシが広範に栽培されることにも示される)に原因がある。

さて、スラバヤの場合には、第3章で述べたように、30年代には耕地利用の集約化が基本的に進んだが、33年までの作付拡大は「外縁的拡張」であって、本格的な集約化の進展は34年以降であり、その契機となったのは農産物価格の上昇であった。また、乾地における集約化の進みぐあいの方が著しかった。ブスキの場合には、どうであろうか。

7-31表によると、ここでも基本的には30年代に作付率は上昇しており、一般的には、農民はスラバヤにおけると同様に、この時期の経済状況に土地利用の集約化で対応したと見てよい。

1930年から31年にかけて作付面積と作付率が大きく下降しているのは、スラバヤの場合と同様の事情によるものであろう。いま、両年の作付面積を見ると、30年には前半期が394千ハウ、後半が316千ハウ、31年は前半218千ハウ、後半281千ハウであるが[Nota Regentenconerentie 1932]、7-30表によれば、一般にこの地域では年前半の作付面積の方が大きいのが普通である。したがって、31年には特に前半期に気候条件が極めて悪かったことが推定される。実際、この年の1月、特に東端地方では降雨量が少なかったといわれる[L.E.V. 2e kwrt. 1931 (nr 143 2/31)]。また、この地域の水稲凶作率は30年が0.1%と30年代を通して最も低いのに対して、31年には2.3%に跳ね上がっており、また別のデータによると全作物の凶作面積は30年前半が0.2千ハウ(収穫面積の0.1%)、後半が0.9千ハウ(0.2%)、31年は前半9.2千ハウ(2.6%)、後半4.8千ハウ(1.8%)である[Nota Regentenco nerentie 1932]。31年には、7-18表で見たRogodjampi郡の水稲作付面積が31年には大幅に減っていることに示されるように、これによって水稲などの作付が阻害されたと見られる。

32年には作付面積は493千haであるが、年前半と後半に分けるとそれぞれ393千ハウ、306千ハウである。前年を139千ha上回り、後半期は30年を10千ハウほど下回るものの前半期はほぼ30年水準を回復した。そして作付率は30年水準には至らなかったものの、スラバヤとは違って前年より大きく上昇した。この年の耕地増は水田が1,670ha、乾地が1,841haであり、また糖業の縮小による利用可能水田面積増は8,453ha、更に農園煙草の縮小による乾季の利用可能水田面積増は12,500ha程度と見られるから、この年の作付増加にはこれらの要因はあまり影響を及ぼしていない。したがって、この作付増の理由としては別の要因を探さなければならない。先ず、気候条件を見ると、32年の水稻凶作率は1.2%と前年よりかなり小さく、また年前半の全作物凶作面積は2.3千ハウ(0.7%)[*ibid.*]とスラバヤとは異なり低下しており、少なくとも年前半の気候は良好であったと考えられる。¹⁴⁾ このことが前半期に多い水稻作付などの拡大をもたらしたと考えられる。ただ、農民の作付意欲が高まり、積極的に集約的利用を進めたか否かはわからない。

33年には、耕地全体の作付率が前年を若干上回った。作付面積は30年水準を越え、前年より25,500ha程度増加した。利用可能面積増は10,910haであるから、それによらない作付増が14,600ha程度あったことになる。先ず、この年のどの時期に作付拡大が進んだかを見よう。7-30表から年前半と後半の全作物作付面積を比較すると、この年も後半期の方が多く、前半期に気候条件が特に悪かったことが想定できるのであるが、前年と比べて乾季(ただしデータが完全でないので6-9月)には水田で22,746ha、乾地で20,900ha増、10-12月期にはそれぞれ9,922ha、9,799ha増であり、年後半期合計で水田32,668ha、乾地30,699haの増加があったことになる。したがって、年前半の作付は大きく減少したが、後半期になると先ず乾季作が大拡大(前年比42.8%増)し、10-12月期(13.6%増)にもこの傾向が継続していたことになる。各時期の利用可能面積に対する作付面積比率を算出すると、水田では6-9月60.2%(前年同期は48.9%)、10-12月が36.2%(30.2%)、乾地では6-9月22.8%(14.2%)、10-12月45.8%(41.8%)となり、利用頻度が高まったことがわかる。

実際、この年の気候条件は水稻凶作率(2.4%)から見ると31年と同様に悪いのであるが、特に前半期には1月のブスキ平地での水不足[Oogst en aanplant Januari 1933(*E.W.*1933):1443]、3月前半には豪雨のためトウモロコシのための土地耕作がかなり遅れた[*ibid.* Maart 1933(*E.W.*1933):1796]などの報告も見られる。しかし、後半期になると、6月は東ジャワで雨が多かったので乾季稲作に都合がよく、パナルカン、パニユワンギなどでは既に田植えがかなりの部分終わっている[*ibid.* Juni 1933(*E.W.*1933II):127]、7月の東ジャワは雨不足であっ

た[ibid. Juli 1933(E.W.1933II):351]が、8月のブスキは煙草の苗床が被害にあうほどの大雨[ibid. Augustus 1933(E.W.1933II):540]などと報告されるように、特に乾季に例年に増して降雨が多かった。このことが、前半期の作付減と、後半期、特に乾季の作付激増の背景にあったと考えられよう。少なくとも、年後半期になると農民はこうした良好な気候条件を利用して、作付を拡大したのであった。

34年には、先ず乾地での大きな作付減(18,201ha減、作付率は7.0ポイント下降)が顕著であるが、その原因はスラバヤでの減と同様に悪かった気候条件にあると考えられる。他方、水田では作付は4,039ha増加しているが作付率はほとんど変化がない。スラバヤでこの年に作付大拡大が見られたのとは対照的である。

水田の各時期の作付状況を細かく見ると、1-4月の作付増は12,881ハウであり、利用可能水田面積増3,150ハウを9,731ハウ上回っている。前年後半期以来の集約的利用が進行していると見てよい。この時期の水田作は大半が水稻であり、その増加(前年比13,721ハウ増)がこの作付拡大の要因である。この時期の著しい多雨はトウモロコシなどには大きな被害をもたらしたが、¹⁵⁾ 水稻作付には幸いしたのである。また、33年前半期は先に見た通り、作付が大きく減少した時期であったと思われるから、前年比の増加は当然大きくなると見られる。ところが5-9月の乾季には、前年に比べて利用可能水田面積が3,577ハウ増えているにもかかわらず水田作付は2,287ha下回った。この時期に増加したのは煙草だけであり、他の作物はすべて減っている。理由は不詳であるが、少なくとも7月に例外的に大雨が降った[ibid.(E.W.1934):1384]以外には通常の年よりも乾燥の激しかったという気候条件が大きく影響したといえよう。また、ブスキの場合には、前年乾季の作付が大面積であったことも影響しているように思われる。10-12月期にも作付は前年より減少しており、一見するとスラバヤとは対照的である。しかし、ブスキでは33年にはこの時期の作付が13,975ハウ拡大しているのに対して、スラバヤでは逆に4,997ハウ減少しており、2年前の32年同期と比べれば両地域の作付増加にはそれほど差があるわけではない。ちなみに10-12月期の水田全作物作付面積とがこの時期の利用可能水田面積に占める比率を見ると、ブスキでは32年30.2%、33年78.36.2%、34年33.6%、スラバヤでは32年30.4%、33年25.7%、34年34.1%となる。両地域ともに、32年から見ると確実に上昇しているのである。

次に35年以降の時期について検討しよう。先ず水田における作付面積は、7-31表に従えば36、37年に減少しているが逆に35年、38年は拡大が顕著であり、全体的傾向としては大きく増加し、作付率も上昇している。ところでこれを7-32表により雨季と乾季に分けて検討してみると次のようになる。雨季作は34/35年のシーズンを例外とすれば作付面積は一貫して拡大している。利用可能面積

に対する作付率も34/35年の他に36/37年、37/38年の時期にも若干後退しているが、全体としてはやはり上昇傾向が窺える。他方、乾季作は36年の大幅な減少があるが、これは7-30表からわかるようにスラバヤの場合と同様に雨季作の作付時期が遅れた結果によるものと見られ、やはり35年以降を通して見ると大きく拡大していることがわかる。このように、この地域の農民は少なくとも30年代中―後半期には水田の集約的利用を進めたといつてよい。

他方、乾地の場合は、水田とはかなり様子が異なっている。すなわち、35年にも作付は大きく減少し、36年に激増、¹⁶⁾その後、再び減少傾向にあるが、30年代末の作付面積はなお33年の水準とほとんど変わっていない。そして、作付率も35年までは下降の一途をたどるが、36年に急増し、その後、再び低下している。ただし、39年段階でもなお33年よりかなり高い数値である。

以上からいえることは、次のようであろう。ブスキ理事州でも恐慌期に、基本的には土地利用の集約化が進んだが、それはスラバヤの場合と同様に、恐慌による経済の悪化に即座に対応して始まったとは必ずしもいえない。農産物価格とのかかわりはスラバヤの場合ほど明確ではないが、30年代後半期に作付率が上昇していることを考えれば、やはりここでもそれが影響しているように思われる。また、耕地別に見ると、乾地での伸びが特に大きいわけではない。おそらくは、乾地の利用頻度がもともとかなり高かったことが原因であろう。こうして見ると、この地方の農民が恐慌による経済の悪化に対して直線的に「土地をますます非情に経営して」対応したというイメージは描くことができないように思う。農民の対応はもう少し複雑なものであったといえよう。

それではこうした中で農民はどの作物を重視したのであろうか。次にその点を検討し、そこからこの時期のブスキ住民農業の変化の特徴を考えることにしたい。

3、主要作物の栽培動向

まず、7-31表、7-33表及び7-34表から各主要作物の栽培動向を概観しておこう。水稲作付は36年のかなりの減を除けば年々拡大しており、30年代末の面積は33年比で見ても23%以上の伸びである。また7-1表によれば37年以降は凶作率がずっと低くなり、それとともにもともと高かったha当たりの平均収量も更に上昇している。この背景には先に見た灌漑整備の前進があったと考えられるが、いずれにせよ、ブスキの水稲作は大きく発展し、特に30年代末には高い安定性を持っていたということが出来る。全作物比も増減はあるが比較的安定しており、この栽培が住民農業の主軸であり続けていることが示される。

次にトウモロコシの作付面積は増減を繰り返しているが、比率では水田、乾地ともに低下傾向にある。これに対してカッサバは30年代後半期から作付が急増し、39年の比率は33年の2倍を超えるに至った。また、大豆も顕著に拡大し、水田作では着実にその比率が高まっている。他方、煙草は水田、乾地ともに減少傾向にあり、陸稲は36年の激増を例外として着実に減少している。

このように、一般的には水稲作の安定的発展、トウモロコシの比重の低下、カッサバと大豆の大きな拡大、煙草の減、陸稲栽培の衰退といった傾向が見て取れるのであるが、以下ではこれらの動向を水田と乾地とに分けて更に詳しく検討し、その背景を考察することにしたい。

(1)水田における栽培動向

[雨季作]

7-32表によれば、水田雨季作では米とトウモロコシの合計作付面積の占める比率は94.9-97.8%と圧倒的に高く、しかもこの数値は30年代を通してあまり変化していない。雨季にはこの2作物以外の選択がほとんどありえない状態が一貫して続いていたのである。そして、雨季米の作付最盛期はここでも1-4月期であり、全作物作付の96.3-98.1%を占め、スラバヤと同様にほぼ全てが米であるといつてよい。これに対して10-12月期は雨季作トウモロコシの作付最盛期であり、米かトウモロコシのいずれかが選択されることになる。この時期の米の比率は概してスラバヤより低いが、これはトウモロコシがスラバヤの場合よりも相対的に重視されたからだと思われる。

さて雨季稲作全体の推移を見ると先ず33/34年に大拡大しているが、この時期には10-12月期の大幅拡大にもかかわらず、1-4月期にも引き続いて大きく拡大していることが特徴的である。このことは、「東ジャワの米価はより低い水準から始まったが、輸入禁止措置の結果、2月半ばまで急上昇し(Banjoewangi biasaは100kg当たりf5.30からf6.50に上昇した)、その後、市場はf6で落ち着いた。・・・これは通常の上昇を上回るものである。」[L.E.V.1e kwrt.1934 (E.W.1934):900]と報告される、米輸入条例施行の結果として生じた34年初の米価安定と関係があろう。また、それ以降も一貫して拡大傾向にあり、ここではスラバヤで生じたような30年代後半期の作付減は見られない。このことは、利用可能水田面積が年々増加していることを考えれば当然であろう。しかし同時に、ブスキは米輸出地域であり、農民にとって米はスラバヤにおける以上に貴重な現金収入源であったと思われるから、30年代後半期にも米価が安定したこと、そしてそれによって精米所の粉買付量が7-6表に示されるように34年から激増したことも、栽培拡大を支えた条件であったと考えられよう。

次に、10-12月期の米とトウモロコシの選択の問題を考えよう。先ず目につく

のは、32年10~12月期には46.0%にすぎなかった米の作付比率が33年同期には58.3%へと18.0ポイント急上昇していることであり、ブスキでもこの時期にトウモロコシから米へのシフトが生じたことを示している。この背景には、33年10月に「ボンドウォソ、パナルカン、バニユワンギでは既に(水稻)雨季作の田植えを行っている。」[Oogst en aanplant October 1933(*E.W.*1933):868]と報告されるように、この時期には良好な気候条件に恵まれてこのシーズンの雨季作は早まったことがある。しかし、34年には更に比率が上昇し、気候条件が悪かった35年にも65.3%という高い水準にあること、¹⁷⁾ その後も低下傾向にはあるがなお32年の比率を大きく上回っていることを見ると、単に気候条件だけでは説明できない。やはり、雨季作では米がトウモロコシよりも重視されるようになったと考えるべきであろう。スラバヤと同様に、ブスキでも農民は気候条件が許す限り10~12月期には水稻作付を優先したのである。

[乾季作]

最初に、7-32表から各作物の作付比率を見よう。第1に指摘できることは、乾季作の場合には、農民にとって作物選択の余地は雨季作より大きいことである。第2にスラバヤと比較すれば、大豆の重要なことは同様であるが、乾季米の比重が小さくトウモロコシがより重要である、煙草が重要であるという違いがあり、また、これら以外の作物が占める比率は小さく、作物選択の幅は限定されている。第3に各作物の作付比率の推移を見ると、乾季米は36年の落ち込みはあるが、全体としてそれほど顕著な増減は目立たない。これに対して、トウモロコシは特に30年代後半期に比率をかなり低下させており、逆に大豆の伸びが大きい。また、煙草は減少傾向にあり、「その他」は34~36年に一時的に比率が高まったが、38年以降になると元の水準に戻ったといえる。以下では、これらを踏まえて主要作物の栽培動向をいまま少し検討してみよう。

まず、乾季米について見よう。7-32表からは33年以降の作付面積しかわからないが、別のデータによればブスキ理事州の30~32年作付面積は30年14千ハウ、31年13千ハウ、32年13千ハウであり["L.E.V.3e kwrt.1934"(*E.W.*1934):1925]、スラバヤとは違って32年には増えていない。この地域で拡大が始まったのは33年であり、7-32表の数字に従えば前年比で8,000ハウあまり増加した。しかし、スラバヤでは大拡大が見られた34年には2,400ハウほど縮小している。ところが、30年代後半期には、36年の減はあるが、全体としてはスラバヤとは逆に増加傾向にある。

こうしてみると、乾季米の作付の増減は糖業や農園煙草の栽培面積の動きとは関係が薄いように思われる。まず、32年には、乾季の利用可能水田面積はジュンブルの農園煙草の栽培縮小と糖業の栽培縮小により大きく増加したのであ

るが、ブスキでは乾季米は全く増えていない。先に見たように、この年の気候は前半期には良好であったが、7-9月期の東ジャワは一転して激しい乾燥に襲われたといわれ[ibid.3e kwrt.1932(Bijvoegsel E.W. 2 December 1932):3]、このことが影響を与えたであろうことは、7-25表で32年と33年の6-9月期の作付面積を比較することから推定できる。しかし、この年の7-9月の東ジャワの水稲作付面積は、乾燥が激しいにもかかわらず拡大し、1928/31年平均の33%増であると報告され[ibid.]、それは第1章で見たように明らかに糖業の縮小の影響が大きかったのであるが、ブスキではそれが現れていないのである。このことはまた、7-9表で見た糖業の中心地パナルカン県の33年水稲収穫面積が、利用可能水田面積増加により全作物収穫面積が増加しているにもかかわらず31年より減っていることから、窺えよう。こうして見ると、30年代前半期、糖業や農園煙草の縮小によって返還された水田に、農民はほとんど乾季米作付を拡大しなかったと考えられる。更に、30年代後半の作付増は糖業の栽培拡大と同時並行的に現れている。したがって、少なくともこの時期の拡大は、従来からこの栽培の中心地であったバニュワンギ県で水田が増加したことと関係が深いと考えるべきであろう。

さて、乾季作としてどの作物を選択するかには、気候条件とともに価格動向が雨季作以上に影響すると考えられる。ブスキはジャワの中でも籼米価格の落込みが特に激しかった地域といわれ、31年6月米価は27-28年同月平均の50%台前半にまで低下した[Nota voedselvoorziening 1931]。このことは、とりわけ米を大量に輸出してきたジュンブル、バニュワンギ両県には深刻であったと考えられる。前者では、籼価格は29年以来低下して32年価格は22-29年平均の30%という異常な低さに至り、この結果、米輸出額はf300万も減少したという[Rijke 1934:31]。また、後者でも7-35表から32年価格が31年を更に下回っていることがわかる。そして、このことは農民の籼米販売に困難をもたらすものであった。すなわち、バニュワンギ県では「精米所は現在の事態の推移の中で、多くのストックを抱え込もうとはほとんどしないようである。可能な限り、買付けと製品の販売とのバランスを取ろうと努めている。」[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451]と精米所の買付量の減少が指摘され、ポンドウォソ県やジュンブル県でも精米所は以前ほどには集中的に買付けをしなくなったといわれる[Onderzoek achterstand 1935:486]。また、精米所の支払方式については、既に前節で恐慌期に入ると前貸制が次第に減少し現金払いが増加したことを述べたが、このことはジュンブル県に関して「32年籼価格の異常な低さのため多数の前貸しを行った者がかなりの損失を出し、33年価格も常に下がり続けるので・・・この収穫に対しては以前よりも前貸しが減少した」[Rijke 1934:39-40]と報告され

ることからも確認できる。¹⁸⁾ このように、30年代前半期には、価格の低下によって利益を上げることが困難になった米商人や精米所に農民の粉を買い控える傾向が広まり、農民は価格低下に加えて販売自体が困難になり、また、前貸提供を受けることもできなくなり、米作から以前のように容易に現金収入を上げることができなくなったのである。

こうした状況を見れば、少なくとも34年初にバニユワンギ市場で米価が安定するまでの時期、農民がそれまでの乾季作物を米に切り換えるインセンティブなど起こりようがなかったといってよい。したがって、33年の拡大は気候条件回復によるところが大きいと思われる。

それでは、34年の作付後退はどのように説明できるのであろうか。まず、気候条件がスラバヤより特に悪かったということは窺えない。スラバヤとの違いは価格の動きにあった。先に見た通り、ブスキでは雨季稲作はスラバヤとは異なり33年10-12月期作付から大拡大した。また、34年の凶作率はそれほど高くはない。この結果、34年4-6月の収穫は例年を大きく上回るものとなり、そのことが「ジュンブル県では当初、粉米価格への信頼を人為的に高めることによって、価格を支えることが必要であった。」[L.E.V.2e kwrt.1934(E.W.1934):1426]とあるように、年初以来の価格上昇傾向を再びストップさせることになったのである。こうして乾季米作付期に至って価格が低迷したことが、その作付意欲をそぐ原因になったと思われる。

しかし、この頃から米をめぐる状況は好転し始めたのも事実である。先に述べたように粉米価格は次第に安定し、精米所の買付けも拡大した。パナルカン県では「もう営業している精米所はないにもかかわらず、デサ内での粉の個人的取引は決して小規模ではない。加えて、粉の買付けは県外の精米所や商人の手によっても行われる。パナルカン県の経済報告によると、1936年第2四半期にはブスキ郡で約10,000ピールの粉がプロボリングゴから来た商人によって買い付けられたという。」[Soekasno 1937a:334]と述べられるように、再び米流通は活発化した。こうして、米は再び有利な商業作物としての地位を取り戻したのである。30年代後半期の乾季米作付拡大の背景には、このような事情があった。¹⁹⁾

ただ、こうした作付拡大にもかかわらず、その全作物に占める比率は30年代を通してそれほど高いものではなく、利用可能水田面積に対する比率も最も高い39年で11.2%にとどまっている。このことは、バニユワンギ県を除いて住民が乾季水稲作にそれほど重きをおかないという構造が続いていることを示唆するものであろう。

乾季作でより重要なのはトウモロコシと大豆である。まず、トウモロコシは前節で見たように、それをほとんど栽培しないバニユワンギ県を除くと水稲収

穫後、至るところに栽培される最重要の裏作であった。トウモロコシ価格は第3章で見たように30年代初期に急落し、シドアルジョなどでは他の裏作物への転作が進んだ。ブスキでも価格は激しく低下し、この結果、30年代前半には、例えばパナルカン県のAsembagoes地区では「生産物買上げ、特にトウモロコシの買付けは華人もアラビア人も行うが、現在では市場価格、輸出価格の低下が続いているため、ずっと少なくなっている。以前には慣行であった前貸しはほとんど姿を消し、もはや慣行ではなくなったといってもよい。」[Niggebrugge 1934:402-403]と報告されるように、米と同様に流通が停滞するという状況が現れた。ブスキのトウモロコシは収穫面積で見ると全ジャワ・マドウラの10%前後を占め、従来からかなりの部分が他地域へ輸出されていたのであるが[Nota voedselvoorziening 1931:31; Rijke 1934:31]、この時期には農民にとって現金獲得の手段としての意義は低下したのである。

しかし、この時期、ブスキではこの栽培に対する農民の意欲は高かった。乾地作も含めた栽培面積は、7-31表によると明らかに33年頃までは拡大傾向にある。そして、水田作についても、32年8月の報告はその拡大の原因として「特に砂糖黍、煙草栽培の制限によって土地が自由になったこと」[Nota Regentenco nferentie 1932]を上げ、ボンドウォソ県の農業指導官が「1932年の後期作煙草はほとんどの部分がトウモロコシに代えられたと考える方がよい」[Onderzoek achterstand 1935:484]と指摘するように、農民は利用可能水田の増加に先ずトウモロコシ栽培の拡大で対応したと見られる。また、35年には農園煙草の栽培制限が緩められ、農園煙草栽培面積が乾季に6,000ハワ程度拡大したにもかかわらず、トウモロコシ乾季作はこの年にも作付を増やしている。こうして乾季作の作付面積は33-35年の間、高い水準を保ち、全作物比は40%前後を占め、利用可能水田面積に占める作付比率はそれぞれ26.8%、25.6%、27.3%と、1/4強を占めた。30年代前半期、水田乾季作としてトウモロコシは最重要の地位を占め続けたのである。それはおそらく、この地域ではトウモロコシが米に次ぐ主要な主食作物であるので、利用可能水田拡大という状況に対して、農民はさしあたりそれまで通りの栽培パターンで対応したということの意味するものであろう。

ところが、36年から栽培自体が急減し、38年までは前半期より一段低い水準にあり、比率も低下した。このことの理由としては、36年乾季には砂糖黍栽培面積も拡大したこと、30年代後半期の水田拡大が水田トウモロコシをほとんど作らないバニュワング県に集中したことなどが上げられよう。しかし、スラバヤの場合にはこの時期にもトウモロコシは拡大傾向にあること、後述する乾地作でも比率が30年代前半より下がっていることを考えれば、やはりトウモロコ

シの地位が相対的に低下したと判断せざるを得ない。その理由は不詳であるが、この時期の価格上昇にもかかわらず、ブスキ農民は他の作物をより重視したのである。

そして、水田乾季作の場合、30年代後半期にトウモロコシに代わって最も重要な地位を占めるようになったのは大豆であった。大豆作付拡大もまた、32年に砂糖黍栽培制限地が利用可能になったことをきっかけに始まった[Nota Regentenconferentie 1932]。ブスキでもスラバヤと同じように大豆はほとんどが水田乾地作であるから、収穫面積の推移はほぼ作付動向を示すものと見てよい。7-1表によると、それは31-32年には落ち込んでいるが、33年から大拡大したことがわかる。このことはこの時期の収穫量が、31年の9,017トンから32年には9,512トンに増え、33年には一挙に14,214トンへと50%近く増加している[spoorvervoer kedelee 1935:218-219]ことから窺える。

ところが34年には、スラバヤとは違って作付は若干減少している。この理由は、気候条件を別にすれば次のようである。33年の大豆作は東ジャワ全域で糖業の縮小地への作付が拡大した結果、大豊作を記録し、約30,000トンの過剰生産となった[Nota 4de Afdeeling 1934]。そのため大豆価格は全般的に下落したが、それは特に拡大の著しかったマディウン、クディリ、ブスキで激しく現れ、これらの地域では33年後半期に約40%の価格低下が発生した[L.E.V. 3e kwrt. 1933 (Bijvoegsel E.W. 8 December 1933):9]。そして、理事州内の栽培中心地ジュンブル県での34年価格は29年の1/4にまで落ち込んだ[Rijke 1934:31]。このように、価格低下が特に激しかったことが、栽培を減少させた理由であった。しかし、大豆作付はこの一時的な停滞を除けば、その後も急速に拡大している。そしてそれに伴って比率も上昇、36年にはトウモロコシを上回り、38年以降は40%を越えるに至った。ブスキの農民は、トウモロコシよりも大豆を重視するようになったのである。

こうした大豆の拡大の一般的背景としては、30年代前半期には価格低下が相対的に緩やかであったこと、後半期に入っても大豆輸入ストップにより価格が安定しており、販売も好調であったという、先に1章、3章で上げた状況があったと思われる。ところで、この地域の大豆生産の1つの特徴は、先に見たように州内でもジュンブル県に集中していることであり、それは30年代半ばに至っても変わらなかったと思われる。²⁰⁾ さて、ジュンブル産大豆はもともと他地域への輸出が多く、鉄道によってジョクジャカルタ、スマランへ輸送され、またパナルカン港やバニユワンギ港からも北海岸沿いに輸出されていた。いまそれを中心とするブスキ産大豆の輸出量を見ると、31年には2,009トン(生産高の22.3%)、32年3,047トン(32.0%)、33年4,917トン(34.6%)と、生産増に伴って輸出量、比

率ともに急増しており、33年の輸出量は全理事州中で最大である [spoorvervoer kedelee 1935:218-220]。したがって、34年に大豆輸入が制限され、実質的に外国産大豆の輸入がストップすると、ジュンブル産大豆に対する需要はますます高まったと考えてよい。30年代後半期の大豆作付面積の急激な拡大の背景にはこのような事情があったのであり、先に上げた一般的背景は、ブスキでは一層強く影響を与えたのであった。

こうしてこの地域の1940年大豆収穫面積はジャワ・マドゥラ全体の16.3%に達し、ブスキはジャワ最大の生産地の地位を占めるに至った [J.O.1941II:tabel 193]。そして、これに伴う価格の安定は大豆生産農民に大きな収入をもたらすものであったと考えられよう。そしてこのことは、ブスキ、とりわけジュンブルの農民が30年代後半期、煙草に代わる有利な現金収入源を獲得できたことを意味するものであった。

(2) 乾地における作付動向

乾地作の中心的な作物トウモロコシの作付面積は、7-31表によれば33年から35年までは減少し、36年に激増した後、再び減少傾向に入る。35年と36年の大きな変動には気候条件が大きく作用していると思われ、²¹⁾ ここからはそれが重視されたか否かは把握しにくいだが、7-34表から作付比率を見ると、33年、34年には60%を越えていたのが30年代後半からは下降して、39年には50%にまで低下している。乾地でのトウモロコシの地位は相対的に低下しつつあるということができよう。

また、陸稲も大きく減少している。この原因は、トウモロコシあるいはカッサバへの転作によるものであるとされる [Oogst en aanplant Februari 1938 (E. W. 1938):927] が、なぜ転作が行われるかの理由は不詳である。²²⁾ なお、36年の作付面積が大きく拡大しているのは2月-3月及び11月の拡大によるところが大きい [7-29表]、これはこの年の雨季の気候条件が極めて良好であったことによる。²³⁾ いずれにせよ、陸稲作付の推移は他作物の動向に左右される面が大きく、農民がそれ自体を優先したわけではなかったのである。

これらとは逆に、特に30年代後半に栽培が拡大し比率が高まったのは、カッサバと「その他」であった。カッサバはほぼ一貫して作付を伸ばし、30年代末には倍増している。その直接的な要因として、まず行政当局の農業政策を上げなければならない。38年の理事覚書によれば、行政側はこの栽培をボンドウォソ、パナルカンでは持続的に奨励してきたという。この結果、ボンドウォソ県では栽培は継続的に拡大し、それは従来ほとんど集約的に利用されて来なかった屋敷地においても拡大した。パナルカン県では食糧事情の改善を計るため、特に乾燥地帯での栽培を奨励し、ボンドウォソから大量の苗を輸入したという。

また、パナルカンでは、既に農民が自主的に各地でカッサバ栽培に着手しているとも述べられる[Mv0 Besoeki 1938]。

しかし同時に、30年代後半期に特に栽培が拡大した理由としては、第3章で述べた価格の変化をも見る必要がある。特にブスキでは、カッサバは補助食糧として自家消費される²⁴⁾だけではなく、かなりの部分が販売されていたと考えられるからである。先に見たようにボンドウオソ県ではガブレック工場が営業していたし、またスカスノによれば、パナルカン県では個々の農家のカッサバ栽培は小面積にすぎず、そこから税や負債返済などの現金を稼ぐのは難しいが、市場での小取引に出して日々必要な現金を稼ぐために重要な作物であると指摘されるのである[Soekasno 1937a:338]。こうしてみると、価格の上昇もカッサバ栽培拡大の背景にあったと見なすことができよう。

以上のように、乾地では30年代後半期からカッサバ志向が次第に強まるとともに、スラバヤとは異なり栽培作物の多角化が進行したのであった。²⁵⁾

(3)ココヤシ栽培の動向

次にココヤシの動向に触れておこう。栽培の中心地バニユワンギでは、31年後半期に生産量が半減したといわれるが[Verslag arbeid 1931:33]、それはこれが基本的にはコプラなどに加工される輸出向け作物であり、7-36表に示されるようにコプラ価格が30年後半から暴落したことによるものであった。その後、32年初めの数カ月には状況は若干回復し、バニユワンギでのコプラとヤシ油の輸出はコプラ換算で7,620トンまで上昇した(30年は4,306トン、31年は2,699トン)が[Nota Regentenconferentie 1932]、表示のように32年中ごろには再び価格が低下した。消費国が自給政策をとったこと、油脂を含む作物が世界的に増産になったこと、鯨油が増産されたことなどが、その理由である。こうして輸出が減少したため、栽培農民は東インド内の油工場への販売を増やし、ヤシ油の大半は内地消費され、住民の照明用、燃料用に向けられるという状態であった[1.0. 1934 I :154-155]。しかし、35年からは価格上昇が始まり、輸出量も増勢に転じたという[Ondernemingscultuur 1935:744]。このことは、バニユワンギの農民経済にとっては大きな意味を持つものであった。

(4)牛飼育の後退

最後に牛の飼育についても見ておこう。7-37表は各県毎の33年、36年、37年の飼育頭数を示したものであるが、いずれの県でも30年代後半期にはかなり減らしている。その理由は、価格が下がったことによって投資先としてのうまみが減少したことにある[Mv0 Besoeki 1938]。この地域の牛価格を見ると、ボンドウオソ、ジュンブル県では1928年にはf48であったのが、29年f45、30年f35、31年f30、32年f20、33年にはf12にまで低下した[Onderzoek achterstand 1935

:490,500]。またパナルカン県では31年に1頭f30であったのが35年にはf6-f10になった[Soekasno 1937a:346-347]。このように既に20年代末から下がり始めた価格が30年代に入っても低下する一方であったことにより、時間をかけて飼育しても利益を生まなくなったのである。更に、第5章で見た通り、糖業の栽培縮小及び牽引力としての利用が減ったことも要因の1つとして上げられよう。

4、住民農業変化の構造と意味

以上に述べてきた30年代恐慌期におけるブスキ住民農業の変化は、以下のようによまとめられるであろう。

第1に、この地域の住民農業は水田拡大という形で外縁的に拡大するとともに、土地利用の集約化をも進めることによって、この時期に発展したといえることができる。しかし、ここでもやはり集約化は恐慌による経済の悪化に即応したのではなく、農産物価格の安定が契機となったと考えられる。

第2に栽培作物の点では、米は主軸であり続けたが、もう1つの主要作物であるトウモロコシや煙草の地位は明らかに低下した。代わって、この時期には大豆とカッサバが重要になったのである。そしてこうした変化に対して、糖業の栽培動向はスラバヤのように大きな影響を及ぼすものではなかったが、それは糖業の占める比率がスラバヤほどは大きくなかったことからすれば、当然であろう。これらの変化をもたらした基本的な要因は価格の動向にあり、農民は有利な作物を巧みに選択したといえてよい。しかし、それによってもなお、各県毎の地域的な特徴は、30年代を通してそれほど変化しなかったと考えられる。

第3に、農産物の流通はスラバヤと同様に30年代初めには一時的に停滞したが、すぐにまた盛んになった。そして、30年代を通して農産物輸出地域としてのブスキの地位はむしろ高まったのであり、この結果、この地域の住民農業の商業的性格は変わらなかったのである。

それでは、このような状況は、5章、6章で検討した農園農業の変化ともあいまってこの地域の農民経済にどのような影響を及ぼしたのであるだろうか。次章では、このことを考察することにしよう。

第 7 章 註

- 1) この地域に住むのは、本来ここの原住民であったウシン人とマドゥラ人及びジャワ人であるが、ウシン人はバニユワンギ県の、特にRogodjampi、Banjoewangi郡に多い。他方、マドゥラ人とジャワ人の分布状況を見ると、バニユワンギ県を除いてマドゥラ人の方が多く、特にパナルカン、ボンドウオソ両県ではほぼ全てがマドゥラ人である[Volkstelling 1930Ⅲ:17,22]。このようにブスキに住む人々の大半はマドゥラ人であるが、彼らは、普通、トウモロコシ1、米2の割合で混ぜたものを主食にする[Soekasno 1937a:334]。
- 2) この地域での凶作の原因の多くは、パナルカン県の例ではmentekと呼ばれる根ぐされ病であり、厚い雲に覆われた時期と厳しい日照の時期が交替する気候の年に集中的に発生するという[Memori Residen Bondowoso 1929:179]。
- 3) Pekalen-Sampean灌漑区は、1907年6月11日付けの政庁命令no.3(Bijblad no.6741)で設置されたが、この地域で技術灌漑が展開するのはそれよりもずっと以前のことであり、パナルカン県Sitoebondo郡で1832年に最初の石造りの堰が建設されたSampean施設が最初である。詳しくはMv0 Bondowoso 1931を参照。
- 4) 例えばこの郡では、乾燥の激しい月になると毎年、数百家族がgadoeng(学名はDioscorea hispida、イモの一種で、正しく調理しないと有毒)を採集するために郡東部のBaloeran山へ移動すると報告され[Voedseltoestand 1931]、乾季には恒常的に食糧不足が発生していたことが窺える。30年代に入っても例えば35年9月の報告に、この郡のいくつかのデサから早魃の結果、普段より多くの人々が森の中でgadoengを採集するためにBaloeranへ出かけた[Verslag voedseltoestand September 1935:4]、36年9月には理事州全体の食糧事情は良好であるが、この郡だけはトウモロコシ凶作のために見通しが悪い[ibid September 1936:3]、12月にも乾地での第2回目のトウモロコシ栽培の凶作のために食糧事情は悪い[ibid December 1936:6]とあるように、しばしば凶作が発生して食糧事情は悪化した。特にこの36年の食糧不足は深刻であり、政庁は37年初め、困窮度の激しい人々に対して食糧の無償援助を行うべくf1,000の予算を用意した。しかし、それだけでは不十分であり、経済部は3月18日、東ジャワ省知事の提案にもとづいてさらにf2,500を追加するよう総督に申請している。これについては、Economische Zaken 1937b 及び Gouverneur Oost-Java 1937b を参照。
- 5) 同時期の県別分布を示すデータは得られなかったが、20年代初めのバニユワンギ、ジュンブル両県の精米所数が27[Memori Residen Besuki 1922:166]、

32年のパニューワング県では大規模精米所が17、他にそれ以上の数の水力を利用する小規模精米所がある[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451]、32年にジュンブルでは精米所が11ある[Onderzoek achterstand 1935:480]とこれらの県では精米所が多いのに対して、ボンドウオソ県では31年には2ヶ所[Mv0 Bondowoso 1931]、32年には3ヶ所[Onderzoek achterstand 1935:480]と少ない。パナルカン県については不詳である。

- 6) なお、この時期にこのような前貸しの対象になったのは稲だけではない。ジュンブル理事は、この精米所の高利貸の他に栽培中のトウモロコシに対する前貸しをも上げており、それは「特にBanjoewangiとBadjoelmatiの間の地域で現れる現象である」と指摘している[Verslag Woeker II, bijl.2:37]。
- 7) なお7-11表に示される各郡の雨季作の作付時期を見ると、10-12月期の作付はSitoebondo郡が最も比率が高く、以下、Soemberwaroe郡、Panaroekan郡と続くが、これは糖業の36/37年栽培の面積の大小と照応したものである。Besoeeki郡で10-12月期の作付が極めて小面積なのはこの郡では糖業が栽培を停止したままであることによると考えられる。
- 8) 下表は1935年の乾地利用状況を示したものであるが、3郡の数値は7-13表に示される数字とほぼ一致しており、またSoemberwaroe郡では利用頻度が高いことが窺われる。

郡	a, 1935年 乾地面積	b, 1935年 収穫面積	b/a x 100
Sitoebondo	9,468	7,074	74
Panaroekan	6,645	5,788	87
Besoeeki	23,125	24,970	108
Soemberwaroe	23,612	30,334	128
パナルカン県	62,850	68,166	108

単位：ハク

出所：Soekasno 1937a:337

- 9) 例えば Mv0 Besoeeki 1938 によれば、この段階でも裏作物栽培の奨励が、なお大きな問題であると述べられている。
- 10) ココヤシは特別なヤシ園だけでなく、屋敷地や水田の畦の上でも栽培される。例えばRogodjampi郡では、屋敷地のほとんどにこの栽培が見られるという[Lette 1933, bijl.Rogodjampi:1]。
- 11) 同様の指摘は、パナルカン県についても見られる。これについての詳細はSoekasno 1937a:346-347 を参照。
- 12) 30年代に水田面積が拡大した地域としては他にもバタヴィア、バイテンゾルフ、プリアンゲル、チルボンの各理事州が上げられるが、増加率はいずれ

もブスキよりかなり小さい。また、乾地はバンテン、バイテンゾルフ、プリアンゲル、ジョクジャカルタ、スラバヤなどでかなり増加した。ブスキも含めてこれらの地域は基本的に周辺部に位置しており、こうしたところではなお耕地の外縁的拡張による農業発展の可能性があったといえよう。これらについての詳細は *I. U. 1932 II* - 1935 II : tabel 192、*I. U. 1936 II* - 1941 II : tabel 179 の数字を参照。

- 13) このような灌漑の整備を背景にして開墾を担ったのがどのような人たちであったかは不詳であるが、バニユワンギ県の場合、特に水田拡大が著しかった1935-37年の時期には県南部に多数の移民が流入していることが注目される[Mv0 Besoeki 1938]。ここでは彼らが水田開墾に当たったと考えてもよからう。他方、ジュンブル県では、Poeger郡にあるAlas Moening森林区(1,400ハウ)に対して、既に1929年から開墾申請が様々な人々によって出されていたが、31年になって初めて約500ハウについて住民に開墾許可が出された。しかし、この時、開墾者はこの森林の木に対する補償金として住民側はf300を納めなければならなかった。その後も開墾許可は増加し、34年までには1,240ハウの森林地が開墾のために住民に与えられたという。またこの1934年には、煙草農園の真ん中に位置するNogosarenの森林を伐採後に水田として開発する決定が東ジャワ省知事によって下された。こうして1936年には32.6ha、37年には77haの森林地の開墾許可が与えられた。ところで、この場合、開墾には当初f75/ハウの許可料を払うことが必要であったという(もっとも、この額は後にf35に減額された)[*ibid.*]。この2つの例では、開墾に際して納入する金額がかなり高額であることが注目される。その負担能力から考えると、これらに当たったのは近隣の上層農民であった可能性が高い。
- 14) この年の乾季のジャワの気候は、一般に4-6月は多雨であったが、5月にはブスキだけは例外的に小雨であった[L.E.V. 2e kwrt. 1932(Bijvoegsel *E.W.* 2 September 1932):3]。ところが7-9月期の東ジャワは一転して激しい乾燥に襲われたという[*ibid.* 3e kwrt. 1932(Bijvoegsel *E.W.* 2 December 1932):3]。これ以降の気候条件については、特別な記載がなく、ほぼ平年並みであったと判断される。
- 15) 1月にはバニユワンギとパナルカンで豪雨のため、月末に多数のトウモロコシ栽培が大きな被害を受け[Oogst en aanplant Januari 1934(*E.W.* 1934):319]、トウモロコシ凶作面積は2月が2,034ハウ[*ibid.* Februari 1934(*E.W.* 1934):482]、3月が4,090ハウに及び、この月にはジュンブルの栽培中の大豆も状態が悪い[*ibid.* Maart 1934(*E.W.* 1934):713,715]、4月には大雨のためにトウモロコシのための土地耕起がスムーズに進まない、煙草のための土地

耕起も停滞し、多数の苗床が被害を受けた[ibid. April 1934(*E.W.*1934):861,863]と報告される。

- 16) 35年に、水田作付が拡大したにもかかわらず乾地での作付が大きく減っていることの最大の原因はトウモロコシの減であるが、7-26表で見ると特に4-6月、11-12月という作付最盛期に少ない。この理由は恐らく、4月には大雨[ibid. April 1935(*E.W.*1935):847]、5月-6月の激しい乾燥[ibid. Juni 1935(*E.W.*1935):1175]、後述する11月から12月初めにかけての旱魃という気候条件に求められるであろう。逆に36年の乾地作付面積の拡大は異常に大きい。まず、一般的にはこの年はジャワ全域で気候条件が雨季も乾季も極めて良好であり、1917年以来の20年間では1930年に次いで凶作面積が少ない年であった[I.L.1936(*E.W.*1937):842,843,1942]という事情が上げられよう。ブスキの場合も7-31表によって月毎の作付面積を前年同月と比較すると、ほとんどの月で前年を上回っていることがわかる。ただ、拡大が極めて著しいのは1月(前年同月比+22,105ハ^ワ)、2月(+17,177ハ^ワ)、4月(15,164ハ^ワ)、11月(24,259ハ^ワ)、12月(27,256ハ^ワ)であり、雨季に集中している。このうち、前半期は前年の10-12月期には作付が35年同期と比べて31,411ハ^ワ減少しており、これを取り戻した形になっている。このことは、36年2月の農業監督官の陸稲に関する報告に「特にブスキ理事州では、ここ数カ月にわたって深刻な水不足を克服しなければならなかった地域において、現在なおかなりの面積に作付がなされている。このシーズンの陸稲栽培の合計は1935年よりも大きい。これは多分、西モンsoon水稲作が少なかったことが幸いしたものであろう。」["Oogst en aanplant Februari 1936(*E.W.*1936):532]とあることからすると、35/36年雨季の前半には雨が不足していたので乾地作の作付に支障が出たが、年が明けて天候が順調になり一挙に作付が進んだことを意味していよう。したがってまた11、12月の大きな伸びも、前年同期の作付面積がかなり小さかったことに原因のかなりの部分があるとみてよい。
- 17) 36年10-12月期の気候条件については註16)を参照。
- 18) 同様の報告はVerslag Economischen Toestand 1933 I :40 にも見える。
- 19) なお、36年には作付面積、比率ともかなり低下しているが、この理由は次の通りであると推定される。まず、7-25表からこの年の前半期の水稲作付面積を見ると前年より後にずれており、この結果、5-9月期の収穫面積も約5,000ハ^ワ大きいから、おそらくは雨季作の遅れにより乾季作に利用できる水田が前年より少なかったことが関係しているものと思われる。したがって、乾季作全体の作付も減少し、また乾季米よりもそれほど水を必要としない他作物への切換えが行われたと見られるのである。そしてそれとともに、やは

り価格の動きが関係していよう。3-25表によると東ジャワのカンボン米価格は各月において前年を下回っており、したがって、農民は別の作物への転作傾向を強めたと考えられる。

- 20) 30年代に入って、確かにその他の県でも大豆栽培は拡大したが、34年に政庁内務部が農業指導局と協議の上でポンドウォソ県低地部、パナルカン県とバニユワンギ県で大豆栽培キャンペーンを実施している[Mv0 Besoeki 1934]こと、7-10表で見たパナルカン県の1935年の水田大豆収穫面積2,717ハ^ウはたしかに31年と比べると+1,200ハ^ウ(+229.7%)と激増しているが、35年のブスキ理事州全体の水田作大豆収穫面積44,688ハ^ウ[7-27表]の6.1%にすぎず、また33年から35年までのパナルカン県の増加1,200ハ^ウは、理事州全体の増加6,772ハ^ウの17.7%にすぎないことから考えると、ジュンブル県集中は30年代半ばにも変わっていないと見てよい。
- 21) これについては註16)を参照。
- 22) 陸稲が減少傾向にあるのは、ジャワ・マドウラ全体の傾向でもある。これについては1-13表を参照。
- 23) この点については註16)を参照。
- 24) ブスキでも、34年にパナルカン県(Besoeki郡 Besoeki、Djatibateng副郡、Soemberwaroe郡 Ardjasa副郡)とポンドウォソ県(Pradjekan郡 Klabang、Tjerme副郡)の山間地域で実施された食糧事情に関する調査によると、カッサバはトウモロコシとともに主食の地位を占めていたという[Mv0 Besoeki 1938]。
- 25) このようなことの例として、ブスキではキャベツ栽培の拡大も上げられる。インドネシアでは既に恐慌前から都市近郊を中心に野菜や果樹の栽培が盛んに行われていたが、これらの一部はシンガポールなどへ輸出もされていた。そして、この輸出は恐慌期には大きく増加し、ブスキを主産地とするキャベツの場合には、1937年には2,400ト^ンに達したという。詳しくは Bruyn 1941: 30-31を参照。

第 8 章 世界恐慌とブスキ農民経済

本章の課題は、これまで述べてきた農園企業、住民農業の恐慌期の変化をふまえて、この時期にブスキの農民経済がどのように変化し、そのことが社会経済構造に如何なる影響を与えたかを検討することである。以下先ず、この地域の農民経済の特色に触れておきたい。

第 1 節 ブスキに於ける農民経済の特色

ブスキ理事は1938年の引継覚書で、この地域の経済の一般的特徴を次のように述べている。

この農業地域、それは特にマドゥラ人地区に関してであるが、そこには質実な住民が住み、どこでも土地と牛の所有から大きな収入を上げている。一般的にいて決してヨーロッパ農園栽培に完全に依存しているわけではなく、またそれが主要な収入源ではない。加えて、良好な煙草価格から極めて長期にわたって利益を得てきた。 [Mv0 Besoeki 1938]

要するに、この地域の農民経済は(a)完全な農企業依存型ではない、(b)住民農業からの収入が豊かである、(c)煙草栽培が大きな利益をもたらしてきた、と特徴づけられるのである。このように、この地域の農民経済は相対的には豊かなイメージでとらえられている。

しかし、これまで見てきたことから明らかなように、理事州内でも農企業の分布や住民農業のあり方には地域差が大きく、農民経済を考える場合、この点を考慮する必要があるだろう。以下、いくつかの側面からこの地域の農民経済の特徴を見ていきたい。

1、農民の収支の特徴

この時期の調査報告は、ジュンブル県とポンドウォソ県では「端境期は存在しない」ということをしばしば指摘している。その理由として上げられるのは、西モンスーン期には水田耕起とそれに続く田植え、煙草乾燥小屋での労働、煙草輸送が多数の人手を必要とし、労働力の輸入さえ必要であること、東モンスーン期には稲が収穫され、同時にコーヒーとゴムの農園が収穫、タッピングを行い、¹⁾ また、煙草農園は借入地で栽培を開始し、糖業は土地耕起と収穫を行うので労働力需要がピークに達するということであり [Onderzoek Djember 1932]、各作物の収穫期を見ると水田では稲3-8月、煙草11-1月、トウモロコシ9-1

月、乾地では煙草7-9月、トウモロコシ7-9月及び2-4月と、収穫が年間を通して切れ目なく規則的に続くことである [Onderzoek achterstand 1935:486]。

以上の記述は、明らかに煙草栽培農民を念頭においたものである。しかし、同一地域に存在するのではない糖業と煙草農園、コーヒー・ゴム園での労働機会を一緒に扱うなど、いささか無理な議論だという感も否めない。そこで、以下では先ず煙草栽培農民の収入状況をもう少し検討してみよう。Lette 1933 I :109-114 によると、ジュンブル農民の月毎の経済状態は以下のようである。

1-2月:水田耕起開始、もしくは終了した直後の時期。煙草からの収入は大半が手元に残っている。質入は増加するが、水田作トウモロコシの収穫によって若干緩和される。

6,7月:レバランと端境期のために質入は増加する。ただし、ジュンブルでは(a)煙草からの収入が多いこと、(b)12-1月に水田作、2-3月に畑作トウモロコシの収穫が多いこと、(c)煙草農園の借地の半分は住民が使用できることのために端境期は厳しくない。

6月 :水稲収穫がピーク。質入は最も少なく、逆に受出しが極めて多い。これ以降、11月に転換点が訪れるまで質入は再び増加傾向に入り、受出しは減少傾向に入る。

8,9月:大豆収穫により質入上昇カーブは鈍る。

10月:質入が最も多い月。

11-12月:煙草からの収入。受出しが特に増加し、質入は縮小する。²⁾

以上のように、煙草栽培農民の場合には収入は年中あるが、それが最も多いのは水稲収穫時期である6月の前後と、煙草栽培からの収入がある11-1月である。

それでは、農民はこれらの収入をどのように使ったのであろうか。前章でも触れたが、ポンドウォソの農民のケースでは、稲の収穫から得た現金収入を端境期にワルンから掛売で買ったものに対する支払い、デサ労役の買上げなどデサに対する支払い、質草の受出し、デサの住民からの借金の返済、粉買付業者から受け取った前貸金の返済などに充てるといふ。もし、これらを払い終わって手元に何がしかが残った場合には、煙草収穫期までの間の生活のために蓄えられるが、普通、稲からの収入は先に述べた支払いでほぼ尽きてしまう。他方、煙草からの収入は借金の返済、税支払い、家の修理、衣服の購入、水田借入れ、庶民銀行への返済に充てられる。こうして農民はこの時期にも収入を数日間から長くても数週間で使ってしまう、庶民銀行への返済の直後に再び融資の申請に来ることが多いという。それは、煙草栽培期に売ってしまった牛を次の稲の耕起のために買わなければならないことや、³⁾ 農具の購入・修理、更に家計維持の必要のためである [Linden 1932:19-20]。

以上のように、煙草栽培農民の家計では、特に水稲収穫期の6月前後と煙草栽培からの収入がある年末年始の頃の最も収入が多いが、その他の時期にも裏作からの収入がある。このように、その家計はたしかに完全に煙草農園に依存しているのではない。また、先の「端境期は存在しない」という指摘も一応は当たっているといえよう。ただ、同時に質入や借金がしばしば行われていることに示されるように、やはり主たる収入のある時期に比べるならば家計状況がよくないことは事実であろう。

さて、ポンドウォソ県でも Pradjekan 郡では煙草栽培は行われておらず、主要作物は稲、トウモロコシ、豆類であるが、ここでの農民の収入状況はどうか。庶民銀行の貸付・返済状況を見ると、この郡では貸付は10-2月に集中し10月か11月がピークである。返済は乾季にピークとなるが、必ずしも水稲収穫期と一致しない、1930年には豆の収穫期に返済が最も多かったと報告される [ibid.:16]。ここから、おそらくこの郡の農民は水田耕作費用に充てるために庶民銀行からかなりの借金をせざるを得ないのであり、そのことによって10-2月期に貸付が集中すると考えられる。煙草地帯ではこの時期が最も収入の多い時期の1つであったことと比べると、状況はかなり異なっている。また、豆類は商品として栽培されるものであり、かなりの収入をもたらすものであったといえよう。

また、ジュンブル県でも南部は糖業地帯であり、住民煙草の栽培も行われるが、農民経済の様子は農園煙草地帯とはかなり異なると考えられる。例えば1935年5月の食糧事情に関する報告には、「南ジュンブルでは糖業の栽培が完全に消滅し煙草の栽培制限が適用されたことによって、多数の人々は十分な食糧を入手するために必要な現金を利用できなくなった。」 [Verslag voedseltoestand Mei 1935:3]とあり、農民経済は糖業の動向に大きく左右されるものであったと思われる。

パナルカン県に関しては以上のような史料は得られなかったが、第5章で見た通り糖業が集中しており、また上述した南ジュンブルと比べても住民煙草栽培はなお少ないことから考えれば、農民経済は糖業依存が高かったと推定される。したがって、糖業の不振は農民経済に深刻な影響を及ぼすことになるだろう。

バニユワンギ県では、先に見たように水稲栽培は年中行われるので、そこからの収入時期は農民によって様々であるが、ヤシ栽培が年間を通して収入をもたらすので、収入の年較差は小さくなる。そして、米粉の商品化率が高いこと、ヤシは全て商品作物であることから、農民経済はこれらの価格動向に大きく左右されると思われる。

以上のように、農民経済は煙草地帯、糖業地帯、それ以外の地域でかなり状

況が異なっている。ただ、農民の経済は決して以上に述べたような農業や農園との係わりだけで成り立っているのではない。以下に、ポンドウォソ県のデサ銀行の貸付に関する33年の調査からいくつかの例を示そう。

[B.S.(デサ P)]

B.S.は以前から(Pデサ銀行から)融資を受けていたが、最近では1933年3月10日にf4を借り、現在、既に返済している。

彼女は返済状況が良好であり、滞納したことはない。しかし、彼女はデサ内の最貧困層であると見なされる。

彼女の占有物は小さなアンペラ製の家、狭い屋敷地と1/4ハウの畑地である。家族構成は、夫、妻、子供3人である。借入れ金は(米、果物などの)小商いに用いられる。彼女には他からの借金はなく、質入した物もない。

夫は小作人、牛の飼育小作(deelfokker)として働いており、子供達は、一番下は11歳であるが、手伝をする。作付と収穫は妻も手伝い、この時期には商いを止める。この時、彼女はデサ銀行から金を借りることはない。現在もそうである。(彼女は、現在、煙草を小作で栽培している)

最近の貸付は、日々の販売で得られたより多くの収入から返済された。f4の融資額は毎週f0.48づつ、10週にわたって返済されなければならなかった。彼女は、その仕事から毎日f0.20稼ぎ、週毎のf0.48の分割払い(tjitjilan)をすることは容易であったという。

ルマジヤンの副農業指導官と共同で行った調査の際、彼女は我々に1ametほどの粉と1,000本ほどのトウモロコシ(djagoeng simpenan)を見せた。

病気や何も売れなかった時にはどうやって現金を稼いだかという私の問に対して、彼女はジャワ・ジャガイモ(Javaansche aardappelen)を小作で栽培し、これを石油缶一杯売ることができ、f0.50の収入があったので、これから銀行への支払いができたと言った。

作付時期に現金が必要な時には、彼女は上に述べたのと同じ物を商う。彼女は粉とトウモロコシを買う必要はない。

だから、貸付は週払いとの関連からそれほど負担ではない。

彼女は1933年の税を既に完納している。

[Onderzoek desabanken 1933:988-989]

[B.N.(デサ M)]

B.N.は1933年4月1日に(Mデサ銀行から)毎週f0.60、10週返済の条件でf5を借りたが、負債残額は $3 \times f0.60 = f1.80$ である(滞納額ではない)。彼女は以前からしばしば融資を受けたが、決して滞納したことはなかった。

彼女の占有物は家1軒(半分が石、半分がアンペラ)と屋敷地である。家族

は夫、妻、義理の母、2人の小さな子供からなり、子供はまだ手伝いできない。

夫は小作人であり、田植え、栽培管理、収穫を行い、賃金として 5bawon 毎に 1bawon を得る。更に彼は小作人土地耕作者 (deelbouwer-grondbewerker) として、籾をハウ当たり 4^h 1^l 受け取る。彼は、1シーズンに 1.5^h 2^l ハウを耕作する。

妻と義理の母はラギ (ragi = 揚げて味付けしたココナツ) を作る。1000個のラギを作る場合、費用は f0.65 である。10個当たり 2セントで売れるから、1000個のラギの収入は $f2 - f0.65 - f0.33$ (Klakah までの往復輸送費と市場入場税) = f1.02 である。

1000個のラギを作るには、3日かかる。だから彼女の1日当たりの稼ぎは f0.34 であり、週に f0.60 の分割払いは容易である。彼女は 1933 年の税 f4.55 を完納している。

[ibid.:989]

[P.A. (デサ L)]

P.A. は 1933 年 4 月 16 日に f12 を (L 農民銀行から) 借りた。彼は既に分割払いで f4.50 を返済し、残りは f7.50 である。彼は滞納したことはない。借金の目的は栽培期間中の生活費に充てるためである。

彼は石造りの家と屋敷地、及び水田 1.5 ハウを持っており、家族構成は夫、妻と子供 2 人である。

水田栽培は妻が管理し、夫は煙草の商いで 1 日平均 f0.25 稼ぐ。妻は他に小さなワルンを経営し、1 日平均 f0.15 の稼ぎがある。合わせた収入は 1 日 f0.40 である。生活費は 1 日あたり f0.20 (彼らは籾とトウモロコシを持っている) なので、1 日に f0.20 の残りから負債を返済するのは容易である。

[ibid.:1062-1063]

以上の史料の中の B.S. と B.N. は、家の様子や占有地の規模、小作を行っていることから見て、貧困層に属するといつてよい。これに対して P.A. は水田占有面積が 1.5 ハウあること、家が石造りであることから、平均的以上の農民であると思われる。また、いずれも糖業とのかかわりはなく、煙草栽培については B.S. が小作でかかわりを持っているだけである。

さて、いずれの家族にも共通していることは、農業以外に様々な副業を行っており、それが家計の中で重要な役割を占めていることであろう。これはおそらく、この地域の農民に共通した性格であろうと推定される。次に、これらの家族がいずれもデサ銀行からしばしば借金をしていることも共通している。融資はいずれも 3-4 月という農業収入がない時期に行われている。この場合に注目

されるのはP.A.である。彼の一家は水田からの収入以外に副業で生活費の倍の現金収入を稼いでおり、かなり生活に余裕があると思われるのに、金を借りている。こうしてみると、ブスキの場合にもやはりスラバヤと同様に、端境期の借金は広範な農民にとって不可欠であったと考えられよう。

2、高利貸支配

さて、農民はこうした必要な現金を公的な金融機関からのみ借り入れていたのではもちろんない。むしろ、それ以外の方が多かったと考えられる。すなわち、この地域でもスラバヤと同様に華人やアラビア人の高利貸の活動が活発であった。このことを恐慌前の時期について見ておこう。

1929年の当時のジュンブル理事の報告によると、市場で活動する高利貸の大半は華人であり、Rogodjampi郡(バニユワンギ県)ではこのいわゆるmindringの数は1924年にはわずか2名であったが、27年には49名、29年には101名に激増したこと、またGenteng郡(ジュンブル県)では名前の判明するmindringは53名であるが、実際は100名を下らないであろうことが指摘される。また、ボンドウオソ理事も、華人が高利貸を営んでいると報告している[Verslag Woeker II, bijl. I : 3⁴]。ただ、これらの場合、一般に貸付は小額であり、また主として市場での住民の小商いを対象にしたものである。また、アラビア人高利貸についてもやはり市場での小額貸付を行うと報告されるが、同時にかんがりの高額貸付を行って借用証書を求める例や、給料の前貸を行うことも見られた[ibid. bijl. II : 12]。⁴⁾ これに加えて、華人やアラビア人は前章で述べたように、精米所や買上商人の活動を通して農民に前貸の形で金融を行ってきた。

しかし、この地域での高利貸の最大の特色は、ジャワ・マドゥラでは一般的に「アラビア人や華人と比較すれば、原住民で金貸しを職業とする者は少ない」のであるが、ここではハジでそれを行う者が多数いる[ibid. bijl. I : 6]という点であろう。すなわち、ブスキでは富裕で有力な住民が高利貸を営むことが特に多いのである。いま、そうした事例の1つを、1929年6月の調査から以下に掲げよう。

その後、私はマントリと一緒にデサ(Petoeng, ボンドウオソ県)に入り、様々な人々に質問を行った。ここでは1²ハリの水田を占有するデサ住民が多い。

彼らが言うところでは、ここでは多数の者がより富裕なデサ住民から金を借りている。なぜ県銀行から借りないかという私の間に対して、それはそれほどたやすいことではない、なぜなら現金は一度に必要なものでは

なく、2-3回に分けて借りるからだと答えた。また、それはそれほど多くの額ではなく、普通はf10を越えるものではないという。

どれだけの金額を借りるのかという問に対しては1 kempot、2 kempotなどという答であった。その方式は次のようである。

あるデサ住民が例えば1kempotに対して借り入れる場合には、彼はある額の現金を手にすることができるが、それは1 kempot、すなわち5 glajoengの粉で返済する。彼がいくら現金を手にするかは、金貸しがどれほど彼を信用しているかにかかっている。ある者は例えばf1.25を受け取り、他の者はf1.50、あるいはf1.75であるが、彼らが返済する粉の量は同じである。ある借手はf10を受け取り、8 kempotすなわち40glajoengを返済しなければならなかったが、これはほぼf16の価値があり、だから(利子は)決して安くはない。多くの人々が借りるのはf4からf10の間である。

華人の前貸しは行われてこなかった。たしかに粉はデサ内で華人のために買い付けられるが、これは原住民買付商人の手でなされ、彼らはこれによってf0.05/ヒ°ルを得る。

[Banck 1929:364-365]

この事例では現金貸付に対して粉で返済するのであるが、このことは金貸しである有力農民が利子からの収入とともに、こうして集積した粉を販売することによっても利益を上げていたことを推定させるものである。また、貸し手と借り手が同一デサに住み顔見知りであり、借りることができる金額が信用度によって異なるということは、この貸付を通してデサ内に支配・被支配関係が形成されることを意味している。この意味では、金貸しが村外に住む華人やアラビア人の場合よりも、この貸付の社会的な影響はより直接的なものであったといえよう。

そして、こうした融資が土地に対して向けられることもあった。以下の事例はそのことを示している。

「東洋外国人の高利貸ほどには知られていない」「ハジの高利貸」の事例として、ジュンブル理事は2つのケースについて報告している。

(1)Soemoは、2年前にあるハジに対して買戻し権付きで売却した水田(広さは1ハ°リ)を買い戻すためにf150必要であったが、この金額をハジ°Sから借り、「Soemoは毎月f10の利子、すなわち年利80%を払わなければならない」という協定を結んだ。この利子はSoemoの家の賃貸料であり、その家は負債が完済されない限り、ハジ°Sの所有物として見なされた。

(2)ハジ°Mは、1926年に彼の水田2.5ハ°リをf500でハジ°Abdoelradjakに売却し

た。この時、水田は3年後に買い戻さねばならないと決められたが、それまではこの水田は債権者の耕作に提供しなければならなかった。

[Verslag Woeker II, bijl. II :29]

ここではハジ、すなわち有力「原住民」が土地を担保にして金を貸している。(1)(2)の事例ともに、それは一定期間後に借りた金を返せば水田を取り戻すことができるという「買戻し権付き売却」の形をとっており、元の占有者はそれまでは土地の使用権を喪失するのである。そして、それは(1)の事例に示されるように、しばしば新たな負債を生じさせることになる。こうした取引の結末がどうなるかについては、後に詳しく述べることにしよう。

以上述べてきたように、ブスキの農民経済には、糖業地帯であるか、煙草地帯であるか、あるいはそれらの栽培が行われていないかといった諸条件に規定されて、かなりの地域的差異が見られる。しかし、その中でも共通しているのは、地域によって程度の差はあるものの、農業収入には時期的な偏りがあり、それを補うためには副業や借入れが不可欠であったことである。そしてこの結果、高利貸の活動が活発に展開したが、この地域では特に「原住民」高利貸が多数を占めることが特徴的であった。次節では、こうした特徴を持つブスキの農民経済が恐慌の影響によってどのように変化したのかを検討しよう。

第2節 恐慌期ブスキ農村経済の変化

1、経済変化の概観

この地域で恐慌の影響が感じられ始めたのは、31年後半期のことであった。この年の10~11月の経済状況に関する記述によると、特に北部諸郡において糖業での労働機会縮小の影響が出始めた[enquete voedselverhouding 1932]。⁵⁾ この年はまだ糖業の栽培縮小が本格化する以前であるから、パナルカン県などの糖業地帯では翌年以降、第5章で触れたように経済状態は更に悪くなったと推定できる。

しかし、煙草地帯では様相がやや違っていた。その中心地であるジュンブルではたしかに31年後半期には影響が出始め、「食糧は安く現金は高い」という農民の声が聴かれたが、他地域に比べるとその程度はずっと低いという。そしてその理由として、農民の多くがなお煙草栽培からかなりの副収入を得ている

ことが上げられている[Lette 1933 I:136-137]。また、32年の調査報告も、ジュンブル県では砂糖黍と煙草の栽培制限の影響で賃金や労働機会が縮小したのは確かだが、マドゥラ人輸入労働力の減少によってむしろ土地の住民にとっては労働機会が拡大したと述べている[Onderzoek Djember 1932]。更にこの時期の賃金の下がり方は僅かであり、これに対して日用品や衣服の価格低下の方が大きく、賃金労働者はむしろ利益を受けたとさえ報告される[Lette 1933 I:136]。こうしてみると、煙草地帯では糖業地帯より遅れて恐慌の影響が出始めたと考えられよう。

これに対してバニユワンギのヤシ栽培地帯では最も早く経済が悪化した。ここでは籾価の下落に加えて第7章で見たようにヤシとコブラ、更にバナナの価格が暴落したが、ジュンブルなどとは違って煙草や糖業からの副収入によってそれが一時的に緩和されることがなかったのも、すでに31年から農民の収入は大きく減少したといわれる[ibid. Bijl. Rogodjampi:16]。

このように、地域の農業構造によって恐慌の現れ方は一様ではなかったが、38年の理事覚書によれば全体として恐慌の影響が最も深刻になったのは1935-36年のことであった。

前任者が本理事州を離任した時(=1934年)、恐慌の最も深刻な時期はブスキではまだ始まっていなかった。・・・最も暗い時期は1935年から36年初めにかけて訪れた。この時、あらゆる分野で激しい後退が観察されたのであるが、それはまた農産物価格の低落と1934/35年西モンスーン期の煙草作の凶作のせいでもあった。このことは特に最も恐慌の打撃を受けたパナルカン県(Besoeki郡、Soemberwaroe郡)とボンドウオソ県(Pradjekan郡)についていえる。このことは、貨幣流通が激減したことからも明きらかである。住民は次第に最後の蓄えに手をつけ、牛を手放した。更に彼らは金の装身具や宝石を華人買上商人に譲り渡したが、華人買上商人達は質札をも買い上げて、貴重品を質屋から受け取った。

[Mv0 Besoeki 1938]

こうした状態が回復期に入るのは36年末-37年初からである。同じ理事覚書によれば、37年は一般的には住民にとってよい年であったが、それは第1に籾価格が良好であったことによるものであり、第2にトウモロコシ、大豆の価格は良好な状態が続いたこと、更にコブラとカッサバにも長期にわたって高値がついたことによるものであったという。この結果、ブスキ州内から州外へと輸送される産物の量は、36年と比較すると8-1表に示されるようにほとんどの品目で増加した。

ただ、理事覚書は同時に、この回復期には生活費が上昇し、特に米価の上昇

は非土地占有者や賃金生活者にとっては不利であったこと、また、農産物価格上昇の利益は必ずしも土地占有者のものになった訳ではなく、しばしば土地を担保に金を貸している者の手に落ちたとも指摘している。この最後の点は、後に詳述することにして、以下では、こうした経済状況の変化の内容について検討してみたい。

2、恐慌期農民経済の変化の中味

恐慌期のジャワ農村経済の変化については、一般的に現金不足、貧困化ということがしばしば指摘されてきたが、この地域でも、先に引いた38年理事覚書にあったようにやはり同様の事態が生じた。それでは、それはどの程度であったのか、またこれまで述べてきた農民経済構造の地域差とどう係わっていたのであろうか。以下では、地稅納入状況の変化と庶民金融の動向から考えてみよう。

(1)地稅納入状況から見た農民経済の変化

先ず、各時期の査定額と恐慌減額の比率をデータの得られた限り示すと、8-2表のようになる。ここから、恐慌減額は32年から実施されたこと、その後、その比率は引き上げられたが、それには地域差があり、特にジュンブル県の比率が低いことがわかる。

さて、パナルカン、ボンドウオソでは既に31年に農産物価格の下落のために地稅の徴収にかなり困難を伴ったと報告される。これは、恐らくは27年1月及び28年1月に、この地域に新しい査定が実施され、かなりの増税となったことと関連があろう。この結果、理事覚書は32年に予定されている中間増税は延期されるべきであると提言している[Mv0 Bondowoso 1931]。

こうして32年にはこの地域でも10-20%の恐慌減額が実施されるが、Soemberwaroe郡のみは状況が特に悪かったので、減額率は最終的には30%に引き上げられた[Mv0 Oost-Java 1933]。しかし32年のパナルカン県各郡の納入状況は、8-3表に示されるように、恐慌減額にもかかわらず前年より後退している。これは糖業が縮小したことと関連が深いと見てよい。ただ特に状況の悪いSoemberwaroe郡ではこの年に栽培縮小は実施されておらず、住民農業の不振が原因であると思われる。

次に、8-4表でジュンブル県の30-32年の納入状況を見よう。31年の納入状況は前年よりは後退しているが12月末には完納しており、経済状況の変化はそれほどではなかったことがここからも窺える。ところが32年には納入状況はかなり悪くなっている。中でもDjemberからRambipoedjiまでの4郡の動きは極端で、

8月末まで10%台であったのが翌月には90%近くに上昇している。この理由は、煙草農園がこの月まで地稅支払いを遅らせていたためであり、9月に払込が行われた結果、急上昇したのである。煙草農園は栽培に使用しない借入地の地稅についても、この年は従来通り全額を負担したという[Lette 1933 I:139]。Tanggoel以下の3郡は砂糖黍栽培が行われ、農園煙草は多くない郡である。納入狀況は8月までは煙草地帯4郡を上回っていたが、9月末の数字は逆に下回るものとなった。このことは、この地域の農民經濟が糖業の栽培縮小によってより大きな影響を被ったことを意味している。しかし、結局、この年も年末の滞納額はわずかf110に過ぎず[Rijke 1934:38]、ほぼ完納することになった。

さて、34年にパナルカン県で行われた地稅の中間評価改訂は恐慌減額とは別にかんりの地稅引下げをもたらした[Soekasno 1937a:362-363]。乾地については引下げ率は50%以上に及んだ。同様の改訂は35-37年に残る3県でも実施され、更にパナルカンについては38年1月に再改訂が実施された。このことによって、地稅査定額はかんりの減額になったという[Mv0 Besoeki 1938]。

地稅納入狀況に影響を与えるいま1つ重要なことは、新たに増加した水田に対する査定の問題である。先述のようにジュンブル県、バニユワンギ県では33-34年に水田の増加がそれぞれ4,000ha、13,000ha確認された。これらの水田は収量が良く、次の査定額改訂に先行するグループ分けでは最上グループに入れられるべきものであったが、この時の査定では經濟狀況を考慮して最も地稅が低いグループに分類され、課稅額は抑えられたという[Mv0 Besoeki 1938]。⁶⁾したがって、これらの新田の地稅納入は比較的容易であったと考えられる。

それでは34年の納入狀況はどのようなものであつただろうか。8-5表はそれを示したものである。納入狀況が相対的に良くないのはパナルカン県(特にSoemberwaroe郡)、ポンドウオソ県、バニユワンギ県のBanjoewangi、Rogodjampi郡であるが、理事によると若干の狀態の悪い副郡を除けば、年末には査定額全体が完納されるであろうという見通しが述べられる[Mv0 Besoeki 1934]。

35年以降の納入狀況は8-6表に示される。やはりジュンブル県が群を抜いて良好であるが、他の3県についても37年、38年頃から滞納率が1%を下回るようになり、30年代前半期に比べるとずいふんと改善されていることが窺われる。また38年の理事覚書も、この時期の地稅徴収について「特別な困難はなかった。各年末の滞納は特別の手だてを取ることを必要とするようなものではなかった。強制執行の書類はたいていの場合、執行に移す必要がなかった。」と述べている[Mv0 Besoeki 1938]。

こうして地稅納入狀況を見てくると、先ず第1にこの地域ではそれは一般にかなり良好であった印象が強い。このことは、この地域の納入狀況を1-40表に

掲げたジャワ・マドゥラ全体の状況と比較すると明きらかである。ジャワ・マドゥラ全体では、滞納率は早くも31年には8.5%に達し、以降、35年までは10%台を記録、36年から大きく減り、37年になってようやくほぼ通常の数字に戻っている。こうした巨額の滞納はブスキでは発生しなかった。第2に、州内の地域的な違いを見ると、大ざっぱにいて煙草地帯は納入状況が良く、糖業地帯及びバニユワンギのココヤシ地帯は相対的に良くないといえよう。そしてSoembarwaroe郡は特に状況が悪いが、これはこの郡の農業条件の悪さによるものである。

(2) 庶民金融から見た農民経済の変化

次に庶民金融の点からも農民経済の状況を見ておくことにしよう。まずはデサ銀行についてである。8-7表は33年までの銀行数の推移を示したものであるが、ジュンブル県とバニユワンギ県では30年代前半期にも数が増加している。いずれにせよ、これらの銀行は先に引いた農民の生活に関する史料からも明らかに、この地域の農民にとって極めて重要な役割を果たしていたといつてよい。⁷⁾

8-8表はこれらの銀行の営業状況を見たものである。ここからわかることは、第1にどの県でも貸付の引締めを実施していることであるが、これによって恐慌による経済の悪化に対応しているのである。第2には、返済状況が極めて良好であるということであろう。滞納はポンドウォソ、パナルカンで若干あるが、ごく僅かである。同様のことはポンドウォソ県のデサ銀行の状況を示した8-9表、ジュンブル県に関する8-10表からも窺える。そしてこれらの点については、1934年の理事覚書も「本理事州ではデサ金融(デサ銀行等)は極めて良好な状態にある。規則が良く練られており関係官吏が厳しく管理を実行しているおかげで、実質的に滞納はない。バニユワンギ県ではこの2年間にデサ銀行数がかなり増加したが、それはこの地域における発展の安定によって、それに対する需要が大きかったからである。」[Mv0 Besoeki 1934]と、高い評価を下している。

それでは、一般に貸付額や規模がデサ銀行よりも大きい庶民金融銀行についてはどうであろうか。まず30年代前半期(1930年8月-32年9月)の各月末の滞納状況を8-11表で見よう。ここからわかることは、第1にどの銀行も次第に滞納率が上昇しており、また、先に見たデサ銀行と比べると遙かに高いということである。しかし第2に、その中でも、ジュンブル県の状態は相対的に良好であり、滞納率が10%を越えるのは32年7月になってからである。これに対してポンドウォソとパナルカンは特に滞納率が高いことがわかる。また、バニユワンギは滞納率が10%を越えるのは早い、その後の上昇カーブは緩やかである。

次にジュンブル県の例から、この時期の営業状況をいま少し見ておきたい。8-12表は1910-33年の時期の貸付件数等の数字を示したものであるが、ここから

明らかなように、31年から貸付件数、貸付額が急減しており、かなりの引締めを実施したことが看取できる。それは31年には家畜価格が低下し、32年には糖業の土地借入れ中止と農園煙草の栽培制限が実施されたことに対応したものであった(先の8-11表で滞納率が32年後半から急増しているのは明らかにこの影響によると見られる)。そしてこの結果、特に32年後半から33年にかけてはf500以下の貸付は通常年の1/3に減少したという[Rijke 1934:32-33]。しかし、同時にこの県では滞納対策も集中的に進められた。すなわち滞納状況調査によれば、この県の滞納の少なさは、「第一義的にはしっかりした規律を維持し、同時に集中的な滞納対策を実施したところに求められねばならない」とされ、その具体例として、32年には581件、33年第1四半期には435件、34年には59件の告発を実施したことが上げられる[Onderzoek achterstand 1935:516-517]。このように、相対的に状況がよいジュンブル県銀行では、恐慌による経済変化に対応して引締め策をとるとともに、大規模な滞納対策を実施したのであった。これに対してポンドウォソ県銀行の状況は8-13表に示される。ここでもやはり32年から急激な引締め策がとられていることがわかる。しかし、年末の滞納率は格段に大きい。その内訳は8-14表に示される通りであるが、前年以前の貸付分が焦げついているのである。その原因について、先に引いた滞納状況調査は、この県での滞納対策の手ぬるさを上げている[ibid.]。

いずれにせよ、以上から見る限り、30年代前半には一般に各銀行は引締め策をとったが、営業状況にはかなりの地域的差異があった。こうした状況について、34年理事覚書も「庶民金融銀行ではジュンブル県のものが最も状況が良い。状況の変化を遅れることなく見分けるこの銀行の支配人のよろしき指導と見通しの確かさのおかげで、ここでは滞納は決して9%を越えることはない。」「バニュワングの銀行の貸付政策はあまりに慎重すぎて・・・それゆえ、何人かのアラビア人高利貸の活動に好都合な分野を提供することになった。」「ポンドウォソの銀行は・・・昨年の滞納をかなり抑えることができた。・・・この銀行をパナルカンの銀行とともに1人の支配人の管理下におくことが提案されているという。これは、極めて多額の滞納を抱える後者の銀行の憂慮すべき状態からすると、現状では考えられる対策であると思う。」[ibid.]と指摘している。こうして見ると、34年にはジュンブル県やポンドウォソ県では滞納が減少したこと、バニュワング県では強力な引締めを実施したこと、また、パナルカン県では依然として滞納が多いことがわかる。

それでは、30年代後半の状況はどうであろうか。8-15表は35-39年の各県銀行の状況を一覧したものである。38年の理事覚書によれば、35-36年にはジュンブル県を除いて滞納額はかなり多かったというが[MvO Besoeki 1938]、たしかに

それは表から窺える。ただし、パナルカン県は36年にはかなり改善されているし、また状況の悪いポンドウォソ、バニユワンギの数字も8-11表で見た32年段階のように大きなものではない。そして県毎に差はあるが、この頃から滞納率は減少傾向にあるとあってよい。いま、各県銀行の36年と37年の第4四半期の貸付額合計を比較すると8-16表のようになるが、ジュンブル県を除いて貸付は拡大している。そしてそれにもかかわらず滞納が減少していることは、この時期の経済の回復を反映するものである。

以上のことから明らかになるのは、次のことであろう。第1に庶民金融銀行の滞納状況では、30年代前半には特にパナルカン、ポンドウォソで多額の滞納を出し、後半期にはポンドウォソとバニユワンギが状態が悪かったこと、これに対してジュンブル県は一貫して状態が良かったということである。ここでも、地稅納入状況から見た経済の地域差とほぼ同様のことが窺われるのである。しかし、これらは37年頃には経済状況回復とともに大きく改善されている。第2に、デサ銀行、庶民金融銀行ともかなりの引締め政策を実施したことである。先に見たように、この地域の農民経済の中では端境期の借金が不可欠であったことを考えるならば、このことの意味は大きい。農民は当然のこととして、他の融資者に向かわざるをえなくなる。先に引いた34年の理事覚書にある、高利貸の活動の活発化というバニユワンギでの事態は、どこでも起こるのである。

3、経済変化に対する農民の対応

以上のような経済状況の変化に、やはりここでも農民は先ず生活の切詰めで対応した。例えばレッテは、ジュンブル県では既に31年に生活を儉約しなければならぬという観念が徐々に広まっていった[Lette 1933 I:117]、またバニユワンギ県Rogodjampi郡では、この観念の広がりとともに、スラメタン⁸⁾の回数がずっと減り金もかけなくなった、より少ないもので我慢し贅沢品は手放す、銅製の台所用品をブリキ製や土器に代えるといったことが行われたと指摘している[ibid. bijl. Rogodjampi:14-16]。

そしてこうしたことは、特に現金取引をできる限り減らす方向に向かった。例えば以前には現金納入が普通であったパンチェン労役は、現物納入が増えた[ibid.]。9) また、従来、農民は収穫期には比較的容易に粉を手放して現金に代え、それで牛や装飾品を購入していたが、煙草地帯でも可能な限り粉のストックには手をつけなくなった。だからこの時期にも、農民の手元には現金がなくなった[Onderzoek achterstand 1935:486; Lette 1933 I:117]。売買では、例えば鶏と米、石油と米といった形での物々交換が増加した[Onderzoek Djember

1932; Lette 1933 bijl.Rogodjampi:14]。この結果、市場における取引は後退した。そのことは、8-17表に示されるように各県評議会(regentschapsraad)が受納した市場税額の変化¹⁰⁾に現れている。ただ、ここでもジュンブル県の減少の仕方が相対的に緩やかであることが注目される。32年のジュンブル県調査も「市場からの収入の低下は、よそではもっと激しく、またより早く始まった」と述べている[Onderzoek Djember 1932]。

また住民農業では、雇用労働力に対する賃金、牛の借り賃などは低下しただけではなく、現物支払いに換えられ[Lette 1933 bijl.Rogodjampi:15]、相互扶助の適用が増加した[Soekasno 1937:348]。¹¹⁾

以上に加えて、この時期、この地域の農民が積極的に経済の悪い状況を切り抜けようとしたことも同様であった。そのことは、第7章で触れた農業の集約化や作物選択に示される。更に、パナルカンでは地域間の僅かな価格差を利用した小規模な生産物取引が大きく拡大した[Onderzoek Panaroekan 1932]、バニユワングでは小商業の発展が見られる[bedrijf VCW 4e kwrt.1936:170]と報告されるように、農民は農外副業収入をも積極的に拡大しようとしたのであった。

いずれにせよ、こうした形でこの地域の農民は恐慌期を切り抜けたのであった。

第3節 恐慌期の社会構造変化

さて、これまでは恐慌期の農民経済の変化を農民一般について論じてきたのであるが、最後にそれがこの地域の農村社会構造にどのような変化をもたらしたかという点を検討しておきたい。序章で紹介したように、エルソンにしたがえばパスルアンでは大土地占有者の没落によって農民層分解は中農平準化に向かったということになるのであるが、こうしたことはブスキでも生じたであろうか。以下では、この問題を特に大土地占有者に焦点を当てて検討してみたい。

1、土地所有と地主制

(1)不在地主制の展開

ブスキ理事州の土地所有形態もパスルアンと同様に世襲的個人占有であるため、糖業への土地貸出し、煙草栽培などとの関連で早くから農民層分解が進み、大土地占有が発展してきた[植村 1983a; 1983b]。

この結果、パナルカン県では20年代末~30年代初め、不在地主制が広範に展開

しており [Mv0 Bondowoso 1931]、その対極には多数の土地なし農民が存在した。32年の調査は、「耕地を持っていない戸主は、地方行政当局の見積では Sitoenbondo 17,000人、Panaroekan 9,500人、Besoeeki 16,000人である。」 [Onderzoek Panaroekan 1932]と指摘している。

同様の状況は、30年代半ばのスカスノの調査からも窺うことができる。8-18表は、その記述をまとめたものである。先ず占有者1人当たりの平均占有面積は、ジャワ・マドゥラ平均(675ル=1.35ハウ=ほぼ0.96ha)とほぼ等しい。しかし、「水田占有規模別人数」から明らかなように、5ハウを越える農家がかなりの数に上っている。そして、「水田非占有家族数」は全家族の半数を越えており、これに水田占有規模が1ハウに満たない農家数を加えると87%近くに達する。スカスノによれば、これらの農家は十分な収入の上がる乾地を持っていない場合には農業収入のみでは生活がかなり困難な状態にあるという。更にスカスノは、17,742家族、全家族の約26%が家は持つが耕地を持っていない、14,465家長、約21%が家も耕地も持たないと推定している [Soekasno 1937:329]。

そして不在地主が極めて多いことについては、次のように指摘されている。

この地域の土地占有形態は世襲的個人占有であるので、居住デサ以外で土地を購入すること(djoeal lepas または ilang)が容易である。行政当局が収集したデータによると、パナルカン県では28%を越える水田占有者が、その土地があるデサとは別の場所に住む。水田占有者の大半が別のデサ居住者のデサさえある。例えば、デサ Kedoengdowoでは429人の水田占有者の内、235人が他のデサに住む者である。デサ Kilenでは、158人の水田占有者の内、139人が他デサに住み、このデサに住む水田占有者は19人にすぎない。

[ibid.:353]

パナルカン以外の3県のこの時期の地主制の展開状況については史料がなく具体的にはわからないが、バニユワンギではやはり大土地占有の多いことが報告されている [Lette 1933 bijl. Rogodjampi:1]。また、この地域で特徴的なことは、ヤシ園を対象とした不在地主制が発展していることである。スカスノの調査では、次のように述べられる。

生産物を確保するための最も決定的な方法は、そこに植えられている木を含めてヤシ園を買い上げる(djoeal beli bebas)ことである。この地域の土地占有形態は世襲的個人占有なので、自分が住んでいる以外のデサの土地占有を手に入れるのは容易である。その結果、デサではしばしば土地面積の多くの部分が他デサ居住者の占有するところとなった。こうして、例えばデサ Soekodjatiのヤシ園の80%以上が、デサ Pakistadji, Pondokno ngko, Soemberdjo, Kaliredjo, Pakis 及び Banjoewangi市の住民のもの

である。デサ当局のデータによると、200人余りのヤシ園所有者のうち、このデサに住む者は47人にすぎない。

ただし生産物を確保するためだけには、この方法は普通は用いられない。

[Soekasno 1937b:543-544]

以上見てきたように、この地域では土地所有の分解が大きく進展し、不在地主制が広範に展開していた。それでは、こうした地主経営はどのような内容を持っていたのであろうか。

(2)地主経営の特徴

この地域の大土地占有者は、基本的には分益小作で土地を経営した。パナルカンでは、それは以下のものであった。

”lakoan”(分益小作)の場合、土地区画の処分権を持つ者は、占有者であれ債権者であれ、その土地を収穫の半分を受け取る条件で他人に耕作させる。

(中略)

この契約では、決して書かれた契約書は作られない。稲作の場合には、地主側が種籾を前貸しし、その分は後に収穫の際、初めて収穫物から引かれる。更に地主側は栽培費用を負担し、地域によっては播種費用をも負担するところもある。その他の作業のコストは小作人負担である。収穫物の分配に関しては、この地域では一般的には2つのバリエーションがある。第1のものは主としてBesoeeki郡で見られるが、小作人が種籾分を引いた後の1/3を受け取るというものである。Sitoebondo、Panaroekan、Soemberwaroe郡では、収穫物の中から種籾分の他に、なお一定の量(土地の肥沃度に応じて20-100glajoeng)の籾がいわゆる”panadjahoeng”として引かれるが、これは地稅支払いに充てられるものである。残った中から、小作人は半分を取り分として得る。

[ibid.:350-351]

こうした分益小作の展開状況については8-19表に示されるが、特にブスキ郡での小作人比率が群を抜いて高い。こうした地域差が生じる理由は不詳であるが、この数字は必ずしもそのまま地主制展開の度合いを示すものではない。それは、この地域の大土地占有者の土地経営は分益小作以外の方式でも行われていたと考えられるからである。例えばこの表で小作人の比率が低いPanaroekan郡やSitoebondo郡では、次に掲げるような形での定額小作制度がかなり広範に行われていた。

外部調査によると、主としてPanaroekan郡のみで土地貸出し(tapsiran)が良く見られる。

あらゆる危険を回避するために、この地域の大土地占有者は予め決められた2⁴ amet/ハウの量の粉を取穫後に支払うという条件で、土地を他人に貸し出す。この取引は、この地域では"tapsiran"の名で知られている。ニッヘブルッヘ(E.Niggebrugge)支配人は、200 ハウと推定される水田を持つ Sitoebondo郡の大土地占有者について言及し、彼はその土地をほとんど"paron"(取穫を折半する条件での分益小作)または"tapsiran"で第三者に耕作させていると述べている。 [ibid.:352]

この方式は、凶作のリスクを負担しないでも済むという点で、地主側にとり一層有利であった。29年の理事覚書に「(不在地主制のために)これらの水田は西モンスーン期の適切な時期に田植えを実施することは困難である。また、この地方では東モンスーン期には規則的な栽培はあまり多くない。」[Memori Residen Bondowoso 1929]と述べられ、また38年の理事覚書でも同じことが指摘されるように、こうした地主経営が生産力的にはあまり安定したものではなかったことを考えれば、それはなおさらであったということができよう。

他方、ポンドウォソ県では、1929年4月に デサ Toempang で行われた調査によると、「以前にはクーリーは現金を支払われることはなく、取穫の一部で支払いを受けたのであり、分益小作であった。農民銀行開設後、デサの人々はもはやこの方法をとることはなくなったが、それはクーリーに現金で払う方が有利であると考えたからである。」[Banck 1929:217]と指摘され、地主経営は現金借入れの容易化とともに分益小作から定額小作、あるいは農業労働者雇用へと移行する傾向があったことが窺える。また、ジュンブル県での大土地占有者の経営は史料がなく不詳であるが、第6章で触れたように、農園煙草栽培などの場合にはやはり小作を使用したと思われる。

パニュワンギ県の場合には、大土地占有者が多い地域では水田耕起は賃労働で行われることが多く、以前には1ha当たりf30³⁵が支払われていたが、32年現在ではf17.50^{f25}に下がった、分益小作は様々な形態があるが、極めて頻繁に用いられるという[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:450⁴⁵¹]。そして、ここの稲作労働慣行を見ると「田植え時には他人の助けを求めるが、それは隣人である場合が多い。後で除草と取穫も行う田植え手伝いの女性は、取穫の際に地域の慣行にしたがって取穫の1/6^{1/9}を手にする。除草は1²回が普通である。」[ibid.]とあるが、このことは取穫労働に参加できる者が既に田植えに参加した者に限定されているか、あるいは少なくとも田植え参加者のパウオンは特別な額であったということを示している。このような慣行がある場合には、一般に地主有利であると考えられる。

パニュワンギではこれまで述べてきたようにヨーロッパ資本の農園は少なく、

したがって土地なし層にとっての最大の現金収入源は地主のもとで労働機会を見つけることであつた。したがって、上に述べたように賃金の引下げが行われても、地主側が労働者を見つけることに困難を覚えることはなかつたと思われる。こうした地主側有利な条件が、上述した労働慣行の背景にあつたのではないかと推定される。

2、大土地占有者と恐慌

さて、恐慌の影響は、エルソンによれば、大土地占有者に最も壊滅的な打撃を与えたとされるのであるが、果たしてそうであろうか。以下、いくつかの点から検討しておくことにしよう。

先ず、この地域でエルソンのいうように小作人が小作料を払えなくなつて、地主制が衰退したであろうか。この点では先に引いたSitoebondoのある大土地占有者に関する報告に「彼はデサ内における影響力によって県内最大の土地占有者になつたが、それは多くの小農民の犠牲によるものであつた。それでも彼は、常に新しい借り手を見つけることができる。」[Niggebrugge 1934:404]とあり、小作人希望者がこの時期にも多かつたことが示され、また、先述のように定額小作さえ行われたことを考えるならば、この地域では状況が異なつていたと考えられよう。

さて、この大土地占有者は地主経営を行うとともに、土地の多くを複数の糖業に貸し付けていた。それでは、彼は糖業の栽培縮小によって壊滅的な打撃を被つたのであろうか。彼は、「いくつかの糖業は、彼が補償にもかかわらず、糖業が長期借地した土地の不使用あるいは各使用時期の延期に合意しなかつたので、かなりの損失を出すことになつた。」[ibid.]とあるように、契約変更交渉で糖業側の提案を受け入れることを拒み、結局、以前のままの借地料収入を手にすることができたのである。このような大土地占有者の抵抗については既に5章で述べたが、この地域では糖業の栽培縮小によって大土地占有者がエルソンのいうように単純に大きな打撃を被つたわけではなかつたのである。

次に、農産物価格の暴落に対して、大土地占有者がどのように対応したかを見ることにしよう。バニユワンギに関する32年の調査は次のように述べている。

収穫が始まるとともに、たいていの農作物の場合と同様に(粉の)取引は大きく停滞したようである。特に負債を返済しなければならない者が販売した。より豊かな農民はストックを貯蔵し、現金の必要に応じて販売した。・・・富裕農民は、供給量が多くて価格が下がる場合には、収穫時には売らない。彼らは良い時期に売れるように、生産物を後まで貯蔵する。しか

し、ほとんどの農民は収穫直後や、乾燥させた直後に売ってしまう。

[Rijstcultuur Banjoewangi 1932:451]

このように、大土地占有者は価格上昇まで売控えしたのであるが、同様のことはパナルカン県についても報告される。

農民は既に収穫直後に、その財政的義務を果たすために粉の大半を手放してしまう。そして大半の農民は1-3ヶ月経つとストックが底をついてしまう。いわゆる資本力ある農民だけがそれよりも長い期間ストックを保持するのであるが、その唯一の目的は生産物を良い値で売るためである。・
・9月に1ヒクタあたりf1.45という合理的な価格で実施されようとした政府による買上げが失敗に終わったという事実の原因は、ここに求められるべきであろう。この時には住民から20,000ヒクタを買付けできると予測が立てられたのであるが、実際には350ヒクタにとどまり、この結果、買付けはどこでも中止された。たいていの農民は既にストックを手放しており、他の者はより高い価格を求めた。

[Soekasno 1937a:334]。

このように、恐慌による粉価格の低落はたしかに農民全体に減収をもたらしたのであるが、現金不足は中小の農民にとってより厳しく作用し、経済力に余裕のある大土地占有者はこの段階でも相対的には多くの利益を追求することができたのであった。

以上要するに、大土地占有者は恐慌期の経済変化の中でも様々な方法により収入減を最小限に食い止めることができたのであり、エルソンがいうように壊滅的な打撃を受けて没落したのではなかった。それどころか、彼らはこの時期にも農民負債の激化という状況を利用して土地支配を拡大している。次に、それがどのようなメカニズムで行われたのかを検討することにしよう。

3、農民負債の激化と大土地占有者の土地支配の拡大

(1) 農民負債の激化

恐慌期のブスキ農民経済のもう1つの特徴は、ジャワ・マドゥラ一般におけるのと同様、現金不足に起因する農民負債の深刻化ということであった。それがどの程度に進行していたかということは、1937年にパナルカン、パニユワンギ両県で農民負債状況調査が実施されたこと、それを踏まえてこの年の末までにパナルカンではf35,294、パニユワンギではf21,426が負債解決のために政府から支出されたこと[MvO Besoeki 1938]などの事実から窺えよう。そして、このことはまた、農民負債が理事州内では特にこの2県で深刻であったことを物

語っている。¹²⁾

それでは、この時期になぜ農民負債の問題が深刻化したのであろうか。先に見たように、この地域の農民経済の中では現金の借入れそれ自体は当たり前のことになっており、また、農産物買付けに際して前貸金が提供されることも通常のことであった。こうした形での負債は、いわば農家経済の再生産にとって不可欠の構成部分をなしていたともいえよう。ただし、それは農民経済の収支バランスがとれている限りにおいてであった。

ところが30年代、恐慌期にはこの状況に変化が起こった。第1に、農園企業の不振、農産物価格の低下によって農民の収入は減少したが、支出はそれに見合った形では低下しなかった。そのことは、8-20表に示した籾価と地稅額の下がり方の違いを見れば明きらかである。また、逆に恐慌からの回復期には賃金や借地料は上昇したが、それは物価上昇には追いつかなかった[Mv0 Besoeki 1938]。第2に、前章で述べたように農産物の買付け自体が一時的に減少し、またその際の前貸しも以前より少なくなった。このことは、前貸しに頼ってきた農民にとっては決して負債からの脱却を意味するものではなく、新たな融資者をさがす必要が生じただけにすぎなかった。しかし、先に見たとおり、この時期には政庁の庶民金融機関はいずれも大規模な引締め策をとり、しかもその融資手続きには時間がかかり煩雑であった。¹³⁾

こうして、経済力の弱い農民は、とりわけ高利貸に頼らざるを得なくなるのであった。それでは、こうした農民負債の状況はどのようなものであり、それは大土地占有の拡大とどのようにかかわっていたのであろうか。以下、この問題をパナルカン県、バニユワンギ県での実態調査をもとに検討することにしたい。

(2)大土地占有者の土地支配の拡大

[パナルカン県]

パナルカン県では30年代、次のような農民への前貸制度が広く行われていた。

全県に広く見られる融資制度は、収穫後に一定量の籾を返済する条件で個人が行う前貸しであり、デサでは"paren"の名で知られている。この融資は作物が植わっている時にも土地耕起時にも行われるが、時にはそれ以前になされることさえある。(これが近い血縁間で行われる場合には)貸付に対しては補償はほとんど要求されない。・・・しかし、別の場合には厳しい条件での貸付が行われることがある。例えば、土地耕起時、あるいはそれ以前にf2.50~f3.50を借りた場合、収穫後に1ametの籾を返済しなければならない。籾価格は収穫直後にはf6~f7.50/ametであるから、金貸しは5~6ヶ月後に少なくとも100%の利子を実現することになる。収穫数ヶ

月後には粉は $f_9 \sim f_{10}/\text{amet}$ になり、金貸しはこの価格で販売すると更に高い利子を実現できる。農民はこの間、食糧ほどには多くの現金を必要とはしないので、彼は借りた金を再び粉に換えねばならず、それはたいていデサに住み粉のストックを持っている前貸し提供者自身から、貸付が行われた時期の市場価格で買うことになる。つまり、農民は f_3 というせいぜい $1/3 \text{ amet}$ の粉しか買えない額の借金によって、数ヶ月後には3倍を返済しなければならない。かくしてデサ Kalianget の Pa.B は f_3 から f_6 の借入れに対して収穫後に 2 amet の粉を返済しなければならなかったが、この金額は実際には $2/3 \text{ amet}$ の粉を買えるだけのものでしかない。だから彼は実際には元金の3倍を返済しなければならなかった。同じデサの Pa.W は収穫の2ヶ月前に Bo.B. から f_2 借りた。これに対して、彼は 25 gla joeng を返済しなければならなかった。この金額でこの間に彼が買ったのは粉 10 gla joeng でしかなかった。結局、彼は2ヶ月後に借入れ額の2.5倍を返済しなければならなかった。

現物が貸し付けられる場合には、2倍、時には5倍の量を返済しなければならない。デサ Soemberanjar の Pa.A は、G.B.T. から3缶 (blikken) のトウモロコシを借りたが、収穫後に15缶を返済しなければならなかった。Pa.D は、同じ華人金貸しから借りた2缶のトウモロコシについて約6ヶ月後に10缶を返済しなければならなかった。この金貸しは、かくして約6ヶ月で400%を下回らない利益を手にした。

現物で借りたものを現金で返済する場合には、その金額は貸付時に予め定められている。Pa.M (デサ Kapongan) は Bo.S. から 25 gla joeng の粉を借り、1ヶ月後に f_{10} を返済した。このことは、借り手は少なくとも 80 gla joeng の粉を、借金の返済のために売らなければならないことを意味した。したがって利子は1ヶ月当たり220%に達する。

[Soekasno 1937a:359-360]

以上の記述から、こうした前貸しが極めて高利であり、金貸し側が大きな利益を実現できることは明きらかであるが、同時に注目されることは金貸しがG.B.T.を除けば「原住民」であるということである。われわれは先に20年代末のジュンブル理事州においてハジ、すなわち富裕な「原住民」が高利貸を行うことが多いということに触れたが、パナルカンでも事態は同様であったといえよう。

さて、こうした負債は通常時であればそれほどには負担にはならなかったと思われるが、この時期には先述したような農民経済の収支バランスの悪化によって農民にとっては極めて重い負担となる。Sitoebondon郡の負債調査によると、

こうした負債の返済は地稅納入義務、ルンブンから借りた粉の返済、家計の維持、市場價格低下の結果、ほとんど不可能であると思われると指摘される[Economische Zaken 1937]。こうした結果、負債關係は継続し、更に次の段階へと発展することになる。

農民が彼の水田占有を質入せざるを得なくなるにはそれほど時間がかからない。・・・テサ Kedoengdowoの Pa M.は Pa S.に対する負債がf10に達した時、1934年、1/2ハウの水田をこの金額のために、Pa S.のところへ質入した。しかし、彼はこれを分益小作することを認められた。また、更に借金を重ねることを認められた。しかし、現在、収穫の半分しか手にすることができないことにより生じた収入減のため、彼はこの間、諸義務を完遂することがますます困難になった。だから、負債額がしばしば引き上げられてf34にまでなるのに時間はかからなかった。金貸し側は、貸付を更に引き上げることを危険であると考えたので、この水田は他の者に分益小作に出されることになった。

[Soekasno 1937a:364]

この質入では、土地は負債の返済時までは金貸し側により支配されるが、地稅は金貸しが負担する。負債は一定の回数 of 収穫を経た後に返済しなければならない(返済できる)が、期限が来ても返済できなかった場合には、一般に契約は質入側が借りた金を返済できるようになるまで継続される。このように金貸し側は土地支配を長期間継続しようとするのであるが、このために分割返済ができないことが特に決められるという[ibid.:353-354]。

こうして質入された土地は、上述のように元の占有者あるいは第三者に分益小作させるのが慣例であるが、金貸しにとって更に有利な定額小作(tapsiran)契約で貸し付けることも見られた[ibid.:365]。

このように、この段階では占有權それ自体の移動はないものの、事実上の地主小作關係が成立することになる。こうした關係がどの程度に広がっていたかについては、Sitoebondo郡負債調査では調査テサの土地占有者の約40%に及ぶといわれる[Economische Zaken 1937]。また8-21表、8-22表に示される数字からもその広がりが窺えよう。

さて、こうした質入は更に次の段階、すなわち土地占有權自体の喪失へと発展することになる。スカスノは、その事情を次のように述べている。

農民は一度、上述した方式で質入を始めると、その土地占有を再び自由にすることは、一般に不可能である。幾度となく繰り返す現金不足のために、彼はしばしば新しい質入契約を結ぶことになる。Pa A(テサ Kedoengdowo)は、彼の水田3.350ハウの内、1931年に0.438ハウをf60で質入し、32年

には他の部分0.218ハウをf80で、33年には再び0.288ハウをf60で、そして1935年には最後に0.342ハウをf50で質入した。デサ Kenditの Pa S.は彼の水田面積3.081ハウの中から、1929年に0.250ハウをf90で質入し、32年には0.248ハウをf50で、34年には0.220ハウをf20、35年には0.125ハウをf12.50で、36年には0.125ハウをf18で質入した。これらの水田は公式にはなおこの農民の名前になっているが、彼は現在、1.25ハウを使用できるだけである。

貸付額の引上げ、あるいは新しい質入契約を結ぶことがもはや不可能になると、現行の土地質入を若干の追加払いによって買上契約(djoeal ilang)へと転換することが普通である。例えば、デサ Djetis の Bo.E.は水田0.220ハウをPa S.にf30で質入したが、1936年にこの金貸しにf6.50の追加払いを受けて土地を売却した。同じデサのBo.S.は、1935年にf20の借入れ額にf12の追加払いを受けて0.130ハウの水田を金貸しに売った。

[Soekasno 1937a:365-366]

このようにして土地占有農民は土地なしに転落し、その対極では大土地占有者の一層の土地集積が進むことになる。その最も顕著な例が、先に見たSitoebondo郡に住む約200ハウの土地を支配する大土地占有者であった。彼もまた「金貸しを職業とし、・・・土地を担保に、貸付額が一定の量の生産物と一緒に返済されなければならないという条件で現金を貸し付ける」[Nggebrugge 1934:404]ことを出発点にして、その広大な土地支配を実現したと見られるのである。[パニューワング県]

パニューワング県に関する農民負債調査で問題にされるのは、ヤシの木に対する前貸制である。これはヤシの実を確保する目的で行われるものであり、kont rakan、taoenan、sendenの3形態があった。その広がり具合については、8-23表のデサの抽出調査データに示される通りである。さて、この状況を調査したスカスノによれば、各契約の内容は大要次の通りであった。

kontrakanとは、融資者に対して生産物を全部売るという条件で、ヤシの木の占有者に前貸しを行うことであるが、この場合、価格は金貸し側がほぼ一方的に決めることになり、提供されるコブラの価格は同時期の自由市場の価格よりもかなり低く設定される。例えば、デサ Pakis の Pa M.は R. からこの契約によって f7.50 の前借りをした。彼の栽培は約90本であり、このうち40本が実を付けており、1回の収穫で平均して200個のヤシがとれたが、1936年12月に彼は100個当たりf1.50の価格でこれを農園で引き渡した。当時の平均市場価格はf2.75であるから、この価格にこのデサからパニューワングまでの輸送費100個当たり15セントを加味して考えると、木の所有者は収穫毎に、この負債関係のために $2 \times f1.10 = f2.20$

の収入減となったことになる。更に、これが収穫毎に繰り返されることを考慮すると、年間の減収は $8 \times f2.20 = f17.60$ であり、借りた金額の230%を越えることになる。 [Soekasno 1937b:544]

さて当時、ヤシの価格は変動がかなり激しかったが、これに対してこの契約関係ではどのような対応が行われたのであろうか。

デサ PakisのJ.は約50本のヤシを栽培し、これらは毎回の収穫では平均400個のヤシをもたらした。ロゴジャンピの華人 K.S.からの負債f50によって、彼はヤシ全部をこの華人に予め定められた100個当たりf1という価格で、ロゴジャンピで引き渡さなければならなかったが、取引に入った時(1936年10月)の一般取引価格はf2.50であった。この負債関係によって木の占有者は少なくとも各収穫毎に $4 \times f1.50 = f6$ 、年間では $8 \times f6 = f48$ の収入減となった。これは、借りた金の96%に当たる。そして、この間、1936年12月初めにロゴジャンピ市場の価格は100個当たり f3.80 にまで上昇したのであるが、引渡し価格は据置かれ、この上昇分から生じる利益はそっくりK.S.のものとなった。

他方、市場価格が協定価格よりも低下した際には、市場価格で生産物を引き渡させることができた。例えば1930年頃、PakistadjiのPa.SはPa.Lからf220を前借りした。この年の平均市場価格はf3.75/100個であったが、ヤシ引渡し価格はf3/100個に設定された。しかし、次の年からヤシの価格がかなり低下したので、Pa.LはPa.S.の経済状況の悪さにつけこんで市場価格で提供させることに成功したという。こうしてPa.S.の栽培は1収穫当たり平均して500個のヤシを収穫できたが、負債は6年間経ってもf120にまでしか減らなかった。 [ibid.:546-547]

次に"taoenan"は、正式には"djoeal beli taoenan"であり、債務者がそのココヤシを1年以上にわたって債権者に委ねる条件での融資であり、設定された期間が過ぎると、融資関係は停止するという一種の貸借協定である。以下はその事例である。

デサ PakistadjiのPa.B.は1934年、60本のヤシの木をf12.50の価格で2年間貸し出した。しかし、1年後、f33の支払いを受けて貸出期間は3年間延長された。そして、1936年、彼は再びf30の借金をし、貸出しを4年間延長した。つまり彼は9年間にわたってf75.50で貸し出したことになり、年平均ではf8.40である。他方、借り手の収入は $8 \times 300 \text{個} = 2400 \text{個}$ のヤシとなり、これは100個当たりf1という極めて安い価格で計算してもf24の粗収入をもたらし、収穫コスト、輸送コストを控除した後の純益はf14になる。同じデサのPa.M.は70本のヤシの木を、1935年11月にf61.60で10

年間、Pa M.に貸し出した。この貸出しは、翌年には貸出料をf79に引き上げることによって12年間に延長された。これによると年平均の貸出料はf6.50である。ヤシの収穫は年平均でだいたい $8 \times 400 = 3200$ 個であり、少なくとも粗収入でf32、純益でf19をもたらす。やはり同じデサの更に別の占有者Pa S.は、彼のヤシは80本であり、1回の収穫で450個の収穫があると述べた。1935年、彼はSoekodjatiのPa M.と貸出契約を結んだ。これによって彼は4年間、f22.50で貸出しをすることになった。この年、彼には更に現金が必要であったので、この金貸しに更に借金を求め、貸出期限は7年間に延長された。そして彼はf20を追加払いされた。したがって、ここでは年平均の借入れ料f6.07に対して、3600個のヤシの収入、現金に換算すると少なくとも粗収入でf36、純益ではf22前後となる。……集められたデータによると、例えばデサ Pakistadjiでは貸出契約の50%以上が、5年以上の期間のものである。

[ibid.:548-550]

第3のsendenとは、木を対象にする場合もあるが、一般にはヤシ園を担保にした貸付である。Soekasnoの上げる事例は次のようである。

デサ Pakistadjiのハジ S.は、60本の木からなるヤシ園を1935年12月にデサ KarangbendoのD.に対して、受出しは2年後から可能であるという条件でf37.50の金額で質入した。この栽培は1回の収穫で400個、年間3200個の収穫がある。当時の価格 (f1.25/100個) で計算すると年間の収入は $32 \times f1.25 = f40$ 、輸送コストと収穫コストを引くと約f32になるが、これは借りた金の85%強になる。(現在の価格f3/100個の場合には、これは粗収入でf96、純益でf88となり、借りた額の235%程になる。)

同じデサのハジ B.は水田にある合計16本の木を1936年7月に、f10でAに質入した。収穫毎の平均取量は150個であり、質入が行われた時の価格f1.70/100個で計算すれば $1.5 \times f1.70 = f2.55$ 、純益はf2.15となり、年間の純益は $8 \times f2.15 = f17.20$ 、すなわち借りた金の172%に達する。(現在のヤシの価格によると、いわゆる利子は約f33、元金の330%である。)

1928年、デサ PakisのS.N.はバニユワングのハジ S.に対して、f50で35本を質入した。金貸し側は現在、既に9年間にわたって収穫物を享受しているが、これは1収穫で平均250個を生産する。平均価格をf2.70/100個と設定すると(中央統計局のデータによれば、1928-36年におけるバニユワングのヤシ価格は100個当たりで、それぞれf5.95, f4.70, f3.75, f2.625, f2.-, f1.75, f0.70, f1.05, f1.82である)、この取引は金貸し側に1収穫で粗収入f6.75、純益f6をもたらし、年間ではf48、つまり貸付の96%に

なる。

デサ PakisのD.M.から1928年に11本をf11で質入されたDの取引はもっと利益が多い。1回の収穫では約100個がとれるので、この取引は金貸し側にf2.20もたらすことになる。1年間ではf17.60、160%となる。

[ibid.:550-552]

この契約では、ヤシ園、あるいは木の所有者が元金を返済するまでは、それらから上がる収益は利子として金貸し側のものとなる。taoenanの場合のように、貸付を再度延長して再び借金することもできない。しかも、ここでは質入側が地税を負担するのが慣例である。結局、質入側はヤシからの収入を失い、税負担だけが残ることになるのである。したがって、この契約はヤシ園占有者にとって最も条件が悪いものである。スカスノは述べていないが、こうした関係がヤシ園の売却につながることは明きらかであろう。この地域のヤシ園に不在地主が多いのは、こうしたことによるものと考えられる。

さて、こうしてヤシ園を質入した農民は家計維持、税負担のための現金収入を得るために、しばしば米粉の収穫を担保にして前借りしたり、水田をgarapan契約で貸し出したりするという。前借りの場合では、土地耕起の際、あるいはそれ以前にf0.50借りると収穫後に1ヒョルの粉を返済しなければならない。収穫直後の粉価格はf1.50-f2.-/ヒョルであるから、利子は5-6ヶ月間で少なくとも20%に達する。水田貸出契約では、貸出者側がそれを分益小作するのが慣行である。しかし、この場合、農民はヤシの質入での収入減に加えて水田収入も半減するので現金不足は更に深刻化し、水田貸出契約を延長することが多いという。以下はその事例である。

デサ PakisのPa D.が語ったところによれば、彼は1935年に水田にあるヤシの木15本をf13でハジ〇.に質入した。現金不足(特に地税と関係した)を埋めるために、彼は翌年もこの金貸しからf11借りなければならなかったが、この代わりに水田0.355haを彼に対して2"garapan"で委ねなければならなかった。

Pakisのある農民はヤシの木40本をf72.50でPa D.に質入した。また、残りの130本をバニユワンギのハジS.にf62で質入した。彼の水田占有0.776haを、4"garapan"、f20で貸し出したが、この契約は総額でf27.50の金で7"garapan"に延長された。

同じデサの別の農民Pa D.は、1931年に30本をf53.50でハジS.に質入し、33年には更に50本をf32で、35年には7本をf3.50で同じ金貸しに質入した。これに続いて、彼は水田0.958haの半分を1936年にf30、4"garapan"でハジD.に貸し出し、その後、残り半分のf14で2"garapan"、華人Tj.に

貸し出した。

[ibid.:552-554]

こうした前貸制度、水田貸出しがパナルカンの場合と同様に、やがて水田占有権自体の移動を伴う土地売買へと発展し、所有の分解が進行することは疑いないことであろう。

4、恐慌とブスキにおける農民層分解

以上、史料の得られたパナルカン、バニユワンギ両県について、恐慌期の農民層分解の様相を述べてきた。しかし、これが恐慌の影響によるブスキの社会構造変化であるとするには、なお2つの問題が残っている。それは、こうした傾向が果たしてブスキ理事州全体のものであるのか、それとも県毎の経済状況の差を考慮に入れる必要があるのではないかという点と、こうした状況が恐慌期の経済状況変化とどのような関連があるのかということである。

先ず前者については、ポンドウオソ県や、とりわけこれらと比較して経済状態が相対的には良好であったジュンブル県に関する史料が得られなかったので、明確な答を出すことは困難であるが、若干の見通しを述べておきたい。筆者は、これらの地域では煙草栽培からの収入が農民負債をある程度は緩和したであろうとは思いますが、やはり基本的には同様の事態が進行していたと考えている。それは、これらの地域でも土地所有は世襲的個人占有であり、農民間には土地占有規模にもとづいた経済格差が厳然として存在していたと見られるので、その結果、大土地占有者と零細農民との恐慌への対応の仕方には、当然先に述べたような差が生まれ、大土地占有者が零細農民の土地を集積する契機が発生すると考えられるからである。

後者の問題については、ブスキにおける地稅負課対象地の売買の登録件数を示した8-24表から考えておこう。ここに示される土地売買は、1935年第1四半期の報告書が「(東ジャワでは土地価格が安い)ため)現在、利潤追求のために土地を売ろうとしたり売ることができる者はいないので、この取引は一方に窮迫販売があり、他方に資本力の強い者の買上げがあることを示している。」[L.E.V. 1e kwrt.1935(E.W.1935):891]と指摘していることから考えると、これまでパナルカン、バニユワンギ両県について見てきたケースにおける土地喪失と同様の性格を持ったものであると見てよい。ただし、この数字はそのまま土地権の移動状況を表すものではない。ブスキでの土地買上契約(djoeal ilang)は登録されないことが極めてしばしばである[Niggebrugge 1934:405]から、実際の土地の移動はここに掲げた数字をかなり上回るものであると推定される。しかし、

この数字が土地所有の分解に関するおおよその傾向を示していると考えerことは可能であろう。

以上を踏まえて、数字の動きを見ると、恐慌の影響が出始めた32年から35年までは登録件数は低下すること、しかしそれでもかなりの売買が行われていること、経済の回復期に入るところから大きく増加していることがわかる。¹⁴⁾ このことから、先ず、恐慌の影響によって農民層分解のテンポは鈍化したということができよう。それは、この時期、農産物価格の暴落と販売自体の縮小のために、地主経営が必ずしも以前のように有利ではなくなったことと関係があるものと思われる。しかし、土地所有の分解それ自体は依然として継続していたのであった。そして、30年代後半、経済の回復によって農産物価格が上昇し、販売がスムーズに行われるようになると、地主経営は再び利益多いものとなり、この結果、分解に拍車がかかったのであった。

おわりに

以上に見てきたように、ブスキでは恐慌による経済状況の変化の中で、それまで既に大きく進展していた農民層分解は速度が緩まったものの継続し、30年代後半期には一層拡大した。30年代恐慌期のブスキ農村社会は、エルソンがいうように大土地占有者が没落し、中農が安定していたというイメージを描けるようなものでは決してなかったのであった。こうして恐慌期を通して、それまでこの地域において支配的であった農村の社会経済的関係は維持され、むしろ拡大させたのであった。

第 8 章 註

- 1) ブスキ理事州には永租借地上でゴムとコーヒーを栽培する農企業が多数あり、1931年の数字では101に達し、ジャワ・マドゥラの全理事州中で最も多い[1.0.1932II:tabel 229]。理事州内では、これらはジュンブル、ボンドウオソ両県に集中している[Mv0 Oost-Java 1931]。これらは地域住民に労働機会を提供し、関係する住民に貴重な現金収入をもたらした。
- 2) ただし、煙草からの収入は、農園煙草と住民栽培ではやや時期がずれ、前者では11-1月であるのに対して、後者はやや遅れて1-2月になる[Onderzoek achterstand 1935:486]。
- 3) 牛購入に対する貸付は下表のボンドウオソ県とジュンブル県の1928-33年の数字に示されるようにながりの額に上った。

年	ボンドウオソ		ジュンブル	
	融資頭数	平均融資額	融資頭数	平均融資額
1928	4,965	f49.-	5,799	f64.-
1931	4,703	f48.-	7,838	f40.-
1932	2,312	f32.-	7,098	f27.-
1933	1,540	f25.-	5,687	f17.5

出所：Onderzoek achterstand 1935:500

- 4) アラビア人高利貸による高額貸付の事例は次の通り。
 - a, Atmo某はアラビア人高利貸からf200を借りたが、10ヶ月後にf500を返済するという内容の借用証書に署名した。
 - b, Soemoはアラビア人からf20を借りたが、4ヶ月後にf35を返済するという借用証書に署名しなければならなかった。
 - c, Tirtoatmodjoはアラビア人からf75を受け取り、5ヶ月後にf90を返済するという借用証書を渡した。
 - d, ある華人の婦人は(借用証書を渡してアラビア人から借りた)f500に対して、毎月、利子をf30、年利では72%払わなければならない。
 - e, あるハジは(借用証書を渡してアラビア人から借りた)f1,000に対して約6ヶ月後にf700ほどの利子を払わなければならなかった。
 また、アラビア人高利貸による給料の前貸しの例は、「ごく最近、バニユワンギのある氏名不詳のアラビア人が、各月の20日から月末の間に国鉄の駅

を訪れ、そこで働く職員やクーリー達に、その賃金の『前貸し』を供与することを職業にしている。」というものである。

- 5) 例えばパナルカンでは失業した糖業労働者の中に魚釣りに従事する者もいたといわれる
- 6) なお、1931年6月2日に開催された地税の軽減問題を検討するための会議の席上での東ジャワ省知事マン(de Man)の発言によると、「ジュンブル県の水田は低すぎる(地税査定)グループに分類された結果、(地税納入状況は)異常に良好な状態にあり、(地税額を)もっと大きく引き上げてよいとするのに十分な根拠がある。」[Notulen landrente-conferentie 1931]とされ、ここではこれ以前にも水田の地税査定は低く見積もられたようである。
- 7) もっとも、全てのデサに村落銀行が設置されていたのではない。各県の1930年のデサ数はボンドウオソ県192、パナルカン県134、ジュンブル県213、バニユワンギ県134であるから[Verslag Volkscredietwezen 1930:70]、最大時にはそれぞれ29.2%、32.8%、37.6%、37.3%のデサにこの銀行が設置されていたことになる。
- 8) ただし、Onderzoek achterstand 1935:492によると、ジュンブル県では「現在のような状況のもとでさえ、スラメタンにはなおかなりの金額が充てられるようである。レバランやスラメタンへの伝統的な出費だけでも年間ではf15程度になることは、ここではなお普通のことである。もし、結婚式、割礼、あるいは葬式が加わるならば、多くの場合、収支バランスが完全に崩れることは自明である。」と、恐慌下でもなおこれに多くが支出されたことが指摘されており、Rogodjampi郡のケースとはややイメージが異なるようにも思われる。

なお、ブスキでのスラメタンは、a,農業に関するもの、b,イスラムに関するもの、c,人生の節目毎に行われるものに大別される。パナルカン県におけるそれぞれの内容は次の通りである。

農業に関するもの = ① abibit: 収穫前に行う、② olot: 脱穀前に行われることがある、③ naik sanggar: 稲が積み上げられた後で行う。

イスラムに関するもの = ① Malema祭 (Poeasa月21, 23, 25, 27日に実施、コストはf1)、② Lebaran祭 (Lebaran Poeasaの日及びPoeasa明け7日後、約f5)、③ Hadji祭 (Hadji月中、約f1.50)、④ Asjoera祭 (Asjoera月中、約f0.50)、⑤ Sapar祭 (Sapar月中、約f0.25)、⑥ Moeloed祭 (Moeloed月中、約f1)、これらのうちで最も重要なのはLebaranであり、宴会が最も大規模であるだけでなく、新しい衣服のための出費も行われる。

人生の節目に行われるもの = ① 誕生(約f5)、② 割礼(約f1.50)、③ 結婚(約

f10)、④葬式(約f5-f10)。

これ以外に、デサのスラメタン(slamatan desa)が行われ、その費用は年間20-50セントであるという[Soekasno 1937a:358]。

- 9) パンチェン労役はこの地方では kemitan と呼ばれ、年額f1-f2の現金払い、または10-20glajoengの籾で買い上げられることが普通であった[Soekasno 1937a:358]。
- 10) この金額は、市場取引の後退以外に市場税自体の引き下げ、また、パナルカンでは小取引に従事する多くの者が市場税を逃れるためにデサの道路沿いで商いをするようになったと報告される[ibid.:343]ような事情によっても規定されるが、おおよそ取引の状況を示すものと考えられる。
- 11) 相互扶助はここでは"djhak-ngadjhak"または"toeloeng-menceloeng"と一般的には呼ばれ、食事が出されるだけである。食事の提供は朝食(sarapan、行政当局の見積では1人当たり約2.5セント)と、完全な食事(約5セント)である。援助がまる1日続けば、2回目の食事を出すのが普通である。農民は援助者の助けを利用した後は、自分自身がこれを行うことを義務づけられる。もし、差し障りがある時には、代理を指名しなければならないのが普通である。だから、この相互扶助は、当然、農民が自分でできること以上に大きなサービスを求めないことになる。この相互扶助はたいていの場合、家族構成員や近所の人々といった、デサの中の小さい「小村」を構成する狭い範囲の中に限定される。デサ外の人がこの援助を提供することは、滅多にない。裏作栽培における労働提供の場合もたいていは稲と同様の方式がとられ、作業の大半は相互扶助で行われる。

ただし、水田耕作の中のいくつかの作業は、依然として賃金労働で行われていた。例えば、田植えはたいていの場合、賃金労働によるが、この場合、1ハウの水田は午前中(6-11時)1回に20人程度の女性労働力を投入すれば終わることができる。支払い額は1人当たり4セントであり、これに朝食がつく。以上の点について詳しくは ibid.:348-350, 359 を参照。
- 12) この際、パナルカンではデサによって農民に対して6年返済の負債解消貸付が行われ、貸付を受けた農民は自分の土地を分益小作で耕作して借入れを返済するという方式がとられたという。しかし、こうした政庁による高利貸対策は、しばしばそれによって支払われた現金を高利貸が再び新たな貸付に利用するという結果を招いたといわれる[Mv0 Besoeki 1938]。
- 13) 例えば、煙草買付業を営むMは、運転資金調達のために庶民銀行から融資を受けることをせず自分の牛を売ったが、その理由について次のように述べている。「(ジュンブル)庶民銀行からの融資は時間がかかりすぎ、面倒な

ことが多すぎる。申請してから1ヶ月以上経ってようやく、申請額を受け取れるのか、あるいは融資が拒否されたかがわかる。」[Krossok-rapport 1939:486] ところで、ジュンブル県銀行は以前から貸付手続きの煩雑さが問題にされてきたので、1937年第2四半期に改善が計られ、「申請の処理にかかる平均時間は、現在では長くても14日間に短縮された」[bedrijf VCW 2e kwart. 1937:624]と報告されるのであるが、上の例から見る限り、あまり効果が上がっていないように思われる。

- 14) なお、この表でブスキにおける増加時期がジャワ・マドゥラ全体の傾向と比較すると遅れて始まるのは、先に見たように、恐慌による経済悪化の時期がこの地域では一般的に述べられる時期よりも遅いことを反映していると考えられる。

終章 世界恐慌とジャワ農村社会

これまで本稿ではスラバヤとブスキという2つの地域を対象にして、世界恐慌が地域の農村社会にどのように波及したのか、それによって社会経済構造にどのような影響が及んだのかを具体的に論じてきた。最後にここでは、それらのことを踏まえて、いくつかの点を整理しておきたい。

1、ジャワの農民にとっての恐慌

先ず、ジャワの農民にとって世界恐慌とは一体何であったのかを考えておきたい。両地域に関する分析から共通していえることは、農民経済は輸出向け農園農業、食糧作物生産を通じて、世界市場の価格変動の影響をまともに受けざるを得なかったということである。すなわち、世界的な砂糖価格、煙草価格の暴落の影響が、ジャワの農民経済には雇用の縮小、借地料収入の大幅な低減という形で現れ、また世界の穀物価格の暴落がそれと連動していた農産物内地価格を引き下げ、この結果、農民に大きな収入減をもたらすことになった。要するに、ジャワ農民にとっての恐慌とは、何よりも失業と収入減であり、その結果生じた深刻な現金不足であった。そして、それはジャワの農村経済が19世紀の後半以来、東南アジアの植民地間分業を前提にして、輸出向け作物生産へと特化させられてきたこと、すなわちオランダの植民地支配によって社会経済構造がモノカルチャー化されてきたことの必然的な帰結であったということができよう。

こうした状況に対して、ジャワの農民は先ず生活の切詰めで対応した。それは特に、現金使用を可能な限り縮小するという方向に向かった。しかし同時に農民は、積極的に恐慌を乗り切ろうとした。それは第1に、耕地利用の集約化という形をとって現れた。しかしそれは、恐慌の影響によって経済が悪化し始めたことに即応したのではなく、むしろ、政庁の米、大豆などの輸入規制が行われたことの結果、農産物価格が安定期に入ったことを契機に始まったのである。農民は決して経済の悪化のためにやむを得ず土地利用の集約化を進めたのではなく、そのことが販売利益をもたらすからこそ土地利用頻度を高めてより多くの生産を上げようとしたのであった。このことは、ジャワの住民農業が商業的性格が強いこと、すなわち農民は作物価格の動向に極めて敏感であることの反映である。そしてそれゆえにこそ、農民は積極的な対応の第2番目の形、

すなわち、少しでも有利な作物を栽培するという、作物選択を通しての対応を取るようになったのである。

こうして、両地域ともに米を初めとする食糧作物の生産は大きく発展した。この結果、経済の悪化の中でも、30年代ジャワの食糧事情は比較的安定していた。しかし、そうした食糧増産は必ずしもそのまま農民一般の利益となったわけではなかった。

30年代前半の経済の悪化が激しかった時期には、農民は様々な現金負担を遂行するために、農産物とその価格の低下のゆえに以前よりも多く手放さなければならなかった。そして、それは必要部分までも販売せざるを得ない窮迫販売としての性格が強かったのであるが、この時期には農産物の取引は一時的に停滞し、その販売すら困難に直面した。ただ家計に余裕のある有力農民、大土地占有者だけが、価格が上昇する時期まで売控えることが可能であり、彼らはこの時期にも相対的には有利な販売を展開することができた。

30年代後半期、農産物価格が安定期に入ると、農産物取引は以前のような活発さを取り戻した。そして、特に輸入規制によってジャワ産の米や大豆は外領という新たな販路を見いだすことになったのであった。しかし、それにもかかわらず、やはり大多数の農民は収穫直後に作物を手放すか、あるいは前借りした現金のためにそれを高利貸や商人の手に委ねてしまわなければならなかったのであった。また、より多くの米が精米所等を通じて外領へ流出し、米価が上昇した結果、とりわけ下層農民は米を入手することが困難になり、30年代に入って始まった主食がより安いカッサバなどヘシフトする傾向はいっそう強くなった。このようにして、大多数の農民は、農産物価格の安定と流通の活発化から利益を引き出すことができなかつたのである。

そうした状況の下で、両地域とも共通して高利貸の土地支配が拡大することになる。これらの地域の農民経済は現金や粉の借入れを家計の不可欠の構成部分としてきたのであり、既に恐慌前の時期においても高利貸支配が進んでいたのであるが、恐慌による現金不足の深刻化すなわち農家経済の収支バランスの悪化、そして低利での金融が最も必要なまさにこの時期に、政庁の金融機関が貸付を引き締めたことによって、農民は一層高利貸への依存を強めなければならなくなったのであった。こうして、1930年代には農民負債が極めて深刻な状況に至るのである。

しかしながら、以上に述べた一般的な状況は、地域の社会経済的な特徴に規定されて様々な現れ方を見せる。それがどのようなようであったかを、次に考えることにしよう。

2、世界恐慌と地域の特徴

(1)糖業地帯と煙草地帯

本稿で対象としてきた地域を先ず輸出向け産業の違いから見ると、糖業地帯(スラバヤ南部3県及びパナルカン県)と煙草地帯(ボンドウオソ県及び特にジュンブル県)に大別される。そして、両者における恐慌の影響の波及の仕方はかなり違ったものであった。

糖業地帯では、農村社会経済はあらゆる面で糖業への依存が強かった。水田のほとんどが糖業に貸し出され、多数の農民が糖業労働者として賃金を得ただけではなく、住民農業に対するその規定性も、栽培のローテーションや灌漑規則などから窺えるように極めて強かった。したがって、糖業の栽培縮小は農村社会経済に直接的な影響を及ぼすことになった。

そして何よりもそれは、農民にとって最大の現金収入源の消滅を意味するものであり、その結果、農民の現金不足は一挙に深刻化した。とりわけ、スラバヤ南部3県の農民経済の悪化は、地稅納入状況に示されるようにジャワ・マドゥラの平均を上回るペースであった。また、プスキ理事州でも、経済の悪化は糖業地帯においてとりわけ顕著であった。

これに対して、ジュンブル県に代表される煙草地帯の場合は、30年代に入っても経済状況は相対的に良好であった。これらの地域でも糖業の栽培縮小の影響は大きかったと思われるが、その農村社会経済はスラバヤの場合ほど糖業に対する依存が強かったのではない。糖業に貸し出される水田の比率はそれほど高くはなく、また、農民の圧倒的多数が糖業で労働者として雇用されているわけでもなかった。そして住民農業に対する糖業の規定性もスラバヤほど強いものではなく、ここでは食糧生産は十分であり、他地域へ輸出さえ行ってきた。

むしろ、農民にとっての最大の現金収入源は煙草栽培であった。煙草栽培農民はその生産物が輸出されることを通じて世界市場と結びついており、ヨーロッパにおける価格の暴落によって大きな影響を被らざるを得なかったが、その事情は糖業地帯とはかなり異なっていた。それは、煙草栽培の場合、農園への土地貸出期間は乾季の半年にすぎず、主要な栽培期である雨季を犠牲にする必要がなかったこと、つまり農園煙草の栽培は住民農業の乾季作として、本来の栽培パターンをそれほど崩すことなく実施することが可能であったこと、さらに1農家の栽培面積はせいぜい1/2ハウにすぎなかったこと、したがって、煙草の価格が不振の場合は比較的容易に他作物への転作も可能であったことなど、糖業の場合と比較すると農民のそれへの依存性がそれほど高くはなかったことによるものである。更にまた、煙草はすべてが輸出向けに栽培されたわけでは

なく、とりわけ30年代には内地向け販売が増加し、そのことによって外国市場低落の影響が緩和されたことによるものであった。こうした結果、地稅納入状況や庶民銀行の營業状況は糖業地帯とは異なり、相対的には良好であった。

以上要するに、ここでは農村經濟のモノカルチャー化が糖業地帯ほどには進展していなかったことが、恐慌のショックを和らげたということができよう。

他方、こうした農園がほとんど意義を持たなかったバニユワンギ県では、農業生産の中心は米とココヤシであり、これらはいずれも商品作物としての性格が強かった。すなわち前者は精米所を通して大量に他地域へ輸出され、また、後者はコプラに加工され、外国へと輸出されてきた。この結果、この地域の農民經濟はこれらの價格動向に大きく規定されることになり、この地域の農民經濟は最も早く1931年には悪化することになったのであった。

これらのことは、恐慌の影響を検討する上で、地域の經濟構造、世界市場との結びつき方の違いを考慮に入れることが極めて重要であることを示している。したがって、ジャワの恐慌期の社会經濟變化をトータルに論じるに当たっては、なおいくつかの地域的検討が必要であろう。本稿で対象とした地域は、いずれも何らかの作物を通じて世界市場と結びついた地域であり、また生産力的には先進地帯であったことを考えるならば、とりわけ、輸出向け農業が十分には展開されていないような經濟的後進地帯、例えばボジョネゴロやマドウラといった地域における恐慌の問題の検討は、残された課題である。¹⁾

(2)共同占有と個人占有

次に、定期割替制共同占有(スラバヤ)と世襲的個人占有(ブスキ)という水田占有形態の違いが、恐慌期において持った意味を考えておこう。

第1にそれは、糖業の栽培縮小に対する貸出者農民の抵抗のあり方の違いとなって現れた。スラバヤでは共同占有に適合的なデサ単位の集合的借地契約が一般的であったために、栽培縮小に対して土地貸出者はデサぐるみで抵抗し、その結果、運動は単なる經濟要求の枠を越えて地域の秩序をも脅かすものに発展した。そしてそれゆえに、政庁の厳しい弾圧を受け、比較的早期に壊滅せざるを得なかったのであった。これに対して、個人契約が普通であったブスキの場合には、運動は村落内の大土地占有者がリーダーシップを取る、諸個人の抵抗として展開し、また、經濟要求に終始することになったのであった。そして、これによって運動はより長期間持続することとなった。

第2は、農民層分解のあり方に決定的な差をもたらしたことである。ジャワの農民層は一般的にいて耕地占有農民、屋敷地のみを占有する農民、土地なし農民に分類できるが、前者の土地所有制度のもとでは少なくとも制度的には各耕地占有者の水田占有面積は同一であり、差を生じさせる唯一の要因は村落

支配層の職田にあった。そして土地の売買は禁じられており、これを通しての土地集積はあり得なかった。ただ、現実には借地を通じての経営面積の拡大がかなり一般化しており、村落首長を中心とした有力農民の土地支配が進展し土地占有農民は決して一様な階層ではなかったのであるが、それはそれほど大規模な階層差を村落内で発生させるものではなかった。土地集積は、むしろ村外の華人やアラビア人高利貸の手による担保地の事実上の集積という形で進行したと考えられる。そして、このために、恐慌による経済悪化は村落支配層を含めた全階層を没落させることになり、農民は村外高利貸の支配下により深く従属し、高利貸の土地支配は更に一層進むことになったのであった。

これに対して、後者の形態のもとでは早くから農民層の分解が展開しており、村落内で実質的な経済的支配権を保持していたのは大土地占有者であった。彼らの多くは不在地主として地主経営を展開するとともに高利貸をも兼ねており、これを通して土地集積を実現したのであった。そして、そしてまた、これらの大土地占有者は恐慌期の経済状況の変化にも、一般農民と比較するならば相対的には有利に対応することができた。この結果、村落内の経済的格差はこの時期にますます拡大することになり、恐慌期にも彼らの土地集積はより一層進行した。こうして、この地域では1930年代を通して農民層の両極分解は一層進展することになったのであった。

以上のように見るならば、水田所有における共同占有と個人占有の差は、農村社会の構造それ自体をも規定するものであり、この段階でも極めて大きな意味を持っていたということができよう。そしてその解消は、独立後、1960年の農地基本法が全ての土地に近代的な所有権を付与するまで待たなければならないのであった。²⁾

おわりに

最後に、本稿では十分に論じられなかったことを2点だけ上げておきたい。

第1に、本稿では社会経済の変化を輸出向け農業と住民農業の分析を軸にして検討したが、農外産業についての検討は先行研究がほとんどなく、また十分な史料も得られなかったため、不十分であったといわざるを得ない。とりわけ、農村工業とスラバヤ沿岸部における漁業(養魚地)の問題は、これらの地域の経済をトータルにとらえる上で重要な検討課題として残されている。

第2に、分析を地域の社会経済構造の変化に集中したため、この時期のインドネシア経済を取り巻く状況変化との関連は必ずしも十分には論じられなかった。特に1930年代には第一次世界大戦期以来の日本のインドネシアへの経済進

出がますます盛んになり、とりわけ日本産の安価な綿製品が市場に大量に溢れることになった。そして、それは1934年以降、断続的に行われた日蘭会商と称される貿易制限をめぐる交渉を導くことになったのであるが、³⁾ 本稿で検討した地域の社会経済構造変化がそうしたインドネシア全体の状況変化の中にどのように位置づけられるかということは、植民地期インドネシア経済の構造的特質を解明する上で重要な課題であると思われる。

しかし、これらのテーマの解明のためには、分析の対象とする時期を押し広げることが必要であり、また、ジャワのみならず外領、更にはアジア全体の経済動向をも視野に入れて論じなければならない。今後の検討課題としたい。

終章 註

- 1) 管見の限りではこれらの地域における恐慌期の問題を扱った専論はないが、地域史研究としてボジョネゴロについては Penders 1984、マドウラについては Kuntowijoyo 1980 がある。
- 2) 1960年農地基本法 (Undang-undang No.5 tahun 1960 tentang Peraturan Dasar Pokok-pokok Agraria、9月24日制定)は、それまでインドネシアの土地法政を規定してきた1870年農地法を廃止し、新たな原則を定めたものであるが、その第2部「転換規定」第2条1項でそれまでの様々な形の土地権を世襲的排他的な土地所有権へ転換することを宣言している。詳しくは、日本国際問題研究所 1973:110-125 を参照。
- 3) 戦前期日本のインドネシア進出については、村山 1982、村山 1986、杉山 1990、小風 1990、ブース 1990 などを参照。

[引用文献・史料]

1、未刊行史料

本稿では、オランダ国立文書館(Algemeen Rijkarchief)所蔵の未刊行文書及び、レイデン大学付属図書館(Universiteitsbibliotheek Leiden)所蔵の旧植民省図書、オランダ国立民族学研究所(Koninklijk Instituut voor de Taal-, Land- en Volkenkunde)所蔵の刊行された同時代史料などを、主要な史料として利用した。未刊行文書で利用したのは、以下のものである。

(1)旧植民省文書：mailrapport(mr), Verbaal(Vb)、

mailrapportはインドネシア植民地から本国植民省へ送付された報告書であり、日付順に整理されており、例えば本稿で mr 157/32 と表示したものは1932年の第157番目のmailrapportであることを示している。なお、mailrapportには公開されたものと秘密のものがあり、後者は mr 155g/30 というふうに、番号の後ろに g をつけて表示される。また、これらの一部は植民省で主題毎に整理されて、Verbaal にまとめられた。mr 1654/31, Vb 19-12-31-8 のように表示されるものは、この mailrapport が Verbaal に収められていることを示している。Verbaal の表示の仕方は、日一月一年一番号の順であり、先の Vb 19-13-31-8 は1931年12月19日付け第8号のVerbaalであることを示している。Verbaal にも公開、秘密の別があり、後者は Vb 13-2-34-J^d のように、番号がアルファベットで表示される。

(2)Cultuurmaatschappij Wonolongan, 1895-1958

オランダ国立文書館所蔵の糖業会社の文書であり、本稿ではその中の dossier Aanplant(77ルナガ-:43)、Aanplantrapport(178,179)、Confidentieel(37,38)、Jaarverslag W.A.(Jaarverslag van de suikeronderneming Wringin Anom over ____, 114-120)を利用した。なお、Aanplant、Confidentieel は製糖工場と本社との間の往復書簡であり、工場宛のものは右肩に* を付けて本社宛のものと区別した。

(3)Cultuurmaatschappij "Kremboong en Toelangan" en "Sindang-Wangi", 1903-1965

これらも、オランダ国立文書館に所蔵される糖業会社の文書である。本稿で利用したのは、非公開の年次報告書(Verslag Kremboong, 1928-1940)及び本社から製糖工場宛の書簡である。

(4)Memorie van Overgave(MvO)

蘭領インド植民地では地方長官が交替する際、後任のために管轄地域の状況全般について覚書を残すことが決まりであった。これらの覚書の副本はオランダ本国に送付され、植民省文書およびアムステルダムの熱帯研究所(Koninklijk Instituut voor de Tropen)に所蔵されてきたが、近年、これらはI.D.C.社及びMMF社からマイクロフィッシュの形で出版された。本稿で利用したのは、このマイクロフィッシュ版である。

2、引用文献・史料略号

(1)欧文

Aanplant:

Cultuurmaatschappij Wonolongan 43, dossier Aanplant

Aanplantrapport:

Cultuurmaatschappij Wonolongan 178,179, dossier Aanplantrapport

Aanteekeningen voedselsituatie 1936:

Aanteekeningen nopens de voedselsituatie, de geldinkomsten en den algemeenen economischen toestand der bevolking, vooral op Java en Madoera in de laatste jaren, nr 199/36, Vb 14-4-36-19

afdeeling Landbouw 1931:

Hoofd van de Afdeeling Landbouw (Paerels) aan den Directeur van Landbouw, Nijverheid en Handel, no.L.E.346/B-5 Geh. dd.29 Juli 1931, nr 936g/1931

afdeeling landbouw 1932:

Hoofd van de afdeeling landbouweconomie van het departement van Landbouw, Nijverheid en Handel aan den directeur van dit departement, no.596/B-7, zeer geheim, dd. 16 December 1932, nr 1282/32, Vb 17-3-36-10 (*Het Economisch Beleid in Nederlands-Indie*, 2e stuk, 1974)

A. S.:

Archief voor de Suikerindustrie in Nederlandsch-Indie, 1893-1934

Ass.Resident Djombang 1934:

Assistent Resident van Djombang aan den Resident van Soerabaja, no.6527/10, dd.17 September 1934, nr 1311/34, Vb 17-3-36-10

Ass.Resident Djombang 1935:

Assistent-Resident van Djombang aan den Resident van Soerabaja dd. 17 Mei 1935 no. 2767/80, afschrift, nr 997g/35

Ass.Resident Sidoardjo 1931:

Assistent-Resident van Sidoardjo aan den Gouverneur van Oost-Java, no.64/geheim, dd.2 Maart 1931, nr 568g/1931

Ass.Resident Sidoardjo 1933:

Rapport van Assistent-Resident Sidoardjo, no.986/zeer geheim, dd.Juni 1933, nr 1047g/1934

Ass.Resident Sidoardjo 1933b:

Assistent-Resident van Sidoardjo aan Resident van Soerabaja, no.218/geheim, dd.10 Februari 1933, nr 241g/34

Banck 1929:

"Uit de dagboeken van de ambtenaren der centrale kas, Controleur J.A.Banck te Bondowoso, Juni 1929" (*Blaadje voor het Volkscredietwezen, 1929*)

Banck 1930:

"Uit de dagboeken van de ambtenaren der centrale kas, Controleur J.A. Banck te Bondowoso, Januari 1930" (*Blaadje voor het Volkscredierwezen, 1930*)

bedrijf VCW 3e kwrt.1936:

"Het bedrijf der Algemeen Volkscredietbank gedurende het 3de kwartaal 1936" (*UCW 1936*)

bedrijf VCW 4e kwrt.1936:

"Het bedrijf der Algemeen Volkscredietbank gedurende het 4e kwartaal 1936" (*UCW 1937*)

bedrijf VCW 1e kwrt.1937:

"Het bedrijf der Algemeen Volkscredietbank gedurende het 1e kwartaal 1937" (*UCW 1937*)

bedrijf VCW 2e kwrt.1937:

"Het bedrijf der Algemeen Volkscredietbank gedurende het 2e kwartaal 1937" (*UCW 1937*)

- bedrijf VCW 3e kwrt.1937:
 "Het bedrijf der Algemeen Volkscredietbank gedurende het 3e kwartaal 1937"
 (VCW 1937)
- Besluit Gouverneur-Generaal 1934:
 Besluit van den Gouverneur-Generaal van N.I., no.30, dd.17 December 1934,
 nr 1511/34, Vb 17-3-36-10
- Besluit Gouverneur-Generaal 1936:
 Besluit van den Gouverneur-Generaal, dd.22 Juli 1936, nr 741/36, Vb 19-11-36-7
- Blokhuis 1932:
 D.F.Blokhuis & E.R.von Liebenstein, "Over de beteekenis van de sojaboon als
 handelsproduct", *Landbouw VII*, 1931/32, no.9
- Blumberger 1931:
 J.Th.P.Blumberger, *De Nasionalistische Beweging in Nederlandsch-Indie*, 1931
- Boeke 1940:
 J.Boeke, *Indische Economie*, 1940
- Boomgaard 1989:
 P.Boomgaard, *Between Sovereign Domain and Servile Tenure, The Development of
 Rights to Land in Java, 1780~1870*, 1989
- Booth 1988:
 Anne Booth, *Agricultural Development in Indonesia*, 1988
- Breman 1981:
 J.C.Breman, "Het dorp op Java en de vroeg-koloniale staat" (*Symposion I*, 1981:187
 ~215)
- Broek 1949:
 P.J.van den Broek, "Bevolkingstabak" (*De Landbouw in de Indische Archipel*,
 deel IIB, 1949)
- Bruyn 1941:
 W.K.H.Feuilletau de Bruyn, *Tien moeilijke jaren voor Landbouw en Industrie in
 Nederlandsch-Indie 1930~1940*, 1941
- Burger 1939:
 D.H.Burger, *De Ontsluiting van Java's Binnenland voor het Wereldverkeer*, 1939,
- Burger 1975:
 D.H.Burger, *Sociologisch-economische geschiedenis van Indonesie*, 1975
- C.E.I.:
Changing Economy in Indonesia, 12vols., 1975~1991
- Confidentieel:
 Confidentieel, Administrateur aan Superintendent, Archief Cultuurmaatschappij
 Wonolongan 37,38
- Confidentieel*:
 Confidentieel, Superintendent aan Administrateur, Archief Cultuurmaatschappij
 Wonolongan 37,38
- Cramer 1929:
 J.C.W.Cramer, *Het Volkscredietwezen in Nederlandsch-Indie*, 1929
- Department BB 1931:
 Department van Binnenlandsch Bestuur aan den Gouverneur Generaal, no.A.I.x 1/1/3,
 dd. 3 Februari 1931, nr 1559g/31

Departement Financien 1935:

Departement van Financien aan den Gouverneur-Generaal, no.C.T.4/6/13, dd.25
November 1935, mr 30/36, Vb 19-11-36-7

Directeur L.N.H. 1933:

Directeur van Landbouw, Nijverheid en Handel aan den Gouverneur-Generaal, no.575
/A.Z.Geheim, dd.20 November 1933, mr 1386g/33, Vb 13-2-34-LtJ4(*Het Economisch-
Beleid in Nederlands-Indie, 2e stuk, 1974*)

Directeur Verkeer en Waterstaat 1934:

Directeur van Verkeer en Waterstaat aan den Gouverneur-Generaal, no.E1/2/10, dd.30
November 34, mr 1511/34, Vb 17-3-36-10

Directie Kremboong 1932:

Directie aan den Administrateur der suikerondernemingen Kremboong en Toelangan, dd.
28 December 1932, Archief Cultuurmaatschappij Kremboong en Toelangan, no.56

Directie Kremboong 1933:

Directie aan den Administrateur der suikerondernemingen Kremboong en Toelangan, dd.
26 April 1933, Archief Cultuurmaatschappij Kremboong en Toelangan, no.56

Djojohadikusumo 1952:

Sumitro Djojohadikusumo, *Het Volkscredietwezen in het Depressie, 1952*

Economische Zaken 1934a:

Departement van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.603/A.H./L.E.,
dd. 17 Augustus 1934, mr 1025g/34, Vb 21-3-36-12

Economische Zaken 1934b:

Departement van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.873/A.H.Geheim,
dd. 28 November 1934, mr 1340g/34, Vb 21-3-36-12

Economische Zaken 1934c:

Departement van Economische Zaken, *Geld- en Producten-Huishouding, Volksvoedingen
en -Gezondheid in Koetowinangoen, 1934*

Economische Zaken 1935:

Directeur van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.515/H.V.C.Geheim,
dd.15 Juli 1935, mr 790/35, Vb 21-3-36-11(*Het Economisch Beleid in Nederlands-
Indie, 2e stuk, 1974:426*)

Economische Zaken 1935b:

Departement van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.591/H.V.C.GEHEIM,
dd.13 Augustus 1935, mr 895g/35, Vb 21-3-36-11

Economische Zaken 1936:

Departement van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.2060/A.E.A.
dd.11 Februari 1936, bijla.A, mr 256/36

Economische Zaken 1937:

Departement van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.5132/A.E.A.,
dd.9 April 1937, mr 410/37, Vb 4-12-37-10

Economische Zaken 1937b:

Departement van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.879/U.Z.Geheim,
dd.18 Maart 1937, mr 251g/37, Vb 13-8-38-16

Economische Zaken 1938:

Departement van Economische Zaken, *Mededeelingen van het Centraal Kantoor voor de
Statistiek no.146, Prijzen, Indexcijfers en Wisselkoersen op Java 1913-1937, 1938*

Economische Zaken 1938a:

Departement van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.3771/Dir. Geheim, dd. 24 October 1938, nr 1010g/38, Vb 26-3-40-2

Economische Zaken 1939:

Directeur van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.1919/A.N. Zeer Geheim, dd.24 Juni 1939, nr 698g/39(*Het Economisch Beleid in Nederlands-Indie*, 2e stuk, 1974:473)

Economische Zaken 1940:

Directeur van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.423/Dir.Geheim, dd. 7 Februari 1940, nr 224g/40(*Het Economisch Beleid in Nederlands-Indie*, 2e stuk, 1974)

Economische Zaken 1940b:

Directeur van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.644/Dir. Zeer Geheim, dd.23 Februari 1940, nr 282g/40, Vb 18-6-40-13(*Het Economisch Beleid in Nederlands-Indie*, 2e stuk,1974:527)

Economische Zaken 1940c:

Directeur van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.1919/A.N. Zeer Geheim, dd.24 Juni 1940, nr 698g/40(*Het Economisch Beleid in Nederlands-Indie*, 2e stuk,1974:477)

Elson 1979:

R.E.Elson, "Cane-burning in the Pasuruan area:an expression of social discontent" (F.van Anrooi, et al, eds, *Between People and Statistics*, 1979)

Elson 1984:

R.E.Elson, *Javanese Peasants and the Colonial Sugar Industry:Impact and Change in an East Java Residency 1830~1940*, 1984

Elson 1986:

R.E.Elson, "Aspect of Peasant life in early 19th century Java"(D.P.Chandler et al. eds., *Nineteenth and Twentieth century Indonesia*, 1986)

Encyclopaedie:

Encyclopaedie van Nederlandsch-Indie

enquete voedselverhouding 1932

Residentiegewijze samenvatting van de in October en November gehouden enquete naar de voedselverhouding op Java en Madoera, nr 157/32, Vb2-4-32-6

E.W.:

Economisch Weekblad

Fasseur 1975:

C.Fasseur, *Kultuur-stelsel en koloniale baten. De Nederlandse exploitatie van Java 1840~1860*, 1975

Fasseur 1977:

C.Fasseur, "Organisatie en sociaal-economische betekenis van de gouvernementssuiker kultuur in enkele residenties op Java omstreeks 1850"(*Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde* 133, 1977):261~293.

Gadroen 1927:

Poertjaja Gadroen, "Schetsen van den Inlandschen Landbouw in Zuid-Djombang, De Inlandsche Tabakscultuur"(*Landbouw* vol.3, 1927/28)

Geertz 1956:

C.Geertz, "Religious Belief and Economic Behavior in a Central Javanese Town"
(*Economic Development and Cultural Change*, vol.4, 1956)

Glamann 1958:

K.Glamann, *Dutch-Asiatic Trade, 1620-1740*, 1958

Gonggrijp 1938:

G.Gonggrijp, *Schets ener Economische Geschiedenis van Nederlandsch-Indie*, 1938

Gouverneur Oost-Java 1933:

Gouverneur van Oost-Java aan Gouverneur-Generaal, no.1895/geheim, dd.25 Juli 1933,
nr 241g/34

Gouverneur Oost-Java 1933b:

Gouverneur van Oost-Java aan den Directeur van Binnenlandsch-Bestuur, no.211/13a,
dd.30 November 1933, nr55/34

Gouverneur Oost-Java 1934:

Gouverneur van Oost-Java aan den Gouverneur-Generaal, no.250/19, dd.11 Augustus
1934, nr 30/36, Vb 19-11-36-7

Gouverneur Oost-Java 1935:

Gouverneur van Oost-Java aan den Directeur van Binnenlandsch-Bestuur, no.225/19,
dd.25 Augustus 1935, nr 30/36, Vb 19-11-36-7

Gouverneur Oost-Java 1936:

Gouverneur van Oost-Java aan den Directeur van Financien, no.162, dd.31 Januari
1936, nr 256/36, Vb 18-6-36-22

Gouverneur Oost-Java 1937:

Gouverneur van Oost-Java aan den Gouverneur-Generaal, no.547/Gouv.,geheim eigen-
handig, dd. 22 Maart 1937, nr 268g/37

Gouverneur Oost-Java 1937b:

Gouverneur van Oost-Java aan den Directeur van Economisch Zaken, no.55, dd.12
Maart 1937, nr 251g/37, Vb 13-8-38-16

Groote cultures 1939:

"De groote cultures in 1939"(E.W.1940)

Handboek Suikerriet-Cultuur 1927:

Handboek ten dienste van de Suikerriet-Cultuur en de Rietsuiker-Fabricage op Java,
dl.5, 1927

Hove & Gerlings 1931:

W.ten Hove & C.Gerlings, "De verbreiding van de Kedeleevariteit no.27 in de
residentie Soerabaja"(*Landbouw*, vol.7, 1931/32)

Huesken 1989:

F.Huesken, *Een Dorp op Java*, 1989

huidige toestand 1931:

De huidige toestand van de suikerindustries en zijn terugslag op de bevolking,
nr 936g/31

I.L.:

"De Inlandsche Landbouw in ____"

Indische telegram 1936:

Indische telegram, no.38, dd.24 Februari 1936, Exhibitum 24-2-36-Kbt.Lt T38,
Vb 14-4-36-19

Ingleson 1979:

J. Ingleson, *Road to Exile, The Indonesian Nasional Movement, 1927-1934*, 1979
invoerverbod rijst 1932:

"Het invoer van rijst" (E.W.1933)

I.P.O.:

Overzicht van de Inlandsche- en Maleisch-Chinese Pers

I.U.:

Indisch Verslag 1931-1940

Jaarverslag Roekoen Tani 1934:

Jaarverslag Roekoen Tani 1934, nr 779g/35

Jaarverslag WA:

Jaarverslag van de suikeronderneming Wringin Anom over ____, Archief Cultuurmaatschappij Wonolongan, 113-121

Jaeggi 1949:

A.G. Jaeggi, "De tabakcultuur van de residentie Besoeki" (*De Landbouw in de Indische Archipel*, dl. IIB, 1949)

Javatabak:

"De Javatabak op de wereldmarkt" (E.W.1936)

Kahin 1985:

A.R. Kahin (ed.), *Regional Dynamics of the Indonesian Revolution*, 1985

Kessler 1929:

"Uit de dagboeken van de ambtenaren voor het volkscredietwezen, Controleur A. Kessler te Djombang, Maart 1929" (*Blaatje voor het Volkscredietwezen*, 1929)

Koningsberger 1948:

V.J. Koningsberger, "De Europeese Suikerrietcultuur en Suikerfabrikatie" (C.J.J. van Hall, *De Landbouw in de Indischen Archipel*, dl. IIA, 1948)

Koens 1948a:

A.J. Koens, "Peulgewassen" (C.J.J. van Hall, *De Landbouw in den Indischen Archipel*, dl. IIA, 1948)

Koens 1948b:

Koens, A.J., "Knolgewassen" (C.J.J. van Hall, *De Landbouw in den Indischen Archipel*, dl. IIA, 1948)

krossok-rapport 1939:

"Verkort rapport omtrent krossokhandel en crediet in de regentschappen Djember en Bondowoso" (*Volkscredietwezen 1939*)

Kuntowijoyo 1980:

Kuntowijoyo, *Social Change in an agrarian society: Madoera, 1850-1940*, 1980, Ph.D.thesis, Colombia University

K.U.:

Koloniaal Verslag 1848-1930

Laceulle 1929:

F.A.E. Laceulle, *Eindverslag over het desa-autonomie-onderzoek op Java en Madoera*, 1929

Lette 1933:

J.R. Lette, *Onderzoek naar de werking van het pandcrediet onder de Inlandsche Bevolking*, 2 dln met bijlagen, 1933

- L.E.V.:
- Landbouweconomisch Verslag
- Levert 1934:
- Ph. Levert, *Inheemsche Arbeid in de Java-Suikerindustrie*, 1934
- Linden 1932:
- K.C.Over de Linden, "Schuldverlenging in het regentschap Bondoowoso" (*Volkscredietwezen* 1932)
- Maandcijfers economischen toestand:*
- Departement van Economische Zaken, Afdeling Landbouweconomie, *Maandcijfers over den economischen toestand der inheemsche bevolking op Java en Madoera*, 1934-39
- Mandere 1928:
- H.CH.G.J.van Mandere, *De javasuikerindustrie in heden en verleden*, 1928
- Mansvelt 1925-26:
- W.M.F.Mansvelt, *Geschiedenis van de Nederlandsche Handel-Maatschappij*, 2 vols., 1925-26, Haarlem
- Mededeelingen statistiek 1930:
- Mededeelingen van het centraal kantoor voor de statistiek, I. Inlandsche Landbouw, Bijvoegsel no.LXII van de Korte Berichten voor Landbouw, Nijverheid en Handel van 18 Juli 1930*
- Mededeelingen statistiek 1931:
- Mededeelingen van het centraal kantoor voor de statistiek, I. Inlandsche Landbouw, Bijvoegsel no.LXXXVIII van de Korte Berichten voor Landbouw, Nijverheid en Handel van 2 October 1931*
- Memori Residen Bondowoso 1929:
- Memori Residen Bondowoso(A.H.Neys), 25 Juli 1929, nr 2527/29, *Memori Serah Jabatan 1921-1930 (Jawa Timur dan Tanah Kerajaan)*, Arsip Nasional Republik Indonesia, 1978
- Memori Residen Gresik 1930
- Memori Residen Gresik(W.C.Horninge), 2 November 1930 *Memori Serah Jabatan 1921-1930 (Jawa Timur dan Tanah Kerajaan)*, Arsip Nasional Republik Indonesia, 1978
- Memori Residen Surabaya 1924:
- Memori Residen Surabaya(W.P.Hillen), 4 Juli 1924, *Memori Serah Jabatan 1921-1930 (Jawa Timur dan Tanah Kerajaan)*, Arsip Nasional Republik Indonesia, 1978
- Memorie Toelichting 1933:
- Memorie van Toelichting van Ontwerp Ordonnantie, Departement van Landbouw, Nijverheid en handel aan den Gouverneur-Generaal, no.575/A.Z.Geheim, dd.20 November 1933, mr 1386g/33, Vb 13-2-34-J⁴
- Memorie Toelichting 1934:
- Memorie van Toelichting van Ontwerp Ordonnantie, Departement van Economische Zaken aan den Gouverneur-Generaal, no.14 0/L.V./L.E. dd.17 Februari 1934, mr 250g/34, Vb 11-5-34-5
- Metzelaar 1931:
- J.Th.Metzelaar, "Het wadoekstelsel en zijn waarde voor den landbouw" (*Landbouw* vol.7, 1931/32)

Mook 1940:

Directeur van Economisch Zaken(H.J.van Mook) aan gouverneur-generaal(Tjarda van Starckenborgh Stachouwer), no.644/Dir.Zeer geheim. Zeer veel spoed, dd.23 febr.1940, mr 282g/40, Vb 18-6-40-13(*Het Economisch Beleid in Nederlandsch-Indie*, 2de stuk, 1974:523-524)

M.W.I.Soerabaja:

Onderzoek naar de Mindere Welvaart der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera, Samentrekking van de Afdeelingsverslagen over de uitkomsten der onderzoekingen naar de Irrigatie in de residentie Soerabaja, 1907

Niel 1992:

R.van Niel, *Java under the Cultivation System*, 1992

Niggebrugge 1934:

E.Niggebrugge, "Het Particuliere crediet in het regentschap Panaroekan", (*Volkscredietwezen* 1934)

Nitiredjo 1932:

"Dipersembahkan di harapan Seri padoekan Jang Dipertoean Besar Gouverneur-Generaal dari tanah Hindia-Belanda, jang bersamajam di Bogor, Nitiredjo, dd. 20 April 1932", mr 241g/1934

Nitisastro 1970:

Wijoyo Nitisastro, *Population Trends in Indonesia*, 1970

Nota fabriekrijst 1940:

Nota betreffende de situatie van fabriekrijst, mr 224g/40(*Het Economisch Beleid in Nederlands-Indie*, 2e stuk, 1974:519)

Nota Regentenconferentie 1932:

Orienteerende Nota voor de Regentenconferentie in Oost-Java, dd.22 Augustus 1932, mr 882g/32

Nota 4de Afdeeling 1934:

Nota der 4de Afdeeling, dd.12 Februari 1934, Vb 13-2-34-J⁴

Nota 4de Afdeeling 1936:

Nota der 4de Afdeeling, dd.9 April 1936, Vb 14-4-36-19

Nota voedselvoorziening 1931:

Nota betreffende de te verwachten moeilijkheden in de voedselvoorziening op Java en Madoera, dd.13 November 1931, mr 1610/31

Notulen ASNI 1938:

Notulen van de gecombineerde Vergadering van het Departement "Besoeiki" van het ASNI en de Afdeeling "Bondowoso-Djember" van den J.S.W.B., gehouden op Maandag 18 Juli 1938..., Archief Cultuurmaatschappij Wonolongan no.50, dossier Algemeen

Notulen landrente-conferentie 1931:

Notulen nopens het verhandelde op de landrente-conferentie van 2 Juni 1931, mr 612g/31

Notulen landrente-conferentie 1932:

Notulen nopens het verhandelde op de landrente-conferentie van 29 Februari 1932, mr 424/32

Notulen vergadering Djombang 1934:

Notulen der vergadering gehouden op 27 Augustus 1934 ter bespreking van maatregelen welke getroffen moeten worden in het belang der voedselvoorziening der Inlandsche bevolking in het regentschap Djombang, mr 1311/34, Vb 17-3-36-10

- O'Malley 1977:
W.J.O'Malley, *Indonesia in the Great Depression: A Study of East Sumatra and Yogyakarta in the 1930's*, Ph.D.dissertation, 1977, Cornell Unveirsity
- O'Malley 1990:
O'Malley, "Introduction"(Anna Booth, et al,eds, *Indonesian Economic Hisitory in the Dutch Colonial Era*, 1990
- Ondernemingscultuur 1933,1934,1935,1936,1937:
"De ondernemingscultuur en de teelt van Inlandsche handelsgewassen in 1933,1934, 1935,1936,1937"(E.W.1934,1935,1936,1937,1938)
- Onderzoek achterstand 1935:
"Vergelijkend onderzoek betreffende den achterstand en de verstreking van seizoen crediet bij de volkscredietbanken - sedert April 1934 plaatselijke kantoren der A.V.B. - te Bondowoso en Djember"(*Volkscredietwezen* 1935)
- Onderzoek desabanken 1933:
"Onderzoek naar de werking van de desabanken"(*Volkscredietwezen* 1933)
- Onderzoek Djember 1932:
Onderzoek naar de gevolgen van de suiker-(en tabak-)restrictie voor de economischen toestand van de Inlandsche bevolking in het regentschap Djember, mr 1448/32
- Onderzoek Panaroekan 1932:
Onderzoek naar den invloed van de suikerrestrictie op den economischen toestand van de Inlandsche bevolking: Panaroekan, mr 1448/32
- Onderzoek suikerrestrictie 1932:
Onderzoek naar den invloed der suikerrestrictie op de economischen toestand der Inlandsche bevolking, mr 1597/32
- Ontwerp Waterreglement Oost-Java:
Ontwerp Provinciaal Waterreglement Oost-Java, mr 629/39
- Ontwikkeling krosok 1937:
"De ontwikkeling van de productie van krosok-tabak door de bevolking op Java en de tegenwoordige marktpositie van dat product"(E.W.1937)
- Oogst en aanplant:
"Oogst en aanplant der voornaamste Inlandsche landbouwgewassen op Java en Madoera"(E.W.1932-1940)
- opkooprijzen padi 1934a:
"De opkooprijzen van padi in het 1e semester 1934"(*Volkscredietwezen* 1934)
- opkooprijzen padi 1934b:
"De opkooprijzen van padi in het 2e semester 1934"(*Volkscredietwezen* 1935)
- Overzicht landbouwgewassen:
Overzicht van oogst, bijplant en aanplant der voornaamste Inlandsche landbouwgewassen op Java en Madoera(E.W.1932-1940)
- Overzicht voedselverhouding 1931:
Overzicht der werkzaamheden in zake de voedselverhoudingen, mr1654/31, Vb19-12-31-8
- Penders 1984:
Penders,C.L.M., *Bodjonegoro:1900-1942*, 1984

Pluvier 1953:

J.M.Pluvier, *Overzicht van de ontwikkeling der nationalistische beweging in Indonesie in de jaren 1930 tot 1942*, 1953

Poeze 1983:

H.A.Poeze(ed.), *Politiek-Politieoneele Overzichten van Nederlandsch-Indie, dl. II 1929-1930*, 1983

Poeze 1988:

H.A.Poeze(ed.), *Politiek-Politieoneele Overzichten van Nederlandsch-Indie, dl. III 1931-1934*, 1988

Politie-rapport 13 Juni 1932, no.121/s:

Politie-rapport van 13 Juni 1932, no.121/s, geheim, mr660g/32,

Politiek verslag Juli 1932:

Politiek Verslag over de maand Juli 1932 van Resident Soerabaja, dd. 5 Augustus 1932, mr 857g/32

Politieken Inlichtingendienst 1932:

Geheim rapport van den Politieken Inlichtingendienst te Soerabaja van 19 Mei, no.104/s, mr 560g/32

Procureur-Generaal 1934:

Bijlage van brief van Procureur-Generaal aan Gouverneur-Generaal, dd.23 Augustus 1934 no.3816/A.P. geheim, mr 1047g/34

Productie rijst en mais 1934:

Productie van rijst en mais(gepeld) in pikoels, mr 1274g/34, Vb 23-3-36-8

Provinciaal Blad Oost-Java 1938:

Provinciaal Blad van Oost-Java, Officieel Nieuwsblad der Provincie Oost-Java, 1938, mr 629/39

Quintus 1923:

R.A.Quintus, *The Cultivation of Sugar Cane in Java*, 1923

Rapport grondhuurcontracten 1935;1936;1937:

Jaarlijksrapport van al hetgeen zich in de residentie Besoeki op het gebied van wijziging en verbreking van grondhuurcontracten heeft voorgedaan, mr 683/36; mr 113/38; mr 623/39

Rapport Woeker 1925:

"Rapport betreffende een onderzoek naar den woeker in Kediri en Zuid-Soerabaja (Blaadje voor het Volkscredietwezen 1925)

R.E.D.:

Regentschapsverslagen behorende bij het Eindverslag over het Desa-Autonomie Onderzoek, n.p., n.d.

Regent Modjokerto 1930:

Regent van Modjokerto(Kromoadinegoro) aan den resident van Modjokerto, dd.22 October 1930, mr 155g/30

regentschapsverslagen voedseltoestand:

Excerpt uit de afdeulings- en regentschapsverslagen over den voedseltoestand, mr 1654/31, Vb 19-12-31-8

Reijden 1936:

B.van der Reijden, *Rapport betreffende eene gehouden enquete naar de arbeids-toestanden in de industrie van strootjes en inheemsche sigaretten op Java, deel III Oost-Java*, Publicatie no.12 van het Kantoor van Arbeid, 1936 Bandoeng

- Resident Bondowoso 1931:
 Resident van Bondowoso aan Gouverneur van Oost-Java, no.591/2, dd. 14 Januari 1931, mr 1559g/31
- Resident Modjokerto 1930:
 Resident van Modjokerto(C.A.Schnitzler) aan den Gouverneur van Oost-Java, no.56 geheim, dd.11 October 1930, mr 155g/31
- Resident Modjokerto 1930b:
 Resident van Modjokerto(C.A.Schnitzler) aan den Gouverneur van Oost-Java, no.57 geheim, dd.27 October 1930, mr 155g/31
- Resident Soerabaja 1931:
 Resident van Soerabaja aan den Gouverneur van Oost-Java, dd.2 Februari 1931, no.119 geheim, mr 265g/31
- Resident Soerabaja 1932:
 Resident van Soerabaja aan Gouverneur van Oost-Java, dd. 30 November 1932, mr 241g/34
- Resident Soerabaja 1933:
 Resident van Soerabaja aan den Gouverneur van Oost-Java, no.2045 geheim, dd.26 Juni 1933, mr 1047g/34
- Resident Soerabaja 1933b:
 Resident van Soerabaja aan Gouverneur van Oost-Java, no.451/geheim, dd.21 Februari 1933, mr 241g/34
- Resident Soerabaja 1934:
 Resident van Soerabaja aan Gouverneur van Oost-Java, no.398/geheim, dd. 8 Februari 1934, mr 1047g/34
- Rijke 1934:
 J.J.de Rijke, "Bedrijfstechnisch rapport betreffende de Djembersche afdeelingbank", (*Volkscredietwezen* 1934)
- Rijstcultuur Banjoewangi 1932:
 "Rijstcultuur in het regentschap Banjoewangi" (*E.W.*1932)
- rijstjaar 1933:
 "Het Javaansche rijstjaar" (*E.W.*1933)
- rijstpellerijen 1933:
 "Rijstpellerijen in Nederlandsch-Indie in 1933" (*E.W.*1934)
- rijstpellerijen 1940:
 "Rijstpellerijen in Nederlandsch-Indie" (*E.W.*1940)
- rijstprijzen 1934:
 "Het verloop der rijtprijzen op Java na invoering van het rijstinvoerverbod" (*E.W.*1934)
- rijstvervoer 1930-31:
 "Het rijstvervoer op Java in 1930 en 1931" (*E.W.*1933)
- rijstvervoer 1932:
 "Het rijstvervoer op Java in 1932" (*E.W.*1933)
- Sartono 1973:
 Sartono Kartodirdjo, *Protest Movement in Rural Java*, 1973
- Scheltema 1928:
 A.M.P.A.Scheltema, "Rijstproductie op Java en Madoera" (*Landbouw* vol.4, 1928/29)

- situatie Kedelee 1938:
 "De situatie van Kedelee(sojaboonen) in Nederlandsch-Indie en de beoordeeling van het product in Nederland" (*Landbouw* vol.14, 1938)
- Smits 1926:
 M.B.Smits, "De copraproductie van Nederlandsch-Indie en de wereldhandel in plantaardige vetten" (*Landbouw* vol.2, 1926/27)
- Soekasno 1937a:
 Soekasno, "Particuliere credietvoorziening der landbouwende bevolking in het regentschap Panaroekan" (*Volkscredietwezen* 1937)
- Soekasno 1937b :
 Soekasno, "Klappercultuur en credietvoorziening in het regentschap Banjoewangi" (*Volkscredietwezen* 1937)
- Soekasno 1938:
 Soekasno, "Onderzoek naar den sociaal-economischen toestand van de landbouwende bevolking van het regentschap Sidoardjo" (*Volkscredietwezen* 1938)
- spoorvervoer kedelee 1935:
 "Het spoorvervoer van kedelee op Java in de jaren 1931,1932 en 1933" (*E.W.*1935)
- standaardbudgetten 1939:
 De grondslagen voor het vaststellen van standaardbudgetten voor arbeiders in de cultures op Java, bijlage 18, nr 338g/39, Vb 26-3-40-2
- Statis. landbouwgewassen December 1932:
 "Statistische gegevens van de Inlandsche landbouwgewassen op Java en Madoera over December 1932" (*E.W.*1933)
- Suiker-Enquete Commissie 1921:
Verslag van de Suiker-Enquete Commissie, 1921
- Svensson 1985:
 Svensson, *Contractions and Expansions: Agrarian Change in Java since 1830*, Publication of the Historical-Anthropological Project, Gothenburg, June 1985
- Tichelaar 1927:
 J.J.Tichelaar, *De Javasuikerindustrie en hare beteekenis voor land en volk, 1927*
- Uittreksel Besluit:
 Uittreksel uit het Besluit van den Gouverneur-Generaal van N.I., 26 Oct.1934, nr 1311/34, Vb 17-3-36-10
- Vandenbosch 1933:
 Arnry Vandenbosch, *The Dutch East Indies, 1933*
- UCW.
Volkscredietwezen 1932-1939
- Verslag Afdeeling Landbouw 1928:
 Departement van Landbouw, Nijverheid en Handel, Afdeeling Landbouw, Verslag over 1928
- Verslag arbeid 1931:
 Verslag van het hoofd van het kantoor van arbeid. De werkloosheid in Nederlandsch-Indie in het 2e halfjaar 1931, nr 348/32, Vb 11-4-32-3
- Verslag Ass.-Resident:
 Verslag van den Assistent-Resident ter beschikking van den Directeur van Landbouw, Nijverheid en Handel voor Welvaartsonderzoek, 1933-1938

- Verslag Economischen Toestand 1924*
Verslag van den Economischen Toestand der Inlandsche Bevolking, 1924
- Verslag Economischen Toestand 1933 I :
 Verslag van den Economischen Toestand van Nederlandsch-Indie in het 1e Semester van 1933
- Verslag grondhuurcontracten 1933:
 Verslag over 1933 (en begin 1934) van hetgeen zich in de provincie Oost-Java heeft voorgedaan op het gebied van wijziging en verbreking van grondhuurcontracten, mr 1934/34
- Verslag grondhuurcontracten 1934:
 Verslag over 1934 van hetgeen zich in de provincie Oost-Java heeft voorgedaan op het gebied van wijziging en verbreking van grondhuurcontracten, mr 780/35
- Verslag Handel:*
Verslag omtrent Handel en Nijverheid van Nederlandsch-Indie, 1913-1930
- Verslag Afdeeling Landbouw:
 Departement van Landbouw, Nijverheid en Handel, Afdeeling Landbouw, Verslag over 1928
- Verslag "Landbouw Afdeeling" 1934:
 Verslag van de "Landbouw Afdeeling" van de P.B.I. t.a.v. de Roekoen Tani over het jaar 1933", mr 1047g/34
- Verslag Kremboong, 1928-1940:
 N.V. Maatschappij tot Exploitatie van de Suikerondernemingen "Kremboong" en "Toelangan" gevestigd te s'-Gravenhage, Verslag (Niet voor Publicatie Bestemd) over 1928-1940, Archief Cultuurmaatschappij "Kremboong en Toelangan" en "Sindang-Wangi", no. 20-21
- Verslag opstapeling 1934:
 Verslag omtrent de opstapeling van bevolkingspadi in 1934 voor landrente-betaling, mr 799g/35
- Verslag P.T.:
 Cultuur-Maatschappij "Pradjekan-Tangarang". Verslag over het Boekjaar -----
- Verslag Roekoen Tani 1934:
 Verslag bagian pertanian dari perhimpunan P.B.I. dalam Roekoen Tani Verslag 1934, mr 779g/35
- Verslag Roekoen Tani Congres 1933:
 Verslag van het eerste Roekoen Tani Congres, gehouden op 8 en 9 Juli 1933 te Soerabaja, mr 957g/33
- Verslag Seloredjo 1933:
 Verslag van de N.V. Cultuur Maatschappij "Seloredjo" 1933
- Verslag Syndicaat:
 Verslag van het Algemeen Syndicaat van Suikerfabrikanten in Nederlandsch-Indie, 1915-1936
- Verslag voedseltoestand Januari 1932:
 Verslag omtrent den voedseltoestand in Ned.-Indie in de maand Januari 1932, mr 448/32, Vb 2-6-32-6
- Verslag voedseltoestand September 1932:
 Verslag over de voedseltoestand in September 1932, mr 1572a/32, Vb 6-1-33-9

Verslag voedseltoestand Mei 1935:

Verslag omtrent den voedseltoestand in Ned.-Indie in Mei 1935

Verslag voedselverhoudingen December 1931:

Verslag over de voedselverhoudingen op Java en Madoera over December 1931, nr 302/32, Vb 11-4-32-3

Verslag voedselverhoudingen Januari 1932:

Verslag over de voedselverhoudingen op Java en Madoera over Januari 1932, nr 448/32, Vb 2-6-32-6

Verslag Volkscredietwezen:

Verslag van het Volkscredietwezen, 1929-1933

Verslag Wadoekstelsel:

Verslag betreffende de toepassing van het wadoekstelsel over 1918 en 1919

Verslag Woeker:

Verslag van de commissie voor de woekerbestrijding, n.d.

Vink 1926:

G.J.Vink & Poertjaja Gadroen, "Schetsen van den Inlandschen Landbouw in Zuid-Djombang" (*Landbouw*, vol.2, 1926/27)

Vink 1927:

G.J.Vink & Poertjaja Gadroen, "Schetsen van den Inlandschen Landbouw in Zuid-Djombang" (*Landbouw*, vol.3, 1927/28)

Vink 1928:

G.J.Vink, "Een moeilijk maar belangrijk vraagstuk" (*Koloniale Studien*, jrg.12, dl. I, 1928)

Voedselproblemen 1940:

"Voedselproblemen en Overheidspolitiek op Java en Madoera" (*Koloniaal Tijdschrift* 1940)

Voedseltoestand 1931:

Exerpt uit de afdeulings- en regentschapsverslagen over den voedseltoestand, nr 1654/31, Vb 19-12-31-8

Volkscredietinstellingen 1e derde 1931:

"De volkscredietinstellingen in het 1e derde van 1931" (*Volkscredietwezen* 1931)

Volkscredietinstellingen 3e kwrt.1932:

"De volkscredietinstellingen op Java en Madoera in het 3e kwartaal 1932" (*Volkscredietwezen* 1932)

Volkscredietwezen:

"Het volkscredietwezen in het kwrt. ____" (*Volkscredietwezen*)

Volkstelling 1930:

Departement van Landbouw, Nijverheid en Handel, *Volkstelling 1930*, 3 dln., 1933-34

Voorzitter Volksraad 1933

Voorzitter van Volksraad aan Gouverneur-Generaal, no.1273, dd.10 Juni 1933, nr 1047g/34

Vreede 1931:

A.G. Vreede, "Onderzoek naar den omvang der werkloosheid op Java (November/December 1930)" (*Koloniale Studien*, jrg.15, dl.I, 1931)

Vreede 1932:

A.G.Vreede, "De werkloosheid in Nederlandsch-Indie in het tweede halfjaar 1931" (*Koloniale Studien*, jrg.16, dl.I, 1932)

Vreedenburgh 1926:

"Uit de dagboeken van de ambtenaren voor het volkscredietwezen, Gewestelijk Ambte- naar W.Vreedenburgh te Djombang September 1926" (*Blaetje voor het Volkscredietwezen*, 1926)

Vries 1932:

E.D.Vries, "De cultuur van kedelee op Java" (*Landbouw VII*, 1931/32, no.7)

Vries 1937:

E.D. Vries, "Enkele beschouwingen over de Desa-kleinhandel op Java en Madoera" (*Koloniale Studien*, 1937)

Waterreglement Oost-Java 1938:

Provinciaal Waterreglement Oost-Java, 18 November 1938, nr 629/39

Werkloosheid 2e halfjaar 1931:

Verslag van het Hoofd van het kantoor van arbeid. De werkloosheid in Nederlandsch -Indie in het 2e halfjaar 1931, nr 348/32, Vb 11-4-32-3

Werkum 1937:

H.D.Werkum, "De Woekerbestrijding" (*Koloniaal Tijdschrift* 1937)

Wertheim 1969:

W.F.Wertheim, *Indonesian Society in Transition, A Study of Social Change*, 2e edition, 1969

White 1983:

B.White, "'Agricultural Involution' and its Critics: Twenty Years After", *Bulletin of Concerned Asia Scholars*, vol.15, no.2, 1983

zee-vevoer rijst 1934:

"Het zee-vervoer van rijst binnenn den Archipel vanaf 1 Januari tot en met 31 Augustus 1934" (*E.W.*1934)

(2)邦文

岩隈 1943:

ホンフレイブ、岩隈博訳『インドネシア経済史概説』昭和18年、皇国青年教育協会)

植村 1978:

植村 泰夫「糖業プランテーションとジャワ農村社会」(*『史林』* 61-3、1978年)

植村 1980:

植村 泰夫「ジャワの共同占有の解体をめぐる」(*『東洋史研究』* 38-4、1980年)

植村 1982:

植村 泰夫「ジャワ土地問題研究に関する一視点」(*『東洋史研究』* 41-3、1982年)

植村 1983a:

植村 泰夫「糖業プランテーションとブスキ農村社会」(*『史林』* 66-2、1983年)

植村 1983b:

植村 泰夫「タバコ栽培とブスキ農村」(*『南方文化』* 10輯、1983年)

植村 1988a:

植村 泰夫「19世紀後半-20世紀初頭ジャワ・マツラのデサ首長の社会的地位をめぐる」(*『東洋史研究』* 47-3、1988年)

植村 1988b:

植村 泰夫「20世紀初ジャワ農民の反糖業闘争の一側面 — 蔗園への放火をめぐる」
(『インドネシアに於ける諸民族・部族間の文化摩擦と統合に関する史的研究』昭和61・62年
度科研報告書、1988年)

植村 1989:

植村 泰夫「植民地期ジャワ糖業の土地使用開始時期と農民」(『広島大学文学部紀要』48巻、
1989年)

大江 1943:

ヴァンデンボス、大江 専一訳『東印度』昭和18年、改造社

大塚 1969:

大塚 久雄著作集 第1巻『株式会社発生史論』1969年、岩波書店

大橋 1987a:

大橋 厚子「プリアンゲル制下のコーヒー生産」(『南方文化』14輯、1987年)

大橋 1987b:

大橋 厚子「ジャワ島西部におけるコーヒー義務供出制度の変質」(『アジア・アフリカ言語
文化研究』34、1987年、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)

大橋 1989:

大橋 厚子「ジャワ島プリアンガン地方におけるコーヒー栽培労役の強化について」(『東方
学』78、1989年)

大橋 1992:

大橋 厚子「西部ジャワのコーヒー生産と現地人首長の再編」(石井米雄他編『東南アジア世
界の歴史的位相』1992年、東大出版会)

加納 1976:

加納 啓良「19世紀ジャワの土地制度と村落(デサ)共同体」(斉藤仁編『アジア土地政策論
序説』1976年、アジア経済研究所)

加納 1979:

加納 啓良「ジャワ農村経済史研究の視座変換 — 『インボリューション』テーゼの批判
的検討 — 」(『アジア経済』20-2、1979年)

加納 1981:

加納 啓良「ジャワ糖業史研究序説」(『アジア経済』22-5、1981年)

加納 1983:

加納 啓良「『二重経済』と『農業インボリューション』を越えて」(『東大東洋文化研究所
東洋文化』64号、1983年)

加納 1991:

加納 啓良「アジア域内交易と東南アジア植民地体制」(浜下武志・川勝平太 編『アジア交易
圏と日本工業化1500-1900』、1991年、リブポート)

栗林 1941:

栗林 源十郎『蘭領東印度に於ける煙草栽培事業調査書』、1941年、協同煙草株式会社

ゲーブハルト 1938:

フォン・ゲーブハルト、日本糖業連合会(訳)『爪哇糖業将来の発展』、1938年、日本糖業連合会

小風 1990:

小風 秀雅「日蘭海運摩擦と日蘭会商」(杉山伸也、イアン・ブラウン編著『戦間期東南アジ
アの経済摩擦 日本の南進とアジア・欧米』、1990年、同文館)

杉山 1990:

杉山 伸也「日本の綿製品輸出と貿易摩擦」(杉山伸也、イアン・ブラウン編著『戦間期東南
アジアの経済摩擦 日本の南進とアジア・欧米』、1990年、同文館)

- 田中 1960:
田中 則雄「オランダ東印度会社の西部ジャワに於ける義務供出制度(verplichte leverantien)について」(『南方史研究』2、1960年)
- 田中 1961:
田中 則雄「強制裁培制度」(『世界の歴史』、1961年、筑摩書房)
- 田中 1987
田中 則雄「19世紀、ジャワ灌漑史」(『南方文化』14輯、1987年)
- 田町 1938:
田町 正誉「ジャバに於ける灌漑事業」(『農業土木研究』10巻1-4号、1938年)
- 日本国際問題研究所 1973:
日本国際問題研究所・インドネシア部会編『インドネシア資料集 下』1973年、日本国際問題研究所
- 日本貿易研究所 1944
日本貿易研究所『糖業より見たる広域経済の研究』昭和19年
- ハトマン、ファン・ネック 1981:
ハトマン、ファン・ネック、渋沢元則(訳)『東インド諸島への航海』、1981年、岩波書店
- ピレス 1966:
トメ・ピレス『東方諸国記』、岩波書店、1966年
- ブース 1990:
アン・ブース「日本の経済進出とオランダの対応」(杉山伸也、イアン・ブラウン編著『戦間期東南アジアの経済摩擦 日本の南進とアジア・欧米』、1990年、同文館)
- 深見 1980:
深見 純生「ジョウオ・デイボ運動」(『南方文化』7輯、1980年)
- 馬淵 1969:
馬淵 東一「インドネシア慣習法共同体の諸様相」(岸幸一、馬淵東一編著『インドネシアの社会構造』1969年、アジア経済研究所)
- 宮本 1986:
宮本 謙介「ギアツ理論と19世紀ジャワ経済史研究」(『歴史学研究』554号、1986年5月)
- 宮本 1992:
宮本 謙介「諸外国におけるインドネシア経済史研究」(『経済学研究(北海道大学)』42-2、1992年9月)
- 宮本 1993:
宮本 謙介『インドネシア経済史研究』(1993年、ミネルヴァ書房)
- 村山 1982:
村山 良忠「両大戦間期日本綿織物の東南アジア進出 - 蘭領東インドを中心に -」(『東南アジア - 歴史と文化 -』no.11、1982年)
- 村山 1986:
村山 良忠「第1次日蘭会商 - 日本の宥和的経済進出の転換点 -」(清水 元編『両大戦間期日本・東南アジア関係の諸相』1986年、アジア経済研究所)